南アルプス市地域防災計画

南アルプス市防災会議

目　　次

〔目　　次〕

総　則　編

第１章　計画の目的と編成 …… 31

第２章　防災計画の性格 …… 32

第３章　防災の基本方針 …… 33

共 通 対 策 編

第１章　概　要

第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 61
第２節　南アルプス市の概況 …… 79

第２章　災害予防計画

第１節　市民の防災対策計画 …… 82
第２節　防災組織の充実計画 …… 103
第３節　防災知識の普及計画 …… 105
第４節　防災訓練計画 …… 108
第５節　生活関連施設の安全対策推進計画 …… 121
第６節　都市型災害の防止・軽減対策推進計画 …… 124
第７節　防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画 …… 127
第８節　防災備蓄計画…… 129
第９節　消防予防計画 …… 130
第10節　防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画 …… 152
第11節　防災ボランティア育成強化計画 …… 155
第12節　情報通信システム整備計画 …… 157
第13節　要配慮者対策の推進計画…… 169
第14節　防災拠点整備計画 …… 172
第15節　建築物災害予防対策計画 …… 174
第16節　文化財災害予防対策計画 …… 175
第17節　特殊災害予防対策計画 …… 176

第３章　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制計画 …… 178
第２節　職員配備計画 …… 219
第３節　予報及び警報等の受理・伝達計画 …… 224
第４節　応援要請計画 …… 243
第５節　事業継続計画 …… 268
第６節　自衛隊災害派遣要請計画 …… 269
第７節　県消防防災ヘリコプター出動要請計画 …… 272
第８節　被害状況等報告計画 …… 287
第９節　災害広報計画 …… 314
第10節　災害通信確保計画 …… 315

第11節　交通対策計画 …… 318
第12節　消防対策計画 …… 335
第13節　緊急輸送対策計画 …… 339
第14節　災害救助法による救助計画 …… 362
第15節　避難対策計画 …… 369
第16節　医療対策計画 …… 378
第17節　防疫対策計画 …… 401
第18節　食料供給対策計画 …… 403
第19節　生活必需物資供給対策計画 …… 406
第20節　飲料水確保対策計画 …… 419
第21節　応急教育対策計画 …… 422
第22節　廃棄物処理計画 …… 426
第23節　応急住宅対策計画 …… 449
第24節　救出計画 …… 453
第25節　死体の捜索、処理及び埋葬計画 …… 465
第26節　障害物除去計画 …… 467
第27節　生活関連事業等の応急対策計画 …… 469
第28節　民生安定事業計画 …… 474
第29節　各種事案に対応したマニュアルの制定 …… 500

第４章　災害復旧対策計画

第１節　災害復旧事業計画の作成 …… 501
第２節　激甚災害の指定に関する計画 …… 502

大 規 模 災 害 編

第１章　地震災害対策

第１節　地震被害の想定 …… 601
第２節　地震に強いまちづくり推進計画 …… 671
第３節　大震火災対策推進計画 …… 674

第２章　風水害対策

第１節　風水害災害予防対策計画 …… 683
第２節　水防対策計画 …… 690

第３章　雪害対策

第１節　雪害予防計画 …… 743
第２節　雪害対策計画 …… 744

第４章　原子力災害対策

第１節　原子力災害予防対策計画 …… 745
第２節　原子力災害応急対策計画 …… 747

第５章　火山災害対策計画 …… 749

第６章　林野火災対策

第１節　林野火災予防計画 …… 750
第２節　林野火災の応急対策計画 …… 791

第７章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総則 …… 792
第２節　災害対策本部の設置・関係者との連携協力の確保 …… 793
第３節　南海トラフ地震に関連する情報 …… 795
第４節　時間差発生等における円滑な避難の確保等 …… 797
第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 …… 802
第６節　防災訓練計画 …… 803
第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 …… 804

第８章　東海地震に関する対策計画

第１節　東海地震の被害想定 …… 806
第２節　東海地震に関する事前対策計画の目的 …… 816
第３節　東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動 …… 817
第４節　情報の内容と伝達 …… 820
第５節　広報活動 …… 824
第６節　避難活動 …… 842
第７節　市民生活防災応急活動 …… 844
第８節　防災関係機関の講ずる措置 …… 849
第９節　交通対策 …… 863
第10節　事業所等対策計画 …… 865

資　料　編

〔防災協力機関・団体関係〕

○防災関係機関連絡先一覧表 …… 1001
○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表 …… 1014
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表 …… 1015
○南アルプス市防災会議委員名簿 …… 1016
○ごみ収集運搬業許可業者一覧表 …… 1017
○浄化槽清掃業許可業者一覧表 …… 1018

〔地区防災計画関係〕

○地区防災計画策定一覧表 …… 1018

〔救援施設関係〕

○指定避難所・指定緊急避難場所一覧表 …… 1019
○協定により指定された福祉避難所一覧表 …… 1033
○給水施設・設備等一覧表 …… 1034
○市内医療機関一覧表 …… 1035
○応急仮設住宅建設候補地一覧表 …… 1038

〔消 防 関 係〕

○消防力の現況 …… 1039
○消防水利一覧表 …… 1040
○地区別危険物施設設置状況一覧表 …… 1051

〔水 防 関 係〕

○水防倉庫一覧表 …… 1052
○重要水防区域一覧表 …… 1053
○市内雨量観測所等一覧表 …… 1056
○農業用取水堰及び水門一覧表 …… 1059
○水防上避難区域・避難先予定地一覧表 …… 1071

〔輸送・応援受入施設関係〕

○飛行場外離着陸場等一覧表 …… 1072
○自衛隊ヘリコプター主要発着場一覧表 …… 1073
○自衛隊宿泊予定施設一覧表 …… 1075
○災害時優先道路一覧表 …… 1076

〔山地等災害危険箇所関係〕

○地すべり等崩壊危険地一覧表 …… 1080
○急傾斜地危険区域一覧表 …… 1080
○雪崩危険箇所表 …… 1091
○山地災害危険地一覧表 …… 1092
○土石流危険渓流一覧表 …… 1096
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧 …… 1097
○異常気象時における道路等通行規制基準 …… 1100

〔要配慮者関係〕

○浸水想定区域内の要配慮者施設一覧表 …… 1121
○土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧表 …… 1128

〔応援協定等関係〕

○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定 …… 1131
○災害時における相互応援に関する協定書 …… 1133
○災害時における相互応援に関する協定実施細目 …… 1136
○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書 …… 1137
○災害時における相互協力に関する覚書 …… 1139
○災害時における応急対策業務に関する協定書 …… 1151
○災害時における物資の供給応援に関する協定書 …… 1153
○災害時非常無線通信の協力に関する協定 …… 1155
○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 …… 1157
○災害時緊急応援対策実施に関する協定書 …… 1162
○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書…… 1185
○災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書…… 1214
○特設公衆電話設置に関する覚書…… 1242

○山梨県防災行政無線局に関する協定書…… 1245
○山梨県防災行政無線局の設置・管理・運用に関する協定書…… 1248
○南アルプス市防災行政無線の使用に関する覚書…… 1251
○災害時における救援物資提供に関する協定書…… 1255
○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書…… 1258
○災害時の情報交換に関する協定…… 1261
○災害時における救援物資提供に関する協定書…… 1262
○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書…… 1265
○災害応急復旧工事等に関する業務協定書…… 1267
○大規模地震時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書…… 1269
○備蓄用飲料に関する協定書…… 1291
○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書…… 1293
○災害時等における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書…… 1305
○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書…… 1309
○災害時における応急対策業務に関する協定…… 1331
○災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書…… 1333
○災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定書…… 1339
○災害時における支援協力に関する協定書…… 1353
○災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書…… 1359
○災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定書…… 1401
○災害時における支援協力に関する協定書…… 1405
○災害に係る情報発信等に関する協定…… 1410
○災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書…… 1412
○災害時における相互応援に関する協定書…… 1416
○災害時における生活物資の供給協力に関する協定書…… 1418
○災害時における支援協力に関する協定書…… 1423
○災害時における相互応援に関する協定書…… 1428
○災害時における上下水道施設の応急復旧の協力に関する協定書…… 1430
○災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書…… 1434
○災害時における応急活動の協力に関する協定書…… 1439
○富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書…… 1442
○大規模災害時における被災者支援に関する協定書…… 1444
○災害時の医療救護に関する協定書…… 1448
○災害時の歯科医療救護に関する協定書…… 1450
○災害時の医療救護（薬剤師会）に関する協定書…… 1452
○災害発生時における南アルプス市と南アルプス郵便局の協力に関する協定書…… 1454
○災害時における生活物資等の支援協力に関する協定書…… 1472
○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書…… 1477

○大規模災害時における法律相談業務に関する協定書…… 1482
○災害時における葬祭資機材の供給等総合的支援に関する協定書…… 1484
○災害時における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定書…… 1491
○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書…… 1497
○災害時における応急対策業務に関する協定書…… 1499
○災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書…… 1521
○防犯及び防災における協力に関する協定書…… 1526
○災害時における支援協力に関する協定書…… 1528
○災害時の避難所の利用に関する覚書…… 1535
○災害時の避難場所等の利用に関する覚書…… 1537
○災害時における相互協力に関する協定書…… 1540
○災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定…… 1548
○災害時の避難場所等の利用に関する覚書…… 1550
○災害時の避難場所等の利用に関する覚書…… 1552
○災害時における物資（ユニットハウス等）の支援に関する協定書…… 1554
○山梨県における広域避難等に関する協定書…… 1556
○災害時における仮設建物等の提供に関する協定書…… 1559
○災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書…… 1565
○災害時等における施設利用の協力に関する協定書…… 1570
○災害時における停電復旧及び道路啓開作業の連携に関する覚書…… 1576

〔様 式 関 係〕

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式 …… 1602
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式 …… 1608
○県指定に基づく被害報告様式 …… 1612
・市町村被害状況票（様式３―４―２） …… 1612
・市町村災害対策本部等設置状況・職員参集状況票（様式３―４―５） …… 1613
・避難所開設状況一覧表（様式３―４―６） …… 1614
○「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式 …… 1615
・市町村職員参集状況（様式４―３―１） …… 1615
・市町村別避難所開設状況一覧表（様式４―５―１） …… 1616
・地震防災応急対策実施等状況票（様式４―６―１） …… 1617
○各種救助に係る様式 …… 1618
・地区別被害状況調査表（様式１） …… 1618
・世帯別被害調査表（様式２） …… 1619
・救助活動の種類別実施状況（様式３） …… 1620
・被災世帯調査原票（様式４） …… 1621
・救助の種目別物資受払状況（様式５） …… 1622

・避難所設置及び収容状況（様式６）　…… 1622
・応急仮設住宅台帳（様式７）　…… 1623
・炊き出し給与状況（様式８）　…… 1623
・飲料水の供給簿（様式９）　…… 1624
・物資の給与状況（様式10）　…… 1624
・救護班活動状況（様式11）　…… 1625
・病院診療所医療実施状況（様式12）　…… 1625
・助産台帳（様式13）　…… 1626
・被災者救出状況記録簿（様式14）　…… 1626
・住宅応急修理記録簿（様式15）　…… 1627
・学用品の給与台帳（様式16）　…… 1627
・埋葬台帳（様式17）　…… 1628
・死体捜索状況記録簿（様式18）　…… 1628
・死体処理台帳（様式19）　…… 1629
・障害物の除去状況（様式20）　…… 1629
・輸送記録簿（様式21）　…… 1630
・賃金職員等雇上台帳（様式22）　…… 1630
○自衛隊災害派遣要請依頼書　…… 1631
○消防防災航空隊出場要請書　…… 1632
○放送要請様式　…… 1633

〔条例等関係〕

○南アルプス市防災会議条例　…… 1634
○南アルプス市災害対策本部条例　…… 1636
○南アルプス市災害対策本部活動要領　…… 1637
○南アルプス市地震災害警戒本部条例　…… 1640
○南アルプス市地震災害警戒本部活動要領　…… 1641
○南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱　…… 1642
○南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱　…… 1647
○南アルプス市花壇・生け垣推進に関する補助金交付要綱　…… 1666
○山梨県災害救助法施行細則（別表）　…… 1710

〔そ　の　他〕

○「東海地震に関連する情報」に関する知事の放送文例　…… 1717
○防災の心得　…… 1718
○災害用伝言ダイヤルの利用方法　…… 1720
○災害時優先電話設置場所　…… 1721

○地区別指定文化財一覧表 …… 1723
○気象庁震度階級関連解説表 …… 1727

（白紙）

総　則　編

第１章　計画の目的と編成

第１　目的

芦安地区及び白根地区、櫛形地区の一部に山間部が広がり、特に、芦安地区の大部分は日本第２位の高峰である北岳をはじめ3,000m級の山がそびえるなど、急峻な箇所が多く、地震、暴風、豪雨、地すべり、洪水、崖崩れ、土石流など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「南アルプス市地域防災計画」（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、南アルプス市防災会議が策定する計画である。

第２　編成

この計画の編成は、次の４編からなる。

総　則　編
共通対策編
大規模災害編
資　料　編

第２章　防災計画の性格

第１　防災計画の性格

この防災計画は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの部局の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係部局が定める。

第２　防災計画の修正

この防災計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議が作成する「山梨県地域防災計画」、山梨県が作成する「山梨県地震被害想定調査結果」を踏まえ、さらに過去の大災害を教訓に、震度７を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も必要に応じ修正を加え内容の充実を期すものとする。

第３　防災計画の推進対策

１　市職員への周知徹底等

市の防災担当である総務部は、この防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携、また他機関との連携を図りつつ、次の事項を実行するものとする。

(1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底

(2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検

(3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

２　住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、市は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第３章　防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市の、地勢並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

第１　災害予防

１　災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。

２　発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び関係機関（民間企業、ボランティア、ＮＰＯ等を含む。）相互の協力体制の構築に向けた、防災訓練の実施及び協定の締結等を行う。

３　住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災会等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。

第２　災害応急対策

１　南海トラフ地震に関する情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。

２　発災直後の被害規模の早期把握に関する情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。

３　災害応急対策を総合的、効果的に行うため、市の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援体制の確立を行う。

４　災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。

５　被災者のニーズに柔軟に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、傷害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

６　被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。

７　円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。

８　被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。

９　被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。

10　被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な死体の処理等を行う。

11　防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。

12　被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。

13　流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。

14　二次災害の危険性の見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行う。

15　ボランティア、義援物資・義援金、市外からの支援の適切な受入れを行う。

16　令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制などの感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第３　災害復旧・復興

１　被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。

２　被災施設の迅速な復旧を行う。

３　二次災害の防止と、より快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。

４　迅速かつ適切ながれき処理を行う。

５　被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。

６　被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第４　国、県等との連携

市は、国、県等と互いに連携を取りつつ、これら災害対策の推進を図るものとする。

共通対策編

第１章　概　要

第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１　防災関係機関の役割

１　南アルプス市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

注　指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの
　　指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの
　　指定公共機関：ＮＴＴ東日本(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣の指定するもの
　　指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　市

市は、次の災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

(1) 災害予防

ア　防災組織の整備
イ　防災知識の普及及び教育
ウ　防災訓練の実施
エ　防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
オ　防災に関する施設の整備、点検
カ　建築物等の耐震、防火対策の促進
キ　危険物施設等の災害予防
ク　災害に関する調査研究
ケ　地区の防火応急計画の作成指導
コ　市内の公共的団体等住民の自主防災会への指導育成
サ　前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策
ア　災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
イ　災害に関する警報等の発令、情報の収集、伝達及び広報
ウ　避難準備情報、避難勧告及び指示
エ　防災応急対策の実施及び被害状況の把握、応急復旧対策の実施
オ　消防、水防その他の応急措置
カ　被災者の救出、救助、避難者及びその他の保護
キ　応急教育の実施
ク　災害時に備えた人員、資機材の配備手配
ケ　被災者の要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
コ　清掃、防疫その他の保健衛生活動
サ　交通規制その他の社会秩序維持の措置
シ　緊急輸送の確保
ス　防災関係機関に対する応援要請
セ　前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧
ア　被災施設等の復旧及び災害の再発防止事業の推進
イ　激甚震災に関する調査及び指定への協力
ウ　前各号のほか、将来の災害に備える措置

２　県

(1) 災害予防
ア　防災組織の整備
イ　市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備
ウ　防災知識の普及及び教育
エ　防災訓練の実施
オ　防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
カ　防災に関する施設の整備、点検
キ　防災上必要な調査及び被害想定の作成

ク　建築物等耐震対策、火災対策の強化促進

ケ　危険物等災害予防対策の推進

コ　防災応急計画の作成指導

サ　自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する防災対策の推進

シ　前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

ア　災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営

イ　災害に関する情報の収集、伝達及び広報

ウ　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示

エ　防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握

オ　消防、水防その他の応急措置

カ　避難勧告及び指示

キ　被災者の救出、救助、避難者及びその他の保護

ク　市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出

ケ　応急教育の実施

コ　災害時に備えた人員、資機材の配備手配

サ　県の被災施設及び設備の応急復旧

シ　清掃、防疫その他の保健衛生活動

ス　犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置

セ　緊急輸送の確保

ソ　他機関への応援要請

タ　前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

ア　被災した施設等の復旧及び災害の再発防止事業の推進

イ　激甚災害に関する調査及び指定の促進

ウ　前各号のほか、将来の災害に備える措置

３　指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア　立会関係

各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）

イ　融資関係

（ア）地方公共団体の災害復旧事業費の貸付

（イ）地方公共団体に対する短期資金の貸付

ウ　日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置

（ア）預貯金等の中途解約等の特例措置

（イ）手形交換の特別措置

（ウ）休日営業の特例措置

（エ）融資の迅速化及び簡素化の特例措置

（オ）生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置

（カ）保険料支払いの迅速化措置

エ　国有財産関係

（ア）地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与

（イ）地方公共団体において、小学校・中学校・盲学校・ろう学校又は養護学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与

（ウ）災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可

(2) 関東農政局（山梨農政事務所）

ア　主要食料（米及び乾パン等）の確保と供給措置

イ　主要食料及び食料品（パン、麺、味噌、醤油等）等の在庫状況の把握

(3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

ア　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成

イ　民有林直轄治山事業の実施

ウ　災害復旧用材（国有林材）の供給

(4) 関東運輸局（山梨運輸支局）

ア　災害時における輸送実態調査

イ　災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導

ウ　災害時における自動車の応援手配

エ　災害による不通区間におけるう回輸送、代替輸送等の指導

オ　災害時における関係機関との連絡調整

(5) 東京管区気象台（甲府地方気象台）

ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

イ　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報並びに警報の発表と伝達

ウ　気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表

エ　防災気象知識の普及

オ　異常現象発見の通報に対する適切な措置

(6) 関東総合通信局

ア　電波及び有線電気通信の監理

イ　防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導

ウ　災害時における非常通信の確保、並びに非常通信の運用監督に関すること。

エ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導

オ　非常通信協議会の育成及び指導

(7) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）

ア　工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査

イ　事業場内労働者の二次災害の防止

ウ　被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予

エ　災害復旧工事における安全の確保

(8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。

ア　防災対策の基本方針等の策定

イ　災害予防

（ア）災害対策の推進

（イ）危機管理体制の整備

（ウ）災害、防災に関する研究、観測等の推進

（エ）防災教育等の実施

（オ）防災訓練

（カ）再発防止対策の実施

ウ　災害応急対策

（ア）災害発生直前の対策

（イ）災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

（ウ）活動体制の確立

（エ）政府本部への対応等

（オ）災害発生直後の施設の緊急点検

（カ）災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

（キ）災害発生時における応急工事等の実施

（ク）災害発生時における交通の確保等

（ケ）緊急輸送

（コ）二次災害の防止対策

（サ）危険物等の大量流出時における体制の整備

（シ）被災者・被災事業者に対する措置

（ス）災害発生時における広報

（セ）自発的支援への対応

（ソ）災害時において緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

エ　災害復旧・復興

（ア）災害復旧・復興の基本方針

（イ）災害復興の実施

（ウ）都市の復興

（エ）被災事業者等に対する支援措置

（オ）緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4　自衛隊（陸上自衛隊東部方面特科連隊）

(1) 平素における準備

ア　防災関係資料の整備

イ　関係機関との連絡・調整

ウ　災害派遣計画の作成

エ　防災に関する教育訓練

オ　その他

（ア）防災関係資機材の点検・整備

（イ）隊員の非常参集態勢の整備

(2) 災害派遣の準備

ア　災害派遣初動の準備

イ　災害等情報の収集

ウ　通信の確保

エ　要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

5　指定公共機関

(1) 郵便事業株式会社、郵便局株式会社

・郵便事業株式会社

ア　地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

イ　避難所における臨時の郵便差立箱の設置

・郵便局株式会社

ア　郵便局窓口業務の維持

イ　緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）

ウ　地方公共団体又は郵便局株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

エ　郵便局ネットワークを活用した広報活用

オ　郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ（山梨支店）

ア　災害時における公衆通信の確保と被災施設の早期復旧

イ　災害応急措置の実施の必要な通信に対しての通信施設の優先利用

ウ　気象警報等の市町村長への伝達

(3) 日本赤十字社（山梨県支部）

ア　被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施

イ　応援救護班の体制確立とその整備

ウ　血液製剤の確保及び供給のための措置

エ　赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整

オ　災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整

カ　被災者に対する赤十字救援物資の備蓄

キ　義援金の募集及び配分

(4) 日本放送協会（甲府放送局）

ア　災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信

イ　災害対策基本法に定める対策措置

(5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

ア　管轄する高速道路等の耐震整備

イ　災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保

ウ　高速道路の早期災害復旧

(6) 日本通運株式会社（山梨支店）

ア　安全輸送の確保
イ　災害対策用物資等の輸送
ウ　災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備

(7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
ア　電力供給施設の災害予防措置
イ　被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
ウ　災害発生時及びその前後における電力供給の確保

6　指定地方公共機関

(1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
ア　地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
イ　地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
ウ　社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力

(2) 輸送機関（山梨交通株式会社、社団法人山梨県トラック協会）
ア　安全輸送の確保
イ　災害対策用物資等の輸送
ウ　災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備

(3) ガス供給機関（日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会）
ア　ガス供給施設の耐震整備
イ　被災地に対するガス供給の確保
ウ　ガス供給施設の被害調査及び復旧

(4) 医師会（中巨摩医師会）
ア　被災者に対する救護活動の実施
イ　収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

7　南アルプス警察署
ア　警備情報に関すること。
イ　救出及び避難に関すること。
ウ　行方不明者の調査
エ　死体の検視（見分）
オ　交通規制及び交通秩序の確保
カ　交通信号施設等の保全に関すること。
キ　緊急通行車両の確認及び証明書の発行
ク　犯罪の予防、その他社会秩序の維持

8　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体
ア　市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
イ　農林産物等の災害応急対策に対する指導
ウ　被災農家に対する資金の融資又はそのあっ旋
エ　農林業生産資材等の確保、あっ旋

(2) 南アルプス市商工会
ア　市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力

イ　災害時における物価安定についての協力

ウ　救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

(3) 病院等医療施設の管理者

ア　避難所の整備及び避難訓練の実施

イ　災害時における収容者の保護及び誘導

ウ　災害時における病人等の収容及び保護

エ　災害時における被災者の収容及び助産

(4) 社会福祉施設の管理者

ア　避難所の整備及び避難訓練の実施

イ　災害時における入所者の保護及び誘導

ウ　応急医薬品の整備

(5) 学校施設の管理者

ア　生徒に対する情報等の伝達

イ　避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励

ウ　避難所の整備及び避難訓練の実施

エ　災害時における応急教育対策計画の樹立と実施

9　その他の公共的団体

(1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、南アルプス市社会福祉協議会）

ア　市との相互支援協定に基づく協力要請によるボランティア活動の実施

イ　災害時のボランティア活動に関する連絡調整

ウ　ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

(2) 山梨県ボランティア協会

ア　災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ　ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

第２節　南アルプス市の概況

第１　自然的条件

１　位置及び面積

本市は、山梨県の西側、南アルプス山麓に位置し、西は長野県伊那市に接し、南は早川町、増穂町等のほか静岡県静岡市にも一部接している。

平成15年４月１日に八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の４町２村が合併して生まれた本市は、総面積264.06平方㎞で、山梨県の面積の約5.9％を占めている。

２　地勢

本市は、南アルプスの主峰北岳を頂点として東西に細長い形をしている。

本市の市名の由来となる南アルプスは、日本第２位の高峰である北岳を始め、間ノ岳、農鳥岳、仙丈ケ岳、鳳凰三山、甲斐駒ヶ岳など、3,000ｍ級の山々が連なり、その麓を流れ富士川にそそぐ御勅使川、滝沢川、坪川の３つの水系沿いに市街地が広がっている。

３　地質・地盤

各地区の地質・地盤は、次のとおりである。

(1) 八田地区

八田地区は、御勅使川扇状地と釜無川氾濫原とにまたがっているという地形から、地質はこの２つと竜岡台地から延びる「赤山」の３つに分けられる。御勅使川扇状地、釜無川氾濫原のいずれの堆積物も砂又は砂礫であるが、御勅使川扇状地堆積物は粘土層が砂礫と互層となっている。「赤山」は、赤色火山灰土の八ケ岳泥流であり、輝石安山岩を含む軟い集塊岩よりなる火山性台地である。

(2) 白根地区

白根地区は、ほとんどが扇状地上にあるため、土質は砂礫質で、地下水位は極めて深く（平均８ｍ）、水利施設が整う前は水量に乏しい原七郷と呼ばれる常習干ばつ地であった。

(3) 芦安地区

芦安地区は、中央構造線と糸魚川―静岡地質構造線とに挟まれた赤石楔状地と呼ばれる地域に属している。西半の野呂川流域は、四万十累帯、瀬戸川帯より構成され、東半は、御坂層群よりなる地域である。四万十層群の堆積物は変成作用を蒙り、千枚岩・粘板岩よりなるため剥離性が強く風化崩壊のため急峻なＶ字谷を造り、山地崩壊が起こりやすい。また、御坂層群は海底火山堆積物であるため、ベントナイト化も激しく、含水膨張性も高く、その結果地すべり、山崩れが発生しやすい。

(4) 若草地区

若草地区の地質は、大きくは御勅使川扇状地と釜無川氾濫原によって構成されている。扇状地は砂れき質土壌で、氾濫原はれき混りの黒灰色の粘土層が堆積されている。

(5) 櫛形地区

櫛形地区の地質は、大きくは山地部の櫛形山累層と扇状地堆積層・段丘・大木れき層・曽根層群・ローム土によって構成されている。櫛形山累層は、主として玄武岩・安山岩の溶岩と緑色凝灰岩・緑色凝灰角れき岩で、断層付近の緑色凝灰岩はスレーキングすることが多い。

(6) 甲西地区

甲西地区の地質は、櫛形山累層の泥岩層で、主として玄武岩、安山岩等の溶岩及び凝灰角礫岩から成り立っている。

4　活断層

市内には、鳳凰山断層、市之瀬断層群、櫛形山断層群等の活断層が確認されており、市周辺においても活断層が多く分布している。

5　気候

夏は最高気温が40℃近くに、また冬は最低気温が－10℃近くになることもあるなど、夏の暑さと冬の冷え込みが厳しいという盆地特有の内陸性気候である。

第２　社会的条件

1　人口

平成15年４月１日、４町２村の合併に伴い、本市の人口は７万人を超える規模となった。

一方、核家族化の進行や少子化傾向等により、１世帯当たりの人数は減少傾向にある。

なお、老年人口（65歳以上）の占める割合は増加傾向にある。今後、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、また要援護高齢者の増加も予想されるなか、核家族の進行の上高齢化のため、家族の介護力の低下も懸念される。

市は、このような実態を把握、検討し、防災面についても十分に反映させるよう、関係機関や関係団体と連携して、各防災対策を推進していく。

人　口　等　の　推　移

年	人　口	増加		世帯数	１世帯当たり人数	老年人口			
		数	率			人　口	割　合	県割合	全国割合
昭和60年	人 58,298	人 4,175	% 7.71	15,163	人 3.84	人 8,267	% 14.2	% 12.9	% 10.3
平成２年	62,352	4,054	6.95	16,684	3.74	9,719	15.6	14.8	12.0
7	67,554	5,202	8.34	19,456	3.47	11,220	16.6	17.1	14.5
12	70,116	2,562	3.79	21,594	3.25	12,530	17.9	19.5	17.3
17	72,055	1,939	2.77	23,316	3.09	13,821	19.2	21.9	20.1
22	72,635	580	0.80	24,500	2.96	15,531	21.4	24.5	23.0
27	70,828	-1,807	-2.5	25,135	2.82	17,616	24.9	28.0	26.8
令和２年	69,459	-1,369	-2.0	26,059	2.67	19,302	27.8	30.4	28.0

注　国勢調査

2　産業

御勅使川扇状地やそれに続く低地では、ぶどう、桃、さくらんぼ、スモモ等の果樹栽培が盛んに営まれている。

また、甲西地区、櫛形地区には工業団地があるが、中部横断自動車道の開通など、交通の利便性等を生かし、優良企業の誘致に努める。

3　交通

国道52号が本市の南北を結ぶ基幹道路として市街地を通過しているほか、主要地方道の甲府南

アルプス線、韮崎櫛形豊富線、甲斐芦安線や市道が近隣市町村や市内各地区を有機的に結んでいる。

市内の道路は、計画的に整備が図られているが、山地の地域には、急傾斜な山間地なため幅員が狭く、屈曲の多い箇所も多い。

第３　過去の災害履歴

１　風水害

本市の各河川は、高峻な山岳から短い流路延長を流下するため、平均河床勾配は比較的急勾配で、しかも脆弱な御坂層を流化するため、出水の都度多量の土石を伴って流れ、下流緩流部に堆積し、甲西地区・若草地区内において典型的な天井川を形成する。市之瀬川、滝沢川は天井川として広く知られている。

芦安地区は、地区の約97％が森林原野であり、その全域が傾斜度15°以上で、30°を超える急傾斜地が84.5％を占めている。このような地形や地質により、御勅使川、野呂川流域を中心として土石流発生危険区域や急傾斜地危険区域等の災害危険指定区域が全域にわたっており、集中豪雨、局地的豪雨による危険地域が各所に散在している。過去にも台風により陸の孤島と化したこともある。

また、甲西地区は、河川が数多くあり、豊富な水に恵まれているが、天井川が数多く存在することから、井路縁川が堰野川・秋山川の下をくぐり坪川に流入、長沢川が旧利根川の下をくぐり、五明川が坪川の下をくぐり横川に流入、横川が滝沢川の下をくぐるという特異なケースの川が多い。また、下流に天井川を形成しているため、大雨が降ると、しばしば浸水、冠水等の水害を被ってきた。また、御勅使川扇状地に位置する中央部及び東部地域は、大規模地震発生時には液状化の危険が極めて高いと予想される。

このような自然的条件にあるため、集中豪雨や台風来襲時にはしばしば水害に見舞われてきた。

近年における水害として記録に新しいものとしては、昭和34年８月14日の台風７号と同年９月26日～27日の台風15号（伊勢湾台風）であり、明治40年の大水害以来の大きな災厄をもたらした。

２　地震

被害をもたらした大地震としては、安政元年（1854年）の大地震と大正12年（1923年）の関東大震災及び平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震が挙げられる。

安政大地震（マグニチュード8.4）は、東海道沖を震源地として発生し、関東大震災（マグニチュード7.9）は、相模湾沖を震源地として発生し、山梨県内でも相当な被害を受け、本市においても家屋の損壊及び土地・道路等に大きな割れ目ができた。また、東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）は、東日本太平洋沖を震源地として発生し、県内では、大きな被害はなかったものの、地震直後の巨大津波で主に岩手、宮城、福島の３県は、多数の死者・行方不明者と多くの家屋が損壊し、その被害は甚大であった。また、巨大地震及び大津波で、東京電力福島第一原子力発電所の炉心溶解及び水素爆発により、国際原子力事象評価尺度のレベル７（深刻な事故）に相当する多量の放射性物質が外部に漏れ出た事故の解決には長時間を要する。

第２章　災害予防計画

第１節　市民の防災対策計画

第１　防災の主役は市民

市民力を活かした地域防災力の向上、すなわち、市民の自発的な防災への取組みが重要であり、『防災の主役は市民』との認識が必要である。

第２　減災行動の第一歩

災害による被害をできるだけ小さくすることを「減災行動」と言い、減災行動の第一歩は、自分や自分の家族は、自分自身で守るという『自助』の災害対応力を高めることである。

第３　減災のための我が家の３本柱

１　我が家の備蓄

災害が発生し、ライフラインが停止した場合に備え、おおむね３日～７日間は自力で生活できる食糧等の備蓄が必要である。ただし、食糧は、非常食である必要はなくカセットコンロ等が活用できれば、通常食で十分である。また、飲料水は、買置きしたものを古い順から使用し不足分を買い足すことで、備蓄が確保できる。

２　我が家の安全確保

自宅は、耐震補強がどうなっているかを確実に把握しておくとともに、家具類の転倒による怪我を防止するため、家具類の転倒防止策を確実に実施しておくことは重要である。

３　我が家の防災会議

災害が発生した場合、家族同士の安否確認の手段、非常持ち出し物品で必要な物品や位置を確認しておくよう、家庭内で災害に備えて話し合いを行うことが必要である。

第４　地区防災計画作成の推進

地震等の大規模災害の発生時には、行政機能が麻痺してしまい、行政による「公助」が行き渡らないことが想定されるため、地域住民自身の命を守る行動「自助」と地域コミュニティによる助け合い「共助」による地域防災力をより一層向上する必要がある。

市内の自主防災組織及び市内に事業所を有する事業者（以下、「自主防災組織等」という。）は、当該組織の防災力の向上を図るため、災害対策基本法に基づき、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難体制の構築など、自発的な防災活動に関する計画である「地区防災計画」を作成することができる。

そのため、南アルプス市では、自主防災組織等へ「地区防災計画」の策定を推進し、作成支援を行うとともに、自主防災組織等から本防災計画に作成の地区防災計画を定めることの提案を受けた場合は、南アルプス市防災会議に諮り、必要と認めるときは、本防災計画に定める。

資 料 編　○地区防災計画策定一覧　　（Ｐ1018）

第２節　防災組織の充実計画

第１　南アルプス市防災会議

１　設置の根拠

災害対策基本法第16条

２　所掌事務

南アルプス市防災会議条例第２条の定めに基づき、次の事務を行う。

(1) 南アルプス市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定により水防計画を調査審議すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

３　組織

南アルプス市防災会議条例第３条の定めに基づき、次のとおり会長及び委員をもって組織する。

南アルプス市防災会議	会　　長	市　　長
	委　　員	○　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 ○　山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 ○　山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者 ○　市長がその部内の職員のうちから指名する者 ○　教育長 ○　消防長及び消防団長 ○　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 ○　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

専門委員

資料編　○南アルプス市防災会議条例　（Ｐ1634）
○南アルプス市防災会議委員名簿　（Ｐ1016）

第２　南アルプス市災害対策本部（本編第３章第１節「応急活動体制計画」参照）

第３　南アルプス市水防本部（大規模災害編第２章第２節「水防対策計画」参照）

第４　南アルプス市地震災害警戒本部（大規模災害編第７章第３節「東海地震に関する調査情報、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動」参照）

第５　自主防災組織

１　設置の目的

災害対策基本法第５条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会等を単位として自主防災会が組織されている。

２　組織の編成及び活動

自主防災会は、組織や地域の状況に応じた規約及び地区の防災計画を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう平常時から準備、訓練に努める。

(1) 構成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。

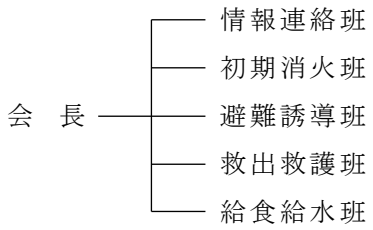

(2) 活動内容

平常時の活動内容	災害発生時の活動内容
○　情報の受伝達体制の確立 ○　防災知識の普及 ○　防災訓練の実施 ○　火気使用設備器具等の整備・点検 ○　防災用資機材の備蓄及び管理・点検 ○　災害危険箇所の調査 ○　防災マップの作成・配布	○　地域内の被害状況等の情報の収集 ○　住民に対する避難勧告・指示の伝達 ○　初期消火等の実施 ○　救出・救護の実施及び協力 ○　集団避難の実施 ○　炊き出しや救助物資の配布に対する協力

3　市の行う指導

市は、次の措置を推進し、自主防災会の充実強化に努める。

(1) 県立防災安全センター等を活用した研修会等の開催による自主防災会指導者の育成

(2) 消防本部が行う普通救命講習等への参加促進

(3) 自主防災会が行う防災訓練への消防職員の派遣、指導

(4) 防災資機材等の計画的配備

第３節　防災知識の普及計画

市職員及び一般住民等に対して、次により防災知識の普及を図る。

第１　職員に対する防災教育

１　講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

また、各職場においては、適宜研修会等を開き、災害時における業務内容、連絡方法等の認識を深める。

なお、新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目として防災知識の普及に関する研修を行う。

研修実施の内容は、おおむね次のとおりとする。

新任研修内容

①　災害対策活動の概要	③　職員としての心構え
②　災害の特性と対処方法	④　災害時の役割内容

２　見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに災害危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

３　職員初動マニュアル等の配布

市は、災害時に職員が迅速かつ適切な行動がとれるよう、「職員防災マニュアル」等を作成配布し、職員研修用テキストとして活用を図る。

「職員防災マニュアル」の内容は、おおむね次のとおりとする。

①　災害対策本部の組織	④　災害情報収集及び伝達の要領、報告書式
②　職員としての心構え	⑤　避難所の開設要領
③　災害時の業務内容	

第２　住民に対する防災知識の普及

市は、次により住民に対して防災知識の普及を図る。

１　普及の方法

(1)　「広報　南アルプス」の活用

(2)　市ホームページ、ＣＡＴＶの活用

(3)　社会教育の場の活用

(4)　県立防災安全センターの活用

(5)　防災関係資料（防災パンフレット・防災ハンドブック等）の作成、配布

(6)　防災ビデオ等の貸出し

２　普及内容

(1)　防災に対する一般的知識

(2)　気象、災害発生原因等に関する知識

(3)　防災計画及びこれに伴う防災体制

(4) 災害予防措置

(5) 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識

資 料 編　○防災の心得　　（Ｐ1718）

第３　学校教育における防災教育

市は、次により児童生徒の発達段階に即して計画的に防災教育を実施するとともに、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

１　教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項を取りあげる。

２　防災訓練

学校行事等の一環として実施し、消火等の実践活動、避難行動等について習得させる。

３　課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第４　社会教育における防災教育

生涯学習講座等において、その学習内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、防災に対する一般的知識、災害時にとるべき措置、集団行動時の心得、災害時要配慮者へのサポート等について、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布、映画・テレビ・体験談等を教材として習得させるものとする。

第５　防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市は、独自に、又は防災関係機関と協力して、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第６　県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市職員だけでなく、児童生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また住民に対しても当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展示室	地震体験装置	震度１から７までを体験できる装置
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	ビルカット装置	必置消火器具の取り付け説明装置
	情報伝達システム	情報伝達の際の正確度を体験させる装置
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	山梨の総合防災システム	平常時、災害時の防災対策をスライドで学べる装置
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横揺れ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	101品目、119点
視聴覚教室		120人収容、ビデオ、映写装置等

図　書、　相　談　室	400冊
訓　練、　実　習　室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等

第７　企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして企業防災の推進に努める。

このため市は、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第４節　防災訓練計画

市は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう、次の訓練を実施する。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第１　総合防災訓練

市は、防災関係機関等と合同し、関係団体及び住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合訓練を次により実施する。

１　実施時期

「防災週間」の間又は６月上旬など、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

２　実施場所

風水害等によって、大規模災害を受けやすい地域において実施する。

３　実施内容

関係機関との協議により、その都度実施要綱を定めて実施する。

訓練重点事項

○　非常参集	○　消防	○　応急復旧
○　情報通信連絡	○　水防	○　炊き出し
○　災害対策本部設置・運営	○　救援物資調達・輸送	○　その他
○　避難	○　防疫	
○　救出・救護	○　給水	

第２　地区防災訓練

各地区においては、地区の災害実状に応じた訓練を実施する。訓練実施の際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

１　参加機関

支所職員、地区消防団、南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議、地域住民等

２　実施時期

最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

３　実施内容

(1) 情報収集伝達訓練

(2) 消火訓練

(3) 水防訓練

(4) 避難訓練

(5) 炊き出し訓練

第３　非常通信訓練

災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常時の通信の円滑な運用を確保するため、次により非常通信訓練を実施する。

１　参加機関

(1) 南アルプス市

(2) 南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議

(3) 住民（自主防災会）

２　実施時期及び実施方法

関係機関との協議によりその都度定める。

第４　避難訓練

学校等、病院、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努める。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、外国人、観光客、障害者などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に対しても、必要な対策を講ずるよう努める。

なお、学校等（保育所を含む。）においては、次のことに留意する。

１　災害の種類や規模、発生時間など、さまざまな場面を想定し、地域の自主防災会等と連携するなどして訓練を実施する。

２　実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。

３　人命、身体の安全の確保を基本とする。

第５　防疫訓練

１　職員の訓練

常に防疫作業の修習を図るとともに、随時防疫演習を行う。

２　機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

第６　消防訓練

消防機関は、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と併行して行うものとする。

１　実施期間

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

２　実施場所

火災のおそれのある地帯又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

３　実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第７　水防訓練

市は、水防工法の完全な習熟を目的として、南アルプス市消防本部、消防団等と連携し、県水防指導員の指導により水防訓練を行う。

１　実施時期

洪水が予想される時期前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。

２　実施場所

洪水のおそれのある河川危険箇所を選んで実施する。

３　演習要領

市の演習要領は、中北建設事務所水防支部長と協議の上、水防本部長（市長）が定める。

第８　訓練後の検証

防災訓練実施後には、訓練の検証を行う検討会を行い、訓練状況の確認、問題等の洗い出し等を行い、必要により活動体制の見直し等を行う。

第５節　生活関連施設の安全対策推進計画

水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害発生を防止し、又は被害を最小限にとどめるため、各施設の安全対策を推進する。

第１　水道施設安全対策の推進

県が実施した「山梨県地震被害想定調査結果」によると、「糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間（Case３）」冬5時の被害想定では約96％の世帯で、「曽根丘陵断層帯（Case１）」では約78％の世帯で断水被害が発生するとされるほか、他のほとんどの想定地震も50％以上の世帯で断水被害が発生するとされている。

また、「南海トラフ巨大地震（東側ケース）」が発生した直後には、市内で44,663戸（88.9％）が断水すると想定されている。

市企業局は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

１　水道水の確保

(1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

(2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

２　送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は計画的に布設替えを推進し、送・配水管の耐震性の強化に努める。

３　配水系統の相互連絡

２以上の配水系統を有する水道施設にあっては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

４　電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

５　復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

６　応急給水用機材の備蓄

災害時に、迅速な応急給水活動ができるよう、給水タンク等の整備に努める。

第２　下水道施設安全対策の推進

市下水道課は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能向上のため、次の対策を実施するものとする。

１　耐震性の確保等

(1) 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

(2) 下水処理場は、市内には小規模施設が３か所で、最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保するよう努める。

２　施設機能の整備

小規模下水処理場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

３　施設の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

第３　電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

１　電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

２　防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

３　要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第４　簡易ガス安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

１　施設・設備の安全確保

(1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感電器との連動化を図る。

(3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

２　災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

３　要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第５　液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

１　施設・設備の安全確保

(1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施

(2) 緊急遮断弁等対震機器及び消火設備の整備

(3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進

(4) 保安要員の確保

２　連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

(1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
(2) 応急用資機材、工具類の整備

3　消費先の安全確保
(1) 容器転倒防止措置の強化
(2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化
(3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
(4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第６　通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

1　施設・設備の安全確保
(1) 電気通信施設の耐震化
(2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2　通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。
(1) 災害時優先電話の確保
(2) 特設公衆電話の設置

3　通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4　応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。
(1) 可搬型移動無線機
(2) 車載型衛星通信地球局
(3) 非常用移動電話局装置
(4) 移動電源車及び可搬型電源装置
(5) 応急復旧ケーブル
(6) 特殊車両

5　要員の確保
(1) 緊急連絡体制の整備
(2) 交通途絶時等の出動体制の確立
(3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第６節　都市型災害の防止・軽減対策推進計画

都市化の進展等により、大規模な地震が発生した場合には、建築物・建造物等の倒壊・転倒・落下等により、甚大な被害の発生が予想される。このため、建築物の耐震性の確保対策、施設の安全対策等を推進し、被害の発生防止、軽減を図るものとする。

第１　公共施設災害予防対策

１　老朽建築物の改築促進

(1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。なお、改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の促進を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

２　市有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物のうち、災害応急活動の拠点となる市庁舎、支所、避難所となる学校施設等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、緊急度や建替計画などを考慮するなかで、順次、耐震補強を実施する。

３　建替時等の留意事項

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。

４　建物以外の施設の補強及び整備

(1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施する。

(2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

第２　一般建築物災害予防対策

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その設計段階等において審査、確認、指導が行われ、その実効が図られているところである。

しかし、県が実施した「山梨県地震被害想定調査結果」によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

これは、市内における建物の約77.7%が木造建物であり、しかも新耐震基準（昭和56年）以前の古い木造建物が約48%を占めていることが大きな要因となっている（大規模災害編第１章　第１節　地震災害の想定　参照）。

このため、市は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

１　耐震性に関する知識の普及

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報紙やパンフレットの配布等により、耐震工法、耐震補強等の重要性の啓発を行い、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

２　既存木造住宅の耐震診断の促進

市は、「南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱」に基づき、一定の条件を満たす既存木造住宅に対して耐震診断を行っている。

また、市は、「南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱」に基づき、一定の条件を満たす既存木造住宅について、耐震改修工事の実施に対して予算の範囲内において補助金を交付している。

広報紙等を通じて当該事業の周知を図り、既存木造住宅の耐震診断の実施、また耐震改修工事の実施を促進し、震災に強いまちづくりを推進する。

資 料 編　○南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱　（Ｐ1642）
○南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱　（Ｐ1647）

３　県が実施する無料耐震診断及び耐震改修補助の活用

県は、昭和56年５月以前に建設された木造２階建て以下の個人住宅に対して、無料の耐震診断を実施するとともに、当該耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修工事に対して補助を行っている。

市は、当該事業を活用して、広報紙等により住民に周知、活用を図り、地震に強いまちづくりに努める。

４　講習会等の開催

建物の耐震性の向上を推進するため、また耐震性確保の重要性を住民に周知を図るため、講習会等を開催する。

第３　ブロック塀・石塀等対策

昭和53年６月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に多くのブロック塀・石塀が倒壊し、新たな災害要因としてその危険性が注目された。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていなかったことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。

また、特に通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、「南アルプス市花壇・生け垣推進に関する補助金交付要綱」等を活用して、改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨していく。

資 料 編　○南アルプス市花壇・生け垣推進に関する補助金交付要綱　（Ｐ1666）

第４　落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の建築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物　件　等	対策実施者	措　置　等
横断歩道橋		耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。

枯街路樹等	道路管理者	樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第５　危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

１　市の措置

各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

(1) 施設の耐震化の促進

(2) 緊急措置作成に対する指導

(3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携

(4) 地震防災教育、訓練の充実

２　事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

(1) 自衛消防組織の充実強化

(2) 防災資機材の整備充実

資 料 編　○地区別危険物施設設置状況一覧表　　（Ｐ1051）

第７節　防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備・拡充を推進する。

第１　防災施設の整備

１　市役所・各支所

災害発生時等に災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等へ的確に伝達できるよう、通信施設の整備、充実に努める。

また、突発的な災害にも迅速に対応できるよう、防災対策用資機材等の備蓄に努める。

２　防災備蓄倉庫

防災備蓄倉庫として市内に櫛形防災倉庫、白根防災倉庫、芦安防災倉庫（大曽利防災倉庫）、八田防災倉庫、若草防災倉庫、甲西防災倉庫、中央防災倉庫の７か所を拠点とし、今後は、避難者等へ円滑な供給ができるよう、市内指定避難所への防災備蓄倉庫の整備を計画的に推進するとともに、「山梨県地震被害想定調査結果」の本市への被害想定調査結果等を参考にし、本市の人口の変化等を勘案して、計画的に非常食、資機材等の備蓄を図っていく。

３　水防倉庫

市内には、主要河川沿い等に水防倉庫が13か所設置されている。消防団が水防倉庫の資機材の点検を定期的に行っているが、計画的に水防資機材の整備、拡充を図る。

資 料 編　○水防倉庫一覧表　　（Ｐ1052）

４　避難場所

市においては、資料編に掲載のとおり避難所及び緊急避難場所をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化・耐震性不足、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な広場、建物等を充て、更にバリアフリー化した施設など、障害者等にとって避難や避難生活が容易な施設を選定するよう考慮する。

資 料 編　○指定避難所・指定緊急避難場所一覧表　　（Ｐ1019）

第２　防災資機材の整備

防災資機材等を適切に保管するため、点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づき定期的に点検整備を実施する。

１　点検整備を要する主な防災資機材と保管機関

資機材	保管機関
水防用備蓄資機材	消防団
救助用資機材及び医薬品	健康増進課
消防用資機材及び施設	消防本部、消防団
防疫用資機材	健康増進課
給水用資機材	上下水道局
たん水防除用資機材	道路整備課

備　蓄　食　料　・　生　活　必　需　品	防災危機管理課

２　点検内容

資　　機　　材　　等	機　　械　　類
１　規格ごとに数量の確認 ２　不良品の取替 ３　薬剤等の効果測定 ４　その他必要な事項	１　不良箇所の有無及び故障の整備 ２　不良部品の取替 ３　機能試験の実施 ４　その他必要な事項

第８節　防災備蓄計画

市では、災害が発生した直後の市民生活を維持するため、以下の事項を考慮して食糧、そのほか生活必需品等の防災備蓄計画を別途策定する。

第１　前提となる被害想定

発生する可能性が高く、かつ被害が甚大となり、市に多くの影響を及ぼすものを選定する。

第２　防災備蓄対象

１　物資支給対象者

支給対象者については、本市の人口の変化等を考慮して、被害想定結果に基づき算出し、流通備蓄や救援物資を勘案し、発災から３日間の備蓄を整備するものとする。

２　備蓄品目

備蓄品目については、食料や毛布、簡易トイレに加えて、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、粉ミルク、哺乳瓶、生理用品、トイレットペーパー等生活必需品を備蓄することとする。

なお、食物アレルギーを有する者への対応も考慮する。

３　備蓄数量

避難者の年代や性別を考慮して算定するものとする。

第３　防災備蓄の考え方

市防災備蓄計画以外の防災備蓄の考え方には以下のものがある。

１　家庭内備蓄

家庭内備蓄の意識や必要性について、広報誌、自主防災組織等を通じて、継続的に広報する。備蓄に際しては、３日～７日以上の食料や、１日３ℓ以上の飲料水、３ℓ以上の生活用水の備蓄を推進していく。

２　地域内備蓄

地域は、災害時に使用できる個人保有機材を把握するとともに、自主防災組織として必要な防災資機材を計画的に整備するものとする。

３　企業内備蓄

大規模災害の場合、消防、自衛隊等の行政機関が直ちに救援要請に対応できないことを考慮し、企業は、３日分程度の備蓄を確保するとともに、状況によっては、会社施設内に社員を待機させる等の処置を講ずるものとする。

４　流通備蓄

本市と流通業者間で締結した、災害時に物資等の供給支援の協定に基づき、災害時に必要な物資を調達できるものを「流通備蓄」としている。

５　救援物資

その他、各地から災害救援のため送られてくるのが見込まれる物資を「救援物資」とする。

第９節　消防予防計画

第１　消防力の充実強化

１　市消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図る。また、自主防災会との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る。

さらに、消防職員の増員と設備の強化を図るとともに消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

資 料 編	**○消防力の現況　（Ｐ1039）** **○消防水利一覧表　（Ｐ1040）**

(3) 消防職員及び消防団員の教育訓練

市は、救急業務の高度化に対応するため、消防職員の救急救命士資格の計画的取得を図るとともに、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防職員の救助訓練、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図る。

２　地域の自主防災会の充実強化

(1) 市は、自主防災会の育成、強化を図るため、地域からの推薦者を対象に講習を実施し、講習修了者等を南アルプス市防災リーダーとして認定するとともに、南アルプス市防災リーダーを組織の中核として日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 市は、平常時には自主防災会の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

３　市消防計画の確立

市は、消防機関が大規模災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

①　消防力等の整備	④　災害の予防、警戒及び防御方法
②　防災のための調査	⑤　災害時の避難、救助及び救急方法
③　防災教育訓練	⑥　その他災害対策に関する事項

を大綱とした南アルプス市消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、こ

れを修正するものとする。

第２　火災予防対策の指導強化

１　建築同意制度の効果的活用

南アルプス市消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第６条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第７条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図る。

２　一般家庭に対する指導

市は、自主防災会など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図る。

３　防火対象物の防火体制の推進

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

(2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

４　予防査察の指導強化

(1) 市は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。

(2) 市は、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導する。

５　危険物等の保安確保の指導

市は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、市は、南アルプス市火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

６　防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体、各ＣＡＴＶの協力を得て、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及を図る。

第１０節　防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画

防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、市職員に対し防災に関する教育を行う。また、「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう防災知識の普及啓発に努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災会の育成強化に努める。

第１　防災知識の普及

１　市職員に対する教育

市は、職員に災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行う。また、職員が積極的に防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施できるよう、「職員防災マニュアル」等を作成配布し、災害発生時に必要な知識や心構えなどの普及啓発を図る。

市職員への教育内容

①　地震に対する基礎知識
②　東海地震と地震予知、警戒宣言とこれに基づく措置及び情報伝達
③　市及び各機関が実施している防災対策と課題
④　地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の動員体制、任務分担等）
⑤　緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
⑥　その他

※　④については、年度当初に職員に周知徹底する。

２　住民に対する防災知識の普及

市は、住民が、防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、特に、地震予知情報が出された場合及び地震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

(1) 普及の方法

ア　「広報　南アルプス」の活用、防災関係資料の作成・配布
イ　市ホームページ、ＣＡＴＶ等各種報道媒体の活用
ウ　社会教育の場の活用
エ　県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸出し
オ　講演会等の開催、自主防災会に対する指導

(2) 普及内容

ア　南海トラフ地震及び地震に対する基礎知識
イ　危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
ウ　南海トラフ地震に関連する情報の正確な入手方法

エ　地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識

オ　防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要

カ　住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持ち出し品の準備等、平常時における準備

キ　緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

３　幼児、児童生徒に対する教育

市は、幼児、児童生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して南海トラフ地震臨時情報発表時における措置について、また地震発生時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応及び保護の措置について、防災知識の普及を図る。

４　防災関係機関による防災知識の普及

ＮＴＴ東日本(株)、中日本高速道路株式会社、東京電力パワーグリッド(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

５　企業防災の促進

企業は、災害発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして企業防災の推進に努める。

このため市は、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第２　自主防災会活動の推進

大規模地震の際には、次のような事象が起こり、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

地震発生時に予想される事象

① 電話が不通になり、出動指示・通報等が困難になる。
② 道路が遮断され、消防活動、救出活動等の迅速な応急活動が困難になる。
③ 各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される。
④ 水道管の破損や停電などにより、消防活動、情報の確保等が困難になる。

このような状況のなかで、被害の防止又は軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要になる。このため、市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」の趣旨のもと結成された自主防災会の充実強化を推進する。

市及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

１　自主防災会の構成及び活動

(1) 構成と災害時の活動

自主防災会は、自治会等を母体として組織し、地域の実状に応じて編成するが、おおむね次のとおりとする。

会長		
	情報連絡班	◦正しい情報の収集、伝達 ◦ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	初期消火班	◦火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
	救出救護班	◦資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	◦危険箇所を避けて避難地への迅速、安全な避難
	給食給水班	◦飲料水、非常食品の確保、炊き出し

(2) 平常時の活動

平常時にはおおむね次のような活動を実施し、地域の防災力の向上を図る。

平常時の活動内容

- ○ 防災知識の普及
- ○ 防災訓練の実施
- ○ 地域の危険物の点検
- ○ 災害危険箇所の調査
- ○ 防災用資機材の備蓄
- ○ 情報の受伝達体制の確立
- ○ 防災マップの作成・配布等

２　市の指導

市は、次の措置を推進し、自主防災会の充実強化に努める。

(1) 県立防災安全センター等を活用した研修会等の開催による自主防災会指導者の育成

(2) 防災講演会の開催

(3) 消防本部が行う普通救命講習等への参加促進

(4) 自主防災会が行う防災訓練への消防職員の派遣、指導

(5) 防災資機材等の計画的配備

第３　事業所等の果たすべき役割

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所」という。）は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うほか、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。このため、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災会と連携を取り、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

- ○ 防災訓練
- ○ 情報の収集、伝達体制の確立
- ○ 避難対策の確立
- ○ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- ○ 従業員等の防災教育
- ○ 施設及び設備の耐震性の確保
- ○ 火災その他災害予防対策
- ○ 救出及び応急救護方法の習得
- ○ 帰宅困難者対策

第１１節　防災ボランティア育成強化計画

阪神・淡路大震災において、防災ボランティアの活動が地震災害の軽減に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

防災ボランティアは、自主防災組織など既存の防災体制を補完し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

市は、県、市社会福祉協議会等との連携のもと、防災ボランティアの育成強化及び活動拠点の整備に努め、特に、市社会福祉協議会等とは、必要な対応を円滑に遂行するため、災害時に相互協力の協定を締結した。

第１　防災ボランティアの登録

市は、市社会福祉協議会と連携して、防災ボランティアの登録を推進する。

第２　防災ボランティアの育成

１　活動内容の周知

市は、研修会の実施、市が実施する防災訓練への参加等により、災害時における防災ボランティアの活動内容等の周知を図る。

２　関係機関と連携した防災ボランティアの育成

現在、県や日本赤十字社山梨県支部において防災ボランティアの育成が行われており、また平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同本部が設置される。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成に努める。

３　ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

市は地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて地域防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

第３　ボランティアの活動内容

災害時に防災ボランティアが行う活動は、おおむね次のとおりである。

主 な 活 動 内 容

- ○ 災害・安否情報等の収集、伝達
- ○ 炊き出し
- ○ 応急救護活動
- ○ 高齢者・障害者等への支援及び介助
- ○ 救援物資の仕分け
- ○ 物資等の輸送
- ○ 避難所における物資配布
- ○ 外国人への通訳

資料編　○ 災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書（Ｐ1333）

山梨県民間社会福祉救援合同本部

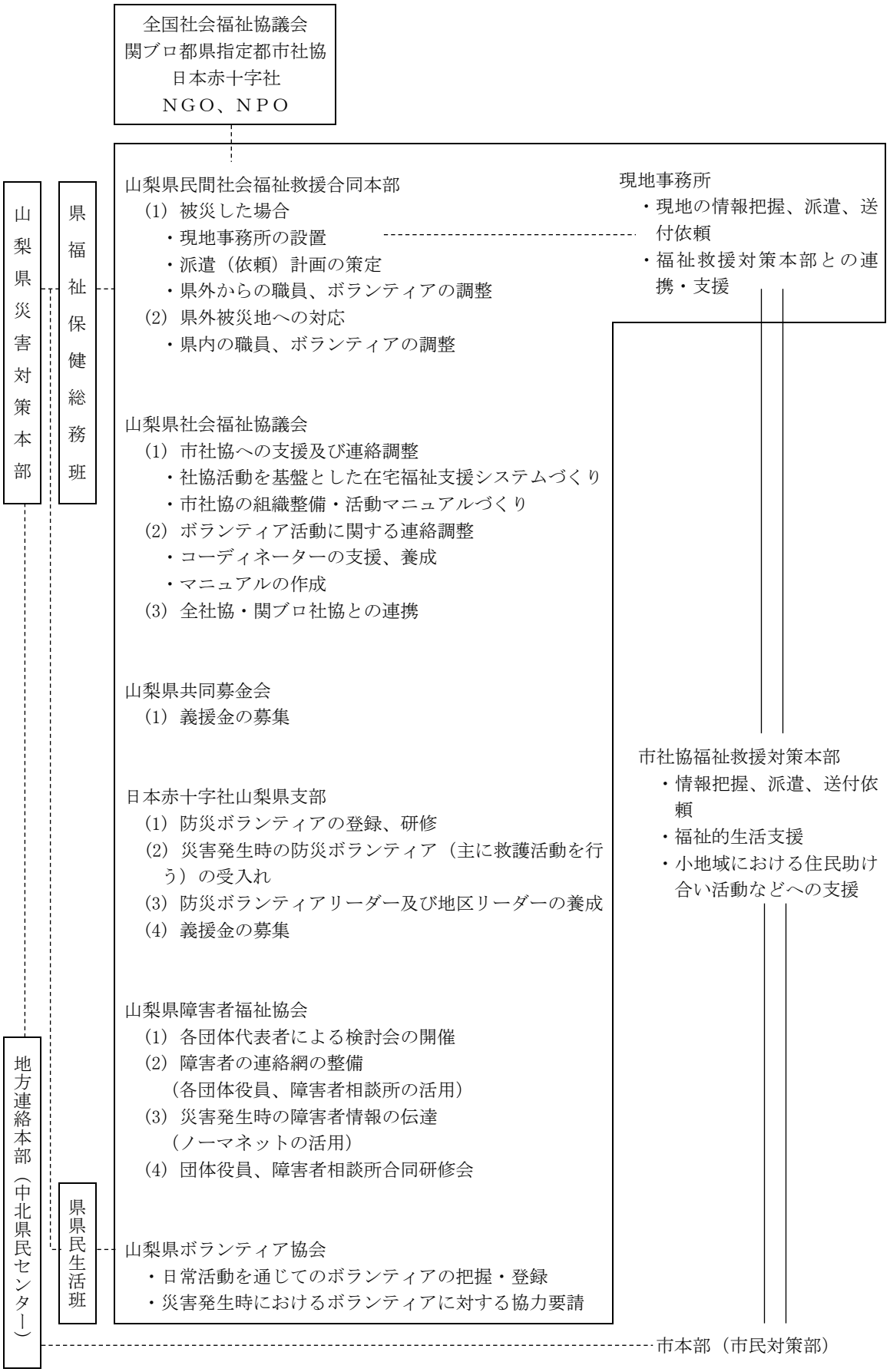

第１２節　情報通信システム整備計画

災害の予防及び応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、情報通信システムの整備に努める。

第１　市防災行政無線システムの整備

市は、市役所を親局として、各支所・集落へ子局を設置している。また、各支所においては、地区住民への広報手段等として、固定系のほか移動系の防災行政無線を設置、配備している。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

第２　県防災行政無線システム

災害時に県・県関係出先機関等からの情報収集、また被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保する。

第３　災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめＮＴＴに災害時優先電話として登録している。

市は、災害時に有効に活用できるよう、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周　知　事　項

① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第４　他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について、具体的に協議しておくものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、次のとおりである。

１　警察無線（南アルプス警察署）
２　消防無線（南アルプス市消防本部）
３　東京電力無線（東京電力パワーグリッド（株)山梨総支社櫛形事務所）

第５　その他通信設備の整備

１　市ホームページの整備

市は、インターネットホームページを開設し、市の広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていく。

２　ＣＡＴＶの有効活用

八田・白根・芦安地区ではＣＡＴＶによる自主放送を行っている。また、櫛形・若草地区では峡西ＣＡＴＶが市の行政情報・イベント情報等の広報番組を放送している。

災害時において被害状況、生活情報等の地域に密着した情報の伝達手段として、また文字放送、手話放送など災害時要配慮者に対する情報伝達手段としても非常に有効であるので、今後、その有効活用について、各放送機関と協議を図っていくものとする。

３　アマチュア無線局の活用

災害発生時に、各地区の被害情報の収集・伝達等、市の情報収集体制を補完するため、南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議と応援協定を締結している。災害時に必要な情報を収集し、また円滑に伝達ができるよう防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、市の情報収集体制の強化を推進する。

資 料 編　○災害時非常無線通信の協力に関する協定　　（Ｐ1155）

４　簡易デジタル無線機の整備

災害発生時、電源が途絶した際における情報収集・伝達体制を確保するため、簡易デジタル無線機を整備し、避難状況、被災情報の迅速な収集と適切な情報伝達体制を構築する。

５　緊急速報メール等の活用

市内への情報伝達の確実性を期し、携帯電話のメール機能を活用した緊急速報メールやＬ－ＡＬＥＲＴ（テレビ文字放送）を活用する。

第６　土砂災害警戒情報システム

甲府地方気象台と山梨県砂防課が共同で発表する「土砂災害警戒情報」について、県内をメッシュ単位で分割して土砂災害の危険度等の補足情報を提供するものであり、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨による土砂災害のおそれが高まった時に市が避難勧告等を発表する際の判断や住民の自主避難の参考とする。

第１３節　要配慮者対策の推進計画

大規模災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障害者、外国人等の災害時における要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を推進する。

第１　高齢者・障害者等の要配慮者対策

平成17年３月に国（内閣府等）が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び山梨県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は、「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に次の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

１　要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

(1) 小地域単位での住民参加型の防災学習会を開催し、住民の意識啓発と併せ、自主防災リーダー等の人材育成を推進する。なお、その際には、女性の参画の促進に努める。

(2) 自主防災活動や災害時に障害者等の救援を担う人材を育成するほか、自主防災会等において地域の防災活動を継続的に担う適任者（防災専門職）を選任し、組織内での位置づけを確立し、その活用を図る。

(3) 南アルプス市社会福祉協議会と連携し、地域ぐるみの災害時要配慮者支援体制「助け合いネットワーク会議」を設置し、定期的な検討会、研修会、啓発活動等を行う。

(4) 地域住民が参加して行う自主防災マップ作りを通じて、災害危険箇所等のほか避難行動要支援者を把握し、また支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。

２　要配慮者の把握と避難行動要支援者名簿の作成

(1) 福祉担当部署が中心となって、平常時より市内に在住の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者を把握し、その者のうち、災害時、自ら避難することが困難で、支援を要する避難行動要支援者の名簿（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由を記載）を自治会組織や民生委員と連携の下、作成するものとする。

(2) 避難支援に携わる関係者として消防本部、南アルプス警察署、民生委員に全ての内容を記載した名簿を、社会福祉協議会、自主防災会に氏名、住所、支援に携わる者のみを記した名簿を、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ名簿を印刷物にて提供し、関係各部の協力を得ながら情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備を図る。

その際、名簿は鍵の掛かる容器に保管する等十分注意し、情報の漏えい防止に万全を期するものとする。

(3) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、個別の「避難支援プラン」を作成する。

(4) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築する。

(5) 南海トラフ地震臨時情報の発表時や、市長の判断で出す「避難準備（避難行動要支援者避難）情報」発表時に、健常者よりも先に避難行動要支援者を安全な場所に早期に避難誘導する仕組みづくりを図る。

３　緊急通報システムの活用

市は、「南アルプス市緊急通報システム整備事業実施要綱」に基づき、65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、急病や事故等の緊急時に迅速な救助が実施できるよう、緊急通報システム

を整備している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平素から協議等をしておく。

4　防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

(1) 市は、在宅高齢者、障害者等の地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等を活用し、地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

(2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災会等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、避難行動要支援者に対する防災情報の伝達、介助体制の確立に努める。

(3) 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、同名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

なお、その際の名簿提供先は、消防本部、南アルプス警察署、民生委員、自主防災会、社会福祉協議会とし、災害の収束等により提供された名簿が不必要になった場合は、速やかに市に返却するものとする。

5　介護等が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

避難所のうち、健康センター、保健福祉センター等で、小・中学校等の施設に比べ居住性能のよい施設については、高齢者・障害者・乳幼児・病弱者等の避難行動要支援者優先の避難所として確保に努める。

なお、福祉避難所を確保する場合には、次の点に留意する。

(1) 地区毎、障害種別毎の福祉避難所を指定する。

(2) 災害時に福祉避難所毎の福祉避難所相談員を設置する。

(3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図る。

資 料 編　○　協定により指定された福祉避難所一覧表　　（Ｐ1033）

6　避難所における対応

市は、避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行う。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

7　被災者への情報伝達体制の構築

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、各防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供できるよう、平素から情報伝達体制の構築等に努める。

8　応急仮設住宅設置時における措置

市は、応急仮設住宅への収容に当たっては、優先的入居など高齢者や障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備する。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第２　外国人及び観光客対策

地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しく、かつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。

また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図る。

通訳ボランティアの主な活動

①　災害情報など各種情報の伝達
②　被災外国人の要望等の報告
③　災害応急活動状況・復旧状況の説明

第１４節　防災拠点整備計画

大規模災害発生時に迅速、的確な災害応急対策が実施できるよう、消火、救出、救助活動、医療活動、避難等の面から重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していくものとする。

第１　活動拠点の指定

市は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を市の活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

市の防災拠点

①　災害対策活動拠点	⇒	市役所
②　現地対策活動拠点	⇒	各支所
③　本部代替施設拠点	⇒	地域防災交流センター（多目的ホール）
④　避難拠点	⇒	指定避難地・避難所
⑤　給水拠点	⇒	市上下水道局、各配水池
⑥　物資備蓄拠点	⇒	防災備蓄倉庫
⑦　物資集積拠点	⇒	屋内ゲートボール場（すぱーく白根）等
⑧　物資輸送拠点	⇒	飛行場外離着陸場等、ヘリコプター主要発着場
⑨　応援受入拠点	⇒	自衛隊宿泊予定施設
⑩　医療活動拠点	⇒	市健康管理センター、災害拠点（支援）病院ほか市内医療機関
⑪　消防活動拠点	⇒	消防署、分遣所、消防団詰所

資料編　○指定避難所・指定緊急避難場所一覧表　（Ｐ1019）
○飛行場外離着陸場等一覧表　（Ｐ1072）
○自衛隊ヘリコプター主要発着場一覧表　（Ｐ1073）
○自衛隊宿泊予定施設一覧表　（Ｐ1075）

第２　耐震化の推進

災害対策本部が設置され、災害時の活動拠点となる市庁舎、現地災害対策本部が設置され、各地区の活動拠点となる支所、避難所が開設される学校その他の公共施設においては、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

第３　活動拠点の整備

１　設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

２　連絡手段の構築

災害時に防災拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の配備を推進する。また、各防災拠点への災害時優先電話の登録等を推進する。

３　要配慮者に配慮した整備

避難路となる歩道、避難地・避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障害者用トイレや手すり等の設置を推進する。

４　備蓄の推進

(1) 市庁舎、支所への備蓄

市庁舎、支所に災害応急対策要員用の食料、生活必需品等の備蓄を推進していく。

(2) 学校等への備蓄

避難所に指定されている学校、公民館等の公共施設に避難所開設に必要な生活必需品、非常用自家発電機、仮設トイレ等の備蓄を推進する。

第４　地域防災拠点の整備

災害対策本部として適時・適切な災害応急対策を講ずるためには、市民の安否情報及び正確な被害状況の把握が最も重要であり、確実な情報収集を可能にするためには、地域毎の状況を取りまとめ、災害対策本部に報告できる体制の確立が必要である。したがって、それらの機能を有した防災拠点を必要に応じて確保するために、市内の公共施設の再配置と併行して地域防災拠点の整備を検討する。

第１５節　建築物災害予防対策計画

第１　土地区画整理事業の促進

道路整備等と連動した地区計画等の整備を推進し、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図るものとする。

第２　公共施設災害予防計画

１　公共老朽建物の改築促進

発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

(1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物への改築を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

２　市営住宅の不燃化の推進

老朽度の著しい木造市営住宅については、住民の理解と協力により耐震・耐火構造への建替等を図る。

３　防災査察

旅館、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

４　建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害発生の防止に努める。

(1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。

(2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。

(3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

(4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第１６節　文化財災害予防対策計画

第１　保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財などが残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は先人が遺した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

本市の文化財の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○地区別指定文化財一覧表　　（Ｐ1723）

第２　文化財保護対策

１　国指定の文化財

「文化財保護法」によって指定された国宝等の文化財の保護は、県及び市教育委員会が法定受託事務として行っている。

２　県及び市の文化財

「山梨県文化財保護条例」及び「南アルプス市文化財保護条例」により、県及び市がそれぞれ独自に重要な文化財を指定して保護を行っている。この場合、同一物件が国、県、市指定と重なることはない。

３　文化財の管理責任

(1) 文化財の管理については、国、県及び市がそれぞれ管理規定を設け、所有者及び管理者にその責任を義務づけている。

(2) 所有者及び管理人の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、また市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。

第３　文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

第４　文化財災害予防措置

市は、次の各事項に留意して、文化財の災害予防を推進する。

１　住民に対し、文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させるための措置を講ずる。

２　指定建造物の内外における火気使用、たき火・喫煙等の禁止措置及び消防上必要な行政指導を実施する。

３　文化財の災害予防のため、政令に規定されている消防用設備等の設置を指導推進する。

４　搬出用具等を整備するほか、災害予防に関して、防災関係機関と常に密接な連絡を図るよう指導する。

５　文化財防火デー等を通じ、消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制（自衛消防体制）の指導及び施設内外における火気取扱いの規制等を行うとともに、文化財周辺をたき火喫煙禁止区域及びたき火喫煙注意区域と指定し、制札を建植し、火災予防の徹底を図る。

第１７節　特殊災害予防対策計画

第１　火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

１　保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

(1) 各種の講習会及び研修会の開催

(2) 災害予防週間等の設定

(3) 防災訓練の徹底

２　規制及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

(1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施

(2) 関係行政機関との緊密な連携

(3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

３　自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

(1) 取扱責任者の選任

(2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄

(3) 自衛消防組織の整備

(4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

４　消防体制の整備

市は、消防吏員・団員の確保と資質の向上を図るとともに、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

資 料 編　○地区別危険物施設設置状況一覧表　（Ｐ1051）

第２　ガス事業施設の災害予防対策

１　簡易ガス事業者の措置

簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施する。

(1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検の実施

(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化

(3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化

(4) ガス使用者に対して震災時の知識普及

(5) 地震防災に係る訓練の実施

２　市の措置

市は、県及びガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

(1) 災害予防の知識の啓発

(2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及

(3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退の勧告又は指示

第３章　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊急な連携のもと、応急活動体制を確立する。

第１　南アルプス市災害対策本部の設置

災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、南アルプス市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

１　市本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に市本部を設置する。

① 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
② 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
③ 震度５弱以上の地震が市内に発生したとき。
④ その他、市長が必要と認めるとき。

２　市本部廃止の時期

市本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときに廃止する。

３　設置及び廃止の通知

市本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、口頭
各支所	市防災行政無線、電話、ＦＡＸ、口頭
市出先機関	電話、ＦＡＸ、連絡員
南アルプス市消防本部	県防災行政無線、消防無線、電話、ＦＡＸ
一般住民	市防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ
県・県関係出先機関	県防災行政無線、電話、ＦＡＸ
南アルプス警察署	電話、連絡員
報道機関	電話、ＦＡＸ、文書

４　市本部の標識の掲出

市本部を設置した場合は、市庁舎正面玄関に「南アルプス市災害対策本部」の標識を掲げる。

また、本部長、副本部長、現地本部長、各部長、各班長、各班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の防災ベストを着用するものとする。

５　市本部の設置場所

南アルプス市役所に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次の施設に設置する。

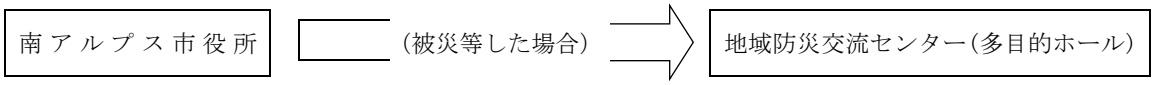

第２　市本部の概要

１　南アルプス市の防災組織系統図

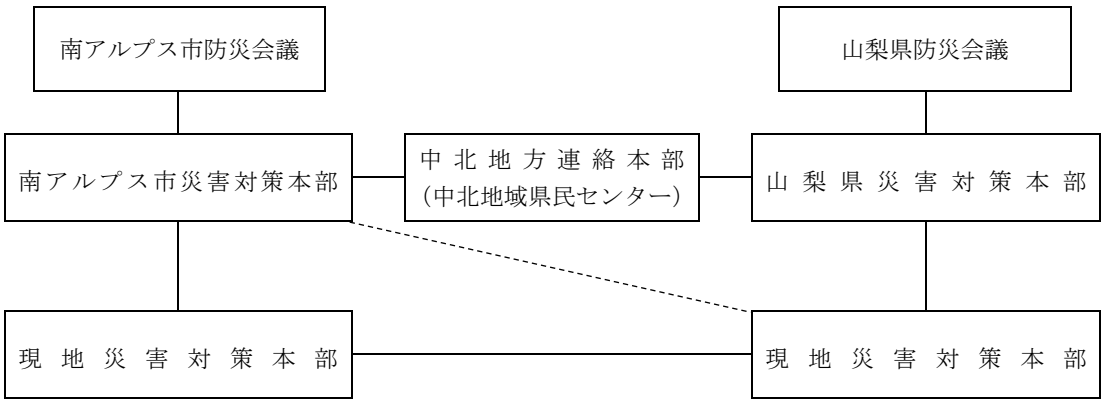

（注）　災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

２　市本部の編成

本部長	副本部長	本部員	部編成	班編成
市長	副市長 教育長	市長部局の各部長、企業局長、消防長、防災危機管理課長、会計管理者	各部・教育委員会・企業局・議会事務局	各課・窓口サービスセンター・消防署等

３　市本部の分掌事務

市本部が分掌する事務の主なものは、次のとおりである。

① 災害情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
② 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
④ 県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
⑤ 被災者からの要請による物資等の供給、あっ旋及び備蓄物資の放出
⑥ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
⑦ 緊急輸送道路の確保
⑧ 施設及び設備の応急復旧
⑨ 交通の規制、その他被災地における社会秩序維持の措置
⑩ 前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

４　市本部の分担任務

(1) 本部長

市長を市災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、市本部の事務を総括し、各対策部を指揮監督する。

(2) 副本部長

副市長及び教育長を市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合は、その職務を代行する。

(3) 本部員

本部員は、市長部局の各部長、議会事務局長、企業局長、消防長、会計管理者及び防災危機管理課長をもって充てる。

(4) 部、班

ア　市本部に部及び班を置き、部に部長、班に班長を置く。

イ　部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。

ウ　班長は、当該班の所属事項について、班員を指揮して応急対策の処理に当たる。

エ　各班に属する職員は、当該班員となりあらかじめ定められた事務等を行う。

(5) 本部長の職務代行

本部長（市長）が出張中、又は災害を被るなど、本部の指揮監督をとることができない場合は、直ちに次の順位により本部長の職務を代行し、本部の指揮監督をとるものとする。

第１順位　副市長（副本部長）

第２順位　教育長（副本部長）

第３順位　総務部長

5　本部員会議

(1) 市本部に本部員会議を置き、本部長が招集する。

(2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。

本部員会議における主な協議事項

① 応急活動方針の決定に関すること。
② 市本部の配備体制の決定に関すること。
③ 県、他市町村等への応援要請に関すること。
④ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
⑤ 災害救助法の適用に関すること。
⑥ その他災害対策の重要事項に関すること。

6　連絡班長会議

(1) 市本部に各部の連絡調整のため、連絡班長会議を置き、総務部長が招集する。

(2) 連絡班長会議は、各部主幹班の班長をもって構成する。

7　市本部の組織及び分掌事務

市本部の組織及び分掌事務は、別表のとおりである。

資 料 編　○南アルプス市災害対策本部活動要領　　（Ｐ1637）

8　市本部運営上必要な資機材等の確保

防災危機管理班は、市本部が設置されたときは、他班の協力を得て直ちに必要な資機材等を確保する。

(1) 市本部開設に必要な資機材等の準備

資機材名	準備担当班	保管場所	設置先
各種被害想定図	防災危機管理班	庁舎新館地階	
ホワイトボード	防災危機管理班	庁舎新館地階	

管内地図、住宅地図	防災危機管理班	総　務　課	市
ラジオ・テレビ	総　務　班	庁舎２Ｆ応接室	
ＦＡＸ・パソコン・コピー機	管　財　班 情報システム担当	庁舎２Ｆ総務部	本
防災関係機関・関係団体等の名簿	防災危機管理班	防災危機管理課	部
災害処理票等の書式	防災危機管理班	防災危機管理課	
筆記用具	総　務　班	総　務　課	
その他必要資機材	防災危機管理班	――	

(2) 通信手段の確保

ア　県防災行政無線

イ　市防災行政無線

ウ　簡易デジタル無線

エ　消防無線

オ　電話（携帯電話を含む。）

(3) 非常用発電設備の確保

停電に備え非常用発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

9　現地災害対策本部の設置

(1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。

(4) 現地本部は、各地区の支所に設置するものとするが、状況によって被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(5) 県の現地災害対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部（市役所２階）が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

第３　地震発生時の応急活動体制

市は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施する。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度４の地震発生時	震度５弱及び５強の地震発生時	震度６弱以上の地震発生時
勤務	1　市防災行政無線により市内一斉放送を行うほか、ＣＡＴＶ、市ホームページにより周知を図る。 (1) 地震情報	1　左欄の１～３を実施する（震度５強の場合には、県のほか消防庁にも報告）。 2　遅滞なく市本部を設置する。	左欄の１～３を実施する。

時間内の体制	(2) 地震防災対策 ア　火の始末 イ　電話、自動車使用の自粛 ウ　パニック防止 エ　テレビ等による情報収集 2　市内の被害状況等の情報を収集する。 3　県へ被害状況を報告する。	市本部の設置は、市長が決定する。不在の場合は次の順位で決定する。 (1) 副市長 (2) 教育長 (3) 総務部長 3　本部は南アルプス市役所に設置する。	
勤務時間外の体制	第１配備体制により配備につく。	第２配備体制により配備につく。	第３配備体制により配備につく。

資 料 編　○気象庁震度階級関連解説表　　（Ｐ1727）

第４　南アルプス市災害警戒本部

市長は、災害対策本部の設置に至らない間に、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合には、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

1　警戒本部の設置

市長が必要と認めるときに設置する。

2　警戒本部の構成

災害対策本部構成に準じる。

3　廃止の時期

市長は、災害対策本部が設置された場合、又は相当規模の災害の発生のおそれがなくなった場合は、警戒本部を廃止する。

別表

南アルプス市災害対策本部組織図

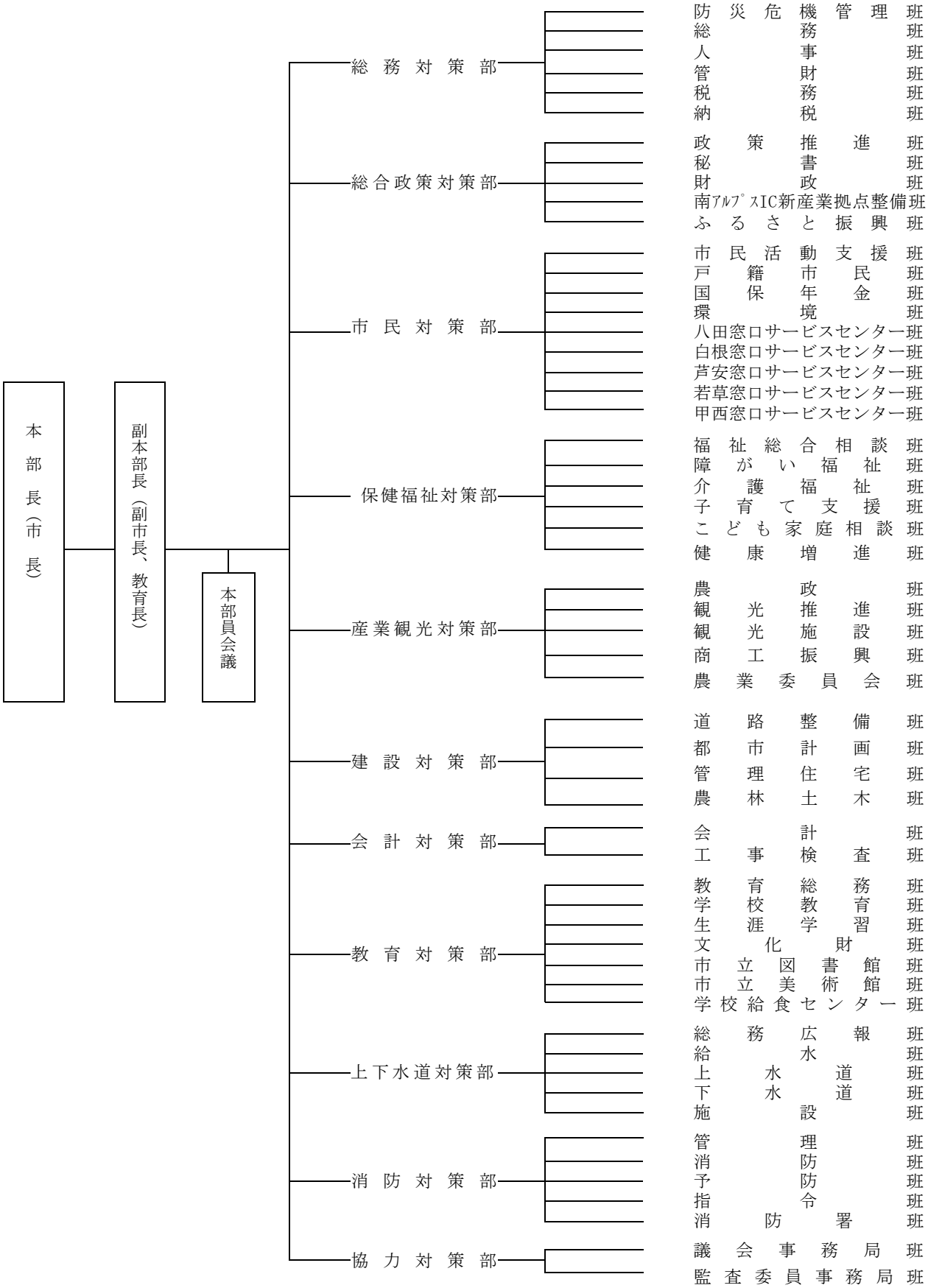

南アルプス市災害対策本部分掌事務

部名	班名	分掌事務
総務対策部 部長：総務部長 副部長： 総務部次長 又は幹事課長	防災危機管理班 班長：防災危機管理課長	1　災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2　本部員会議の庶務に関すること。 3　部の災害対策活動の総括に関すること。 4　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 5　各部との連絡調整に関すること。 6　県、防災関係機関等との連絡に関すること。 7　本部長の指示等の伝達に関すること。 8　災害時の相互応援協定に関すること。 9　被害状況等の取りまとめに関すること。 10　県、他市町村及び自衛隊等への応援要請に関すること。 11　県等への被害報告に関すること。 12　ボランティアに関すること。 13　消防団に関すること。 14　災害時の交通安全に関すること。
	総務班 班長：総務課長	1　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用申請に関すること。 2　応急対策に要する資機材の調達に関すること。 3　防災危機管理班の事務に協力すること。
	人事班 班長：人事班長	1　職員の動員配備状況の確認に関すること。 2　各部における不足要員の調整に関すること。 3　職員等の安否確認に関すること。 4　災害対策活動従事者の食糧等の確保に関すること。 5　被災職員の福利厚生に関すること。
	管財班 班長：管財課長	1　本庁舎及び市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2　庁有自動車の管理、配車及び緊急調達に関すること。 3　災害対策用車両の確保及び配車、輸送に関すること。 4　緊急通行(輸送)車両の確認申請に関すること。 5　災害時の緊急電話の確保に関すること。 6　被災者支援システムに関すること。 7　情報機器の点検及び安全確保に関すること。
	税務班 班長：税務課長	1　家屋の被害調査に関すること。 2　被災家屋台帳の作成に関すること。 3　市税等の減免措置に関すること。 4　被災住民への税関係の相談に関すること。 5　罹災証明に関すること。
	納税班 班長：納税課長	税務班の事務に協力すること。
総合政策対策部 部長： 総合政策部長 副部長： 総合政策部 次長又は 幹事課長	政策推進班 班長：政策推進課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　部相互の協議及び連絡に関すること。 4　市民からの災害相談（発災直後の電話対応）に関すること。 5　ライフラインに係る関係機関との連絡調整に関すること。 6　避難状況及び被災情報の集約に関すること。 7　災害応急対策の企画に関すること。 8　復興計画に関すること。 9　外国人の救援及び救護の総合調整に関すること。 10　国際交流関係団体への協力要請に関すること。

	秘書班 班長：秘書課長	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察者及び見舞者の応接に関すること。 3　市民への広報活動に関すること。 4　ケーブルテレビによる放送及び放送要請に関すること。 5　報道機関に対する記者会見等に関すること。 6　災害現場の記録等に関すること。
	財政班 班長：財政課長	1　災害対策に必要な予算編成に関すること。 2　本部活動費の経理に関すること。 3　政策推進班の事務に協力すること。
	南ｱﾙﾌﾟｽIC新産業拠点整備班 班長：ｱﾙﾌﾟｽIC新産業拠点整備室長	政策推進班の事務に協力すること。
	ふるさと振興班 班長：ふるさと振興課長	政策推進班の事務に協力すること。
市民対策部 部長：市民部長 副部長： 市民部次長 又は幹事課長	市民活動支援班 班長：市民活動支援課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　避難所の開設及び管理に関すること。 4　住民の災害相談に関すること。 5　女性団体及び関係団体の協力要請に関すること。 6　各地区の災害対策に関すること。 7　自主防災会との連絡調整に関すること。 8　公共交通に関すること。
	戸籍市民班 班長：戸籍市民課長	1　行方不明者リスト及び被災者名簿の作成に関すること。 2　埋火葬許可証の発行に関すること。 3　環境班の事務に協力すること。
	国保年金班 班長：国保年金課長	市民活動支援班の事務に協力すること。
	環境班 班長：環境課長	1　ごみ及びし尿の収集、運搬、処理に関すること。 2　死体の安置所の確保に関すること。 3　防疫に関すること。 4　ペットの措置に関すること。 5　自然エネルギー施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 6　被災地の環境保全に関すること。 7　仮設トイレの設置に関すること。
	窓口サービスセンター班 班長：窓口サービスセンター長	1　職員の被災状況及び支所の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 2　支所利用者等の安全確保に関すること。 3　地区住民への広報活動に関すること。 4　地域の被災状況に関すること。 5　地域防災拠点に関すること。
保健福祉対策部 部長： 保健福祉部長 副部長： 保健福祉部 次長又は 幹事課長	福祉総合相談班 班長：福祉総合相談課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　社会福祉協議会との連携に関すること。 4　災害弔慰金の支給等に関すること。 5　日本赤十字社との連絡調整に関すること。 6　義援金品の配分に関すること。
	障がい福祉班 班長：障がい福祉課長	1　障害者の被害調査及び庶務に関すること。 2　福祉総合相談班の事務に協力すること。

	介護福祉班 班長：介護福祉課長	1　在宅高齢者の安全対策に関すること。 2　介護認定者の被災状況調査及び支援対策に関すること。 3　養護老人ホーム等への避難入所に関すること。 4　所管施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。
	子育て支援班 班長：子育て支援課長	1　保育児童等の安全保護及び安否確認並びに保育所の安全対策に関すること。 2　所管施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。 3　健康増進班の事務に協力すること。
	こども家庭相談班 班長：子ども家庭相談課長	子育て支援班の事務に協力すること。
	健康増進班 班長：健康増進課長	1　医薬品及び衛生材料の調達に関すること。 2　医師会への協力要請に関すること。 3　救護所の設置に関すること。 4　感染予防についての広報に関すること。 5　被災者への臨時健康相談及び健康診断に関すること。 6　避難所への巡回相談の実施に関すること。 7　被災住民に対するこころのケア対策に関すること。 8　所管施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。
産業観光対策部 部長： 産業観光部長 副部長： 産業観光部次長又は幹事課長	農政班 班長：農政課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　農作物及び農業施設の被害調査並びに災害対策に関すること。 4　救援物資の受付、仕分け及び搬送に関すること。 5　緊急食料の確保並びに配布に関すること。 6　病害虫の防除に関すること。
	観光推進班 班長：観光推進課長	1　生活必需品(救援物資を含む。)の確保並びに配布に関すること。 2　観光客対策に関すること。 3　所管施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。
	観光施設班 班長：観光施設課長	1　所管施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。 2　農政班の事務に協力すること。
	商工振興班 班長：商工振興課長	1　商工業の被害調査及び災害対策に関すること。 2　誘致企業の被害調査及び災害対策に関すること。
	農業委員会班 班長：農業委員会事務局長	1　農業委員との連絡及び災害情報収集に関すること。 2　農業委員の応急対策活動に関すること。 3　農政班の事務に協力すること。
建設対策部 部長：建設部長 副部長： 建設部次長又は幹事課長	道路整備班 班長：道路整備課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　道路、河川及び橋梁等の被害調査並びに応急対策等に関すること。 4　道路及び住宅関係障害物の除去に関すること。 5　緊急輸送路及び避難路の確保に関すること。 6　水防活動の総括及び応急対策の計画推進に関すること。 7　排水機場の点検及び応急対策に関すること。
	都市計画班 班長：都市計画課長	1　公園施設の被害調査及び応急対策等に関すること。 2　公園施設の安全点検及び避難場所の設営に関すること。 3　災害復旧都市計画の策定に関すること。 4　管理住宅班の事務に協力すること。

	管理住宅班 班長：管理住宅課長	1　市営住宅の被害調査及び応急対策等に関すること。 2　一般住宅の被害調査に関すること。 3　被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 4　被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定士の出動要請に関すること。 5　応急仮設住宅の建設に関すること。
	農林土木班 班長：農林土木課長	1　農道、林道及び農業用排水路等の被害調査及び災害対策に関すること。 2　山地災害危険箇所の巡視及び応急対策に関すること。 3　道路整備班の事務に協力すること。
会計対策部 部長： 会計管理者	会計班 班長：会計課長	1　災害経費の出納に関すること。 2　義援金及び見舞金の受付け及び保管に関すること。
	工事検査班 班長：工事検査監	会計班の事務に協力すること。
教育対策部 部長：教育部長 副部長： 教育委員会 次長又は 教育総務課長	教育総務班 班長：教育総務課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　児童生徒の被災状況及び教育施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 4　応急教育対策の予算編成に関すること。 5　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6　避難所の開設に関すること。
	学校教育班 班長：学校教育課長 副班長：指導監	1　児童生徒の安全確保及び安否確認に関すること。 2　学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3　教職員の確保に関すること。 4　避難所の開設に関すること。 5　教科書の確保及び配布に関すること。
	生涯学習班 班長：生涯学習課長	1　施設利用者等の安全確保に関すること。 2　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3　避難所の開設に関すること。
	文化財班 班長：文化財課長	1　施設利用者等の安全確保に関すること。 2　所管施設及び文化財の被害調査並びに応急対策に関すること。 3　避難所の開設に関すること。
	市立図書館班 班長：市立図書館長	1　施設利用者等の安全確保に関すること。 2　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3　教育総務班の事務に協力すること。
	市立美術館班 班長：市立美術館副館長	1　施設利用者等の安全確保に関すること。 2　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3　教育総務班の事務に協力すること。
	学校給食センター班 班長：学校給食センター所長	1　学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　炊き出しに伴う学校給食センター等の利用に関すること。

上下水道対策部 部長：上下水道局長 副部長： 上下水道局次長又は総務課長	総務広報班 班長：総務課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　本部及び関係機関との連絡並びに情報交換に関すること。 4　部内職員及び外部応援者の配備に関すること。 5　各種情報の収集及び伝達に関すること。 6　被害状況等の調査把握及び報告に関すること。 7　必要資材、物資及び燃料等の確保及び調達に関すること。 8　各班員の飲料水、食料及び寝具等の調達に関すること。 9　必要車両の手配及び配車に関すること。 10　断水、給水等に係る広報に関すること。 11　報道機関等との折衝に関すること。 12　バス利用者の安全に関すること。
	給水班 班長：経理課長	1　応急給水に関すること。 2　応急給水状況の総合的把握に関すること。
	上水道班 班長：工務課長	1　応急復旧状況の総合的把握に関すること。 2　応急給水状況に係る配水の総合調整に関すること。 3　施設及び管の応急修理に関すること。
	下水道班 班長：給排水課長	下水道施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
	施設班 班長：浄水管理課長	1　原水浄水施設の点検及び保全に関すること。 2　取水計画に関すること。
消防対策部 部長：消防長 副部長： 管理課長	管理班 班長：管理課長	1　消防庁舎及び消防施設の被害調査の取りまとめ並びに報告に関すること。 2　消防機械器具等の調達に関すること。
	消防班 班長：消防課長	1　消防団との連絡調整に関すること。 2　広域消防応援要請に関すること。
	予防班 班長：予防課長	1　災害原因及び損害調査に関すること。 2　消防広報活動に関すること。 3　火災等の記録に関すること。
	指令班 班長：指令課長	1　気象状況の収集把握に関すること。 2　通信の運用及び無線統制に関すること。 3　災害情報の収集及び連絡に関すること。 4　消防関係職員の非常招集の発令に関すること。 5　火災警報の発令に関すること。
	消防署班 班長：南アルプス消防署長 班長：八田消防署長	1　水害又は火災その他災害の警戒防護及び現場活動に関すること。 2　消防広報活動に関すること。 3　救急・救助活動に関すること。 4　災害原因及び損害調査に関すること。
協力対策部 部長： 議会事務局長	議会事務局班 班長：議会事務局長	1　市議会議員の連絡及び災害情報収集に関すること。 2　市議会議員の応急対策活動に関すること。 3　他対策部の協力に関すること。
	監査委員事務局班 班長：監査委員事務局長	他対策部の協力に関すること。

第２節　職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第１　職員の配備体制

市職員の配備体制は、次の配備基準による。

職員の配備基準

体制	配　備　基　準	活　動　内　容	配　備　要　員
第１配備	１　次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 ２　その他市長が配備を指示したとき。	１　気象情報等の収集・伝達 ２　住民への広報	１　防災危機管理課防災担当職員は自宅待機 ２　配備基準１については水防配備体制による。
	１　震度４の地震を観測したとき。 ２　その他市長が配備を指示したとき。	１　地震情報等の収集・伝達 ２　被害発生状況の把握 ３　住民への広報 ４　震度４の地震を観測したときは、県に被害報告	防災危機管理課防災担当職員
第２配備	１　次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 ２　その他市長が配備を指示したとき。	１　気象情報等の収集・伝達 ２　被害発生状況の把握 ３　住民への広報 ４　応急資機材の準備 ５　防災関係機関との連絡 ６　必要な応急対策活動の実施	１　防災危機管理課防災担当職員 ２　道路整備課職員 ３　農林土木課職員 ４　配備基準１については水防配備体制による。
第３配備	１　大規模災害が発生したとき。 ２　震度５弱以上の地震を観測したとき。 ３　その他市長が配備を指示したとき。	１　情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動の速やかな実施 ２　震度５強以上の地震を観測したときは、県のほか消防庁にも報告	全職員

第２　職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

１　勤務時間内における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害発生が予想された場合は、上記の「災害対策本部配備基準」に基づいた自動配置とする。該当職員は、速やかに所定の場所へ配備につくものとする。

なお、急激な増水や突発的な事故等が発生し、本部長が当該「配備基準」と異なった配備体制を指示した場合は、総務対策部長は、直ちに関係各対策部長に当該配備体制を緊急連絡するとともに、庁内放送、電話等により周知を図る。

(1) 総務対策部長（総務部長）は、本部長（市長）等に連絡するとともに、庁内放送、電話等により職員への周知を図る。

(2) 関係各対策部長は、総務対策部長から緊急連絡があった場合は、直ちに各班長に連絡し、班員にあらかじめ定められた所掌事務を行うよう指示する。

(3) 配備該当職員は、「配備基準」に基づき、又は班長から指示された場合は、速やかに所定の場所へ配備につく。

(4) 配備該当職員以外の職員は、気象情報や市本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備え、所在を明確にしておく。

(5) 班員の服務

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

勤務時間内における遵守事項

① 配備についていない場合も、常に災害に関する情報、市本部関係の指示に注意する。
② 不急の行事・会議・出張等を中止する。
③ 正規の勤務時間が終了しても、所属班長の指示があるまで退庁せず待機する。
④ 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡を取り、常に所在を明らかにする。
⑤ 災害現場に出動する場合は、防災ベストを着用し、また、自動車には緊急通行車両の標章を見えやすい箇所に掲示する。
⑥ 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、発言、行動には細心の注意をする。

勤務時間内における緊急招集系統

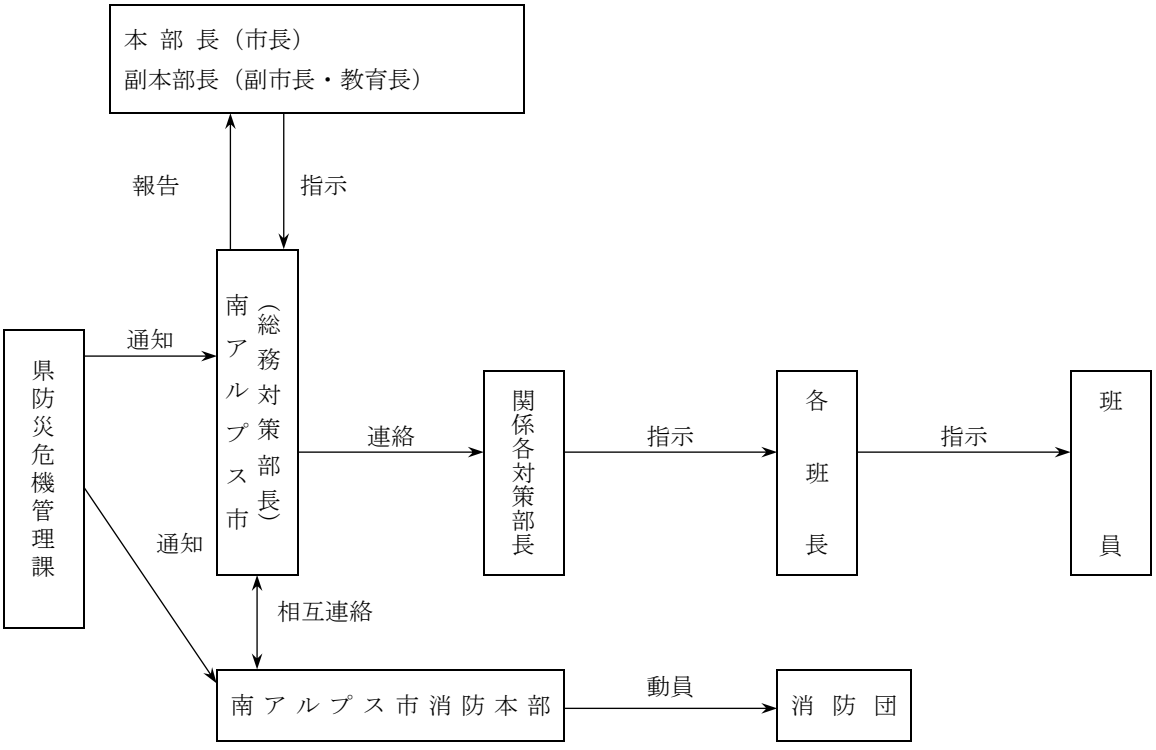

２　勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外等においても、第１の「災害対策本部配備基準」に基づいた自動配置とする。該当職員は、速やかに所定の場所へ配備につくものとする。

なお、突発的な事故等が発生した場合は、次により伝達及び配備を行う。

(1) 当直者は、突発的な事故等が発生したという連絡があった場合は、直ちに電話等により防災危機管理課長（防災危機管理班長）に報告する。

(2) 当直者から報告を受けた防災危機管理課長（防災危機管理班長）は、直ちに総務部長（総務対策部長）に報告する。

(3) 総務部長（総務対策部長）は、直ちに市長（本部長）に報告し、本部長の指示を副市長・教育長（副本部長）及び関係各対策部長に連絡する。

(4) 関係各対策部長は、直ちに各班長に連絡し、班長は緊急連絡網により配備該当職員に緊急参集を指示する。

(5) 参集を指示された班員は、事後の推移に注意し、直ちに登庁する。

(6) その他の職員は、テレビ、ラジオ等の気象状況等に注意し、緊急招集命令に備え、所在を明確にしておくとともに、連絡が取れるようにしておく。

参 集 時 の 留 意 事 項

① 参集時期
　配備基準に該当する災害情報を認知したときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所に参集する。
② 参集困難な場合の措置
　病気その他やむを得ない状態により所定の場所へ参集が不可能な場合は、その理由を付して所属長に報告する。
　また、災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所又は公共施設に参集し、支所又は各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
③ 参集時の服装等
　災害のため、緊急に登庁する際の服装等は、特に指示があった場合を除き、作業服等を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。
　なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。
④ 参集途上の情報収集
　参集途上においては、可能な限り河川の水位状況、道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

勤務時間外における緊急連絡系統

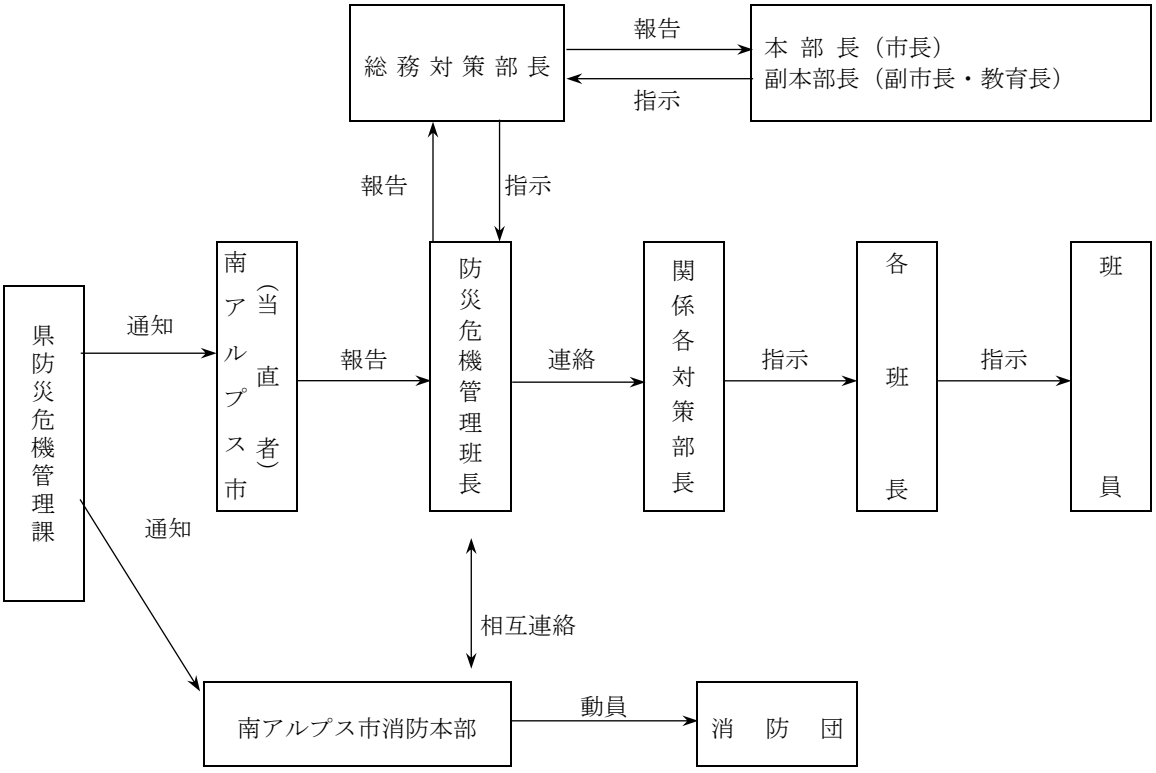

3　班員の配置・報告

(1) 各班長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じて、次の措置を講じる。

各班長が行う応急措置

① 所属班員の参集状況等の掌握
② 参集班員の所定の配備場所への配置状況の掌握
③ 掌握事項に関する所属対策部長・人事班長への報告
④ 高次の配備体制の指示に応じるために必要な事前措置
⑤ その他必要な応急措置

(2) 人事班長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務対策部長を通じて、本部長・副本部長に報告する。

(3) 報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、適宜に報告する。

第３　部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部からの応援を得て実施する。

１　動員要請

各対策部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長に要請する。

明　示　事　項

①　応援内容	④　出動場所
②　応援を要する人数	⑤　その他必要事項
③　応援を要する日時	

２　動員の措置

(1) 総務対策部長は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。

(2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行う。

３　参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急対策班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

ア　地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）

イ　本部員会議の開催準備（管内地図、ホワイトボード、テレビ・ラジオ、標識、腕章等）

ウ　住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）

エ　応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）

オ　避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）

カ　ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

第３節　予報及び警報等の受理・伝達計画

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に受理・伝達し、予防対策等を適切に実施し、被害発生の防止又は軽減を図る。

第１　予報・警報の種類等

１　甲府地方気象台が発表する予報・警報

(1) 予報・警報の種類と定義

種　　類	定　　義
天気予報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報
地方天気分布予報	地方予報区を対象に、約20㎞格子で３時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、５時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分布図形式で行う予報
地域時系列予報	代表的な地域又は地点を対象に、３時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を、５時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週間天気予報	発表日翌日から７日先（含む、信頼度）までの天気、降水確率、気温等の予報
注意報	気象等により災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警報	気象等により重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告する予報
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する警報
気象情報	気象等の予報に関係のある台風その他の異常気象等についての情報
記録的短時間大雨情報	数年に１回程度発現する記録的な短時間大雨を観測又は、解析したとき、速やかに発表する情報
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、警戒を促す情報

(2) 警報・注意報基準一覧

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

南アルプス市	発表官署	甲府地方気象台
	府県予報区	山梨県
	一次細分区域	中・西部
	市町村等をまとめた地域	中北地域
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

警報	大雨	（浸水害）	（表面雨量指数基準）　11
		（土砂災害）	（土壌雨量指数基準）　121
	洪水		（流域雨量指数基準）　坪川流域=11.8、滝沢川流域=12.6、横河流域=3.4、御勅使川流域=20
			（複合基準*1）　－
			（指定河川洪水予報による基準）　富士川（釜無川を含む。）［船山橋］
	暴風		（平均風速）　20m/s
	暴風雪		（平均風速）　20m/s　雪を伴う
	大雪		（12時間降雪の深さ）　盆地 15cm、 山地 30cm
注意報	大雨		（表面雨量指数基準）　7
			（土壌雨量指数基準）　95
	洪水		（流域雨量指数基準）　坪川流域=9.4、滝沢川流域=10、横河流域=2.6、御勅使川流域=16
			（複合基準*1）　横河流域=(7,2.5)
			（指定河川洪水予報による基準）　富士川（釜無川を含む。）［船山橋］
	強風		（平均風速）　12m/s
	風雪		（平均風速）　12m/s 雪を伴う
	大雪		（12 時間降雪の深さ）　盆地 5cm 、山地 10cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	濃霧		（視程）　100m
	乾燥		最小湿度 25%で実効湿度 50%*2
	なだれ		1.　表層なだれ：24 時間降雪が 30cm 以上あって、気象変化の激しいとき 2.　全層なだれ：積雪 50cm 以上、最高気温 15℃以上(甲府地方気象台)で、かつ 24 時間降水量が 20mm 以上
	低温		夏期：最低気温が甲府地方気象台で 16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で 12℃以下が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下
	着氷		著しい着氷が予想される場合
	着雪		著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報			(1 時間雨量)　100mm

*1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は甲府地方気象台の値

(3) 注意報・警報の切替・解除

注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(4) 甲府地方気象台の伝達経路

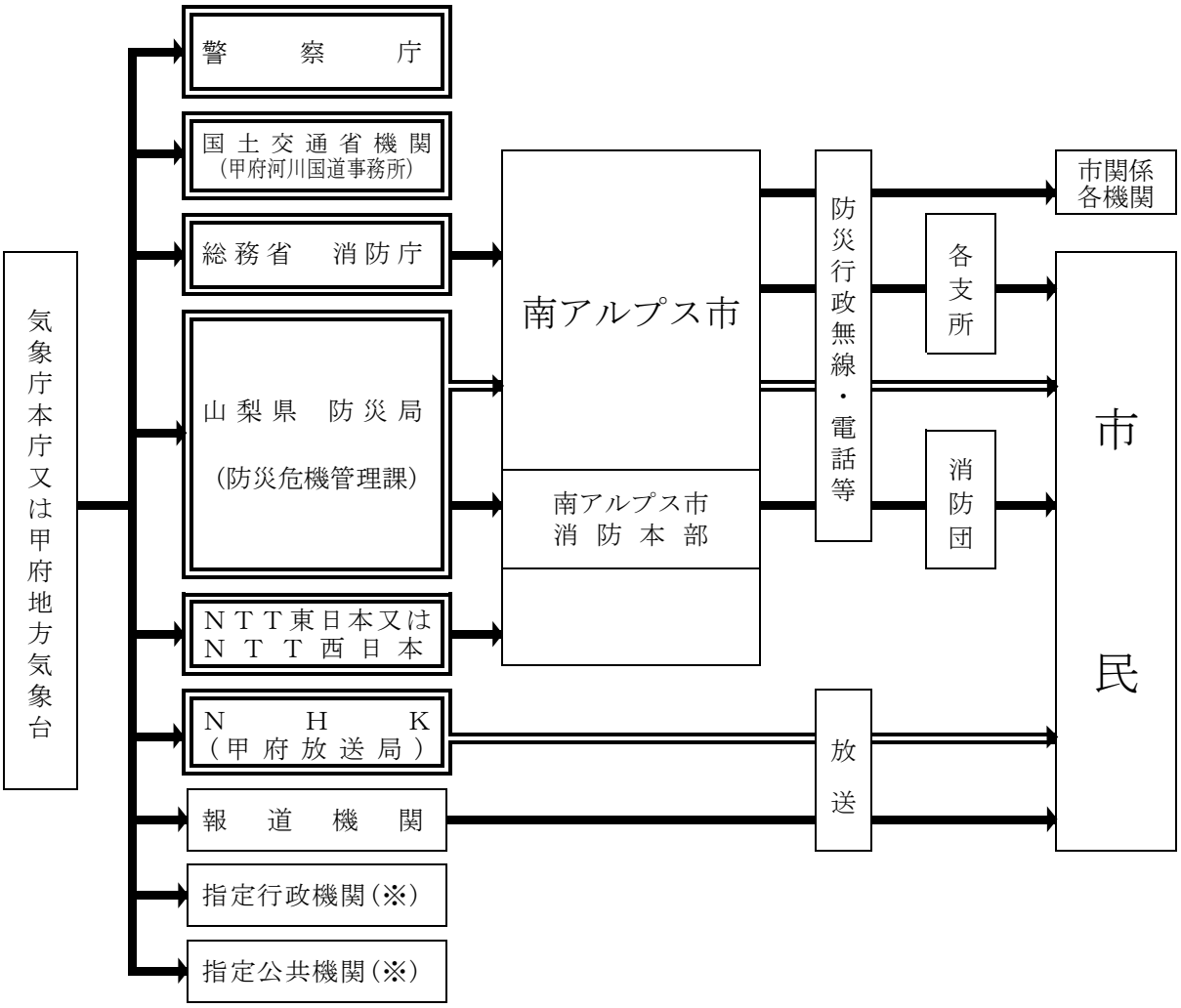

（※）災害対策基本法に基づき、気象庁本庁から関係省庁及び鉄道等の中枢に伝達している。

□ で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第1号及び3号の規定に基づく法定伝達先

⇒ の経路は、気象業務法第15条の２によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

(5) ＮＴＴの扱う気象警報・洪水警報の伝達

甲府地方気象台 ― ＮＴＴ東日本又はＮＴＴ西日本 ― 南アルプス市

(6) 県の水防管理団体への伝達

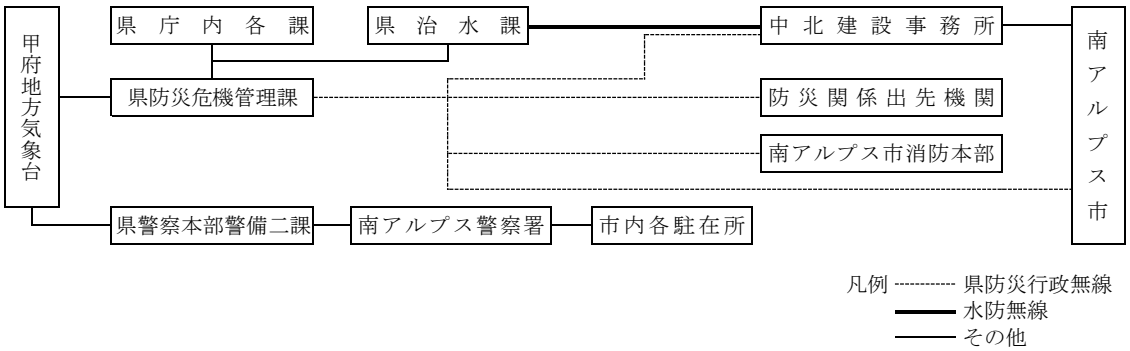

２　山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的とした情報である。土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。したがって、この情報が発表されたとき、市長は、避難指示等の措置を取り、住民は、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、土砂災害の前兆現象に気がついた場合には、直ちに市に通報するとともに周囲の人に知らせ、安全な場所に避難する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア　発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議の上、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ　解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の２段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(3) 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、本節第１予報・警報の種類等「(4)甲府地方気象台の伝達経路」による。

３　国土交通省と気象庁が共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む。）洪水予報）

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報指定区間

富士川（釜無川を含む。）　：　韮崎市の武田橋から海まで

(3) 洪水予報の種類

氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報

(4) 伝達経路

伝達経路等については、大規模災害編第２章第２節「水防対策計画」による。

3　市の発表する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市長から委任された南アルプス市消防本部消防長が火災警報を発表する。

（注）　甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、消防法第22条第１項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

火災気象通報基

① 実効湿度60％以下で最小湿度35％以下となり、最大風速が７ｍ/ｓ以上吹く見込みのとき。
② 実効湿度50％以下で最小湿度25％以下となる見込みのとき。
③ 最大風速12ｍ（甲府14ｍ以上）以上吹く見込みのとき（降雨・降雪中、又は間もなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある。）。

第２　予報及び警報等の伝達

1　市職員への伝達

予報・警報等の周知伝達に当たっては、本庁内は庁内放送により、また各支所、市関係出先機関については、市防災行政無線及び電話等により速やかに行う。

2　住民その他関係団体への通報

住民、関係団体等に対しても、次の方法により速やかに予報・警報を伝達し、被害発生の防止に努める。

(1) サイレン又は警鐘
(2) 市防災行政無線
(3) 広報車
(4) 各ＣＡＴＶ
(5) 市ホームページ
(6) その他

第３　異常現象発見時の通報、伝達

1　異常現象発見時の通報、伝達

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報するとともに周囲の人に知らせ、早めに避難する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。

(2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

２　通報を要する異常現象

区　　分	主　　な　　異　　常　　現　　象
気 象 関 係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地 震 関 係	頻発地震

３　伝達系統

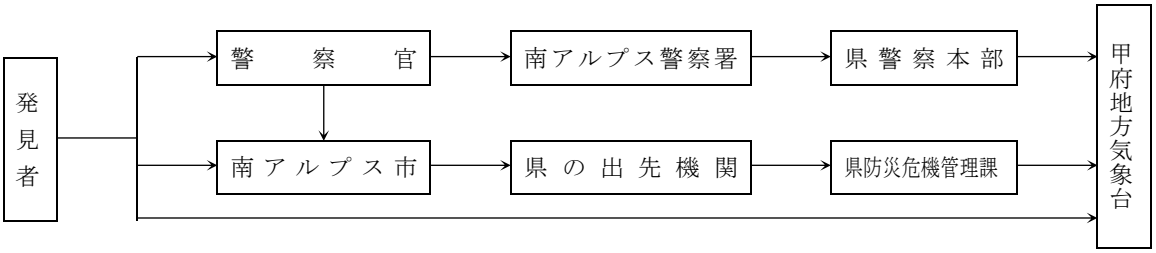

第４　地震に関する情報等の伝達

１　甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に関係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。ただし、通信手段の障害等により、情報等を適時に入手できず、緊急やむを得ないときは独自に発表するものとする。

(1) 山梨県に関係する地震に関する情報等の種類及び内容

情報等の種類	内　　容
① 震度速報	地震発生後約２分で、気象庁が定める地域ごとに観測した震度のうち最大のもの（震度３以上に限る。以下「地域震度」という。）を知らせる速報 （注）　気象専用回線の分岐機関以外の機関及び県民は、テレビ又はラジオで情報を入手する。
② 震源に関する情報	震度３以上の揺れが観測された場合で、津波の発生のおそれがない場合、震源位置、地震の規模、津波の心配はない旨を通知する情報
③ 震源・震度に関する情報	最大震度３以上が観測された地震の震源要素・震央地名、震度３以上が観測された地域名と大きな揺れが観測された市町村名の情報
④ 地震回数に関する情報	活発な群発地震時や余震活動時に時間当たりの震度１以上を観測した地震及び地震計に記録された地震回数の情報
⑤ 各地の震度に関する情報	最大震度１以上が観測された地震の震源要素・震央地名、観測点ごとの震度の情報
⑥ 地震の活動状況等に関する情報	震源要素及び地震の規模、津波警報等の発表状況、震度や津波の観測状況、防災上の留意事項、余震の見通し、地震波形の特徴等
⑦ 推計震度分布図	震度５弱以上が観測された場合に１㎞四方ごとに推計した震度４以上の図情報
⑧ 地震解説資料	県内で震度４以上を観測した地震及び被害が発生した地震について、地震の概況、発表時点までの地震活動、過去の地震活動状況などを解説したもの

(2) 甲府地方気象台の情報伝達・発表基準

ア　情報の伝達基準

情　報　の　種　類	伝　　達　　基　　準
①　震源に関する情報	東京管区気象台管内の震度観測点で震度３以上の揺れが観測された場合で、津波の心配のないとき。 （気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。）
②　震源・震度に関する情報	県内の震度観測点で震度３以上を観測したとき、隣接地域で震度４以上を観測したとき及びその他の地域で震度５弱以上を観測したとき。 （気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。）
③　地震回数に関する情報	山梨県内及び隣接地域で地震回数に関する情報が発表されたとき。 （気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。）

イ　情報の発表基準

情　報　等　の　種　類	発　　表　　基　　準
①　各地の震度に関する情報	県内の震度観測点で震度１以上を観測したとき。
②　地震の活動状況等に関する情報	県内に直接的な影響の少ない場合でも社会的影響を考慮し震度５弱以上の場合等
③　推計震度分布図	県内で震度５弱以上が推計された場合
④　地　震　解　説　資　料	a　県内の震度観測点で震度４以上を観測したとき。 b　その他関係者から依頼があった場合であって、特に必要があると認めるとき。 （注）　この解説資料は、緊急作業が一段落した後に作成・提供する。

(3) 伝達先

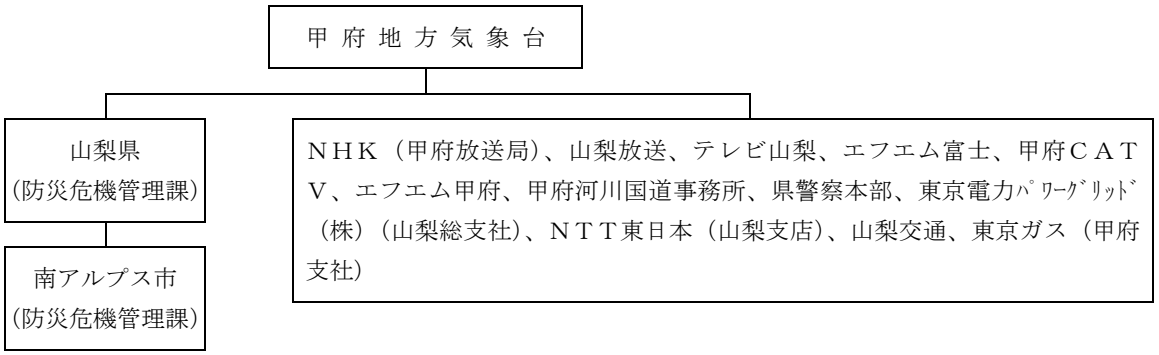

２　緊急地震速報（警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

３　地震情報の収集

市は、市庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、速やかに地震発生後の初動体制を取ることとする。

資 料 編　○気象庁震度階級関連解説表　　（Ｐ1727）

４　支所等への伝達

市本部は、支所、市出先機関にも収集した災害情報の共有化を図るため、速やかに市防災行政無線、電話等で伝達する。

また、支所を通じて自主防災会に対して活動の開始を促す。

支所への主な伝達事項

① 地震情報（震度、震源、規模等）
② 災害発生状況
③ 道路通行状況
④ ライフライン供給状況
⑤ 医療機関の診療の活動状況

第４節　応援要請計画

災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第１　応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

１　県、警察、消防等の防災関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集

２　公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集

３　消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集

４　休日、勤務時間外においては、参集職員から参集途上の被害状況を収集

応　援　要　請　決　定　フ　ロ　ー

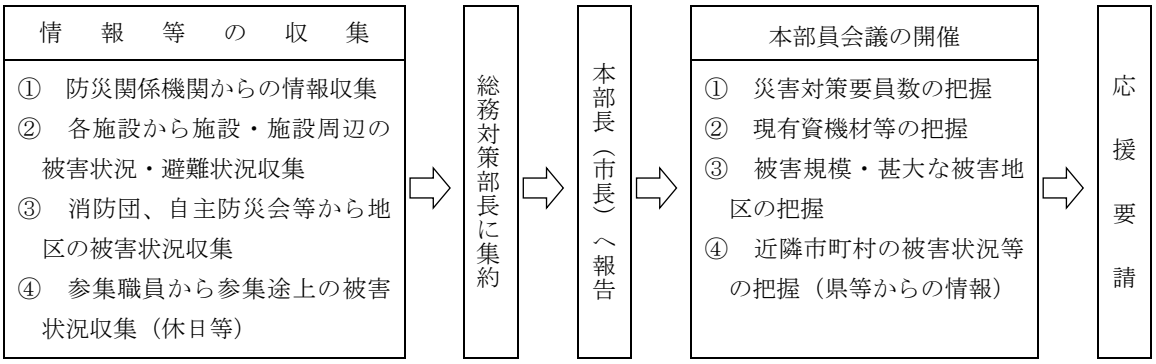

第２　知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定により他の市町村長に対して応援を求める。また、災害対策基本法第68条の規定により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

第３　指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条の規定により、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条の規定により、市長は知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

１　市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

(1) 派遣を要請する理由

(2) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

２　市長が、知事に対し職員の派遣についてあっ旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

(1) 派遣のあっ旋を求める理由
(2) 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員
(3) 派遣を必要とする期間
(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっ旋について必要な事項

第４　応援協定等に基づく要請

１　応援協定等に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ相互応援協定及び覚書を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

(1) 市の協定締結状況

市の協定締結状況は、次のとおりである。このほか、県内各市町村・消防機関は、県と「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」を締結している。

- 災害時における相互応援に関する協定（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）
- 全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定（全国市町村あやめサミット連絡協議会参加自治体）
- 災害時における相互協力に関する覚書（南アルプス郵便局・榊郵便局）
- 災害時における物資の供給応援に関する協定（南アルプス市商工会）
- 災害時非常無線通信の協力に関する協定（南アルプス市ｱﾏﾁｭｱ無線非常通信連絡協議会）
- 大規模災害発生時における相互応援に関する協定書（山梨県市長会構成自治体　甲府市ほか11市）
- 災害時緊急応援対策実施に関する協定書（南アルプス市電気設備安全協議会）
- 災害時における生活必需物資の調達に関する協定（(株）いちやまマート、(株）オギノ、(株）くろがねや、(株）クスリのサンロード、(株）やまと）
- 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定（(社）山梨県トラック協会峡西、赤帽山梨県軽自動車運送協同組合）
- 特設公衆電話設置に関する覚書（東日本電信電話（株）山梨支店）
- 山梨県防災行政無線局に関する協定書（山梨県）
- 山梨県防災行政無線局の設置・管理・運営に関する協定（山梨県）
- 南アルプス市防災行政無線の使用に関する覚書（東京電力（株）山梨支店）
- 災害時における救援物資提供に関する協定書（わらべや日洋株式会社）
- 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（生活協同組合市民生協やまなし）
- 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省　関東地方整備局）
- 災害時における救援物資の提供に関する協定書(巨摩野農業協同組合)
- 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書(山梨県土地家屋調査士会、山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士会)
- 災害応急復旧工事等に関する業務協定書（南アルプス市管工事協同組合）

・　大規模地震等における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書（(社）山梨県建築士会）
・　備蓄用飲料に関する協定書（有限会社フジ自販機）
・　災害時における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書（特別養護老人ホーム南岳荘、特別養護老人ホーム白根聖明園、櫛形荘介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム花菱荘、峡西老人保健センター、ケアホーム花菱、南アルプス市慈恵寮、特別養護老人ホーム白峰荘、特別養護老人ホーム豊寿荘、養護老人ホーム豊寿荘）
・　災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（山梨県立育精福祉センター、山梨県立梨の実寮）
・　災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書（みらいコンパニー、ワークハウスみどりの家、ケール、きがる館、デイサービスゆうかり、デイサービスセンターわかくさ、ともろうらんど、ラ・ピエーノ）
・　災害時における応急対策業務に関する協定書（甲府地区建設業協会）
・　災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書
・　災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定書（南アルプス市自動車事業協議会）
・　災害時における支援協力に関する協定書（イオンビッグ株式会社）
・　災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書（ＮＰＯ法人日本レスキュー協会）
・　災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定書（山梨県環境整備事業協同組合）
・　災害時における支援協定に関する協定書（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）
・　災害に係る情報発信等に関する協定（ＹＡＨＯＯ）
・　災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書（山梨県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会南ｱﾙﾌﾟｽ地区）
・　災害時における相互応援に関する協定書（東京都荒川区）
・　災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ）
・　災害時における支援協力に関する協定書（株式会社ヨシカワ）
・　災害時における相互応援に関する協定書（石川県穴水町）
・　災害時における上下水道施設の応急復旧の協力に関する協定書（山梨積水株式会社）
・　災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書（南ｱﾙﾌﾟｽ市解体工業安全協議会）
・　災害時における応急活動の協力に関する協定書（山梨県トラック協会）
・　富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書（山梨県富士吉田市）
・　大規模災害時における被災者支援に関する協定書（山梨県行政書士会）
・　南アルプス市と南アルプス郵便局との災害発生時における協力及び地域における見守り活動に関する協定書（南アルプス郵便局）
・　災害時の医療救護に関する協定書（中巨摩医師会南アルプス市班）
・　災害時の歯科医療救護に関する協定書（南アルプス市歯科医師会）
・　災害時の医療救護（薬剤師会）に関する協定書（南アルプス市薬剤師会）
・　災害時における生活物資等の支援協力に関する協定書（(株）アダストサービス）
・　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（(株）アクティオ）
・　大規模災害時における法律相談業務に関する協定書（山梨県弁護士会）
・　災害時における葬祭資機材の供給等総合的支援に関する協定書

（(株）ジット、ＪＡ南アルプス市）

・　災害時における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定書

（(株）サンポー、(株）ハヤテ・コンサルタント）

・　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（(株）ゼンリン）

・　災害時における応急対策業務に関する協定書（南アルプス市建設安全協議会）

・　災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

（小林建設（株)、湯澤工業（株)、(株）岩間建設）

・　防犯及び防災における協力に関する協定書（南アルプス市を愛する友の会）

・　災害時における支援協力に関する協定書（ＪＡ南アルプス市、南アルプス市商工会）

・　災害時の避難所の利用に関する覚書（山梨県立わかば支援学校）

・　災害時の避難場所等の利用に関する覚書（学校法人武蔵野東学園）

・　災害時における相互協力に関する協定書（山梨トヨタグループ）

・　災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定

（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

・　災害時の避難場所等の利用に関する覚書（山梨県立巨摩高等学校）

・　災害時の避難場所等の利用に関する覚書（山梨県立白根高等学校）

・　災害時における物資（ユニットハウス等）の支援に関する協定書

（三協フロンテア株式会社）

・　山梨県における広域避難等に関する協定書（山梨県と県２７市町村）

・　災害時における仮設建物等の提供に関する協定書（内藤ハウス株式会社）

・　災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書（サン建機リース株式会社）

・　災害時等における施設利用の協力に関する協定書（株式会社ダイナム）

・　災害時における停電復旧及び道路啓開作業の連携に関する覚書

（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

資 料 編　○災害時の応援協定等　　（Ｐ1131～1576）

(2) 市消防本部の協定締結状況

南アルプス市消防本部は、県下の他消防本部と次のとおり、協定を締結している。

ア　新山梨環状道路消防相互応援協定（甲府地区消防本部・南アルプス市消防本部）

イ　中部横断自動車道消防相互応援協定（甲斐市・富士川町・市川三郷町・南アルプス市・峡北消防本部・甲府地区消防本部・峡南消防本部・南アルプス市消防本部）

ウ　山梨県常備消防相互応援協定（県下９消防本部・南アルプス市消防本部）

エ　緊急消防援助隊応援計画（県下９消防本部・南アルプス市消防本部）

オ　緊急消防援助隊受援計画（県下９消防本部・南アルプス市消防本部）

(3) 市企業局の協定締結状況

南アルプス市企業局は、次のとおり、協定を締結している。

ア　社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

イ　日本水道協会山梨県支部災害時相互応援に関する協定

ウ　南アルプス市管工事協同組合災害応援復旧工事等に関する業務協定

南アルプス市企業局は、日本水道協会山梨県支部と「災害時相互応援に関する協定」を締結している。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）

２　自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第６節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

３　県消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生時に際し、消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第７節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第５　応援受入体制の確保

１　連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、防災危機管理班に連絡窓口を設置する。

２　搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、屋内ゲートボール場（すぱーく白根）等を救援物資の集積所として選定し、必要な整備を行う。

３　受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

資 料 編　○自衛隊宿泊予定施設一覧表　（Ｐ1075）

第５節　事業継続計画

大災害時、市役所自体も被災により制約を受ける状況下において、「本地域防災計画」に基づく災害応急対策、復旧業務を実施する傍ら、市民生活に与える影響が重大で、中断すれば社会的に重大で停止や休止が許されない、災害時においても優先的に取り組むべき重要業務を「非常時優先業務」として、抽出、特定し、業務がより高い水準で継続できるよう、以下の事項を考慮して「事業継続計画」を別途策定する。

第１　前提となる被害想定

発生する可能性が高く、かつ被害が甚大となり、市の業務に多くの影響を及ぼすものを選定する。

第２　非常時優先業務の選定と実施

１　非常時優先業務の選定

大規模災害発生後は、職員自身も被災する場合があり、十分な人数で業務の対応ができない可能性がある。マンパワーが制約される状況で災害時に市として優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定する。

非常時優先業務は、「災害対策業務」と「優先継続業務」とに分けられる。

(1)　災害対策業務

市が災害時に行わなければならない災害対策本部の分掌業務としている業務の一部である。

(2)　優先継続業務

通常業務のうち、市民生活を守る観点から災害時においても継続が必要な業務を「優先継続業務」とする。

２　非常時優先業務の実施

災害対策業務を最優先とする中で、必要となる人員の確保・配置を考慮し優先継続業務をどのように実施していくか検討する。

第３　事業継続計画の実行

制約された状況下にある人員、物資、ライフライン等を有効に活用し、事業継続計画を実行するに当たって、次の場合にあっては、計画を点検し、必要により見直しを行う。

(1) 地域防災計画との不整合が生じた場合
(2) 地域防災計画に改定があった場合
(3) 組織体制所管事業等に改正があった場合
(4) 訓練等により改善点が判明した場合
(5) その他必要があった場合

第６節　自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第１　災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に自衛隊が実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、知事の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

区　　分	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要がある場合の避難者の誘導、輸送等
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、積込み等
消防活動	消防機関に協力（航空機等を含む。）（消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第１号）に基づく被災者に対する生活必需品等の無償貸付又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

第２　災害派遣要請の要求等

１　知事への災害派遣要請の要求

市長は、市の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明記した文書をもって自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合においても事後速やかに、文書を提出する。

明　記　事　項

①　災害の情況及び派遣を要請する事由
②　派遣を希望する期間
③　派遣を希望する区域及び活動内容
④　その他参考となるべき事項

(1) 提出（連絡）先

山梨県防災局防災危機管理課（055―223―1432）

(2) 提出部数

１部

資 料 編　○自衛隊災害派遣要請依頼書　　（Ｐ1631）

２　県への要求不能時の応急措置

市長は知事への要求ができない場合には、その旨及び市の地域にかかわる災害の状況を長官又はその指定する者（東部方面特科連隊長）に通知するものとする。

この場合において、当該通知を受けた長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第８条に規定する部隊を派遣することができる。

緊 急 時 の 連 絡 先

部　隊　名	電　話　番　号	Ｆ　Ａ　Ｘ	県防災行政無線番号
陸上自衛隊東部方面特科連隊	(昼)0555－84－3135、3136 (夜)0555－84－3135	0555－84－3135、3136	（衛星系）66－435

第３　災害派遣部隊の受入体制

１　他の機関との競合重複の排除

本部長は知事と協議、連携して、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担できるよう配慮する。

２　作業計画及び資機材の準備

本部長は知事と協議、連携して、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を取り付ける。

作業計画の作成基準

① 作業箇所及び作業内容
② 作業の優先順位
③ 資材の種類別保管（調達）場所
④ 部隊との連絡責任者・連絡方法及び連絡場所

３　自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を防災危機管理班に設置する。

４　派遣部隊の受入れ

本部長は、派遣された部隊に対し、あらかじめヘリコプター発着場及び派遣部隊の宿泊予定施設として定めている施設の中から、被災場所、施設の被害状況等を勘案し、適切な施設を選定して準備を行う。

なお、自衛隊宿泊予定施設の中には、避難所に指定されている施設もあるので、災害時には施設の被害状況及び各避難所における避難状況等を迅速に把握し、状況によっては当該施設に避難した住民を他の避難所へ誘導、あるいは他の施設中から適切な施設を自衛隊の宿泊施設とするものとする。

準備すべき施設

① 本部事務室
② 宿舎
③ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
④ 駐車場
⑤ 指揮連絡用ヘリコプター発着場
　２方向に障害のない広場（UH－１型　１機・約50m×50m）

資 料 編　○自衛隊ヘリコプター主要発着場一覧表　（Ｐ1073）
○自衛隊宿泊予定施設一覧表　（Ｐ1075）

第４　災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第５　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

１　必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
２　宿泊に必要な土地、建物の経費
３　宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
４　救援活動実施の際に生じた損害の補償
５　その他疑義のあるときは、市と自衛隊で協議する。

第７節　県消防防災ヘリコプター出動要請計画

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害情報の収集、救出・救助活動等を依頼するものとする。

第１　要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

１　災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

２　市の消防力によっては防御が著しく困難な場合

３　その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

資 料 編　○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定　　（Ｐ1131）

第２　消防防災ヘリコプター緊急運航基準

１　基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に運航することができるものとする。

公　共　性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊　急　性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非代替性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

２　緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

(1) 災害応急対策活動

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ　その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

ア　林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合

イ　交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

ウ　その他、消防防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア　水難事故及び山岳遭難等における人命救助

イ　高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助

ウ　その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

ア　別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合

イ　交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第３　緊急運航要請の方法

本部長は、山梨県防災局防災危機管理課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして速報後、「消防防災航空隊出場要請書」（資料編に掲載）により、ファクシミリを用いて緊急運航を要請するものとする。

要請時の明示事項

① 災害の種別
② 災害の発生場所及び災害の状況
③ 災害発生現場の気象状態
④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
⑤ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
⑦ その他必要な事項

資 料 編　○消防防災航空隊出場要請書　　（Ｐ1632）

第４　受入体制の整備

緊急運航を要請した場合、本部長は消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

1　離着陸場所の確保及び安全対策
2　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
3　空中消火基地の確保
4　その他必要な事項

資 料 編　○飛行場外離着陸場等一覧表　　（Ｐ1072）

第５　経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

別表１

伝　　達　　系　　統　　図

１　緊急運航連絡系統図

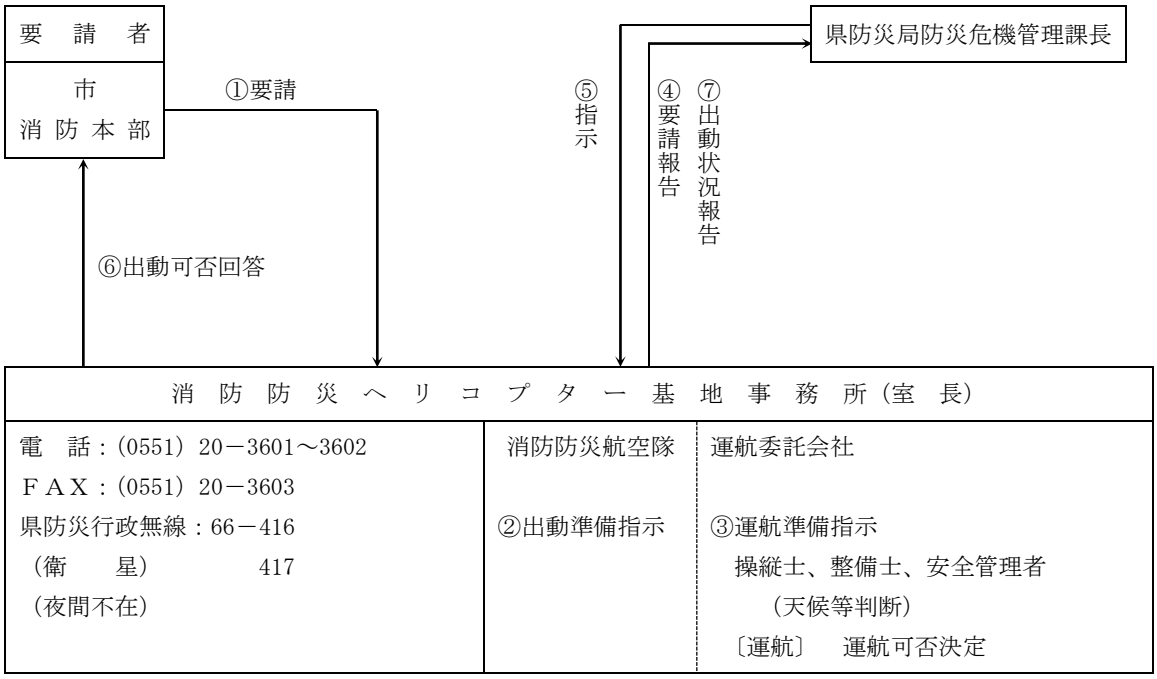

２　土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図

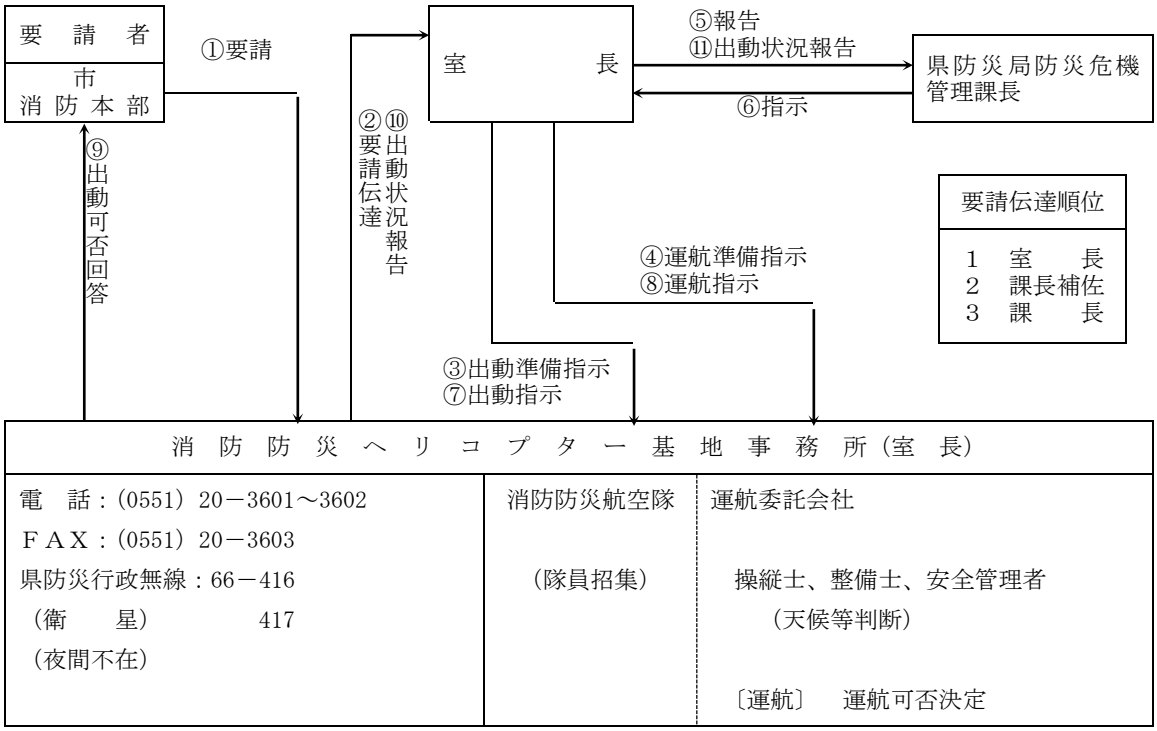

（夜間の場合）　災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

別表２

救急搬送の流れ（転院搬送の場合）

※医師の同乗が必要

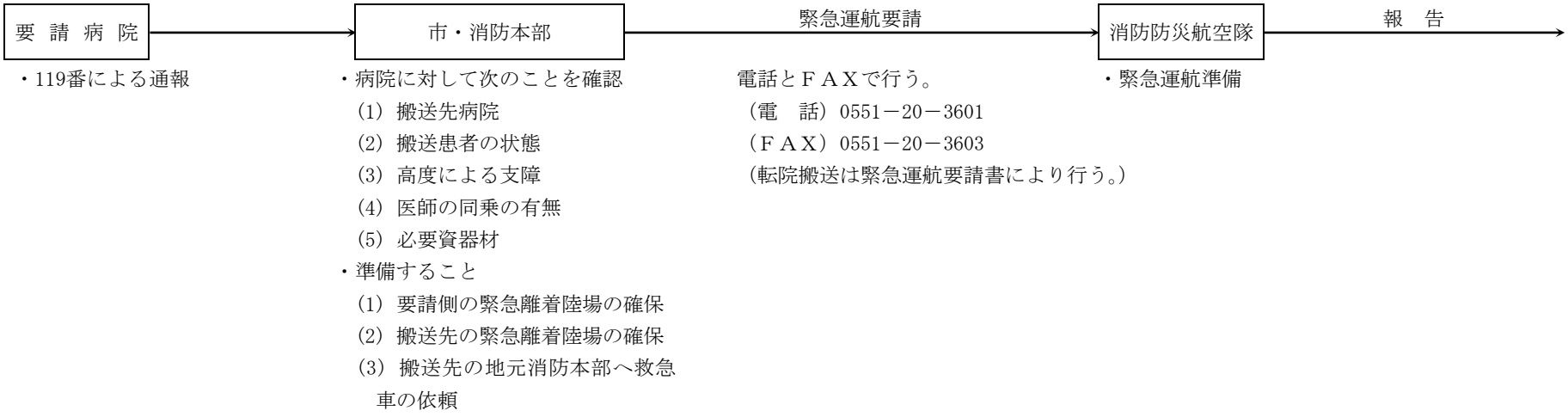

別表３

災害発生から応援出場までの流れ

（山林火災・人命救助の場合）

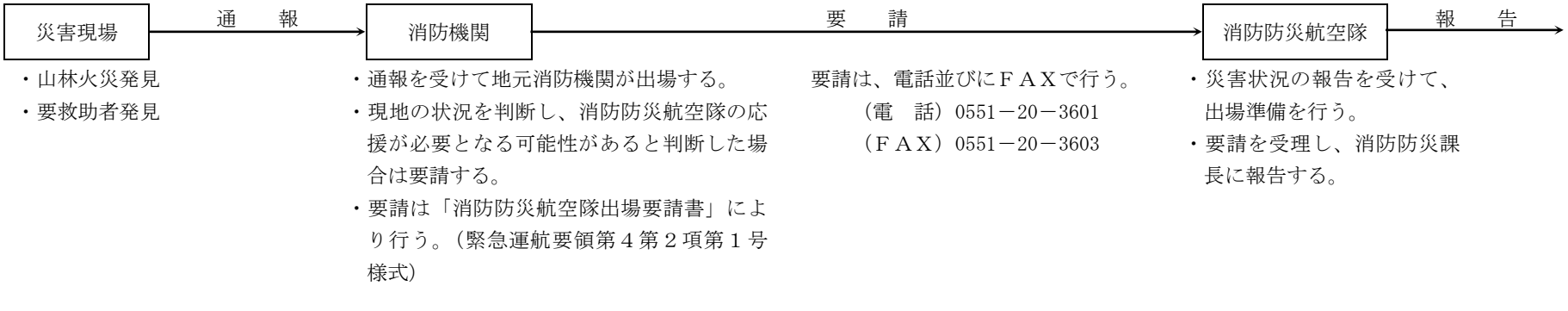

第８節　被害状況等報告計画

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第１　被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集して、早期に市内の被害状況を把握する。

１　初期段階に収集する情報

大規模な災害が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集する。

なお、収集に当たっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を収集する。

(1) 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情　報　の　種　類	災　害　情　報　収　集　先
①　地震に関する情報	甲府地方気象台、県、報道機関
②　火災の発生状況	南アルプス市消防本部、消防団、自主防災会
③　死者、負傷者等の人的被災状況	南アルプス市消防本部、南アルプス警察署、市内医療機関（中巨摩医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④　ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	ＮＴＴ東日本山梨支店、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、(社)山梨県エルピーガス協会、市企業局、市下水道課
⑤　道路、橋梁等の交通施設の被災状況及び道路通行支障状況	甲府河川国道事務所、中日本高速道路株式会社、中北建設事務所、南アルプス警察署
⑥　堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、中北建設事務所
⑦　住民の避難状況	施設管理者、自主防災会、南アルプス警察署
⑧　学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、中巨摩医師会

(2) 災害時優先電話による収集

登録されている災害時優先電話を活用し、施設職員、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

(3) 自主防災会からの情報収集

各地区の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部又は支所に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、アマチュア無線あるいは急使により市本部又は支所に報告する。

(4) 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

(5) アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により応援協定に基づき南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議の協力を求めて各地域の災害情報を収集する。

(6) 郵便局との連携強化

市は、南アルプス郵便局及び榊郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、市及び市内の各郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資 料 編　○災害時における相互協力に関する覚書　（Ｐ1139）
○災害時非常無線通信の協力に関する協定　（Ｐ1155）

２　第２段階に収集する情報

(1) 各部班における被害状況調査

各部班は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

また、状況によっては調査班を編成して調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うに当たっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

担当		協力団体等	調査事項
対策部	班		
総務対策部	防災危機管理班		○一般被害及び応急対策状況の総括 ○各地区の人的・物的被害状況
	管財班		○庁舎及び公有財産の被害状況
市民対策部	環境班	中巨摩地区広域事務組合、三郡衛生組合	○ごみ・し尿処理施設の被害状況
保健福祉対策部	福祉総合相談班 子育て支援班 こども家庭相談班	社会福祉団体、民生児童委員	○保育所、児童館、保育園児等の被害状況
	健康増進班	医師会	○医療機関の被害状況
	介護福祉班	社会福祉団体、民生児童委員	○高齢者福祉施設の被害状況
産業観光対策部	農政班	農協、森林組合等	○農業用施設及び林業用施設の被害状況
	観光推進班	各事業所、観光協会等	○観光施設、観光客の被害状況
	観光施設班	指定管理者等	○観光施設
	商工振興班	商工会	○商工業関係の被害状況
建設対策部	道路整備班	建設安全協議会	○道路、河川、橋梁等の被害状況
	都市計画班		○公園施設の被害状況
	管理住宅班	自主防災会	○市営住宅の被害状況
	農林土木班	土地改良区	○農業用排水施設等の被害状況
教育対策部	学校教育班	施設管理者	○児童生徒、学校施設の被害状況

	生涯学習班	施設管理者	○施設利用者、社会教育施設の被害状況 ○施設利用者、社会体育施設の被害状況
	文化財班	文化財所有者	○文化財の被害状況
上下水道対策部	施設班 上水道班		○浄水場等の被害状況 ○簡易水道施設の被害状況
	水道総務班		○バス利用者の被害状況
	下水道班		○下水道施設の被害状況

(2) 被害状況不明地区等への措置

各地区の被害状況は、総務対策部が地区の消防団及び自主防災会の協力を得て速やかに収集するものとするが、大規模な災害が発生し、地区全体が混乱して必要な情報の収集が困難な場合は、状況により調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

(3) 県への応援要請

被害が甚大なため、市において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

第２　災害情報の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務対策部長が取りまとめ、本部長及び副本部長に報告する。

第３　災害情報の報告等

１　県等への報告

本部長は、総務対策部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、市は、直接消防庁に対し報告するものとする。また、消防組織法第22条に基づく「火災・災害等即報要領」に定める直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合には、県に加え、直接消防庁にも報告するものとする。

なお、この場合、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

県　へ　の　連　絡　先

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	県防災行政無線番号
県防災局防災危機管理課	055―223―1432	055―223―1439	200―2513
中北地域県民センター	0551―23―3057	0551―23―3012	400―2021

２　消防機関への通報殺到時の措置

(1) 南アルプス市消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに市本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。

(2) 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

消　防　庁　へ　の　連　絡　先

回線別＼区分		通　常　時 ※消防庁応急対策室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	03―5253―7527	03―5253―7777
	ＦＡＸ	03―5253―7537	03―5253―7553
地域衛星通信ネットワーク	電　話	13―048―500―7857	13―048―500―7782
	ＦＡＸ	13―048―500―7537	13―048―500―7789

３　応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

４　報告の種類・様式

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県等に災害報告を行うものとする。

(1)　「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告

市は、火災・災害等の即報に当たっては、次の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

ア　火災(※　特定の事故を除く。)……第１号様式

イ　特定の事故……第２号様式

ウ　救急・救助事故・武力攻撃災害等……第３号様式

エ　災害概況即報……第４号様式（その１、その１別紙、その２）

(2)　「災害報告取扱要領」に基づく被害報告

市は、「災害報告取扱要領」に基づき、把握した被害状況について必要な事項を県に報告するものとする。

ア　災害確定報告……第１号様式

イ　災害中間報告……第２号様式

ウ　災　害　年　報……第３号様式

(3)　県指定に基づく被害報告

ア　報告ルート

（ア）震度４の地震観測時及び大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、大雪警報発表時

被害区分	調査報告主体	報　告　ル　ー　ト
総括情報	南アルプス市	市防災危機管理課 → 県防災危機管理課 → 国(消防庁、関係省庁等) 直接即報基準
人、建物	南アルプス市	市防災危機管理課　→　県防災危機管理課　→　消防庁等

農　水　産　物	南アルプス市	市産業観光部　→　中北農務事務所（大雪警報時のみ） →　県農業技術課　→　県防災危機管理課
農 業 用 施 設	南アルプス市	市産業観光部　→　中北農務事務所（大雪警報時のみ） →　県耕地課 → 県農業技術課　→　県防災危機管理課
林　業　施　設	南アルプス市	市産業観光部　→　県森林環境総務課　→　県防災危機管理課
道路、橋梁、河川、崖崩れ、下水道、都市、建築	各 管 理 者	管理者　→　中北建設事務所 →　下水道事務所 →　県道路管理課　→　県治水課　→　県防災危機管理課 →　各主管課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者　→　県防災危機管理課

（イ）大雨警報、洪水警報、暴風警報発表時

被 害 区 分	調査報告主体	報　告　ル　ー　ト
総　括　情　報	南アルプス市	市防災危機管理課 → 中北地域県民センター → 県防災危機管理課 →　国（消防庁、関係省庁等） 直接即報基準
人、　建　物	南アルプス市	市防災危機管理課　→　中北保健福祉事務所　→　県福祉保健総務課 →　県防災危機管理課
病　　院	各施設管理者	施設管理者　→　中北保健福祉事務所　→　県福祉保健総務課 →　県防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者　→　中北保健福祉事務所　→　県福祉保健総務課 →　県防災危機管理課
水　道　施　設	南アルプス市	市上下水道局　→　中北保健福祉事務所　→　県福祉保健総務課 →　県防災危機管理課
清　掃　施　設	南アルプス市	市市民部　→　中北林務環境事務所　→　県環境整備課 →　県防災危機管理課
農　水　産　物	南アルプス市	市産業観光部　→　中北農務事務所　→　県農業技術課 →　県防災危機管理課
農 業 用 施 設	南アルプス市	市産業観光部　→　中北農務事務所　→　県耕地課 →　県農業技術課　→　県防災危機管理課
林　業　施　設	南アルプス市	市産業観光部　→　中北林務環境事務所　→　各主管課 →　県森林環境総務課　→　県防災危機管理課
道路、橋梁、河川、都市、建築、崖崩れ、下水道	各 管 理 者	管理者　→　中北建設事務所 →　下水道事務所 →　県道路管理課　→　県治水課　→　県防災危機管理課 →　各主管課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者　→　県防災危機管理課

（ウ）災害対策本部設置時

被 害 区 分	調査報告主体	報　告　ル　ー　ト

被害状況	市民・自主防災会・事業者・管理者・南アルプス市	市民等　→　市災害対策本部　→　中北地方連絡本部 →　県災害対策本部　→　国（消防庁、関係省庁等）

（エ）その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会 → 商工会連合会 → 県商工総務課 → 県防災危機管理課
文教施設	各管理者	市教育委員会　→　中北教育事務所　→　県教・総務課 →　県防災危機管理課

イ　報告様式

県指定に基づく被害の報告は、次の様式によって行う。

（ア）市町村被害状況票（様式３―４―２）

（イ）市町村災害対策本部等設置状況・職員参集状況票（様式３―４―５）

（ウ）避難所開設状況一覧表（様式３―４―６）

資料編　○**「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式**　（Ｐ1602）
○**「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式**　（Ｐ1608）
○**県指定に基づく被害報告様式**　（Ｐ1612）

５　報告項目の順位

災害の種類、規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、おおむね人的被害及び住家の被害状況等を優先的に報告するものとする。

ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告するものとする。

第４　被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被害程度の判定基準等

１　死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なもの
２　行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
３　重傷者・軽傷者	・重傷者～１月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～１月未満で治癒できる見込みのもの
４　住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
５　棟	建築物の単位で、独立した１つの建築物。渡り廊下のように２以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
６　世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば２世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を１単位として扱う。
７　被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
８　住家全壊（全壊、流失）	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主

	要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。 棟数及び世帯数、人員を報告する。なお、被害戸数は「独立して家庭生活を営むことができる建物、又は完全に区画された建物の一部」を単位とする。
9　住家半壊（半焼）	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
10　床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊に該当しないが、堆積物等のために一時的に居住できないもの
11　床下浸水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12　一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもの、但し、軽微なものは除く
13　非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14　非住家（公共建物）	国、県、市町村、ＪＲ、ＮＴＴ等の管理する建物
15　非住家（その他）	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16　文教施設	学校（含む各種学校）全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17　病院	医療法に定める病院（20人以上）
18　流失埋没	田畑の耕土が流出し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19　冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20　農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21　林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22　農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23　畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24　水産被害	養魚場、漁船等の被害
25　林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26　商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27　道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
28　橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋
29　河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30　砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31　下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水路
32　林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33　鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34　清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35　通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36　被災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37　被災者	被災世帯の構成員

第９節　災害広報計画

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図る。

第１　実施機関

災害時の広報活動は、秘書班において行う。

秘書班は、防災危機管理班から正確な災害情報、市域の被害状況等を収集、把握し、住民に対して適切な広報を行う。

なお、広報を行うに当たっては、報道機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、自主防災会等の協力による戸別訪問、市ホームページへの外国語併記による広報など障害者・高齢者や外国人等の要配慮者に対しても十分留意し、適切な広報に努める。

第２　広報の方法

災害の種類、災害発生時期等を勘案し、次の広報手段により、適切に行う。

１　市防災行政無線による放送
２　広報車の巡回広報
３　ＣＡＴＶによる放送
４　市ホームページへの掲載
５　臨時広報紙・チラシの配布
６　掲示板への掲示等
７　Ｌ－ＡＬＥＲＴ（テレビ文字放送）
８　災害緊急メール（携帯電話）

第３　広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

１　災害時における住民の心構え
２　避難の勧告、指示事項
３　災害情報及び市の防災体制
４　被害状況及び応急対策実施状況
５　被災者に必要な生活情報
６　一般住民に必要な注意事項
７　その他必要な事項

第４　住民からの問い合わせへの対応

市（防災危機管理班）は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を市役所、支所等に開設し、住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

第１０節　災害通信確保計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信を迅速かつ適切に行うため、市の所有する通信施設を活用するほか、状況により他の機関の所有する通信設備の優先利用、放送の要請等により、通信の確保を図る。

第１　災害時における通信の方法

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を的確に収集、伝達し、又は報告するものとする。

１　県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関等とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県へ被害報告、応援要請等を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

２　市防災行政無線（固定系・移動系）

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

３　消防無線電話

南アルプス消防署及び八田消防署を基地局として、消防本部、各消防署・分遣所、また各支所に移動局・携帯局が配備されている。

火災等が発生した場合には、消防無線電話を活用し、火災現場等との通信の確保を図る。

４　加入電話

市出先機関、関係団体等との通信には、加入電話を活用するものとするが、災害現場との通信や夜間等の勤務時間外での通信には、携帯電話を活用して通信の確保を図る。

なお、災害時、電話が輻輳し、かかりにくいときは、災害時優先電話を活用する。

５　簡易無線機

災害対策本部、各支所及び消防本部を基地局として、災害時に、災害対策班、消防団等との間で、情報交換が速やかに行えるよう簡易無線機を整備し、通信の確保を図る。

第２　非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定されたＮＴＴ東日本に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第３　災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめＮＴＴ東日本に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第４　他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市域における関係機関の通信施設は、次のとおりである。

１　警察無線……南アルプス警察署

２　消防無線……南アルプス市消防本部

３　東京電力無線……東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社櫛形事務所

第５　非常通信の利用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、山梨地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

１　非常通信の依頼方法

一通の通信文の字数は200字以内とし、発信人及び受信人の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入する。

２　非常通信等の内容

人命の救助に関するもの、緊急を要する情報、市本部活動に必要なもの等とする。

第６　放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送要請を求めることができる。

ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまがないときは、市長が直接放送局に対して放送要請をすることができる。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び県防災行政無線番号		申込窓口
ＮＨＫ甲府	Ｓ58．７．１	(055) 222－1313	9-220-1-058	放送部
山梨放送	Ｓ58．７．１	昼 (055) 231－3232 夜 (055) 231－3250	9-220-1-066	報道制作局報道部
テレビ山梨	Ｓ58．７．１	昼 (055) 232－1114 夜 (055) 266－2966	9-220-1-067	（昼）報道局報道部 （夜）報道部長宅
エフエム富士	Ｈ２．２．28	(055) 228－6969	9-220-1-068	放送部

資料編　○放送要請様式　　（Ｐ1633）

第７　インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

市もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等を掲載するものとする。

なお、県のＵＲＬはhttp://www.pref.yamanashi.jp/であり、市のＵＲＬはhttp://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/である。

１　県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報

２　県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

第８　アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、「災害時非常無線通信の協力に関する協定」に基づき南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

資 料 編　○災害時非常無線通信の協力に関する協定　　（Ｐ1155）

第９　急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡するものとするが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第１０　携帯電話の活用

今や災害時の「命綱」とも言える携帯電話を、いざというときに使いこなせるよう必要な備品として機能を確認しておく。

１　緊急時の充電手段として、災害発生時に充電サービスをしている携帯電話の公式ショップを活用できる。

２　携帯電話の災害時に活用できる次の機能を理解しておく。ただし、非対応の場合もあるので確認が必要である。

- 災害用伝言板として
- 緊急地震速報として
- テレビやラジオとして
- 地図として
- ＧＰＳとして
- ライトとして

第１１節　交通対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第１　交通応急対策

１　交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合は、消防団や自主防災会から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、建設対策部道路整備班を中心に調査班を編成し道路の被害状況を調査する。

(2) 調査班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(3) 市本部は、調査班等から収集した情報を南アルプス警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

２　応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、南アルプス市建設安全協議会等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては南アルプス警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第２　交通規制対策

１　異常気象時における道路通行規制

市域において異常気象時に規制を受ける道路の通行規制区間及び危険内容等は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○異常気象時における道路等通行規制基準　　（Ｐ1100）

２　交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1　道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第１項

警察	公安委員会	1　周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条
		2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	道路交通法第４条第１項
	南アルプス警察署長	道路交通法第４条第１項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第５条第１項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第６条第４項

3　交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

南アルプス警察署は、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めたときは、通行を規制する。

4　交通規制の標示

(1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。

(2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第３号）に定められた標識等を設置して行う。

5　交通規制の措置

(1) 道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにする。

ア　規制の対象

イ　規制する区域又は区間

ウ　規制する期間

(2) 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知する。

また、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。

道路管理者	予　定　指　定　区　間
国	20号　上野原市井戸尻から北杜市白州町山口（国界橋北詰） 52号　南巨摩郡南部町万沢（甲駿橋北詰）から甲府市丸の内２―31―８ 138号　富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰（県境） 139号　富士河口湖町富士ケ嶺（県境）から大月市大月町２丁目（20号分岐点）（富士吉田市上吉田字上町　富士吉田市下吉田字新田を除く。）

中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道山梨県全線
県	上記以外の国道、県道及び林道
市町村	市町村道

6　道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標識の種別	位置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
う回路線	う回路線の入口及びう回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

7　警察官等の措置命令等

警察官、自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の３の規定に基づき、通行禁止区域等において次の措置をとることができる。

(1) 警察官の措置命令等

ア　警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車等の移動を命ずるものとする。

イ　命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

(2) 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(3) 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

第３　運転者のとるべき措置

1　走行中の運転者の措置

(1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

(2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。

(3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2　避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

３　通行禁止区域内の運転者の措置

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第４　緊急通行車両の確認申請

１　緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は県公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県消防防災課又は警察本部交通規制課、南アルプス警察署及び交通検問所等において実施する。

２　緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁内自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

３　事前届出済証の交付を受けている車両の確認

事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請をした場合は、確認のため必要な審査は省略され、該当車両が判別できるよう、常時「届出済」を表示しておく。

４　緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの

(2) 消防、水防その他の応急措置に従事するもの

(3) 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの

(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの

(5) 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの

(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの

(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に従事するもの

(8) 緊急輸送の確保に従事するもの

(9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に従事するもの

５　緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は県公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式）が交付される。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

第５　交通情報及び広報活動

災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、市防災行政無線、ＣＡＴＶ、市ホームページ等を活用して、交通情報等の広報を迅速かつ的確に実施する。

広　報　内　容

- ○　道路被害状況及び交通状況等の交通情報
- ○　交通規制の実施状況
- ○　車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置

第６　災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは、次のとおりとする。

１　緊急出動の取扱い

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする。

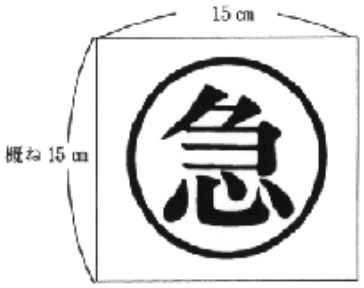

（通行車両の責任者が作成して貼付する。）

２　災害復旧等の出動の取扱い

(1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、中北地域県民センター、中北建設事務所、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。

(2) 申し出を受けた関係機関は、山梨県道路公社（055―226―3835）又は中日本高速道路株式会社八王子支社（以下「有料道路管理者」という。）（0426―91―1171）に速やかに通報する。

通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とする。

(3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。

(4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した右の表示を貼付する。

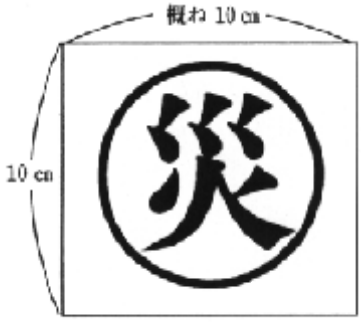

（通行車両の責任者が作成して貼付する。）

別図

緊急通行車両の標章

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　月　日

緊急通行車両確認証明書

知　　事 ㊞
公安委員会 ㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

第１２節　消防対策計画

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第１　組織

１　南アルプス市消防本部

常備消防として南アルプス消防署、八田消防署、甲西分遣所が配置されており、火災発生の未然防止、発生時の早期鎮圧並びに救急救助等の業務を行っている。

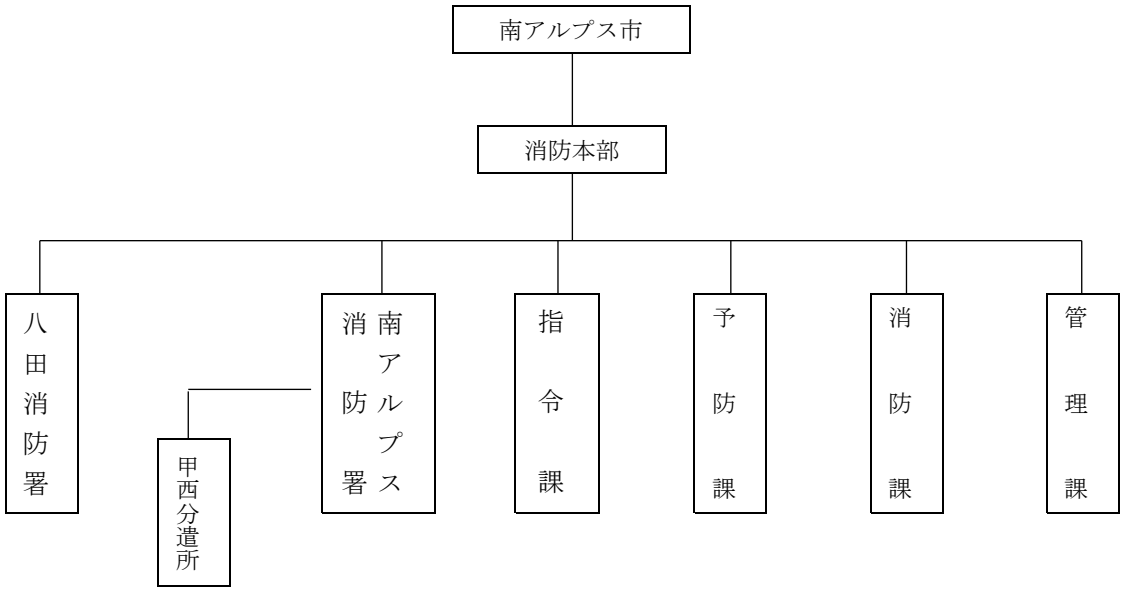

２　南アルプス市消防団

非常備消防の消防団は、南アルプス市消防団が設置され、常備消防を補佐し、また地域に密着した消防活動等に当たっている。

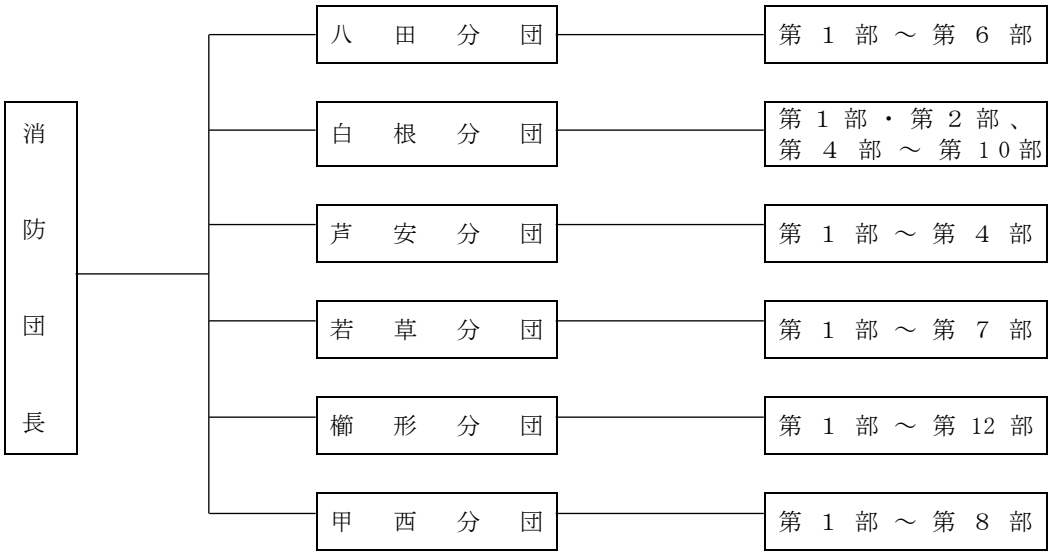

第２　出場基準

火災が発生した場合には、あらかじめ定めた出場基準に基づき、直ちに出場する。

１　南アルプス市消防本部

市消防本部は、「南アルプス市消防本部消防隊出場規程」に基づき消防隊を出場し、消防業務を円滑かつ効果的に実施する。

なお、消防隊の出場区域の基準は、次のとおりである。

			八田地区	白根地区	芦安地区	若草地区	櫛形地区	甲西地区
普通出場	第一出場	八田消防署	２隊	２隊	２隊			
		南アルプス消防署	１隊	１隊	１隊	２隊	２隊	２隊
		甲西分遣所				１隊	１隊	１隊
	第二出場	八田消防署	２隊	２隊	２隊	１隊	１隊	１隊
		南アルプス消防署	２隊	２隊	２隊	２隊	２隊	２隊
		甲西分遣所				１隊	１隊	１隊

備考

１　特命出場、応援出場、山林火災出場及び救助出場――火災の状況及び気象の状況により、出場区域外へ出場する場合もある。

２　偵察出場――普通出場の場合の出場区域に準ずる。

２　南アルプス市消防団

市消防団は、「南アルプス市消防団出場規程」に基づき、火災現場等に消防団消防隊を出場し、消防業務を円滑かつ効果的に実施する。

なお、消防団消防隊の応援出場基準は、次のとおりである。

火災等発生地域／出場区分		八田	白根	芦安	若草	櫛形	甲西
普通出場	八田分団	◎	1	1			
	白根分団	1	◎	1	1	1	
	芦安分団	1	1	◎			
	若草分団		1		◎	1	1
	櫛形分団		1		1	◎	1
	甲西分団				1	1	◎
特命出場	消防団長又は消防長の要請により、各分団ともでき得る限りの応援出場をするものとする。						

備考　山林火災については、原則として地元分団が出場するものとする。ただし、火災の状況により、消防団長又は消防長から要請があった場合は、各分団とも応援出場をするものとする。

第３　災害防御措置

１　消防応援要請

(1) 要請の条件

市消防本部は、次の状況にある場合は、「山梨県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部の消防長に応援を求めるものとする。

応援要請の条件

① 市消防本部の消防力によっては、防御、救助等が著しく困難と認めるとき。
② 災害を防除するため、他の消防本部の保有する機械器具等が必要と認めるとき。
③ 災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与えるおそれのあるとき。

(2) 要請時の留意事項

市長又は消防長は、次の事項に留意して他の消防機関に応援を要請するものとする。

ア　応援に必要な部隊数、資機材、活動内容

イ　集結場所への連絡員の派遣

ウ　延焼阻止線に近い水利への安全な誘導方法

2　危険区域、特殊建物の防御対策

市長又は消防長は、公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、木造大建築物等で火災が発生した場合、人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対して、あらかじめ次の事項に留意して、小地域ごとに区画し、火災警防計画を樹立するものとする。

(1) 出動部隊数

(2) 消防署所又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分

(3) 部隊到着順ごとの水利統制

(4) 各部隊の進入担当方面

(5) 使用放水口及び所要ホース数

(6) 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在

(7) 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

3　消防水利の統制

市長又は消防長は、消防隊が効果的に水利を活用するため、あらかじめ到着順ごとに水利部署を規制する計画を地区ごとに水道鉄管口径、圧力、有限水利（貯水槽（池））及び河川等の自然水利と併せて適切に活用できるよう総合的に判断し定めるものとする。

また、「平常時」「減水時」「断水時」といかなる状況下においても対応できるよう、あらかじめ水利統制計画を樹立するものとする。

(1) 有限貯水槽（池）等の消防ポンプ車配置標準

ア　40m^{3}貯水槽（池）その他これらと同等の水利では１～２台

イ　60m^{3}貯水槽（池）その他これらと同等の水利では１～３台

ウ　100m^{3}貯水槽（池）その他これらと同等の水利では２～４台

エ　火災拡大のおそれがある地域、長時間防御を必要とする特殊な火災のときは、40m^{3}及び60m^{3}に１台、100m^{3}に２台とし、それ以上部署するときは、吸水と併行して充水隊を編成し充水する。

(2) 水道管の口径、水圧からみた放水可能口数

鉄管口径mm / 水圧 / 口数	75	100	150	200	250	300	350	400
0～0.34kg/cm³	0	0	0	0	1～2	2	2	3
0.35～0.7	0	1	1～3	2～3	2～3	2～3	2～3	4～6
0.7～1.4	0	2	2～3	2～4	3～4	3～4	4	
1.4～2.1	1	2～3	2～3	3～4	3～5	4～5	5	
1.4～2.1	1～2	2～4	3～5	3～5	3～6	4～6	5～7	

資 料 編　○消防水利一覧表　　（Ｐ1040）

4　飛火警戒

市長又は消防長は、飛火によって第２次、第３次の火災が続発して、大火を導引するおそれのあるときを考慮し、受け持ち区域全般にわたって、あらかじめ警戒配備場所及び警戒方法並びに自衛消防隊等の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるよう、飛火警戒計画を樹立するものとする。

(1) 飛火防御部隊の編成

飛火防御部隊は、飛火警戒隊と警戒巡ら隊とに区別する。

区　　分	編　　成　　内　　容
飛火警戒隊	飛火によって第２次、第３次の火災が発生したとき出動防御する部隊であって、この部隊はおおむね次により編成する。 ①　所定防御部隊以外の予備部隊をもって１ないし数隊編成する。 ②　前項のほか風下方面は、自衛消防隊による。
警戒巡ら隊	飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、おおむね次による。 ①　消防団若しくは自衛消防隊をもって、これに充てる。 ②　消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

(2) 飛火警戒の配置標準

ア　風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛消防隊等と飛火警戒に当たる。

イ　前項の飛火警戒隊は、風下方向おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ　風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって飛火危険のおそれのある地域に対しては、地元住民をもって警戒に当たる。

(3) 飛火警戒の要領

ア　飛火警戒隊のうち１名を高所見張員として、飛火火災の早期発見に充てる。

イ　自衛消防隊等には小型ポンプ、バケツ、火叩き等を携行させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

第１３節　緊急輸送対策計画

災害時における被災者の避難、応急対策要員の輸送、緊急物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第１　実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、県、他市町村、各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第２　輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の道路施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

１　自動車による輸送

２　航空機による輸送

３　人力による搬送

第３　輸送力の確保

１　自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

ア　市所有車両など応急対策実施機関所有の車両等

イ　公共的団体所有の車両等

ウ　営業用車両等

エ　その他の自家用車両等

(2) 車両の確保

ア　市有車両

災害時における市有車両の集中管理及び配備は、総務対策部管財班が行い、各対策部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは管財班に依頼するものとする。

管財班は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うに当たっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第11節「交通対策計画」に定めるところによる。

イ　その他の車両

各対策部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、管財班は、直ちに市内の公共的団体の自動車、又は状況により輸送機関等の営業用自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ　応援協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、「災害時における相互応援に関する協定」及び「全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定」に基づき、締結市町村に必要数の車両の提供を要請する。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）

２　航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は緊急輸送を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

県消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第７節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第６節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

３　人力による搬送

前各号による輸送が不可能な場合には、賃金職員等を雇い上げるなどして人力搬送を行う。

第４　緊急輸送路の確保

１　県による緊急輸送道路の指定状況

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

区　分	道路種別	路線番号	路線名	起　終　点
第一次緊急輸送道路	高速自動車国道	－	中部横断自動車道	市内全線
	一般国道（指定区間）	52	国道52号（甲西道路）	市内全線
	一般国道（指定区間外）	140	国道140号	市内全線
第二次緊急輸送道路	主要地方道	5	甲府南アルプス線	甲府昇仙峡線交点（甲府市）～国道52号交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）
		12	韮崎南アルプス中央線	市内全線
		20	甲斐早川線	国道20号交点（甲斐市）～南ｱﾙﾌﾟｽ市役所芦安支所
		26	富士川南アルプス線	国道140号交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）～韮崎南ｱﾙﾌﾟｽ中央線交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）
		39	今諏訪北村線	甲府南ｱﾙﾌﾟｽ線交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）～韮崎南ｱﾙﾌﾟｽ富士川線交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）
		42	韮崎南ｱﾙﾌﾟｽ富士川線	国道52号（甲西道路）交点（富士川町）～今諏訪北村線交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）
	市町村道	－	市道若草1級1号線	韮崎南ｱﾙﾌﾟｽ中央線交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）～南ｱﾙﾌﾟｽ市役所若草支所
		－	市道櫛形7号線	甲府南ｱﾙﾌﾟｽ線交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）～南ｱﾙﾌﾟｽ警察署南交差点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）
		－	市道十五所7号線	南ｱﾙﾌﾟｽ警察署南交差点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）～南ｱﾙﾌﾟｽ市消防本部

２　市としての緊急輸送路の確保

(1) 災害時優先道路の位置づけの定義

市は迅速かつ効率的な緊急輸送が行われるよう、大規模災害発生時に円滑な輸送活動を行うために、甲府河川国道事務所・中北建設事務所等と連携し、南アルプス市建設安全協議会等の協力を得て、山梨県が指定した緊急輸送道路と市の重要拠点を結ぶ重要路線を優先して道路啓開を行い、緊急輸送路の確保を図る。

また、状況によっては、う回路を設置し、緊急輸送を行う。

(2) 市が指定する災害時優先道路

前記定義に基づき、市が管理する市道及び緊急輸送道路として指定されていない県道について、南アルプス市災害時緊急道路として指定する。

(3) 災害時優先道路の選定について

ア　第一次、第二次緊急輸送道路を最優先で啓開

国、県に対し、道路啓開を要請するものの、作業が遅れる場合には市側が自ら積極的に啓開作業を実施するものとする。

イ　市災害時優先道路啓開の優先順位

基本的には、第一次、第二次緊急輸送道路が啓開されていることが前提であり、啓開経路は、最短距離ではなく、第一次、第二次緊急輸送道路を経由して、所要の場所に行くことを可能にする。

【優先順位】

① 消防、警察、防災活動拠点（市役所本庁、支所、企業局）
② 指定避難所
③ 医療活動拠点
④ 給水拠点（ただし、応急給水設備設置施設）
⑤ 物資集積拠点、上記４以外の給水拠点

以下、順次啓開を行う。

資料編　○ 災害時優先道路一覧表　（Ｐ1076）
○ 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表　（Ｐ1019）
○ 飛行場外離着陸場等一覧表　（Ｐ1072）
○ 自衛隊ヘリコプター主要発着場一覧表　（Ｐ1073）
○ 自衛隊宿泊予定施設一覧表　（Ｐ1075）
○ 災害時における応急対策業務に関する協定書　（Ｐ1151）

第１４節　災害救助法による救助計画

一定規模以上の災害が発生した場合、速やかに災害救助法の適用申請を行い、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第１　災害救助法の適用基準等

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準は概ね次のとおりである。

１　災害救助法の適用基準

(1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人　　口	住家滅失世帯数
50,000人以上100,000人未満	80世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人　　口	住家滅失世帯数
50,000人以上100,000人未満	40世帯

(3) 県下で住家滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市の被害世帯数が多数であるとき。

(4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情（被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする）場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合

２　滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

① 全壊（又は全焼・流失）住家１世帯で、住宅滅失１世帯として換算
② 半壊（又は半焼）住家２世帯で、住宅滅失１世帯として換算
③ 床上浸水及び土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態になった住家３世帯で、住宅滅失１世帯として換算

第２　災害救助法の適用手続

１　災害に際し、市域における災害が前記第１の「１　災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる場合は、本部長は、直ちに知事に災害救助法の適用を申請するものとする。

市総務課 → 県防災局 → 県防災危機管理課 → 内閣府

２　災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第３　災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行い、市長は知事が行う救助を補助するものとする。

ただし、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事は、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務の実施期間を市長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第４　各種救助に係る様式

災害応急対策（災害救助法）に係る各種様式については、資料編に掲載の様式１から様式22までのとおりである。

- 地区別被害状況調査表……様式１
- 世帯別被害調査表……様式２
- 救助活動の種類別実施状況……様式３
- 被災世帯調査原票……様式４
- 救助の種目別物資受払状況……様式５
- 避難所設置及び収容状況……様式６
- 応急仮設住宅台帳……様式７
- 炊き出し給与状況……様式８
- 飲料水の供給簿……様式９
- 物資の給与状況……様式10
- 救護班活動状況……様式11
- 病院診療所医療実施状況……様式12
- 助産台帳……様式13
- 被災者救出状況記録簿……様式14
- 住宅応急修理記録簿……様式15
- 学用品の給与台帳……様式16
- 埋葬台帳……様式17
- 死体捜索状況記録簿……様式18
- 死体処理台帳……様式19
- 障害物の除去状況……様式20
- 輸送記録簿……様式21
- 賃金職員等雇上台帳……様式22

資 料 編　○各種救助に係る様式　　（Ｐ1618）

第５　災害救助法による救助

１　避難（市民活動支援班・国保年金班）

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難場所設置の方法

ア　既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ　災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ　公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から７日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣府に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

１日一人当たり３３０円以内

２　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理（管理住宅班）

(1) 応急仮設住宅の供与

ア　応急仮設住宅供与の対象者

（ア）住宅が全壊、全焼又は流失した者

（イ）居住する住家がない者

（ウ）自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ　応急仮設住宅の種類

（ア）建設型仮設住宅

a　敷地

原則として公有地を利用する。

b　規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

c　費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、１戸当たり６２８万５千円以内の額とする。

d　着工期限

災害発生に日から２０日以内に着工する。

e　供与期間

２年以内とする。

（イ）賃貸型仮設住宅

a　規模

世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準ずる。

b　費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

c　貸与期間

２年以内とする。

（ウ）その他

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型と供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を行う。

(2) 被災した住宅の応急修理

応急修理の対象者等

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	１世帯当たり655千円以内	災害発生の日から１ケ月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	１世帯当たり318千円以内			

３　炊き出しその他による食品の給与（学校給食センター）

(1) 給与を受ける者

ア　避難所に収容された者

イ　住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者

ウ　その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から７日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

１人１日1,180円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

４　生活必需品の給与又は貸与（観光推進班）

(1) 給与（貸与）を受ける者

ア　全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

イ　被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

ウ　生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額　（単位：円）

区　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	41,000	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,9300	18,300	21,800	27,400	3,600

注：夏期（４月～９月）　冬期（10月～３月）

５　医療（健康増進班）

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

・診察　　・薬剤又は治療材料の支給　　・処置、手術その他治療及び施術

・病院又は診療所への収容　　・看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

６　助産（健康増進班）

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

・分べんの介助　　・分べん前後の処置　　・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

ア　使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

イ　助産師の場合は、その地域の慣行料金の８割以内

７　救出（消防署班）

(1) 救出を受ける者

ア　災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ　災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から３日以内

８　障害物の除去（道路整備班）

(1) 対象

ア　当面の日常生活が営み得ない状態にあること

イ　日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること

ウ　自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと

エ　住家は、半壊又は床上浸水であること

(2) 実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費用の限度額	備　　考
災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,300円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫費等

9　死体の捜索（消防団）

(1) 捜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索期間　　災害発生の日から10日以内

(3) 費用　　捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等

10　死体の処理（健康増進班、環境班）

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 死体処理に要する費用の限度

区　　分	限　　度　　条　　件
洗浄、縫合、消毒	死体１体当たり3,500円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料１体当たり5,400円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

11　死体の埋葬（環境班）

(1)　死体の埋葬を行うとき

ア　災害時の混乱の際に死亡した者であること

イ　災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2)　埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備　　考
１体当たり213,800円以内	１体当たり170,900円以内	棺、骨壷、火葬代、人夫費、輸送費を含む。

12　教科書等学用品の給与（学校教育班）

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品　目	期　　間	費　用　の　限　度　額
教科書・教　材	災害発生の日から１か月以内	教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文　房　具	災害発生の日から15日以内	小学校児童　　１人当たり　4,700円以内 中学校生徒　　１人当たり　5,000円以内 高等学校等生徒　１人当たり　5,500円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　　（Ｐ1710）

第１５節　避難対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民に危険が急迫している場合には、直ちに避難のための立退きを指示し、地域住民の生命又は身体を災害から保護するものとする。

また、災害の状況等により、帰宅困難者等の保護、被災動物等の救護を行うものとする。

第１　避難指示

１　実施責任者等

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。なお、緊急の場合には、市長は、消防吏員に避難のための立退きの指示を代行させることができる。

区分	実施責任者	災害の種別	要件	報告先	根拠法
指示	市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護しその他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	知事	災害対策基本法第60条第１項
指示	知事	〃	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、市長が実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	市長	災害対策基本法第60条第6項
指示	警察官	〃	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき、又は市長から要求があったとき。	市長	災害対策基本法第61条
		〃	人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合。	公安委員会	警察官職務執行法第４条
指示	知事又はその命を受けた県職員	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	警察署長	水防法第29条
		地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	警察署長	地すべり等防止法第25条
指示	水防管理者（市長）	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	警察署長	水防法第29条
指示	自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合。	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

２　各実施責任者における避難指示等の実施時期等

(1) 市長の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、市長は立退

きを指示する。

なお、立退きを指示したとき、並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで市長に通知があったときは、市長は知事にその旨を報告する。

(2) 知事の指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

(3) 水防管理者（市長）の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、立退きを指示する。この場合、南アルプス警察署長に速やかに通知する。

(4) 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により、又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退きを指示する。この場合、南アルプス警察署長に速やかに通知する。

(5) 警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立退きを指示する。この場合、その旨を市長に速やかに通知する。

(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

３　避難の指示の基準

(1) 一般的基準

避難の指示の一般的基準は、次のとおりである。

一　般　的　基　準
○　河川の上流が被害を受け、下流地域に浸水による危険があるとき。 ○　河川が避難判断水位を超え、補足情報、雨量、流域雨量指数などを総合的に判断し洪水のおそれがあるとき。 ○　避難の必要が予想される各種気象警報が発表されたとき。 ○　土砂災害警戒情報が発表され、補足情報、前兆現象の状況などを総合的に判断し住民に危険が及ぶと予想されるとき。 ○　爆発のおそれ又はガスの流出拡散等により、周辺地域の住民に危険が及ぶと予想されるとき。 ○　地すべり・崖崩れ等の土砂災害が発生するおそれがあるとき。 ○　延焼火災が急速に拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。 ○　県知事から避難についての指示の要請があったとき。 ○　その他住民の生命及び身体を災害から保護するため、必要と認められたとき。

(2) 判断基準

ア　河川洪水

	富　士　川（釜無川を含む。）
高齢者等避難	１時間後に避難判断水位(船山橋：2.0m、清水端：6.5m、南部：4.2m)に到達すると予想され、なお水位の上昇が見込まれる。
避難指示	①避難判断水位に到達し、１時間後に氾濫危険水位（船山橋：2.2m、清水端：7.2m、南部：4.9m）に到達すると予想される。

	②河川氾濫のおそれがある。 ③氾濫危険水位に到達する。 ④堤防が決壊するおそれがある。（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。）

イ　土砂災害

	現地情報等による基準	「土砂災害警戒情報」による基準	積算雨量等による基準		
	―	―	前日までの連続雨量が100㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100㎜あった場合	前日までの降雨がない場合
高齢者等避難	近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見される。	「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における予測雨量が2時間後に「土砂災害警戒避難基準線」に到達すると予想される。	当日の日雨量が50㎜を超える。	当日の日雨量が80㎜を超える。	当日の日雨量が100㎜を超える。
避難指示	・近隣で前兆現象(渓流付近で斜面崩壊、擁壁・道路等にひび割れが発生)が発見される。 ・近隣で土砂災害が発生した。	・「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における予測雨量が１時間後に「土砂災害警戒避難基準線」に到達すると予想される。 又は、「土砂災害警戒避難基準線」に到達する。	当日の日雨量が50㎜を超え、時間雨量が30㎜以上の強い雨が予想される。	当日の日雨量が80㎜を超え、時間雨量が30㎜以上の強い雨が予想される。	当日の日雨量が100㎜を超え、時間雨量が30㎜以上の強い雨が予想される。

4　避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部を省略して迅速な避難の指示を行うよう努める。

避難指示時等の明示内容

① 避難対象地域
② 避難先
③ 避難経路
④ 避難の指示の理由
⑤ その他必要な事項

5　避難の指示の伝達方法

市本部は、次の伝達方法により、住民等に対して避難場所、避難時の心得等の周知徹底を図る。

○ 市防災行政無線
○ 広報車
○ ＣＡＴＶ
○ 市ホームページ
○ エイア（緊急速報）メール（携帯電話）
○ Ｌ－ＡＬＥＲＴ（テレビ文字放送）
○ その他

避難指示の流れ

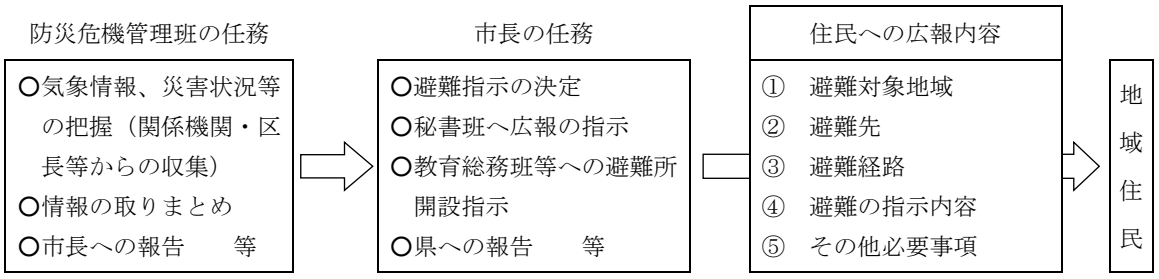

6　高齢者等避難の発令

高齢者・障害者等の避難行動要支援者は、避難所への移動に時間がかかるため、市は、状況（災害の発生する可能性が高まった段階）により避難指示を発令する前に高齢者等避難を発令し、災害危険地域等にいる避難行動要支援者を速やかに避難させるものとする。

7　避難計画の作成

市は、下記に示す「避難場所等の選定基準」や「避難道路の選定条件」を考慮し、また地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自治会等の単位ごとに避難体制の整備に努める。

避難場所等の選定基準	①　避難場所における避難民の１人当たりの必要面積は、２㎡以上とする。 ②　避難場所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。 ③　避難場所は、土砂災害警戒区域、崖崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。 ④　避難場所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。 ⑤　要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておく。
避難道路の選定条件	①　避難道路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。 ②　避難道路の選択に当たっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。 ③　避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

避難計画に定める主な内容は、次のとおりである。

避難計画の概要

①　防災用具、非常持ち出し品、食料等の準備及び点検
②　災害別・地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
③　危険地域、危険物施設等の所在場所
④　避難の指示を行う基準及び伝達方法
⑤　避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
⑥　収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
⑦　障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定）

第２　避難場所の定義

避難場所の定義を次のとおりとする。

区　分	定　　義
一時避難場所	災害が発生したときに自主防災会ごとに一時的に避難する場所で、「空き地」・「小公園」・「公民館」等の広場をいう。

避　難　所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいい、特に、南アルプス市が指定した避難所を「指定避難所」という。 「標識」 避難所
緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所で、異常な気象の種類ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所で、南アルプス市が指定したものを「指定緊急避難場所」という。 「標識」 緊急避難場所
福祉避難所	障害者、寝たきりの高齢者などの、一般の避難者と共同生活が難しく、介護が必要な者等が避難するための施設をいい、協定により指定した施設を「福祉避難所」とする。

※　避難所を選定するに当たっては、次の点に留意する。

○　山崩れ・崖崩れ等の危険が見込まれる避難地域は避ける。

○　建築物は、耐震・耐火性の高い建物を選定する。

○　避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。

資料編　○ 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表　（Ｐ1019）
○ 協定により指定された福祉避難所一覧表　（Ｐ1033）

第３　避難誘導

１　避難誘導方法

市は、要所に誘導員（消防団班）を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、障害者や高齢者等の避難行動要支援者については、自主防災会等の中からあらかじめ定めた複数の支援員によって介助等の適切な措置を取り、速やかな避難誘導を行う。

２　住民の措置

住民は、地震等により避難が必要と判断した場合には、直ちに必要最小限の非常持ち出し品を所持し、ガスやブレーカー等の火の始末及び戸締まり等をした後、自主防災会単位で、まずは近くの空き地や小公園に避難して安否確認等を行う。その後に気象状況や市の広報等に注意し、消防団等の協力を得ながら、火災等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等の避難地に避難し、正確な災害情報等の収集、不在者の確認等を行う。状況により、安全確認が得られた避難所に避難する。

なお、大雨、洪水時等、状況によっては避難所に直接避難する。

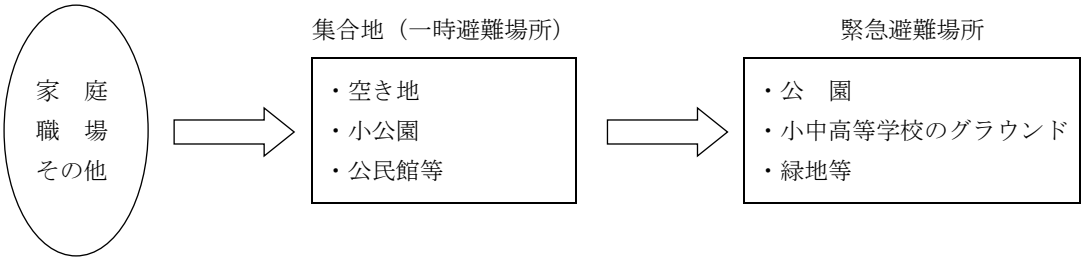

3　所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

4　避難終了後の確認措置

(1) 避難の指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置を取るものとする。

(2) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第４　避難所の開設及び運営

1　避難所の開設

(1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

(2) 避難所の開設に当たっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。

不足する場合には、応援協定等に基づき、協定締結市等に避難所の提供を求めるものとする。また、災害の状況等によっては公会堂、公民館、神社、仏閣等の既存建物を応急的に使用する。

なお、避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとする。特に、学校を避難所に指定する場合は、市教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について、事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

(3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を広報し、避難所に収容する者を誘導、保護する。

(4) 洪水・土砂災害に際して、避難すべき指定避難所が被害区域内にある場合を考慮し、洪水・土砂等の災害時に使用する避難所は、近隣の避難場所とする。

資 料 編　○指定避難所・指定緊急避難場所一覧表　　（Ｐ1019）

(5) 地震災害に際しては、被災者が直接避難所に避難する場合が多く、災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日や勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

(6) 避難所開設に先立ち開設予定避難所が余震等による二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

ア　施設管理者によるチェック

開設予定避難所の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、市本部への報告のほか次の措置を行う。

・立入禁止措置

・他の避難施設の案内図の貼付

イ　応急危険度判定士によるチェック

前ア項のチェックでは、施設の安全性の確認がつきかねる場合は、施設管理者は、市本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

市本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

ウ　避難住民への措置

すでに避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、取りあえずグラウンド等の安全な場所に待機させるものとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災危機管理課と健康増進課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討する。

２　避難所の管理運営

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、避難所管理職員として選定されている市民活動支援班及び国保年金班の班員は、直ちに避難所に出動、駐在し、当該施設管理者と協力して避難所の管理運営に当たる。

(2) 避難所管理職員の責務

避難所管理職員は、避難者の人員・安否、必要な物資・数量等の実態把握と保護に当たる。

なお、避難所の運営に当たっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、仕切り板を設置するなど避難者のプライバシーの保護等に配慮する。また、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等については、必要により個別に対応する等の措置を行うものとする。

また、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮して運営するよう努める。

(3) 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

(4) 仮設トイレの設置等

避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

(5) 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など避難者への配慮を行う。

(6) 避難者等による自主運営の推進

市は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者自らの組織化を図り、自主的な運営管理が行われるよう必要な支援を行う。

３　要配慮者対策

市は、避難所開設時には、環境衛生の確保や健康状態の把握、情報の提供等について要配慮者には十分配慮するものとする。

なお、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、健康センター、保健福祉センター及び中学校武道場など、小・中学校等の施設に比べ居住性のよい施設を要配慮者優先の福祉避難所として確保し、ホームヘルパーの派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者等の協力を得て適切な援護を行うとともに、必要に応じて社会福祉施設への入所を依頼するものとする。

また、福祉避難所以外の指定避難所についても、必要に応じてその一画を要配慮者用スペースとして確保して要配慮者を収容し、適切な援護を行うものとする。

第５　警戒区域の設定

１　市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

２　警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第２項及び第３項の規定により、市長の職権を代行することができる。

３　知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第１項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施する。

第６　帰宅困難者、滞留者の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客など、帰宅困難者又は滞留者が発生したときには、市、警察、道路管理者、バス運行機関等関係機関は、相互に密接な連携を取りつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、食料等は、滞留者が自助努力によって確保するものとするが、不足するときは市において斡旋などの便宜を図るものとする。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な施設に誘導し保護する。

第７　被災動物等の救護対策

市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を

整備し、次の対策を実施するものとする。

１　動物収容施設の設置
２　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
３　飼料の調達及び配布
４　動物に関する相談の実施
５　動物伝染病等のまん延防止措置
６　集団避難場所における飼育動物の適正管理　等

第８　災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、避難に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第９　孤立集落への対応

孤立のおそれのある集落（芦安、高尾地区）には、衛星携帯電話等の整備及びヘリコプターによる救援体制を確立する。

第１０　他地域からの避難者の受け入れ

他地域からの避難者の受け入れについて、県営住宅、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

なお、県営住宅の受け入れについては県と調整を図る。

第１１　避難所に滞在していない被災者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資を配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により生活環境の確保が図れるよう努める。

第１２　ペットの救護対策

災害時における、動物愛護の観点及び放浪動物による人への危害防止、生活環境保全の観点からペットの救護対策については、次を基本とし、細部についてはガイドラインによる。

１　ペットの同行避難

災害時、可能な限りペットの同行避難に努め、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースを確保する。

２　避難所での飼育管理

避難所で飼育する場合は、飼い主が責任を持ってペットの安全と健康を守る等、世話をするとともに、他の避難者への迷惑にならないよう特別な配慮に努める。

３　飼い主が行うべき対策

平常時からしつけや健康管理、ペットが迷子にならない対策（マイクロチップ等による所有者明示）、及びペット用の避難用具や備蓄品を確保し、災害時は避難所等におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理に努める。

４　その他

犬、猫、小鳥、小型のげっ歯類等の一般的なペット以外の動物は、避難所での受入れが難しい場合もあり、状況によっては、同行避難が難しい事態も考えられるので、万一のときの預かり先を確保しておくことも大切である。

第１６節　医療対策計画

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第１　実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が市内医療機関等の協力を得て行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された市長が行うものとする。

第２　応急医療対策

１　情報の収集及び提供

(1) 災害医療情報等の収集・伝達

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において南アルプス市消防本部、中巨摩医師会等から次の情報を収集し、関係部署・関係機関に伝達を行う。

初動期の情報収集内容

① 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
② 死傷病者の発生状況
③ 住民の避難状況（場所、人数等）
④ 医療機関の被害、診療・収容能力
⑤ 医薬品卸売業者、薬局等の被災状況、供給能力
⑥ 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
⑦ 出動可能な医療救護班の数、配置
⑧ 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
⑨ 周辺市町村の状況
⑩ 医療機関の医薬品の需給状況
⑪ 医療機関における受診状況
⑫ 避難所等の生活、保健、医療情報

(2) 住民への情報提供

市は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況等を、市防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ等により地域住民に提供する。

２　医療救護班の出動要請等

災害により人的被害が発生した場合には、市内医療機関に協力を求めるとともに、被災状況により中巨摩医師会等に災害現場等への医療救護班の出動を要請し、応急医療活動を行う。

また、市のみでは迅速な対応が困難な場合には、県地区救護対策本部（中北保健所）に応援を要請するものとする。

資 料 編　○市内医療機関一覧表　　（Ｐ1035）

３　応急医療救護業務

災害時の応急医療救護業務は、次のとおりとする。

区　　分	応　急　医　療　救　護　業　務
医療救護班	①　傷病者の応急処置 ②　後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ） ③　軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導 ④　助産救護 ⑤　死亡の確認及び死体検案並びに死体処理への協力
歯科医療救護班	①　歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導 ②　軽症患者や転送困難な患者等の治療 ③　検視・検案に際しての協力
医　療　機　関	①　被害情報の収集及び伝達 ②　応需情報（診療可能状況）の報告 ③　傷病者の検査及びトリアージ ④　重症患者の後方医療機関への搬送 ⑤　傷病者の処置及び治療 ⑥　助産救護 ⑦　医療救護班、医療スタッフの派遣 ⑧　死亡の確認及び死体検案並びに死体処理への協力

注　「トリアージ」とは、患者の重症度や緊急度によって治療の優先順位を決めること。通常は、１枚のトリアージ・タッグ（ふだ）に、重症度・緊急度に応じて色分けされ、状態部分を切り残すことにより優先順位が分かるようになっている。

４　医療救護所の設置

応急医療は、市内医療機関で行うものとするが、医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められ、又は予想される場合には、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班の出動を要請し、傷病者の応急処置や治療等に当たる。

(1) 設置場所

医療救護所は、指定避難所のうち避難の規模に応じて白根巨摩中学校、八田中学校、櫛形中学校、芦安支所（旧芦安健康管理センター)、若草中学校、甲西中学校を拠点として設置し、必要に応じて被災場所や他の被災現場や市が開設した避難所等に設置する。

(2) 設置時の留意事項

医療救護所は、次の点に留意して設置する。

ア　被災傷病者の発生及び避難状況

イ　医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制

ウ　被災地の医療機関の稼動状況

エ　医療資器材、水、非常用電源等の確保の見通し

オ　搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

(3) 広報活動

医療救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を市防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ等を活用して地域住民に周知する。

５　医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には市内薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、協定締結市町村から調達する。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）

6　傷病者の搬送

(1) 傷病者の後方医療機関への搬送方法

ア　医療救護班から傷病者搬送の要請があった場合には、消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市の公用車両のほか、応援協定に基づき、必要数の車両を協定締結市町村から緊急調達して搬送する。

イ　重症者等の場合は、必要に応じて、県にドクターヘリ又は消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは県を通じて自衛隊による搬送を要請する。

(2) 傷病者搬送体制の整備

災害発生時に傷病者を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項等に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

○情報連絡体制……傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

○医療内容等の把握……あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。

○搬送経路確保体制……災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保にかかわる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、南アルプス警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

(3) 災害拠点病院等の指定状況等

県は、災害時の医療活動の拠点施設として災害拠点病院を、また災害拠点病院を支援する医療機関として災害支援病院を指定している。

区　分	指　定　状　況
災害拠点病院	災害拠点病院は、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院があり、基幹災害拠点病院として「県立中央病院」が指定され、また地域災害拠点病院として二次医療圏に１病院、県下で８病院が指定されている。
災害支援病院	災害支援病院は、基幹災害支援病院及び地域災害支援病院があり、基幹災害支援病院として「山梨大学医学部附属病院」と「山梨赤十字病院」が指定され、地域災害支援病院として県下で30病院が指定されている。

市内には、地域災害拠点病院として「徳州会病院」が、地域災害支援病院として「巨摩共立病院」、「宮川病院」及び「高原病院」が指定されている。

区　　分	病　院　名	医療救護班編成数（班）	一般病床数（床）
地域災害拠点病院	徳州会病院	2	145
地域災害支援病院	巨摩共立病院	2	103
	宮川病院	2	41
	高原病院	2	42

市は、上記医療機関と、災害時における医療救護班の出動要請とともに重症患者等の搬送について、平素から協議しておくものとする。

なお、重傷・重篤な救急患者の受入れや医療スタッフの全県派遣を行う県指定基幹災害拠点病院等の状況は、次のとおりである。

区　　分	病　院　名	一般病床数（床）	備　　考
基幹災害拠点病院	山梨県立中央病院	629	・重傷、重篤な救命救急医療 ・広域搬送拠点　等
基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院	566	・重傷、重篤な救命救急医療 ・医療スタッフ全県派遣等
	山梨赤十字病院	224	・富士北麓における傷病者の受入れ、搬送の拠点 ・広域的な医療救護班、医療スタッフの派遣等

7　精神保健医療対策

精神障害者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、市内関係医療機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとする。対応が困難な場合等には、県医療救護対策本部（健康増進課）に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請する。

8　地域保健対策

医療救護班のほかに、保健師等による巡回健康相談チーム、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハビリチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策を実施する。

第３　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、医療及び助産に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（P1710）

別図

医療救護体制及び医療救護班の派遣体系

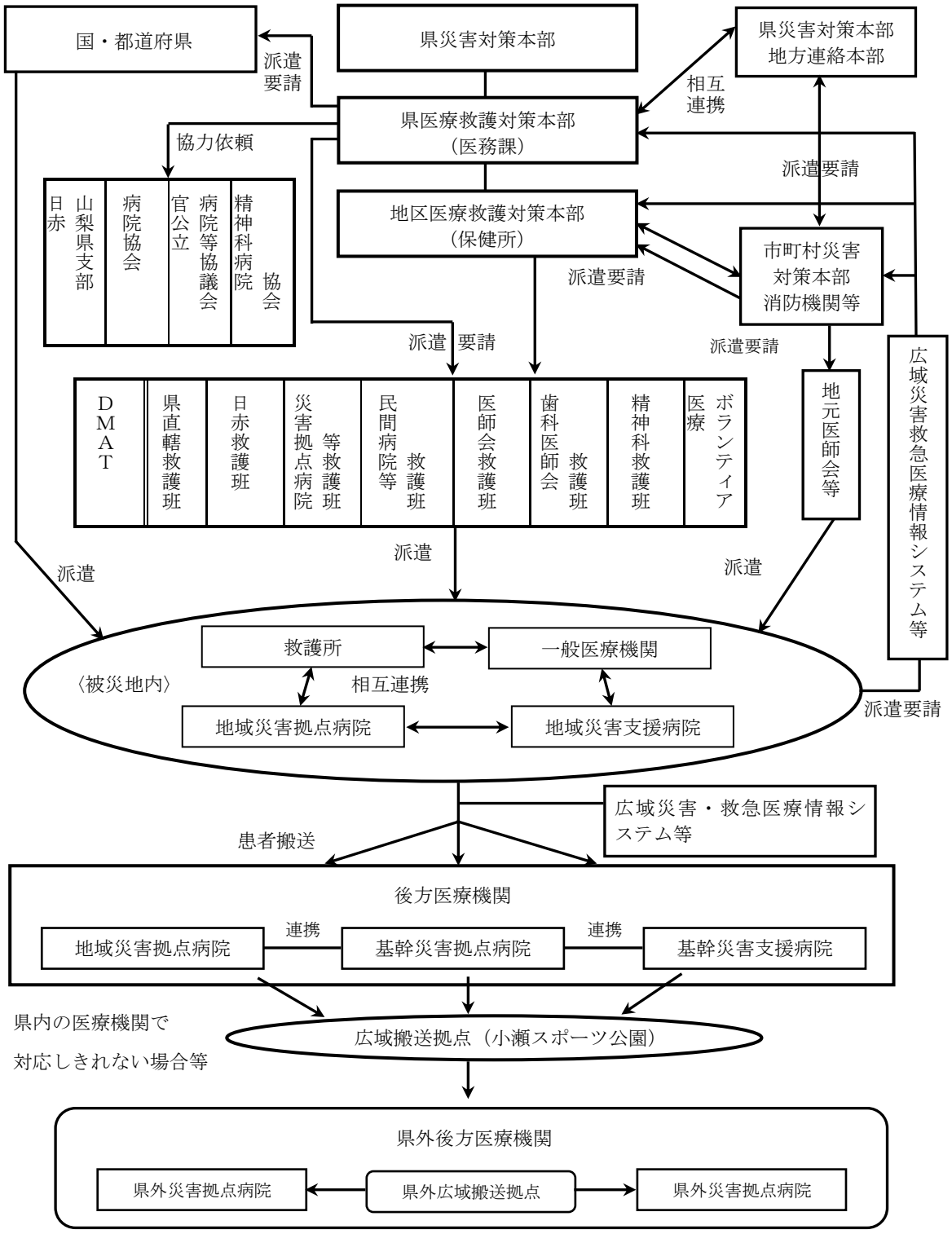

第１７節　防疫対策計画

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を確実に実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第１　実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に要員、資器材の応援を要請し、実施する。

第２　防疫活動

１　市の防疫組織

市民対策部環境班、保健福祉対策部健康増進班は、中北保健所の指示のもと中巨摩医師会の協力を得て防疫組織を編成し、防疫活動を迅速に実施する。

２　感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第２項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施にあたっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第２項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

法第29条第２項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施にあたっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第２項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

３　臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第６条の規定による臨時予防接種を実施する。

４　避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成し、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

５　広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線、ＣＡＴＶによる放送、広報車による巡回放送、またパ

ンフレットの配布等を行うものとする。

６　その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年５月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第３　防疫用資器材及び薬剤

１　防疫用資器材

防疫用資器材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

２　防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

３　応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっ旋を要請する。

資 料 編	○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
	○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
	○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
	○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）
	○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1157）

第１８節　食料供給対策計画

災害により、食料品の確保ができない、又は自宅で炊飯等ができない被災者に応急的な炊き出しを行い、一時的な食生活の保護を図るものとする。

第１　実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保及び炊き出しの実施、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合には市長が行う。

第２　災害時における食料の供給基準

１　炊き出しの対象者

(1) 避難所収容者

(2) 住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事ができない者

(3) 災害応急対策活動従事者

２　供給品目

供給品目は、炊き出し用の米穀、弁当、乾パン、缶詰、インスタント食品等とする。

３　被災者等への供給基準

被災者等に対して供給する基準は、次のとおりとする。

(1) 災害救助用米穀の基準は、１食あたり玄米200ｇ（精米180ｇ）を１食分とする。

(2) 災害救助用乾パンの基準は、115ｇを１食分とする。

第３　食料の供給計画

１　事前措置

市は、食品の供給計画の策定に当たっては、「山梨県地震被害想定調査結果」における本市の避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、計画的に備蓄を推進するとともに、不足した場合に備え、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と協議を進めるものとする。

２　備蓄物資の放出

市内の防災備蓄倉庫に備蓄している米、乾パン、缶詰等を被災者等に必要量を放出する。

３　米穀の調達

市の備蓄分では不足する場合には、次により必要量を確保する。

(1) 市内の米穀販売業者から購入する。

(2) 協定締結市町村への応援要請

協定締結市町村に対して、必要量の米穀の供給を依頼する。

(3) 知事への供給通知

(1)、(2)によっても必要量の米穀の確保が不可能な場合、又は緊急を要する場合には、知事に対して、給食を必要とする事情及び必要とする応急用米穀の数量を「政府所有食糧緊急引渡要請書（通知)」により通知し、必要量を確保する。

(4) 災害救助法適用時の措置

ア　本部長は、必要量を把握の上、「政府所有食糧緊急引渡要請書（通知）」を作成し、知事に対して引渡要請を行う。

イ　知事との連絡がつかないときは、山梨農政事務所地域課長に対して、また山梨農政事務所地域課長とも連絡がつかないときは、指定倉庫業者に対して「政府所有食糧緊急引渡要請書（通知）」により引渡要請を行う。

ウ　イにより災害救助用米穀を受領した場合、本部長は、「災害米穀購入報告書」を速やかに知事に提出するものとする。

４　弁当及びパンの確保

(1) 被災者への食料供給は、状況により弁当、パン等の供給が適当と判断した場合は、備蓄している乾パンの放出のほか市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者等へ協力を依頼し、又は応援協定に基づき南アルプス市商工会に応援を要請し、弁当及びパンを確保する。

(2) 災害救助法が適用になった場合は、知事に申請し、炊き出しに至るまでの応急用として、政府保有の乾パンの引渡しを受けるものとする。

５　副食、調味料等の確保

備蓄している缶詰（副食）を放出するほか、市内の食料販売業者等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により南アルプス市商工会、協定締結事業者又は協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。

② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資 料 編
- **中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）**
- **全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）**
- **災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）**
- **全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）**
- **災害時における物資の供給応援に関する協定書　（Ｐ1153）**
- **大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1157）**

第４　食品集積所の確保

他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料は、屋内ゲートボール場（すぱーく白根）等公共施設の中から適当な施設を物資集積所として開設して集積するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、産業観光対策部農政班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

第５　炊き出しの実施

１　炊き出し場所

炊き出しは、避難地又は避難所で行うものとするが、状況により効率的と判断した場合は、「学校給食センター」を活用し、実施する。

２　炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、市職員（教育総務班）をもって充てるほか、日赤奉仕団、自主防災会、ボランティア等の協力を得るものとする。

第６　住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じて少なくとも３日～７日分の食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

第７　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、食品給与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第１９節　生活必需物資供給対策計画

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等の生活必需物資を喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服・寝具その他の衣料品及び生活必需物資を給与又は貸与し、被災者の生活の確保を図るものとする。

第１　実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第２　実施方法

１　給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需物資を喪失し、又は損傷したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

２　給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

(1) 寝具（毛布、布団等）
(2) 被服（作業衣、婦人服、子供服等）
(3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
(4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル等）
(5) 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）
(6) 食器（茶わん、皿、箸等）
(7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
(8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料等）

３　必要物資の把握

市（市民活動支援班、国保年金班）は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、当該避難所の施設管理者や自主防災会、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、電話、アマチュア無線、急使等により、市（防災危機管理班）に報告する。

防災危機管理班は、直ちに被災者ニーズを農政班及び観光推進班に連絡する。

４　備蓄物資の給与等

市（農政班）は、直ちに防災備蓄倉庫に備蓄している毛布、ローソク等の生活必需物資を被災者に給与又は貸与する。

５　生活必需物資の確保

(1) 市内業者等からの調達

市（観光推進班）は、ＪＡ南アルプス市等の関係団体に協力を依頼して、必要な生活必需物資を調達する。

(2) 応援協定に基づく調達

上記(1)でも必要な生活必需物資が確保できない場合には、南アルプス市商工会、協定締結事業者及び協定締結市町村に対して必要な生活必需物資の供給を依頼する。

(3) 県への応援要請

大規模な災害等により他市町村からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県にあっ旋を要請する。

調達時の留意点

① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・数量）し、重複等しないようにする。
② 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
③ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）
○災害時における物資の供給応援に関する協定書　（Ｐ1153）

第３　救援物資集積所の確保

他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資は、屋内ゲートボール場（すぱーく白根）等公共施設の中から最も適当な施設を物資集積所として開設して集積するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、産業観光対策部農政班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、集積所に管理責任者として農政班員を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

生活必需品等の供給フロー

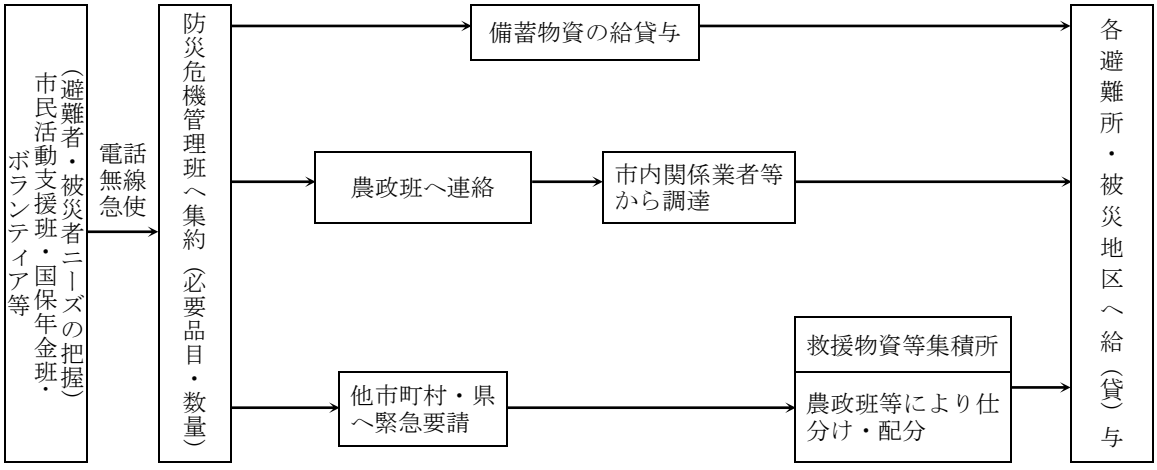

第４　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、生活必需品の給・貸与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　　（Ｐ1710）

第５　災害救助法の適用に至らない場合の給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」に基づき、県から被災者への生活必需品の給与及び見舞金等の支給が、また適用区域外の被災者への見舞金等の支給が行われるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第２０節　飲料水確保対策計画

災害のため飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第１　実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第２　給水活動

１　給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、上下水道対策部は次により給水活動を実施する。

(1) 運搬給水

水道施設の損壊箇所が修復され、通水が行われるまでは、原則として配水池を取水拠点とし、また状況により補助水源の活用を併せて、避難場所等の給水拠点に設置される受水設備に運搬給水する。

(2) 応急給水栓からの給水

通水後は、応急給水栓によって飲料水を供給する。

(3) ろ水機による給水

河川水、貯水槽の水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

(4) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、「災害時における相互応援に関する協定」、「全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定」及び「災害時における物資の供給応援に関する協定」に基づき、協定締結市町村、南アルプス市商工会又は協定締結事業者から緊急調達し、被災者に供給する。

給水時の留意事項

① 給水の優先順位
給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

② 要配慮者への配慮
１人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
○給水施設・設備等一覧表　（Ｐ1034）
○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）
○災害時における物資の供給応援に関する協定書　（Ｐ1153）

２　必要給水量

給水は、１人１日３ℓを確保するものとする。

３　給水場所

運搬給水は、拠点給水方式とし、次の給水拠点に設置される受水設備へ給水する。

①　避難地	③　市本部が指定する医療機関
②　市本部が指定する一時収容施設	④　その他市本部が指定する場所

４　応急給水用資機材等の確保

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、市内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

備蓄倉庫名	貯水のう （㎥×基）	ポリタンク （ℓ×基）	給水袋 （6ℓ）
八田地区備蓄倉庫	―	500×2	―
白根地区備蓄倉庫	―	500×4	―
芦安地区備蓄倉庫	―	500×1	―
若草地区備蓄倉庫	―	500×7 300×1	―
櫛形地区備蓄倉庫	5.0×1 0.5×1	500×12	3,700
甲西地区備蓄倉庫	―	500×4	―

注　上記のほか、企業局に給水タンク車（４ｔ×１台、２ｔ×１台）及び、給水タンク（２ｔ×２基、１ｔ×２基）が保有されている。

第３　水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期する。

１　運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行う。

２　応急復旧後の検査

配水管路の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。

第４　給水施設の応急復旧

１　被害状況等の把握

上下水道対策部は、災害発生後、直ちに水道施設・設備の被害状況を調査する。また、電力の供給状況等についても把握する。

把握した被害状況等は、速やかに市本部及び県に報告する。なお、重点的に被害状況調査を必要とする所は、次のとおりである。

(1) 導・送・配水管

(2) 取水から浄水に至るまでの重要施設

２　応急復旧活動の実施

応急復旧に当たっては、可能な限り早期、広範囲に管路による応急給水を行えるよう、作業を進めるものとする。

(1) 導・送・配水管路

管路の復旧作業は早期通水の立前から管の破壊、継手の脱出等、管路の切断状態の復旧を最優先し、継手漏水等については通水可能な限り、二次的なものとして扱う。

また、復旧方式については、管路の被害状況により既設管の応急復旧と臨時配水管の布設を併用し、原則として上流から作業を進める。

(2) 給水装置

給水装置の応急復旧は、配水管路の応急復旧と並行して、道路部分の復旧を行うとともに、給水拠点、その他必要場所への応急給水栓の設置を行う。また、倒壊家屋及び焼失家屋の給水装置についても、必要に応じて止水栓又は給水管の一時閉止などの応急処置を行う。

第５　広報の実施

広報を行う場合には、分かりやすく間違いのないよう広報する。

１　断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、市防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ、市ホームページ等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

２　応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、市防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ、市ホームページ等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

第６　住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量（１人１日、飲料水３ℓ・生活用水３ℓを少なくも７日分）の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第７　災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、飲料水供給の救助対象者、費用の限度額等は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第２１節　応急教育対策計画

災害により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童生徒への学用品の給与等を行い、応急教育を実施する。

第１　実施責任者

市立学校における災害応急教育は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知されたときは、市長が市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第２　応急教育体制の確保

１　応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施場所を選定する。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき	①　特別教室、体育館、講堂の利用 ②　二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	①　公民館、公共施設等の利用 ②　近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	①　災害を受けなかった地区の学校、公民館、公共施設等の利用 ②　応急仮校舎の建築
市内の大部分が被災したとき	①　応急仮校舎の建築 ②　隣接市町村の学校、公民館、公共施設等の利用

２　教職員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

(1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。

(2) 隣接校との操作を行う。

(3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。

(4) 欠員が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請する。

第３　災害時の応急措置

１　被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童生徒、教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、児童生徒が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切な処置を行う。

２　児童生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者等に伝えるものとする。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底した上、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童生徒数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

3　避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童生徒を適切に避難させる。

4　健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防に万全を期する。

(2) 被災児童生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5　危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指示を行い、その徹底を図る。

6　給食等の措置

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処置を行い給食の実施に努める。

(2) 状況によっては、近隣の給食実施校から給食の応援や、給食物資、作業員等の応援を依頼し、給食の実施に努める。

(3) 学校が住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出し用にも供されるため、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。

(4) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

7　避難所管理運営への支援

学校内に避難所が開設された場合は、学校長は、市及び市教育委員会との事前協議に基づき、

避難所の管理運営を支援する必要があることから、避難所運営に際しての支援マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理運営が円滑に機能するよう体制作りに努める。

第４　学用品等の確保

市（教育総務班）は、災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は破損し、就学上支障を来した児童生徒に対し、被害の実情に応じて必要な教科書、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

第５　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、学用品給与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第６　市教育委員会の震災対策

１　被害状況の把握と救急体制

文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

２　情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに、復旧計画を策定するものとする。

第７　学校の震災対策

１　緊急避難等の対策

(1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童生徒を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合は、速やかに児童生徒及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行う。

(2) 応急救護

児童生徒及び教職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護の万全を図る。

(3) 地震情報等の収集

市本部から市域内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童生徒を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定する。

(4) 下校時の危険防止

児童生徒を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が地区別に引率するなど、児童生徒の安全を第一に必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童生徒数その他必要な事項を報告する。

２　被害状況の把握、報告

地震が発生した場合、速やかに児童生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

3　臨時休校等の措置

被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議の上、臨時休校等の適切な措置をとる。

4　危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯沸かし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置など必要な措置を行う。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

第８　社会教育施設等の震災対策

1　緊急避難等の措置

(1) 避難措置

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末を行うとともに、施設利用者の混乱防止措置を行い、状況により、屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 応急救護

施設利用者及び在勤職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護を実施する。

(3) 地震情報等の収集

市本部から市域内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者に伝達する。

2　被害状況の把握、報告

開館時の場合は、速やかに施設利用者及び在勤職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

なお、避難所に指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、避難所として使用可能の有無についても市本部に報告する。

3　臨時休館等の措置

施設管理者及び市教育委員会は、市域の被害状況等から臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、市本部を通じて住民への広報を行う。

第２２節　廃棄物処理計画

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

第１　実施責任者

ごみ及びし尿の処理は一部事務組合と協力して市長が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、峡中地域振興局林務環境部環境課に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

第２　実施方法

ごみ処理は、中巨摩地区広域事務組合において実施し、し尿処理は、中巨摩地区広域事務組合及び三郡衛生組合において実施する。

１　廃棄物処理量の算出基準

災害により発生する廃棄物処理量の算出基準は、おおむね次のとおりである。

区　　分	算　　出　　基　　準
ごみ処理量（１戸当り）	○全壊（流出）：１ｔ　　○半壊：0.5ｔ　　○床上浸水：0.2ｔ
し　尿　処　理　量	要総処理量（kℓ）＝（全壊＋半壊＋床上浸水）戸数×750

２　ごみ処理

(1) 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確保する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

(2) 収集方法

ア　災害時のごみの収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

イ　収集場所は指定のごみ集積所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積所を設置し、緊急に収集、処理する必要のある地区から実施する。

資 料 編　○ごみ収集運搬業許可業者一覧表　　（Ｐ1017）

(3) 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

ア　腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

イ　浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

(4) 処理方法

ア　ごみ処理は、「中巨摩清掃センター」において処理する。

イ　ごみ処理施設が被災した場合、あるいは処理能力を超えるごみが排出された場合は、環境衛生上支障のない場所を選び、埋立処理又は焼却処理を行う。この際には、知事から任命さ

れた環境衛生指導員の指示により行うものとする。

(5) 一時集積場の選定

処理施設の処理能力を超えるごみが発生した場合は、粗大ゴミ集積所及び避難地で避難の完了した公共用地の中からごみの一時集積場を確保し、収集したごみを集積する。一時集積場を選定する際には次に掲げる点に留意して選定する。

なお、一時集積場については定期的な消毒を行うなど、衛生面の管理に留意する。

一時集積場の選定条件

① 他の応急対策事業に支障のないこと。
② 環境衛生に支障がないこと。
③ 搬入に便利なこと。
④ 後に行う焼却等の最終処分に便利なこと。

(6) 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、市防災行政無線や広報車等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

3　し尿処理

(1) 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確保する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) 収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。

なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

資 料 編　○浄化槽清掃業許可業者一覧表　（Ｐ1018）

(3) 処理方法

ア　収集したし尿の処理は、「中巨摩地区広域事務組合衛生センター」及び「三郡衛生組合」において処理する。

イ　災害が大規模なため処理能力を超えるとき、若しくは処理施設が被災により処理が困難な場合は、他の一部事務組合に協力を依頼し、あるいは環境衛生上支障のない場所を選び埋立処理を行う。し尿処理施設以外の場所でし尿を処理するときは、知事から任命された環境衛生指導員の指示により処理する。

(4) 仮設トイレの設置

市（環境班）は、断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

(5) 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を市防災行政無線や広報車等によ

り周知を図るものとする。

4　災害廃棄物処理

(1) 発生量の把握

大規模災害発生時に、家屋の倒壊等により大量の災害廃棄物が発生した場合には、被害の状況等から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場等を確保する。

(2) 処理順位

道路上等に排出された災害廃棄物など、災害応急活動の実施に支障が生じるものから優先して処理するものとする。

処理にあたっては、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき南アルプス市建設安全協議会等の協力を得て迅速に行う。

(3) 仮置場の確保

災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、災害廃棄物の発生量、道路状況等を勘案して公有地の中から仮置場を確保する。

(4) 分別収集体制の構築等

災害時に大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するには、排出時における分別が重要となるため、分別収集体制を構築するとともに、地域住民に対して分別の徹底を図る。

(5) 災害廃棄物のリサイクル

市は、災害廃棄物の処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

資 料 編　○災害時における応急対策業務に関する協定書　　（Ｐ1151）

5　応援協力要請

市のみではごみ・し尿の処理業務が不可能又は困難な場合は、中北林務環境事務所環境課に連絡し、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行う。

また、市は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

第２３節　応急住宅対策計画

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことができない場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し、自力では応急修理ができない者に日常生活の可能な程度の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

第１　実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建設資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第２　実施方法

１　供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅を供与する被災者

ア　住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

イ　居住する住家が無い者であること。

ウ　自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

(2) 応急修理を受ける者

ア　災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ　自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

２　設置場所の選定

市は、資料編に掲載のとおり、既に仮設住宅の建設候補地を選定している。災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地の中から適切な場所に、かつ迅速に建設するものとする。

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけでは不足する場合には、他の建設用地を選定するものとするが、応急仮設住宅の建設場所の選定にあたっては、次の事項等に留意して選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議の上、選定するものとする。

建設場所の選定条件

① 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所
② 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、児童生徒の教育に支障のない場所
③ 被災者の生業の見通しに配慮した場所
④ 崖崩れ等の二次災害のおそれがない場所

資 料 編　○応急仮設住宅建設候補地一覧表　（Ｐ1038）

３　建設資機材及び業者の確保

市は、南アルプス市建設安全協議会等の協力により仮設住宅の建設又は応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮するよう努める。

4　県への応援要請

市本部は、災害救助法が適用された場合には、必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、建設を県の災害対策本部に要請する。

5　入居者及び修理対象者の選考

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考に当たっては、選考委員会等を設け、障害者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ区長、民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

6　管理及び処分

(1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

7　民間住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を考慮し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸受託の借上げによる応急仮設住宅の供給を行う。

第３　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅の供与又は応急修理の救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第４　住宅対策

1　応急危険度判定

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

応急危険度の判定方法は、次のとおりである。

① 県に登録されている応急危険度判定士が、被災した建物の危険度を調査する。
② 危険度の判定は、応急危険度判定調査表に基づき行う。
③ 応急危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の３種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示される。

2　派遣要請

市本部は、公共施設の震後における使用可否の必要がある場合は、直ちに県本部（建築住宅課）に応急危険度判定士の派遣を要請する。

公共施設の応急危険度判定は、市庁舎、避難所など防災上重要な施設を優先して行う。

なお、県への派遣要請に基づく応急危険度判定フローは、別表のとおりである。

第５　宅地対策

1　被災宅地危険度判定

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地

危険度判定士を要請して危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

危険度判定の方法は、次のとおりである。

① 県に登録されている被災宅地危険度判定士が、被災した宅地の危険度を調査する。
② 危険度の判定は、応急危険度判定調査表に基づき行う。
③ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の３種類のステッカーで、宅地等の見やすい場所に表示される。

２　派遣要請

市本部は、大規模な地震又は降雨等の災害により、必要と判断した場合は、住民の安全を確保するため、県に被災宅地危険度判定士の出動を要請し、宅地の危険度判定を実施する。

第６　住民への広報

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、住民に対して市ホームページ、臨時広報紙等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止措置、被災宅地の危険性等の広報活動等を行う。

別表

被災建築物　応急危険度判定フロー

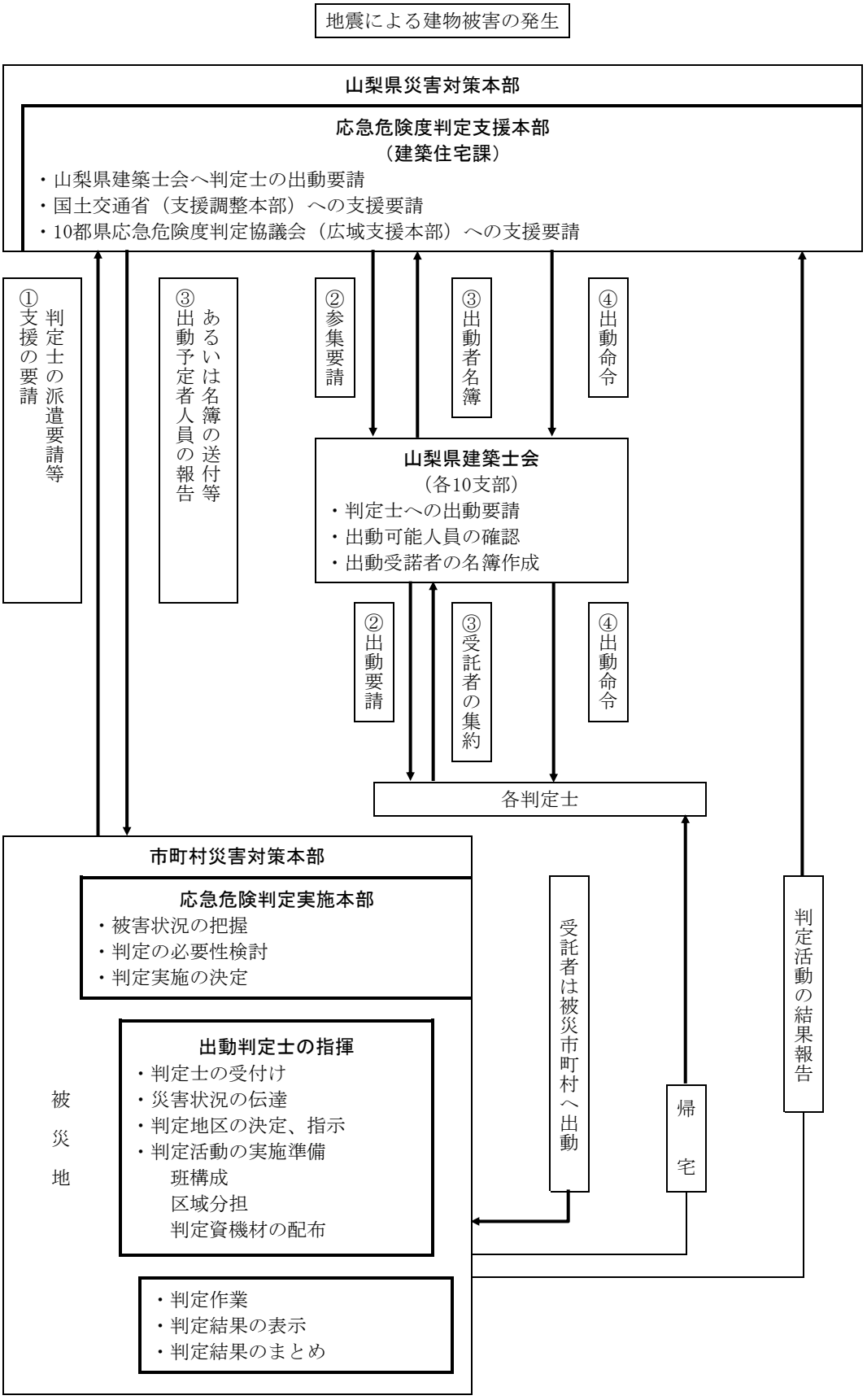

第２４節　救出計画

災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者を直ちに医療機関に収容するなど負傷者等の生命、身体の保護を図る。

第１　実施責任者

被災者の救出は、南アルプス警察署等と連携して市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行い、知事から実施を通知された場合には市長が行うものとする。

第２　救出の対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とする。なお、災害のため、現に生命、身体が危険にさらされ、客観的にも明らかに救出を要する状態とは、例えば、次のような場合である。

１　火災の際に火中に取り残されたような場合

２　地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合

３　水害の際に、流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

４　山津波により生き埋めになったような場合

第３　救出活動

１　関係機関との連携による救出活動

災害により救出を必要とする事態が発生したときは、南アルプス警察署及び市消防本部と緊急連絡を取り、速やかに救出活動を実施する。

救出活動は、消防職員、消防団員、市職員によって行うものとする。

負傷者の応急救護を必要とする場合は、中巨摩医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章第16節「医療対策計画」の定めるところにより実施する。

２　救出資機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資機材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

３　関係機関等への要請

災害が甚大で、市のみの動員又は市保有の資機材では救出が困難な場合は、「災害時における相互応援に関する協定」及び「全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定」に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出資機材等を確保し、救出活動を行う。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）

第４　地域住民による初期活動

１　救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で隣人等と協力して緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

２　関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

３　要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

第５　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、救助に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第６　市の救出活動等

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

１　応援協定等に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合は、市内関係業者等の協力を得て、要員や重機等の資機材を確保するものとするが、それでもなお不足する場合は、応援協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、迅速な救出活動を行う。

２　自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

第２５節　死体の捜索、処理及び埋葬計画

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、捜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図る。

第１　実施責任者

死体の捜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合には市長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第２　行方不明者及び死体の捜索

１　行方不明に関する相談窓口

家族等からの行方不明者の捜索依頼・受付は、市役所・各支所に設置される住民相談窓口で行い、南アルプス警察署と連携を図りながら対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴など必要事項を記録する。

２　捜索活動

捜索活動は、市消防職員、消防団員のほか南アルプス警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、捜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の捜索中に死体を発見したときは、市本部及び南アルプス警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

３　捜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等を明示して、捜索を要請する。

第３　死体の処理

１　処理方法

(1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。

(2) 医療救護班が検案を行ういとまがない場合は、一般開業医が行うことができる。検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

(3) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。

(4) 死体の検案書を引継ぎ、死体処理台帳を作成する。

２　死体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

３　死体収容（安置）所の開設

(1) 本部長は、第１として櫛形総合体育館、第２として若草体育館のほか、公共建物、寺院又は公園など死体収容に適当な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれの代用とする。

(2) 死体収容（安置）所の開設に当たっては、葬儀業者に協力を要請し、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資機材を確保する。

４　身元確認

南アルプス警察署、自主防災会等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め死体を引渡す。身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

第４　死体の埋葬

１　埋葬の実施基準

遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合に、災害によって死亡した者を応急的に仮葬するものとする。

２　埋葬の実施方法

(1) 火葬は、三郡衛生組合が管理する斎場において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。

(2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き渡す。

第５　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、死体の捜索・処理・埋葬に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第２６節　障害物除去計画

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図る。また、道路上あるいは河川に障害物がある場合は迅速に当該障害物を除去し、緊急輸送の確保又は災害発生の防御を図る。

第１　実施責任者

１　住宅関係障害物

障害物の除去は、市が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知されたときには市長が行う。

２　道路等関係障害物

障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去する。

第２　障害物除去の要領

１　住宅関係障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査の上、実施する。

ア　障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ　自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの

ウ　住家が半壊又は床上浸水したもの

エ　原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認の上、除去の順位を決定する。

２　道路等関係障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、重要路線から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第３　実施方法

障害物の除去は、建設対策部道路整備班が担当し、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、南アルプス市建設安全協議会等の協力を得て速やかに実施する。

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

資 料 編　○災害時における応急対策業務に関する協定書　　（Ｐ1151）

第４　障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積する。適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第５　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　　（Ｐ1710）

第２７節　生活関連事業等の応急対策計画

第１　電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社）

１　防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非　常　態　勢　の　条　件
第　１　非　常　態　勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第　２　非　常　態　勢	・大規模な被害が発生した場合 （大規模な被害の発生が予想される場合を含む。） ・東海地震注意情報が発表された場合
第　３　非　常　態　勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合

(2) 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨総支社内に災害対策本部を設置する。

２　応急復旧対策

(1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

(2) 設備の予防強化

ア　洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

イ　工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知する。

ア　感電事故及び漏電による出火の防止

イ　電力施設の被害状況、復旧予定等

(5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

第２　簡易ガス施設応急保安対策

１　ボンベハウス

(1) ボンベハウスに異常を認めたとき

ア　ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏えい検査を行う。

イ　異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

ウ　調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

(2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるとき及び一定基準以上の地震が発生したときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

２　導管

(1) 本支管及び供給管

ア　不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ　特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

ア　災害による異常の有無の判別が不可能なときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ　特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

３　復旧体制

前記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

第３　液化石油ガス応急保安対策

１　災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(社)山梨県エルピーガス協会に「災害対策本部」を設置する。

２　応急対策

(1) 関係機関との連絡

(2) 一般消費者向け広報

(3) 応急復旧資機材の調達

(4) 復旧要員の派遣

(5) 避難所等に必要なガスの供給を確保

第４　危険物等応急保安対策

１　火薬類の応急対策

(1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。

(2) 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずる。

(3) 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

(4) 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官に通報する。

2　高圧ガスの応急対策

(1) 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

(2) 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

(3) 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは、付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

(4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

3　危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

(2) 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

(3) 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

(4) 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(5) 市は、引火、爆発又はそのおそれがあるときは、施設関係者及び県等関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに付近住民に対し、避難等の指示又は勧告をする。

(6) 山梨県内の高速道路等における危険物運搬車両の事故防止等については、「山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」による連絡体制の強化を図るとともに、事故等の発生した場合に迅速かつ効果的に現場処理対策の確立を図る。

4　毒物劇物の応急対策

毒物劇物の管理者等は、保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

(1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。

(2) 状況に応じて交通遮断、緊急避難等一般住民に対する広報活動を行う。

(3) 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

(4) 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

5　放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

(1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。

(2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し、医療施設へ収容する。

(3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。

(4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立入りを禁止する。

(5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第５　郵便業務応急対策

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、郵便事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。

１　郵便関係

(1) 郵便葉書等の無償交付

郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し災害救助法が発動されたときは、無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示する。

(2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地宛て救助用郵便物の料金免除

ア　被災者が差し出す郵便物等の料金免除

当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。

イ　被災地宛て救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社等に宛てた救助用寄付金・見舞金を内容とした現金書留郵便物及び救助用物資を内容とする普通小包郵便物で見やすい所に「救助用」と記載された郵便物の料金を免除する。

(3) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する。

２　電報・電話関係

市に災害救助法が発動された場合、市内の郵便局から被災者が発信する、被災状況の通報又は救助を求めることを内容としＮＴＴが定める条件に適合する電報・電話は、その料金を免除する。

３　為替貯金関係

市内の郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「郵便貯金の非常払い」や「郵便貯金の非常貸付」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

４　簡易保険・郵便年金関係

市内の郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「保険料等の払込猶予期間の延伸」や「保険金（倍額保険金を含む。）、貸付金等の非常即払」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

５　災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救護を目的とする寄付金を郵便振替により送金するときは、通常払込及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

第６　電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

１　復旧体制の確立

ＮＴＴ東日本(株)山梨支店長が定めるＮＴＴ東日本(株)山梨支店災害等対策規程に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

２　応急、復旧措置

ＮＴＴ東日本(株)山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信がふくそう又はそのおそれが予測されるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、ふくそう規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

ア　可搬型移動無線機による途絶の解消（特設公衆電話等、臨時回線の作成）

イ　応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧

ウ　可搬型移動無線車、可搬型衛星通信地球局による中継伝送路の応急復旧

エ　非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧

オ　移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第２８節　民生安定事業計画

第１　被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

１　要　旨

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給することにより被災者の自立した生活の開始を支援する制度

２　被災者生活再建支援法の適用要件

（１）対象となる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ　１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ　１００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）における自然災害

オ　ア～ウの区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）における自然災害

カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）及び２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）における自然災害

※　エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した都市と続く５年間の特例措置）

（２）対象となる被災住宅

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

３　被災者生活再建支援金の支給条件

支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の２つの支給額の合計額となる。

ア　住宅の被害程度に応じて支給する基準年金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第２条第２号イ）	１００万円	７５万円
解体世帯（法第２条第２号ロ）	１００万円	７５万円
長期避難世帯（法第２条第２号ハ）	１００万円	７５万円
大規模半壊世帯（法第２条第２号ニ）	５０万円	３７．５万円
中規模半壊世帯（法第２条第２号ホ）	－	－

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		支給額	
		複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第３条第２項第１号）		２００万円	１５０万円
居住する住宅を補修する世帯（法第３条第２項第２号）		１００万円	７５万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第３条第２項第３号）		５０万円	３７．５万円
中規模半壊世帯	居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	１００万円	７５万円
	居住する住宅を補修する世帯	５０万円	３７．５万円
	居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）	２５万円	１８．７５万円

※　住宅の再建方法が２以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

第２　山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

１　要旨

被災者生活再建支援法が適用されない自然災害の被災世帯に対し、県と市町村で連携して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

２　適用要件

（１）対象とする自然災害

県内で１世帯でも住宅全壊が生じた自然災害

（２）対象となる被災世帯

被災者生活再建支援法と同一

３　支給条件

被災者生活再建支援法と同一

第３　中小企業金融対策

１　融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	使途	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業（代理店） 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	災害救助法発動地域のうち、公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者		既往貸付の残高にかかわらず （直貸） 一般　15,000万円以内 組合　45,000万円以内 （代理貸） 一般　7,500万円以内 組合　22,500万円以内	基準利率 但し、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内 (2年以内の措置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)	担保及び保証人の徴求にあたっては、個別中小企業の実情に応じ、弾力的に取り扱う	特別利率を適用する場合は市長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業（代理店） 各信用金庫 各信用組合	災害貸付			(1) 各融資制度の融資限度額に１災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。 (3)代理店取扱1.500万円	各融資制度に定められた利率（代理貸付については基準利率） ただし、特定激震災害の場合はその都度定める	普通貸付 10年以内 (2年以内の措置期間を含む。) 特別貸付は各融資制度に定められた期間内		1　直接被害者は原則として市長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要 2　災害の発生した日から６か月目の月末まで

商工組合中央金庫 甲府支店 （代理店） 各信用組合	災害復旧資金			定めなし	商工中金所定の利率	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 （各3年以内の据置期間を含む。）		
山梨県 （取扱店） 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策（経済危機・災害復旧関係）	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金　5,000万円 運転資金　5,000万円 （一企業限度額　5,000万円）	1.40%	設備資金 10年以内 （うち1年以内の据置期間を含む。） 運転資金 7年以内 （うち1年以内の据置期間を含む。）	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として市長の発行する証明書が必要

２　信用保証について

法令に基づき指定された被災地区域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

(1) 機関名　山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア　災害関係保証に係る中小企業者１人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ　信用保証料の低減措置を取る。

第４　山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度（建築住宅課）

１　新築住宅　400万円、18年償還（うち３年据置）

２　改修住宅　200万円、11年償還（うち１年据置）

※住宅金融公庫と併せ貸し

※融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第５　農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

１　山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市長が被害を認定し、市から利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市・融資機関が負担）※保証料も融資機関が負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	農協

２　天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30％以上で、その損失額が平年農業総収入の10％以上の被害農業者及び林産物損失額10％以上又は林産施設損失額50％以上の被害林業者で市長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50％以上の者）に対しては年３％以内、他の者に対しては年6.5％以内又は年5.5％以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は６年以内、他は５年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については７年以内
資金源	農協又は融資機関

３　農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）　　（令和2年１0月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っているものについては、年間経営費の6/12に相当する額
貸付利率	年0.16～0.24％
据置期間	３年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第６　災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯（原則官公署の発行する被災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金、福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）		住宅資金、事業開始・継続資金

貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始285万円 事業継続143万円
貸付期間	７年以内 （６月以内の据置）	10年以内 （うち３年据置）	住宅７年以内２年据置 開始７年以内２年据置 継続７年以内２年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5％（保証人がいる場合は無利子）	年3％	年1.0％（保証人がいる場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	南アルプス市（県は全額市に貸与、国はそのうち２／３を貸与する。）	県

第７　義援金品募集配分計画

１　実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

２　募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法について検討に努めるものとする。

３　募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第８　労働力確保対策

１　労働力の確保

(1) 公共職業安定所は、労働力の確保を円滑に行うための次の措置をとる。

ア　斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。

イ　関係機関との緊密な連携をもって、所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。

ウ　必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

エ　常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、あらかじめ居住地、連絡先、連絡方法等を整備する。

(2) 市長は、公共職業安定所長の措置する労働力の確保について資料の提供及び連絡等について協力する。

２　災害応急対策求人について

市長又は防災関係機関の長は、甲府公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにして文書又は口頭で申し込む。

・職種別所要求人の数　・作業場所及び作業内容　・作業時間、賃金等の労働条件

・必要とする機関　・宿泊施設の状況　・その他必要な事項

３　その他

災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。

第９　罹災証明書の交付等

・市町村は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は市町村担当者の研修機会の拡充等に取り組むものとする。

・市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

・市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第１０　被災者台帳の作成

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

第１１　各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、国、県及び市町村は、避難者の様々なG表性手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

第２９節　各種事案に対応したマニュアルの制定

災害発生後、迅速、確実な対処が可能となるよう各種の状況に応じた「防災対応マニュアル」を作成する。

第４章　災害復旧対策計画

第１節　災害復旧事業計画の作成

災害復旧事業計画は、災害応急対策作業終了後、被害の程度を十分検討して作成するものであるため、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

第１　災害復旧事業計画作成の基本方針

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とする。

第２　災害復旧事業計画の事項別項目

１　公共土木施設災害復旧事業計画
(1) 河川災害復旧事業計画
(2) 砂防設備災害復旧事業計画
(3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
(4) 下水道災害復旧事業計画
(5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
２　農林水産業施設災害復旧事業計画
(1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
(2) 林業用施設災害復旧事業計画
(3) 共同利用施設災害復旧事業計画
３　中小企業施設災害復旧事業計画
４　都市災害復旧事業計画
５　上水道等災害復旧事業計画
６　住宅災害復旧事業計画
７　社会福祉施設災害復旧事業計画
８　公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
９　学校教育施設災害復旧事業計画
10　社会教育施設災害復旧事業計画
11　その他災害復旧事業計画

第２節　激甚災害の指定に関する計画

第１　計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

第２　激甚災害に関する調査協力

知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるので、市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、積極的に協力する。

大規模災害編

第１章　地震災害対策

第１節　地震災害の想定

第１　基本的考え方

県は、平成７年度に実施した「地震被害想定調査」及び平成16年度に実施した「山梨県東海地震被害想定」の内容を踏まえ、最新の科学的知見や手法、地盤情報等、並びに東日本大震災（平成23年（2011年）や熊本地震（平成28年（2016年）など近年国内で発生した大規模な地震から得られた課題や教訓、建物や人口等の社会条件の変化と地域特性を反映し、新たな地震被害想定調査を実施し、令和５年５月26日に公表した。

市は、県が実施した新たな地震被害想定を参考にして、効果的な防災対策（被害の低減、災害応急対策、災害復旧対策等）を進める。

第２　想定する地震

山梨県に被害を及ぼす地震として、以下の地震が想定される。

① 南海トラフを震源とする地震
② 首都直下地震
　ア　Ｍ７クラス（立川市直下地震）
　イ　（参考）Ｍ８クラス（相模トラフ沿いの最大クラス）
③ 活断層による地震
　ア　糸魚川ー静岡構造線断層帯（中南部・南部）
　イ　曽根丘陵断層
　ウ　身延断層
　エ　塩沢断層帯
　オ　扇山断層
　カ　富士川河口断層帯

１　南海トラフの巨大地震

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、この南海トラフを震源とする巨大地震のことである。

この地震は、東側ケースと西側ケースに区分され、山梨県に近い東側ケースを対象とする。

震源域が広くなると長周期振動と呼ばれる周期が長く遠くまで減衰しにくい長い振動が発生し、高層ビルやオイルタンクなどに深刻な被害を及ぼす危険性も生じる。今後３０年以内のＭ８以上の地震発生確率は７０～８０％である。

２　首都直下地震

（１）Ｍ７クラス（立川市直下地震）

関東山地東部から武蔵野台地西部にかけて分布する断層帯を震源とする地震のことであり、今後３０年以内の南関東地域のどこかでＭ７程度の地震発生確率は７０％程度である。

（２）【参考】Ｍ８（相模トラフ）

フィリッピン海プレートと北米プレートが接する区域を「相模トラフ」といい、この相模トラフを震源とする地震のことである。今後３０年以内の地震発生確率は、ほぼ０～６％である。

３　活断層による地震

（１）糸魚川－静岡構造線断層帯

地震本部の「主要断層帯」の一つ。山梨県への影響が大きい２つの区間を対象とした。

ア　断層帯中南部（M7.4（Mw6.8）

長野県北部から諏訪湖付近を経由して山梨県南部にかけて延びる糸魚川－静岡構造線断層帯のうち、長野県岡谷市から山梨県北杜市に至る長さ約３３㎞の区間で、今後３０年以内の地震発生確率は０．９～８％である。

イ　断層帯南部（M7.6（Mw7.0）

山梨県北杜市から早川町に至る長さ約４８㎞の区間で、前回想定では「釜無川断層地震」として想定した。今後３０年以内の地震発生確率はほぼ０～０．１％である。

（２）曽根丘陵断層帯（M7.3（Mw6.8）

甲府盆地の南縁に位置する「主要活断層帯」の一つであり、今後３０年以内の地震発生確率は１％である。

（３）身延断層（M7.0（Mw6.5）

山梨県南巨摩郡身延町、南部町、静岡県富士宮市付近にかけて北北西から南南東方向に延びる「主要活断層帯」の一つであり、今後３０年以内の地震発生確率は不明です。

（４）塩沢断層帯（M6.8（Mw6.4）

箱根山北西縁付近から丹沢山地の南西縁まで伸びる「主要活断層帯」の一つである。今後３０年以内の地震発生確率は、４％以下である。

（５）扇山断層（M7.0（Mw6.5）

笛吹市から大月市にかけて山梨県東部に延びる「藤の木－愛川断層」の一部であり、地震本部では単独の震源断層モデルとしては設定されていないが、東京方面へのアクセス（国道 20 号線）への影響を考慮して対象とした。

（６）富士川河口断層帯（セグメントＡM7.2（Mw7.3）、セグメントＢM8.3（Mw7.8）

富士山の南西山麓から富士川の河口付近にかけて、ほぼ南北に延びる活断層帯で、今後３０年以内の地震発生確率については、過去の活動時期などについて、二つの可能性が考えられることから、地震規模Ｍ７．２が１０～１８％と地震規模Ｍ８．３が２～１１％の二つのケースに分けて評価されている。

第３　調査の前提

１　想定範囲

想定の範囲は山梨県内を基本とする。

なお、鶴川断層、大菩薩嶺西断層、長者舎断層、道志川断層は、山梨県内ないし近傍に分布するが、地震本部の評価では、「その他の断層」として「活断層の可能性は低い」と判断されているので今回の想定の対象とはしない。

２　想定単位

250ｍメッシュを基本とし、甲府盆地周辺においては 50ｍメッシュを採用する。

３　想定ケース

最悪の被害発生を想定し、複数の季節（積雪期を含む。）・時間帯を設定して被害想定を行う。

なお、季節は夏季及び冬季の２ケース、時間帯は早朝、昼、夕方の３ケースを前提とする。

第４　地震動の予測

１　想定地震の選定

被害想定の条件とする地震動予測のための震源は、以下の方針で選定した。

①　山梨県とその周辺で発生した被害地震を考慮する。

被害地震は、主に相模トラフ、南海トラフの海溝型地震であるが、内陸活断層型の地震による被害も生じている。

②　前回の想定以後に得られた学術的知見、国による地震・活断層の評価を踏まえる。

前回の想定による地震については、それ以後に、国機関で以下のような再評価がなされているので、それを踏まえた評価とした。

・地震調査研究推進本部（以下、「地震本部」）による関東地域の活断層の長期評価

・内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による評価

・中央防災会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」による評価

③　前回の地震被害想定と継続性を考慮する。

前回想定で対象とした地震のうち活断層については、その後に評価が大きく変わっているので今回の検討では設定を見直した。

④　被害地震が発生する可能性がある地域を、県の全域で網羅的に評価できるように選定する。

震源断層モデルは、基本的に内閣府、J-SHIS 地震ハザードステーション（以下、J-SHIS）から公表されているものを採用することとし、該当するモデルが複数の場合には、震度分布や震度別曝露人口等を考慮し、山梨県地域に影響の大きいものを採用した。

山梨県に被害を及ぼした主な地震

西暦（和暦）	地域（名称）	M	県内の主な被害
1498.9.20 （明応 7）	東海道全般	8.2～8.4	南海トラフ沿い巨大地震。紀伊から房総にかけての海岸と甲斐で振動大。
1703.12.31 （元禄 16）	（元禄地震）	7.9～8.2	甲府領で死者 83 人。家屋全壊 345 棟。
1707.10.28 （宝永 4）	（宝永地震）	8.6	午の刻に大地震が起こる。甲斐で死者 24 人、負傷者 62 人、家屋倒壊 7,651 棟。
1782.8.23 （天明 2）	相模・武蔵・甲斐	7.0	甲州郡都留長池村では家屋全壊 30 棟。裾野茶畑村で家屋全壊 9 棟。
1854.12.23 （安政 1）	（安政東海地震）	8.4	甲州各地に激甚な被害を与える。甲府に大火が起こる。
1891.10.28 （明治 24）	（濃尾地震）	8.0	家屋全壊 4 棟。
1923.9.1 （大正 12）	（関東地震）	7.9	死者・行方不明者 22 人、住家全壊 577 棟。
1924.1.15 （大正 13）	丹沢山塊（丹沢地震とも呼ばれる。）	7.3	県東部で被害。負傷者 30 人、住家全壊 2 棟。
1944.12.7 （昭和 19）	（東南海地震）	7.9	住家全壊 13 棟。

２　想定地震の計算ケース

選定した断層モデルに対して、震源の不確実性を踏まえ、地震動予測結果が安全側となるように、破壊開始点・アスペリティ配置を変更した計算ケースを設定した。次表に、本想定の対象とした想定地震と計算ケースを示す。

想定地震と計算ケース

想定地震	計算ケース名	震源モデル	概要
南海トラフ巨大地震（東側ケース）		内閣府(2012) 内閣府(2015)	内閣府の設定を採用
首都直下地震M7（立川市直下）		内閣府(2013)	内閣府の設定を採用
糸魚川ー静岡構造線断層帯中南部区間		「全国地震動予測地図」(2020)	断層南部の第１アスペリティ北端に破壊開始点（「全国地震動予測地図」の Case1）
糸魚川ー静岡構造線断層帯南部区間	Case1	「全国地震動予測地図」(2020)	北部のアスペリティに破壊開始点（「全国地震動予測地図」の Case1）
	Case2		中央のアスペリティに破壊開始点（「全国地震動予測地図」の Case2）
	Case3		南部のアスペリティに破壊開始点（「全国地震動予測地図」の Case3）
曽根丘陵断層帯	Case1	「全国地震動予測地図」(2020)	西部の第１アスペリティ下端中央に破壊開始点（「全国地震動予測地図」の Case1）
	Case4		東部の第１アスペリティ下端中央に破壊開始点（「全国地震動予測地図」の Case4）
身延断層帯	Case1	「全国地震動予測地図」(2020)	アスペリティ下端北端に破壊開始点（「全国地震動予測地図」の Case1）
	Case2		アスペリティ下端南端に破壊開始点（「全国地震動予測地図」の Case2）
塩沢断層帯	Case1	「全国地震動予測地図」(2020)	アスペリティ下端中央に破壊開始点（「全国地震動予測地図」の Case1）
	独自ｹｰｽ		アスペリティ上端中央に破壊開始点
扇山断層		独自モデル	アスペリティ下端中央に破壊開始点
富士川河口断層帯		文部科学省・東京大学(2020)	倒壊の北部アスペリティに破壊開始点（地震本部（2020）のケース 2）
【参考】首都直下地震M8（相模トラフ）		地震本部(2016)	レシピに沿って設定された T2 モデル。横浜付近の破壊開始点を採用

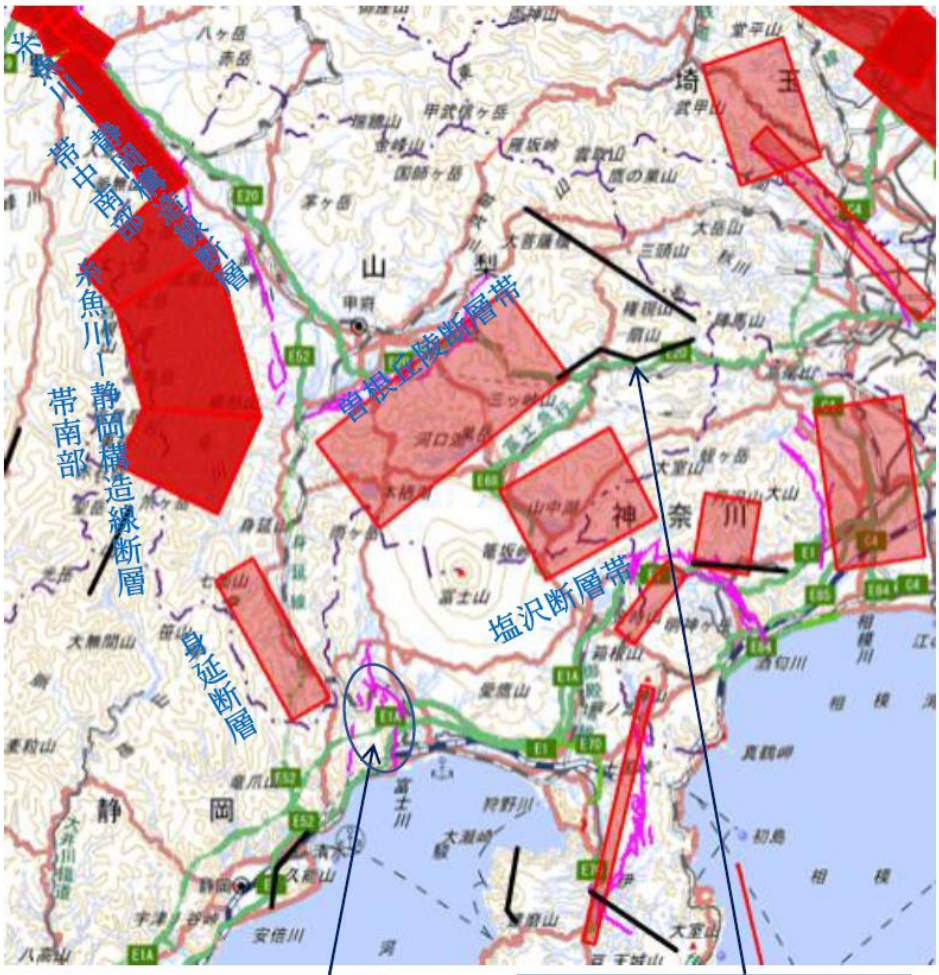

J-SHIS に示された主要活断層帯の断層モデル

基本は、「震源を特定した地震動予測地図（シナリオ地震動予測地図）」に同じ。

活断層の断層諸元のまとめ*

断層評価・断層モデルの概要					
震源断層名		長さ (km)	地震規模 M (Mw)	傾斜角 (°)	断層タイプ
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部		33	7.4 (6.8)	70	左横ずれ
糸魚川－静岡構造線断層帯南部		48	7.6 (7.0)	45	逆断層
曽根丘陵断層帯		32	7.3 (6.8)	35	逆断層
身延断層		20	7.0 (6.5)	70	左横ずれ
塩沢断層帯		15	6.8 (6.4)	30	逆断層
扇山断層		20	7.0 (6.5)	45	逆断層
富士川河口断層帯	ｾｸﾞﾒﾝﾄA	28	7.2 (7.3)	30	逆断層
	ｾｸﾞﾒﾝﾄB	120	8.3 (7.8)	25	逆断層（横ずれ含む）

* 設定した断層モデルの値を記載。扇山断層は本想定で設定。富士川河口断層帯は重点調査による設定。それ以外は地震本部による設定。

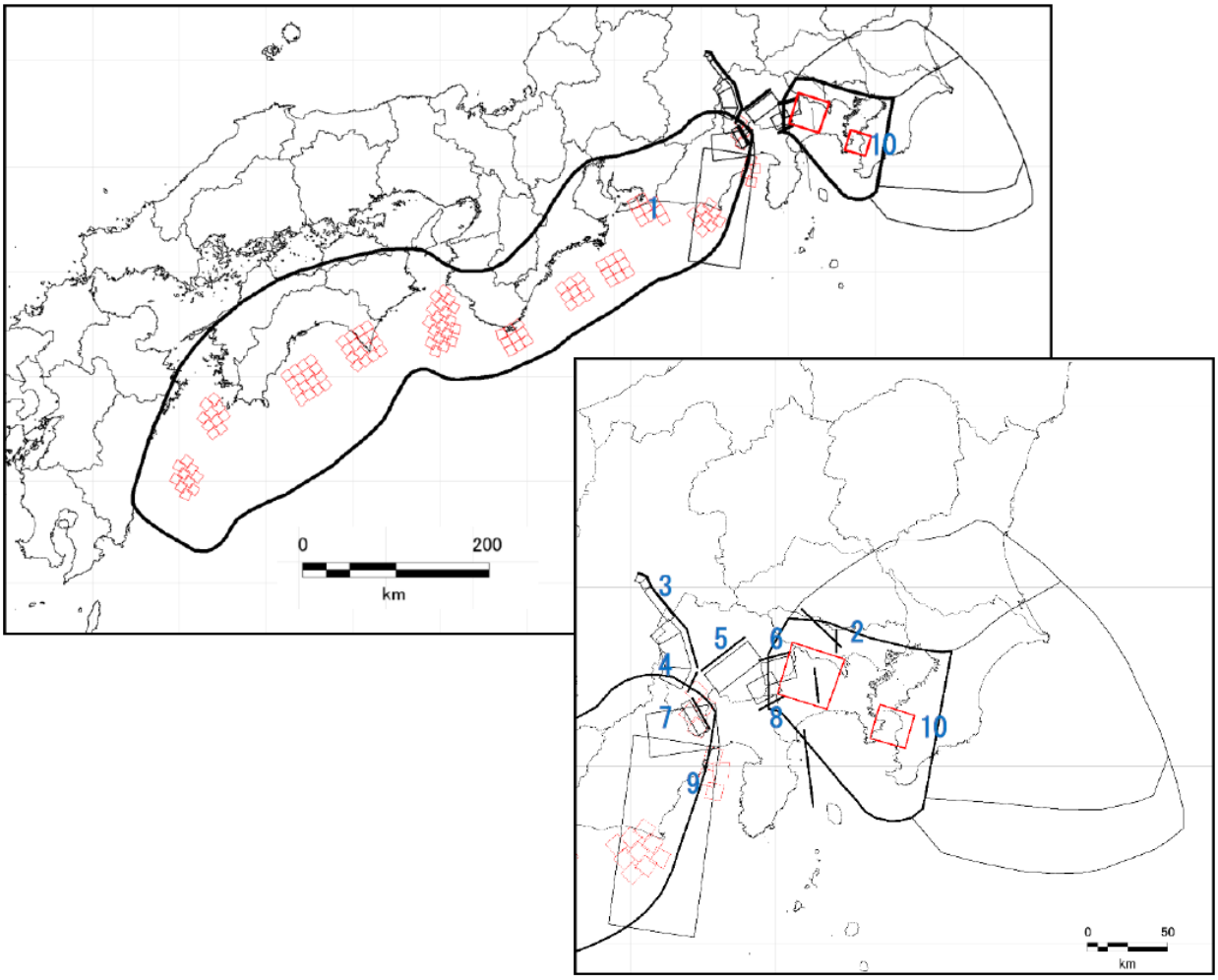

震源断層（海溝型）	地震規模 M（Mw）	震源断層（活断層）	地震規模 M（Mw）
1_南海トラフの巨大地震（東側ケース）	M9 クラス （9.0）	3 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	7.4（6.8）
2_首都直下地震（M7 クラス・立川市直下）	M7 クラス （7.3）	4_糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	7.6（7.0）
10_（参考）首都直下地震（M8 クラス）	M8 クラス （8.0）	5_曽根丘陵断層帯	7.3（6.8）
		6_扇山断層	7.0（6.5）
		7_身延断層	7.0（6.5）
		8_塩沢断層帯	6.8（6.4）
※番号は上の図に対応する。		9_富士川河口断層帯 陸域部（ｾｸﾞﾒﾝﾄA），海域部（ｾｸﾞﾒﾝﾄB）	ｾｸﾞﾒﾝﾄA 7.2（7.3） ｾｸﾞﾒﾝﾄB 8.3（7.8）

想定地震の一覧

第５　地震動の予測結果

１　各想定地震の地表震度分布

各想定地震の地震動予測結果の概要を示す。

・ 南海トラフの巨大地震（東側ケース）

震源域から離れた山地部を除き、県全体で概ね震度５強以上の揺れが想定される。震源に近い県中西部や甲府盆地等の特に揺れやすい地盤の一部地域においては最大震度７の揺れが想定される。本市の南側地域の一部では最大震度７の揺れが想定されている。

・ 首都直下地震Ｍ７（立川市直下）

震源断層に近い県東部および富士五湖地域の揺れが比較的大きく、富士五湖地域の一部地域で最大震度６強の揺れが想定される。本市では震度５弱～震度５強の揺れが想定されている。

・ 糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間

震源断層の意近い北杜市の北西部で震度６強～震度７の揺れが想定される。甲府盆地でも、一部の地域で最大震度６弱の揺れが想定される。本市では震度５弱～震度５強の揺れが想定されている。

・ 糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間　Case1

震源断層周辺の広範囲で震度６弱以上の揺れが想定され、一部で震度６強～震度７となる。破壊の進行方向にあたる北杜市は特に震度６強の領域が広がると想定される。本市では、震度５強～６強の揺れが想定されている。

・ 糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間　Case2

震源断層周辺の広範囲で震度６弱以上の揺れが想定され、破壊の進行方向に当たる県北西部の地域を中心に揺れが大きく震度６強が想定され、一部では震度７の揺れが想定される。本市では、南側地域の一部に震度７が想定され、更に市内中部北部では震度６強～震度６弱が想定される。

・ 糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間　Case3

震源断層周辺の広範囲で震度６弱以上となる。最大震度は震度７が一部で想定されるが、県全体ではCase2 より揺れが小さい地域が多い。本市では、震度６弱～震度６強が想定される。

・ 曽根丘陵断層帯　Case1

破壊の進行方向となる甲府市を中心に甲府盆地の揺れが極めて大きくなり、震度７の領域が広く分布することが想定される。本市では、震度５強～震度７が想定される。

・ 曽根丘陵断層帯　Case4

破壊の進行方向となる甲州市から、揺れやすい甲府市、山梨市まで広い範囲で震度７の揺れが想定される。本市では、南側地域に震度７が想定され、更に市内中部北部にかけ震度６強～震度５強が想定される。

・ 身延断層　Case1

震源断層の直上にあたる身延町～南部町の揺れが大きく震度６弱程度の揺れが想定され、最大深度は一部で震度６強となる。本市では、震度４以下～震度５弱が想定される。

・ 身延断層　Case2

Case1 の分布と大きく変わらないが、Case2 では破壊の進行方向が北側になるため、県全体で見ると揺れはCase1 より若干大きい。本市では、震度４以下～震度５強が想定される。

・ 塩沢断層帯　Case1

アスペリティ付近で揺れが大きく、山中湖村、忍野村、富士吉田市では最大震度７の揺れが想定される。本市では、一部の地域で震度５弱となるが、全体としては震度４以下が想定される。

・　塩澤断層帯　独自ケース

Case1 と比較すると、破壊の進行方向が山梨県に向かう方向となるため、全体的に Case1 よりも若干震度が大きくなると推定される。本市では、市南部で震度５弱となるが、そのほかの地域は震度４以下が想定される。

・　扇山断層

破壊の進行方向にあたる都留市周辺で揺れが大きくなる。一部で最大震度７の揺れが想定される。本市では、一部で震度５弱の地区があるが、殆どの地区で震度４以下が想定される。

・　富士川河口断層帯

震源域に近い南部町の大部分と身延町の南部において震度６以上の強い揺れが想定され、一部地域で震度 7 の揺れが想定される。震源域から離れた甲州盆地の広い範囲で震度６弱の揺れが想定させる。本市では、市の南部において震度６弱の揺れが想定され、そのほかは震度５強が想定される。

・　【参考】首都直下地震Ｍ８

震源に近い県東部の揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度７の揺れが想定される。震源から遠い甲府盆地等の揺れやすい地盤においても震度６強～震度７の大きい揺れが想定される。本市では、東部地区に震度６弱の揺れが想定され、南部地域に震度５強、北部地区に震度５弱が想定される。

２　液状化の予測

南海トラフの巨大地震（東側ケース）、糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間各 Case、曽根丘陵断層帯 Case1、曽根丘陵断層帯 Case4、首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）では市内南部、東部を中心に液状化危険度の高いメッシュが分布する。

首都直下地震Ｍ７（立川市直下）、糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間、富士河口湖断層帯では、一部にやや高いメッシュが分布するが、液状化の危険度が低いあるいは極めて低いメッシュが広く分布する。

それ以外の地震想定では、液状化危険度は低いあるいは極めて低いメッシュが広く分布する。

３　崖崩れの予測

崖崩れ等の被害については、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流）を対象として想定した。対象地震ごとで見ると、最も本市に被害をもたらす地震は、「糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）」及び「糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）」であり、南海トラフ巨大地震（東側ケース）、曽根丘陵断層帯（Case1）が続く。（別表－１参照）

４　建築物

対象地震ごとにみると、最も本市に被害をもたらす地震は、「糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）」で、市内全体で全壊 14,958 棟、半壊 9,635 棟、合わせて 24,593 棟（49.0%）が被災するとされ、次に大きな被害をもたらす地震は「曽根丘陵断層帯（Case1）」であり、全壊 10,358 棟、半壊 7,709 棟、合わせて 18,067 棟（36.0%）、「南海トラフ巨大地震（東側ケース）」は３番目の被害で、全壊 7,672 棟、半壊 7,786 棟、合わせて 15,458 棟（30.8%）が被災するとされている。

なお、本市における地震による建築物の被害要因は、液状化によるものよりは振動によるものが多

い。（別表－２参照）

南アルプス市内構造別年代別建物棟数

木　　造							非 木 造			計
不明	～1950	1951～1970	1971～1980	1981～1990	1991～2000	2001～	不明	～1981	1982～	
5	4,280	4,824	9,793	6,408	6,625	7,084	0	3,430	7,883	50,232

（非木造は構造区分 RC 造、S 造、軽量 S 造の合計）

5　ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、屋外落下物等予測結果

ブロック塀の倒壊被害、自動販売機の転倒被害、屋外落下物等が発生する建物数を以下に示した。

ブロック塀の倒壊被害は、対象地震ごとで見ると「糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間（Case3）」が最も多く、2,590 件となっており、次いで、「糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間（Case2）」の 2,559 件、南海トラフ巨大地震の 2,428 件の順となっている。

自動販売機の転倒被害は、対象地震ごとで見ると、「糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間（Case1）」、「糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間（Case2）」、「糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間（Case3）」及び「南海トラフ巨大地震（東側ケース）」がいずれも 15 件となっている。

屋外落下物等被害は、対象地震ごとで見ると、「糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間（Case2）」が最も多く、1,521 件となっており、次いで、「曽根丘陵断層帯（Case1）」の 901 件、「南海トラフ巨大地震（東側ケース）」の 741 件となっている。（別表－３参照）

6　人的被害

人的被害は、対象地震ごとの死者数の合計で見ると、「糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間（Case2）」の各ケースが最も多く約 760 名となっており、次いで、「曽根丘陵断層帯（Case1）」の各ケースの約 470 名、南海トラフ巨大地震（東側ケース）の各ケース約 400 名となっている。死者発生の要因については、殆どが揺れによる被害であるが、火災による被害も発生している。しかし、ブロック塀・自動販売機の転倒及び、屋外転倒物・落下物の被害については、全ての対象地震で発生はごくわずかになっている。（別表－４参照）

南アルプス市の時間帯別屋内・屋外人口一覧　（人）

人口	5 時滞留人口	5 時屋内人口	5 時屋外人口	12 時滞留人口	12 時屋内人口	12 時屋外人口	18 時滞留人口	18 時屋内人口	18 時屋外人口
71,508	71,508	70,620	888	65,503	60,432	5,071	69,117	61,930	7,187

7　社会基盤施設等の被害

（１）上水道

上水道被害は、対象地震ごとの断水人口の最大値で見ると、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case3）冬 5 時の場合が最も多く、約 48,382 人となっており、次いで糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case2）冬 5 時の 46,915 人、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case3）冬 18 時の 46,764 人、南海トラフ巨大地震（東側ケース）冬 5 時の 44,663 人の順となっている。（別表－５参照）

（２）下水道

下水道被害は、対象地震ごとの機能支障人口の最大値で見ると、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case3）冬 5 時の場合が最も多く 686 人となっており、次いで、糸魚川―静岡構造線断層帯

南部区間（Case3）冬 18 時の 663 人、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case3）夏 12 時の 623 人、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case2）冬 5 時の 608 人、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case2）冬 18 時の 588 人の順となっている。（別表－６参照）

（３）ＬＰガス

ＬＰガス被害は、対象地震ごとの漏洩被害件数でみると、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case3）の場合が最も多く 13 件となっており、次いで糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case2）の 12 件、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case1）の 11 件、南海トラフ巨大地震（東側ケース）の 10 件の順となっている。（別表－７参照）

（４）電力

電力被害は、対象地震ごとの停電人口の最大値で見ると、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case3）冬 5 時の場合が最も多く 63,881 人となっており、次いで、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case2）冬 5 時の 63,104 人、南海トラフ巨大地震（東側ケース）冬 5 時の 62,189 人、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case3）冬 18 時の 61,745 人、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case2）冬 18 時の 60,994 人の順となっている。（別表―８参照）

（５）通信

ア　固定電話

通信被害は、対象地震ごとの通信支障回線数で見ると、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case3）の場合が最も多く 53,183 回線となっており、次いで糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case2）の 52,536 回線、南海トラフ巨大地震（東側ケース）の 51,774 回線、糸魚川―静岡構造線断層帯　南部区間（Case1）の 48,640 回線の順となっている。（別表－９参照）

イ　携帯電話

直後の不通ランクＡとなる対象地震を見ると、糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間（Case1）、（Case2）、（Case3）、曽根丘陵断層帯（Case1）、（Case4）、南海トラフ巨大地震（東側ケース）となっており、全ての対象地震において、1 週間後の不通ランクはＥとなり携帯電話の不通は解消されていると予想される。（別表－１０照）

携帯電話の不通ランク（東京都（2022））

ランクＡ	停電率、不通回線率の少なくとも一方が 50%以上とる地域
ランクＢ	停電率、不通回線率の少なくとも一方が 40%以上とる地域
ランクＣ	停電率、不通回線率の少なくとも一方が 30%以上とる地域
ランクＤ	停電率、不通回線率の少なくとも一方が 20%以上とる地域
ランクＥ	停電率、不通回線率がいずれも 20%未満となる地域

（６）交通施設被害

ア　道路

対象地震のうち、南海トラフ巨大地震（東側ケース）、糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間、曽根丘陵断層帯及び首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）では、震度７となる地区があり、液状化危険度が高い地域及び斜面崩壊の危険性が高いため、盛土・切土の崩壊、土留擁壁の変状・倒壊、路面の陥没等のさまざまな道路施設被害が発生し、通行に支障が生じる。

イ　河川堤防

南海トラフ巨大地震（東側ケース）、糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間、曽根丘陵断層帯及び首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）において液状化現象等による堤防の沈下が発生する恐れがある。

８　生活への影響

（１）避難者

地震発生から１日後、１週間後、１か月後の各時点での避難所避難者数及び避難所外避難者数を算出した。（別表－１１参照）

※車中泊避難について

車中泊避難については、近年の地震における避難行動として見られるようになり、狭い車内で同じ姿勢が続くことによるエコノミークラス症候群の発生等、災害関連死の要因のひとつとなっている。

平成 28 年の熊本地震での熊本県でのアンケートによれば、車中泊を選んだ理由として、余震の不安を理由とした割合が８割近くと最も高く、次いでプライバシーの問題を挙げている。またその駐車場を選んだ理由としては、トイレや水道が使える、自宅や宿場・学校に近いという理由がどちらも４割強となっている。

なお、コロナ感染症の蔓延により、避難所での感染を避けたいという心情から、車中泊避難を選ぶことも考えられる。

（２）備蓄物資の応急対応能力

備蓄物資に関する需要量を算出し、既存避難所等の備蓄量との比較を行い、備蓄計画に反映する。

（別表－１２参照）

備蓄物資需要量算出式

項目	前提とする被害嶺	算出式
①飲料水	断水人口	断水人口×１日１人３リットル
②食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	（避難所避難者数＋避難所外避難者数）×１日１人３食
③乳児用粉ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	（避難所避難者数＋避難所外避難者数）０歳人口比率×１人１日当たり必要量 140ｇ
④毛布	避難所避難者数	避難所避難者数×1 人当たり必要枚数２枚
⑤携帯トイレ・簡易トイレ	避難所避難者数 避難所外避難者数	（避難所避難者数＋避難所外避難者数）×断水率×１人当たり使用回数５回／日※1
⑥おむつ（乳児・小児用）	避難所避難者数 避難所外避難者数	（避難所避難者数＋避難所外避難者数）×０～２歳人口比率×１人１日当たり必要量８枚
⑦おむつ（大人用）	避難所避難者数 避難所外避難者数	（避難所避難者数＋避難所外避難者数）×必要者割合 0.005※2×１人１日当たり必要量８枚
⑧生理用品	避難所避難者数 避難所外避難者数	（避難所避難者数＋避難所外避難者数）×12×51 歳女性人口比率×1 人１期間（7 日間）当たり必要量 30 枚×１／７×１／４

※１：仮設トイレの処理能力は、1 台 1 日当たり携帯トイレ・簡易トイレ 250 個分（50 人×5 回＝250）とみなした（避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン、内閣府、平成 28 年 4 月より）

※２：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したもの（中央防災会議幹事会（2016））

（３）医療機能支障

医療機能支障予測については、医療機関の施設の損壊、ライフラインの途絶を考慮したうえで、新規の入院需要（重症者数＋医療機関で結果的に亡くなる死亡者＋被災した医療機関からの店員患者数)、及び外来需要（軽傷者数）から医療機関の受入れ許容量を差し引いたときの医療対応力不足数について、予測死者が最大となる冬5時のケースを対象とし予測した。

なお、表記は県内全体とした。（別表－１３参照）

（４）応急住宅需要量

応急住宅需要量予測については、建物被害が最大となる冬18時のケースを対象とし、その結果を示す。（別表－１４参照）

（５）保健衛生・貿易・遺体処理等

保健衛生について特筆すべきケースは、死者、避難者が最も多く発生する糸魚川－静岡構造線断層帯（Case2）の場合である。このケースでは、避難所内に避難する人が1日後、1週間後、１か月後ともに最大数であると予測される。一人当たりの居住スペースの減少、十分な数の仮設トイレ等の確保困難、健康管理のための医師・保健師等の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生などが考えられ、保健衛生環境が悪化する可能性がある。

また、死者が多く発生することから、身元確認、検案、迅速な遺体の処理（一時安置所の確保や火葬）が困難になると考えられる。

（６）空き家・別荘

空き家の建物被害、及び別荘の建物被害・人的被害の予測について示した。（別表－１５参照）（別表－１６参照)、（別表－１７参照）

（７）災害関連死

災害関連死の予測について、建物全壊棟数との関連死の比率、直接死亡者との関連死の比率、及び避難者数との関連死の比率を用いた結果を示した。（別表－１８参照）

９　災害廃棄物

（１）被害予測結果

要因別の災害廃棄物発生量を示した。（別表－１９参照）

１０　その他の被害

（１）危険物施設

南アルプス市内における危険物施設は、290件存在する。

危険物施設の被害予測は、揺れによる影響として、危険物施設数に震度別の被害率を乗じ、火災、流出、破損個所の予測数を算出した。（別表－２０参照）

（２）防災上重要施設

南アルプス市内における防災上重要施設の総数は、21件存在する。

その被害予測は、地震度分布、液状化危険度分布、地震火災延焼区域等と施設位置を重ね合わせ、地震発生時に建物被害が生じる可能性を示した。（別表－２１参照）

（３）大規模集客施設

大規模集客施設においては地震時に以下の被害が発生することが予想される。

・強い揺れや液状化の発生により、建物が被災する。また、揺れに伴い、天井パネルや壁面に取り付けられた部材やガラス、吊り下げられた看板、棚等が落下・転倒する。

・落下・転倒物によって死傷者が発生するとともに、逃げまどう施設利用者同士が押し合い、ぶつかり合いなどで転倒、負傷、圧迫などが発生する。
・施設管理者による避難誘導が適切でない場合、出口に一気に到達する利用者によって混雑が発生し、円滑な避難が行えず避難が拡大する。
・エスカレーター利用者の転倒が発生する。
・地震の揺れによりエレベーターの閉じ込め事案が発生する。
・施設内において、停電、水漏れ、ガス漏洩、火災等が発生する。
・火災が発生すれば、施設内の大規模火災に拡大し、多くの人的被害が発生する。
・多くの利用者が滞留した状況下において、停電や火災の発生、情報提供の遅れなど複数の条件が重なることにより、利用者の中で混乱、パニックが発生する。
・混雑状況が激しい場合、集団転倒などにより人的被害が発生する。

（４）文化財

南アルプス市内における文化財総数は、17 件存在する。

震度６強以上または液状化危険度が高い、もしくは消失可能性の高い文化財の所在地から、被害が及ぶ可能性のある市の指定の文化財を示した。（別表－２２参照）

（５）ため池等の決壊

地震時に強い揺れや液状化によってため池が決壊する可能性がある。

（６）複合災害

地震発生時に様々な災害が同時発生することのよる被害について、地震以外の自然災害が発生した場合と山梨県に影響するような別の地震が時間差で発生した場合の２点について、被害の様相を記載した。（別表－２３参照）

（７）治安

治安については、発災直後では特に被害の発生はないが、概ね数日後から被害が発生する。

地震発生後の被災地における、災害時の混乱に乗じて発生する可能性のある被害の様相を記載した。（別表－２４参照）

（８）社会経済活動への影響（直接的・間接的経済被害）

経済被害の想定については、直接経済被害として「資産等の被害」（別表－２５参照）を、間接的経済被害として冬18 時風速8m/s の条件において、南海トラフの巨大地震（東側ケース）、首都直下地震Ｍ７ クラス（立川市直下）、曽根丘陵断層帯による地震（Cace1）における、間接経済被害を予測した。（別表－２６参照）

（９）孤立集落

地震発生時に全てのアクセス道路が土砂災害危険個所等に隣接しているため、地震に伴う土砂災害の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となるおそれのある集落として、芦安地区、櫛形高尾地区がある。

（１０）観光客

山梨県は、世界遺産の富士山をはじめ、多くの観光地を有しており、国内外からの観光客が訪れている。

ア　帰宅困難観光客の発生

発災後は鉄道の運行は停止し、道路寸断等が発生した場合は、多くの帰宅できない観光客の発生が想定される。

イ　アクセス道路寸断による孤立

観光地は山間地にあることも多く、地震が発生した際にはアクセス道路での土砂崩れ等が発生し、道路が寸断され、自家用車やバスが移動できず孤立する恐れがある。

ウ　自家用車、観光バスの渋滞

道路が寸断されず通行が可能な場合、被災地から被災地外へと移動しようとする自家用車や観光バスが集中し渋滞が発生する。移動ルートが限られた道路の場合には、さらに渋滞の程度が大きくなる可能性がある。

エ　登山者

山梨県内には、富士山や南アルプスなど、特に夏山シーズンは登山者の入山も多い。登山中に地震が発生した場合には、落石や滑落による死傷者の発生が考えられるほか、移動できずとどまった場合でも、通常時と違ってすぐに山岳救助に向かうことは困難であると考えられ、山中で孤立することになる。

オ　別荘滞在者

滞在している別荘そのものには被害が発生しない場合でも、ライフラインは途絶する可能性がある。管理事業者等が災害時の対応の備えをしている場合は、それに従って行動鶴ことになるが、そのような対応が不十分な場合は、自給自足生活を強いられることになる。

カ　携帯電話等の通信網の混乱

大規模災害発生時には、携帯電話の通信利用が爆発的に増大し、携帯電話がつながらない状況となることが想定される。観光客の場合、家族が遠方のことも多く、安否確認ができない場合は不安状態に陥る可能性もある、あわせて、近年は情報収集のほとんどが、携帯電話を利用して行われていることもあり、携帯電話が利用できない場合は、災害情報等の入手が出来ず、情報弱者になることも考えられる。

キ　停電の発生、水道・ガス等のライフラインの寸断

大地震が発生すると電気・ガス・水道の供給が停止し、これらライフラインが復旧するまでには何日もの時間がかかる。自宅等での日常生活とは大きく異なる状況である上に、見知らぬ所での不自由な滞在を強いられることになる。

ク　避難滞在

観光客も一時的に施設などへの避難と滞在が考えられるが、観光客の多い夏季は特に熱中症の発生が考えられる。また、自家用車で来訪している場合は、車中滞在する観光客も多くなることが想定され、エコノミークラス症候群の発生だけでなく、冬季の積雪時には車中での一酸化炭素中毒の発生も考えられる。

＜防災の観点から見た観光客の特性＞

ここまで記載した被害様相とも関連するが、観光のために来県している観光客は、地域住民とは以下に示すような異なる特性がある。

★観光客は地域の状況を知らない

観光客は、訪れる観光地や観光施設の情報は熟知していても、単なるピンポイントの情報を知

っているだけであり、その地域の出身者かリピーターでない限り、その地域の土地勘というものはない。地震発生時には、住民であればどのような方法でどこに避難したら安全かわかっているが、土地勘のない観光客はそれが分からず、また、夜間に地震が発生した場合は、さらに分かりにくくなり、適切な誘導がなければ、かえって危険な方向に行動してしまうこともありえる。

★観光客は事前の避難訓練はしていない

災害への備えとして、地域では住民を対象とした防災訓練や避難訓練が普段から行われており、参加している住民の防災意識向上に役立っている。しかし、観光のために訪れている旅行者は、その地域や観光施設で避難訓練に事前に参加することは不可能であり、事前の学習はしていない。また、住民であれば、食料や水といった備蓄品等だけでなく、各種防災用品の準備をしていることもあるが、観光客はそのような防災に対する備えを持参していることはほぼ皆無である。

★外国人観光客とのコミュニケーションが難しい

地震発生時は情報が混乱し、正確な情報を観光客に提供することが困難な状況も考えられる。特に外国人の観光客に対しては、言語の問題も加わり、正確な情報を的確に」伝えることはさらに困難になることとなる。

★観光客は自宅や自国に早く帰りたい

地震発生後、住民であれば、自分たちの住んでいるその土地で、地震発生前の元通りの生活ができることを多く願うものである。一方、観光客は、被災地域をできるだけ早く離れた、自宅や自国に戻りたいと願う。通勤・通学者が自宅に帰ることができない帰宅困難者については、事業所等に留まるという対応も取られるが、観光客はあくまでも一時的な来訪者であるため、移動できないなかでは、仮に一時的な避難・滞在ができたとしても、大きな不安やストレスを抱えながら過ごすことになる。

１１　帰宅困難者

帰宅困難者については、地震によって公共交通機関が利用できなくなることを前提に、県内市町村間の通勤・通学者、及び県外からの通勤・通学者が徒歩で帰宅する場合を想定した。

地震発生時には、鉄道は運航停止となり、安全確認が行われるまでは運航が再開されないため、対象地震にかかわらず発災後は以下に示す帰宅困難者が発生する。

なお、予測結果は、県内全市町村一括を示す。（別表－２７参照）

（別表－１）アルプス市内斜面災害避難個所数

対象地震	急傾斜地の崩壊				地滑り				土石流			
	大	中	小	なし	大	中	小	なし	大	中	小	なし
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	３５	１８	１０	０	０	０	１	０	１４	２０	１１	０
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	０	０	２７	３６	０	０	０	１	０	０	２５	２０
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	４	３	４０	１６	０	０	０	１	１	０	３３	１１
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間(Case1)	３６	１７	１０	０	０	０	１	０	１６	１７	１２	０
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間(Case2)	４３	１５	５	０	０	０	１	０	２５	１４	６	０
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間(Case3)	４６	１３	４	０	０	１	０	０	２９	１３	３	０
曽根丘陵断層帯(Case1)	１３	２８	２１	１	０	０	１	０	１６	１０	１９	０
曽根丘陵断層帯(Case4)	４	８	４１	１０	０	０	１	０	１	４	３７	３
身延断層(Case1)	０	０	２７	３６	０	０	０	１	０	０	２５	２０
身延断層(Case2)	０	４	２４	３５	０	０	０	１	０	１	２４	２０
塩沢断層帯(Case1)	０	０	２７	３６	０	０	０	１	０	０	２５	２０
塩沢断層帯(Case 独自)	０	０	２７	３６	０	０	０	１	０	０	２５	２０
扇山断層	０	０	２７	３６	０	０	０	１	０	０	２５	２０
富士川河口断層帯	４	４	３９	１６	０	０	０	１	１	０	３３	１１
(参考)首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	４	１	３０	２８	０	０	０	１	１	０	２８	１６

（別表－２）対象地震ごとの南アルプス市内建物被害予測結果

対象地震(ケース)			液状化による建物被害		揺れによる建物被害		急傾斜地崩壊による建物被害		火災による消失棟数	合　計	
			全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数		全壊棟数	半壊棟数
南海ﾄﾗﾌ巨大地震（東側ｹｰｽ）	冬5時	4m	170	1,145	6,993	6,638	2	4	86	7,252	7,786
		8m	170	1,145	6,993	6,638	2	4	209	7,375	7,786
	夏12時	4m	170	1,145	6,993	6,638	2	4	224	7,389	7,786
		8m	170	1,145	6,993	6,638	2	4	230	7,396	7,786
	冬18時	4m	170	1,145	6,993	6,638	2	4	506	7,672	7,786
		8m	170	1,145	6,993	6,638	2	4	607	7,773	7,786
首都直下地震（立川市直下）	冬5時	4m	35	287	10	85	0	1	－	46	373
		8m	35	287	10	85	0	1	－	46	373
	夏12時	4m	35	287	10	85	0	1	－	46	373
		8m	35	287	10	85	0	1	－	46	373
	冬18時	4m	35	287	10	85	0	1	－	46	373
		8m	35	287	10	85	0	1	－	46	373
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	冬5時	4m	49	372	984	2,483	1	3	－	1,034	2,858
		8m	49	372	984	2,483	1	3	－	1,034	2,858
	夏12時	4m	49	372	984	2,483	1	3	－	1,034	2,858
		8m	49	372	984	2,483	1	3	－	1,034	2,858
	冬18時	4m	49	372	984	2,483	1	3	－	1,034	2,858
		8m	49	372	984	2,483	1	3	－	1,034	2,858
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間(Case1)	冬5時	4m	137	948	3,674	5,046	3	6	－	3,813	5,999
		8m	137	948	3,674	5,046	3	6	15	3,828	5,999
	夏12時	4m	137	948	3,674	5,046	3	6	1	3,814	5,999
		8m	137	948	3,674	5046	3	6	31	3,845	5,999
	冬18時	4m	137	948	3,674	5,046	3	6	268	4,081	5,999
		8m	137	948	3,674	5,046	3	6	379	4,192	5,999
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間(Case2)	冬5時	4m	145	998	14,476	8,634	2	3	213	14,836	9,635
		8m	145	998	14,476	8,634	2	3	335	14,958	9,635
	夏12時	4m	145	998	14,476	8,634	2	3	174	14,797	9,635
		8m	145	998	14,476	8,634	2	3	209	14,832	9,635
	冬18時	4m	145	998	14,476	8,634	2	3	165	14,789	9,635
		8m	145	998	14,476	8,634	2	3	187	14,811	9,635

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

対象地震(ケース)			液状化による建物被害		揺れによる建物被害		急傾斜地崩壊による建物被害		火災による消失棟数	合　計	
			全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数		全壊棟数	半壊棟数
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間(Case3)	冬5時	4m	144	994	5,401	6,111	3	6	157	5,706	7,112
		8m	144	994	5,401	6,111	3	6	204	5,752	7,112
	夏12時	4m	144	994	5,401	6,111	3	6	22	5,571	7,112
		8m	144	994	5,401	6,111	3	6	22	5,571	7,112
	冬18時	4m	144	994	5,401	6,111	3	6	740	6,289	7,112
		8m	144	994	5,401	6,111	3	6	953	6,501	7,112
曽根丘陵断層帯(Case1)	冬5時	4m	141	975	9,097	6,731	2	3	20	9,259	7,709
		8m	141	975	9,097	6,731	2	3	20	9,160	7,709
	夏12時	4m	141	975	9,097	6,731	2	3	269	9,509	7,709
		8m	141	975	9,097	6,731	2	3	312	9,552	7,709
	冬18時	4m	141	975	9,097	6,731	2	3	847	10,087	7,709
		8m	141	975	9,097	6,731	2	3	1,119	10,358	7,709
曽根丘陵断層帯(Case4)	冬5時	4m	118	836	2,815	3,935	1	3	－	2,935	4,774
		8m	118	836	2,815	3,935	1	3	－	2,935	4,774
	夏12時	4m	118	836	2,815	3,935	1	3	－	2,935	4,774
		8m	118	836	2,815	3,935	1	3	39	2,973	4,774
	冬18時	4m	118	836	2,815	3,935	1	3	330	3,265	4,774
		8m	118	836	2,815	3,935	1	3	659	3,593	4,774
身延断層(Case1)	冬5時	4m	11	82	－	0	0	0	－	11	82
		8m	11	82	－	0	0	0	－	11	82
	夏12時	4m	11	82	－	0	0	0	－	11	82
		8m	11	82	－	0	0	0	－	11	82
	冬18時	4m	11	82	－	0	0	0	－	11	82
		8m	11	82	－	0	0	0	－	11	82
身延断層(Case2)	冬5時	4m	23	168	11	57	1	1	－	34	226
		8m	23	168	11	57	1	1	－	34	226
	夏12時	4m	23	168	11	57	1	1	－	34	226
		8m	23	168	11	57	1	1	－	34	226
	冬18時	4m	23	168	11	57	1	1	－	34	226
		8m	23	168	11	57	1	1	－	34	226

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

対象地震（ケース）			液状化による建物被害		揺れによる建物被害		急傾斜地崩壊による建物被害		火災による消失棟数	合　計	
			全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数		全壊棟数	半壊棟数
塩沢断層帯（Case3）	冬5時	4m	―	―	―	―	―	―	―	0	0
		8m	―	―	―	―	―	―	―	0	0
	夏12時	4m	―	―	―	―	―	―	―	0	0
		8m	―	―	―	―	―	―	―	0	0
	冬18時	4m	―	―	―	―	―	―	―	0	0
		8m	―	―	―	―	―	―	―	0	0
塩沢断層帯（Case独自）	冬5時	4m	1	10	0	5	―	―	―	1	15
		8m	1	10	0	5	―	―	―	1	15
	夏12時	4m	1	10	0	5	―	―	―	1	15
		8m	1	10	0	5	―	―	―	1	15
	冬18時	4m	1	10	0	5	―	―	―	1	15
		8m	1	10	0	5	―	―	―	1	15
扇山断層	冬5時	4m	―	―	―	―	―	―	―	0	0
		8m	―	―	―	―	―	―	―	0	0
	夏12時	4m	―	―	―	―	―	―	―	0	0
		8m	―	―	―	―	―	―	―	0	0
	冬18時	4m	―	―	―	―	―	―	―	0	0
		8m	―	―	―	―	―	―	―	0	0
富士川河口断層	冬5時	4m	82	609	868	1,905	1	3	―	952	2,517
		8m	82	609	868	1,905	1	3	―	952	2,517
	夏12時	4m	82	609	868	1,905	1	3	―	952	2,517
		8m	82	609	868	1,905	1	3	―	952	2,517
	冬18時	4m	82	609	868	1,905	1	3	―	952	2,517
		8m	82	609	868	1,905	1	3	―	952	2,517
（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	冬5時	4m	120	842	0	1	1	2	407	528	845
		8m	120	842	0	1	1	2	492	613	845
	夏12時	4m	120	842	0	1	1	2	215	336	845
		8m	120	842	0	1	1	2	496	617	845
	冬18時	4m	120	842	0	1	1	2	138	259	845
		8m	120	842	0	1	1	2	249	370	845

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－３）南アルプス市内のブロック塀の倒壊・自動販売機の転倒・屋外落下物等予測結果

対象地震（ケース）	ブロック塀等 被害数（件）	自動販売機の 転倒数（台）	屋外落下物が生じる 建物数（棟）
南海トラフ巨大地震 （東側ケース）	2,428	15	741
首都直下Ｍ７ （立川市直下）	7	－	－
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	163	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間(Case1)	1,864	15	284
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間(Case2)	2,556	15	1,521
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間(Case3)	2,590	15	538
曽根丘陵断層帯 (Case1)	2,306	12	901
曽根丘陵断層帯 (Case4)	1,168	8	150
身延断層（Case1）	1	－	－
身延断層（Case2）	29	0	－
塩沢断層（Case1）	－	－	－
塩沢断層（Case 独自）	－	－	－
扇山断層	－	－	－
富士川河口断層帯	570	3	13
首都直下地震Ｍ８ （相模トラフ）	1	－	－

（別表－４）南アルプス市の人的被害予測結果

対象地震(ケース)			死者（人）							負傷者（人）							うち重傷者（人）							要救助者数
			揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	冬5時	4m	394	9	3	0	0	0	397	2,309	140	2	0	0	0	2,312	652	30	1	0	0	0	653	1,154
		8m	394	9	6	0	0	0	400	2,309	140	4	0	0	0	2,314	652	30	2	0	0	0	654	1,154
	夏12時	4m	339	5	7	0	0	0	347	1,905	87	5	0	1	0	1,911	533	19	2	0	0	0	536	987
		8m	339	5	7	0	0	0	347	1,905	87	5	0	1	0	1,911	533	19	2	0	0	0	536	987
	冬18時	4m	347	6	17	0	0	0	365	1,912	91	11	0	2	0	1,924	537	19	4	0	1	0	542	1,012
		8m	347	6	21	0	0	0	368	1,912	91	12	0	2	0	1,926	537	19	5	0	1	0	543	1,012
首都直下M７（立川市直下）	冬5時	4m	1	0	0	0	0	－	1	16	3	0	0	0	－	16	1	0	0	0	0	－	1	2
		8m	1	0	0	0	0	－	1	16	3	0	0	0	－	16	1	0	0	0	0	－	1	2
	夏12時	4m	1	0	0	0	0	－	1	12	2	0	0	0	－	12	1	0	0	0	0	－	1	2
		8m	1	0	0	0	0	－	1	12	2	0	0	0	－	12	1	0	0	0	0	－	1	2
	冬18時	4m	1	0	0	0	0	－	1	13	2	0	0	0	－	13	1	0	0	0	0	－	1	2
		8m	1	0	0	0	0	－	1	13	2	0	0	0	－	13	1	0	0	0	0	－	1	2
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	冬5時	4m	60	0	0	0	0	－	60	574	10	0	0	0	－	574	92	1	0	0	0	－	92	165
		8m	60	0	0	0	0	－	60	574	10	0	0	0	－	574	92	1	0	0	0	－	92	165
	夏12時	4m	52	0	0	0	0	－	52	448	7	0	0	0	－	448	73	1	0	0	0	－	73	142
		8m	52	0	0	0	0	－	52	448	7	0	0	0	－	448	73	1	0	0	0	－	73	142
	冬18時	4m	53	0	0	0	0	－	53	459	7	0	0	0	－	460	74	1	0	0	0	－	74	145
		8m	53	0	0	0	0	－	53	459	7	0	0	0	－	460	74	1	0	0	0	－	74	145
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case1）	冬5時	4m	216	4	0	0	0	0	217	1,467	73	0	0	0	0	1,467	342	15	0	0	0	0	342	609
		8m	216	4	0	0	0	0	217	1,467	73	1	0	0	0	1,467	342	15	0	0	0	0	342	609
	夏12時	4m	186	3	0	0	0	0	186	1,182	46	0	0	1	0	1,183	276	10	0	0	0	0	277	521
		8m	186	3	1	0	0	0	187	1,182	46	1	0	1	0	1,184	276	10	0	0	0	0	277	521
	冬18時	4m	190	3	7	0	0	0	198	1,197	48	5	0	1	0	1,204	279	10	2	0	0	0	282	534
		8m	190	3	10	0	0	0	201	1,197	48	7	0	1	0	1,206	279	10	3	0	0	0	283	534
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	冬5時	4m	747	17	8	0	0	0	755	3,923	254	6	0	0	0	3,929	1,357	55	2	0	0	0	1,359	2,394
		8m	747	17	12	0	0	0	759	3,923	254	8	0	0	0	3,931	1,357	55	3	0	0	0	1,360	2,394
	夏12時	4m	645	10	7	0	0	0	653	3,349	157	5	0	1	0	3,355	1,144	34	2	0	0	0	1,147	2,048
		8m	645	10	9	0	0	0	654	3,349	157	6	0	1	0	3,355	1,144	34	2	0	0	0	1,147	2,048

対象地震（ケース）			死者（人）							負傷者（人）							うち重傷者（人）							要救助者数
			揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	
南部区間（Case2）	冬18時	4m	659	11	7	0	0	0	667	3,318	163	6	0	2	0	3,326	1,139	35	2	0	1	0	1,142	2,099
		8m	659	11	8	0	0	0	668	3,318	163	6	0	2	0	3,326	1,139	35	3	0	1	0	1,142	2,099
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case3）	冬5時	4m	312	8	4	0	0	0	316	1,946	126	3	0	0	0	1,950	505	27	1	0	0	0	507	893
		8m	312	8	5	0	0	0	317	1,946	126	4	0	0	0	1,950	505	27	1	0	0	0	507	893
	夏12時	4m	269	5	1	0	0	0	270	1,587	79	1	0	1	0	1,590	411	17	0	0	0	0	412	764
		8m	269	5	1	0	0	0	270	1,587	79	1	0	1	0	1,590	411	17	0	0	0	0	412	764
	冬18時	4m	275	5	20	0	0	0	296	1,600	82	14	0	2	0	1,616	415	17	5	0	1	0	421	783
		8m	275	5	26	0	0	0	302	1,600	82	17	0	2	0	1,619	415	17	7	0	1	0	422	783
曽根丘陵断層帯（Case1）	冬5時	4m	468	12	1	0	0	0	470	2,672	188	1	0	0	0	2,674	850	40	1	0	0	0	851	1,564
		8m	468	12	1	0	0	0	470	2,672	188	1	0	0	0	2,674	850	40	1	0	0	0	851	1,564
	夏12時	4m	405	7	8	0	0	0	413	2,255	117	6	0	1	0	2,262	717	25	2	0	0	0	720	1,339
		8m	405	7	9	0	0	0	414	2,255	117	7	0	1	0	2,263	717	25	3	0	0	0	720	1,339
	冬18時	4m	413	8	32	0	0	0	446	2,244	122	19	0	1	0	2,264	714	26	7	0	1	0	722	1,372
		8m	413	8	40	0	0	0	454	2,244	122	23	0	1	0	2,269	714	26	9	0	1	0	724	1,372
曽根丘陵断層帯（Case4）	冬5時	4m	165	3	0	0	0	0	165	1,135	48	0	0	0	0	1,136	264	10	0	0	0	0	264	479
		8m	165	3	0	0	0	0	165	1,135	48	0	0	0	0	1,136	264	10	0	0	0	0	264	479
	夏12時	4m	142	2	0	0	0	0	142	915	30	0	0	0	0	916	213	6	0	0	0	0	213	410
		8m	142	2	1	0	0	0	143	915	30	1	0	0	0	916	213	6	0	0	0	0	214	410
	冬18時	4m	145	2	10	0	0	0	155	926	31	7	0	1	0	934	215	6	3	0	0	0	218	420
		8m	145	2	19	0	0	0	164	926	31	12	0	1	0	939	215	6	5	0	0	0	221	420
身延断層（Case1）	冬5時	4m	－	0	0	0	0	－	0	0	1	0	0	0	－	0	－	0	0	0	0	－	0	－
		8m	－	0	0	0	0	－	0	0	1	0	0	0	－	0	－	0	0	0	0	－	0	－
	夏12時	4m	－	0	0	0	0	－	0	0	1	0	0	0	－	0	－	0	0	0	0	－	0	－
		8m	－	0	0	0	0	－	0	0	1	0	0	0	－	0	－	0	0	0	0	－	0	－
	冬18時	4m	－	0	0	0	0	－	0	0	1	0	0	0	－	0	－	0	0	0	0	－	0	－
		8m	－	0	0	0	0	－	0	0	1	0	0	0	－	0	－	0	0	0	0	－	0	－

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

対象地震(ケース)			死者（人）							負傷者（人）							うち重傷者（人）							要救助者数
			揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	
身延断層(Case2)	冬5時	4m	1	0	0	0	0	－	1	11	3	0	0	0	－	11	1	0	0	0	0	－	1	2
		8m	1	0	0	0	0	－	1	11	3	0	0	0	－	11	1	0	0	0	0	－	1	2
	夏12時	4m	1	0	0	0	0	－	1	8	2	0	0	0	－	9	1	0	0	0	0	－	1	1
		8m	1	0	0	0	0	－	1	8	2	0	0	0	－	9	1	0	0	0	0	－	1	1
	冬18時	4m	1	0	0	0	0	－	1	9	2	0	0	0	－	9	1	0	0	0	0	－	1	1
		8m	1	0	0	0	0	－	1	9	2	0	0	0	－	9	1	0	0	0	0	－	1	1
塩沢断層帯(Case1)	冬5時	4m	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－
		8m	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－
	夏12時	4m	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－
		8m	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－
	冬18時	4m	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－
		8m	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－
塩沢断層帯(Case独自)	冬5時	4m	0	0	0	－	－	－	0	1	0	0	－	－	－	1	0	0	0	－	－	－	0	0
		8m	0	0	0	－	－	－	0	1	0	0	－	－	－	1	0	0	0	－	－	－	0	0
	夏12時	4m	0	0	0	－	－	－	0	1	0	0	－	－	－	1	0	0	0	－	－	－	0	0
		8m	0	0	0	－	－	－	0	1	0	0	－	－	－	1	0	0	0	－	－	－	0	0
	冬18時	4m	0	0	0	－	－	－	0	1	0	0	－	－	－	1	0	0	0	－	－	－	0	0
		8m	0	0	0	－	－	－	0	1	0	0	－	－	－	1	0	0	0	－	－	－	0	0
扇山断層	冬5時	4m	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－
		8m	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－
	夏12時	4m	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－
		8m	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－
	冬18時	4m	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－
		8m	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－	0	0	－	－	－	0	－
富士川河口断層帯	冬5時	4m	53	1	0	0	0	0	53	463	21	0	0	0	0	464	82	4	0	0	0	0	82	146
		8m	53	1	0	0	0	0	53	463	21	0	0	0	0	464	82	4	0	0	0	0	82	146
	夏12時	4m	46	1	0	0	0	0	46	364	14	0	0	0	0	364	65	2	0	0	0	0	65	125
		8m	46	1	0	0	0	0	46	364	14	0	0	0	0	364	65	2	0	0	0	0	65	125

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

対象地震(ケース)			死者（人）							負傷者（人）							うち重傷者（人）							要救助者数
			揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	
富士川河口断層帯	冬18時	4m	47	1	0	0	0	0	47	372	14	0	0	0	0	373	66	2	0	0	0	0	66	128
		8m	47	1	0	0	0	0	47	372	14	0	0	0	0	373	66	2	0	0	0	0	66	128
（参考）首都直下M８（相模トラフ）	冬５時	4m	0	0	9	0	0	－	9	0	0	7	0	0	－	8	0	0	3	0	0	－	3	0
		8m	0	0	11	0	0	－	11	0	0	9	0	0	－	9	0	0	3	0	0	－	3	0
	夏12時	4m	0	0	5	0	0	－	5	0	0	4	0	0	－	4	0	0	2	0	0	－	2	0
		8m	0	0	11	0	0	－	11	0	0	8	0	0	－	8	0	0	3	0	0	－	3	0
	冬18時	4m	0	0	4	0	0	－	4	0	0	4	0	0	－	4	0	0	1	0	0	－	2	0
		8m	0	0	6	0	0	－	6	0	0	6	0	0	－	6	0	0	2	0	0	－	2	0

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－５）南アルプス市の上水道被害予測結果

対象地震	断水人口（人）冬５時				断水人口（人）夏１２時				断水人口（人）冬１８時			
	直後	１日後	１週間後	１ヶ月後	直後	１日後	１週間後	１ヶ月後	直後	１日後	１週間後	１ヶ月後
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	44,663	42,885	31,078	6,230	40,912	39,284	28,468	5,706	43,169	41,451	30,039	6,021
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	678	528	173	－	621	484	159	－	655	511	168	－
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	3,599	3,123	1,352	18	3,297	2,861	1,238	17	3,479	3,019	1,307	18
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case1)	35,425	33,510	22,210	3,218	32,451	30,696	20,345	2,948	34,241	32,390	21,467	3,111
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case2)	46,915	45,143	32,998	6,688	42,975	41,352	30,227	6,126	45,346	43,633	31,895	6,464
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case3)	48,382	46,520	33,591	6,298	44,319	42,614	30,770	5,769	46,764	44,964	32,467	6,087
曽根丘陵断層帯(Case1)	39,034	37,535	28,208	7,716	35,756	34,383	25,840	7,068	37,729	36,280	27,265	7,458
曽根丘陵断層帯(Case4)	22,821	21,250	13,058	1,560	20,904	19,466	11,962	1,429	22,057	20,540	12,622	1,508
身延断層(Case1)	298	227	69	－	273	208	63	－	288	219	66	－
身延断層(Case2)	1,167	977	388	3	1,069	895	355	3	1,128	944	375	3
塩沢断層帯(Case1)	1	1	－	－	1	1	－	－	1	1	－	－
塩沢断層帯(Case 独自)	75	56	16	－	69	51	15	－	73	54	16	－
扇山断層	5	3	0	－	4	3	0	－	4	3	0	－
富士川河口断層帯	10,611	9,576	5,009	334	9,720	8,771	4,589	306	10,256	9,255	4,842	323
(参考)首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	41	34	14	0	37	31	13	0	39	33	14	0

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－６）南アルプス市の下水道被害予測結果

対象地震	機能支障人口（人）冬５時				機能支障人口（人）夏１２時				機能支障人口（人）冬１８時			
	直後	１日後	１週間後	１ヶ月後	直後	１日後	１週間後	１ヶ月後	直後	１日後	１週間後	１ヶ月後
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	383	309	122	16	351	283	111	15	371	299	117	16
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	22	13	1	1	20	12	1	1	21	13	1	1
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	117	73	10	6	107	67	9	5	113	70	9	6
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case1)	487	413	200	29	446	378	184	27	471	399	194	28
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case2)	608	526	260	33	557	482	238	30	588	508	251	32
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case3)	686	602	328	51	628	551	301	47	663	582	317	50
曽根丘陵断層帯(Case1)	293	228	80	12	268	209	74	11	283	220	78	12
曽根丘陵断層帯(Case4)	141	93	18	6	129	85	16	6	136	90	17	6
身延断層(Case1)	19	11	1	1	18	10	1	1	19	11	1	1
身延断層(Case2)	73	43	4	4	67	40	3	3	70	42	4	4
塩沢断層帯(Case1)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
塩沢断層帯(Case 独自)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
扇山断層	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
富士川河口断層帯	115	72	9	6	106	66	8	5	112	69	9	5
(参考)首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	84	50	5	4	77	46	4	4	81	49	5	4

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－７）南アルプス市のＬＰガスの被害予測結果

対象地震	漏洩被害件数（件）
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	１０
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	－
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	－
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間 Case1）	１１
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間 Case2）	１２
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間 Case3）	１３
曽根丘陵断層帯(Case1)	9
曽根丘陵断層帯(Case4)	2
身延断層(Case1)	－
身延断層(Case2)	－
塩沢断層帯(Case1)	－
塩沢断層帯(Case 独自)	－
扇山断層	－
富士川河口断層帯	0
(参考)首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	－

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－８）南アルププス市の電力被害予測結果

対象地震	停電人口（人）冬５時				停電人口（人）夏１２時				停電人口（人）冬１８時			
	直後	１日後	１週間後	１ヶ月後	直後	１日後	１週間後	１ヶ月後	直後	１日後	１週間後	１ヶ月後
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	62,189	27,999	636	－	56,966	25,647	583	－	60,109	27,062	615	－
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	6,961	282	－	－	6,376	259	－	－	6,728	273	－	－
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	20,851	1,648	2	－	19,100	1,509	2	－	20,153	1,593	2	－
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case1)	58,423	19,788	205	－	53,517	18,126	188	－	56,470	19,126	199	－
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case2)	63,104	29,633	667	－	57,805	27,144	611	－	60,994	28,642	645	－
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case3)	63,881	29,716	520	－	58,517	27,221	477	－	61,745	28,723	503	－
曽根丘陵断層帯(Case1)	58,015	26,383	1,080	－	53,143	24,168	989	－	56,075	25,501	1,043	－
曽根丘陵断層帯(Case4)	47,956	12,041	105	－	43,929	11,030	96	－	46,352	11,639	101	－
身延断層(Case1)	3,180	116	－	－	2,913	106	－	－	3,073	112	－	－
身延断層(Case2)	8,696	513	1	－	7,965	470	1	－	8,405	496	1	－
塩沢断層帯(Case1)	16	0	－	－	15	0	－	－	16	0	－	－
塩沢断層帯(Case 独自)	828	27	－	－	758	25	－	－	800	26	－	－
扇山断層	55	1	－	－	51	1	－	－	54	1	－	－
富士川河口断層帯	34,303	5,085	33	－	31,423	4,658	30	－	33,156	4,915	31	－
(参考)首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	293	18	－	－	269	17	－	－	283	18	－	－

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－９）南アルプス市の通信（固定電話）被害予測結果

対象地震	通信支障回線数（回線）冬５時				通信支障回線数（回線）夏１２時				通信支障回線数（回線）冬１８時			
	直後	１日後	１週間後	１ヶ月後	直後	１日後	１週間後	１ヶ月後	直後	１日後	１週間後	１ヶ月後
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	51,774	23,310	529	0	51,774	23,310	529	0	51,774	23,310	529	0
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	5,795	235	0	0	5,795	235	0	0	5,795	235	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	17,359	1,372	2	0	17,359	1,372	2	0	17,359	1,372	2	0
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case1)	48,640	16,474	171	0	48,640	16,474	171	0	48,640	16,474	171	0
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case2)	52,536	24,670	555	0	52,536	24,670	555	0	52,536	24,670	555	0
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case3)	53,183	24,740	433	0	53,183	24,740	433	0	53,183	24,740	433	0
曽根丘陵断層帯(Case1)	48,300	21,965	899	0	48,300	21,965	899	0	48,300	21,965	899	0
曽根丘陵断層帯(Case4)	39,925	10,025	87	0	39,925	10,025	87	0	39,925	10,025	87	0
身延断層(Case1)	2,646	97	0	0	2,646	97	0	0	2,646	97	0	0
身延断層(Case2)	7,239	427	1	0	7,239	427	1	0	7,239	427	1	0
塩沢断層帯(Case1)	14	0	0	0	14	0	0	0	14	0	0	0
塩沢断層帯(Case 独自)	689	23	0	0	689	23	0	0	689	23	0	0
扇山断層	46	1	0	0	46	1	0	0	46	1	0	0
富士川河口断層帯	28,559	4,234	27	0	28,559	4,234	27	0	28,559	4,234	27	0
(参考)首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	244	15	0	0	244	15	0	0	244	15	0	0

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－１０）南アルプス市内の携帯電話不通ランク予測結果

対象地震	携帯電話の不通ランク			
	直後	１日後	１週間後	１ケ月後
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	A	C	E	E
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	E	E	E	E
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	D	E	E	E
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case1)	A	D	E	E
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case2)	A	B	E	E
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間(Case3)	A	B	E	E
曽根丘陵断層帯(Case1)	A	C	E	E
曽根丘陵断層帯(Case4)	A	E	E	E
身延断層(Case1)	E	E	E	E
身延断層(Case2)	E	E	E	E
塩沢断層帯(Case1)	E	E	E	E
塩沢断層帯(Case 独自)	E	E	E	E
扇山断層	E	E	E	E
富士川河口断層帯	B	E	E	E
(参考)首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	E	E	E	E

（別表－１１）南アルプス市の避難者数予測結果

対象地震			１日後			１週間後			１ヶ月後		
			避難者数	うち避難所内	うち避難所外	避難者数	うち避難所内	うち避難所外	避難者数	うち避難所内	うち避難所外
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	冬5時	4m	11,829	7,097	4,732	16,641	8,321	8,321	11,829	3,549	8,280
		8m	11,982	7,189	4,793	16,756	8,378	8,378	11,982	3,595	8,387
	夏12時	4m	10,992	6,595	4,397	15,361	7,681	7,681	10,992	3,298	7,695
		8m	11,000	6,600	4,400	15,367	7,684	7,684	11,000	3,300	7,700
	冬18時	4m	11,939	7,164	4,776	16,464	8,232	8,232	11,939	3,582	8,358
		8m	12,061	7,237	4,824	16,556	8,278	8,278	12,061	3,618	8,443
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	冬5時	4m	135	81	54	145	72	72	135	41	95
		8m	135	81	54	145	72	72	135	41	95
	夏12時	4m	124	74	50	133	66	66	124	37	87
		8m	124	74	50	133	66	66	124	37	87
	冬18時	4m	131	78	52	140	70	70	131	39	92
		8m	131	78	52	140	70	70	131	39	92
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	冬5時	4m	2,014	1,208	806	2,014	1,007	1,007	2,014	604	1,410
		8m	2,014	1,208	806	2,014	1,007	1,007	2,014	604	1,410
	夏12時	4m	1,845	1,107	738	1,845	922	922	1,845	553	1,291
		8m	1,845	1,107	738	1,845	922	922	1,845	553	1,291
	冬18時	4m	1,947	1,168	779	1,947	973	973	1,947	584	1,363
		8m	1,947	1,168	779	1,947	973	973	1,947	584	1,363
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間(Case1)	冬5時	4m	6,583	3,950	2,633	10,490	5,245	5,245	6,583	1,975	4,608
		8m	6,602	3,961	2,641	10,504	5,252	5,252	6,602	1,981	4,621
	夏12時	4m	6,032	3,619	2,413	9,610	4,805	4,805	6,032	1,809	4,222
		8m	6,066	3,640	2,427	9,636	4,818	4,818	6,066	1,820	4,247
	冬18時	4m	6,686	4,012	2,674	10,381	5,191	5,191	6,686	2,006	4,680
		8m	6,820	4,092	2,728	10,482	5,241	5,241	6,820	2,046	4,774

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

対象地震			１日後			１週間後			１ヶ月後		
			避難者数	うち避難所内	うち避難所外	避難者数	うち避難所内	うち避難所外	避難者数	うち避難所内	うち避難所外
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間(Case2)	冬5時	4m	23,019	13,812	9,208	25,514	12,757	12,757	23,019	6,906	16,114
		8m	23,172	13,903	9,269	25,628	12,814	12,814	23,172	6,952	16,220
	夏12時	4m	21,042	12,625	8,417	23,338	11,669	11,669	21,042	6,313	14,729
		8m	21,082	12,649	8,433	23,368	11,684	11,684	21,082	6,324	14,757
	冬18時	4m	22,193	13,316	8,877	24,618	12,309	12,309	22,193	6,658	15,535
		8m	22,219	13,331	8,888	24,638	12,319	12,319	22,219	6,666	15,553
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間(Case3)	冬5時	4m	9,473	5,684	3,789	15,503	7,751	7,751	9,473	2,842	6,631
		8m	9,531	5,719	3,812	15,546	7,773	7,773	9,531	2,859	6,672
	夏12時	4m	8,524	5,114	3,409	14,085	7,043	7,043	8,524	2,557	5,967
		8m	8,524	5,114	3,409	14,085	7,043	7,043	8,524	2,557	5,967
	冬18時	4m	9,859	5,916	3,944	15,511	7,756	7,756	9,859	2,958	6,902
		8m	10,115	6,069	4,046	15,703	7,852	7,852	10,115	3,035	7,081
曽根丘陵断層帯(Case1)	冬5時	4m	14,703	8,822	5,881	18,080	9,040	9,040	14,703	4,411	10,292
		8m	14,705	8,823	5,882	18,080	9,040	9,040	14,705	4,411	10,293
	夏12時	4m	13,754	8,252	5,501	16,775	8,388	8,388	13,754	4,126	9,627
		8m	13,803	8,282	5,521	16,812	8,406	8,406	13,803	4,141	9,662
	冬18時	4m	15,210	9,126	6,084	18,224	9,112	9,112	15,210	4,563	10,647
		8m	15,537	9,322	6,215	18,469	9,234	9,234	15,537	4,661	10,876
曽根丘陵断層帯(Case4)	冬5時	4m	5,096	3,057	2,038	7,086	3,543	3,543	5,096	1,529	3,567
		8m	5.096	3,057	2,038	7,086	3,543	3,543	5,096	1,529	3,567
	夏12時	4m	4,668	2,801	1,867	6,491	3,246	3,246	4,668	1,400	3,267
		8m	4,712	2,827	1,885	6,524	3,262	3,262	4,712	1,414	3,298
	冬18時	4m	5,323	3,194	2,129	7,148	3,574	3,574	5,323	1,597	3,726
		8m	5,719	3,432	2,288	7,445	3,722	3,722	5,719	1,716	4,003

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

対象地震			1日後			1週間後			1ヶ月後		
			避難者数	うち避難所内	うち避難所外	避難者数	うち避難所内	うち避難所外	避難者数	うち避難所内	うち避難所外
身延断層（Case1）	冬5時	4m	32	19	13	41	20	20	32	9	22
		8m	32	19	13	41	20	20	32	9	22
	夏12時	4m	29	17	12	37	19	19	29	9	20
		8m	29	17	12	37	19	19	29	9	20
	冬18時	4m	31	18	12	40	20	20	31	9	21
		8m	31	18	12	40	20	20	31	9	21
身延断層（Case2）	冬5時	4m	91	54	36	165	83	83	91	27	63
		8m	91	54	36	165	83	83	91	27	63
	夏12時	4m	83	50	33	151	76	76	83	25	58
		8m	83	50	33	151	76	76	83	25	58
	冬18時	4m	88	53	35	160	80	80	88	26	61
		8m	88	53	35	160	80	80	88	26	61
塩沢断層帯（Case1）	冬5時	4m	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		8m	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	夏12時	4m	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		8m	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	冬18時	4m	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		8m	－	－	－	－	－	－	－	－	－
塩沢断層帯（Case 独自）	冬5時	4m	5	3	2	8	4	4	5	1	3
		8m	5	3	2	8	4	4	5	1	3
	夏12時	4m	5	3	2	7	4	4	5	1	3
		8m	5	3	2	7	4	4	5	1	3
	冬18時	4m	5	3	2	7	4	4	5	1	3
		8m	5	3	2	7	4	4	5	1	3

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

対象地震			１日後			１週間後			１ヶ月後		
			避難者数	うち避難所内	うち避難所外	避難者数	うち避難所内	うち避難所外	避難者数	うち避難所内	うち避難所外
扇山断層	冬 5時	4m	－	－	－	0	0	0	－	－	－
		8m	－	－	－	0	0	0	－	－	－
	夏 12時	4m	－	－	－	0	0	0	－	－	－
		8m	－	－	－	0	0	0	－	－	－
	冬 18時	4m	－	－	－	0	0	0	－	－	－
		8m	－	－	－	0	0	0	－	－	－
富士川河口断層帯	冬 5時	4m	1,833	1,100	733	2,627	1,314	1,314	1,833	550	1,283
		8m	1,833	1,100	733	2,627	1,314	1,314	1,833	550	1,283
	夏 12時	4m	1,679	1,007	672	2,406	1,203	1,203	1,679	504	1,175
		8m	1,679	1,007	672	2,406	1,203	1,203	1,679	504	1,175
	冬 18時	4m	1,772	1,063	709	2,539	1,270	1,270	1,772	531	1,240
		8m	1,772	1,063	709	2,539	1,270	1,270	1,772	531	1,240
（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	冬 5時	4m	838	503	335	838	419	419	838	251	587
		8m	944	566	378	944	472	472	944	283	661
	夏 12時	4m	549	329	220	549	275	275	549	165	384
		8m	869	522	348	869	435	435	869	261	608
	冬 18時	4m	486	291	194	486	243	243	486	146	340
		8m	620	372	248	620	310	310	620	186	434

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－１２）南アルプス市の備蓄物資需要量予測結果

対象地震	飲料水（リットル）			食料（食）			育児用粉ミルク（グラム）		
	１日後	１週間後	１ケ月後	１日後	１週間後	１ケ月後	１日後	１週間後	１ケ月後
南海トラフ地震巨大地震（東側ケース）	124,000	90,000	18,000	36,000	50,000	36,000	12,000	17,000	12,000
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	1,500	500	－	390	420	390	130	140	130
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	8,600	3,700	50	5,500	5,500	5,500	1,900	1,900	1,900
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	97,000	64,000	9,300	20,000	31,000	20,000	7,000	11,000	7,000
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	131,000	96,000	19,000	63,000	70,000	63,000	22,000	24,000	22,000
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	135,000	97,000	18,000	30,000	47,000	30,000	10,000	16,000	10,000
曽根丘陵断層帯（Case1）	109,000	82,000	22,000	47,000	55,000	47,000	16,000	19,000	16,000
曽根丘陵断層帯（Case4）	62,000	38,000	4,500	17,000	22,000	17,000	5,900	7,700	5,900
身延断層（Case1）	660	200	－	90	120	90	30	40	30
身延断層（Case2）	2,900	1,200	10	270	500	270	90	170	90
塩沢断層（Case1）	0	－	－	－	－	－	－	－	－
塩沢断層（Case 独自）	150	40	－	10	20	10	0	10	0
扇山断層	10	0	－	－	0	－	－	0	－
富士川河口断層帯	28,000	15,000	970	5,300	7,600	5,300	1,800	2,600	1,800
（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	100	40	0	1,900	1,900	1,900	640	640	640

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「1000 未満」は一の位を四捨五入、「1000 以上１万未満は十の位を四捨五入、「１万以上」は百の位を四捨五入

対象地震	毛布（枚）			携帯・簡易トイレ（回）			乳児・小児用オムツ（枚）		
	１日後	１週間後	１ケ月後	１日後	１週間後	１ケ月後	１日後	１週間後	１ケ月後
南海トラフ地震巨大地震（東側ケース）	14,000	17,000	7,200	36,000	36,000	5,300	2,100	2,900	2,100
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	160	140	80	0	0	－	20	20	20
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	2,200	1,800	1,100	400	170	0	330	330	330
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	8,200	10,000	4,100	16,000	16,000	15,000	1,200	1,900	1,200
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	25,000	23,000	13,000	67,000	54,000	9,900	3,700	4,100	3,700
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	12,000	16,000	6,100	33,000	37,000	4,500	1,800	2,800	1,800
曽根丘陵断層帯（Case1）	19,000	18,000	9,300	41,000	36,000	8,400	2,800	3,300	2,800
曽根丘陵断層帯（Case4）	6,900	7,400	3,400	8,500	6,800	620	1,000	1,300	1,000
身延断層（Case1）	40	40	20	0	0	－	10	10	10
身延断層（Case2）	110	170	50	10	0	0	20	30	20
塩沢断層（Case1）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
塩沢断層（Case 独自）	10	10	0	0	0	－	0	0	0
扇山断層	－	0	－	－	0	－	－	0	－
富士川河口断層帯	2,100	2,500	1,100	1,200	890	40	310	450	310
（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	740	620	370	0	0	0	110	110	110

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「1000 未満」は一の位を四捨五入、「1000 以上１万未満は十の位を四捨五入、「１万以上」は百の位を四捨五入

対象地震	大人用おむつ（枚）			生理用品（枚）		
	１日後	１週間後	１ケ月後	１日後	１週間後	１ケ月後
南海トラフ地震巨大地震（東側ケース）	480	660	480	2,800	3,900	2,800
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	10	10	10	30	30	30
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	70	70	70	430	430	430
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	270	420	270	1,600	2,500	1,600
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	840	930	840	4,900	5,500	4,900
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	400	630	400	2,400	3,700	2,400
曽根丘陵断層帯（Case1）	620	740	620	3,600	4,300	3,600
曽根丘陵断層帯（Case4）	230	300	230	1,300	1,700	1,300
身延断層（Case1）	0	0	0	10	10	10
身延断層（Case2）	0	10	0	20	40	20
塩沢断層（Case1）	－	－	－	－	－	－
塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0	0	0
扇山断層	－	0	－	－	0	－
富士川河口断層帯	70	100	70	410	590	410
（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	20	20	20	150	150	150

(数値の表示方法)：「－」は該当なし、「1000 未満」は一の位を四捨五入、「1000 以上１万未満は十の位を四捨五入、「１万以上」は百の位を四捨五入

（別表－１３）医療機能支障予測結果（山梨県内全体）

対象地震	転院患者数	医療対応力不足数（入院）	医療対応力不足数（外来）
南海トラフ地震巨大地震（東側ケース）	４９０	３，７００	２０，０００
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	４０	３，０００	１６０
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	１００	３，１００	６，２００
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	３１０	３，４００	６，８００
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	６７０	４，０００	２６，０００
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	４３０	３，６００	１２，０００
曽根丘陵断層帯（Case1）	１，１００	４，８００	３１，０００
曽根丘陵断層帯（Case4）	８７０	４，３００	２８，０００
身延断層（Case1）	０	２，９００	－
身延断層（Case2）	０	２，９００	－
塩沢断層（Case1）	１０	２，９００	－
塩沢断層（Case 独自）	２０	２，９００	２０
扇山断層	５０	２，９００	－
富士川河口断層帯	１６０	３，２００	８，０００
（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	１８０	３，２００	１５０

(数値の表示方法)：「－」は該当なし、「1000 未満」は一の位を四捨五入、「1000 以上１万未満は十の位を四捨五入、「１万以上」は百の位を四捨五入

（別表－１４）南アルプス市の応急住宅需要量予測結果

対象地震	応急住宅必要個数（戸）	供給可能戸数（戸）	応急住宅不足戸数（戸）
南海トラフ地震巨大地震（東側ケース）	１，４００	１，３００	１２０
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	１０	１，３００	－
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	２１０	１，３００	－
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	７８０	１，３００	－
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	２，４００	１，３００	１，２００
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	１，２００	１，３００	－
曽根丘陵断層帯（Case1）	１，８００	１，３００	５２０
曽根丘陵断層帯（Case4）	６５０	１，３００	－
身延断層（Case1）	０	１，３００	－
身延断層（Case2）	１０	１，３００	－
塩沢断層（Case1）	－	１，３００	－
塩沢断層（Case 独自）	０	１，３００	－
扇山断層	－	１，３００	－
富士川河口断層帯	２００	１，３００	－
（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	７０	１，３００	－

（数値の表示方法）：「－」は該当なし、「1000 未満」は一の位を四捨五入、「1000 以上１万未満は十の位を四捨五入、「１万以上」は百の位を四捨五入

（別表－１５）南アルプス市内の空き家建物被害予測結果

ケース	対象地震	風速４ｍ			風速８ｍ		
		全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬５時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	1,065	13	1,157	1,065	31	1,157
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	7	－	55	7	－	55
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	154	－	425	154	－	425
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	566	－	891	566	2	891
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	2,172	32	1,431	2,172	50	1,431
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	824	23	1,056	824	30	1,056
	曽根丘陵断層帯（Case1）	1,373	3	1,145	1,373	3	1,145
	曽根丘陵断層帯（Case4）	436	－	709	436	－	709
	身延断層（Case1）	2	－	12	2	－	12
	身延断層（Case2）	5	－	34	5	－	34
	塩沢断層（Case1）	－	－	－	－	－	－
	塩沢断層（Case 独自）	0	－	2	0	－	2
	扇山断層	－	－	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	141	－	374	141	－	374
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	18	60	126	18	73	126

ケース	対象地震	風速４ｍ			風速８ｍ		
		全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
夏12時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	1,065	33	1,157	1,065	34	1,157
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	7	－	55	7	－	55
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	154	－	425	154	－	425
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	566	0	891	566	5	891
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	2,172	26	1,431	2,172	31	1,431
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	824	3	1,056	824	3	1,056
	曽根丘陵断層帯（Case1）	1,373	40	1,145	1,373	46	1,145
	曽根丘陵断層帯（Case4）	436	－	709	436	6	709
	身延断層（Case1）	2	－	12	2	－	12
	身延断層（Case2）	5	－	34	5	－	34
	塩沢断層（Case1）	－	－	－	－	－	－
	塩沢断層（Case 独自）	0	－	2	0	－	2
	扇山断層	－	－	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	141	－	374	141	－	374
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	18	32	126	18	74	126
冬18時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	1,065	75	1,157	1,065	90	1,157
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	7	－	55	7	－	55
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	154	－	425	154	－	425
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	566	40	891	566	56	891
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	2,172	25	1,431	2,172	28	1,431
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	824	110	1,056	824	142	1,056
	曽根丘陵断層帯（Case1）	1,373	126	1,145	1,373	166	1,145
	曽根丘陵断層帯（Case4）	436	49	709	436	98	709
	身延断層（Case1）	2	－	12	2	－	12
	身延断層（Case2）	5	－	34	5	－	34
	塩沢断層（Case1）	－	－	－	－	－	－
	塩沢断層（Case 独自）	0	－	2	0	－	2
	扇山断層	－	－	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	141	－	374	141	－	374
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	18	20	126	18	37	126

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－１６）南アルプス市の別荘建物被害予測結果

ケース	対象地震	風速４ｍ			風速８ｍ		
		全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬5時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	21	0	23	21	1	23
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	－	1	0	－	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	3	－	8	3	－	8
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	11	－	18	11	0	18
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	43	1	29	43	1	29
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	16	0	21	16	1	21
	曽根丘陵断層帯（Case1）	27	0	23	27	0	23
	曽根丘陵断層帯（Case4）	9	－	14	9	－	14
	身延断層（Case1）	0	－	0	0	－	0
	身延断層（Case2）	0	－	1	0	－	1
	塩沢断層（Case1）	－	－	－	－	－	－
	塩沢断層（Case 独自）	0	－	0	0	－	0
	扇山断層	－	－	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	3	－	7	3	－	7
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	0	1	3	0	1	3
夏12時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	21	1	23	21	1	23
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	－	1	0	－	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	3	－	8	3	－	8
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	11	0	18	11	0	18
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	43	1	29	43	1	29
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	16	0	21	16	0	21
	曽根丘陵断層帯（Case1）	27	1	23	27	1	23
	曽根丘陵断層帯（Case4）	9	－	14	9	0	14
	身延断層（Case1）	0	－	0	0	－	0
	身延断層（Case2）	0	－	1	0	－	1
	塩沢断層（Case1）	－	－	－	－	－	－
	塩沢断層（Case 独自）	0	－	0	0	－	0
	扇山断層	－	－	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	3	－	7	3	－	7
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	0	1	3	0	1	3
冬18時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	21	2	23	21	2	23
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	－	1	0	－	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	3	－	8	3	－	8
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	11	1	18	11	1	18
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	43	0	29	43	1	29
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	16	2	21	16	3	21
	曽根丘陵断層帯（Case1）	27	3	23	27	3	23
	曽根丘陵断層帯（Case4）	9	1	14	9	2	14
	身延断層（Case1）	0	－	0	0	－	0
	身延断層（Case2）	0	－	1	0	－	1
	塩沢断層（Case1）	－	－	－	－	－	－
	塩沢断層（Case 独自）	0	－	0	0	－	0
	扇山断層	－	－	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	3	－	7	3	－	7
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	0	0	3	0	1	3

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－１７）南アルプス市の別荘人的被害予測結果

ケース	対象地震	風速４ｍ			風速８ｍ		
		死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者
冬5時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2	10	3	2	10	3
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	0	0	0	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	0	2	0	0	2	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	1	6	1	1	6	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	3	16	6	3	16	6
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	1	8	2	1	8	2
	曽根丘陵断層帯（Case1）	2	11	4	2	11	4
	曽根丘陵断層帯（Case4）	1	5	1	1	5	1
	身延断層（Case1）	0	0	0	0	0	0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0	0	0
	塩沢断層（Case1）	0	0	0	0	0	0
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0	0	0
	扇山断層	0	0	0	0	0	0
	富士川河口断層帯	0	2	0	0	2	0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	0	0	0	0	0	0
夏12時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2	9	2	2	9	2
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	0	0	0	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	0	2	0	0	2	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	1	5	1	1	5	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	3	15	5	3	15	5
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	1	7	2	1	7	2
	曽根丘陵断層帯（Case1）	2	10	3	2	10	3
	曽根丘陵断層帯（Case4）	1	4	1	1	4	1
	身延断層（Case1）	0	0	0	0	0	0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0	0	0
	塩沢断層（Case1）	0	0	0	0	0	0
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0	0	0
	扇山断層	0	0	0	0	0	0
	富士川河口断層帯	0	2	0	0	2	0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	0	0	0	0	0	0
冬18時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2	8	2	2	8	2
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	0	0	0	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	0	2	0	0	2	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	1	5	1	1	5	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	3	14	5	3	14	5
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	1	7	2	1	7	2
	曽根丘陵断層帯（Case1）	2	10	3	2	10	3
	曽根丘陵断層帯（Case4）	1	4	1	1	4	1
	身延断層（Case1）	0	0	0	0	0	0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0	0	0
	塩沢断層（Case1）	0	0	0	0	0	0
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0	0	0
	扇山断層	0	0	0	0	0	0
	富士川河口断層帯	0	2	0	0	2	0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	0	0	0	0	0	0

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－１８）南アルプス市の災害関連死予測結果（建物全壊棟数との比率による予測）

ケース	対象地震	災害関連死者数（人）			
		風速４ｍ		風速８ｍ	
		災害関連死者比率0.9%	災害関連死者比率2.3%	災害関連死者比率0.9%	災害関連死者比率2.3%
冬5時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	65	157	66	170
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	1	0	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	9	24	9	24
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	34	88	34	88
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	134	341	135	344
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	51	131	52	132
	曽根丘陵断層帯（Case1）	83	213	83	213
	曽根丘陵断層帯（Case4）	26	67	26	67
	身延断層（Case1）	0	0	0	0
	身延断層（Case2）	0	1	0	1
	塩沢断層（Case1）	－	－	－	－
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0
	扇山断層	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	9	22	9	22
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	5	12	6	14
夏12時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	67	170	67	170
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	1	0	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	9	24	9	24
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	34	88	35	88
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	133	340	133	341
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	50	128	50	128
	曽根丘陵断層帯（Case1）	86	219	86	220
	曽根丘陵断層帯（Case4）	26	67	27	68
	身延断層（Case1）	0	0	0	0
	身延断層（Case2）	0	1	0	1
	塩沢断層（Case1）	－	－	－	－
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0
	扇山断層	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	9	22	9	22
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	3	8	6	14
冬18時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	69	176	70	179
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	1	0	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	9	24	9	24
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	37	94	38	96
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	133	340	133	341
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	57	145	59	150
	曽根丘陵断層帯（Case1）	91	232	93	238
	曽根丘陵断層帯（Case4）	29	75	32	83
	身延断層（Case1）	0	0	0	0
	身延断層（Case2）	0	1	0	1
	塩沢断層（Case1）	－	－	－	
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0
	扇山断層	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	9	22	9	22
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	2	6	3	9

南アルプス市の災害関連死予測結果（直接死者数との比率による予測）

ケース	対象地震	災害関連死者数（人）			
		風速４ｍ		風速８ｍ	
		災害関連死者比率15.76%	災害関連死者比率16.76%	災害関連死者比率15.76%	災害関連死者比率16.76%
冬5時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	63	66	63	67
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	0	0	0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	10	10	10	10
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	34	36	34	36
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	119	127	120	127
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	50	53	50	53
	曽根丘陵断層帯（Case1）	74	79	74	70
	曽根丘陵断層帯（Case4）	26	28	26	28
	身延断層（Case1）	0	0	0	0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0
	塩沢断層（Case1）	0	0	0	0
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0
	扇山断層	0	0	0	0
	富士川河口断層帯	8	9	8	9
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	1	2	2	2
夏12時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	55	58	55	58
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	0	0	0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	8	9	8	9
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	29	31	30	31
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	103	109	103	110
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	43	45	43	45
	曽根丘陵断層帯（Case1）	65	69	65	69
	曽根丘陵断層帯（Case4）	22	24	22	24
	身延断層（Case1）	0	0	0	0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0
	塩沢断層（Case1）	0	0	0	0
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0
	扇山断層	0	0	0	0
	富士川河口断層帯	7	8	7	8
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	1	1	2	2
冬18時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	57	61	58	62
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	0	0	0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	8	9	8	9
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	31	33	32	34
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	105	112	105	112
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	47	50	48	51
	曽根丘陵断層帯（Case1）	70	75	72	76
	曽根丘陵断層帯（Case4）	24	26	26	27
	身延断層（Case1）	0	0	0	0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0
	塩沢断層（Case1）	0	0	0	0
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0
	扇山断層	0	0	0	0
	富士川河口断層帯	7	8	7	8
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	1	1	1	1

南アルプス市の災害関連死予測結果（避難者数との比率による予測）

ケース	対象地震	災害関連死者数（人）			
		風速４ｍ		風速８ｍ	
		災害関連死者比率0.07%	災害関連死者比率0.98%	災害関連死者比率0.07%	災害関連死者比率0.98%
冬5時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	11	163	11	164
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	1	0	1
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	1	20	1	20
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	7	103	7	103
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	17	250	17	251
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	11	152	11	152
	曽根丘陵断層帯（Case1）	12	177	12	177
	曽根丘陵断層帯（Case4）	5	69	5	69
	身延断層（Case1）	0	0	0	0
	身延断層（Case2）	0	2	0	2
	塩沢断層（Case1）	―	―	―	―
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0
	扇山断層	0	0	0	0
	富士川河口断層帯	2	26	2	26
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	1	8	1	9
夏12時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	10	150	10	150
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	1	0	1
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	1	18	1	18
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	7	94	7	94
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	16	228	16	229
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	10	138	10	138
	曽根丘陵断層帯（Case1）	11	164	11	164
	曽根丘陵断層帯（Case4）	4	64	4	64
	身延断層（Case1）	0	0	0	0
	身延断層（Case2）	0	1	0	1
	塩沢断層（Case1）	―	―	―	―
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0
	扇山断層	0	0	0	0
	富士川河口断層帯	2	24	2	24
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	0	5	1	9
冬18時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	11	161	11	162
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	1	0	1
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	1	19	1	19
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	7	102	7	103
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	17	241	17	241
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	11	152	11	154
	曽根丘陵断層帯（Case1）	12	178	13	181
	曽根丘陵断層帯（Case4）	5	70	5	73
	身延断層（Case1）	0	0	0	0
	身延断層（Case2）	0	2	0	2
	塩沢断層（Case1）	―	―	―	―
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0
	扇山断層	0	0	0	0
	富士川河口断層帯	2	25	2	25
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	0	5	0	6

（別表－１９）南アルプス市内の災害廃棄物予測結果

ケース	対象地震	風速４ｍ			風速８ｍ		
		揺れ・液状化による災害廃棄物(t)	火災による災害廃棄物(t)	合計（t）	揺れ・液状化による災害廃棄物(t)	火災による災害廃棄物(t)	合計（t）
冬5時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	981,010	9,553	990,564	981,010	22,157	1,003,168
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	13,728	－	13,728	13,728	－	13,728
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	176,486	－	176,486	176,486	－	176,486
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	557,931	－	557,931	557,931	1,255	559,186
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	1,886,186	24,276	1,910,462	1,886,186	38,396	1,924,582
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	778,884	13,738	792,622	778,884	17,902	796,786
	曽根丘陵断層帯（Case1）	1,237,875	1,820	1,239,694	1,237,875	1,894	1,239,768
	曽根丘陵断層帯（Case4）	434,534	－	434,534	434,534	－	434,534
	身延断層（Case1）	3,209	－	3,209	3,209	－	3,209
	身延断層（Case2）	8,866	－	8,866	8,866	－	8,866
	塩沢断層（Case1）	－	－	－	－	－	－
	塩沢断層（Case 独自）	537	－	537	537	－	537
	扇山断層	－	－	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	161,157	－	161,157	161,157	－	161,157
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	32,775	32,805	65,579	32,775	39,433	72,208
夏12時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	981,010	20,803	1,001,813	981,010	21,464	1,002,475
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	13,728	－	13,728	13,728	－	13,728
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	176,486	－	176,486	176,486	－	176,486
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	557,931	78	558,009	557,931	2,958	560,889
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	1,886,186	1,933	1,905,520	1,886,186	23,056	1,909,242
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	778,884	1,952	780,836	778,884	1,952	780,836
	曽根丘陵断層帯（Case1）	1,237,875	26,275	1,264,150	1,237,875	30,391	1,268,266
	曽根丘陵断層帯（Case4）	434,534	－	434,534	434,534	3,216	437,750
	身延断層（Case1）	3,209	－	3,209	3,209	－	3,209
	身延断層（Case2）	8,866	－	8,866	8,866	－	8,866
	塩沢断層（Case1）	－	－	－	－	－	－
	塩沢断層（Case 独自）	537	－	537	537	－	537
	扇山断層	－	－	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	161,157	－	161,157	161,157	－	161,157
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	32,775	15,645	48,419	32,775	38,613	71,388

ケース	対象地震	風速４ｍ			風速８ｍ		
		揺れ・液状化による災害廃棄物(t)	火災による災害廃棄物(t)	合計（t）	揺れ・液状化による災害廃棄物(t)	火災による災害廃棄物(t)	合計（t）
冬18時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	981,010	49,675	1,030,685	981,010	59,190	1,040,201
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	13,728	－	13,728	13,728	－	13,728
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	176,486	－	176,486	176,486	－	176,486
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	557,931	22,204	580,135	557,931	31,129	589.060
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	1,886,186	17,464	1,903,651	1,886,186	19,948	1,906,134
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	778,884	65,114	843,997	778,884	83,304	862,188
	曽根丘陵断層帯（Case1）	1,237,875	79,880	1,317,754	1,237,875	104,777	1,342,652
	曽根丘陵断層帯（Case4）	434,534	27,331	461,865	434,534	54,463	488,998
	身延断層（Case1）	3,209	－	3,209	3,209	－	3,209
	身延断層（Case2）	8,866	－	8,866	8,866	－	8,866
	塩沢断層（Case1）	－	－	－	－	－	－
	塩沢断層（Case 独自）	537	－	537	537	－	537
	扇山断層	－	－	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	161,157	－	161,157	161,157	－	161,157
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	32,775	10,318	43,093	32,775	18,258	51,033

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－２０）南アルプス市内の危険物施設被害予測結果（危険物件数 290 件）

対象地震	火災	流出	破損等
南海トラフ地震巨大地震（東側ケース）	－	０．５２	７．３３
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	－	－	－
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	－	０．００	０．００
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	－	０．４１	５．６８
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	－	０．５６	７．９８
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	－	０．５４	７．８３
曽根丘陵断層帯（Case1）	－	０．４５	６．２５
曽根丘陵断層帯（Case4）	－	０．２１	２．８５
身延断層（Case1）	－	－	－
身延断層（Case2）	－	－	－
塩沢断層（Case1）	－	０．００	０．００
塩沢断層（Case 独自）	－	０．００	０．００
扇山断層	－	０．００	０．００
富士川河口断層帯	－	０．０９	１．１９
（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	－	０．０１	０．０７

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－２１）南アルプス市内の防災上重要施設被害予測結果（重要施設総数２１施設）

対象地震	地震動					液状化	火災					
							風速４m			風速８m		
	震度５弱	震度５強	震度６弱	震度６強	震度７		冬５時	夏12時	冬18時	冬５時	夏12時	冬18時
南海トラフ地震巨大地震（東側ケース）	－	2	11	8	－	3	1	－	－	1	－	－
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	16	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	10	11	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	－	－	19	1	1	2	－	－	－	－	－	－
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	－	－	12	8	1	2	－	－	－	－	－	－
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	－	－	12	8	1	2	－	－	－	－	－	－
曽根丘陵断層帯（Case1）	1	3	11	4	2	2	－	－	－	－	－	－
曽根丘陵断層帯（Case4）	2	9	10	－	－	2	－	－	－	－	－	－
身延断層（Case1）	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
身延断層（Case2）	10	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
塩沢断層（Case1）	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
塩沢断層（Case 独自）	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
扇山断層	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
富士川河口断層帯	2	14	5	－	－	2	－	－	－	－	－	－
（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	4	15	1	－	－	2	－	－	－	－	－	－

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－２２）南アルプス市内の文化財被害予測結果（文化財総数17件）

対象地震	地震動					液状化	火災					
							風速４m			風速８m		
	震度５弱	震度５強	震度６弱	震度６強	震度７		冬５時	夏12時	冬18時	冬５時	夏12時	冬18時
南海トラフ地震巨大地震（東側ケース）	－	－	11	3	－	－	－	－	－	－	－	－
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	9	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	－	－	16	1	－	－	－	－	－	－	－	－
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	－	－	8	9	－	－	－	1	－	－	1	－
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	－	－	9	8	－	－	－	－	－	－	－	－
曽根丘陵断層帯（Case1）	－	5	6	5	1	－	－	－	－	－	－	－
曽根丘陵断層帯（Case4）	3	10	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－
身延断層（Case1）	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
身延断層（Case2）	11	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
塩沢断層（Case1）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
塩沢断層（Case 独自）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
扇山断層	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
富士川河口断層帯	5	11	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	9	7	－	－	－	－	1	－	1	1	－	1

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（別表－２３）複合災害の発生

①地震発生直後に地震以外の自然災害が発生	
地震発生直後	＜複数の自然災害の同時発生による被害の拡大＞ ≪風水害≫ ・風水害等による避難中に地震が発生した場合、避難所の倒壊や屋内落下物等により人的被害が拡大する。 ・上記とは発生順が逆となる、地震による避難中に風水害等が発生した場合も、被害が拡大する。 ・堤防や護岸、砂防ダム等が揺れ・液状化により機能低下し、台風や集中豪雨による洪水等を防ぎきれず、建物被害や死傷者が増加する。 ・地震発生時に悪天候であった場合、自宅外への避難行動が遅れ、大きな余震での建物被害による死傷者が増加する。 ・地震により弱体化していた建物が暴風により全壊するなど、大きな被害が発生する。 ≪土砂災害≫ ・激しい揺れにより崩壊、又は緩んでいた斜面や住宅造成地が、大雨により崩壊する。 ・地震と風水害が重なると、深層崩壊など、斜面や地盤の崩落が起こりやすくなり、孤立する集落が多く発生する。 ・山間部では、深層崩壊の危険性が高い地域があり、河道閉塞が発生し、上流からの水がせき止められ、せき止め湖（天然ダム）が発生し、崩壊により下流域へ水が一気に押し寄せる被害が発生する。 ≪積雪≫ ・雪崩による山間地の道路閉塞のため、孤立集落等が発生する。 ・建物の屋根等の雪の落下により、死傷者の発生や生き埋めとなった行方不明者が発生する。 ≪火山≫ ・地震により火山噴火が誘発された場合、火山周辺で避難区域が設定され、避難者数が更に増加する。 ＜応急対応の混乱＞ ≪全般≫ ・人的・物的資源や活動場所の確保等において、情報不足も加わり災害対策本部等の対応体制（地震対応か台風対応か）が混乱する。 ・災害応急対策の活動拠点や避難所等が地震による揺れで被災しなかった場合でも、風水害や火山災害等が重なれば拠点確保が困難となる。 ≪風水害≫ ・暴風・冠水等により、道路交通などの利用が制限され、被災地内での人員・車両・重機等の移動、また被災地外からの応援が困難となり救急・救助活動が遅れる。 ≪積雪≫ ・積雪のため、救急・救助活動が遅れる。 ≪火山≫ ・地震発生後に火山が噴火すると、降灰により、道路の移動困難や救助・救急、地震で発生したがれき撤去作業が困難となる。 ・悪天候や降灰により、地震で発生した膨大な数の負傷者等の車両による搬送の遅れ、ヘリコプターによる移動・搬送が困難となる。
概ね数日後～	＜繰り返し避難することによる心身の疲労・ストレス＞ ≪全般≫ ・先に発生した災害で避難した避難所の避難者や、その後に入居した仮設住宅等にいる被災者が、別の災害によって再度別の場所に避難することになると、被災者の心身の疲労、ストレスの増大、健康被害の発生につながる。 ＜長期避難指示による生活再建の遅れ＞ ≪火山≫ ・火山噴火に伴う避難指示が出された場合、終息あるいは静穏化による指示解除まで住民が戻れない等、生活再建の困難度が相乗的に増加する。
概ね１	※１年後以降も同様 ＜広域・長期間に及ぶ電力供給不足による災害応急対策、復旧活動の困難＞

か月後～	≪全般≫ ・南海トラフの巨大地震発生の場合は、関東以西の広い地域が大きな揺れに見舞われることになり、沿岸地域の火力発電所などが、揺れ・液状化等により広範囲で同時に電力供給停止する。 さらに、渇水が重なることで水力発電による電力供給量も減少し、被災地外からの電力の融通もできず停電が長期化する。
②時間差で大きな地震が発生	
最初の地震発生直後に別の地震発生	＜強い地震動が時間遅れで発生することによる建物被害・人的被害の拡大＞ ・最初の地震により脆弱化した建物が、後発の地震により倒壊する。 ・建物等の下敷きとなった要救助者が後発の地震による建物等の倒壊で圧死する。 ・新たな倒壊家屋からの出火により延焼範囲が拡大する。 ・急傾斜地、宅地造成地などで、先の地震により地盤が緩み、後発の地震により崩壊する。 ＜防災施設の脆弱化に伴う被害拡大＞ ・最初の地震により河川堤防が破損した地域では、後発の風水害等による被害が大きくなる。
最初の地震発生後概ね数日後以降に別の地震発生	＜災害応急対策時の二次災害等、活動支障の発生＞ ・救助・捜索等の活動中に、建物の倒壊、急傾斜地の崩壊によって二次災害が発生する。 ＜他地域へ応援活動時の被災（災害応急対策の体制が手薄）＞ ・二度目の地震で大きな被害が出た地域において、最初に発生した地震対応の応援活動が行われていたために、救助・救急活動や消火活動等に必要な人員・資機材等の資源が十分に確保できない。 ＜被害の広域化、被災地外への影響の波及＞ ・最初に発生した地震対応のために、全国的に物資等が調達・消費されており、救命・救急に必要な医薬品、避難生活等に必要な水・食料や生活必需品等が不足する。 ＜時間差発生に対する社会的な不安の影響＞ ・量販店から一部の食料・物資等が買い占め等により購入が困難となる。 ・燃料不足への懸念から、給油待ちの車両が長蛇の列を作る事態が発生する。 ＜復旧計画の見直し＞ ・一旦開始した復旧作業について、二度目の地震により新たな被害地域が発生する等、被害状況に応じて復旧計画の見直しをする必要が生じ、仮復旧までの時間がさらに延びることとなる。
最初の地震発生後概ね1か月後以降に別の地震発生	＜時間差発生に対する社会的な不安の影響＞ ・耐震性の確保されていない建物に対する不安等により店舗や集客施設等への来客が減少する。 ・地域外からの観光客の減少や、被災地での事業展開（企業の進出等）が控えられる等、社会的不安が増大する。 ＜復旧、復興作業中の被害の発生＞ ・鉄道や道路等の社会基盤、ライフラインの仮復旧作業中に揺れ等によって再度、これらの設備が被害を受ける。 ・再建中の施設が破壊されることにより、がれき量が更に増加し、仮置き場の確保や最終処理が困難になる。 ＜多数の支援者の被災＞ ・行政や消防・警察・自衛隊等の応援部隊や、社会基盤・ライフラインの復旧作業員、被災者支援のNPO・ボランティア等、被災地で大量の人員が日常的に活動していることが予想される。 これらの人々が、活動場所で被災し、揺れによる建物被害に巻き込まれて死傷する。 ＜社会経済機能の復旧の遅延＞ ・最初に発生した地震から仮復旧・再開していた仮設店舗、市場等が再度被災する。 ・最初に発生した地震では被害を免れていた農林畜産業が、別の災害によって被災し、地域の産業が全般的に停滞する。
最初の地震発後概ね半年～	＜復興、生活再建中の被災＞ ・応急仮設住宅（借り上げ型仮設住宅も含む）や復興住宅等での仮住まいや、再就職等の生活再建が進みつつある際に地震が発生することにより、被災者がふたたび立ち直るだけの財力・気力を保つことが困難になる。

１年後以降に別の地震発生	＜住宅用地等のオープンスペースの確保が困難＞ ・確保可能なオープンスペースに、復興住宅や応急仮設住宅、及びがれきの仮置き場等が既に立ち上がっており、二度目の地震による被災時に活用可能なオープンスペースが不足する。

（別表－２４）発災後の治安について被害の様相

【避難エリアにおける空き巣等の発生】
・店員等が避難して不在となった店舗で物品の盗難等の被害が発生する。
・住民が避難して不在となった住宅への空き巣被害等が発生する。
・工場や港湾等において、自動車等の製品や、燃料・資材等の盗難被害が発生する。
【避難所等における盗難】
・避難所等において、配給された救援物資、避難所施設の物品、避難者の持ち込んだ金品等の盗難が発生する。
【暴行・傷害行為の発生】
・物資が不足している避難所や、生活環境が劣悪な避難所等において、避難者同士または避難者と支援者（行政職員やボランティア等）の暴力事件が発生する。
・セクシャルハラスメント等のハラスメントや、弱者への差別行為が発生する。
【悪質商法や義援金詐欺等の発生】
・比較的被害の軽微だった地域を中心に、「時間差発生」等の説明を悪用して、家屋等の点検作業を働きかける悪質商法が発生する。
・義援金詐欺による被害が被災地外で発生する。
【デマ等の発生】
・時間差によって数日後に更に大きな被害が発生するなど、不安を煽るデマ情報が発生し、被災者の混乱、疲労につながる。
・工業地帯の火災や爆発等に関するデマ情報が発生する。
・製造業・加工業が被災することで、全国的な物資の枯渇を示唆するデマ情報が発生する。
・信憑性のない段階で、富士山の噴火や、大きな地震発生に関するデマ情報が発生する。

（別表－２５）直接経済被害予測測結果（山梨県全体）

対象地震	建物				ライフライン					交通施設		その他	合計（億円）
	建物躯体	家財（住宅）	その他の償却資産（非住家）	在庫資産（非住家）	上水道	下水道	電力	通信	都市ガス	道路	鉄道	廃棄物	
南海トラフ地震巨大地震（東側ケース）	22,000	5,600	720	300	80	180	7,600	2,500	50	20	90	2,100	41,000
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	2,100	550	70	40	10	60	2,400	800	―	10	30	200	6,300
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	7,700	1,900	270	130	10	50	2,300	780	―	10	30	670	14,000
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case１）	9,700	2,500	340	170	30	80	5,000	1,600	10	10	50	810	20,000
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	26,000	6,800	750	360	40	90	5,400	1,800	30	10	60	2,600	44,000
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	12,000	3,300	400	190	49	70	5,500	1,800	10	10	50	1,100	25,000
曽根丘陵断層帯（Case1）	33,000	8,700	870	420	70	150	7,200	2,300	50	20	70	3,600	57,000
曽根丘陵断層帯（Case4）	26,000	6,800	730	350	60	160	6,800	2,200	50	20	70	2,600	46,000
身延断層（Case1）	230	50	10	10	0	10	420	150	―	0	10	30	930
身延断層（Case2）	310	80	10	10	0	10	650	220	―	0	10	40	1,300
塩沢断層（Case1）	970	190	20	10	10	80	1,100	370	―	0	10	150	2,900
塩沢断層（Case 独自）	1,200	300	30	10	10	90	1,400	490	―	0	10	160	3,800
扇山断層	1,100	280	40	20	10	80	1,600	550	―	10	30	110	3,800
富士川河口断層帯	9,900	2,700	320	150	20	80	3,600	1,200	―	10	40	890	19,000
（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	9,400	2,100	270	130	20	240	2,200	800	30	20	70	720	16,000

（別表－２６）間接経済被害結果（山梨県内）

対象地震	被災前		被災後		GPP 低減額（億円／年）
	就業人口（人）	資本ストック（億円）	就業人口（人）	資本ストック（円）	
南海トラフ地震巨大地震（東側ケース）	400,625	85,970	397,999	76,457	4,879
首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	400,625	85,970	400,441	84,927	535
曽根丘陵断層帯（Case1）	400,625	85,970	396,653	74,468	5,933

（別表－２７）帰宅困難者数予測結果

市町村	帰宅困難者					
	県内市町村間の通勤・通学者			県外からの通勤・通学者		
	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計
甲府市	4,673	301	4,974	2,310	941	3,251
富士吉田市	1,443	193	1,636	383	197	580
都留市	1,318	172	1,490	347	302	649
山梨市	1,703	235	1,937	145	32	177
大月市	1,125	198	1,323	381	54	435
韮崎市	1,600	211	1,811	262	7	269
南アルプス市	3,501	498	3,999	369	14	383
北杜市	1,351	272	1,623	968	217	1,186
甲斐市	3,487	374	3,861	207	64	271
笛吹市	2,849	396	3,245	343	5	348
上野原市	379	178	556	851	895	1,747
甲州市	1,599	297	1,896	115	31	146
中央市	1,548	208	1,756	206	94	300
市川三郷町	850	130	979	98	－	98
早川町	36	12	47	15	－	15
身延町	723	98	821	278	18	296
南部町	350	86	436	224	－	224
富士川町	940	129	1,068	45	－	45
昭和町	798	83	880	263	4	267
道志村	95	19	114	12	－	12
西桂町	276	30	306	9	－	9
忍野村	234	44	278	234	－	234
山中湖村	181	36	217	129	－	129
鳴沢村	140	27	167	45	－	45
富士河口湖町	885	132	1,018	254	52	306
小菅村	8	3	11	29	－	29
丹波山村	6	3	8	13	－	13
合計	32,096	4,363	36,495	8,537	2,929	11,465

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

１２　被害想定に対しての防災施策・効果の検討

（１）概要

防災施策効果の推定については、各種被害の想定結果を踏まえ、対策を講じることによって期待される防災施策効果（想定被害をどの程度低減できるか）について、可能な限り定量的に評価するものとした。

なお、データは山梨県内全体を示す。

（２）建物耐震化による建物・人的被害の施策効果

建物耐震化率（令和２年末の山梨県の住宅の耐震化率：８７．３％（住宅戸数）、令和７年目標値は９５％（住宅戸数）を９５％・１００％（いずれも建物棟数での割合）にした場合の建物被害の低減と、それに伴う人的被害の低減を評価した。

ここでは、防災施策効果の目標値は非住家を含めた全建物を対象としていることから、建物耐震化率を住宅ではなく建物棟数の割合で想定した。

なお、新耐震基準（1981 年以降の建物を建てる際の基準）を満たしている建物は、震度６強から７の大地震であっても倒壊・崩壊するおそれがないことと定められている。そのため、本想定では、新耐震基準の建物では人命にかわるような致命的な破壊には至らず、例え被害を受けたとしても時間的猶予などがあることから、死者は発生しないとみなしている。

揺れによる建物被害（全壊棟数）と人的被害（死者数）の低減効果は以下のとおりである。

耐震化率向上による揺れによる建物被害（全壊棟数）の低減効果（山梨県内全体）

対象地震	揺れによる全壊棟数（棟）			施策効果（棟）		施策効果（%）	
	現況	耐震化率95%	耐震化率100%	耐震化率95%	耐震化率100%	耐震化率95%	耐震化率100%
南海トラフ巨大地震（東側ケース）	52,542	11,506	8,061	−41,035	−44,480	−78.1	−84.7
首都直下地震M７（立川市直下）	3,235	398	213	−2,837	−3,022	−87.7	−93.4
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	18,490	2,733	1,694	−15,757	−16,796	−85.2	−90.8
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	21,168	3,473	2,095	−17,694	−19,073	−83.6	−90.1
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	66,746	20,314	16,465	−46,432	−50,281	−69.6	−75.3
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	25,892	4,301	2,534	−21,591	−23,357	−83.4	−90.2
曽根丘陵断層帯（Case1）	79,643	31,612	28,519	−48,031	−51,125	−60.3	−64.2
曽根丘陵断層帯（Case4）	60,295	20,852	18,009	−39,444	−42,286	−65.4	−70.1
身延断層（Case1）	120	5	2	−115	−118	−95.7	−98.1
身延断層（Case2）	176	7	2	−169	−174	−96.3	−98.7
塩沢断層（Case1）	1,947	828	709	−1,119	−1,238	−57.5	−63.6
塩沢断層（Case 独自）	2,100	751	613	−1,348	−1,487	−64.2	−70.8
扇山断層	1,808	228	124	−1,580	−1,684	−87.4	−93.1
富士川河口断層帯	21,263	4,276	2,799	−16,987	−18,464	−79.9	−86.8
（参考）首都直下地震M８（相模トラフ）	13,659	2,616	1,840	−11,044	−11,813	−80.8	−86.5

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

耐震化率向上による揺れによる人的被害（死者数）の低減効果（山梨県内全体）

ケース	対象地震	揺れによる死者数（人）			施策効果（人）		施策効果（%）	
		現況	耐震化率95%	耐震化率100%	耐震化率95%	耐震化率100%	耐震化率95%	耐震化率100%
冬5時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2,887	182	—	-2,705	-2,887	-93.7	-100.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	197	10	—	-197	-197	-95.1	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	1,084	50	—	-1,034	-1,084	-95.4	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case1）	1,220	65	—	-1,155	-1,220	-94.7	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	3,337	233	—	-3,104	-3,337	-93.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case3）	1,492	84	—	-1,408	-1,492	-94.4	-100.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	3,598	262	—	-3,336	-3,598	-92.7	-100.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	2,891	204	—	-2,687	-2,891	-93.0	-100.0
	身延断層（Case1）	8	0	—	-8	-8	-97.7	-100.0
	身延断層（Case2）	12	0	—	-11	-12	-98.0	-100.0
	塩沢断層（Case1）	88	8	—	-79	-88	-90.4	-100.0
	塩沢断層（Case 独自）	101	9	—	-93	-101	-91.6	-100.0
	扇山断層	109	5	—	-104	-109	-95.4	-100.0
	富士川河口断層帯	1,193	77	—	-1,116	-1,193	-93.5	-100.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	782	46	—	-737	-782	-94.2	-100.0
夏12時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2,480	165	—	-2,315	-2,480	-93.3	-100.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	169	9	—	-160	-169	-94.7	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	934	47	—	-886	-934	-94.9	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case1）	1,048	60	—	-988	-1,048	-94.3	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	2,870	213	—	-2,657	-2,870	-92.6	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case3）	1,281	77	—	-1,204	-1,281	-94.0	-100.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	3,098	240	—	-2,858	-3,098	-92.2	-100.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	2,490	187	—	-2,302	-2,490	-92.5	-100.0
	身延断層（Case1）	7	0	—	-7	-7	-97.7	-100.0
	身延断層（Case2）	10	1	—	-9	-10	-90.8	-100.0
	塩沢断層（Case1）	77	8	—	-69	-77	-89.5	-100.0
	塩沢断層（Case 独自）	88	8	—	-80	-88	-90.7	-100.0
	扇山断層	93	5	—	-89	-93	-95.0	-100.0
	富士川河口断層帯	1,025	70	—	-955	-1,025	-93.2	-100.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	673	42	—	-631	-673	-93.8	-100.0

ケース	対象地震	揺れによる死者数（人）			施策効果（人）		施策効果（%）	
		現況	耐震化率95%	耐震化率100%	耐震化率95%	耐震化率100%	耐震化率95%	耐震化率100%
冬18時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2,566	166	―	-2,400	-2,566	-93.5	-100.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	174	9	―	-165	-174	-94.9	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	961	47	―	-914	-961	-95.2	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case1）	1,081	60	―	-1,021	-1,081	-94.5	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	2,965	213	―	-2,752	-2,965	-92.8	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case3）	1,323	77	―	-1,246	-1,323	-94.2	-100.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	3,202	240	―	-2,962	-3,202	-92.5	-100.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	2,573	187	―	2,386	-2,573	-92.7	-100.0
	身延断層（Case1）	7	0	―	-7	-7	-97.7	-100.0
	身延断層（Case2）	10	0	―	-10	-10	-98.0	-100.0
	塩沢断層（Case1）	79	8	―	-71	-79	-89.9	-100.0
	塩沢断層（Case 独自）	90	8	―	-82	-90	-91.1	-100.0
	扇山断層	96	5	―	-92	-96	-95.2	-100.0
	富士川河口断層帯	1,061	70	―	-990	-1,061	-93.4	-100.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	691	42	―	-649	-691	-93.9	-100.0

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（３）家具固定による人的被害の施策効果

家具固定率を１００％にした場合の人的被害の低減を評価した。また、適切な身を守る行動率（例えばシェイクアウト訓練等によって２０％の住民が壁や天井等が崩れ込みなどから適切に身を守ることが可能となり、その２０％の住民が死に至らない行動ができたと仮定した場合）による人的被害の低減効果を評価した。

屋内収容物による人的被害（死者数）と適切な身を守る行動をした場合の揺れによる人的被害（死者数の低減効果は以下のとおりである。なお、施策効果は阪神・淡路大震災時の家具固定状況との比で算定されるため、家具固定率１００％であっても効果が１００％とはならず、天井、電灯、空調（エアコン）、ガラスなどの要因で死者は発生し得る。

家具固定率向上による屋内収容物による人的被害（死者数）の低減効果（山梨県内全体）

ケース	対象地震	屋内収容物による死者数（人）		施策効果（人）	施策効果（%）
		現況	家具固定率100%	家具固定率100%	家具固定率100%
冬5時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	76	30	-45	-59.8
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	4	1	-2	-59.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	11	4	-6	-59.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	24	10	-15	-59.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	76	30	-45	-59.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	35	14	-21	-59.8
	曽根丘陵断層帯（Case1）	135	54	-81	-59.8
	曽根丘陵断層帯（Case4）	100	40	-60	-59.8
	身延断層（Case1）	1	0	0	-59.8
	身延断層（Case2）	1	0	0	-59.8
	塩沢断層（Case1）	4	2	-2	-59.8
	塩沢断層（Case 独自）	4	2	-3	-59.8
	扇山断層	4	2	-2	-59.8
	富士川河口断層帯	17	7	-10	-59.8
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	21	9	-13	-59.8
夏12時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	52	21	-31	-59.8
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	2	1	-1	-59.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	7	3	-4	-59.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	16	7	-10	-59.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	52	21	-31	-59.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	24	10	-14	-59.8
	曽根丘陵断層帯（Case1）	96	39	-58	-59.8
	曽根丘陵断層帯（Case4）	71	28	-42	-59.8
	身延断層（Case1）	0	0	0	-59.8
	身延断層（Case2）	0	0	0	-59.8
	塩沢断層（Case1）	3	1	-2	-59.8
	塩沢断層（Case 独自）	3	1	-2	-59.8
	扇山断層	3	1	^2	-59.8
	富士川河口断層帯	12	5	-7	-59.8
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	14	6	-8	-59.8

ケース	対象地震	屋内収容物による死者数（人）		施策効果（人）	施策効果（%）
		現況	家具固定率100%	家具固定率100%	家具固定率100%
冬18時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	51	20	-30	-59.8
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	2	1	-1	-59.8
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	7	3	-4	-59.8
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	16	7	-10	-59.8
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	51	20	-30	-59.8
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	24	9	-14	-59.8
	曽根丘陵断層帯（Case1）	92	37	-55	-59.8
	曽根丘陵断層帯（Case4）	68	27	-41	-59.8
	身延断層（Case1）	0	0	0	-59.8
	身延断層（Case2）	0	0	0	-59.8
	塩沢断層（Case1）	3	1	-2	-59.8
	塩沢断層（Case 独自）	3	1	-2	-59.8
	扇山断層	3	1	-2	-59.8
	富士川河口断層帯	11	5	-7	-59.8
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	14	6	-8	-59.8

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

身を守る行動率向上による揺れによる人的被害（死者数）の低減効果（山梨県全体）

ケース	対象地震	揺れによる死者数（人）		施策効果（人）	施策効果（%）
		現況	身を守る行動率20%	身を守る行動率20%	身を守る行動率20%
冬５時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2,887	2,310	-577	-20.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	197	158	-39	-20.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	1,084	867	-217	-20.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	1,220	976	-244	-20.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	3,337	2,670	-667	-20.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	1,492	1,194	-298	-20.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	3,598	2,878	-720	-20.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	2,891	2,313	-578	-20.0
	身延断層（Case1）	8	6	-2	-20.0
	身延断層（Case2）	12	9	-2	-20.0
	塩沢断層（Case1）	88	70	-18	-20.0
	塩沢断層（Case 独自）	101	81	-20	-20.0
	扇山断層	109	87	-22	-20.0
	富士川河口断層帯	1,193	955	-239	-20.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	782	626	-156	-20.0

ケース	対象地震	揺れによる死者数（人）		施策効果（人）	施策効果（%）
		現況	身を守る行動率20%	身を守る行動率20%	身を守る行動率20%
夏12時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2,480	1,984	-496	-20.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	169	136	-34	-20.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	934	747	-187	-20.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	1,048	838	-210	-20.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	2,870	2,296	-574	-20.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	1,281	1,025	-256	-20.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	3,098	2,479	-620	-20.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	2,490	1,992	-498	-20.0
	身延断層（Case1）	7	5	-1	-20.0
	身延断層（Case2）	10	8	-2	-20.0
	塩沢断層（Case1）	77	61	-15	-20.0
	塩沢断層（Case 独自）	88	70	-18	-20.0
	扇山断層	93	75	-19	-20.0
	富士川河口断層帯	1,025	820	-205	-20.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	673	539	-135	-20.0
冬18時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2,566	2,053	-513	-20.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	174	139	-35	-20.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	961	769	-192	-20.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	1,081	865	-216	-20.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	2,965	2,372	-593	-20.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	1,323	1,058	-265	-20.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	3,202	2,562	-640	-20.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	2,573	2,059	-515	-20.0
	身延断層（Case1）	7	6	-1	-20.0
	身延断層（Case2）	10	8	-2	-20.0
	塩沢断層（Case1）	79	63	-16	-20.0
	塩沢断層（Case 独自）	90	72	-18	-20.0
	扇山断層	96	77	-19	-20.0
	富士川河口断層帯	1,061	849	-212	-20.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	691	553	-138	-20.0

（数値の表示方法）：［ー］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（４）ブロック塀の改修等による人的被害の施策効果

ブロック塀の改修・撤去率が段階的に向上したとして、９０％及び１００％にした場合の人的被害の低減を評価した。

ブロック塀の改修・撤去による人的被害（死者数）の低減効果は次表のとおりである。

ブロック塀の改修・撤去率向上による揺れによる人的被害（死者数）の低減効果（山梨県全体）

ケース	対象地震	ブロック塀等の転倒による死者数（人）			施策効果（人）		施策効果（%）	
		現況	改修・撤去率90%	改修・撤去率100%	改修・撤去率90%	改修・撤去率100%	改修・撤去率90%	改修・撤去率100%
冬5時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	0.01	0.00	―	-0.01	-0.01	-90.0	-100.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0.00	0.00	―	0.00	0.00	-90.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0.00	0.00	―	0.00	0.00	-90.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case1）	0.01	0.00	―	0.00	-0.01	-90.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	0.01	0.00	―	-0.01	-0.01	-90.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case3）	0.01	0.00	―	-0.01	-0.01	-90.0	-100.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	0.02	0.00	―	-0.01	-0.02	-90.0	-100.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	0.01	0.00	―	-0.01	-0.01	-90.0	-100.0
	身延断層（Case1）	0.00	0.00	―	0.00	0.00	-90.0	-100.0
	身延断層（Case2）	0.00	0.00	―	0.00	0.00	-90.0	-100.0
	塩沢断層（Case1）	0.00	0.00	―	0.00	0.00	-90.0	-100.0
	塩沢断層（Case 独自）	0.00	0.00	―	0.00	0.00	-90.0	-100.0
	扇山断層	0.00	0.00	―	0.00	0.00	-90.0	-100.0
	富士川河口断層帯	0.00	0.00	―	0.00	0.00	-90.0	-100.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	0.00	0.00	―	0.00	0.00	-90.0	-100.0
夏12時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	0.23	0.02	―	-0.20	-0.23	-90.0	-100.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0.02	0.00	―	-0.02	-0.02	-90.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0.03	0.00	―	-0.03	-0.03	-90.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case1）	0.12	0.01	―	-0.11	-0.12	-90.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	0.16	0.02	―	-0.14	-0.16	-90.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case3）	0.16	0.02	―	-0.14	-0.16	-90.0	-100.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	0.35	0.03	―	-0.31	-0.35	-90.0	-100.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	0.28	0.03	―	-0.25	-0.28	-90.0	-100.0
	身延断層（Case1）	0.00	0.00	―	0.00	0.00	-90.0	-100.0
	身延断層（Case2）	0.00	0.00	―	0.00	0.00	-90.0	-100.0
	塩沢断層（Case1）	0.01	0.00	―	-0.01	-0.01	-90.0	-100.0
	塩沢断層（Case 独自）	0.01	0.00	―	-0.01	-0.01	-90.0	-100.0
	扇山断層	0.01	0.00	―	-0.01	-0.01	-90.0	-100.0
	富士川河口断層帯	0.05	0.01	―	-0.05	-0.05	-90.0	-100.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	0.03	0.00	―	-0.02	-0.03	-90.0	-100.0

ケース	対象地震	ブロック塀等の転倒による死者数（人）			施策効果（人）		施策効果（%）	
		現況	改修・撤去率90%	改修・撤去率100%	改修・撤去率90%	改修・撤去率100%	改修・撤去率90%	改修・撤去率100%
冬18時	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	0.74	0.07	－	-0.66	-0.74	-90.0	-100.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0.06	0.01	－	-0.05	-0.06	-90.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0.09	0.01	－	-0.08	-0.09	-90.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case1）	0.37	0.04	－	-0.33	-0.37	-90.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case2）	0.49	0.05	－	-0.44	-0.49	-90.0	-100.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間（Case3）	0.51	0.05	－	-0.46	-0.51	-90.0	-100.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	1.11	0.11	－	-1.00	-1.11	-90.0	-100.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	0.83	0.08	－	-0.75	-0.83	-90.0	-100.0
	身延断層（Case1）	0.00	0.00	－	0.00	0.00	-90.0	-100.0
	身延断層（Case2）	0.00	0.00	－	0.00	0.00	-90.0	-100.0
	塩沢断層（Case1）	0.04	0.00	－	-0.04	-0.04	-90.0	-100.0
	塩沢断層（Case 独自）	0.05	0.01	－	-0.05	-0.05	-90.0	-100.0
	扇山断層	0.05	0.01	－	-0.05	-0.05	-90.0	-100.0
	富士川河口断層帯	0.18	0.02	－	-0.16	-0.18	-90.0	-100.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	0,12	0.01	－	-0.10	-0.12	-90.0	-100.0

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

（５）火災発生低減による建物・人的被害の施策効果

ここでは、以下の４項目について火災の発生が低減された場合の施策効果を評価した。

①火気器具の転倒防止率向上による出火率低減効果

・火気器具の転倒防止を啓発することで１０％の住民が火気器具を固定し揺れによる出火件数も１０％低減すると仮定した。

②初期消火成功率６７％に固定した場合の出火件数低減効果

・消火訓練等による効果として、被災しても初期消火成功率６７％を維持できると仮定した。

③防火水槽等の消防水利増（１０％増・５０％増）による消火件数増加効果

・防火水槽の設置推進によって、現状から１０％増と５０％増の場合を仮定した

④避難訓練（火災からの避難訓練）実施率の向上による逃げまどい死者低減

・避難訓練実施率が現状の４５．４％→８０％に増加し８０％の住民が的確に避難できたと仮定した

なお、各項目における効果（出火件数の低減１０％等）については、火気器具固定や訓練等によりどの程度の効果が発揮されるかの具体的な事例はなく、あくまで仮定のものである。

想定ケースは建物被害が最大になる冬１８時強風時、人的被害が最大になる冬５時強風時を用いた。

①～④の施策による建物被害（全焼棟数）と人的被害（死者数）の低減効果、及び①～④すべてを合算した場合の低減効果を以下に示した。

①火気器具の転倒防止率向上による建物被害（焼失棟数）の低減効果

ケース	対象地震	火災による焼失棟数（棟）		施策効果（棟）	施策効果（%）
		現況	転倒防止率向上	転倒防止率向上	転倒防止率向上
冬5時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2,761	2,761	0	0.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	－	－	－	－
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	48	48	0	0.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	669	669	0	0.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	2,780	2,780	0	0.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	1,447	1,447	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	3,477	3,477	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	3,838	3,838	0	0.0
	身延断層（Case1）	－	－	－	－
	身延断層（Case2）	－	－	－	－
	塩沢断層（Case1）	1	1	0	0.0
	塩沢断層（Case 独自）	1	1	0	0.0
	扇山断層	－	－	－	－
	富士川河口断層帯	537	537	0	0.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	7,883	7,763	−121	−1.5
冬18時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	6,002	5,325	−677	−11.3
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	229	229	0	0.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	580	580	0	0.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	1,611	1,511	−100	−6.2
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	4,897	4,896	−1	0.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	3,858	3,818	−40	−1.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	13,169	12,112	−1,057	−8.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	9,551	9,363	−188	−2.0
	身延断層（Case1）	－	－	－	－
	身延断層（Case2）	－	－	－	－
	塩沢断層（Case1）	100	99	−1	1.0
	塩沢断層（Case 独自）	163	162	−2	−1.1
	扇山断層	22	22	0	0.0
	富士川河口断層帯	2,235	2,233	−2	−0.1
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	12,160	12,051	−109	−0.9

※火気器具の転倒防止率向上により揺れによる出火件数が１０％低減すると仮定

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

①火気器具の転倒防止率向上による火災による人的被害（死者数）の低減効果

ケース	対象地震	火災による死者（人）		施策効果（人）	施策効果（%）
		現況	転倒防止率向上	転倒防止率向上	転倒防止率向上
冬5時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	121	121	0	0.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	0	0	0.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	2	2	0	-0.2
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	21	21	0	-0.1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	148	148	0	0.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	51	51	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	237	237	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	193	193	0	0.0
	身延断層（Case1）	0	0	0	0.0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case1）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0.0
	扇山断層	0	0	0	0.0
	富士川河口断層帯	19	19	0	0.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	250	248	-2	-1.0
冬18時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	220	202	-19	-8.5
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	6	6	0	-0.3
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	25	25	0	-0.1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	47	45	-2	-4.6
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	230	230	0	-0.1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	132	131	-1	-0.8
	曽根丘陵断層帯（Case1）	832	749	-82	-9.9
	曽根丘陵断層帯（Case4）	487	479	-9	-1.8
	身延断層（Case1）	0	0	0	0.0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case1）	3	3	0	-1.0
	塩沢断層（Case 独自）	5	5	0	-0.9
	扇山断層	1	1	0	-2.5
	富士川河口断層帯	82	82	0	-0.1
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	375	372	-3	-0.8

※火気器具の転倒防止率向上により揺れによる出火件数が１０％低減すると仮定

（数値の表示方法）：[－] は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

②初期消火率６７％固定における火災による建物被害（焼失棟数）の低減効果

ケース	対象地震	火災による焼失棟数（棟）		施策効果(棟)	施策効果(%)
		現況	初期消火率67%	初期消火率67%	初期消火率67%
冬5時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2,761	1,504	-1,257	-45.5
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	―	―	―	―
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	48	42	-7	-13.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	669	371	-298	-44.5
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	2,780	1,192	-1,587	-57.1
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	1,447	842	-605	-41.8
	曽根丘陵断層帯（Case1）	3,477	1,836	-1,641	-47.2
	曽根丘陵断層帯（Case4）	3,838	1,633	2,205	-57.5
	身延断層（Case1）	―	―	―	―
	身延断層（Case2）	―	―	―	―
	塩沢断層（Case1）	1	―	―	―
	塩沢断層（Case 独自）	1	―	―	―
	扇山断層	―	―	―	―
	富士川河口断層帯	537	117	-420	-78.2
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	7,883	4,564	-3,320	-42.1
冬18時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	6,002	3,743	-2,259	-37.6
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	229	―	―	―
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	580	547	-34	-5.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	1,611	1,117	-495	-30.7
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	4,897	1,790	-3,107	-63.4
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	3,858	2,803	-1,054	-27.3
	曽根丘陵断層帯（Case1）	13,169	7,297	-5,872	-44.6
	曽根丘陵断層帯（Case4）	9,551	6,050	-3,501	-36.7
	身延断層（Case1）	―	―	―	―
	身延断層（Case2）	―	―	―	―
	塩沢断層（Case1）	100	29	-71	-70.8
	塩沢断層（Case 独自）	163	160	-4	-2.2
	扇山断層	22	21	-1	-4.4
	富士川河口断層帯	2,235	1,323	-912	-40.8
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	12,160	6,670	-5,590	-46.0

（数値の表示方法）：［ー］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

②初期消火率６７％における火災における人的被害（死者数）の低減効果

ケース	対象地震	火災による死者（人）		施策効果（人）	施策効果（%）
		現況	初期消火率67%	初期消火率67%	初期消火率67%
冬5時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	121	57	-64	-52.8
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	0	0	0.0
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	2	2	0	-16.4
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	21	13	-8	-37.1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	148	61	-87	-58.7
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	51	30	-21	-41.4
	曽根丘陵断層帯（Case1）	237	116	-121	-51.2
	曽根丘陵断層帯（Case4）	193	90	-103	-53.3
	身延断層（Case1）	0	0	0	0.0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case1）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0.0
	扇山断層	0	0	0	0.0
	富士川河口断層帯	19	5	-15	-74.7
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	250	141	-109	-43.7
冬18時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	220	135	-85	-38.7
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	6	0	-6	-96.1
	糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間	25	23	-2	-6.1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	47	33	-14	-29.3
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	230	88	-143	-61.9
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	132	94	-38	-28.6
	曽根丘陵断層帯（Case1）	832	434	-398	-47.9
	曽根丘陵断層帯（Case4）	487	300	-188	38.5
	身延断層（Case1）	0	0	0	0.0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case1）	3	1	-3	-83.4
	塩沢断層（Case 独自）	5	5	0	-2.4
	扇山断層	1	1	0	-5.7
	富士川河口断層帯	82	46	-35	-43.3
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	375	194	-181	-48.2

（数値の表示方法）：［－］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

③―１消防水利１０％増による火災による建物被害（焼失棟数）の低減効果

ケース	対象地震	火災による焼失棟数（棟）		施策効果(棟)	施策効果(%)
		現況	消防水利10%増	消防水利10%増	消防水利10%増
冬5時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2,761	2,761	0	0.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	―	―	―	―
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	48	48	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	669	669	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	2,780	2,780	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	1,447	1,447	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	3,477	3,477	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	3,838	3,838	0	0.0
	身延断層（Case1）	―	―	―	―
	身延断層（Case2）	―	―	―	―
	塩沢断層（Case1）	1	1	0	0.0
	塩沢断層（Case 独自）	1	1	0	0.0
	扇山断層	―	―	―	―
	富士川河口断層帯	537	537	0	0.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	7,883	7,763	−121	−1.5
冬18時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	6,002	6,002	0	0.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	229	229	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	580	580	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	1,611	1,530	−81	−5.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	4,897	4,897	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	3,858	3,858	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	13,169	13,168	−1	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	9,551	9,548	−3	0.0
	身延断層（Case1）	―	―	―	―
	身延断層（Case2）	―	―	―	―
	塩沢断層（Case1）	100	100	0	0.0
	塩沢断層（Case 独自）	163	163	0	0.0
	扇山断層	22	22	0	0.0
	富士川河口断層帯	2,235	2,235	0	0.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	12,160	12,104	−56	−0.5

（数値の表示方法）：［ー］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

③―１消防水利１０％増による火災による人的被害（死者数）の低減効果

ケース	対象地震	火災による死者（人）		施策効果（人）	施策効果（%）
		現況	消防水利 10%増	消防水利 10%増	消防水利 10%増
冬5時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	121	121	0	0.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	0	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	2	2	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	21	21	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	148	1548	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	51	51	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	237	237	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	193	193	0	0.0
	身延断層（Case1）	0	0	0	0.0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case1）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0.0
	扇山断層	0	0	0	0.0
	富士川河口断層帯	19	19	0	0.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	250	248	−2	−1.0
冬18時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	220	220	0	0.0
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	6	6	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	25	25	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	47	46	−2	−3.4
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	230	230	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	132	132	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	832	831	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	487	487	0	0.0
	身延断層（Case1）	0	0	0	0.0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case1）	3	3	0	0.0
	塩沢断層（Case 独自）	5	5	0	0.0
	扇山断層	1	1	0	0.0
	富士川河口断層帯	82	82	0	0.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	375	374	−1	−0.3

（数値の表示方法）：［ー］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

③―２消防水利５０％増による火災による建物被害（焼失棟数）の低減効果

ケース	対象地震	火災による焼失棟数（棟）		施策効果(棟)	施策効果(%)
		現況	消防水利50%増	消防水利50%増	消防水利50%増
冬5時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2,761	2,656	−105	−3.8
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	―	―	―	―
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	48	48	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	669	529	−140	−21.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	2,780	2,705	−75	−2.7
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	1,447	1,447	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	3,477	3,477	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	3,838	3,786	−51	−1.3
	身延断層（Case1）	―	―	―	―
	身延断層（Case2）	―	―	―	―
	塩沢断層（Case1）	1	1	0	0.0
	塩沢断層（Case 独自）	1	1	0	0.0
	扇山断層	―	―	―	―
	富士川河口断層帯	537	537	0	0.0
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	7,883	7,242	−641	−8.1
冬18時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	6,002	5,321	−681	−11.3
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	229	―	―	―
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	580	580	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	1,611	1,511	−100	−6.2
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	4,897	4,133	−764	−15.6
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	3,858	3,818	−40	−1.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	13,169	13,082	−87	−0.7
	曽根丘陵断層帯（Case4）	9,551	9,365	−185	−1.9
	身延断層（Case1）	―	―	―	―
	身延断層（Case2）	―	―	―	―
	塩沢断層（Case1）	100	99	−1	−1.0
	塩沢断層（Case 独自）	163	163	0	0.0
	扇山断層	22	21	−1	−4.4
	富士川河口断層帯	2,235	2,197	−38	−1.7
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	12,160	11,709	−451	−3.7

（数値の表示方法）：［ー］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

③―２消防水利５０％増による火災による人的被害（死者数）の低減効果

ケース	対象地震	火災による死者（人）		施策効果（人）	施策効果（%）
		現況	消防水利50%増	消防水利50%増	消防水利50%増
冬5時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	121	118	-3	-2.4
	首都直下地震M７（立川市直下）	0	0	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	2	2	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	21	17	-4	-18.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	148	144	-4	-2.9
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	51	51	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	237	237	0	0.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	193	192	-1	-0.7
	身延断層（Case1）	0	0	0	0.0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case1）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0.0
	扇山断層	0	0	0	0.0
	富士川河口断層帯	19	19	0	0.0
	（参考）首都直下地震M８（相模トラフ）	250	231	-20	-7.9
冬18時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	220	202	-19	-8.4
	首都直下地震M７（立川市直下）	6	0	-6	-95.7
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	25	25	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	47	45	-2	-4.5
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	230	212	-18	-7.7
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	132	131	-1	-0.7
	曽根丘陵断層帯（Case1）	832	829	-2	-0.3
	曽根丘陵断層帯（Case4）	487	482	-5	-1.1
	身延断層（Case1）	0	0	0	0.0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case1）	3	3	0	-0.1
	塩沢断層（Case 独自）	5	5	0	0.0
	扇山断層	1	1	0	-2.8
	富士川河口断層帯	82	81	0	-0.6
	（参考）首都直下地震M８（相模トラフ）	375	366	-9	-2.4

（数値の表示方法）：［ー］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

④避難訓練実施率向上による火災による人的被害（死者数）の低減効果

ケース	対象地震	火災による死者（人）		施策効果（人）	施策効果（%）
		現況	避難訓練実施率向上	避難訓練実施率向上	避難訓練実施率向上
冬5時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	121	112	-9	-7.7
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	0	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	2	2	0	-7.9
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	21	19	-2	-9.4
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	148	137	-11	-7.2
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	51	46	-5	-9.2
	曽根丘陵断層帯（Case1）	237	221	-17	-7.0
	曽根丘陵断層帯（Case4）	193	178	-15	-7.9
	身延断層（Case1）	0	0	0	0.0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case1）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0.0
	扇山断層	0	0	0	0.0
	富士川河口断層帯	19	18	-2	-8.9
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	250	228	-23	-9.0
冬18時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	220	202	-18	-8.2
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	6	5	-1	-9.6
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	25	23	-2	-8.7
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	47	43	-4	-9.2
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	230	213	-17	-7.5
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	132	120	-12	-9.0
	曽根丘陵断層帯（Case1）	832	772	-59	-7.1
	曽根丘陵断層帯（Case4）	487	449	-39	-7.9
	身延断層（Case1）	0	0	0	0.0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case1）	3	3	0	-8.0
	塩沢断層（Case 独自）	5	4	0	-9.2
	扇山断層	1	1	0	-6.9
	富士川河口断層帯	82	75	-7	-8.5
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	375	341	-34	-9.1

※避難訓練実施率の向上により、逃げまどいによる死者数が１０％低減すると仮定して算定した。

（数値の表示方法）：［ー］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

①～④の施策を実施した場合の火災による建物被害（焼失棟数）の低減効果

ケース	対象地震	火災による焼失棟数（棟）		施策効果(棟)	施策効果(%)
		現況	すべての施策を実施	すべての施策を実施	すべての施策を実施
冬5時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	2,761	1,341	-1,420	-51.4
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	―	―	―	―
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	48	42	-7	-13.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	669	371	-298	-44.5
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	2,780	1,192	-1,587	-57.1
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	1,447	842	-605	-41.8
	曽根丘陵断層帯（Case1）	3,477	1,758	-1,719	-49.4
	曽根丘陵断層帯（Case4）	3,838	1,633	-2,205	-57.5
	身延断層（Case1）	―	―	―	―
	身延断層（Case2）	―	―	―	―
	塩沢断層（Case1）	1	―	―	―
	塩沢断層（Case 独自）	1	―	―	―
	扇山断層	―	―	―	―
	富士川河口断層帯	537	117	-420	-78.2
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	7,883	4,564	3,320	-42.1
冬18時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	6,002	3,644	-2,358	-39.3
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	229	―	―	―
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	580	547	-34	-5.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	1,611	1,116	-496	-30.8
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	4,897	1,787	-3,110	-63.5
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	3,858	2,589	-1,268	-32.9
	曽根丘陵断層帯（Case1）	13,169	6,669	-6,500	-49.4
	曽根丘陵断層帯（Case4）	9,551	5,286	-4,265	-44.7
	身延断層（Case1）	―	―	―	―
	身延断層（Case2）	―	―	―	―
	塩沢断層（Case1）	100	29	-71	-70.8
	塩沢断層（Case 独自）	163	158	-5	-3.30
	扇山断層	22	―	―	―
	富士川河口断層帯	2,235	1,322	-913	-40.8
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	12,160	6,569	-5,591	-46.0

※火気器具転倒防止率向上、初期消火率６７％、消防水利１０％増、避難訓練実施率向上をすべて反映し、算定した。

（数値の表示方法）：［ー］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

すべての施策を実施した場合の火災による人的被害（死者数）の低減効果

ケース	対象地震	火災による死者（人）		施策効果（人）	施策効果（%）
		現況	すべての施策を実施	すべての施策を実施	すべての施策を実施
冬5時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	121	46	−75	−62.2
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	0	0	0	0.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	2	2	−1	−23.4
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	21	12	−9	−43.1
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	148	57	−91	−61.7
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	51	27	−24	−46.6
	曽根丘陵断層帯（Case1）	237	105	−132	−55.7
	曽根丘陵断層帯（Case4）	193	84	−110	−56.7
	身延断層（Case1）	0	0	0	0.0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case1）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case 独自）	0	0	0	0.0
	扇山断層	0	0	0	0.0
	富士川河口断層帯	19	5	−15	−76.8
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	250	128	−122	−48.8
冬18時 8m	南海トラフ巨大地震（東側ケース）	220	121	−100	−45.1
	首都直下地震Ｍ７（立川市直下）	6	0	−6	−96.4
	糸魚川ー静岡構造線断層帯　中南部区間	25	21	−4	−14.4
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case1）	47	30	−17	−35.9
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case2）	230	81	−150	−65.0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間（Case3）	132	79	−52	−39.6
	曽根丘陵断層帯（Case1）	832	363	−468	−56.3
	曽根丘陵断層帯（Case4）	487	239	−248	−51.0
	身延断層（Case1）	0	0	0	0.0
	身延断層（Case2）	0	0	0	0.0
	塩沢断層（Case1）	3	1	−3	−84.9
	塩沢断層（Case 独自）	5	4	−1	−12.8
	扇山断層	1	0	−1	−75.4
	富士川河口断層帯	82	42	−40	−48.8
	（参考）首都直下地震Ｍ８（相模トラフ）	375	176	−199	−53.1

※火気器具転倒防止率向上、初期消火率６７％、消防水利１０％増、避難訓練実施率向上をすべて反映し、算定した。

（数値の表示方法）：［ー］は該当なし、「0」は１未満のわずかな数値

第２節　地震に強いまちづくり推進計画

市は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第１　道路施設等の対策

県が実施した「山梨県地震被害想定調査結果」によると、「曽根丘陵断層帯 Case1」或いは「糸魚川－静岡構造線 断層帯 南部区間 Case2 が発生すると甲西地区等で震度７が想定されており、盛土・切土の崩壊等さまざまな道路施設被害が発生し通行支障が生じるおそれがある。

また道路、橋りょうの耐震性の強化などの対策は、これまでも計画的に講じてきたが、今後、更に道路施設等の安全強化を推進する。

１　道路の整備

地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

２　橋りょうの整備

地震発生時における橋りょうの確保のために、管理橋りょうについて、国土交通省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋りょうの整備を図る。

また、今後、新設する橋りょうについては、兵庫県南部地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

３　ずい道の整備

地震発生時におけるずい道の安全確保のために、管理ずい道について点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

４　都市計画道路の建設推進

地震の規模が甚大であるほど、緊急輸送路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能を持つ幅員の広い道路が必要となるので、都市計画道路の早期実現の推進を図っていく。

第２　ため池等の対策

市内には、老朽ため池が４か所（P689 参照）あり、県に対して、引き続き定期的な調査の実施により危険と判断されたため池について、速やかな漏水防止等の改修を行うよう働きかけていく。

第３　土砂災害危険箇所対策

市は、地震を誘因とした崖崩れ等に備えるため、県が実施する土砂災害危険箇所の実態調査の結果等に基づき実態の把握に努めるとともに、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努めるものとする。

１　土石流危険渓流の災害防止

市内には土石流危険渓流が 42 渓流あるが、危険が予想される渓流に対し、砂防ダム、流路工等一連の砂防事業を積極的に推進するよう県に働きかけ、地域の安全と避難路及び緊急輸送路の確保を図る。

２　急傾斜地等災害危険地の災害防止

市内には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、土砂災害危険箇所として 100 か所のうち 58 か所が急傾斜地崩壊危険箇所として指定されている。

指定区域には、県により標識板等の設置による地域住民への周知徹底、定期的な防災パトロールの実施等

の崩壊危険区域の保全が図られるとともに、崖崩れを誘発又は助長させるおそれのある行為の規制等の崖地の安全対策が図られる。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図り、急傾斜地等災害危険地における災害発生の防止を推進する。

3　地すべり等崩壊危険地の災害防止

市内には、地すべり等崩壊危険地が１か所ある。当該危険箇所が「地すべり等防止法」に基づき「地すべり防止区域」に指定されると、県により次のような対策がとられる。

(1) 地すべり防止工事の施工

(2) 地すべり防止区域を表示する標識の設置

(3) 地すべりを助長し、誘発する一定の行為の制限

(4) 防災パトロールの実施

このため、市は、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を働きかけていく。

4　土砂災害危険箇所における警戒・避難対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害危険箇所については、県の指導等を得ながら次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

(1) 事前避難対象地区の指定

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前に避難が必要となる危険区域等をあらかじめ事前避難対象地区として指定する。

(2) 避難所の指定

ア　事前避難対象地区を指定するときは、当該事前避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する避難所を併せて指定する。

イ　建築物の耐震化の推進と併せ、避難所の指定に当たっては、次の事項に留意して安全適切　な場所とする。

（ア）地域の実状を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。

（イ）事前避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。

（ウ）当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

(3) 避難路の設定

ア　避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と避難所とを結ぶ避難経路を設定する。

イ　避難経路の設定に当たっては、次の事項に留意する。

（ア）避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。

（イ）崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

（ウ）その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

5　地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、あるいは地震発生時に速やかに避難体制が取れるよう、あらかじめ啓発に努める。

資 料 編　○地すべり等崩壊危険地一覧表　　（Ｐ1080）
○急傾斜地危険区域一覧表　　（Ｐ1080）
○山地災害危険地一覧表　　（Ｐ1092）
○土石流危険渓流一覧表　　（Ｐ1096）

第４　公共・公益施設等の液状化対策

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により、被害を防止する対策を適切に実施する。

第５　市街地対策

１　市街地の整備

狭あいで緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施して、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

２　公園の整備

都市公園や緑地は、市街地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難地や救援活動の拠点として防災上重要な役割を持っている。

都市公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も小規模の公園も含めて都市公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

３　緑化の推進

(1) 避難地等の緑化

災害時に避難地として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等をいかし、常用広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第３節　大震火災対策推進計画

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、共通対策編第２章第９節「消防予防計画」による。

第１　出火予防対策の推進

１　建築同意制度の効果的活用

南アルプス市消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第６条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第７条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進する。

２　家庭に対する指導

市は、防災のしおり等を配布し、また自主防災会等を通して家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図る。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図る。

家庭への周知事項

① 地震防災に関する知識の修得
② 家庭における防火防災計画の策定
③ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び対震自動ガス遮断装置付きガスメーター並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
④ 防災訓練等への積極的参加の促進

３　防火対象物の防火体制の推進

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。

このため、市は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図る。

(2) 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。

(3) 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

４　予防査察の強化指導

南アルプス市消防本部は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行う。

５　危険物等の保安確保の指導

南アルプス市消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、南アルプス市火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、所有者に

対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

> **資 料 編　○地区別危険物施設設置状況一覧表　　（Ｐ1051）**

6　防火防災思想、知識の普及強化

市は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第２　延焼予防対策の推進

1　初期消火体制の確立

(1) 市は、地震直後には、交通障害等により消防自動車の活動が制限されることが予想されるため、地震直後の初期消火に対応できるよう、自主防災会に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

また、消防本部、消防団及び自主防災会の有機的な連携による初期消火体制の確立を図る。

(2) 市は、危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものは耐震化し、地震発生時の水利の確保を図る。

(3) 市は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、池等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進める。

また、消防水利の位置が地域住民に明確化できるよう、消防水利の表示等を行う。

> **資 料 編　○消防水利一覧表　　（Ｐ1040）**

2　消防力等の充実整備

(1) 消防力の充実整備

市は、警戒宣言発令時、又は地震発生時に速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図る。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業により、計画的に消防施設等の整備を推進する。

> **資 料 編　○消防力の現況　　（Ｐ1039）**

(2) 広域消防応援体制の確立

南アルプス市消防本部は、次の広域消防相互応援協定を締結している。

大規模地震発生時に同時に多発する火災等に対処するため、平素から協定締結消防本部との合同防災訓練等を実施し、応援体制の強化、確立を図る。

ア　新山梨環状道路消防相互応援協定（甲府地区消防本部・南アルプス市消防本部）

イ　中部横断自動車道消防相互応援協定（甲斐市・南アルプス市・富士川町・市川三郷町・峡北消防本部・甲府地区消防本部・南アルプス市消防本部・峡南消防本部）

ウ　山梨県常備消防相互応援協定（県下９消防本部・南アルプス市消防本部）

エ　緊急消防援助隊応援計画（県下９消防本部・南アルプス市消防本部）

オ　緊急消防援助隊受援計画（県下９消防本部・南アルプス市消防本部）

（白紙）

第２章　風水害対策

第１節　風水害災害予防対策計画

第１　山地の災害予防

芦安地区、白根地区、櫛形地区に広がる山地は、地形、地質などの特質から、崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。

このため、次に掲げる治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

１　山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃の兆しのある渓流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業の実施を県に働きかけていく。

２　荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている渓流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

３　保安林の整備

災害時により保安機能の低下した保安林について、改植、補植、下刈等による森林整備を行い、森林機能の維持向上を図る。

資 料 編　○山地災害危険地一覧表　　（Ｐ1092）

第２　河川対策

市内には、釜無川、御勅使川、滝沢川をはじめとする多くの河川が流れ、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では、砂防ダムの建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、小規模河川や水路の改修整備を進めるとともに、横川、五明川、井路縁川のひ門など及び一級河川等の改修並びに富士川引堤工事の促進を施設管理者に働きかけていく。

また、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、市内に設置されている雨量観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図るものとする。

１　浸水想定区域の指定

水防法 14 条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し水害による被害の軽減を図るため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の公表、指定が河川管理者（国・県）によりされている。

浸水想定区域の指定･公表に基づき､市では想定浸水区域ごとに洪水ハザードマップを作成し、洪水予報や避難情報の伝達方法や避難所等の水害に対する避難措置について、市民への周知徹底

を図る。それとともに、よりきめ細やかな対応が図れるよう、浸水想定区域内の高齢者等が利用する要配慮者施設（本計画で定めた施設に限る。）に対し状況に応じ洪水予報等の伝達を行う。

２　要配慮者施設に対する洪水予報等の伝達体制

近年の国内における豪雨災害では、高齢者及び幼児といった要配慮者の犠牲が目立っている。少子高齢化の進行等踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者が利用する施設へ、洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保するためには、洪水予報等の伝達が必要となってくることから、これらの要配慮者施設に対する洪水予報等の伝達体制について定める。

(1) 要配慮者施設の範囲

水防法 15 条に基づき、浸水想定区域内において主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設で、施設利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者施設の範囲は次のとおりとする。

①　高齢者施設、児童福祉施設、障害者施設等の社会福祉施設

②　病院、診療所

③　幼稚園、養護学校

資 料 編　○浸水想定区域内の要配慮者施設一覧表　　（Ｐ1121）

(2) 洪水予報等の伝達体制の整備

市では指定した要配慮者施設に対し、防災行政無線、電話、ＦＡＸ等による洪水予報等の直接伝達体制を整備する。

①　洪水予報等の伝達情報

・　富士川、御勅使川、滝沢川、坪川の洪水予報
（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）

・　富士川、御勅使川、滝沢川、坪川の特別警戒水位到達情報

・　その他浸水対策における有効な情報

②　要配慮者施設への情報伝達経路

■富士川洪水予報等の伝達

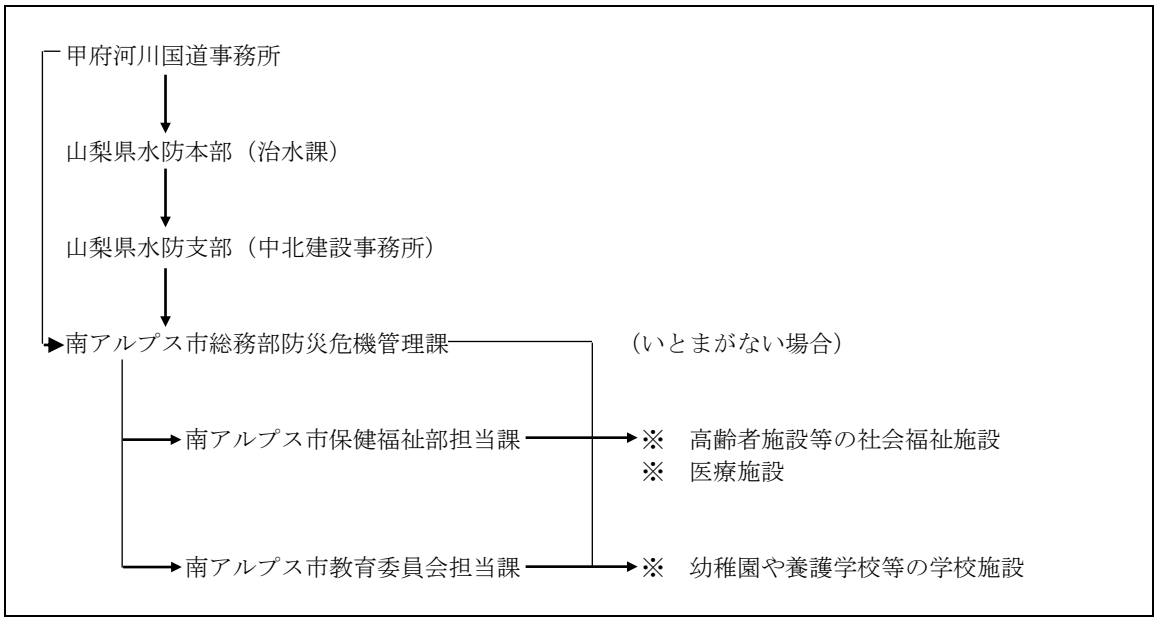

■御勅使川、滝沢川、坪川洪水予報等の伝達

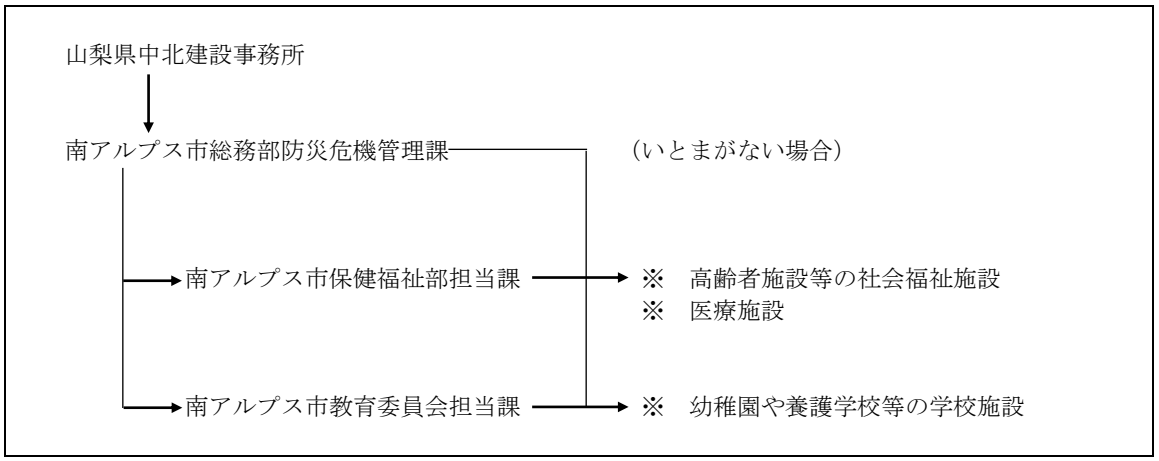

(3) 洪水ハザードマップの作成・公表

河川管理者（国・県）が、浸水想定区域を指定した場合、当該浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法、避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、市では必要な事項等を定めた洪水ハザードマップの作成、全戸配布、ホームページによる公表を行い、住民への洪水等の災害に対する防災意識の普及啓発を図る。

資 料 編	**○市内雨量観測所等一覧表　　（Ｐ1056）**

第３　砂防対策

本市の森林地域は、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているので、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。

豪雨の際の渓流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に次の砂防事業の実施を要請していく。

１　土石流対策

市内には土石流危険渓流が 40 渓流あるが、近年各地で土石流による災害が発生していることに鑑み、これらの土石流危険渓流に対し積極的に砂防事業を推進するよう、県に働きかけていく。

２　地すべり防止対策

市内には、地すべり等崩壊危険地が１か所ある。当該危険箇所が「地すべり等防止法」に基づき「地すべり防止区域」に指定されると、県により次のような対策がとられる。

(1) 地すべり防止工事の施工

(2) 地すべり防止区域を表示する標識の設置

(3) 地すべりを助長し、誘発する一定の行為の制限

(4) 防災パトロールの実施

このため、市は、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を働きかけていく。

資 料 編	**○地すべり等崩壊危険地一覧表　　（Ｐ1080）** **○土石流危険渓流一覧表　　（Ｐ1096）**

第４　急傾斜地等危険地災害予防対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1　危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導する。

2　急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

市内には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、土砂災害危険箇所として 100 箇所（土石流危険渓流 42 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 58 か所）が指定され、崖崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

3　警戒避難体制の整備

市は､急傾斜地崩壊危険箇所ごとに災害警報の発令､避難救助等の警戒避難体制の確立を図る。

4　簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法の一つであるので、簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とする。

5　急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市は県と連携して、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

6　防災のための集団移転促進事業

市及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

7　崖地近接等危険住宅移転事業

市及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

8　急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

資 料 編　○急傾斜地危険区域一覧表　　（Ｐ1080）

9　地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、集中豪雨等により災害発生のおそれがある場合に速やかに避難等の措置が取れるよう、土砂災害等の前兆現象等を付記した土砂災害危険区域図やパンフレットを作成配布し、土砂災害危険区域の現状等の周知を図る。

第５　土砂災害警戒区域等における対策

１　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

平成 19 年県告示 131 号、平成 22 年県告示 94 号及び同年県告示 323 号により、資料編に掲げるとおり、市内に 106 の土砂災害警戒区域（うち、96 の土砂災害特別警戒区域）が指定された。土砂災害警戒区域は、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある区域をいい、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域をいう。

市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、これら土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を確立する。また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。なお、市長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の措置を講じるものとする。

資 料 編　○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧　（Ｐ1097）
○土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧表　（Ｐ1121）

２　土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に活用できることを目的とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

気象庁の作成する降雨予測が設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が共同で作成し発表する。

(3) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

(4) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア　発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議の上、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ　解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の２段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(6) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達は、共通対策編第３章第３節「第１　予報・警報の種類等」「(4)甲府地方気象台の伝達経路」のとおりとする。

第６　農業災害対策

１　農業用施設対策

市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

(1) たん水防除対策

ア　たん水による被害を未然に防止するため、たん水防除事業を実施し、排水機構の改善、排水機の増強及び排水路の整備等を行う。

イ　たん水防除用及びかんがい排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

ウ　土砂崩壊の発生が予想される地域について、被害が人命や家屋に及ぶおそれがある場合は、現地を定期的に巡視し、事前に関係住民に対し危険箇所を周知徹底させ、警戒避難体制を確立する。

(2) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。

(3) 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流亡や崩壊を防止する。

(4) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

２　農作物対策

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。ことに、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ警戒期間（おおむね３月下旬～５月下旬）を設け、別途予防対策要領等を定め、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。

農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導するものとする。

勤務時間外における気象情報等の伝達網

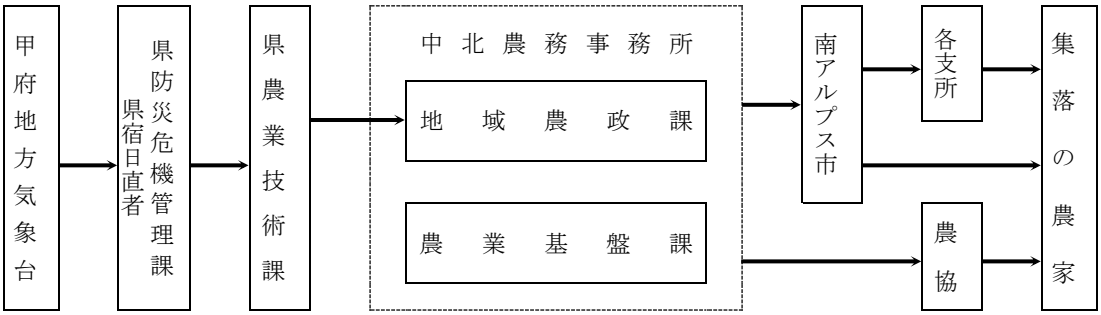

3　ため池保全対策

市内には、下表のとおり老朽ため池が４か所ある。

ため池は、災害の際に決壊流出すると、人畜、家屋、農地、農作物その他の公共施設にきわめて甚大な被害をもたらす。

このため、市は、県に対して、引き続き定期的な調査の実施により危険と判断されたため池について、速やかな漏水防止等の改修を行うよう働きかけていく。

市内老朽ため池の所在地及び整備状況

地　区　名	形式	所　在　地	貯水量（m^3）	整備及び老朽状態
南伊奈ケ湖	土堰堤	南アルプス市上市之瀬	105,000	Ｓ49～Ｓ52
南伊奈下（菖蒲池）	〃	〃　〃	4,000	Ｓ50～Ｓ53
立沼	〃	〃　平岡	2,200	漏水
湯沢貯水池	〃	〃　湯沢	7,500	漏水無

4　家畜対策

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第７　林業対策

1　林業対策

林道、治山施設の災害を防止するため、林道施設及び治山施設をあらかじめ調査、補強を行う等、適正な措置をとるものとする。

2　林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいので、その取扱いいかんによっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなりかねるので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものとする。

第２節　水防対策計画

市は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下本節において「法」という。）第 32 条の規定に基づき、水防事務の円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市域内における河川の洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減を図り、住民の安全を保持するものとする。

第１　水防の責任

市は、法第３条の規定に基づき、水防管理団体として市域内の水防が十分に行われるよう、次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

１　水防組織の確立

２　水防団（消防団）の整備

３　水防倉庫、資器材の整備

４　通信連絡系統の確立

５　平常時における河川、遊水池等の巡視

６　水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

(1) 水防に要する費用の自己負担の確保

(2) 水防団又は消防団の出動態勢の確保

(3) 通信網の再点検

(4) 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保

(5) 雨量、水位観測を的確に行うこと。

(6) 堤防、遊水池等決壊並びに決壊後の措置を講ずること。

(7) 水防上緊急に必要あるときの公用負担権限の行使

(8) 住民の水防活動従事の指示

(9) 警察官の出動を要請すること。

(10) 避難のための立退きの指示

(11) 自衛隊の出動を依頼すること（知事を経由する。）。

(12) 水防管理団体相互の協力応援

(13) 水防解除の指示

(14) 水防てん末報告書の提出

なお、市は、指定水防管理団体として、上記の他に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

ア　水防機関の整備をすること。

イ　水防計画を樹立すること（水防計画の策定は、防災会議に図って定める。）。

ウ　水防団員数を確保すること。

エ　毎年水防訓練を行うこと。

第２　水防組織

１　市水防本部の設置

気象情報、洪水予報（法第 10 条）及び水防警報（法第 16 条）の通知等により、洪水のおそれ

があると認められる場合は、市は、市庁舎内に市水防本部を設置し、水防業務を処理する体制を取るものとする。

２　市本部との統合

災害対策基本法第 23 条に基づく災害対策本部が設置されたときは、市水防本部は市本部に統合し、水防本部の業務は市本部が処理するものとする。

３　市水防本部の閉鎖

水防本部長（市長）は、市内において水害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は水害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市水防本部を閉鎖する。

４　市等の水防体制

市及び市消防団の水防体制は、別表のとおりとする。

第３　監視警戒及び重要水防区域

１　監視警戒

(1) 常時監視

市は、区域内の河川等を随時巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちに必要な水防対策を実施するとともに、河川管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 非常時監視

市は、気象の悪化が予想されるときは、監視警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講ずる。

２　重要水防区域

市域の重要水防区域は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○重要水防区域一覧表　　（Ｐ1053）

第４　農業用取水堰及び水門等の操作

市は、市内における農業用取水堰及び横川樋門、五明川排水機場、井路緑川排水機場他各水門を把握し、適切な操作を行うとともに、水災を未然に防止するよう措置するものとする。

市内の農業用取水堰及び水門の一覧表は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○農業用取水堰及び水門一覧表　　（Ｐ1059）

第５　資機材の整備及び輸送

１　資機材の整備

市は、河川の状況に応じ、水防資材・器材の整備を推進する。

市の水防倉庫の状況は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○水防倉庫一覧表　　（Ｐ1052）

２　輸送の確保

市は、あらゆる非常事態を想定して、水防用資機材・作業員等の輸送を確保するための経路を調査し、万全の措置を講じておく。

(1) 市水防本部と水防団との輸送経路

市水防本部と水防団との輸送経路については、管内からの通報による状況に従って決定する。

(2) 県水防支部と市水防本部との輸送経路

中北建設事務所水防支部と市水防本部間の輸送経路は、市の報告に基づき中北建設事務所水

防支部が路線を指示する。

(3) 輸送経路の作成、提出

市は、あらかじめ次の資料を中北建設事務所水防支部に提出しておく。

ア　付近略図に道路幅員、その他通路の分かる輸送網図

イ　万一に備えた多角的輸送路の選定図

第６　通信連絡

水防上緊急を要する通信連絡については、おおむね次によるものとする。

○ 県防災行政無線	○ 携帯電話
○ 市防災行政無線	○ 自動車
○ 消防無線電話	○ 自転車
○ ＮＴＴ電話	○ 徒歩

水防時に必要とする連絡の主な通信連絡系統は、次によるものとする。

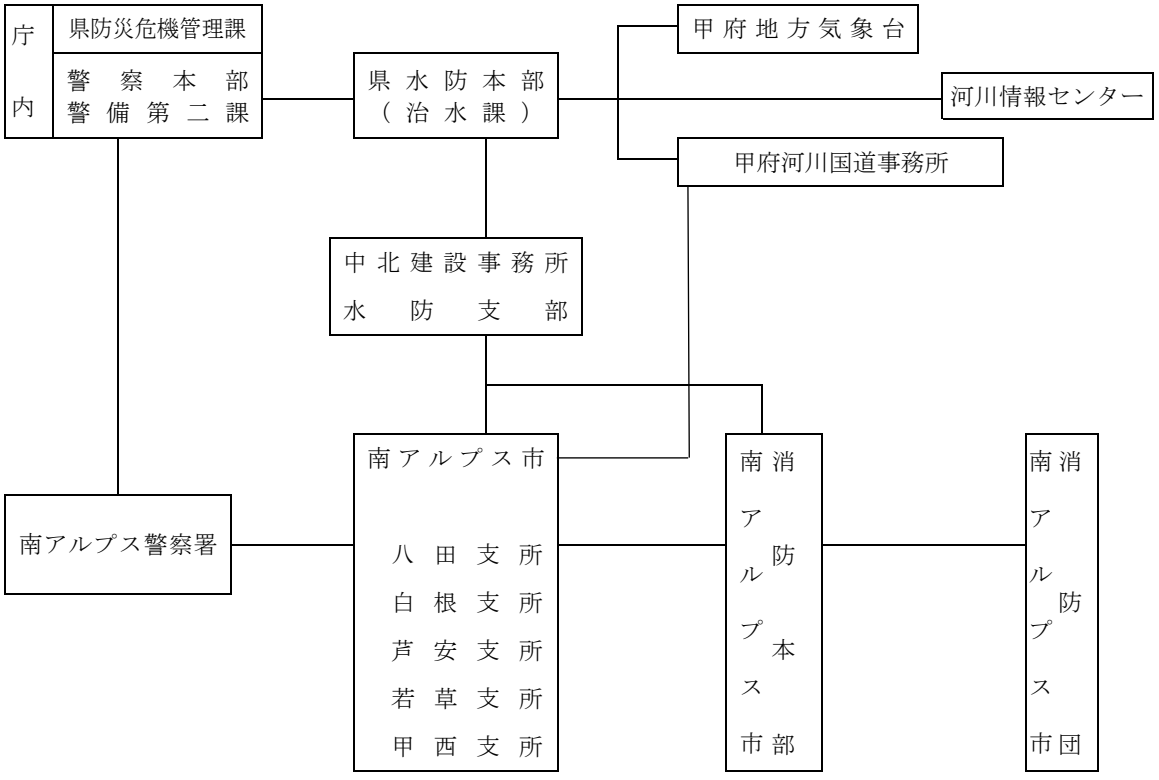

第７　観測通報

法第 10 条の規定により気象状況の連絡を受けたときは、市は、速やかに次の措置を取るものとする。

１　雨量の観測通報

(1) 重要水防区域及び危険箇所への巡視

あらかじめ編成されているパトロール班が重要水防区域、危険箇所へ出動し、河川の状況を把握し、市水防本部に報告する。

(2) 雨量観測所

市内雨量観測所と連絡を密に取り、雨量の状況を把握する。

資 料 編　○市内雨量観測所等一覧表　　（Ｐ1056）

２　水位の観測通報

水位の観測通報については、市は、量水標観測者との間に連絡員を置き、絶えず水位の情報を得るものとする。

(1) 水位通報要領

通報にあたっては、次の各項目を報告するものとする。

水位の通報項目

① 観測場所
② 観測日時
③ 出水前水位
④ 増水位
⑤ 増水高

(2) 水位通報の間隔

水位通報の間隔は、次のとおりとする。

ア　通報水位に達したとき。

イ　以後通報水位を下るまでの間１時間ごと。

ウ　警戒水位に達したとき。

エ　最高水位に達したとき。

オ　警戒水位を下ったとき。

カ　通報水位を下ったとき。

第８　富士川（釜無川を含む。）洪水予報

国土交通大臣が指定した富士川（釜無川を含む。）について、気象庁長官と共同して行う洪水予報の発表は、甲府河川国道事務所長と甲府地方気象台長及び静岡地方気象台長とが共同して行うものとする。

１　洪水予報を行う河川名及びその地域

河　川　名	実　施　区　域	洪水予報基準地点
富士川（釜無川を含む。）	左　岸　山梨県韮崎市水神一丁目 4621－４番地先　武田橋から海まで 右　岸　山梨県韮崎市神山町大字鍋山 字釜無川河原　武田橋から海まで	船　山　橋 清　水　端 南　　部

２　洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

（単位：m）

河　川　名	観　測　所　名		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
富士川（釜無川を含む。）	船山橋	ふなやまばし	1.50	2.00	2.00	2.20
	清水端	しみずはた	3.00	3.40	6.50	7.20
	南　部	な　ん　ぶ	2.50	3.80	4.20	4.90

３　発表及び解除の基準

洪水注意報	基準地点の水位が警戒水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は警戒水位を超える洪水となることが予想されるとき。	洪水予報の終了時期は洪水による危険が無くなったと認められるとき、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台が協議の上決定する。
洪水警報	基準地点の水位が危険水位程度、若しくは危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき。	同　　上

洪水情報	洪水注意報及び警報の補足説明及び軽微な修正を必要とするとき。	取扱いは洪水注意報及び警報に準ずる。

4　通報伝達系統

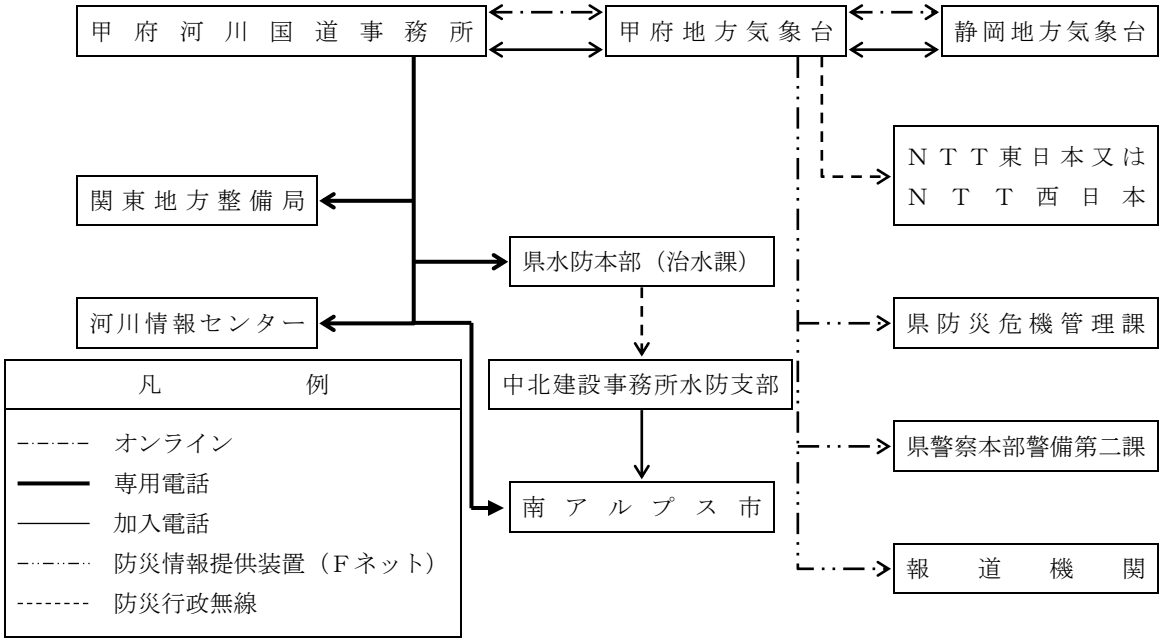

第９　水防警報

1　基準水位観測所及び水防警報区

指定河川		基準水位観測所	観測データ						水防警報区	
水系	河川		零点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	地域関係事務所	関係水防管理団体
富士川	富士川(釜無川)	浅原橋	249,760	4.30	4.60	—	—	5.95	中北建設事務所	南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町

2　水防警報の発表

(1) 水防警報の発表単位

水防警報は、基準水位観測所別に行う。

(2) 発表責任者

水防警報の発表責任者は、甲府河川国道事務所とする。

3　水防警報の種類及び基準

種類	内容	発表基準
1　待機	1　状況に応じて直ちに出動できるよう待機する必要がある旨を警告 2　長期にわたる場合出動人員を減じてもよいが、水防活動をやめることはできない旨を警告	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。

2　準 備	情報連絡、水防資機材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、出動準備をさせる必要がある旨を警告	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
3　出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告	大雨・洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により警戒水位を越えるおそれのあるとき。
4　指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な事項を明示するとともに、河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告	大雨・洪水警報等により、又は既に警戒水位を越え、災害の起こるおそれのあるとき。
5　解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告	警戒水位以下に下降したとき、その他警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

4　水防警報の伝達

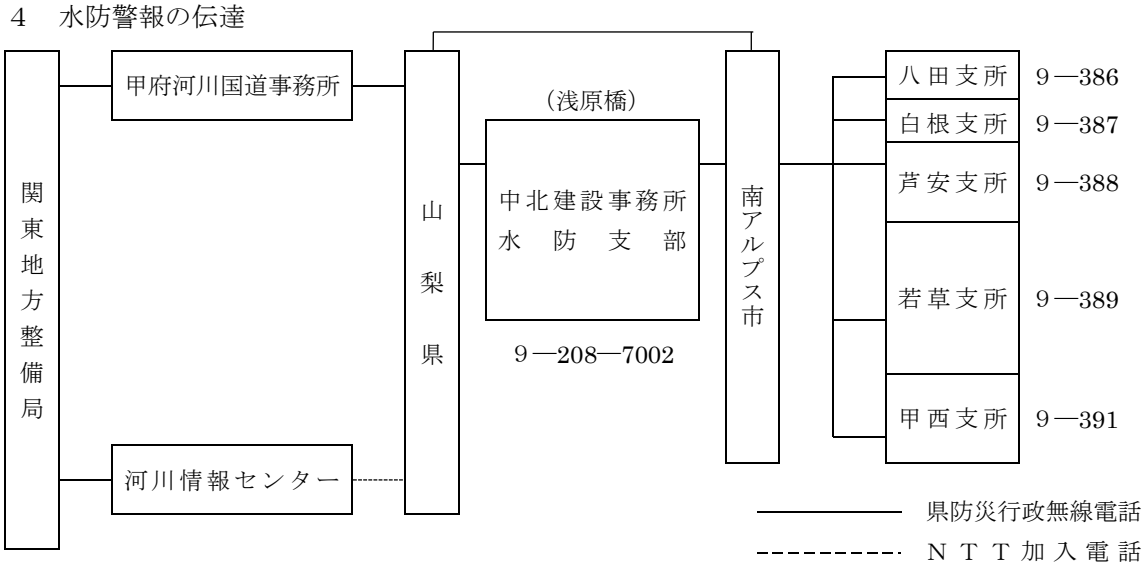

第１０　市の水防活動

1　非常配備基準

本部長は、次の基準に達した場合は、職員及び水防団（消防団）を非常配備に就かせる指令を発するものとする。

① 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
② 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合
③ 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

2　非常配備

(1) 市職員に対する非常配備

本部長は、水防応急活動に関し、所要の人員を確保するため、次の水防本部配置基準に従って動員を発令する。

各職員への動員連絡は、あらかじめ定められた電話連絡網等により、迅速に行うものとする。

種　別	配置の基準	配備の内容	配備要領	配備要員
第１配備	1　次の注意報が発表されたとき。 (1)　大雨注意報 (2)　洪水注意報 (3)　大雪注意報 2　その他、市長が	道路整備課等の最小限の人員をもって警戒態勢をとる。 【措置内容】 気象情報の受伝達及び被害状況の把握	【対応事務】 ・各窓口サービスセンター長等との連絡調整 ・道路整備課長及び維持担当は気象情報等	【勤務時間内】 ・道路整備課職員 ・農林土木課職員 ・各窓口センター長 【勤務時間外】 ・道路整備課職員、

	配備を指示したとき。		を建設部長ほか、関係課長等に連絡	農林土木課職員、窓口センター長は自宅待機し、建設部長・防災危機管理課長の指示により出動 その後の出動は、各長の指示による。
第２配備	1　次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 2　その他、市長が配備を指示したとき。	小規模の災害が予想される場合又は発生した場合 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握 ・関係機関との連絡調整 ・必要に応じて災害対策本部の設置	【対応事務】 ・パトロール及び被害状況調査実施 ・各窓口サービスセンター長等へ連絡 ・水防情報に関する広報 ・災害対策本部長ほか、関係機関への連絡 ・応急対策	・建設部長・防災危機管理課長は協議し、配備を指示、総務部長、各窓口センター長に報告 ・各窓口センター長は、窓口センター配備職員に指示 ・道路整備課職員出動 ・農林土木課職員出動 ・水防配備体制職員自宅待機

※　なお、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部設置基準に従い、第３配備体制（市長より指示）により、災害応急対策活動を実施する。

(2) 水防団（消防団）に対する非常配備

水防団（消防団）は、状況に応じた配備体制につくものとする。

待　機	水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状態を把握することに努め、また一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。 待機命令は、おおむね次の状況の際、発するものとする。 ア　洪水予報が通知されたとき。 イ　県水防本部が待機の態勢に入ったとき。
準　備	水防団（消防団）の団長、班長等は、所定の詰所に集合し、また資器材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、水防上危険ある工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させる。 準備命令は、おおむね次の状況の際、発するものとする。 ア　河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されたとき。 イ　水防警報が通知されたとき。 ウ　自ら必要と認めたとき。
出　動	水防団（消防団）の一部又は全員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく。 出動命令は、おおむね次の状況の際、発するものとする。 ア　河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 イ　水防警報（出動）が通知されたとき。 ウ　自ら出動の必要を認めたとき。

３　報告

次の場合には、本部長は中北建設事務所水防支部に報告するものとする。

(1) 警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団及び消防機関が出動したとき。この場合、本部長はその所轄区域内に出動信号を発するとともに、南アルプス警察署に通報するも

のとする。

(2) 危険が増して水防作業を開始したとき。

(3) 堤防その他の異状を発見したとき。

4　水防作業

水防団員は、次の水防上の心得に留意し、水防工法を実施する。

水防上の心得

① 水防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え後顧の憂いを失し、一たん出動したなら命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。

② 作業中は、終止敢闘精神を持ち、上司の命に従い団体行動をとらなければならない。

③ 作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。

5　水防信号

種　類	設　　備	警　鐘　信　号	サ　イ　レ　ン　信　号
第１信号	量水標の水位が警戒水位に達しなお増大のおそれあることを知らせるもので水防関係者が待機し資材の手配準備をするもの	○休止　　○休止　　○休止	約５秒 約 15 秒　約５秒 約 15 秒　約５秒 ○－休止　　○－休止　　○－
第２信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○－○－○　　○－○－○ ○－○－○	約５秒 約６秒　約５秒 約６秒　約５秒 ○－休止　　○－休止　　○－
第３信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせるもの	○－○－○－○　　○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10 秒 約５秒　約 10 秒 約５秒　約 10 秒 ○－休止　　○－休止　　○－
第４信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱　　打	約１分 約５秒　　約１分 ○－休止　　○－

1　信号は適宜の時間継続すること。

2　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差支えない。

3　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

6　被害区域からの避難

(1) 本部長は、自ら防御する堤防等が破堤した場合又は破堤の危機にひんした場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し､避難又はその準備を通信連絡系統により指示するものとする。

(2) 本部長は、南アルプス警察署長と協議の上あらかじめ避難計画を作成し、避難先、避難経路等に必要な措置を講じておくものとする。

(3) 本部長は、(1)の避難又は準備を指示した場合は、南アルプス警察署長にその旨を通知するものとする。

(4) 避難計画の主たる事項は、次のとおりとする。

ア　避難を要する人口、世帯数

イ　避難先及び避難先までの経路

ウ　避難のための指導員編成

資 料 編	**○水防上避難区域・避難先予定地一覧表**	**（P1071）**
	○浸水想定区域内の要配慮者施設一覧表	**（P1121）**

7　水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、本部長はこれを一般に周知させるとともに、中北建設事務所を通じて知事にその旨報告する。

第１１　堤防決壊の通報

堤防等が破堤した場合は、本部長、水防団長又は消防機関の長は、直ちに中北建設事務所（水防支部）の長及び氾濫の及ぶおそれがある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

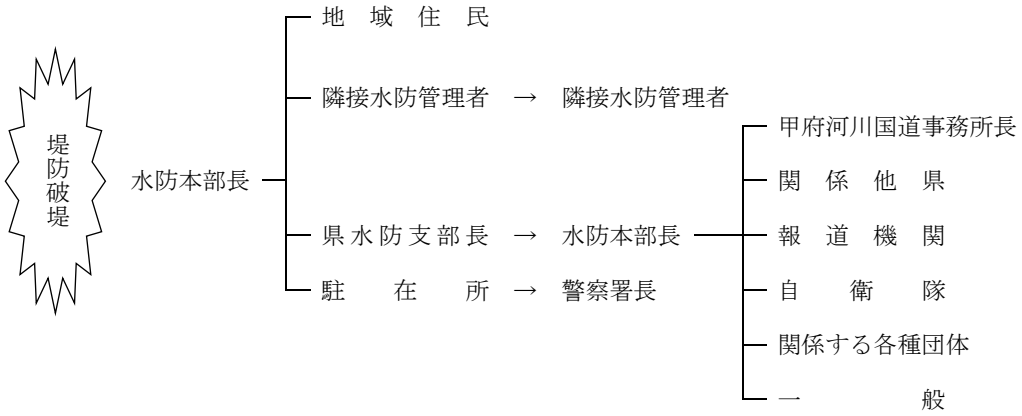

第１２　応援要請

1　他水防管理団体への応援要請

本部長は、必要があるときは他の水防管理者又は他市町村長若しくは消防長に対して、応援を求めるものとする。（水防法第23条）

2　自衛隊の災害派遣要請

本部長は、状況により知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。（自衛隊法第83条）

3　警察官の出動要請

本部長は、水防上必要があると認めるときは、南アルプス警察署長に対し、警察官の出動を求めるものとする。（水防法第22条）

第１３　水防報告

1　県水防支部長への緊急報告

本部長は、次の場合には中北建設事務所水防支部長に緊急に報告するものとする。

(1) 水防団を出動させたとき。

(2) 他の水防管理者等に応援を要求したとき。

(3) 破堤、氾濫したとき。

(4) 洪水増減の状況

(5) 応援の状況

(6) その他必要と認める事態が生じたとき。

2　水防てん末報告

水防が終結したときは、本部長は遅滞なく次の事項を取りまとめて、別記様式により中北建設事務所水防部長に報告するものとする。

(1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
(2) 警戒出動及び解散命令の時刻
(3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動の時期及び人員
(4) 水防作業の状況
(5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
(6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
(7) 水防法第28条による収用、使用又は器具、資材の種類及び使用場所
(8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
(9) 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
(10) 応援の状況
(11) 居住者出動の状況
(12) 警察の援助状況
(13) 現場指導官公職氏名
(14) 立退きの状況及びそれを指示した事由
(15) 水防関係者の死傷
(16) 功労者及びその功績
(17) 雨後、水防につき考慮を要する点その他水防管理者の所見
(18) 堤防その他の施設に関して緊急を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
(19) その他必要なる事項

第１４　その他

１　費用負担

市域の水防に要する費用は、水防法第 41 条により、市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援した水防管理団体との間で協議によって決める。

２　公用負担

(1) 公用負担権限

水防法第 28 条により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長)、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア　必要な土地の一時使用
イ　土石、竹木その他の資材の使用
ウ　土地、土石、竹木その他の資材の収用
エ　車両その他の運搬用機器の使用
オ　工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（市長）又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携帯し、必要ある場合にはこれを提出するものとする。

(3) 公用負担命令

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

公用負担命令権限書	第　　号　　公用負担命令票
身分・所属 氏　　名 上記の者に　　の区域における水防法第 28 条第１項の権限行使を委任したことを証明する 年　　月　　日 水防管理者 氏名　　㊞	目的物　　種類　　員数 負担の内容　　使用　　権用　　人分等 年　　月　　日 市　　長　　何　　某 事務取扱者　　何　　某 何　　某　　殿

別表

１　市の水防体制

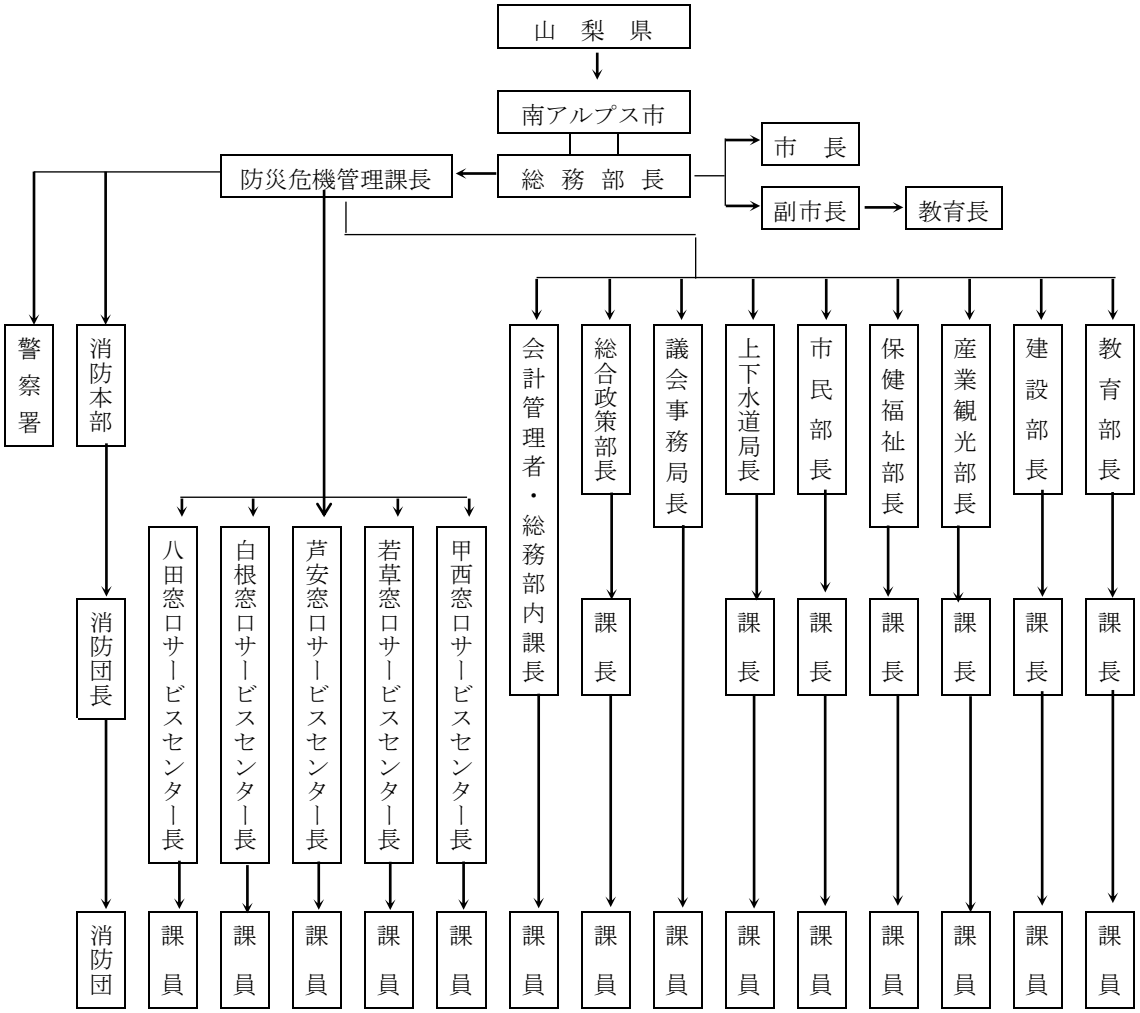

２　消防団の水防体制

（所　管　区　域）

消防団長	八田分団	第１部～第６部　六科、野牛島、上高砂、下高砂、徳永、榎原
	白根分団	第１部・第２部、第４部～第10部　飯野、在家塚、西野、今諏訪、百々、上八田、曲輪田新田、飯野新田、有野、駒場、塩前
	芦安分団	第１部～第４部　新倉、小曽利、西河原、古屋敷、大曽利、沓沢
	若草分団	第１部～第７部　十日市場、寺部、加賀美、鏡中条、下今井、藤田、浅原
	櫛形分団	第１部～第12部　小笠原、山寺、桃園、曲輪田、上宮地、中野、上野、上市之瀬、下市之瀬、平岡、あやめが丘、高尾、上今井、吉田、十五所、沢登
	甲西分団	第１部～第８部　大井、落合、五明、南湖

別記様式

水 防 実 施 状 況 報 告 書

管理団体で水防箇所毎
に作成するもの

（作成責任者）　　㊞

<table>
<tr><td>管理団体名</td><td colspan="3"></td><td>指定非指定の別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">水防実施時の台風名又は豪雨名</td><td>報告年月日</td><td colspan="3">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td colspan="6">川 右/左 岸　　地先　　m</td><td rowspan="11">所要経費</td><td></td><td></td><td>管理団体分</td><td>県支出分</td><td>合　計</td></tr>
<tr><td>日　　時</td><td colspan="6">自　　月　　日
至　　月　　日</td><td rowspan="3">人件費</td><td>手　当</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動人員数</td><td>水防団員</td><td>消防団員</td><td>その他</td><td colspan="3">計</td><td>その他</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td colspan="3">人</td><td>計</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防作業の概況及工法</td><td colspan="6" rowspan="2">工法　　箇所　　m</td><td rowspan="5">物件費</td><td>資材費</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>器材費</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">水防の効果</td><td rowspan="2">効果</td><td>堤防</td><td>田</td><td>畑</td><td>家</td><td>鉄道</td><td>道路</td><td>人</td><td>燃料費</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>m</td><td>ha</td><td>ha</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td>人</td><td>雑費</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>計</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td><td colspan="2">合　計</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td><td rowspan="5">使用資材</td><td>かます俵</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td><td>むしろ</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td><td>な　わ</td><td>kg</td><td>kg</td><td>kg</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td><td>丸　太</td><td>本</td><td>本</td><td>本</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

他の団体よりの応援の状況		立退きの状況及びそれを指示した理由	
居住者出動状況		水防功労者の氏名年令所属及びその功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況	
現場指導官公職氏名		水防活動に関する自己批判	
水防関係者の死傷		備　　考	

第３章　雪害対策

第１節　雪害予防計画

第１　農業関係雪害予防対策

予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、関係団体に対する迅速な気象情報伝達体制を整えるとともに、被害の回避又は最小限に食い止めることができるような応急的技術手法の提供、耐雪性の確保対策など、気象災害に強い施設や栽培技術の普及等の諸対策を講ずる。

区　　分	対　　策
気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底	①　伝達システムの構築 ②　気象災害の被害予測の確立 ③　被害園の追跡調査
気象に強い施設の普及	①　果樹施設の安全構築 ②　既存施設の点検及び補強の促進
気象災害に強い栽培・技術管理	①　気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及
地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進	①　共同作業、救援システムづくりの推進 ②　地域農業ボランティアの育成
農業共済制度への加入促進	①　農業共済制度への加入促進活動への支援

第２　除雪対策

積雪時における道路交通を確保するため、関係業者の協力を得て適切に除雪作業を実施する。また、主要幹線道路を確保するため緊急に除雪作業を行うときは、他の道路管理者等と連携して迅速に行う。

第３　雪崩災害予防計画

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策の事業推進を図る。

資 料 編　○雪崩危険箇所表　　（Ｐ1091）

第２節　雪害対策計画

異常降雪時には、気象情報に注意して雪害を未然に防止し、地域住民の生活を確保及び集落の孤立を防ぐため、関係団体等に広報を行うとともに、迅速に除雪を実施して道路交通の確保を図る。

第１　気象情報の把握

降雪時においては、市域の積雪状況を的確に把握するとともに、大雪注意報・警報、また今後の気象状況等に留意するものとする。

第２　広報の実施

市は、必要により市防災行政無線や電話等を活用して住民、農業関係者等に屋根の雪下し等の除雪対策に関する広報を行う。

第３　災害応急体制

１　本部長は、本編第２章風水害対策　第２節水防対策計画に基づく、市職員に対する非常配備にしたがって動員を発令する。

２　雪外対策活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

第４　除雪の実施

道路交通の確保を図るため、次により除雪を実施する。

１　除雪目標

県は、次表のとおり１日当たりの交通量を基準として、除雪目標を設定している。市においてもこの基準を参考にして、管理道路を除雪する。

区　分	日交通量の標準	除　雪　目　標
第１種	1,000 台以上／日	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。 異常降雪時においては、降雪後約５日以内に２車線の確保を図る。
第２種	500～1,000 台／日	２車線幅員確保を原則とするが、状況によっては１車線幅員で待機所を設ける。 異常降雪時には、７日程度以内に２車線又は１車線の確保を図る。
第３種	500 台未満／日	１車線幅員で必要な待機所を設けることを原則とする。状況によっては、一時通行不能もやむを得ない。

※　異常気象とは、30～50 ㎝／24ｈ程度以上の降雪をいう。

２　除雪の実施

市は、優先除雪道路を定めるなど道路除雪計画を作成し、南アルプス市建設安全協議会等の協力を得て速やかに除雪を行う。

除雪に当たっては、甲府河川国道事務所、中北建設事務所など他の道路管理者と連携して、国道・県道・市道がネットワークできるよう除雪を行う。

第５　孤立集落の防止

交通路等の途絶による集落の孤立化を未然に防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の把握、住民の救出・救助の応急対策を迅速にできる体制を確立する。

第６　雪崩れ対策

公共施設、住家等で雪崩れによる危険が予想される箇所については、適宜点検を実施し、雪崩れの早期発見に努め、早めに避難等を実施し、事故の未然防止を図る。

第４章　原子力災害対策

第１節　原子力災害予防対策計画

平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因した東京電力福島第一原子力発電所事故は、山梨県にも風評被害等さまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力発電所は存在せず、原子力施設に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（※）にも本県の地域は含まれていない。本県に最も近い中部電力（株）浜岡原子力発電所においても、県境南部まで約７０㎞、当市南部まで約１２０㎞である。

しかし、福島第１原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できる体制を整備する。

※　「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」として、国際原子力機関の基準では、原子力発電所の場合は、半径約５～３０㎞としている。

本章における用語の意義は次のとおりとする。

- 「原子力災害」・・・原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）第２条第１項第１号に規定する災害（原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害）をいう。
- 「原子力緊急事態」・・・原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- 「放射性物質」・・・原子力基本法第３条第１項に規定する核燃料物質、核原料物質及びこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 「原子力事業者」・・・原災法第２条第１項第３号に規定する事業者をいう。
- 「原子力事業所」・・・原災法第２条第１項第４号に規定する工場又は事業所をいう。
- 「特定事象」・・・原災法第１０条第１項前段の規定により主務大臣等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域付近において１時間当たり 500μSv 以上の放射線量を検出する場合などをいう。
- 「原子力緊急事態宣言」・・・原子力事業所の区域付近において１時間当たり 500μSv 以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置などの緊急事態応急対策を行う状態をいう。（原災法第 15 条）

１　本県に隣接する原子力事業所

本県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在するが、１～５号機のうち、１号機、２号機は既に運転を終了しており、３～５号機は東日本大震災以降運転停止中である。

２　情報の収集及び連絡体制の整備

市は、原子力災害予防に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次を実施する。

(1)　県、他市町村、静岡県、原子力事業所及びその他防災関係機関等との連携強化

(2)　多様な通信手段を活用した情報収集体制の強化

(3)　原子力災害予防に関する専門家との連携強化

３　モニタリング体制等の整備

(1)　平時におけるモニタリングの実施

市は、緊急時における影響評価に用いるため、平時における大気中の放射線モニタリングを実施し、データを収集・蓄積する。

(2)　モニタリング機器の整備

市は、平時又は緊急時における市内の環境に対する放射線物質又は放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等の整備に努める。

4　原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

(1)　放射性物質及び放射線の特性に関すること。

(2)　浜岡原子力発電所の概要に関すること。

(3)　原子力災害とその特性に関すること。

(4)　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

(5)　緊急時に市や県、国等が講じる対策の内容に関すること。

(6)　緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。

5　防災業務職員に対する研修

原子力災害予防対策の円滑な実施を図るため、防災業務職員に対し実施される研修に積極的に参加する。

第２節　原子力災害応急対策計画

中部電力（株）浜岡原子力発電所において原災法第 10 条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法 15 条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（本市、本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策を示す。

なお、これら以外の場合であっても、原子力災害対策上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

１　市の対応

⑴ 特定事象発生後

特定事象発生の情報を得た場合、市職員を第１配備の体制とし、速やかに情報を収集する体制を確立するとともに、必要に応じ市民に連絡する。

⑵ 原子力緊急事態宣言発出後

原子力緊急事態宣言が発せられた場合は、市職員を第２配備の体制とし、情報の収集、連絡体制を確立し、第３配備体制の準備を行う。また、緊急時のモニタリングを開始する。

なお、放射線モニタリングの分掌は、次のとおりとする。

ア　市民対策部環境班　　大気、廃棄物の検査

イ　産業観光対策部農政班　　農林畜産物、工業製品の検査

ウ　上下水道対策部下水道班　　下水汚泥の検査

エ　上下水道対策部施設班　　飲料水の検査

２　避難者の受け入れ

原子力災害により、他都道府県から本市へ避難者の流入があった際、市は一時的な避難所を確保するとともに、県営住宅、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

なお、県営住宅の受け入れについては、県との調整を図る。

３　屋内避難、避難誘導等の防護活動

万一、本市に対し原災法第 15 条（原子力緊急事態宣言等）の規定に基づく指示があった場合、市民に対し速やかに情報の提供を行う。

なお、情報の提供に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の要配慮者に十分配慮する。

表　屋内退避又は避難等に関する指標　　（原子力安全委員会「防災指針」より抜粋）

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
１０～５０	１００～５００	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に際しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。

５０以上	５００以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注）１．予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。

２．予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

３．外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

４　医療活動

市民の健康不安を解消するため、必要に応じ、県と調整を図りつつ健康相談窓口を設置する等、メンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して市民の生命・健康の保全に努める。

５　住民等への的確な情報伝達活動

県と連携し、必要に応じ相談窓口を設置するなど市民等からの問い合わせに対応する。

６　風評被害等の影響への対策

原子力被害による風評被害の未然防止又は影響を軽減するために、緊急時のモニタリング結果を迅速に公表し、農林業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第５章　火山災害対策計画

第１　活火山としての富士山

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想され、過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第２　情報の収集・伝達

火山現象に関する情報を得た場合は、防災無線等を活用し、市民に速やかに伝達する。

なお、特別警報に当たる噴火警報（噴火レベルでは４以上に相当）の情報を得た場合は、直ちに市民に伝達する。

第３　避難者の受け入れ

平成２８年４月６日に締結した「富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書」に基づき、富士吉田市からの避難者の受入れを支援する。

また、同覚書に規定された以外の避難者の流入があった場合は、極力、一時避難場所の確保に努めるとともに、受入れ計画及び以後の対応について県及び関係機関と調整を図る。

資料編　　○富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書　　（Ｐ1442）

第４　降灰対策

市内に降灰が予想される場合、清掃要領、集積した火山灰の一時的仮置き場及び処分方法について事前に検討を行う。

第６章　林野火災対策

第１節　林野火災予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると立地条件等から短期間に広範囲に燃え広がり、簡単に鎮火しないため、森林関係者、関係機関、地域住民と連携協力して、火災の予防、消火体制の整備を図り、林野火災対策の万全を期する。

第１　林野火災予防思想の普及、啓発

市は、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて、住民に強く周知徹底を図る。

第２　林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

第３　林野火災消防計画の確立

１　市は、防災関係機関と緊密な連絡を取り、次の事項について計画の確立を図るものとする。

区　　分	計　　画　　内　　容
防火管理計画	○特別警戒区域　○特別警戒時期　○特別警戒実施要領等
消防計画	○消防分担区域　○出動計画　○防御鎮圧計画　○他市町村等応援計画 ○資機材整備計画　○防災訓練実施計画　○啓発運動推進計画等

２　自衛消防体制の確立

市は、国、県、恩賜林保護組合、櫛形森林組合等と連絡を密に取り、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図るものとする。

３　関係職員の研修指導

市は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

第２節　林野火災の応急対策計画

第１　関係機関への通報等

市長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に県消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

第２　林野火災防御計画の樹立等

市長又は消防長は、林野火災防御に当たって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資器材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防御計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

１　各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）
２　出動順路及び防御担当区域
３　携行する消防資器材
４　指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
５　隊員の安全確保
(1) 気象状況の急変による事故防止
(2) 落石、転落等による事故防止
(3) 進入、退路の明確化
(4) 隊及び隊員相互の連携
(5) 地理精通者の確保
(6) 隊員の服装
６　応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
７　防火線の設定
８　県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
９　ヘリポートの設定及び給水場所の確保
10　消火薬剤及び資器材等の確保
11　救急救護対策
12　食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
13　関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

第７章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総則

第１　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本地域防災計画　共通対策編　第１章　第１節のとおり。

第２節　災害対策本部の設置・関係者との連携協力の確保

第１　災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、本計画　共通対策編　第３章　第１節「応急活動体制計画」にしたがい、「南アルプス市災害対策本部」を設置する。

第２　地震発生時の応急対策

１　情報活動の強化

市は、市庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、気象庁の発表する正確な情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、速やかに地震発生後の初動体制を取ることとする。

２　情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、本計画　共通対策編　第３章　第３節「予報及び警報等の受理・伝達計画」　第４「地震に関する情報等の伝達」に準ずる。

３　施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて公共施設等、特に防災拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況の把握に努める。

４　二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関等との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について必要な措置をとる。

５　医療救護活動

本地域防災計画　共通対策編　第３章　第１６節「医療対策計画」による。

６　物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等におり調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

７　緊急輸送活動

本地域防災計画　共通対策編　第３章　第１３節「緊急輸送対策計画」による。

８　交通確保対策

本地域防災計画　共通対策編　第３章　第１１節「交通対策計画」による。

９　防疫・保健衛生活動

本地域防災計画　共通対策編　第３章　第１７節「防疫対策計画」による。

１０　文化財の保護

本地域防災計画　共通対策編　第２章　第１６節「文化財災害予防対策計画」に準ずる。

第３　資機材、人員等の配備

１　物資等の調達手配

物資等の備蓄及び調達等については、「南アルプス市防災備蓄計画」のとおり。

２　人員の配置

市は、人員の配備状況を山梨県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、山梨県に応援を要請するものとする。

３　災害応急対策等に必要な資機材等

（１）防災関係機関は、地震が発生した場合において、本地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

（２）機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第４　他機関に対する応援要請

１　市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、本地域防災計画　共通対策編　第３章　第４節「応援要請計画」のとおり。

２　市は必要があるときは、１に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第５　帰宅困難者への対応

１　市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

２　都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第３節　南海トラフ地震に関連する情報

第１　南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

南海トラフ地震に関連する情報は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりである。

○「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の２種類の情報名で発表

情 報 名	情 報 発 表 条 件
南海トラフ 地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ 地震関連解説 情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※　すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関係性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0以上の地震※3が発生した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれも当てはまらない現象と評価した場合

※１　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50㎞程度までの範囲（次図参照）

※２　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※３　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※４　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュード

を用いている。

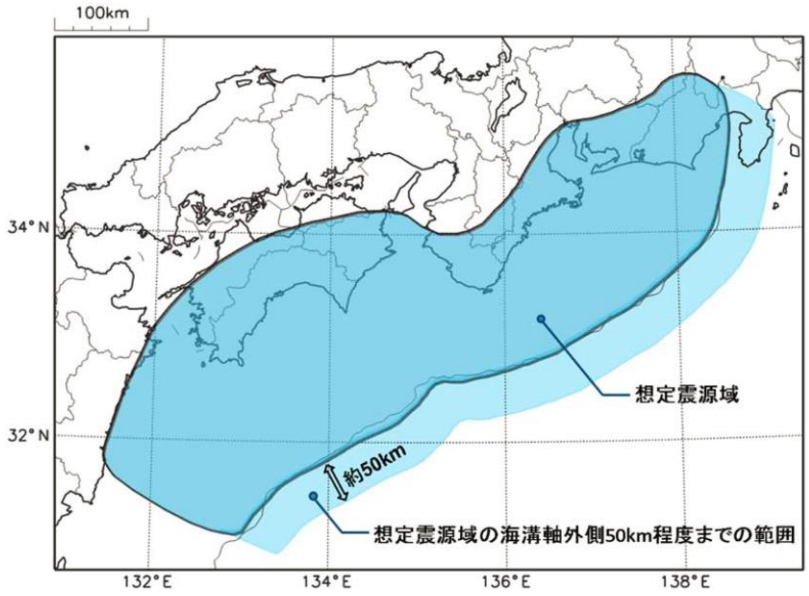

第２　情報発表までの流れ

気象庁による、異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。

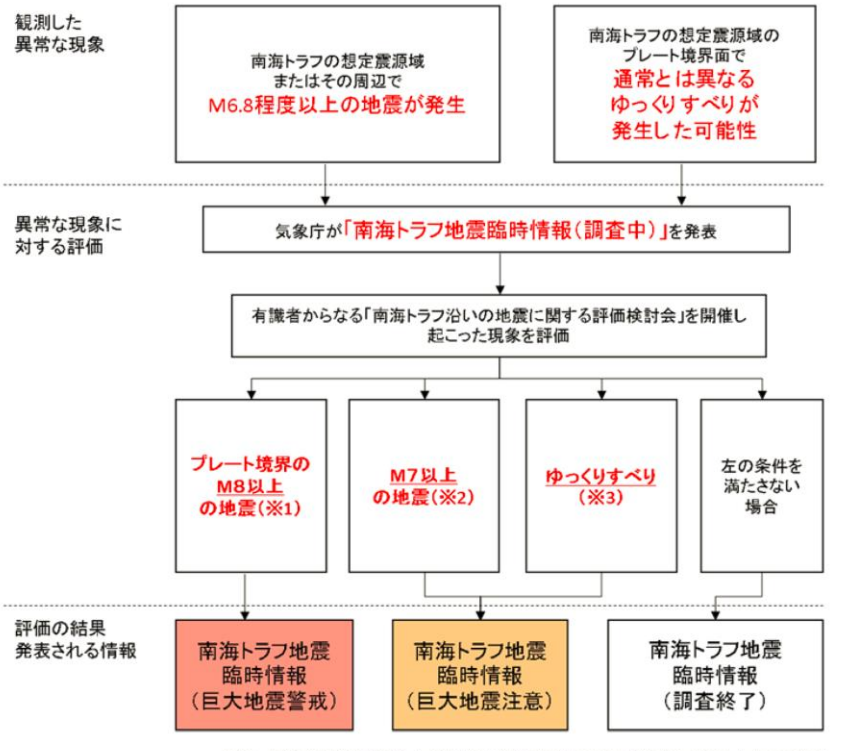

図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合がある。

※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第４節　時間差発生等における円滑な避難の確保等

第１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、防災危機管理課長、防災危機管理課防災担当職員全員は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報の収集及び関係団体等に伝達するとともに、災害警戒本部体制に移行できるよう、全部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

なお、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、本計画　共通対策編　第３章　第３節「予報及び警報等の受理・伝達計画」　第４「地震に関する情報等の伝達」に準ずる。

第２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

市長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、直ちに「南アルプス市災害対策本部」を設置し、的確かつ円滑にこれを運用する。

災害対策本部設置後、速やかに本部員会議を開催し、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、市民に対し今後の備えについて呼びかけを行う。

市民に呼び掛ける今後の備えの例

・家具の固定
・避難場所及び避難経路の確認
・家族との安否確認手段の取決め
・家庭における備蓄の確認　等

関係部局においては、災害対策本部員会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設がある場合には、必要に応じて、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

なお、地震発生から１週間（地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間。）は、災害対策本部体制で厳重な警戒を行う。

１週間経過の後、さらに１週間（地震発生から 336 時間経過した以降の正時までの期間。）は、原則として災害警戒本部体制による対応とするが、被害状況等を踏まえ、必要に応じて災害対策本部体制を継続する。

当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

なお、市民等への周知については、共通対策編　第３章　第９節「災害広報計画」のとおり。

３　災害応急対策を取るべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8 程度以上の地

震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

４　避難対策等

（１）地域住民等の避難行動等

ア　南海トラフ巨大地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前に避難が必要となる危険区域等をあらかじめ事前避難対象地区として指定する。

なお、事前避難対象地区は、地震により地すべりやがけ崩れの発生を考慮し、土砂災害警戒区域を基本として、南海トラフ巨大地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際、指定する。

イ　地震の発生に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る避難計画について策定する。

ウ　市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

エ　市は、要配慮者等及び地域住民等に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、日頃から地震への備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

（２）避難所の運営

市における、避難後の救護の内容については、「南アルプス市避難所運営マニュアル」のとおり。

５　消防機関等の活動

（１）市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア　地震情報等の的確な収集及び伝達

イ　事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難経路の確保

６　防犯対策

山梨県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

（１）正確な情報の収集及び伝達

（２）不法事案等の予防及び取締り

（３）地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

７　水道、電気、ガス、通信、放送関係

（１）水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

（２）電気

ア　電力業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

イ　指定公共機関東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社は、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

（３）ガス

ア　ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

イ　ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

（４）通信

指定公共機関東日本電信電話株式会社山梨支店は、情報を確実に伝達するため、電源を確保する。

また、地震発生後、電波が輻輳した場合の対策等の措置を講ずる。

（５）放送

放送業者は、次の措置を講ずる。

ア　被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や居住者等及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

イ　発災後も円滑に放送を継続し、警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定める。

８　交通

（１）道路

市、県公安委員会は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報の交通規制、主要避難路等の交通規制の情報について提供する。

（２）鉄道

鉄道業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ運航規制等の情報について情報提供を行うものとする。

９　市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

（１）不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア　各施設に共通する事項

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

（イ）入場者等の安全確保のための退避等の措置

（ウ）施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

（エ）出火防止措置

（オ）飲料水、食料等の備蓄

（カ）消防用設備の点検、整備

（キ）非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（ク）各施設における緊急点検、巡視

＜留意事項＞
１　来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
２　避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ　個別事項

（ア）橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

（イ）河川、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の措置

（ウ）保育所、小・中学校等にあっては、次に掲げる事項

・　児童生徒等に対する保護の方法

・　事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

（エ）社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

・　入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

・　事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごと別に定める。

（２）災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア　災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、（１）のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力要請するものとする。

（ア）自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

（イ）無線通信機等通信手段の確保

（ウ）災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急通行車両等の確保

（３）工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断し、労働者等の安全を確保する。

１０　滞留旅客者等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客者等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策をとるものとする。

第３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、災害警戒本部を設置し、本部員会議を開催し、一部割れのケースにおいては地震発生から１週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、災害警戒本部体制で対応する。

さらに、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

市民に呼びかける今後の備えの例

・家具の固定
・避難場所及び避難経路の確認
・家族との安否確認手段の取決め
・家庭における備蓄の確認　等

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は、災害警戒本部員会議の開催に代えて災害対策本部員会議を開催し、地震発生から１週間は、災害対策本部体制で対応する。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

２　南海トラフ地震臨時情報意（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知する。

なお、市民への周知方法については、共通対策編　第３章　第９節　災害広報計画のとおり。

３　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50㎞程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

４　市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第４　南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の市の対応

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、防災危機管理課長、道路整備課長は、所要の準備を終了し、全部局にその旨を連絡する。

第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

（以下の事業について具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を記載する事業については、政令・告示に留意すること）

１　建築物、構造物等の耐震化・不燃化

２　避難場所の整備

３　避難経路の整備

４　土砂災害防止施設

５　避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成２５年総務省告示第４８９号に定める消防用施設

６　緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

７　通信施設の整備

（１）市防災行政無線

（２）その他の防災機関等の無線

８　緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、干渉地域として緑地、広場、その他の公共空地の整備を行うものとする。

（１）市の事業

（２）特定事業所の事業

（整備計画の作成に当たって配慮すべき事項）
計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第６節　防災訓練計画

1　市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、防災週間等を通じて積極的に、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

2　１の防災訓練は、少なくとも年１回以上実施するよう努めるものとする。

3　１の防災訓練は、地震発生から災害応急対策を中心とし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

4　市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

5　市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

（１）要員参集訓練

（２）要配慮者、滞留旅客者等に対する避難誘導訓練

（３）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

（４）災害の発生の状況、避難指示、自主避難によう各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

（防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項）

（１）避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること。

（２）それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

１　市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関で行うものとし、防災教育の内容は次のとおりとする。

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

（２）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（３）地震・津波に関する一般的な知識

（４）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ㎡地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識

（５）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

（６）南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（７）南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

２　地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

（２）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（３）地震・津波に関する一般的な知識

（４）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

（５）正確な情報入手の方法

（６）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

（７）各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

（８）各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

（９）避難生活に関する知識

（10）住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

（11）住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

３　相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第８章　東海地震に関する対策計画

第１節　東海地震の被害想定

第１　基本的な考え方

１　被害想定調査報告書の目的

県は、中央防災会議（内閣府）による新たな東海地震の想定震源域や想定震度分布の公表、東海地震防災対策強化地域の見直しなどを踏まえ、平成 15 年度、16 年度の２か年計画により東海地震の被害想定調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」をまとめた。

今後、市は、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を市が進める具体的な地震防災対策に資する基礎資料とし、食料・防災資機材の備蓄、耐震化対策等を推進する。

２　調査の前提条件等

(1) 調査の前提条件

本調査の前提条件は、次のとおりである。

想　定　地　震	東海地震（マグニチュード 8.0）
想定の季節・時間帯	①冬の朝５時、②春秋の昼 12 時、③冬の夕方 18 時
予　知　ケ　ー　ス	①予知なし、②予知あり

なお、今回想定した東海地震は、国の中央防災会議が平成 13 年に見直しを行った新しい想定震源断層モデルを前提としている。

(2) 想定項目

県は、次の項目について想定を実施した。

① 地震動・液状化の想定
② 斜面崩壊の想定
③ 建物被害の想定
④ 火災の想定
⑤ ライフライン施設被害の想定
⑥ 交通施設被害の想定
⑦ 人的被害の想定
⑧ 生活支障の想定
⑨ 災害シナリオの想定

３　参考時の留意点

本調査報告書を参考にする場合、次の点などに留意する必要がある。

○　本調査における想定調査は精度の確保を図ってはいるが、あくまでも一つの予測（目安）であるため､実際の発災時には地震動をはじめ被害の状況が想定と異なることも当然予想される。本調査は、被害の想定のみを目的としたものではなく、これを前提条件として地震災害に対する正しい認識を啓発し、具体的な対策へ発展することを目的に実施したものであること。

○　本調査では、建物被害、人的被害などの想定手法の多くにおいては阪神・淡路大震災を基にしているが、同じ直下型の新潟県中越地震と阪神・淡路大震災と比べると被害状況が異なっている点もうかがえ、また阪神・淡路大震災は直下型地震であり、東海地震は海溝型地震であるため、地震の発生規模や発生パターンによっては被害の傾向が異なる可能性があること。

○　本被害想定の定量的数値には余震の影響は考慮されていないため、余震の影響が大きい場合、余震による直接的な物的被害等が発生したり、ライフラインの復旧をはじめ災害対策活動が円滑に進まず復旧が長期化したりするなどの影響が考えられること。

第２　想定地震である東海地震について

１　東海地震発生の切迫性

東海地震は、100～150 年周期で発生すると考えられており、前回「安政東海地震」（1854 年）から 160 年以上が経過しており切迫性が高いため、早急な対策を進める必要がある。

２　東海地震防災対策強化地域の指定状況

山梨県においては、本市を含む 27 市町村中 25 市町村（平成 23 年４月１日現在）が震度６弱以上の揺れが想定される「東海地震防災対策強化地域」に指定されており、県内全域に大きな影響を及ぼすと考えられる。

第３　想定結果

県が被害想定調査した本市の想定結果は、次のとおりである。

１　地震動・液状化の想定

県が行った本調査の震度分布と中央防災会議から公開されている震度分布とを総合評価した結果、震度分布状況を県全域で見ると、震源域の距離からの関係により南が高く、北が低い傾向にあり、本市においても南部の甲西地区・若草地区・櫛形地区等で震度６弱、その他の地区で震度５強となっている。

また、液状化の危険度については、市東部地域の平野部において「液状化危険度は小」となっているが、釜無川沿い等においては「液状化危険度は大」とされる箇所も見受けられる。

２　斜面崩壊の想定

地震の発生によって急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所が崩壊する危険度の判定結果によると、危険性の高い急傾斜地崩壊危険箇所が 17 か所と、市内の危険箇所の約４割が危険性の高いランクＡに属している。

また、急傾斜地崩壊危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は市内で全壊１棟、半壊３棟とされる。

なお、危険箇所の全箇所に対策工が実施された場合は、市内では半壊２棟のみに減じると想定されるため、関係機関による早期対策の実施を促進する必要がある。

地震時の危険度ランク別箇所数

	ランクＡ	ランクＢ	ランクＣ	計
急傾斜地崩壊危険箇所数	17	14	12	43
地すべり危険箇所数	0	1	0	1
計	17	15	12	44

※　ランクＡ：危険性が高い　　ランクＢ：危険性がある　　ランクＣ：危険性が低い

斜面崩壊による人家被害戸数

	全　壊　棟　数	半　壊　棟　数
南　ア　ル　プ　ス　市	１棟	３棟

３　建物被害の想定

本市における建物は、約 86%以上が木造建物であり、また新耐震基準（昭和 56 年）以前の古い木造建物が約 42%を占めている。

想定結果によると、市内では 255 棟が全壊し、1,740 棟が半壊すると想定され、その多くが木造建物とされる。また、揺れによって 186 棟が全壊し、1,604 棟が半壊するなど、建物全壊の原因は、揺れによるものが約 73%を占めている。

市内における建築年代別の建物棟数

	昭和 25 年以前	昭和 25～45 年	昭和 46～56 年	昭和 57 年以降	合計
木　　造	1,478	2,435	4,338	11,348	19,599
Ｒ Ｃ 造	49		63	99	211
Ｓ　　造	37		178	683	898
軽量Ｓ造	14		180	1,388	1,582
そ の 他	5	83	72	469	629
合　　計	1,490	2,611	4,831	13,987	22,919

揺れ・液状化による全壊・半壊棟数

	全　壊　棟　数（全壊率）						半　壊　棟　数（半壊率）					
	木造	ＲＣ造	Ｓ造	軽量Ｓ造	その他	合計	木造	ＲＣ造	Ｓ造	軽量Ｓ造	その他	合計
揺　れ	162 (0.8)	1 (0.5)	5 (0.6)	16 (1.0)	2 (0.3)	186 (0.8)	1,516 (7.7)	4 (1.9)	30 (3.3)	32 (2.0)	22 (3.5)	1,604 (7.0)
液 状 化	59 (0.3)	1 (0.5)	4 (0.4)	4 (0.3)	1 (0.2)	69 (0.3)	118 (0.6)	1 (0.5)	6 (0.7)	9 (0.6)	2 (0.3)	136 (0.6)
計（揺れ＋液状化）	221 (1.1)	2 (0.9)	9 (1.0)	20 (1.3)	3 (0.5)	255 (1.1)	1,634 (8.3)	5 (2.4)	36 (4.0)	41 (2.6)	24 (3.8)	1,740 (7.6)

４　火災の想定

県が想定した①冬５時、②春秋 12 時、③冬 18 時の３種類の季節・時間帯のうち、暖房器具が利用され、かつ最も調理器具が利用される冬 18 時に最も多く出火し、大規模な延焼火災は発生しないものの 11 棟が焼失すると想定される。

	全出火件数	炎上出火件数		消火件数	焼失棟数
		木　造	非木造		
冬　5　時	1	1	0	1	5
春秋 12 時	1	1	0	1	5
冬　18　時	5	2	1	3	11
予知あり	0	0	0	0	0

5　ライフライン施設被害の想定

(1) 上水道

地震発災直後には、市内で 19,152 戸（86.5%）と多くの世帯で断水すると想定される。また、発災１日後においては 12,793 戸（57.8%）が、発災１週間後においても 1,171 戸（5.3%）が断水すると想定される。

上水道機能支障予測結果

需要家数	断　水　需　要　家　数　（断　水　率）			
	直　後	１日後	２日後	１週間後
22,138 戸	19,152 戸 （86.5%）	12,793 戸 （57.8%）	12,545 戸 （56.7%）	1,171 戸 （5.3%）

注　配水管延長：445.0km、被害箇所数：212.1 か所、被害率：0.48%

(2) ＬＰガス

ＬＰガスの要点検需要家数は、1,879 戸（8.7%）と想定される。ＬＰガスは、主に建物の全・半壊することによって点検を要する被害が発生するため、被害の地域分布は建物被害に似た傾向となる。

ＬＰガス機能支障予測結果

ＬＰガス需要家数	要点検需要家数	ＬＰガス機能支障率
21,594 戸	1,879 戸	8.7%

(3) 電力

電柱、地中配電線・架空配電線の物的被害等により、13,655 口（45.3%）と半数近くの需要家において機能障害（停電）が発生すると想定される。

電力機能支障予測結果

需要家契約口数	停　電　率	停電需要家契約口数
30,124 口	45.3%	13,655 口

(4) 電話等情報通信

電柱、地中ケーブル・架空ケーブルの物的被害等により、一般電話施設における通話機能支障は、1,434 件（4.9%）生じるとされ、また輻輳により数日間はかかりにくい状況になると考えられる。

また、携帯電話は、無線と有線の併用による通信システムであるため、一般電話よりも地震の影響は受けにくいと思われるが、過去の地震の例からも一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し、輻輳が発生すると予想される。

一般電話機能支障予測結果

加　入　件　数	通話機能支障率	通話機能支障件数
29,166 件	4.9%	1,434 件

(5) 下水道

下水道施設における物的被害・機能支障は、液状化による管きょ被害の発生（市内における土砂堆積延長は約 1.9km）し、排水困難となる下水道機能支障人口は約 240 人と想定される。

下水道機能支障予測結果

下水道処理区域人口	下水道機能支障人口	被　害　率
22,292 人	241 人	1.1%

6　交通施設被害の想定

(1) 道路施設

県は、第１次、第２次緊急輸送道路指定路線及びその延長路線を対象に、通行機能障害を想定した。調査では震度及び液状化危険度で通行支障を想定し、影響度ランクを次の４つに分類して判定した。

影響度ランク	意　味
ＡＡ	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送にも重大な影響が発生する可能性がある区間
Ａ	大規模な被害が発生する可能性がある区間、あるいはかなりの確率で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
Ｂ	軽微な被害が発生する可能性がある区間、あるいはまれに被害が発生する可能性がある区間
Ｃ	被害が発生する可能性がほとんどない区間

市域内においてランクＡ、ランクＢと想定される区間は、次のとおりである。

ア　ランクＡの区間

市域内で、ランクＡと想定される区間は、次のとおりである。

○　甲斐早川線の築山地区の一部区間

○　国道５２号（甲西道路）の富士川町境付近

イ　ランクＢの区間

市域内で、ランクＢと想定される区間は、次のとおりである。

○　韮崎南アルプス富士川線のほぼ全区間

○　韮崎南アルプス中央線のほぼ全区間

○　富士川南アルプス線の全区間

○　甲府南アルプス線のほぼ全区間

○　甲斐早川線の韮崎南アルプス富士川線交点付近と、築山地区から芦安支所の区間

(2) 河川

県は、県内の主要な河川を対象に、液状化危険度判定結果、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の危険度判定結果をもとに影響可能性について評価した。

調査結果によると、田富町（現：中央市）境・市川大門町（現：市川三郷町）境の釜無川において液状化の影響により被害が発生する可能性が、また御勅使川の沓沢地区においては斜面崩壊により河道がせき止められて被害が発生する可能性があると想定される。

7　人的被害の想定

(1) 死傷者

人的被害が発生する最大ケースは、朝５時（予知なしの場合）で、死者 12 人、重傷者 38 人、軽傷者 326 人と想定され、死傷の原因はほとんどが建物被害に起因すると想定されている。

また、予知があった場合は、死者４人、重傷者 14 人、軽傷者 125 人と想定され、予知によって事前に的確な行動が取れることで、大幅に軽減される可能性がある。

死傷者数の低減を図るため、建物の耐震補強・耐震性の向上等のほか、家具転倒防止器具設置の対策など、低減効果があり、比較的簡単にできる対策の実施を住民に対して啓発していく必要がある。

死傷要因別死傷者数　（単位：人）

		5　時			12　時			18　時		
		死　者	重傷者	軽傷者	死　者	重傷者	軽傷者	死　者	重傷者	軽傷者
建物被害	予知なし	10	36	324	3	25	221	3	23	211
	予知あり	4	14	124	1	9	85	1	9	81
火　災	予知なし	1	1	1	1	1	1	1	1	2
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	予知なし	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	予知あり	0	0	1	0	0	1	0	0	1
合　計	予知なし	12	38	326	5	27	223	5	25	214
	予知あり	4	14	125	1	9	86	1	9	82

※　夜間人口：70,828 人、昼間人口：63,698 人（平成 27 年国勢調査）

(2) 要救助者

最大ケースの朝５時（予知なし）の場合、市内の要救助者数は 65 人と想定される。朝５時においては木造建物において需要が高く、昼間及び夜間の時間帯には非木造建物での要救助需要が高くなる。発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が大きいため、木造住宅における救助事象を中心に救助活動が望まれる。

要救助者数想定結果　（単位：人）

	5　時			12　時			18　時		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
予知なし	56	9	65	13	29	42	12	28	40
予知あり	21	3	24	5	11	16	5	11	16

８　生活支障の想定

(1) 滞留旅客・帰宅困難者

昼間に、東海地震の発生又は警戒宣言の発令に伴い交通機関が停止した場合、「広河原・芦安温泉周辺」では、登山客等がにぎわう６月から 10 月にかけて 1,000 人を超える滞留旅客・帰宅困難者が、また「櫛形山・果実峡周辺」では、あやめ祭りや登山客等でにぎわう５月から８月にかけて多くの滞留旅客・帰宅困難者が発生すると想定される。「釜無川沿岸」では、十日市が開かれる２月の 2,000 人以上をピークに多くの滞留旅客･帰宅困難者が発生すると想定され、また１年を通じて毎月 500 人以上の滞留旅客・帰宅困難者が発生すると想定される。

また、夜間発災の場合、８月には 1,000 人を超える滞留旅客・帰宅困難者が発生すると想定され、特に「広河原・芦安温泉周辺」では７月から８月にかけて約 500 人～650 人の滞留旅客・帰宅困難者が発生すると想定される。

滞留旅客・帰宅困難者数

ア　昼間（10時～18時）発災の場合　（単位：人）

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月
広河原・芦安温泉周辺	22	17	22	38	118	1,054	1,297	1,609	1,096	1,108	88	20
櫛形山・果実峡周辺	116	178	158	332	1,040	1,038	707	957	250	307	326	187
釜無川沿岸	655	2,140	636	1,132	694	593	611	1,110	690	836	911	561
合　計	793	2,335	816	1,502	1,852	2,685	2,615	3,676	2,036	2,251	1,325	768

イ　夜間（18時～翌10時）発災の場合　（単位：人）

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月
広河原・芦安温泉周辺	43	28	56	61	78	115	518	656	216	178	94	50

櫛形山・果実峡周辺	108	135	155	147	206	148	194	355	133	131	131	112
釜無川沿岸	154	164	202	166	157	148	165	245	160	171	176	153
合　計	305	327	413	374	441	411	877	1,256	509	480	401	315

(2) 医療機能支障

市内には、県から峡西医療圏の地域災害拠点病院に指定されている「徳州会病院」が、また地域災害支援病院に指定されている「巨摩共立病院」、「宮川病院」及び「高原病院」等があるため、外来患者への対応は可能とされているが、手術・入院を要するような重傷患者への対応は若干支障が生じると想定されている。

医療需給過不足数　（単位：人）

対応可能入院重傷患者数	要転院患者数	重傷者数＋病院死者数（５時）	対応可能外来患者数	軽傷者数（５時）	医療需給過不足数	
					入院患者対応	外来対応
76	34	50	484	326	－８	158

(3) 住機能支障

ア　短期的住機能支障（発災～約１か月）

県は、発災１日後、１週間後及びライフライン復旧後の約１か月後の避難所生活者数及び避難所外避難者数を想定し、また避難所生活者数、避難所外避難者数を含めた一時的住居制約者を推計した。

住居制約者は、市内全域では発災１日後で 15,211 人、１週間後で 4,370 人、１か月後で 796 人と想定される。

なお、避難所がすべて被害もなく使えると仮定すると、避難者の避難所への収容は可能と想定される。

また、発災１日後の住居制約者数を食料需要者数と考えると、発生直後には市内で１日当たり 45,633 食分が必要とされ、飲料水不足量は 50ｔと想定されている。このため、今後ともこれらの数値を目標に備蓄対策を推進するとともに、住民自身による備蓄の啓発・推進を図っていく必要がある。

(注)　「避難所外避難者」：疎開を含め、親戚・友人宅など避難所以外への避難者

「一時的住居制約者」：地震によって住んでいた住宅が倒壊・焼失した人。あるいは家は無事でもライフラインの途絶によって生活に支障を来たす人

短期的住機能支障想定結果　（単位：人）

	避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計
発災１日後	248	270	9,370	9,888	133	145	5,045	5,323	381	415	14,415	15,211
〃１週間後	248	270	2,323	2,841	133	145	1,251	1,529	381	415	3,574	4,370
〃１か月後	248	270	0	518	133	145	0	278	381	415	0	796

避難所収容人数と想定避難所生活者数との比較　（単位：人）

避難所収容人数	避難所人口（１日後）	避難所人口（１週間後）	避難所人口（１か月後）	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
				１日後	１週間後	１か月後	１日後	１週間後	１か月後
20,740	9,888	2,841	518	10,852	17,899	20,222	0.48	0.14	0.02

避難所収容人数と想定住居制約者数との比較　（単位：人）

避難所収容人数	住居制約者数（１日後）	住居制約者数（１週間後）	住居制約者数（１か月後）	収容人数－住居制約者数			避難所人口／住居制約者数		
				１日後	１週間後	１か月後	１日後	１週間後	１か月後
20,740	15,211	4,370	796	5,529	16,370	19,944	0.73	0.21	0.04

イ　中期的住機能支障（発災約１か月～約１年）・長期的住機能支障（発災約１年～数年以降）

発災約１か月以降になれば、避難所生活から応急仮設住宅等への生活へと推移し、また発災約１年～数年以降になれば、公営住宅等本格的な恒久住宅等での生活へと移行していく。

発災約１か月以降の応急仮設住宅需要は、市内全域で 250 世帯と想定される。

中長期的住機能支障想定結果　（単位：世帯）

中期的住機能支障	長期的住機能支障			
応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建替	自宅改修・修理
250	160	24	39	6

(4) 清掃・衛生機能支障

ア　仮設トイレ需要数

地震により上水道・下水道施設が損壊し、トイレが使用できない場合には、トイレ不足が深刻となるため、市では仮設トイレを備蓄している。

イ　瓦礫発生量

建物の倒壊や焼失による被害等によって、市内で約 40 千ｔ（50 千 m^3）の住宅・建築物系のがれきが発生すると想定される。

このため、あらかじめ公共空地等にがれきの仮置場を選定しておく必要がある。

住宅・建築物系の瓦礫発生量想定結果

重　　量（単位：千ｔ）				体　　積（単位：千 m^3）			
木造倒壊による	非木造倒壊による	焼失による	合計	木造倒壊による	非木造倒壊による	焼失による	合計
19.6	19.0	0.3	38.9	37.2	12.2	0.6	50.0

第２節　東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第６条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等に取るべき対策を定める。

なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、共通対策編第２章「災害予防計画」による。

東海地震に関連する情報発表の流れ

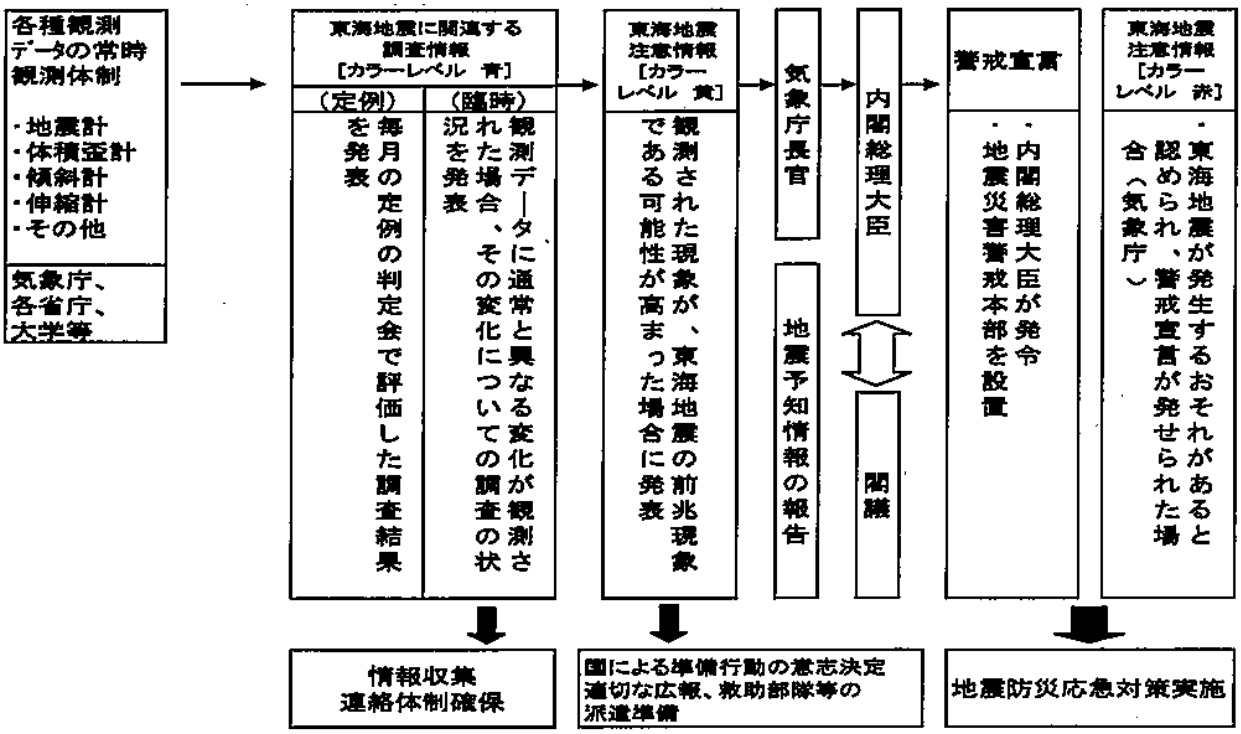

第３節　東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

第１　東海地震に関連する調査情報発表時の体制

１　市職員の配備体制及び行動

東海地震に関連する調査情報が発表された場合、防災危機管理課長、防災危機管理課防災担当職員全員は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

２　県、防災関係機関との連絡体制の確保

市は、防災危機管理班の中から連絡用職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

３　情報への周知

(1) 職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報発表の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

(2) 住民への広報

市防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メール、公共情報コモンズ（テレビ文字放送)、ＣＡＴＶ局の協力を得て､東海地震に関連する調査情報の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第２　東海地震注意情報発表時の体制

１　準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、市長は物資の点検、調達、児童生徒の引き渡し等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。

２　市職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につき、次の事務を行う。

① 地震予知に関する情報等の収集及び伝達
② 地震災害警戒本部設置の準備
③ 消火薬剤、水防資機材等、市が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
④ 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難場所の開設準備
⑤ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
⑥ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

３　住民への広報

市防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メール、公共情報コモンズ（テレビ文字放送)、ＣＡＴＶ局の協力を得て、東海地震注意情報の内容とその意味について周知を行い、旅行の自粛など適切な行動を呼びかけるものとする。また、市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

第３　東海地震予知情報発表（警戒宣言発令時）の体制

１　南アルプス市地震災害警戒本部の設置

東海地震予知情報が発表された場合、「南アルプス市地震災害警戒本部条例」及び「南アルプス市地震災害警戒本部活動要領」に基づき、市長は、直ちに南アルプス市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

市警戒本部の概要は、次のとおりである。

本部長	市長
副本部長	副市長・教育長

本部員	◦南アルプス警察署長又はその指名する職員のうちから市長が委嘱する者 ◦本市の部長、会計管理者、上下水道局長及び議会事務局長 ◦指定公共機関・指定地方公共機関の長、役員又はその指名する職員のうちから市長が任命する者 ◦消防長又は消防吏員その他の職員のうちから市長が任命する者

資料編　○南アルプス市地震災害警戒本部条例　（Ｐ1640）
○南アルプス市地震災害警戒本部活動要領　（Ｐ1641）

２　市職員の配備

直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につく。

３　市警戒本部の事務

市警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
② 自主防災会や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
③ 避難の勧告又は指示
④ 事前避難対象地区からの避難のための避難場所の開設
⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施
⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
⑦ 救急救助のための体制確保
⑧ その他市内での地震防災対策の実施

東海地震（予知あり）に係る配備体制

配備体制の名称	配　備　基　準	配備を要する所属及び人員等
東海地震 に関連する調査情報 配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震に関連する調査情報が発表されたとき。（東海地震の前兆現象について、直ちに評価できない場合）	防災危機管理課長 防災危機管理課職員全員
東海地震 注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震注意情報が発表されたとき。	全職員

東海地震 予知情報（警戒宣言） 配備体制	警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき。	全職員

第４　地震発生時の体制

１　市本部（南アルプス市災害対策本部）

(1) 市長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため市本部を設置する。

(2) 市警戒本部から市本部に移行するときの市本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に努める。

２　組織及び分掌事務

市本部の組織及び分掌事務は、共通対策編第３章第１節「応急活動体制計画」に定めるところによる。

３　市本部の事務

市本部が実施する主な事務は、次のとおりである。

① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
② 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示
④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
⑤ 避難路の確保、避難誘導、避難場所の設置運営
⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
⑦ ボランティアの受入れ
⑧ 自主防災会との連携及び指導
⑨ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
⑩ 防疫、その他の保健衛生
⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
⑫ 施設及び設備の応急復旧
⑬ その他災害発生の防御、拡大防止のための措置等

第４節　情報の内容と伝達

第１　地震予知に関連する情報等の伝達

１　情報の種類及び内容

東海地震に関連する情報名及び内容は、次のとおりである。

情 報 名	内　　容		
東海地震 予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報 （カラーレベル　赤）		
東海地震 注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報 （カラーレベル　黄）		
東海地震 に関連する 調査情報	東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報 （カラーレベル青）	臨　時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因について調査の状況を発表
		定　例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表

※　各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます。

２　情報の伝達及び通報

(1) 東海地震注意情報（東海地震に関連する調査情報）

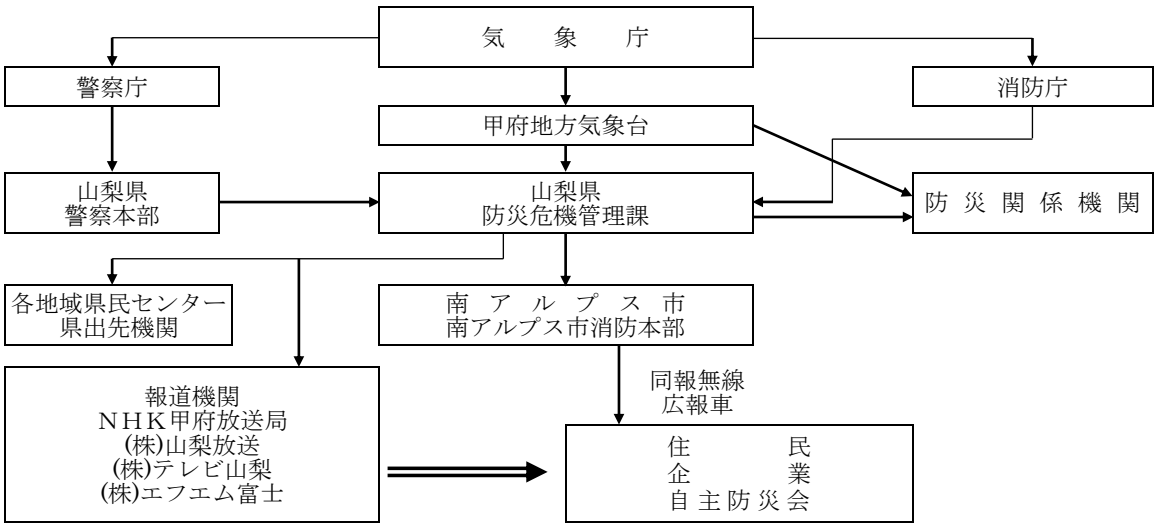

注意情報（テレビ、ラジオ）

(2) 警戒宣言発令時の情報伝達

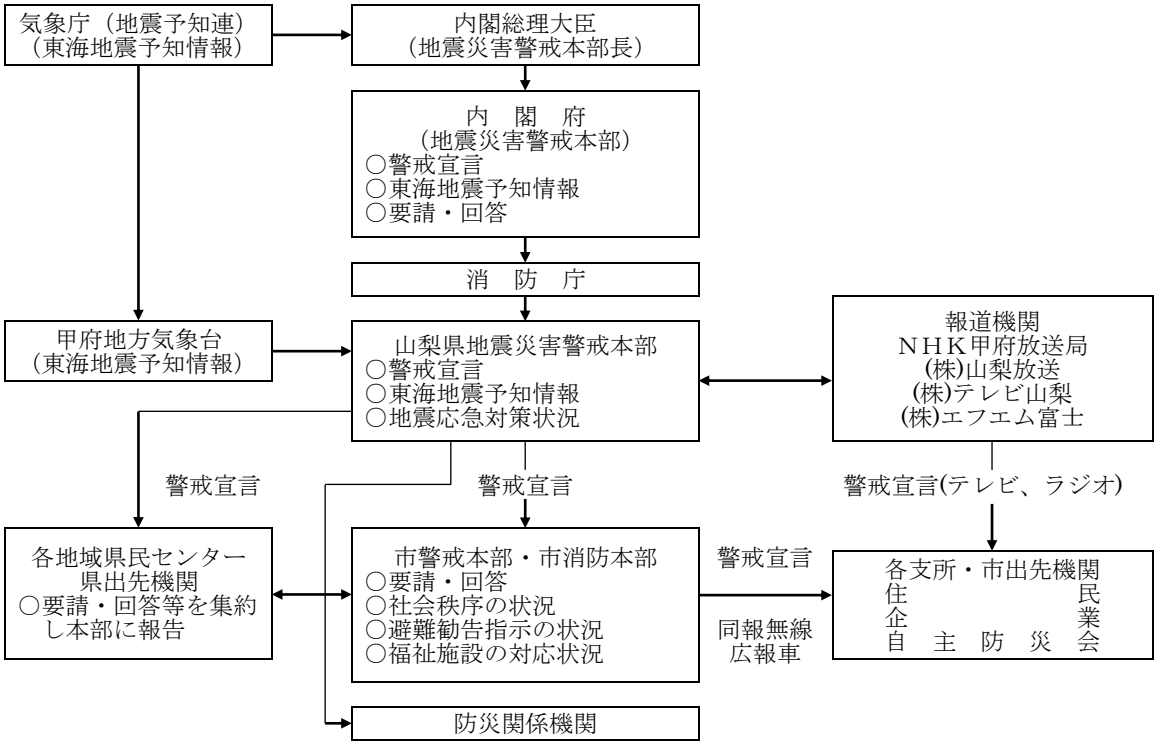

3　市域における伝達系統

(1) 警戒本部設置以前の勤務時間外

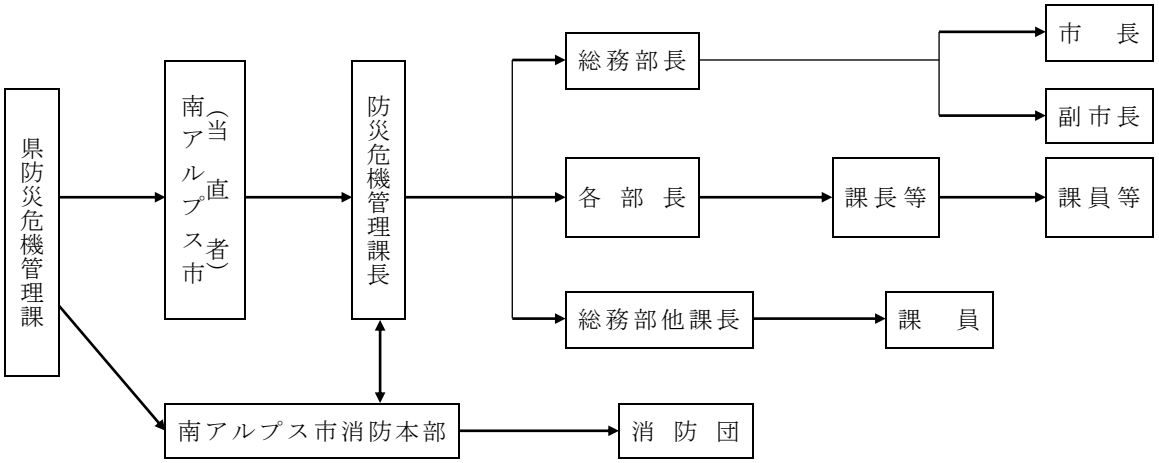

(2) 勤務時間内及び警戒本部設置後

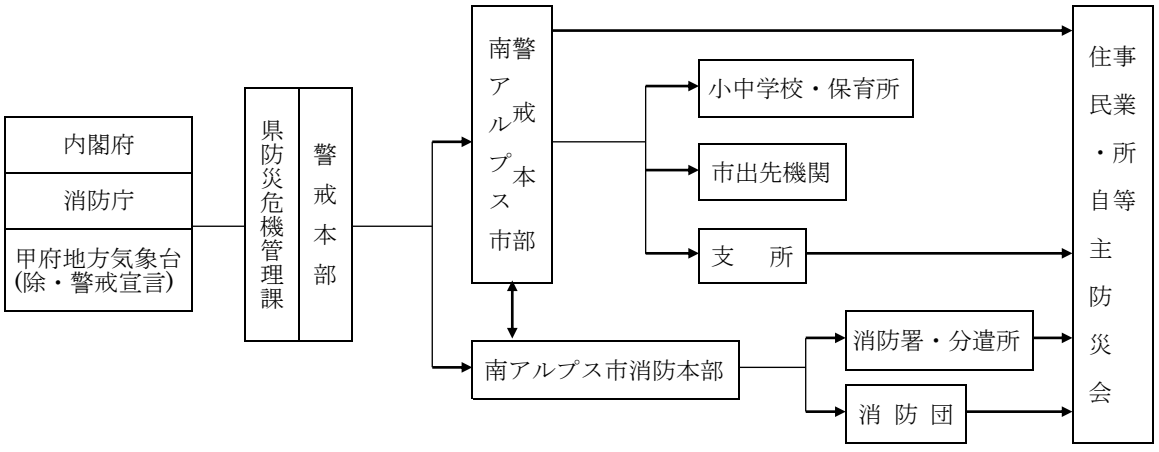

第２　応急対策実施状況等の収集伝達

１　防災関係機関との情報収集伝達

市は、県、防災関係機関と相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

２　収集、伝達の方法、内容等

(1) 関係機関等からの情報収集

市警戒本部は、防災関係機関等から次の情報等を収集する。

関係機関名	収集すべき情報
中巨摩医師会	病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
南アルプス警察署	交通規制の状況
ＮＴＴ東日本(株)山梨支店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数
山梨交通(株)	運転を停止したバス台数及び営業所に残留している旅客数
市福祉課	保育を停止した保育所数、保育所に残留している園児数
市教育委員会	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
避難場所の施設管理者	避難状況
南アルプス市商工会	主要スーパーの営業停止店舗数

(2) 県警戒本部への報告

市警戒本部は、収集した情報を県警戒本部に報告する。

報告事項	報告ルート
避難状況、救護状況、旅行者数（定期バス（施設構内の者を除く。））、通行規制等で停滞している車両数 ボランティアニーズの把握	市→中北県民センター→県警戒本部
保育を停止した保育所数、保育所に残留している園児数	市→中北県民センター→県福祉保健部→県警戒本部
授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数	市教育委員会→県教育事務所→県教育委員会→県警戒本部
私立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数	市→県福祉保健部→県警戒本部
主要スーパーの営業停止店舗数	市→中北県民センター→県商工労働部→県警戒本部

３　「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

(1) 東海地震注意情報発表時

市は、次の様式により各状況を中北県民センターに対して報告する。

ア　市町村職員参集状況（様式４―３―１）

イ　地震防災応急対策実施等状況票（様式４―６―１）

(2) 東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時

市は、次の様式により各状況を中北地方連絡本部に対して報告する。

ア　市町村職員参集状況（様式４―３―１）

イ　市町村別避難所開設状況一覧表（様式４―５―１）

ウ　地震防災応急対策実施等状況票（様式４―６―１）

資 料 編　○「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式　（Ｐ1615）

第５節　広報活動

第１　市の広報活動

１　広報体制

市警戒本部（秘書班）は、住民に対して的確な広報を行い、適切な対応をとるよう促すものとする。

また、住民等の問い合わせに対応できるよう、危機管理班は、問い合わせ窓口等を開設する。

２　広報内容

市は、次の事項について広報を行う。

①　東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
②　主な交通機関の運行状況及び交通規制状況
③　車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
④　ライフラインに関する情報
⑤　緊急時以外の電話の自粛
⑥　市内の生活関連情報
⑦　事前避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
⑧　地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
⑨　地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
⑩　家庭において実施すべき事項
⑪　自主防災会に対する防災活動の呼びかけ
⑫　金融機関が講じた措置に関する情報
⑬　市の準備体制の状況
⑭　その他必要な事項

３　広報手段

次の広報手段を活用し、広報を行う。

①　市防災行政無線
②　広報車
③　Ｌ－ＡＬＥＲＴ（テレビ文字放送）
④　ＣＡＴＶ（外国語放送、手話放送、文字放送を含む。）
⑤　市ホームページ
⑥　臨時広報紙、冊子
⑦　支所等への住民相談窓口の開設
⑧　自主防災会を通じた広報活動

４　広報文例等

東海地震に関連する情報についての放送文例は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○「東海地震に関連する情報」に関する知事の放送文例　（Ｐ1717）

第２　県の広報活動

県は、東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報・東海地震予知情報及び警戒宣言等に関

する情報、主な交通機関運行状況及び交通規制状況、ライフラインに関する情報、家庭において実施すべき事項等について、報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、ヘリコプター、冊子など様々な広報手段により実施する。

第３　県警察の広報活動

県警察は、車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用等により広報する。また、新聞、テレビ、ラジオ等への積極的な協力を要請するとともに､状況に応じてヘリコプターによる警戒宣言発令の広報を実施する。更に、交番等を利用した住民相談窓口を開設する。

第４　防災関係機関の広報活動

１　放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行う。

２　電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

３　ガス供給機関

報道機関を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

４　ＮＴＴ

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

５　バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

６　道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。

７　水道管理者（市上下水道局）

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

８　その他防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切な広報活動を行う。

第６節　避難活動

第１　避難指示の基準等

警戒宣言発令時における避難指示の基準は、次のとおりである。なお、注意情報の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の災害時要援護者の避難を実施することができるものとする。

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地区）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

第２　避難場所の定義等

避難場所の定義、避難地への避難系統図は、共通対策編第３章第 15 節「避難対策計画」第２に定めるところによるものとする。

第３　市が行う避難活動

１　事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の指示の対象となる「事前避難対象地区」は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定された「急傾斜地崩壊危険区域」の地域とする。

２　事前避難対象地区住民等への周知

市は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

①　事前避難対象地区の範囲
②　地区の避難場所、避難場所までの避難路
③　災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
④　車両による避難が行われる地域及び対象者
⑤　避難の勧告と伝達方法
⑥　その他必要な事項

３　避難指示及び警戒区域の設定

市長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区に避難の指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。

４　自主防災会への指示

市長は、警戒宣言発令時には、自主防災会に対し次の指示を行う。

自主防災会への指示事項

①　防災用具、非常持ち出し品及び食料の準備
②　避難場所、避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
③　収容者の安全管理に対する協力
④　負傷者の救護準備
⑤　重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
⑥　耐震性の不十分な建物からの避難の勧め

5　災害救助法の適用となる避難対策への対応

市長は、災害救助法が適用されるほどの地震が発生した場合に、適切な避難対策が実施できるよう、地区ごとの住家滅失世帯調査班（税務班）の編成、適用申請用紙の準備等を行うものとする。

6　外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人、外来者等に対する避難誘導等については、ＣＡＴＶ、広報車等による外国語放送、市ホームページへの外国語掲載など、適切な措置を講ずる。

7　帰宅困難者及び滞留旅客対策

バス事業者、南アルプス市観光協会等の関係事業者と連携して、帰宅困難者及び滞留旅客の現状を把握するとともに、各種情報の提供、帰宅困難者・滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援の対策を実施する。

8　避難場所における避難生活の確保

(1) 市が設置した避難場所には、情報連絡のため市職員（市民活動支援班、国保年金班）を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。

(2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災会等が準備する。

(3) 食料等の生活必需品は、各人が３日分（保存できるものは１週間分）を用意する。

(4) 市は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、関係事業者等（山梨交通(株)、南アルプス市観光協会等）と協議する。

(5) 市は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。

(6) 市は、災害時要援護者に配慮するとともに、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配など重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。

(7) 避難場所では自主防災会の単位で行動する。

資 料 編　○指定避難所・指定緊急避難場所一覧表　（Ｐ1019）

第７節　市民生活防災応急活動

第１　食料及び生活必需品の調達

１　基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品の調達の基本方針は、次のとおりである。

①　警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
②　市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
　また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携を取り緊急の措置を講ずる。

２　市の活動内容

警戒宣言発令時における市の活動内容は、次のとおりである。

(1) 緊急避難等で、非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
(2) 防災備蓄倉庫の在庫状況の把握
(3) 相互応援協定締結市町村のうち、地震防災対策強化地域以外の市町村からの必要物資の調達
(4) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
(5) 救助物資の受入場所の確保と受入体制の整備
(6) 生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、当該事態が起こった場合には、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）

第２　飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発令時における市（上下水道局）の活動内容は、次のとおりである。

１　市（企業局）は、緊急貯水を実施する。警戒宣言発令後は、一時的に大量の水道水が必要となるので、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要量の確保に努める。

２　市（上下水道局）は、給水班、工務班を編成し、給水方法、給水地点及び応急復旧作業等の実施体制の確立を図る。

３　二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。

４　給水車、応急給水用資機材の点検及び給水体制の確立を図る。

５　水道工事業者等との協力体制を整える。

６　住民に対して、必要量の飲料水を確保するよう広報を行う。

第３　医療活動

警戒宣言発令時における市の活動内容は、次のとおりである。

１　各地区の健康センター又は避難場所等に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入体制について、中北保健所に通知する。

２　市内医療機関の診療継続状況を把握する。

３　傷病者を搬送するための車両、要員を確保する。また、交通規制状況を把握する。

４　住民に対して、医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受入体制について広報を行う。

資 料 編　○市内医療機関一覧表　　（Ｐ1035）

第４　清掃、防疫等保健衛生活動

１　市の活動内容

警戒宣言発令時における市の活動内容は、次のとおりである。

(1) 仮設トイレの準備を行う。

(2) 清掃、防疫のための資機材を準備する。

(3) 関係業者との地震発生時における協力体制の構築を図る。

２　住民・自主防災会の活動内容

警戒宣言発令時における住民・自主防災会の活動内容は、次のとおりである。

(1) し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。

(2) 必要に応じ、自主防災会において清掃班を編成し、清掃、防疫のための資機材、仮設トイレを準備する。

資 料 編　○ごみ収集運搬業許可業者一覧表　　（Ｐ1017）
○浄化槽清掃業許可業者一覧表　　（Ｐ1018）

第５　幼児、児童生徒の保護活動

１　東海地震注意情報が発表されたときには、学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）は次の措置を講じる。

(1) 授業（保育）を直ちに打ち切る。

(2) 安全な場所に児童生徒等全員を地区ごとに集合し、点検確認後、幼児、児童については地区担当教職員の引率のもとに下校させる。

(3) 留守家族児童生徒等は、学校等において保護し、保護者の来校を待って引き渡す。

２　警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。

(1) 授業（保育）を直ちに打ち切る。

(2) 安全な場所に児童生徒等全員を地区ごとに集合し、点検確認後、幼児、児童については地区担当教職員の引率のもとに下校させる。

(3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市警戒本部との連絡のうえ、対策を講じる。

(4) 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中発令時の周知事項

① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校に集合する。
④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

(5) 授業（保育）終了時に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止し、学校は注意情報又は予知情報が解除されるまでの間休校とする。

第６　自主防災活動

注意情報発表時から災害発生時までの間、市等が迅速、的確に実施する準備行動及び地震防災応急対策に併行して、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災会は次のような活動を実施する。

１　東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

(1) 自主防災会の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。

(2) 警戒宣言発令時の自主防災会本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。

(3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。

(4) 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。

(5) 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等災害時要援護者が避難を開始する場合は、必要により市保健師と連携を図り、自主防災会において避難場所まで搬送する等の対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、災害時要援護者の受入体制、必要な日常生活用品等の確保など、市や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

２　東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 自主防災会の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

ア　市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ　テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。

ウ　避難応急対策実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

(3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア　家具の転倒防止

イ　タンス、食器棚等からの落下等防止

ウ　出火防止及び防火対策

エ　備蓄食料・飲料水の確認

オ　病院・診療所の外来診療の受診を控える。

(6) 避難行動

ア　事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難勧告又は指示を伝達し、速やかに次の施設に避難させる。避難後は避難状況を確認し、市警戒本部に報告する。

地　区　名		避難場所	所在地	電話番号	想定避難者数
新倉、古屋敷、古屋敷別、小曽利、西河原―２、沓沢、大曽利（芦安）		芦安小学校	芦安安通 335	055 288―2006	334 人
	甲斐芦安線の寸断が想定されるような状況が認められる場合	白根源小学校	有野 490	055 285―1128	
塩前（白根）		白根源小学校	有野 490	055 285―1128	72 人
秋山（甲西）		落合小学校	落合 1092	055 282―1429	28 人

イ　自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、市保健師等と連携を図り、自主防災会において避難場所まで搬送する。この場合、必要により車両を活用して速やかに避難場所まで避難する。

ウ　避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難場所まで避難する。

エ　事前避難対象地区外であっても、耐震強度が不十分な家屋住民に対して、付近の安全な空き地等へ避難するよう勧める。

(7) 避難生活

ア　避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ　医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ　飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

ア　ラジオ、テレビ、市防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

イ　生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第７　家庭における防災活動

家庭においては、東海地震の関連する情報に応じて、適切な防災活動を実施する。

１　東海地震観測情報が発表された場合

市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて普段と同じような行動をとる。

２　東海地震注意情報が発表された場合

(1) 地震発生に備え、次のような準備行動を実施する。

ア　不要不急の旅行、出張の自粛

イ　自動車の使用を控える。

ウ　食料・飲料水等の確保

エ　浴槽等への水の汲み置き

オ　家族同士の連絡方法の確認

カ　室内の家具の固定

キ　その他必要な準備行動の実施

(2) 市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

3　東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 地震発生に備え、日ごろの防災訓練の経験を生かして、慌てずに落ち着いて次のような行動を実施する。

ア　崖崩れ等の危険箇所及び耐震性のない建物からの避難

イ　飲料水の貯え、食料・医薬品・懐中電灯・ラジオ等の非常持ち出し品の確認

ウ　火元の点検、破損・転倒しやすいものの点検の実施

エ　避難地・避難所の確認

オ　屋根の修理等の危険な作業を控える。

カ　交通規制等が実施されるため、自動車の使用を控える。

キ　その他必要な防災行動の実施

(2) 市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

(3) 病人等災害時要援護者は、家族と、あるいは自主防災会等の協力によって、指定避難場所に避難する。

第８節　防災関係機関の講ずる措置

第１　電力（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

１　東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社非常災害対策本部を設置する。

２　東海地震注意情報が発せられた場合

(1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

(2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。

(4) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

３　東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

(2) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第２　通信（ＮＴＴ、ＮＴＴドコモ）

１　東海地震注意情報が発せられた場合は『情報連絡室』、警戒宣言が発せられた場合は『地震災害警戒本部』を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。

２　警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前からも実施する。

３　通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

第３　金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

１　東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。

２　東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。

※注　(1)は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの

(2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。

(3) 上記の(1)及び(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来たさないような措置を講じる。

(4) 郵便局については、日本郵政公社南関東支社や甲府中央郵便局と「日本郵政公社防災業務計画」（改正：平成15年４月１日）を踏まえた警戒宣言発令時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議を行い、県内郵便局に対して同措置を講じるよう要請を行うものとする。

(5) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。

(6) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡を取り、その指示に従う。

(7) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

３　発災後

(1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとる。

(2) 預貯金の払戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により、払戻しの利便を図る。

(3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとる。

(4) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡を取り、その指示に従う。

(5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また、保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じる。

(6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

第４　バス（山梨交通株式会社）

１　東海地震注意情報が発表された場合

(1) 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。

(2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。

(3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

２　東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。

(2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童生徒については、学校と連絡を取り、必要な対応措置を取る。

第５　病院、診療所

１　病院、診療所に対する依頼

市は、病院、診療所に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては、次の基準に従って適切な措置を行うよう、中巨摩医師会を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア　災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

イ　設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ　建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ　建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア　救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ　建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ　建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

２　住民への広報

市は、医療機関における外来患者の受入れは、原則として東海地震注意情報発表時には制限され、また東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは中止になるので、住民に対して外来診療は控えるよう、広報車、市ホームページ等を活用し、また自主防災会を通じて、理解と協力を求めるものとする。

第６　スーパー等

１　スーパー等に対する依頼

市は、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては次の措置を行うよう、南アルプス市商工会等を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア　スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水・生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

イ　営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア　スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ　顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ　営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

２　住民への広報

市は、住民に対して、不要な買い物や買い占めの自粛等、冷静な行動をとるよう、広報車、市ホームページ等を活用し、広報を実施するものとする。

第７　県・市社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

１　速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。

２　ボランティアの総合受付、調整等を行う。

３　防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。

４　災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

５　要援護者に関するニーズ把握を行う。

第９節　交通対策

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、市は、県警察が行う交通対策と連動して、住民に対して①テレビ等による交通情報等の視聴、②不要不急の旅行の自粛、③車両運転の自粛、④運転者のとるべき措置等について、広報車、市ホームページ等の活用により、広報を行うものとする。

第１　交通規制等

１　基本方針

(1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

① 市内での一般車両の走行は極力抑制する。
② 市内への一般車両の流入は極力制限する。
③ 市外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
④ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保する。
⑤ 高速自動車道については、一般車両の市内への流入を制限するとともに、市内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

２　交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、県警察は、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

(1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
(2) 緊急輸送路、避難路その他防災上重要な幹線道路
(3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）
(4) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
(5) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
(6) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
(7) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

３　交通規制の実施

(1) 交通規制の実施に当たっては、県警察は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。

(2) 交通規制の実施に当たっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第２　運転者の執るべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時には、運転者は次の措置をとるよう、周知徹底を図る。

１　走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 注意情報発表時

ア　注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ　不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ　車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

２　避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第３　道路啓開

警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第４　交通検問

警戒宣言が発せられたときは、県警察は、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

第５　交通情報及び広報活動

１　東海地震注意情報が発表された場合

(1) 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

２　東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第１０節　事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、市域内の一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとする。市においても、事業所等に対して必要な情報の伝達、要望等を行うものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

第１　東海地震注意情報が発表された場合

１　施設内の防災体制の確立

(1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針

(2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備

(3) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置

(4) 避難誘導の方法、避難路等の確認

２　顧客、従業員等への対応

(1) 注意情報の発表の周知、内容の説明

(2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容

(3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第２　東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

１　施設内の防災体制の確立

(1) 原則、施設の利用・営業等を中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。

(2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明

(3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。

ア　施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置

イ　防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備

ウ　顧客、利用者等への避難誘導の実施

２　従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第３　市の措置

市は、平素から、また東海地震の関連情報が発表されたときは、「広報　南アルプス」、市ホームページ、広報車等を活用して、事業所等に対して次の措置を行うものとする。

１　平常時の措置

市は、消防署と連携して、事業者等に対して平素から次の地震防災応急対策の実施を推進するよう指導する。

(1) 施設・設備の安全対策の推進

(2) 警戒宣言発令時等における行動指針等の防災教育

(3) 徒歩による帰宅訓練の実施

(4) 従業員用の食料、飲料水等の備蓄

(5) 防災訓練の実施

２　東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときの措置

市は、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、必要により次の措置を行うよう、事業者等に対して要請、要望、周知を図る。

(1) 要請、要望事項

ア　施設・設備の転倒防止措置、ガラス飛散防止措置等の適切な安全対策の実施

イ　早期退社の勧め

ウ　従業員への道路交通規制状況・公共交通運行状況等の周知

エ　自家用車による出勤、帰宅等の自粛

(2) 周知事項

ア　避難地・避難所の指定場所

イ　ＮＴＴが地震発生時に設置する災害用伝言ダイヤルの利用方法

資　料　編

〔防災協力機関・団体関係〕

○防災関係機関連絡先一覧表

1　市

機　関　名	所　在　地	電　話　番　号
南アルプス市役所	南アルプス市小笠原376	055―282―6494
八田支所	〃　榎原800	055―282―5600
白根支所	〃　飯野2806	055―283―3000
芦安支所	〃　芦安芦倉518	055―282―5577
若草支所	〃　寺部725-1	055―282―3100
甲西支所	〃　鮎沢1212	055―282―3120
上下水道局	〃　飯野3303	055―282―2016
教育委員会	〃　鮎沢1212	055―282―7777
白根ＣＡＴＶ	〃　飯野2970	055―282―6611

2　県

機　関　名	所　在　地	電　話　番　号	県防災行政無線
県総務部消防防災課	甲府市丸の内１丁目６―１	055―223―1432	200―2513
中北地域県民センター	韮崎市本町４―２―４	0551―23―3057	400―2021
中北建設事務所	甲府市貢川２丁目１―８	055―224―1660	
〃　峡北支所	韮崎市本町４―２―４	0551―23―3060	400―7006
中北保健福祉事務所	甲府市太田町９―１	055―237―1381	
〃　峡北支所	韮崎市本町４―２―４	0551―23―3071	400―3001
中北農務事務所	〃　本町４―２―４	0551―23―3078	400―5006
中北林務環境事務所	〃　本町４―２―４	0551―23―3090	400―6006
山梨県病害虫防除所	甲斐市今井住吉1100	0551―28―2496	
山梨県西部家畜保健衛生所	韮崎市本町３―５―24	0551―22―0771	
山梨県教育委員会	甲府市丸の内１丁目―６―１	055―237―1111	200―8055

3　指定行政機関

機　関　名	所　在　地	電　話　番　号
総務省消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関２丁目１―２	03―5253―7527

4　指定地方行政機関

機　関　名	所　在　地	電　話　番　号
甲府河川国道事務所	甲府市緑ケ丘１丁目10―１	055―252―5491
甲府地方気象台	〃　飯田４丁目７―29	055―222―9101
山梨農政事務所	〃　丸の内３丁目５―９	055―226―6611
山梨森林管理事務所	〃　宮前町７―７	055―253―1336

5　指定公共機関

機　関　名	所　在　地	電　話　番　号	ＦＡＸ番号	山　梨　県 防災行政無線
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気３―21―15	055―237―0554	055―221―2556	
東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社	甲府市丸の内 １―10―7	0120―995―007 上記不通の場合 055―215―5110	055－227－1181	
日本放送協会甲府放送局	甲府市飯田３―10―20	055―222―1311	055―237―5446	
日本赤十字社山梨県支部	〃　池田１－６－１	055―251―6711	055―254―0351	
南アルプス郵便局	南アルプス市下宮地 563―４	055―283―4049	055―284―4890	
白根郵便局	〃　在家塚 1195―４	055―283―2326	055―284―4399	215
榊郵便局	〃　上宮地366	055―283―0905		
中日本高速道路（株）八王子 支社甲府保全センター	中巨摩郡昭和町西条 2858	055－275－5121	055－275－5125	

6　指定地方公共機関

機　関　名	所　在　地	電　話　番　号
山梨交通(株)	甲府市丸の内１丁目３―３	055―223―0811
(社)山梨県エルピーガス協会	〃　宝１丁目22―11	055―228―4171
中巨摩医師会	南アルプス市小笠原376（事務局：市役所内）	055―282―1111

7　警察

機　関　名	所　在　地	電　話　番　号
南アルプス警察署	南アルプス市十五所759―２	055―282―0110

8　消防

機　関　名	所　在　地	電　話　番　号
南アルプス消防署	南アルプス市十五所1014	055―283―0119
八田消防署	〃　六科1107―60	055―285―0119
甲西分遣所	〃　宮沢301―１	055―284―0119

9　自衛隊

機　関　名	所　在　地	電　話　番　号	山梨県防災行政無線
陸上自衛隊東部方面特科連隊	南都留郡忍野村忍草3093	0553―84―3135	衛星　66―435

10　一部事務組合

機　関　名	所　在　地	電　話　番　号
三郡衛生組合	南アルプス市東南湖1070	055―284―0432
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	055―273―5665

11　その他公共的団体

機　　関　　名	所　　在　　地	電　話　番　号
ＪＡ南アルプス市	南アルプス市小笠原455	055―283―7111
南アルプス市社会福祉協議会	〃　　鏡中條1642―2	055―283―8711
南アルプス市建設安全協議会	〃　　西野2229	055―282―2554
南アルプス市商工会	〃　　寺部971	055―280―3730
櫛形森林組合	〃　　曲輪田1113―3	055―283―0553
峡西ＣＡＴＶ	〃　　小笠原1106―2	055―283―8383
白根ケーブルネットワーク	〃　　飯野2970	055―282―6611

○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表

都道府県	市町村名	新市町名	合併年月日	連絡先	担当	電話番号	ＦＡＸ番号
長野県	佐久市	佐久市	平成17年４月１日	庶務課		0267―62―2111（代）	
長野県	臼田町	佐久市	平成17年４月１日	庶務課		0267―62―2111（代）	
長野県	佐久町	佐久穂町	平成17年３月20日	総務課		0267―86―2525（代）	0267―86―4935
長野県	八千穂村	佐久穂町	平成17年３月20日	総務課		0267―86―2525（代）	0267―86―4935
長野県	小海町	―	―	町民課	生活環境係	0267―92―2525	0267―92―4335
長野県	川上村	―	―	総務課		0267―97―2121	
長野県	南牧村	―	―	総務課	総務係	0267―96―2211（代）	0267―96―2158
長野県	南相木村	―	―	総務課		0267―78―2121（代）	0267―78―2139
長野県	北相木村	―	―	総務課		0267―77―2111（代）	
山梨県	甲府市	―	―	防災対策課		055―237―5331（直）	055―237―9911
山梨県	韮崎市	―	―	総務室	防災交通	0551―22―1111（代）	0551―22―8479
山梨県	竜王町	甲斐市	平成16年９月１日	消防防災対策室		055―278―1676（直）	055―276―7215
山梨県	敷島町	甲斐市	平成16年９月１日	消防防災対策室		055―278―1676（直）	055―276―7215
山梨県	双葉町	甲斐市	平成16年９月１日	消防防災対策室		055―278―1676（直）	055―276―7215
山梨県	明野村	北杜市	平成16年11月１日	地域課		0551―42―1323（直）	0551―42―1122
山梨県	須玉町	北杜市	平成16年11月１日	地域課		0551―42―1323（直）	0551―42―1122
山梨県	高根町	北杜市	平成16年11月１日	地域課		0551―42―1323（直）	0551―42―1122
山梨県	長坂町	北杜市	平成16年11月１日	地域課		0551―42―1323（直）	0551―42―1122
山梨県	大泉村	北杜市	平成16年11月１日	地域課		0551―42―1323（直）	0551―42―1122
山梨県	白州町	北杜市	平成16年11月１日	地域課		0551―42―1323（直）	0551―42―1122
山梨県	武川村	北杜市	平成16年11月１日	地域課		0551―42―1323（直）	0551―42―1122
山梨県	小淵沢町	北杜市	平成18年３月15日	地域課		0551―42―1323（直）	0551―42―1122
山梨県	玉穂町	中央市	平成18年２月20日	危機管理課		055―274―8519（直）	055―274―7130
山梨県	田富町	中央市	平成18年２月20日	危機管理課		055―274―8519（直）	055―274―7130
山梨県	昭和町	―	―	企画財政課	行政係	055―275―1111（代）	0280―62―3464
山梨県	上九一色村	甲府市	平成18年３月１日	防災対策課		055―237―5331（直）	055―237―9911
山梨県	市川大門町	市川三郷町	平成17年10月１日	総務課	防災防犯係	055―272―1101（代）	055―272―2525
山梨県	三珠町	市川三郷町	平成17年10月１日	総務課	防災防犯係	055―272―1101（代）	055―272―2525
山梨県	六郷町	市川三郷町	平成17年10月１日	総務課	防災防犯係	055―272―1101（代）	055―272―2525
山梨県	増穂町	富士川町	平成22年３月８日	防災課		0556―22―7218（直）	0556―22―3177
山梨県	鰍沢町	富士川町	平成22年３月８日	防災課		0556―22―7218（直）	0556―22―3177
山梨県	身延町	身延町	平成16年９月13日	総務課	交通防災係	0556―42―2111（代）	0556―42―2127
山梨県	中富町	身延町	平成16年９月13日	総務課	交通防災係	0556―42―2111（代）	0556―42―2127
山梨県	下部町	身延町	平成16年９月13日	総務課	交通防災係	0556―42―2111（代）	0556―42―2127
山梨県	早川町	―	―	総務課	庶務係	0556―45―2511（代）	0556―20―5000
山梨県	南部町	南部町	平成15年３月１日	総務課	交通防災係	0556―66―2111（代）	0556―66―2190
山梨県	富沢町	南部町	平成15年３月１日	総務課	交通防災係	0556―66―2111（代）	0556―66―2190
静岡県	静岡市	静岡市	平成15年４月１日	防災部		054―254―2111（代）	0584―53―2170
静岡県	清水市	静岡市	平成15年４月１日	防災部		054―254―2111（代）	0584―53―2170

○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表

	都道府県名	市町村名	〒番号	防災担当課名	電話番号	FAX
1	北海道	長万部町	049-3592	総務課	01377-2-2000	01377-2-4884
2		厚岸町	088-1192	総務課	0153-52-3131	0153-52-3138
3	宮城県	多賀城市	985-8531	交通防災課	022-368-1141	022-368-8104
4	山形県	長井市	993-8601	総務課	0238-84-2111	0238-83-1070
5	福島県	鏡石町	969-0492	総務課	0248-62-2111	0248-62-6553
6		会津美里町	969-6292	総務課	0242-55-1122	0242-55-1199
7	新潟県	新発田市	957-8686	地域安全課	0254-22-3101	0254-22-3110
8	茨城県	潮来市	311-2493	総務課	0299-63-1111	0299-80-1100
9	千葉県	香取市	287-8501	総務課	0478-54-1111	0478-52-4566
10	静岡県	伊豆の国市	410-2292	安全対策課	055-948-1431	055-948-2915
11	滋賀県	野洲市	520-2492	生活安全課	077-587-1121	077-587-4033
12	千葉県	佐倉市	285-8501	防災防犯課	043-484-6131	043-486-2502

○南アルプス市防災会議委員名簿

委員区分	役職名
会長	南アルプス市長
第１号委員	国土交通省甲府河川国道事務所長
	気象庁甲府地方気象台長
第２号委員	中北地域県民センター次長兼地域防災幹
第３号委員	南アルプス警察署長
第４号委員	南アルプス市副市長
	〃　総務部長
	〃　総合政策部長
	〃　市民部長
	〃　保健福祉部長
	〃　産業観光部長
	〃　建設部長
	〃　会計管理者
	〃　議会事務局長
	〃　教育部長
	〃　上下水道局長
第５号委員	南アルプス市教育長
第６号委員	南アルプス市消防長
	〃　消防団長
第７号委員	ＮＴＴ東日本山梨支店長
	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社櫛形事務所次長（渉外担当）
	中日本高速道路(株)八王子支社甲府保全センター所長
	日本赤十字社山梨県支部事務局長
	中巨摩医師会会長
	山梨交通(株)社長
第８号委員	南アルプス市自治会連合会会長
	南アルプス市女性団体連絡協議会会長
	南アルプス市赤十字奉仕団委員長
	南アルプス市愛育会会長
	南アルプス市食生活改善推進員会会長

○ごみ収集運搬業許可業者一覧表

No	業者名	住所	電話番号	車輌台数	廃棄物の種類
1	(有)サンエー	甲府市桜井町741番地	055－220－7077	1台	事業系一般廃棄物
2	(株)北栄	甲府市徳行3丁目9番34号 藤ビル202号	055－226－9776	1台	事業系一般廃棄物
3	(有)フジクリーンサービス	南アルプス市下高砂446番地19	055－233－8979	3台	事業系一般廃棄物
4	(株)富士川クリーン	鰍沢町十谷1668番地	0556－22－5374	6台	事業系一般廃棄物
5	(有)豊和興業	甲府市大里町2219番地6	055－241－2289	1台	事業系一般廃棄物
6	(株)クリーン環境センター	甲斐市西八幡3483番地	055－276－2407	1台	事業系一般廃棄物
7	(株)山梨クリーンサービス	甲府市和戸町1219番地4	055－232－8864	1台	事業系一般廃棄物
8	駒形 和雄(駒形建材)	南アルプス市加賀美2644番地1	055－282－4716	1台	事業系一般廃棄物
9	鴨下 英幸(クリーンサービスカモシタ)	南アルプス市小笠原177番地	055－283－2207	1台	事業系一般廃棄物
10	戸栗隆治(戸栗商店)	南アルプス市鏡中条827番地2	055－283－1744	2台	事業系一般廃棄物
11	(株)ヤマモト	甲斐市長塚416番地の1	055－277－6085	1台	事業系一般廃棄物
12	(株)クリエート	甲府市幸町8番9号	055－237－7780	6台	事業系一般廃棄物
13	(株)クリーンライフ	中央市西花輪4377番地	055－274－6288	11台	事業系一般廃棄物 し尿及び浄化槽汚泥
14	山梨住環コンサル(株)	甲府市住吉4丁目10番17号	055－222－4230	1台	事業系一般廃棄物
15	(有)甲信環境	甲斐市大下条818番地6	055－277－5984	2台	事業系一般廃棄物
16	山梨管財(株)	甲府市和戸町363番地24	055－235－1712	1台	事業系一般廃棄物
17	(株)中澤	南アルプス市在家塚1236番地	055－282－2207	2台	事業系一般廃棄物
18	(有)山峡商会	南アルプス市鮎沢282番地	055－282－1803	10台	し尿及び浄化槽汚泥
19	(有)峡南環境サービス	増穂町青柳町3492番地	0556－22－4543	7台	事業系一般廃棄物
20	(有)上田商店	甲府市元紺屋町1番地の1	055－252－2449	1台	事業系一般廃棄物
21	(株)西商店	韮崎市龍岡町下条南割西原446番地1	0551－22－3070	1台	事業系一般廃棄物
22	(株)ゼロ	昭和町西条1949番地	055－275－9248	1台	事業系一般廃棄物
23	サワクリーンサービス 中澤 勇	南アルプス市川上300番地1 川上団地7－1	055－283－1644	4台	事業系一般廃棄物
24	(有)大興商事	甲府市桜井町600番地6	055－235－7796	1台	事業系一般廃棄物
25	(株)櫛形環境	南アルプス市山寺110番地	055－282－0845	6台	事業系一般廃棄物 し尿及び浄化槽汚泥
26	(有)山梨カレット	南アルプス市上今諏訪1323番地	055－285－6250	7台	事業系一般廃棄物
27	(株)中部環境開発	甲府市国母6丁目6番1号	055－226－7574	2台	事業系一般廃棄物
28	(有)山梨紙業	南アルプス市徳永1694番地1	055－285－7521	1台	事業系一般廃棄物
29	(株)池田	甲府市青葉町3番9号	055－233－7741	2台	事業系一般廃棄物
30	(有)康友クリーンサービス	南アルプス市野牛島1801番地28	055－285－5247	1台	事業系一般廃棄物
31	渡邉 淳三	甲府市宮原町1131番地	055－268－2751	1台	事業系一般廃棄物
32	(有)金丸商会	中央市極楽寺721番地	055－273－2641	1台	事業系一般廃棄物
33	(株)中村クリーン	甲府市富士見2丁目1番62号	055－254－5617	1台	事業系一般廃棄物
34	(有)エコグリーン	甲斐市篠原983番地	055－278－1223	1台	事業系一般廃棄物
35	(有)リサイクル	増穂町青柳町3194番地	0556－22－8976	2台	事業系一般廃棄物
36	(株)エコ・フカサワ	南アルプス市藤田2362番地4	055－284－1010	9台	事業系一般廃棄物(木くず・紙くず・金属くず・廃プラスチック・繊維くず)
37	(株)降矢商店	甲府市上曽根町3143番地1	055－266－8057	1台	事業系一般廃棄物
38	(株)中共開発	甲府市上今井町824番地3	055－241－2926	1台	事業系一般廃棄物
39	矢崎 誠	昭和町西条新田68番地26	055－275－4710	3台	事業系一般廃棄物(木くず)
40	(有)菱和産商	甲斐市下今井2769番地14	0551－28－3806	1台	事業系一般廃棄物(木くず)
41	沖田 登(若草衛生センター)	南アルプス市藤田2266番地3	055－284－0636	2台	し尿及び浄化槽汚泥
42	(有)荻原組	南アルプス市湯沢1114番地1	055－282－1463	4台	事業系一般廃棄物(木くず・繊維くず)
43	湯澤工業(株)	南アルプス市六科1186番地	055－285－0041	7台	事業系一般廃棄物(木くず)
44	手塚 寿人(大幸産業)	南アルプス市上八田666番地1	055－285－7153	1台	事業系一般廃棄物
45	山梨ビル代行(株)	甲府市伊勢三丁目6番24号	055－235－2758	3台	事業系一般廃棄物(古紙)
46	(株)甲斐興運	中央市一町畑114番地	055－273－5902	1台	事業系一般廃棄物
47	石川 佳弘	甲府市中小河原1612番地12	055－243－5132	1台	事業系一般廃棄物
48	青柳 一哉	南アルプス市加賀美3468番地2	055－282－0570	3台	事業系一般廃棄物(ダンボール・くず鉄)
49	小沢 政行	甲府市千塚4丁目8番29号	055－251－1818	1台	事業系一般廃棄物

○浄化槽清掃業許可業者一覧表

No.	業者名	住　　所	電話番号	車両台数	廃棄物の種類	営業地区					
						八田	白根	芦安	若草	櫛形	甲西
1	(有)山峡商会	南アルプス市鮎沢282番地	055―282―1803	８台	し尿及び浄化槽汚泥	○	○	○	○	○	○
2	(株)櫛形環境	南アルプス市山寺110	055―282―0845	３台	し尿及び浄化槽汚泥	○	○	○	○	○	○
3	(株)クリーンライフ	中央市西花輪4377	055―274―6288	11台	し尿及び浄化槽汚泥	○	―	―	―	―	―
4	沖田登（若草衛生）	南アルプス市藤田2256の３	055―284―0636	２台	し尿及び浄化槽汚泥	―	―	―	○	―	―

〔地区防災計画関係〕

○地区防災計画策定一覧

組　織　名	計　画　名　称	策　定　年　月
藤田自主防災会	藤田区地区防災計画	平成３１年３月
浅原自主防災会	浅原区地区防災計画	令和　４年３月

○浄化槽清掃業許可業者一覧表

No.	業者名	住　　所	電話番号	車両台数	廃棄物の種類	営業地区					
						八田	白根	芦安	若草	櫛形	甲西
1	(有)山峡商会	南アルプス市鮎沢282番地	055―282―1803	８台	し尿及び浄化槽汚泥	○	○	○	○	○	○
2	(株)櫛形環境	南アルプス市山寺110	055―282―0845	３台	し尿及び浄化槽汚泥	○	○	○	○	○	○
3	(株)クリーンライフ	中央市西花輪4377	055―274―6288	11台	し尿及び浄化槽汚泥	○	―	―	―	―	―
4	沖田登（若草衛生）	南アルプス市藤田2256の３	055―284―0636	２台	し尿及び浄化槽汚泥	―	―	―	○	―	―

〔地区防災計画関係〕

○地区防災計画策定一覧

組　織　名	計　画　名　称	策　定　年　月
藤田自主防災会	藤田区地区防災計画	平成３１年３月
浅原自主防災会	浅原区地区防災計画	令和　４年３月

〔救援施設関係〕

○指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

番号	地区	施設名		指定避難所	指定緊急避難場所				住所	電話番号	収容人数等	
					洪水	土砂災害	地震	大規模火災			面積(㎡)	校舎等(公園等):1人/6㎡(10㎡)
1	八田地区	八田小学校	校舎	○	○	○	○	○	野牛島2222	055-285-0035	4,524	754
			八田農業者トレーニングセンター(八田小体育館)								1,322	220
			グラウンド		○	○	○	○			13,335	1,334
2		八田中学校	校舎	○	○	○	○	○	榎原620	055-285-5252	3,779	630
			体育館								1,114	186
			グラウンド		○	○	○	○			15,138	1,514
3		六科集落センター	駐車場等		○	○	○	○	六科1499	055-285-3492	785	78
4		御勅使南公園				○	○	○	六科1588-2	055-285-4712	207,000	20,700
5		高度農業情報センター	駐車場等		○	○	○	○	榎原800	055-285-1883	2,434	243
6		野牛島集落センター	駐車場等		○	○	○	○	野牛島2013		850	85
7		スパーク八田	駐車場等		○	○	○	○	野牛島1946-1		3,102	310
8		上高砂神明神社	境内		○	○	○	○	上高砂958		2,100	210
9		上高砂集落センター	グラウンド			○	○	○	上高砂987		382	38
10		たちあい公園				○	○	○	野牛島1337		2,249	225
11		下高砂神明神社	境内		○	○	○	○	下高砂174		1,904	190
12		下高砂集落センター	駐車場等		○	○	○	○	徳永373-1	055-285-1938	922	92
13		徳永集落センター	駐車場等		○	○	○	○	徳永2026		681	68
14		徳永チビッコ広場			○	○	○	○	徳永1683		790	79
15		榎原集落センター	駐車場等		○	○	○	○	榎原646-2		822	82
16		八田保育所			○	○	○	○	榎原558	055-285-7600	1,208	201
17		八田児童館			○	○	○	○	榎原794-16	055-285-0042	490	81
18	白根地区	白根飯野小学校	校舎	○	○	○	○	○	飯野1972-1	055-283-1362	2,978	496
			体育館								999	167
			グラウンド		○	○	○	○			10,164	1,016
19		白根巨摩中学校	校舎	○	○	○	○	○	飯野2860-2	055-282-2051	3,715	619
			体育館								1,387	231
			グラウンド		○	○	○	○			12,405	1,241
20		白根東小学校	校舎	○	○	○	○	○	西野2311	055-283-1361	2,967	495
			体育館								984	164
			グラウンド		○	○	○	○			8,345	835

21	白根地区	白根御勅使中学校	校舎	○	○	○	○	○	百々1990-1	055-285-0330	4,167	695
			体育館								1,247	208
			グラウンド		○	○	○	○			16,480	1,648
22		白根百田小学校	校舎	○	○	○	○	○	百々2300	055-285-3766	4,068	678
			体育館								887	148
			グラウンド		○	○	○	○			11,722	1,172
23		白根源小学校	校舎	○	○	○	○	○	有野490	055-285-1128	2,773	462
			体育館								950	158
			グラウンド		○	○	○	○			3,907	391
24		県立わかば支援学校	交流会館	○					有野3346-3	055-285-1750	500	83
25		白根東保育所		○	○	○	○	○	西野1394	055-283-4271	880	146
26		白根高等学校	校舎	○	○	○	○	○	上今諏訪1180	055-284-3031	8,153	1,359
			文化創造館								700	116
			体育館								1,080	180
			格技場								480	80
			グラウンド		○	○	○	○			22,485	2,249
27		白根B＆G海洋センター	アリーナ	○	○	○	○	○	百々3468-65	055-285-4650	726	121
28		白根中央公園			○	○	○	○	百々3468-65	055-285-4700	52,000	5,200
29		今諏訪生涯学習センター			○	○	○	○	下今諏訪431-1		385	64
30		天笑閣			○		○	○	駒場147-18	055-285-5001	1,031	171
31		巨摩保育所			○	○	○	○	飯野2912-4	055-283-4251	1,650	275
32		白根保育所			○	○	○	○	飯野1	055-285-3603	1,085	180
33		百田保育所			○	○	○	○	百々2328	055-285-3602	1,244	207
34		南ｱﾙﾌﾟｽ市地域活動支援ｾﾝﾀｰきがる館	駐車場		○	○	○	○	飯野2842-1		120	12
35		百々公民館	駐車場		○	○	○	○	百々2991		2,022	202
36		西野松聲堂	駐車場		○	○	○	○	西野2783-22		2,684	268
37		西区公民館			○		○	○	有野2491-1		210	35
38		有野公民館	駐車場		○	○	○	○	有野1090		1,397	139
39	芦安地区	芦安小学校	校舎	○	○		○	○	芦安安通335	055-288-2006	1,609	268
			体育館								953	159
			グラウンド		○		○	○			1,757	176
40		芦安山岳館		○	○		○	○	芦安芦倉1570	055-288-2125	1,380	230
41		南アルプスチロル学園		○	○		○	○	芦安芦倉1008	055-288-2711	460	76
42		芦安支所(旧芦安健康管理センター)		○	○		○	○	芦安芦倉518		322	53
43		芦安中学校	グラウンド		○		○	○	芦安安通352	055-288-2007	1,084	108
44		芦安保育所			○		○	○	芦安安通503	055-288-2031	248	41
45	若草地区	若草小学校	校舎	○	○	○	○	○	寺部740	055-282-1527	4,677	780
			体育館								1,000	167
			グラウンド		○	○	○	○			11,795	1,180
46		若草南小学校	校舎	○		○	○	○	藤田1130-1	055-282-6500	4,832	780
			体育館								964	161
			グラウンド			○	○	○			8,514	851
47		若草中学校	校舎	○	○	○	○	○	加賀美2943	055-282-0211	3,790	632
			体育館								1,163	194
			グラウンド		○	○	○	○			12,647	1,265

48	若草地区	鏡中條体育館		○	○	○	○	○	鏡中條 710-2		330	55
49		遊・湯ふれあい公園	グラウンド			○	○	○	鏡中條 3782	055-282-7610	42,000	4,200
50		若草グラウンド			○	○	○	○	寺部 720	055-284-3333	18,000	1,800
51		藤田緑地公園				○	○	○	藤田 1600		4,000	400
52		鏡中條公民館				○	○	○	鏡中條 697-1		340	57
53		下今井集落センター			○	○	○	○	下今井 97-2		299	49
54		若草体育館			○	○	○	○	寺部 720		3,199	533
55		若草生涯学習センター			○	○	○	○	寺部 725-1	055-283-8311	1,979	329
56		若草保育所			○	○	○	○	藤田35	055-282-2730	789	131
57		若草なかよし児童館				○	○	○	藤田 1512	055-283-5344	369	61
58		おおケヤキ児童館			○	○	○	○	寺部 1479	055-284-7455	291	48
59		鏡中條ふれあいセンター			○	○	○	○	鏡中條 1030-1		112	18
60		下今井ふれあいセンター			○	○	○	○	下今井 100-1		299	49
61		藤田ふれあいセンター				○	○	○	藤田 1173-6		165	27
62	櫛形地区	櫛形中学校	校舎	○		○	○	○	小笠原 985	055-282-0056	6,743	1,124
			体育館								1,649	275
			グラウンド			○	○	○			18,531	1,853
63		巨摩高等学校	校舎	○	○	○	○	○	小笠原 1500-2	055-282-1163	8,102	1,350
			文化創造館								700	116
			体育館								2,556	426
			グラウンド		○	○	○	○			27,156	2,716
64		小笠原小学校	校舎	○	○	○	○	○	小笠原 441	055-282-0116	4,889	815
			体育館								1,080	180
			グラウンド		○	○	○	○			10,327	1,033
65		櫛形北小学校	校舎	○	○	○	○	○	桃園 813	055-282-2427	3,569	595
			講堂								442	74
			体育館								1,216	203
			グラウンド		○	○	○	○			10,897	1,090
66		櫛形西小学校	校舎	○	○		○	○	上市之瀬 727	055-282-0142	2,480	413
			体育館								1,005	168
			グラウンド		○		○	○			4,740	474
67		青少年児童センター		○	○	○	○	○	山寺 258-1	055-282-7324	771	128
68		豊小学校	校舎	○	○	○	○	○	吉田 787	055-283-5115	3,287	548
			体育館								1,005	168
			グラウンド		○	○	○	○			8,228	823
69		働く婦人の家		○	○	○	○	○	吉田 753-1	055-284-3720	830	138
70		櫛形中央保育所				○	○	○	小笠原 985-9	055-282-2463	1,079	179
71		櫛形北保育所			○	○	○	○	桃園 165-8	055-283-1262	950	158
72		櫛形西保育所			○		○	○	上市之瀬 724	055-284-1602	752	125

73	櫛形地区	豊保育所			○	○	○	○	吉田804	055-282-0189	1,249	208
74		櫛形北地区農村環境改善センター	駐車場		○	○	○	○	桃園167-1	055-284-2540	700	70
75		櫛形西地区農村環境改善センター	駐車場		○		○	○	上市之瀬725-7	055-284-0689	540	54
76		ほたるみ館			○		○	○	平岡1210-1	055-284-7180	541	90
77		西地区多目的活性化広場	グラウンド		○		○	○	平岡1211		7,843	784
78		櫛形社会福祉会館				○	○	○	小笠原471-8		710	118
79		くしがたすこやか八幡館			○	○	○	○	下宮地469-1		201	33
80		沢登公会堂			○	○	○	○	沢登743-1		263	43
81	甲西地区	甲西中学校	校舎	○	○	○	○	○	古市場150	055-282-1052	5,632	939
			体育館								1,530	255
			グラウンド		○	○	○	○			10,894	1,089
82		落合小学校	校舎	○	○	○	○	○	落合1092	055-282-1429	2,921	487
			体育館								607	101
			グラウンド		○	○	○	○			2,558	256
83		大明小学校	校舎	○	○	○	○	○	古市場181	055-282-3113	4,032	475
			体育館								1,102	184
			グラウンド		○	○	○	○			8,395	840
84		南湖小学校	校舎	○		○	○	○	西南湖3024-1	055-284-0140	4,878	813
			体育館								983	164
			グラウンド			○	○	○			7,793	779
85		落合創造館アミカル		○	○	○	○	○	湯沢1035-5		546	91
86		甲西体育センター	体育館	○		○	○	○	宮沢413-3	055-284-7787	800	133
87		甲西保健福祉センター		○	○	○	○	○	古市場323	055-283-5800	735	123
88		落合保育所	グラウンド		○	○	○	○	落合1128-3	055-282-1079	1,373	137
89		大明保育所	グラウンド		○	○	○	○	鮎沢1063-1	055-282-1307	2,274	227
90		南湖保育所	グラウンド			○	○	○	西南湖738	055-284-0409	617	62
91		甲西市民総合グラウンド				○	○	○	宮沢288-3		15,734	1,573
92		甲西農村環境改善センター			○	○	○	○	鮎沢1234-1	055-282-7359	1,493	248
93		田島公民館				○	○	○	田島985-1		166	27
94		甲西児童館				○	○	○	清水24	055-282-7356	485	80
95		秋山公会堂			○	○	○	○	秋山671-1		174	29
96		湯沢公会堂			○	○	○	○	湯沢1035-6		174	29
合　　計				35	97	103	118	118				

○協定により指定された福祉避難所一覧表

1　要配慮者（高齢者）の緊急受入れに関する協定締結先

	施　設　名	住　所	電話番号
1	特別養護老人ホーム南岳荘	南アルプス市徳永436-1	055-280-5281
2	特別養護老人ホーム白根聖明園	南アルプス市在家塚1305	055-284-2201
3	櫛形荘介護老人福祉施設	南アルプス市上宮地1408	055-284-0020
4	特別養護老人ホーム花菱荘	南アルプス市田島1108	055-280-1300
5	峡西老人保健センター	南アルプス市下宮地421	055-282-7000
6	ケアホーム花菱	南アルプス市田島1105	055-280-8700
7	特別養護老人ホーム白峰荘	南アルプス市飯野2820	055-288-7080
8	特別養護老人ホーム豊寿荘	南アルプス市十日市場727-1	055-282-0608
9	養護老人ホーム豊寿荘	南アルプス市十日市場727-1	055-282-0608
10	デイサービスゆうかり （通所介護事業所）	南アルプス市野牛島2727	055-285-7730
11	デイサービスセンター わかくさ（通所介護事業所）	南アルプス市鏡中條1642-2	055-283-7555

2　要配慮者（障害者）の緊急受入れに関する協定締結先

	施　設　名	住　所	電話番号
1	山梨県立育精福祉センター	南アルプス市有野3303-2	055-285-0615
2	山梨県立梨の実寮	南アルプス市有野4370	055-285-3717
3	みらいコンパニー （知的障害者通所施設）	南アルプス市上宮地1143	055-283-7733
4	ワークハウスみどりの家 （身体障害者通所施設）	南アルプス市寺部199	055-284-7266
5	ケール（精神障害者通所施設）	南アルプス市有野3236-2	055-285-6663
6	きがる館（精神障害者地域生活支援センター）	南アルプス市下宮地421	055-282-4005
7	ともろうランド	南アルプス市飯野2939-1	055-282-2002
8	ラ・ピエーノ	南アルプス市飯野2018-1	0556-62-1134（本部）

○給水施設・設備等一覧表

1　上水道施設の現況

施　設　名	所　在　地	種　　類	最大確保飲料水量	備　考
駒　場　浄　水　場	有野2525	配水池	2,500㎥	自家発電機 緊急遮断弁
有　野　配　水　場	有野2647	配水池	1,500㎥	緊急遮断弁
飯野上手配水場	飯野637―１	配水池	2,500㎥	緊急遮断弁
三宮神浄水場	飯野1627―２	配水池、水源地	1,800㎥	緊急遮断弁
巨摩中浄水場	飯野2860―２	配水池、水源地	900㎥	緊急遮断弁
在家塚浄水場	在家塚1518	配水池、水源地	3,000㎥	自家発電機 緊急遮断弁
桃　園　配　水　場	桃園240	配水池	1,400㎥	緊急遮断弁
八　田　浄　水　場	野牛島1288	配水池、水源地	1,400㎥	自家発電機
十日市場浄水場	十日市場1586―１	配水池、水源地	1,200㎥	自家発電機
藤　田　浄　水　場	藤田198	配水池、水源地	1,000㎥	自家発電機
下市之瀬第１配水場	下市之瀬736―１	配水池	410㎥	緊急遮断弁
江　原　配　水　場	江原97―１	配水池	3,800㎥	緊急遮断弁
湯　沢　浄　水　場	湯沢1862―１	配水池、水源地	110㎥	緊急遮断弁
中　丸　配　水　場	湯沢2628-2	配水池	50㎥	緊急遮断弁

2　飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況

施　　設　　名	所　　在　　地	施　設　能　力
市役所白根支所	飯野2806	100㎥
白根Ｂ＆Ｇ海洋センター	百々3468―65	100㎥

○市内医療機関一覧表

1　病院

施　設　名	所　在　地	電話番号	診　療　科　目
宮川病院	上今諏訪1750	282―1107	内消外整
医療法人南山会峡西病院	下宮地421	282―2151	精神老神
巨摩共立病院	桃園340	283―3131	内神内呼消循小外整眼リハ歯小歯矯歯歯口
高原病院	荊沢255	282―1455	内消循
白根徳洲会病院	西野2294―２	284―7711	内外整小婦リハ放循脳眼耳麻皮歯口

2　診療所（一般）

施　設　名	所　在　地	電話番号	診　療　科　目
青沼整形外科	小笠原1611－1	282－0811	整内形リウマチリハ放
女性クリニック　秋山医院	在家塚155	282－2017	内小産婦
飯村医院	飯野2930－1	280－1100	内アレルギー
井口クリニック	上八田140-89	285－7005	内消循呼
医療法人ぽすと会クリニックいのうえ	吉田1260－8	283－1311	内胃外
こもれびこどもクリニック	在家塚67－4	298－4000	小
小川皮膚科クリニック	加賀美3258	283－1112	皮
いやま整形外科クリニック	古市場175－1	282－8688	整リハリウマチ
アルプスこどもクリニック	吉田864－1	283－5005	小
小池医院	小笠原1717	282－0304	内循
こうの内科クリニック	桃園1688－3	283－8100	内消
小林内科クリニック	江原1595－1	280－3378	内循
皮膚科・泌尿器科近藤医院	小笠原1560－2	282－0432	皮泌
医療法人 藤和会齊藤医院	在家塚1189	284－5771	内消
笹本クリニック	下宮地433－1	282－4114	外消心内整
志村内科医院	荊沢410	282－3646	内小呼消麻酔
高畑内科小児科医院	飯野2753	283－2955	内小
白根なかざわクリニック	在家塚52－6	280－8800	内神
津久井胃腸科医院	加賀美2885	284－6311	内外

堀内眼科	小笠原386	282－0229	眼
はなわ眼科	在家塚641-2	288－0852	眼
あんどう皮フ科 クリニック	上今諏訪1315-22	280－2222	皮
まつざきクリニック	下宮地624	287－8787	耳鼻咽喉アレルギー
もちづき整形外科 リハビリクリニック	在家塚68－1	287－7600	整外リハリウマリ
やまびこ小児科 クリニック	鮎沢1363	284－8015	小
ハートクリニックゆたか	十五所633－6	283－1175	内循環
アルプス腎クリニック	上今諏訪732－2	269－7315	人口透析腎泌
南アルプスクリニック	川上129-1	215-2563	整外皮
河住医院	浅原208	284-2397	内小
北岳診療所	芦安芦倉野呂川入西方1684	090-4529 -4947	内外　　（夏季のみ）

3　診療所（歯科）

施　　設　　名	所　在　地	電　話　番　号
淡路歯科医院	鮎沢1182	284－3982
飯野歯科医院	藤田608	284－1124
石澤歯科クリニック	藤田2609－5	283－6060
大芝歯科医院	野牛島2360	285－0999
大森歯科医院	小笠原1717	282－0140
医療法人社団アヴァンティ岡部歯科医院	飯野3633－1	282－2418
おざわ歯科クリニック	上宮地765	283－1182
金丸歯科医院	下今井274－2	282－1191
川手歯科医院	古市場480	282－1023
くわしま歯科クリニック	小笠原2494	283－7780
小林歯科医院	下宮地562	283－4512
近藤歯科医院	小笠原352－1	284－3655
さいとう歯科クリニック	沢登863－2	284－0081
さくら歯科クリニック	上今諏訪1797－1	280－3315
塩高歯科医院	吉田352	282－1772
シマハラ歯科医院	六科1186－21	285－2224
志村歯科医院	荊沢347	282－1028
つちや歯科医院	小笠原518	284－1005
中島歯科医院	在家塚1199	284－2029

なかむら歯科	藤田1356－2	284－6402
名取歯科医院	沢登922－1	282－1184
はせべ歯科医院	上今諏訪1263	282－0101
わかくさ歯科	加賀美2626	269－8299
深沢デンタルクリニック	古市場875	284－6874
望月歯科	東南湖706	284－4520
ヤマモト歯科クリニック	小笠原763－1	282－8057
渡辺歯科医院	小笠原1274	282-0205
かえで歯科矯正クリニック	十五所西原746－2	269－7171
オリーブ歯科クリニック	在家塚471－3	242－8828
巨摩共立歯科診療所	桃園340－1	283－4100

○応急仮設住宅建設候補地一覧表

平成26年7月1日現在

番号	候補地の名称	所　在　地	土　地 所有者	敷地面積 (㎡)	建設戸数 (戸)	特記事項
1	ハッピーパーク	南アルプス市徳永410番地	市有地	14,300	20	県道南アルプス甲斐線沿い
2	八田野球場	南アルプス市榎原600	市有地	8,000	85	
3	白根中央公園	南アルプス市百々3468番地６	市有地	52,000	324	
4	南アルプス市若草グラウンド	南アルプス市寺部720番地	市有地	18,000	132	
5	西地区多目的活性化広場	南アルプス市平岡1214番地	市有地	8,000	114	
6	南アルプス市櫛形総合公園（公園西側駐車場）	南アルプス市桃園1600番地	市有地	30,000	123	
7	南アルプス市櫛形総合公園（ｺﾐｭﾆﾃｨｰﾌﾟｰﾙ駐車場）	南アルプス市桃園1600番地	市有地	5,000	30	
8	南アルプス市櫛形総合体育館駐車場	南アルプス市桃園1600番地	市有地	4,600	36	
9	南アルプス市甲西市民総合グラウンド	南アルプス市宮沢288番地3	市有地	15,734	183	
10	甲西体育センター西側グラウンド	南アルプス市宮沢413-3	市有地	7,000	90	
合　計（１０か所）				162,634	1,137	

〔消 防 関 係〕

○消防力の現況

1　消防署　　平成30年４月１日現在

種別／所属	指令車	連絡車	指令連絡車	資機材運搬車	広報車	災害対策車	支援積載車	防災広報車	普通ポンプ車	水槽車	化学車	救助工作車	積載車	電源車	はしご車	救急車	予備救急車	合計
南アルプス市消防本部	1	1		1	1	1	1	1										7
南アルプス消防署									1	1	1	1	1	1	1	2	1	10
甲西分遣所										1						1		2
八田消防署			1						1	1						1		4
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	1	1	1	1	1	4	1	23

2　消防団　　令和2年10月1日現在

種別／分団別	水槽付ポンプ車	普通ポンプ車	可搬式ポンプ積載車	合計
八田分団		4	2	6
白根分団	1	8		9
芦安分団		1	3	4
若草分団		6	1	7
櫛形分団	1	10	2	13
甲西分団		4	5	9
合計	2	３３	１３	48

（形式による分類）

○消防水利一覧表

令和2年3月31日現在

水利種別／地区別	消火栓	防火水槽					その他			合計
		100㎥以上	51㎥～100㎥未満	50㎥以下	うち耐震性	小計	プール	ためる池	小計	
八田地区	73	2	11	60	9	73				146
白根地区	364	10	59	117	34	186				550
芦安地区	28	0	4	18	6	22				50
若草地区	281	1	29	39	27	69	4	5	9	359
櫛形地区	479	4	90	167	61	261	5	2	7	747
甲西地区	460	5	30	81	16	116	4	1	5	581
合計	1,685	22	223	482	153	727	13	8	21	2,433

○地区別危険物施設設置状況一覧表

令和2年10月1日現在

製造所等の別 / 項目	計	製造所	貯蔵所								取扱所			
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	給油取扱所（自家用）	一般取扱所
八田地区	54	—	37	8	7	—	4	1	15	2	17	4	8	5
白根地区	69	—	36	4	5	—	16	—	11		33	9	13	11
芦安地区	14	—	10	—	4	—	—	—	3	3	4	1	2	1
若草地区	27	—	17	1	4	—	4	—	8		10	5	4	1
櫛形地区	53	—	33	7	6	—	16	1	4	—	20	6	3	11
甲西地区	77	1	55	15	14	—	12	—	13	1	21	6	5	10
合計	294	1	188	35	40	—	52	2	54	6	105	31	35	39

〔水防関係〕

○水防倉庫一覧表

所管別	河川名	倉庫 名称	倉庫 面積	管理責任者	倉庫鍵保管者	所在地 市町村	所在地 大字	所在地 字	資材 丸太	資材 空俵	資材 莚	資材 縄	資材 蛇籠	資材 鉄線	資材 詰石	資材 詰土	器具 ジョウレンスコップツルハシ	器具 鎌・鉈鋸	器具 ペンチカッター	器具 照明具
南アルプス市	釜無川	第１水防倉庫	75.6 ㎡	南アルプス市長	区長	南アルプス市	下高砂	松ノ木	本 30	枚 200	枚 10	kg 5	本 20	kg 100	㎥ —	㎥ —	丁 30	丁 —	丁 2	灯 2
〃	〃	第２水防倉庫	32.4	〃	土地改良区	〃	上高砂	一番下	30	150	10	5	20	100	3	3	20	—	2	2
〃	〃	今諏訪水防倉庫	33.0	〃	道路整備課長	〃	上今諏訪	地内	50	500	20	5	—	250	2	3	6	15	2	1
〃	御勅使川	有野水防倉庫	33.0	〃	〃	〃	有野	〃	50	500	20	5	10	250	2	3	6	15	2	1
〃	〃	芦安第２水防倉庫	32.4	〃	芦安窓口サービスセンター長	〃	〃	345	30	50	10	—	—	—	—	—	5	—	10	2
〃	釜無川	若草支所倉庫	32.0	〃	若草窓口サービスセンター長	〃	寺部	659	100	2,000	—	60	145	400	—	7	30	15	34	10
〃	滝沢川	櫛形水防倉庫	33.0	〃	道路整備課長	〃	小笠原	一ノ出し	83	800	10	20	10	150	4	6	35	25	10	7
〃	釜無川 滝沢川	西南湖水防倉庫	15.4	〃	消防団	〃	西南湖	地内	300	—	10	—	—	100	—	350	6	—	—	—
〃	坪川	川上水防倉庫	35.63	〃	暗証番号	〃	川上	〃	100	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〃	秋山川 堰野川	西新居水防倉庫	35.02	〃	区長	〃	西新居	〃	100	100	50	—	—	400	—	100	2	—	—	—
〃	滝沢川	戸田水防倉庫	34.86	〃	甲西窓口サービスセンター長	〃	戸田	〃	500	—	—	—	—	400	—	600	—	—	—	—

○重要水防区域一覧表

1　国土交通省

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長	重要なる理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	粁杭位置（K、m）	（m）		担当水防団体	担当土木事務所地域振興局		
甲府	釜無川	堤防高	B	右	南アルプス市上高砂	K189上45 ～K200上40	950	余裕高不足、河床掘削が未施工	南アルプス市	峡中建設部	富士川上流	積み土のう
〃	〃	堤防高	B	右	南アルプス市上高砂	K183 ～K188上45	580	余裕高不足 危険水位設定箇所（浅原橋観測所）	〃	〃	〃	積み土のう
〃	〃	堤防高	B	右	南アルプス市上高砂	K180上50 ～K181上50	110	余裕高不足	〃	〃	〃	積み土のう
〃	〃	堤防高	重点A	右	南アルプス市下高砂	K177上30 ～K178上100	(180) 180	余裕高不足、河床掘削が未施工	〃	〃	〃	積み土のう
〃	〃	水衝洗掘	B	右	南アルプス市下高砂	K167 ～K169上80	300	護岸洗掘のおそれあり	〃	〃	〃	木流し シート張り
〃	〃	水衝洗掘	重点A	右	南アルプス市下高砂	K164上20 ～K165上20	(100) 100	洗掘されている	〃	〃	〃	木流し シート張り
〃	〃	堤防高	B	右	南アルプス市今諏訪	K158上80 ～K160上65	200	余裕高不足	〃	〃	〃	積み土のう
〃	〃	堤防高	B	右	南アルプス市今諏訪	K156 ～K157上90	230	余裕高不足	〃	〃	〃	積み土のう
〃	〃	水衝洗掘	B	右	南アルプス市今諏訪	K146上46 ～K147上80	140	護岸洗掘のおそれあり	〃	〃	〃	木流し シート張り
〃	〃	水衝洗掘	重点A	右	南アルプス市今諏訪	K144上35 ～K146上46	(230) 230	洗掘されている	〃	〃	〃	木流し シート張り
〃	〃	水衝洗掘	B	右	南アルプス市鏡中條	K141上65 ～K144上10	265	護岸洗掘のおそれあり	〃	〃	〃	木流し シート張り
〃	〃	水衝洗掘	B	右	南アルプス市鏡中條	K129上43 ～K131上85	340	護岸洗掘のおそれあり	〃	〃	〃	木流し シート張り
〃	〃	堤防高	B	右	南アルプス市鏡中條	K122上45 ～K126上60	415	河床掘削が未施工	〃	〃	〃	積み土のう
〃	〃	水衝洗掘	B	右	南アルプス市鏡中條	K121 ～K122上45	133	護岸洗掘のおそれあり	〃	〃	〃	木流し シート張り
〃	〃	水衝洗掘	B	右	南アルプス市浅原	K103上10 ～K106	320	護岸洗掘のおそれあり	〃	〃	〃	木流し シート張り
〃	〃	堤防高	B	右	南アルプス市浅原	K96上65 ～K98上30	185	河床掘削が未施工	〃	〃	〃	積み土のう
〃	〃	堤防高	B	右	南アルプス市東南湖	K93上50 ～K94上50	110	河床掘削が未施工	〃	〃	〃	積み土のう
〃	〃	水衝洗掘	重点A	右	南アルプス市東南湖	K91上48 ～K93上55	(220) 220	洗掘されている	〃	〃	〃	木流し シート張り
〃	〃	水衝洗掘	B	右	南アルプス市東南湖	K90上80 ～K91上48	60	護岸洗掘のおそれあり	〃	〃	〃	木流し シート張り
〃	〃	水衝洗掘	重点A	右	南アルプス市東南湖	K87上50 ～K89	(155) 155	洗掘されている	〃	〃	〃	木流し シート張り
〃	〃	工作物	B	右	南アルプス市東南湖	K76上20	1箇所 (9.4)	余裕高不足（三郡西橋）	〃	〃	〃	
〃	〃	堤防高	B	右	南アルプス市東南湖	K65上90 ～K75上50	1,090	余裕高不足、河床掘削が未施工	〃	〃	〃	積み土のう

凡例１　K→釜無川
　　２　「重要度」欄のA：水防上最も重要な区間、B：水防上重要な区間

2　山梨県

建設部水防支部名	担当水防管理団体名	河川名	位置			左右岸別	延長（m）	重要度		注意を要する理由	水防倉庫
			市町村	大字	字			階級	種別		
峡中	南アルプス市	塩沢川	南アルプス市	塩の前	塩の前橋上下	左 右	150 100	b b	水衝箇所	護岸老朽	南アルプス市有野水防倉庫
〃	〃	堰尻川	〃	曲輪田新田	大神橋上下	左 右	500 500	b b	洗掘箇所	改修済み	〃
〃	〃	御勅使川	〃	芦倉	西河原日中	左 右	100 100	a a	〃	護岸洗掘	南アルプス市水防倉庫
〃	〃	〃	〃	〃	小曽利・古屋敷	左 右	50 50	a a	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	新倉	新倉橋上	左 右	60 60	a a	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	安通	前坂下ジャレ	左 右	50 50	a a	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	沓沢	瀬戸大橋上	左	200	b	〃	〃	〃
〃	〃	滝沢川	〃	桃園	曲輪田橋下	左	500	b	水衝箇所	改修済み	〃
〃	〃	高室川	〃	曲輪田	高室橋上	左 右	150 150	b b	〃	〃	〃
〃	〃	塩沢川	〃	上宮地	塩沢川合流点上	左 右	150 150	b b	〃	護岸老朽、一部護岸なし	〃
〃	〃	漆川	〃	下市之瀬	野之瀬橋上下	左 右	100 200	b b	〃	護岸洗掘	〃
〃	〃	〃	〃	〃	ほたる見橋上	左 右	200 200	a a	〃	改修済み	〃
〃	〃	滝沢川	〃	曲輪田	曲輪田橋上下	左 右	500 500	b b	〃	一部護岸なし	〃
〃	〃	深沢川	〃	上宮地	宮地橋上	左	100	b	〃	護岸洗掘	〃
〃	〃	御手洗川	〃	〃	櫛形８号線	左 右	150 150	a a	堤防高	堤防高不足	〃

〃	〃	堰野川	〃	中野・上野	上野諏訪神社上	左 右	130 130	b b	水衝箇所	護岸洗掘	〃
〃	〃	坪川	〃	上市之瀬	スズラン橋下	左 右	700 700	b b	堤体強度	一部護岸なし	〃
〃	〃	北沢川	〃	中野	西掘田	左 右	500 500	a a	堤防高	堤防高不足、一部護岸なし	〃
〃	〃	神明川	〃	上高砂	高砂川合流点上	左 右	290 290	a a	〃	堤防高不足	〃
〃	〃	漆川	〃	古市場鮎沢	境界橋下	左	400	a	堤体強度	一部護岸なし	南アルプス市荊沢上水防倉庫
〃	〃	塩沢川	〃	秋山	集落上	左	70	b	〃	〃	南アルプス市西新居水防倉庫
〃	〃	滝沢川	〃	江原	起田橋上	左 右	500 500	b b	洗掘箇所	護岸洗掘	南アルプス市水防倉庫
〃	〃	八糸川	〃	東南湖	横川合流点上	左 右	2,500 2,500	b b	堤防高 堤体強度	堤防高不足 護岸老朽	〃
〃	〃	〃	〃	藤田	県道下	左 右	900 900	b b	堤防高	堤防高不足	〃
〃	〃	横川	〃	〃	西川橋上	左 右	500 500	b b	〃	〃	〃

凡例　「重要度」欄のａ：最も重要な区間、ｂ：次に重要な区間

○市内雨量観測所等一覧表

1　雨量観測所

(1) 県所管

事務所名	観測場所	観測所名	備考
中北建設	南アルプス市芦倉516	南アルプス市役所芦安支所	
〃	〃　小笠原字的場471―7	小笠原橋	
〃	〃　上市ノ瀬1760	伊奈ケ湖	

(2) 県管理以外

河川名	観測所名	所管官庁名	位置	自記普通別		観測者
				自	普	
富士川	藤田雨量観測所	国土交通省関東地方整備局	南アルプス市若草町藤田	○	○	ロボット
早川	野呂川雨量観測所	〃	〃　芦倉	○	○	〃

(3) 市所管（地区別）

地区名	雨量観測所	地区名	雨量観測所
八田地区		若草地区	
白根地区			
芦安地区		甲西地区	○甲西支所
櫛形地区	○市本庁西別館 ○市消防本部		

2　水位観測所（若草地区）

水系名	河川名	基準水位観測所	所在地	位置	指定水位	警戒水位	計画高水位	既往最高水位
富士川	富士川	浅原橋	田富町臼井河原	左岸河口69.7㎞	4.30m	4.60m	5.95m	昭和57年８月4.77m

3　地区別量水標位置

(1) 八田地区

河川名	観測位置		観測種別	連絡先	通報水位(m)	平水位(m)	警戒水位(m)
	大字	字					
富士川筋 釜無川右岸	下高砂	道下	洪	中北建設事務所	1.50	0.15	2.00
富士川筋 御勅使川右岸	野牛島		〃	〃	0.50	0.10	1.00
富士川筋 合流地 釜無川御勅使川	上高砂	一番下	〃	〃	2.00	0.23	2.00
富士川筋 信玄橋 釜無川右岸			〃	〃	1.50	0.12	2.00
富士川筋 御勅使橋 御勅使右岸	六科	北新田	〃	〃	0.50	0.20	1.00
富士川筋 神明橋 神明川右岸	上高砂	村中	〃	〃	0.50	0.20	1.00

(2) 白根地区

河川名	観測位置		観測種別	連絡先	通報水位(m)	平水位(m)	警戒水位(m)
	大字	字					
富士川(釜無川)	上今諏訪	開国橋	洪	中北建設事務所	2.00	0.14	2.50
御勅使川	駒場	大堰堤	〃	〃	0.50	0.10	1.00

(3) 芦安地区

河川名	観測位置		観測種別	連絡先	通報水位(m)	平水位(m)	警戒水位(m)
	大字	字					
御勅使川	芦安芦倉	西河原橋	洪	中北建設事務所	1.00	0.15	2.00
〃	〃	新倉橋	〃	〃	1.00	0.15	2.00
上梅津沢	〃	上梅津橋	〃	〃	0.50	0.10	1.00
御勅使川	〃	中央橋	〃	〃	1.00	0.015	2.00

(4) 櫛形地区

河川名	観測位置		観測種別	連絡先	通報水位(m)	平水位(m)	警戒水位(m)
	大字	字					
滝沢川	小笠原	小笠原橋	洪	南アルプス市	1.5	0.3	2.0

(5) 甲西地区

河川名	観測位置		観測種別	連絡先	通報水位(m)	平水位(m)	警戒水位(m)
	大字	字					
富士川	東南湖	三郡橋	洪	中北建設事務所甲西支所	2.5	0.5	3.0
坪川	荊沢	大明橋 落合橋	〃	〃	2.5 1.5	0.2 0.2	2.5 2.5
堰野川	西新居	塚原下村橋 西新居橋上	〃	〃	1.0 0.9	0.2 0.2	1.3 1.2
滝沢川	和泉	万年橋	〃	〃	1.5	0.3	2.0
秋山川	秋山 西新居	睦橋 郷結橋	〃	〃	1.3 1.3	0.1 0.1	2.0 2.0
漆川	下宮地	境界橋	〃	〃	1.3	0.1	2.0
横川	東南湖	一軒茶屋	〃	〃	1.0	0.6	1.2
北川	湯沢	水路橋	〃	〃	0.3	0.1	0.6

○農業用取水堰及び水門一覧表

河川名	名　称	位　置	管理者	通信方法	構　造	備　考
釜無川	三ケ村堰用水	南アルプス市下高砂	三ケ村堰水利組合	(055)285―0833	手動巻上式	かんがい用
〃	桝形水道用水樋門	〃　上今諏訪地内	南アルプス市建設部	農林土木課 (055)282―6259	自然取入れ	〃
〃	農工団地水門	〃　下今諏訪地内	〃	〃	手動巻上式	排　水
御勅使川	上口入堰取入口	〃　駒場地内	上口入堰組合長	(055)285―1961	〃	〃
〃	下口入堰取入口	〃　〃		〃	〃	〃
〃	開拓組合堰	〃　〃	開拓組合長	〃	〃	〃
〃	穴堰取水口	〃　野牛島地区	野牛島土地改良区	(055)285―3890	自動巻上式	かんがい用
井路縁川	落合水門	〃　荊沢	南アルプス市建設部	道路整備課 (055)282―6368	〃	排　水
五明川	五明川樋門	〃　五明	〃	〃	〃	〃
横　川	横川樋門	〃　東南湖	〃	〃	〃	〃
〃	横川上流堰	〃　〃	〃	〃	〃	かんがい用
深沢川	上宮地大頭首工	〃　上宮地田頭	上宮地区長	ＪＡ巨摩野上宮地支所 (055)282―0144	自然取入れ	〃
〃	小笠原水路水門	〃　小笠原柿平地先	小笠原区長	ＪＡ巨摩野小笠原支所 (055)282―3211	手動巻上式	〃
高室川	曲輪田北原頭首工	〃　曲輪田横久根	曲輪田区長	ＪＡ巨摩野曲輪田支所 (055)282―2008	自然取入れ	〃
〃	〃 井詰頭首工	〃　〃　〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃 井詰第２頭首工	〃　〃　井詰	〃	〃	〃	〃
市之瀬川	上市之瀬大口頭首工	〃　上市之瀬	上市之瀬区長	ＪＡ巨摩野野々瀬支所 (055)282―0449	〃	〃
〃	中野下杉木頭首工	〃　中野下杉木	中野区長	〃	〃	〃
〃	下市之瀬畑田頭首工	〃　下市之瀬畑田	下市之瀬区長	〃	〃	〃
大和川	曲輪田大和頭首工	〃　曲輪田大和	曲輪田区長	ＪＡ巨摩野曲輪田支所 (055)282―2008	〃	〃
市之瀬川	下市之瀬大口取入口	〃　下市之瀬飲堰	下市之瀬区長	ＪＡ巨摩野野々瀬支所 (055)282―0449	〃	〃
〃	大畑取入口	〃　〃　大畑	〃	〃	〃	〃
〃	内久根取入口	〃　〃　内久根	〃	〃	〃	〃
御勅使川	芦安発電所取入口	〃　芦安安通入河原	東京電力ﾘﾆｭｰｱﾌﾞﾙﾊﾟﾜｰ(株)甲府事業所	(0551)37―2040	電動巻上式	発電用

野呂川	野呂川発電所取入口	〃　芦倉野呂川入西方1684	山梨県公営企業管理者	(0556)48―2670	〃	〃
釜無川	一本杉頭首工	〃　鏡中條	南アルプス市建設部	農林土木課 (055)282―6259	〃	かんがい用
〃	第5番用水樋門	〃　下高砂道下	〃	〃	手動巻上式	〃
〃	下河原用水樋管	〃　鏡中條	〃	〃	〃	〃
〃	第2番用水樋門	〃　〃	〃	〃	〃	〃

○水防上避難区域・避難先予定地一覧表

建設部 水防支部名	水防管理 団体名	河川名	避難区域	避難 人員	避難先予定地	避難経路
中北建設事務所水防支部	南アルプス市	御勅使川	六科	人 910	白根御勅使中学校	県道　甲斐・芦安線
〃	〃	〃	野牛島	950	八田小学校	市道
〃	〃	釜無川	上高砂	750	旧山梨県免許センター	県道　甲斐・芦安線
〃	〃	〃	下高砂	600	八田保育所	市道
〃	〃	〃	徳永	400	〃	〃
〃	〃	〃	榎原	400	八田高度農業情報センター	〃
〃	〃	御勅使川	西河原・日中・小曽利	110	南アルプス市芦安健康管理センター及び芦安支所	市道　古屋敷・沓沢線
〃	〃	〃	小曽利・古屋敷	150	〃	〃　〃
〃	〃	釜無川	今諏訪高台下	32	今諏訪地区生涯学習センター	県道　今諏訪北村線
〃	〃	御勅使川	有野北阿原	250	源小学校	〃　甲斐・芦安線
〃	〃	釜無川	鏡中條	2,882	旧鏡中條小学校	市道　1号線
〃	〃	〃	藤田	1,585	若草南小学校	県道　韮崎・櫛形・豊富線
〃	〃	〃	浅原	653	〃	〃
〃	〃	滝沢川	加賀美	1,005	若草中学校	〃
〃	〃	〃	十日市場	1,215	十日市場公会堂及び若草中学校	市道及び韮崎櫛形豊富線
〃	〃	〃	寺部	972	若草小学校	市道　73号線
〃	〃	釜無川	東南湖・西南湖	1,400	南湖小学校	市道　荊沢・東南湖線
〃	〃	滝沢川	田島・宮沢・戸田・和泉・西南湖	2,900	甲西中学校	県道　一軒茶屋・荊沢線
〃	〃	秋山川	西新居・秋山・湯沢	1,100	落合創造館アミカル	市道　荊沢・湯沢線
〃	〃	堰野川	西落合・塚原	900	落合小学校	〃　下宮地・西新居線
〃	〃	坪川	東落合・荊沢・古市場・川上・神ノ木・塚原・西落合・芦原	3,100	甲西中学校	県道　一軒茶屋・荊沢線
〃	〃	からす川	山寺	100	小笠原小学校 山寺公会堂	〃　櫛形12号

〔輸送・応援受入施設関係〕

○飛行場外離着陸場等一覧表

平成24年6月11日現在

市町村名	場外離着陸場	緊急離着陸場
南アルプス市	櫛形総合公園日世南アルプススタジアム、甲西市民総合グラウンド、西地区多目的活性化広場	白根中央公園ホッケー場、櫛形総合公園芝生広場、遊・湯ふれあい公園芝生広場、芦安中央スポーツ広場

○自衛隊ヘリコプター主要発着場一覧表

所属地		ヘリポート等の名称		施設管理者又は占有者	施設規模			広さ（幅×長さ）	消防署から所要時間（所）（分）
市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型		
南アルプス市	六科1588		㈱宮入バルブ製作所甲府工場グラウンド	㈱宮入バルブ	○			95×100	3
〃	野牛島2222		八田小学校校庭	学校長	○			100×300	10
〃	六科		御勅使南公園	山梨県	○			150×100	3
〃	加賀美2943		若草中学校校庭	学校長	○			100× 80	7
〃	寺部740		若草小学校校庭	〃	○			100×100	8
〃	藤田1600―３		藤田スポーツ広場	市長			○	45× 65	10
〃	鏡中條741		鏡中條スポーツ広場	〃			○	50× 70	12
〃	小笠原985		櫛形中学校校庭	学校長		○		70×150	5
〃	曲輪田420		㈱日立Astemoグラウンド			○		80× 80	15
〃	小笠原1500		巨摩高校校庭	学校長	○			100×200	5
〃	小笠原441		小笠原小学校校庭	〃			○	60×100	5
〃	上市之瀬727		西小学校校庭	〃			○	60× 80	15
〃	吉田787		豊小学校校庭	〃			○	60× 80	15
〃	桃園813		北小学校校庭	〃			○	60×100	15
〃	古市場150		甲西中学校校庭	〃		○		82× 88	8
〃	古市場181―１		大明小学校校庭	〃			○	80× 68	8
〃	西南湖3204―１		南湖小学校校庭	〃			○	66× 80	10
〃	落合1092		落合小学校校庭	〃			○	72× 70	15
〃	宮沢362―４		甲西市民総合グラウンド	市長	○			130×100	10
〃	飯野1972－１		白根飯野小学校校庭	学校長			○	60× 70	7
〃	西野2311		白根東小学校校庭	〃			○	60× 80	10
〃	百々2300		白根百田小学校校庭	〃	○			80×120	5
〃	有野490		白根源小学校校庭	〃			○	50× 60	5
〃	飯野2860－２		白根巨摩中学校校庭	〃	○			80×100	9
〃	百々1990－１		白根御勅使中学校校庭	〃		○		70×100	3
〃	上今諏訪1180		白根高校校庭	〃	○			120×120	12
〃	飯野新田1237		飯丘スポーツグラウンド	市長			○	60× 70	7
〃	芦安安通335		芦安小学校校庭	学校長			○	60× 80	20

〃	芦安芦倉野呂川入		広河原ヘリポート	山　梨　県	○			75×150	60

○自衛隊宿泊予定施設一覧表

市町村名	名　　称	所　　在　　地	宿泊可能人員	備　考
南アルプス市	白根御勅使中学校体育館	南アルプス市百々1990―１	200人	
〃	八田保育所	〃　榎原863―７	100	
〃	八田果実共選場	〃　榎原719	200	
〃	八田農業者トレーニングセンター	〃　野牛島2222	200	
〃	高度農業情報センター	〃　榎原800	200	
〃	白根巨摩中学校体育館	〃　飯野2860―２	150	
〃	白根東小学校体育館	〃　西野2311	130	
〃	白根飯野小学校体育館	〃　飯野1972―１	130	
〃	白根源小学校体育館	〃　有野490	130	
〃	芦安小学校体育館	〃　安通335	100	
〃	芦安中学校	〃　安通352	100	
〃	若草小学校	〃　寺部740	300	
〃	若草中学校体育館	〃　加賀美2943	250	
〃	巨摩高校体育館	〃　小笠原1500	330	
〃	櫛形中学校体育館	〃　小笠原985	200	
〃	小笠原小学校体育館	〃　小笠原441	250	
〃	櫛形社会福祉会館	〃　小笠原471－８	70	
〃	甲西中学校体育館	〃　古市場150	200	
〃	大明小学校体育館	〃　古市場181－１	150	
〃	南湖小学校体育館	〃　西南湖3024―１	150	
〃	甲西保健福祉センター	〃　古市場323	80	

○災害時優先道路一覧表

番号	施設名	路線名	自	至	車道幅員(m)	接続する県指定緊急輸送道路
災害対策活動拠点						
1	市役所本庁	櫛形16号線	小笠原344-1	小笠原380-4	7.0	国道52号
		橋北8号線	小笠原380-4	小笠原376-1	8.0	
現地対策活動拠点						
2	芦安支所					甲斐早川線
3	八田支所					甲斐早川線
4	白根支所	飯野125号線	飯野2842-1	飯野2863-1	7.5	国道52号
5	若草支所					市道若草一級1号線
6	甲西支所	横町桜井線	鮎沢1395-1	鮎沢926-1	7.0	国道52号・甲西バイパス
本部代替施設拠点						
7	櫛形生涯学習センター					韮崎南アルプス中央線
避難拠点（指定避難所）						
8	八田小学校	八田2号線	野牛島2351-3	野牛島2357-1	4.5	甲斐早川線
		八田47号線	野牛島2334-8	野牛島2343-2	5.0	
9	八田中学校	八田13号線	野牛島1912-2	榎原810-1	6.0	甲斐早川線
		八田161号線	榎原557-1	榎原614-1	4.5	
10	白根飯野小学校	飯野125号線	飯野2842-1	飯野2917-1	7.5	国道52号
		白根4号線	飯野2917-1	飯野1991-1	7.0	
		飯野63号線	飯野1986-1	飯野1977-8	5.4	
11	白根巨摩中学校	飯野125号線	飯野2842-1	飯野2848-5	7.5	国道52号
12	白根東小学校 体育館	西野25号線	西野2340-5	西野2397	4.4	今諏訪北村線
		西野32号線	西野2340-2	西野2339-6	5.1	
13	白根御勅使中学校	農道白根E3740号	六科1496-25	百々1821-32	5.0	甲斐早川線
14	白根百田小学校	白根24号線	百々2219-2	百々2123-1	4.2	国道52号・甲西バイパス
15	白根源小学校	源50号線	有野514-1	有野512	5.2	韮崎南アルプス中央線
16	県立育精福祉センター					韮崎南アルプス中央線
17	白根東保育所	八田193号線	上今諏訪1323-5	上今諏訪1180-1	6.8	今諏訪北村線
		西野88号線	西野1274-156	西野1274-160	6.7	
		西野75号線	西野1272-75	西野1272-76	6.7	
		西野74号線	西野1272-78	西野1272-82	6.0	
18	白根高等学校	八田193号線	上今諏訪1323-5	上今諏訪1215-2	6.8	今諏訪北村線
19	芦安小学校	滝下小曽利線	芦安芦倉533	芦安安通337	3.8	甲斐早川線
20	芦安山岳館	古屋敷沓沢線	芦安芦倉569	芦安芦倉739	6.5	甲斐早川線
		沓沢河原芝平線	地番なし	芦安芦倉1570	5.0	

21	芦安チロル学園	古屋敷沓沢線	芦安芦倉569	芦安芦倉1008-3	3.0	甲斐早川線
22	芦安健康管理センター					甲斐早川線
23	若草小学校	若草2級6号線	寺部879-1	寺部894-1	3.5	市道若草一級1号線
24	若草南小学校	農道若草49号線	藤田1295-1	藤田1293	3.5	韮崎南アルプス中央線
25	若草中学校					韮崎南アルプス中央線
26	櫛形中学校					韮崎南アルプス中央線
27	巨摩高等学校	櫛形10号線	小笠原1402-3	小笠原1540-1	4.5	国道52号・甲府南アルプス線
28	小笠原小学校	櫛形16号線	小笠原344-1	小笠原445-1	7.0	国道52号
		橋南20号線	小笠原445-1	小笠原482-9	6.0	
29	櫛形北小学校	櫛形26号線	桃園1276-1	桃園818-11	4.0	甲府南アルプス線
		櫛形7号線	十五所476-1	桃園1276-1	8.0	
30	櫛形西小学校	県道県民の森公園線	小笠原25-1	上市之瀬128-1	6.5	国道52号
31	青少年児童センター	櫛形16号線	小笠原344-1	山寺254-4	6.0	国道52号
		山寺60号線	山寺255-1	山寺258-1	5.8	
32	豊小学校	櫛形28号線	吉田343-1	吉田799	7.0	甲府南アルプス線
33	働く婦人の家	櫛形28号線	吉田343-1	吉田342-2	7.0	甲府南アルプス線
		沢登51号線	吉田787-1	吉田787-1	5.0	
34	甲西中学校	県道一軒茶屋荊沢線	古市場494-1	清水162-1	6.0	国道52号・甲西バイパス
35	落合小学校	県道県民の森公園線	小笠原25-1	山寺885-1	6.5	国道52号
		櫛形5号線	山寺885-1	下市之瀬1106-24	8.0	
		櫛形甲西増穂線	川上479-1	落合760	8.0	
		落合本線	落合760	落合870-3	5.5	
		下宮地西新居線	落合1205-1	落合1188	4.0	
36	大明小学校	県道一軒茶屋荊沢線	古市場494-1	清水162-1	6.0	国道52号・甲西バイパス
37	南湖小学校	東南湖幹線1号	西南湖791-1	西南湖741-1	4.0	富士川南アルプス線
		県道一軒茶屋荊沢線	西南湖338-2	西南湖791-1	6.0	
38	落合創造館アミカル	県道県民の森公園線	小笠原25-1	山寺885-1	6.5	国道52号
		櫛形5号線	山寺885-1	下市之瀬1106-24	8.0	
		櫛形甲西増穂線	川上479-1	落合760	8.0	
		落合本線	落合760	湯沢1039-1	5.5	
39	甲西体育センター	国道工業団地線	荊沢1150	宮沢160-3	6.0	国道52号・甲西バイパス
		工業団地10号線	宮沢301-3	宮沢413-3	4.0	
40	甲西保険福祉センター	県道一軒茶屋荊沢線	古市場494-1	湯沢162-1	6.0	国道52号・甲西バイパス
41	鏡中條体育館	若草一級1号線	寺部1894-1	鏡中條707-4	4.2	新山梨環状道路（側道）
		若草107号線	鏡中條707-4	鏡中條707-1	4.5	
42	白根B&G海洋センター	百田124号線	百々2388-1	百々2163	5.0	国道52号
給水拠点（※の施設は応急給水設備設置施）						
43	企業局	飯野125号線	飯野2842-1	飯野3303	7.0	国道52号

44	※八田浄水場	農道八田89号線	野牛島1064-1	野牛島1297-1	2.2	国道52号・甲西バイパス
		農道八田91号線	野牛島1297-1	野牛島1289	2.5	
45	※駒場浄水場					甲斐早川線
46	※有野配水場	白根33号線	有野4431-1	有野2647-1167	7.0	韮崎南アルプス中央線
47	※飯野上手配水場	県道飯野新田白根線	飯野新田798-2	飯野637-1		韮崎南アルプス中央線
48	※三宮神浄水場	県道飯野新田白根線	飯野2482-1	飯野1627-2		国道52号
49	※在家塚浄水場	農道白根E-2500号線	在家塚1552-1	在家塚1518		国道52号・甲西バイパス
50	芦安浄水場	古屋敷沓沢線	芦安芦倉569	地番なし	6.5	甲斐早川線
		沓沢河原芝平線	地番なし	芦安芦倉 1589-1	5.0	
		曽根平線	芦安芦倉 1589-1	芦安芦倉 1603-1	4.7～6.1	
51	芦安低区配水地	古屋敷沓沢線	芦安芦倉569	芦安芦倉541-1	6.5	甲斐早川線
		滝下小曽利線	芦安芦倉 542-1	芦安安通337	3.6～5.0	
		前坂下・下安通林道	芦安安通337	芦安安通233	3.0～4.0	
52	※十日市場浄水場					国道52号・甲西バイパス
53	※藤田浄水場	若草908号線	藤田197-1	藤田198	4.7	市道若草一級1号線
54	※桃園配水場	櫛形9号線	桃園131-2	桃園240-2	6.2	韮崎南アルプス中央線
55	※下市之瀬第1配水場	県道県民の森公園線	小笠原25-1	下市之瀬736-1		国道52号線
56	あやめが丘配水池	県道県民の森公園線	小笠原25-1	上市之瀬115-1		国道52号線
		櫛形23号線	上市之瀬 115-1	平岡1186-1	7.2	
		平岡45号線	平岡1186-1	あやめが丘 1856-3	7.8	
		平岡49号線	あやめが丘 1856-3	あやめが丘 1947-12	6.0	
		平岡50号線	あやめが丘 1947-12	あやめが丘 1947-8	6.0	
		平岡53号線	あやめが丘 1947-8	あやめが丘 1945-4	6.0	
		平岡55号線	あやめが丘 1945-4	あやめが丘 1944-14	6.0	
57	曲輪田浄水場	県道桃園市之瀬線	曲輪田668-1	曲輪田1072-1		韮崎南アルプス中央線
		富士川西部広域農道	曲輪田1072-1	曲輪田1102-2		
		曲輪田69号線	曲輪田1102-2	曲輪田2880	5.3	
		櫛形2号線	曲輪田2880	曲輪田1327-1	5.7	
		曲輪田6号線	曲輪田1327-1	曲輪田1664	4.5～6.5	
		高室川林道	曲輪田1664	曲輪田1840	3.0～4.0	
58	平岡浄水場	県道県民の森公園線	小笠原25-1	上市之瀬723-1		国道52号線
		県道桃園市之瀬線	上市之瀬 723-1	平岡295-1		
		平岡21号線	平岡295-1	平岡242-1	4.1	
		櫛形22号線	平岡242-1	平岡221-1	4.0～4.7	
		平岡1号線	平岡221-1	平岡300-3	4.2	

59	高尾浄水場	県道県民の森公園線	小笠原25-1	上市之瀬723-1		国道52号線
		県道桃園市之瀬線	上市之瀬723-1	上宮地1687-2		
		林道高尾山線	上宮地1687-2	高尾31-1	3.0～5.0	
60	中野上野浄水場	県道県民の森公園線	小笠原25-1	上市之瀬1453-7		国道52号線
		中野1号線	上市之瀬1453-7	中野179-1	3.9～4.4	
		中野3号線	中野179-1	中野63-2	3.0～3.4	
61	※江原配水場	耕作道路6号線	江原375-1	江原104-1		国道52号・甲西バイパス
62	湯沢浄水場	県道県民の森公園線	小笠原25-1	上市之瀬115-1		国道52号線
		富士川西部広域農道	上市之瀬115-1	湯沢1853-1	9.2	
63	※西南湖浄水場	東南湖幹線1号	西南湖791-1	西南湖729	4.0	富士川南アルプス線
		県道一軒茶屋荊沢線	西南湖338-2	西南湖791-1	6.0	
64	川上第1浄水場	古市場・塚原線	鮎沢568-2	川上536-1	4.0～7.0	国道52号
		川上7号線	川上536-1	川上541	3.2～3.6	
物資備蓄拠点						
65	櫛形防災備蓄倉庫	櫛形8号線	桃園1454-19	桃園1542-6	8.0	国道52号
		櫛形18号線	小笠原779-2	桃園1542-6	6.0	
66	白根防災備蓄倉庫	飯野125号線	飯野2842-1	飯野2863-1	7.5	国道52号
物資集積拠点						
67	スパーク白根	百田124号線	飯野2388-1	飯野2163	5.0	国道52号
医療活動拠点						
68	健康福祉センター	飯野125号線	飯野2842-1	飯野2863-1	7.5	国道52号
69	宮川病院					甲府南アルプス線
70	医療法人南山会峡西病院	県道県民の森公園線	小笠原25-1	下宮地419-2		国道52号
71	巨摩共立病院	白根1号線	飯野3679-1	飯野3715-1	7.0	国道52号
72	高原病院	落合本線	荊沢337-1	荊沢282-5	7.0	国道52号
		下宮地・荊沢線	荊沢282-5	荊沢255-1	6.5	
73	白根徳州会病院	西野96号線	西野2333-1	西野2294-2	9.0	今諏訪北村線
消防活動拠点						
74	消防本部	櫛形11号線	沢登505-1	沢登971-1	9.0	国道52号・甲西バイパス
75	八田消防署					甲斐芦安線
76	甲西分遣所	国道工業団地線	荊沢1150	宮沢160-3	7.5	国道52号・甲西バイパス
その他防災活動重要拠点						
77	南アルプス警察署	櫛形7号線	十五所476-1	十五所746-2	9.0	甲府南アルプス線
		十五所7号線	十五所746-2	十五所826-1	9.0	

（注）　物資輸送拠点までの災害時優先道路については、物資輸送拠点となる飛行場外離着陸場やヘリコプターの主要発着場等が、櫛形総合公園や指定避難所のグラウンドと重複しているため、一覧表には明記しない。

〔山地等災害危険箇所関係〕

○地すべり等崩壊危険地一覧表

平成15年３月現在

市　町　村　名	地区数	面　積（ha）	農地面積	備　　考
南アルプス市	1	38.30	11.10	福小路

注　県農村振興局所管

○急傾斜地危険区域一覧表

1　急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

平成16年３月現在

指定区域名	郡　　市	大　字	字	指定年月日	指定番号	定面積（ha）	指定保全戸（戸）
塩　　前	南アルプス	塩　前	塩沢東	昭56．3．26	0133	1.33	24
新　　倉	南アルプス	芦　倉	西河原　他	昭56．4．2	0182	3.13	17
古屋敷	南アルプス	芦　倉	古屋敷　他	昭56．4．2	0183	1.21	17
古屋敷別	南アルプス	芦　倉	中山　他	昭58．7．14	0355	0.69	12
小曽利	南アルプス	芦　倉	中山　他	昭59．6．18	0375	1.15	15
小曽利	南アルプス	芦　倉	小曽利	昭61.11．6	0513	0.04	2
西河原―２	南アルプス	芦　倉	小曽利　他	昭62．8．13	0296	0.82	19
沓　　沢	南アルプス	芦　倉	沓沢　他	平２．２．８	0046	0.74	14
沓　　沢	南アルプス	芦　倉	山神西　他	平３．７．４	0375	1.97	3
大曽利	南アルプス	芦　倉	西石合　他	平７．３．13	0085	0.67	25
山　　居	南アルプス	秋　山	南沢　他	昭59．6．18	0276	0.62	9
計	11					12.37	157

2　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

平成16年４月現在

危険箇所名	郡　　市	大　　字	字	危険人家戸数	指定区域名
徳　　永	南アルプス市	徳　　永		19	
塩　　前	南アルプス市	塩　　前	塩沢東	15	
新　　倉	南アルプス市	芦　　倉	西河原	13	新倉

古屋敷	南アルプス市	芦倉	古屋敷	51	古屋敷・小曽利
西河原	南アルプス市	芦倉	西河原	6	西河原―２
西河原の２	南アルプス市	芦倉	西河原	3	西河原―２
西河原の３	南アルプス市	芦倉	西河原	11	大曽利
大曽利	南アルプス市	芦倉	大曽利	7	大曽利
大曽利の２	南アルプス市	芦倉	大曽利	17	大曽利
沓沢	南アルプス市	芦倉	沓沢	6	沓沢
日中	南アルプス市	芦倉	日中	13	
芦安温泉	南アルプス市	安通	木場	1	
北岳荘	南アルプス市	安通	曽根尻	1	
市営南アルプス温泉ロッジ	南アルプス市	安通	曽根平	1	
ペンション	南アルプス市	安通	曽根平	4	
桃の木温泉	南アルプス市	安通	桃の木平	1	
桃の木温泉の２	南アルプス市	安通	桃の木平	1	
野呂	南アルプス市	野呂	野呂	0	
宮本	南アルプス市	平岡	宮本	21	
あやめが丘	南アルプス市	平岡	あやめが丘	55	
あやめが丘の２	南アルプス市	平岡	あやめが丘	24	
中丸	南アルプス市	湯沢	中丸	11	
天白	南アルプス市	湯沢	天白	24	
山居	南アルプス市	秋山	山居	11	山居
計	24			316	

○雪崩危険箇所表

平成16年４月現在

市町村名	箇所数	箇所名
南アルプス市	24	新倉―１、上新倉、石塔―１、古屋敷、学校裏―１、日中平、大曽利―１、沓沢―１、北岳荘、桃ノ木温泉、芦安温泉、温泉ロッジ、子曽利、大曽利―２、石塔―２、学校裏―２、山和荘、夜叉神―森、西広河原沢、野呂川橋下、鷲ノ住―１、鷲の住―２、新倉―２、沓沢―２

○山地災害危険地一覧表

平成16年３月31日現在

事務所	市町村名	崩壊土砂流出 箇所数	山腹崩壊 箇所数	地すべり 箇所数	合計
峡中環境林務部	南アルプス市	68	47	—	115
直轄	〃	9	15	—	24

1　崩壊土砂流出危険地区一覧表

番号	位置 市町村	位置 大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等 人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
1	南アルプス市	塩の前、大嵐	有	無	有	無	3.60	一部概成			6			市道
2	南アルプス市	塩の前、塩沢	有	無	有	無	0.60	一部概成			8			市道
3	南アルプス市	塩の前、大嵐	有	無	有	無	0.50	概成			6			市道
4	南アルプス市	駒場、駒場	有	無	無	無	0.84	無		10				市道
5	南アルプス市	駒場、駒場	有	無	無	有	0.75	無			7			県道
6	南アルプス市	駒場、駒場	有	無	無	無	1.26	概成			7			市道
7	南アルプス市	築山、築山	有	無	無	無	0.60	未成				4		県道
8	南アルプス市	有野、有野	無	無	無	無	0.77	未成		10				県道
9	南アルプス市	有野、有野	有	無	無	無	3.00	概成		10				県道
10	南アルプス市	有野、有野	有	無	無	無	1.02	概成			5			農道
11	南アルプス市	飯野、福小路	有	無	無	有	0.15	概成		12				市道
12	南アルプス市	塩の前、塩沢	有	無	有	無	4.80	無		25				市道
13	南アルプス市	塩の前、塩沢	有	無	有	有	0.72	未成		13				市道
14	南アルプス市	塩の前、塩沢	有	無	有	有	6.90	一部概成		25				県道
15	南アルプス市	須沢	有	無	有	無	2.70	一部概成		10				市道
16	南アルプス市	須沢	有	無	無	無	3.00	無		10				市道
17	南アルプス市	須沢	有	無	有	無	6.60	一部概成		10				市道
18	南アルプス市	須沢	有	無	有	無	6.90	一部概成		10				市道
19	南アルプス市	曲輪田、飯平	有	無	有	有	0.27	一部概成						市道
20	南アルプス市	曲輪田、飯平	有	無	有	無	0.68	一部概成	160					市道
21	南アルプス市	曲輪田、曲輪田	有	無	有	無	0.18	未成			5			市道
22	南アルプス市	曲輪田、曲輪田	有	無	無	無	0.54	一部概成		10				その他
23	南アルプス市	曲輪田、曲輪田	有	無	有	無	2.10	一部概成		16				市道
24	南アルプス市	平岡、上宮地	有	無	無	有	0.90	未成		10				市道
25	南アルプス市	平岡、高尾	有	無	無	無	0.24	未成		10				林道
26	南アルプス市	平岡、高尾	有	無	無	無	0.27	未成			7			市道
27	南アルプス市	平岡、深沢	有	無	有	無	1.20	一部概成		10				市道
28	南アルプス市	平岡、平岡	無	無	有	有	0.84	無		10			1	市道

29	南アルプス市	市之瀬、北村	無	無	有	無	0.75	無				4		林道
30	南アルプス市	上之瀬、中野	有	無	有	無	0.66	一部概成						林道
31	南アルプス市	中野、城山	有	無	無	無	0.18	一部概成						県道
32	南アルプス市	中野、城山	有	無	無	無	0.90	未成						市道
33	南アルプス市	神戸、神戸	有	無	無	無	1.68	無			6			市道
34	南アルプス市	中野、中野	有	無	無	無	1.05	無						林道
35	南アルプス市	高尾、高尾山	有	無	有	有	11.40	一部概成		30				市道
36	南アルプス市	曲輪田、入増川	無	無	無	無	1.20	無			5			市道
37	南アルプス市	曲輪田、芦沢	有	無	有	有	3.00	一部概成			5			市道
38	南アルプス市	伊奈ヶ湖	有	無	無	有	8.40	一部概成						林道
39	南アルプス市	市之瀬川上	有	無	無	有	6.90	一部概成						林道
40	南アルプス市	鳩打	有	無	無	有	2.00	未成						林道
41	南アルプス市	高尾、上の山	無	無	無	有	9.20	一部概成		20				農道
42	南アルプス市	秋山	無	無	有	無	1.50	一部概成			6			市道
43	南アルプス市	田阿	有	無	有	無	1.44	一部概成		10				その他
44	南アルプス市	雨鳴山	有	無	無	有	0.32	一部概成						林道
45	南アルプス市	湯沢	無	無	無	有	2.00	一部概成				1	2	町道
46	南アルプス市	秋山、雨鳴山	有	無	無	有	2.00	未成						林道
47	南アルプス市	芦安、安通	有	無	無	有	1.44	一部概成			7		1	県道
48	南アルプス市	安通、御勅使川入	有	無	無	有	4.80	一部概成		10				県道
49	南アルプス市	芦倉、古屋敷	有	無	無	有	9.60	一部概成		23				県道
50	南アルプス市	芦安、安通	有	無	無	有	1.20	一部概成		16			3	県道
51	南アルプス市	芦安、安通	有	無	無	無	1.80	一部概成	70				3	林道
52	南アルプス市	芦安、安通	有	無	無	有	0.36	一部概成	70				3	林道
53	南アルプス市	安通、御勅使川入	有	無	無	有	0.48	一部概成		20			3	県道
54	南アルプス市	安通、御勅使川入	有	無	無	有	1.08	一部概成		20			3	県道
55	南アルプス市	安通、御勅使川入	有	無	無	有	8.82	概成	70				3	県道
56	南アルプス市	芦倉	有	無	無	有	3.00	一部概成	70				4	県道
57	南アルプス市	安通、御勅使川入	有	無	無	有	0.48	一部概成			6			林道
58	南アルプス市	安通、御勅使川入	有	無	無	有	0.15	概成				3		林道
59	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	有	6.00	一部概成						林道
60	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	無	有	11.00	概成						林道
61	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	無	有	5.00	一部概成						林道
62	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	無	有	7.00	一部概成						林道
63	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	無	有	6.00	一部概成						林道
64	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	無	有	8.00	一部概成						林道
65	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	無	有	4.00	一部概成						林道
66	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	無	有	11.00	一部概成						林道
67	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	無	有	8.00	一部概成						林道
68	南アルプス市	芦倉、御勅使川入	有	無	有	有	11.73	一部概成	70				3	県道
69	南アルプス市	芦倉、御勅使川入	有	無	有	有	9.45	一部概成	70				3	県道
70	南アルプス市	芦倉、御勅使川入	有	無	有	有	10.08	一部概成	70				3	県道
71	南アルプス市	芦倉、御勅使川入	有	無	有	有	34.32	一部概成	70				3	県道
72	南アルプス市	御勅使川右岸	有	無	有	有	10.92	一部概成	70				3	林道
73	南アルプス市	御勅使川左岸	有	無	有	有	3.84	一部概成	70				3	林道
74	南アルプス市	曲沢	有	無	無	有	4.50	一部概成	50				3	林道
75	南アルプス市	新倉C	無	無	無	無	0.40	一部概成				1		県道
76	南アルプス市	辰の沢	有	無	有	有	19.20	一部概成	70				3	県道、林道
77	南アルプス市	芦安、日入倉	有	無	無	有	8.40	未成		46				県道

2　山腹崩壊危険地区一覧表

番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)		治山事業進捗状況	公共施設等					
	市町村	大字、字				調査地区	危険地区85点以上メッシュ		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
1	南アルプス市	塩前、塩沢	無	有	無	8	8	無			6			市道
2	南アルプス市	塩前、塩沢	無	無	無	4	4	未成			5			市道
3	南アルプス市	須沢、須沢	無	無	無	9	9	一部概成			6			市道
4	南アルプス市	源、駒場	無	無	無	4	4	無		10				市道
5	南アルプス市	源、駒場	無	無	無	6	6	無			5			市道
6	南アルプス市	築山、飯岡	有	無	無	5	5	無		15				県道
7	南アルプス市	築山、飯岡	有	無	無	6	6	未成		10				市道
8	南アルプス市	築山、築山	無	無	無	2	2	無				3		市道
9	南アルプス市	新田	無	無	無	6	6	無			5			県道
10	南アルプス市	平岡、横久保	有	無	有	5	4	一部概成			7			市道
11	南アルプス市	平岡、横久保(2)	無	無	無	4	4	一部概成		10				市道
12	南アルプス市	平岡、高尾	有	無	無	5	5	一部概成				4		市道
13	南アルプス市	平岡、高尾	有	無	無	8	8	無		10				市道
14	南アルプス市	平岡、高尾	有	無	無	6	6	無						林道
15	南アルプス市	平岡、高尾	有	無	無	6	6	一部概成			5			市道
16	南アルプス市	平岡、深沢	有	有	無	2	2	一部概成						林道
17	南アルプス市	上市之瀬、上ノ山	有	無	無	5	5	一部概成						市道
18	南アルプス市	上宮地、田頭	無	有	無	8	8	無		10				市道
19	南アルプス市	平岡、平岡	無	無	無	3	3	無		20				市道
20	南アルプス市	上市之瀬、上市之瀬	無	無	無	8	8	無		10				市道
21	南アルプス市	中野、城山	有	有	無	4	4	無						市道
22	南アルプス市	上市之瀬、神戸	有	無	無	9	9	無		6				市道
23	南アルプス市	高尾、高尾山	有	無	無	17	14	無						林道
24	南アルプス市	奥大和	無	無	有	1	1	一部概成						市道
25	南アルプス市	下市之瀬、工原	無	無	無	26	24	未成			5		1	県道
26	南アルプス市	高尾、唄坂	有	無	有	4	4	未成						林道
27	南アルプス市	秋山	有	無	無	10	10	無		10				市道
28	南アルプス市	秋山	無	無	無	5	5	無			6			市道
29	南アルプス市	芦倉、新倉	無	有	無	8	8	一部概成			7		1	県道
30	南アルプス市	芦倉、新倉	有	有	無	17	17	未成		23				県道
31	南アルプス市	芦倉、古屋敷	無	有	無	8	8	無		20			1	県道
32	南アルプス市	芦倉、小曽利	無	有	有	12	12	無		20				県道
33	南アルプス市	芦倉、小曽利	無	有	有	12	12	概成		20				県道
34	南アルプス市	安通、前坂下	有	無	無	8	8	一部概成					3	県道
35	南アルプス市	安通、御勅使川入	有	無	無	6	6	一部概成		13			2	市道
36	南アルプス市	安通、御勅使川入	有	無	無	8	8	一部概成				2		市道
37	南アルプス市	安通、御勅使川入	有	無	有	3	3	一部概成				1		林道
38	南アルプス市	安通	無	無	無	7	7	一部概成				3		林道
39	南アルプス市	芦倉、大曽利	無	無	無	7	6	一部概成		32				市道
40	南アルプス市	芦倉	無	無	有	4	4	一部概成			7			市道
41	南アルプス市	芦倉	無	無	無	2	2	一部概成			5			市道

42	南アルプス市	芦倉	無	無	無	1	1	一部概成						林道
43	南アルプス市	芦倉、御勅使川入	有	無	有	2	2	一部概成				3		林道
44	南アルプス市	芦倉、御勅使川入	有	無	有	3	3	一部概成				3		林道
45	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	8	8	一部概成						林道
46	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	8	8	概成						林道
47	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	10	10	一部概成				2		無
48	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	2	2	一部概成						林道
49	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	5	5	一部概成						林道
50	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	無	5	5	一部概成						林道
51	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	無	10	10	概成						林道
52	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	10	9	一部概成						林道
53	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	10	10	一部概成						林道
54	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	10	10	一部概成						林道
55	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	10	10	一部概成						林道
56	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	無	10	10	一部概成						林道
57	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	10	10	一部概成						林道
58	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	10	10	一部概成						林道
59	南アルプス市	芦倉（民有林直轄）	有	無	有	5	5	一部概成				1		林道
60	南アルプス市	大曽利B	無	有	有	2	2	一部概成		32				林道
61	南アルプス市	金山沢	無	有	有	3	2	一部概成		10			1	村道
62	南アルプス市	合打沢A	有	無	有	6	6	一部概成				3		林道

○土石流危険渓流一覧表

平成15年４月１日現在

幹川名	渓流名	市町村	字	人家戸数	公共施設数	公共建物	備考
滝沢川	福小路沢	南アルプス市	福小路	10	1		
御勅使川	福王子川	南アルプス市	福小路	15	1	消防詰所	
御勅使川	御崎川	南アルプス市	新田	39	3	集会所	
御勅使川	金山沢	南アルプス市	駒馬	7	0		
御勅使川	駒沢川	南アルプス市	駒馬	7	0		
御勅使川	大嵐沢	南アルプス市	塩前	5	1	消防詰所	
御勅使川	塩沢川	南アルプス市	塩前	15	1	集会所	
御勅使川	押越沢	南アルプス市	安通	0	4	小学校、中学校	
御勅使川	滝の沢	南アルプス市	大曽利	0	1		
御勅使川	上梅津沢	南アルプス市	大曽利	0	2	駐在所	
御勅使川	寺の沢	南アルプス市	大曽利	13	0		
御勅使川	明神沢の１	南アルプス市	古屋敷	5	4	診療所、役場	
御勅使川	明神沢の２	南アルプス市	古屋敷	12	1	役場	
御勅使川	下梅津沢	南アルプス市	古屋敷	5	1		
早川	広野沢	南アルプス市	広河原	0	1	宿泊施設	
早川	両俣沢	南アルプス市	広河原	0	1	宿泊施設	
早川	北沢	南アルプス市	広河原	0	1	宿泊施設	
坪川	中野川	南アルプス市	湯沢	67	1		
坪川	大石沢川	南アルプス市	湯沢	72	1		
坪川	前沢	南アルプス市	上村	68	5	小学校	
坪川	市之瀬川	南アルプス市	中下	53	5	小学校	
坪川	山寺川	南アルプス市	山寺	22	0		
坪川	坂額沢	南アルプス市	平岡	13	0		
坪川	漆川	南アルプス市	平岡	26	0		
滝沢川	深沢川	南アルプス市	柿平	73	0		
滝沢川	御手洗川	南アルプス市	南條	44	3	集会所	
滝沢川	塩沢川	南アルプス市	南條	27	0		
滝沢川	芦沢川	南アルプス市	峯村	18	1	消防詰所	
滝沢川	入増川	南アルプス市	峯村	25	1		
滝沢川	中堂沢	南アルプス市	曲輪田	1	1		
滝沢川	高室川	南アルプス市	横久根	11	2	集会所	
坪川	烏沢川	南アルプス市	曲輪田	51	0		
滝沢川	塩沢川支流	南アルプス市	上宮地	1	1		
坪川	桐の木沢	南アルプス市	秋山	8	1		
坪川	秋山川	南アルプス市	湯沢	67	0		
坪川	西沢川	南アルプス市	湯沢	5	0		
坪川	北川	南アルプス市	湯沢	4	1		
坪川	道鎮沢川	南アルプス市	塚原	13	3		
坪川	堰野川	南アルプス市	塚原	4	1	公民館	
坪川	北沢川	南アルプス市	秋山	8	1		
	計	40		814	51		

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

市町村名	自然現象の種類	区　域　名	特別警戒区域を含む区域	おおむねの位置（大字）
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	塩前・塩前Ⅲの２	○	塩前
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	塩前Ⅱ	○	塩前
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	大嵐Ⅱ・大嵐Ⅲ	○	大嵐
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	須沢Ⅱ	○	須沢
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	塩前Ⅲ	○	塩前
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	新倉―１	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	新倉―２	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	古屋敷―１	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	古屋敷―２	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	古屋敷―３	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	西河原・西河原の２	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	西河原の３―１	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	大曽利	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	大曽利の２―１	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	大曽利の２―２	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	大曽利の２―３	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	沓沢―１	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	沓沢―２	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	沓沢―３	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	日中―１	○	芦安安通
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	日中―２	○	芦安安通
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	日中―３	○	芦安安通
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	木場―１	○	芦安安通
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	木場―２	○	芦安安通
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	曽根尻	○	芦安安通
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	曽根平	○	芦安安通
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	桃ノ木平	○	芦安安通
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	桃ノ木平の２	○	芦安安通
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	古屋敷Ⅱ	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	石塔Ⅱ	○	芦安安通
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	金山沢Ⅱ	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	白入倉	○	芦安芦倉
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	築山－１	○	築山
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	築山－１	○	築山

市町村名	自然現象の種類	区　域　名	特別警戒区域を含む区域	おおむねの位置（大字）
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	田阿前Ⅱ	○	湯沢
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	湯沢Ⅲ	○	湯沢
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	天白	○	湯沢
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	中丸	○	湯沢
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	宮本－１	○	平岡
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	宮本－２	○	平岡
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	宮本－３	○	平岡
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	平岡Ⅱ	○	平岡
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	宮本Ⅱ	○	平岡
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	あやめが丘	○	あやめが丘
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	あやめが丘の２	○	あやめが丘
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	横沢Ⅱ	○	上市之瀬
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	上市之瀬Ⅲ－１	○	上市之瀬
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	上市之瀬Ⅲ－２	○	上市之瀬
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	田頭Ⅱ	○	上宮地
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	中野Ⅲの２	○	中野
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	中野Ⅲ	○	中野
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	山居	○	秋山
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	飯野Ⅲ	○	飯野新田
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	飯野Ⅱ	○	飯野新田
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	飯野Ⅱの２	○	飯野新田
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	駒場Ⅲ	○	駒場
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	駒場Ⅱの２	○	駒場
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	駒場Ⅲの２	○	駒場
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	高尾Ⅱの２	○	高尾
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	大内Ⅱ	○	高尾
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	高尾Ⅱ	○	高尾
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	築山Ⅲ・築山Ⅲの２	○	築山
南アルプス市	急傾斜地の崩壊	築山Ⅲの３・築山Ⅲの４	○	築山
南アルプス市	土石流	大嵐沢	○	大嵐
南アルプス市	土石流	塩沢川	○	塩前
南アルプス市	土石流	明神沢の１	○	芦安芦倉
南アルプス市	土石流	明神沢の２	○	芦安芦安
南アルプス市	土石流	下梅津沢	○	芦安芦倉
南アルプス市	土石流	上梅津沢	○	芦安芦倉
南アルプス市	土石流	寺の沢	○	芦安芦倉
南アルプス市	土石流	押越沢	○	芦安安通

市町村名	自然現象の種類	区　域　名	特別警戒区域を含む区域	おおむねの位置（大字）
南アルプス市	土石流	滝の沢	○	芦安安通
南アルプス市	土石流	坂額沢		上市之瀬
南アルプス市	土石流	塩沢川支流	○	上宮地
南アルプス市	土石流	御手洗川－１	○	上宮地
南アルプス市	土石流	御手洗川－２	○	上宮地
南アルプス市	土石流	入増川		曲輪田
南アルプス市	土石流	中堂沢－１	○	曲輪田
南アルプス市	土石流	中堂沢－２	○	曲輪田
南アルプス市	土石流	高室川		曲輪田
南アルプス市	土石流	塩沢川	○	曲輪田
南アルプス市	土石流	芦沢川	○	曲輪田
南アルプス市	土石流	前沢	○	中野
南アルプス市	土石流	堰野川の２	○	中野
南アルプス市	土石流	漆川	○	平岡
南アルプス市	土石流	烏沢川		山寺
南アルプス市	土石流	桐の木沢	○	秋山
南アルプス市	土石流	秋山塩沢川		秋山
南アルプス市	土石流	道鎮沢川	○	塚原
南アルプス市	土石流	堰野川		中野
南アルプス市	土石流	秋山川－１	○	湯沢
南アルプス市	土石流	秋山川－２		湯沢
南アルプス市	土石流	西沢川		湯沢
南アルプス市	土石流	北川	○	湯沢
南アルプス市	土石流	北沢川	○	秋山
南アルプス市	土石流	中野川		湯沢
南アルプス市	土石流	大石沢川－１	○	中野
南アルプス市	土石流	大石沢川－２		中野
南アルプス市	土石流	御崎川－１		飯野新田
南アルプス市	土石流	御崎川－２		飯野新田
南アルプス市	土石流	福小路沢－１	○	飯野新田
南アルプス市	土石流	福小路沢－２	○	飯野新田
南アルプス市	土石流	福王子川	○	飯野新田
南アルプス市	土石流	金山沢		駒場
南アルプス市	土石流	駒沢川	○	駒場
南アルプス市	土石流	築山沢	○	築山
南アルプス市	地滑り	福小路		飯野新田

○異常気象時における道路等通行規制基準

1　主要地方道

路線名		連絡先電話番号	規制区間		規制条件（通行止）	危険内容	う回路
			区間	延長(km)			
主要地方道南アルプス公園線	身延管理課	(0556)62―9065	南アルプス市芦安芦倉（野呂川橋）～南巨摩郡早川町奈良田地内	16.2	連続雨量70㎜以上 時間雨量20㎜以上	落石、沢崩れ、土砂崩落	

2　一般県道

路線名	管理事務所名	連絡先電話番号	規制区間		規制条件（通行止）	危険内容	う回路
			区間	延長(km)			
一般県道県民の森公園線	中北建設事務所	(055)224―1667	南アルプス市上市之瀬（県民の森）～〃　上市之瀬（集落上）	4.0	連続雨量100㎜以上 時間雨量25㎜以上	土砂崩落	

3　異常気象時における県営林道（生活関連・一種林道）通行規制基準

路線名	担当事務所名	規制区間			規制条件（通行止）		気象等観測所
		所在地	規制区間	延長(m)	気象等基準値		
高尾伊奈ヶ湖	中北林務環境事務所	南アルプス市	林道起点～終点	3,500	時間雨量10㎜	連続雨量50㎜	県民の森林道モニター宅
南アルプス	中北林務環境事務所治山林道第二課	〃	終点～立石橋	20,400	〃	〃	南アルプス林道課
〃	〃	〃	立石橋～広河原	3,739	〃	〃	夜叉神ゲート先雨量計
〃	〃	〃	広河原～北沢峠	10,000	〃	〃	広河原管理棟
御庵沢小武川	〃	〃	林道起点～甘利山	9,585	〃	〃	南アルプス市白根支所
高尾山	〃	〃	〃	4,620	〃	〃	県民の森林道モニター宅
櫛形山	〃	〃	林道起点～増穂町境	17,423	〃	〃	南アルプス市
甲西	〃	〃	林道起点～終点	2,430	〃	〃	南アルプス市甲西支所
沓沢	〃	〃	〃	550	〃	〃	南アルプス林道課
芦安	〃	〃	〃	574	〃	〃	〃
伊奈ヶ湖大久保	中北林務環境事務所	〃	〃	1,060	〃	〃	南アルプス市
南高尾山	〃	〃	〃	3,386	〃	〃	〃
大樺沢	〃	〃	〃	945	〃	〃	広河原管理棟

〔要配慮者関係〕

○浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

（高齢者等福祉施設）

No.	施設の名称	住所	連絡先	浸水想定区域指定河川			
				釜無川	御勅使川	滝沢川	坪川
1	特別養護老人ホーム　南岳荘	徳永436―1	280―5281	○			
2	梨の実寮	有野4370	285―3717		○		
3	あすなろデイサービスリフレッシュデイサロンいますわ温泉	上今諏訪437―1クボタビル１Ｆ	280―8861	○			
4	デイサービスセンター わかくさ	鏡中條1642―2	283―7566	○			
5	特別養護老人ホーム　花菱荘	田島1108	280―1300	○			
6	デイサービスセンターきぼう	上今諏訪461―3	280―6700	○			
7	デイサービスとりじん	小笠原491	269―8019			○	
8	暮らしを楽しむデイサービスかえで	小笠原128	267―8227			○	
9	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ はっぴ～ふぁいと	鏡中條618	284―5583	○			
10	デイサービス リハかのん若草	浅原240	242―7343	○			
11	郁の家南アルプス	藤田2607―2	283―3923	○			
12	デイサービス 花あかり	江原171―1	282―5211			○	
13	小規模デイサービス 里の家	西南湖404	269―6728			○	
14	デイサービス なすびの花	大師283―1	284―5835			○	
15	デイサービス ボンボン時計	塚原1806	283―3221				○
16	南アルプス市小笠原介護予防ｾﾝﾀｰ	小笠原403―1	280―5281			○	
17	ひまわり ショートヒルズ	小笠原1084―1	283―0105			○	
18	南アルプス市富士見介護施設	小笠原1108―1	298―6911			○	
19	花菱荘短期入所生活介護事業所	田島1108	280―1300			○	
20	南アルプス市宮沢介護施設	宮沢152	269―8201			○	
21	ショートステイ みらい	東南湖3361―1	284―1828	○			
22	南アルプス市小笠原介護予防ｾﾝﾀｰ	小笠原403―1	280―1711			○	
23	あすなろﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ荊沢ｾﾝﾀｰ もみじ	荊沢277―1	280―3622				○
24	花菱荘デイサービスセンター	田島1108	280―1300			○	
25	あすなろﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ小笠原ｾﾝﾀｰ 寛	小笠原403―1	282―2095			○	
26	グループホーム南岳荘	徳永436―1	280―5281	○			

27	グループホーム甲西	田島1105	280―8700			○	
28	特別養護老人ホーム 豊寿荘	十日市場7272―1	282―0608			○	
29	デイサービスなすびの花	大師283―1	284―5835			○	
30	デイサービスすごろく	江原203―4	284―5515			○	
31	ゆめこころ	藤田4604―1	225―5226	○			
32	スマイル	藤田2114―3	225―6660	○			
33	どんぐりの家	落合203―4	283―8060				○
34	たいよう	和泉984―1	244―8820			○	
35	スマイルファクトリー	西南湖32―1	234―5024			○	
36	ステップ あい	落合100―1	298―6022				○
37	マハロ	西南湖32―1	284―7266			○	
38	ＰＯＣＣＯ 南アルプスくしがた	小笠原307―5	288―8505			○	
39	ＰＯＣＣＯ 南アルプスこうさい	東南湖875―1	267―7731	○			
40	山梨県立育精福祉センター	有野3303―2	285―7122		○		
41	特別養護老人ホーム白根聖明園	在家塚1305	284―2201		○		
42	医療法人　千歳会	田島1105	280―8700			○	
43	ショートステイ ももその	桃園379	280―1177		○		
44	特別養護老人ホーム白峰荘	飯野2820	288―7080		○		
45	ひまわりの家	小笠原1328―1	283―0055		○		
46	やさしい手南ｱﾙﾌﾟｽﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	百々3011―6	280―0330		○		
47	デイサービス福栄荘	飯野4170―10	284―6609		○		
48	寄り合いどころきらら	百々1329	285―2736		○		
49	デイサービスみかん	飯野3594―7	282―3108		○		
50	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽあゆみ指定通所介護事業所	有野3370―1	285―1938		○		
51	デイサービスぬくもりの和　南アルプス事業所	加賀美2814	267―5567		○		
52	また明日デイサービス	百々2355―1 ハイツ21	288―1177		○		
53	デイサービスセンター我が家	有野522―2	269―9130		○		
54	デイサービスせーのさんち	上八田432	288―8433		○		
55	デイサービスしゃきょんの家　下町	下宮地521―3	282―0821		○		
56	デイサービスあるが	徳永1895―1	288―8472		○		
57	デイサービス在家塚福栄荘	在家塚603―1	284―2201		○		
58	アルプスデイサービス	飯野3453	269―8511		○		
59	南ｱﾙﾌﾟｽ ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ はしゅこ	飯野2875―1	283―3383		○		

60	デイサービス リハかのん白根	飯野2954―1	269―8330		○		
61	リハビリ空間 ゆたか	飯野2937―1	230―1200		○		
62	デイサービスセンター ひかり	古市場595	282―1069				○
63	ハートデイサービス 甲西	大師671―2	249―8315				○
64	櫛形ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ「ひまわり」	小笠原1077―7	280―3373			○	
65	SMILEﾌﾗﾜｰﾊﾟｰｸﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	沢登762―1	283―5222		○		
66	デイサービス　ゆうかり	野牛島2727	285―7730		○		
67	デイサービス　ももその	桃園379	280―1133		○		
68	リハビリ特化型デイサービス　カラダラボ白根	西野2537―1	242―7281		○		
69	高原会デイサービス富士見やわらぎ	小笠原1108―1	298―6911			○	
70	デイサービス和生あいあい	野牛島1798―2	269―9908		○		
71	花菱荘デイサービスセンター	田島1108	280―1300			○	
72	やさしい手南ｱﾙﾌﾟｽﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	百々3011―6	280―0330		○		
73	デイサービスセンター花あかり	江原171―1	282―5211			○	
74	定期巡回・臨時対応型訪問介護看護 ももその	桃園379	280―1122		○		
75	グループホームふうりん	飯野2300―1	280―8305		○		
76	グループホーム 「アルプスのなかまたち」	桃園345―3	280―7070		○		
77	高原会デイサービス 小笠原ゆとり	小笠原403―1	280―1711			○	
78	ケール	有野3236―2	285―6663		○		
79	サヴァ	有野3023	234―5420		○		
80	ジョブスペース かけはし	野牛島1745―3	213―5024		○		
81	つばさ	飯野2088	280―2834		○		
82	ふぉーらいふ	六科565―3	285―3451		○		
83	アゲイン	東南湖968―1	284―2235	○			
84	らしりば	下今諏訪351―1	225―3860		○		
85	ともろうらんど	飯野2939―1	282―2002		○		
86	ライフサポート ラヴィ	飯野2827―1	267―8381		○		
87	ワークハウスみどりの家	寺部199	284―7266		○		
88	南アルプスかおりの家	下今井220―3	225―5733		○		
89	ともろうキッズ	飯野2939―1	282―2002		○		
90	ＰＯＣＣＯ南アルプスしらね	飯野3730―1	288―1025		○		
91	発達サポートそうま	塩前888	269―6449		○		

92	あおば 白根事業所	在家塚1158―3	287―6130		○		
93	コロボックルの家	寺部1819	242―8327		○		
94	いまはぴ	十五所1268―12	225―3990		○		
95	生活支援センター クローバー	古市場243―1	225―3985				○
96	南アルプス市社会福祉協議会居宅介護事務所	鏡中條1642―2	283―6688	○			
97	ヘルパーステーション ももその	桃園379	284―1960		○		
98	やさしい手 南アルプス事業所	在家塚67―1	280―2212		○		
99	ライフサポート なごみ	飯野3701―1	282―8148		○		
100	ケアポート アトム	加賀美2892―3	283―0138		○		
101	さくら訪問介護	藤田304	283―7477	○			
102	おおぞらヘルパーステーション	小笠原1164―1	283―0095			○	
103	楓ケアサービス	徳永1―4 102	269―8191		○		
104	きがる館	飯野2842―1	282―4004		○		
105	松の実作業所	沢登993―4	282―8361		○		
106	ライフスタイル ボヌール	有野2826―1	287―8851		○		
107	ライフデザイン ボヤージュ	有野3243―1	236―8713		○		
108	グループホームしらね	六科1093―15	285―3717		○		
109	グループホームふくしむら	有野3299	285―3717		○		
110	梨保ホーム	百々1668―224	285―3717		○		
111	こもれびホーム甲西	古市場240	285―4292				○
112	みっとホーム	有野4370	285―7122		○		
113	蒼渓会グループホーム	有野　ほか	236―8713		○		
114	きづなグループホーム	小笠原　ほか	282―4004		○		
115	みらいホーム	飯野3574―8	283―7733		○		
116	ラ・ピエーノⅡ	鏡中條969―3	282―2002	○			
117	ラ・ピエーノⅢ	飯野2018―1	0556―42―8255		○		
118	ＧＨ　ドリームハウス	有野3299	0551―23―1901		○		
119	らくら	小笠原168―1	267―8061			○	
120	ミラテラス	下今諏訪351―1	225―3860		○		
121	サポートハウスせるくる	寺部199	284―7266		○」		

（保育所等）

No.	施設の名称	住所	連絡先	浸水想定区域指定河川			
				釜無川	御勅使川	滝沢川	坪川
1	櫛形中央保育所	小笠原985―9	282―2463			○	
2	落合保育所	落合1128―3	282―1079				○
3	南湖保育所	西南湖738	284―0409			○	
4	たちばな保育園	鏡中條700	283―3246	○			
5	十日市場保育園	十日市場1911―5	283―3608			○	
6	ポッポの家	荊沢175	283―1162				○
7	小笠原幼稚園	小笠原210―1	280―6700			○	
8	にこにこキッズ保育園	戸田371―7	280―8150			○	
9	若草南児童クラブ	藤田1512	283―5346	○			
10	若草なかよし児童館		283―5344	○			
11	甲西大明児童クラブ	清水24	282―7356	○			
12	甲西児童館			○			
13	甲西南湖児童クラブ	西南湖3067―1	282―1165	○			
14	甲西落合児童クラブ	落合1092	282―1186			○	
15	八田保育所	榎原558	285―7600		○		
16	巨摩保育所	飯野2912	283―4251		○		
17	白根東保育所	西野1394	283―4271		○		
18	百田保育所	百々2328	285―3602		○		
19	白根保育所	飯野1	285―3603		○		
20	豊保育所	吉田804	282―0189		○		
21	マコト愛児園	下今井841	282―1510		○		
22	みだい幼稚園	有野4571	285―2807		○		
23	バンビバイリンガル幼稚園	徳永1605	280―0500		○		
24	徳洲会病院にこにこ保育園	西野2294―2	284―7711		○		
25	アルプス学園	藤田2379―1	280―8420	○			
26	ヤクルトみだい保育所	六科1346―1	237―8960		○		
27	ヤクルト南アルプス保育所	小笠原166	237―8960			○	
28	共同保育所 みかげの森	野牛島1828―63	288―1515		○		

29	Happiness保育園	飯野3730―1	268―3310		○		
30	イノヴェ学園第２保育園	六科1412―35	070-4406-3460		○		
31	八田児童館	榎原794―16	285―0042		○		
32	白根児童館	飯野2806―1	282―7461		○		
33	おおけやき児童館	寺部1479	284―7455		○		
34	八田第一・第二児童クラブ	野牛島2221―1	285―2333		○		
35	白根源児童クラブ	有野438	285―6795		○		
36	白根飯野児童クラブ	飯野1972―1	284―7141		○		
37	白根東第一・第二児童クラブ	西野2392―1	284―6201		○		
38	白根百田児童クラブ	百々2299―1	285―0291		○		
39	白根百田第二児童クラブ		285―8810		○		
40	若草第一・第二児童クラブ	寺部740	282―3900		○		
41	櫛形小笠原第一・第二児童クラブ	小笠原776―3	282―1134			○	
42	櫛形豊・豊第二児童クラブ	吉田753―1	284―3720		○		

(学校)

No.	施　設　の　名　称	住　　所	連　絡　先	浸水想定区域指定河川			
				釜無川	御勅使川	滝沢川	坪川
1	若草南小学校	藤田1130―1	282―6500	○			
2	小笠原小学校	小笠原441	282―0116			○	
3	落合小学校	落合1092	282―1429				○
4	大明小学校	古市場181―1	282―3113	○			
5	南湖小学校	西南湖3024―1	284―0140	○			
6	櫛形中学校	小笠原985	282―0056			○	
7	甲西中学校	古市場150	282―1052	○			
8	山梨県立わかば支援学校	有野3346―3	285―1750		○		
9	八田小学校	野牛島2222	285―0035		○		
10	八田中学校	榎原620	285―5252		○		
11	白根飯野小学校	飯野1972―1	283―1362		○		
12	白根巨摩中学校	飯野2860―2	282―2051		○		
13	白根東小学校	西野2311	283―1361		○		
14	白根御勅使中学校	百々1990―1	285―0330		○		
15	白根百田小学校	百々2300	285―3766		○		

16	白根源小学校	有野490	285―1128		○		
17	若草小学校	寺部740	282―1527		○		
18	豊小学校	吉田787	283―5115		○		

（医療機関）

No.	施設の名称	住所	連絡先	浸水想定区域指定河川			
				釜無川	御勅使川	滝沢川	坪川
1	高原病院	荊沢255	282―1455			○	
2	青沼整形外科	小笠原1611―1	282―0811			○	
3	いやま整形外科クリニック	古市場175―1	282―8688				○
4	小川皮膚科クリニック	加賀美3258	283―1112	○			
5	河住医院	浅原208	284―2397	○			
6	志村内科医院	荊沢410	282―3646			○	
7	まつざきクリニック	下宮地624	287―8787			○	
8	やまびこ小児科クリニック	鮎沢1363	284―8015	○			
9	宮川病院	上今諏訪1750	282―1107		○		
10	白根徳洲会病院	西野2294―2	284―7711		○		
11	女性クリニック秋山医院	在家塚155	282―2017		○		
12	飯村医院	飯野2930―1	280―1100		○		
13	井口クリニック	上八田140―89	285―7005		○		
14	医療法人スポルト会クリニック井上	吉田1260―8	283―1311		○		
15	こもれびこどもクリニック	在家塚67―1	298―4000		○		
16	アルプスこどもクリニック	吉田864―1	283―5005		○		
17	医療法人 藤和会 齊藤医院	在家塚1189	284―5771		○		
18	高畑内科小児科医院	飯野2753	283―2955		○		
19	白根なかざわクリニック	在家塚52―6	280―8800		○		
20	津久井胃腸科医院	加賀美2885	284―6311		○		
21	堀内眼科	小笠原386	282―0229			○	
22	はなわ眼科	在家塚641―2	288―0852		○		
23	あんどう皮フ科クリニック	上今諏訪1315-22	280―2222		○		
24	もちづき整形外科ﾘﾊﾋﾞﾘｸﾘﾆｯｸ	在家塚68―1	287―7600		○		
25	アルプス腎クリニック	上今諏訪732―2	269―7315	○			

26	南アルプスクリニック	川上129―1	215―2563				○
27	淡路歯科医院	鮎沢1182	284―3982	○			
28	飯野歯科医院	藤田608	284―1124	○			
29	石澤歯科クリニック	藤田2609―5	283―6060	○			
30	近藤歯科医院	小笠原352―1	284―3655			○	
31	志村歯科医院	荊沢347	282―1028			○	
32	なかむら歯科	藤田1356―2	284―6402	○			
33	望月歯科	東南湖706	284―4520	○			
34	大芝歯科医院	野牛島2360	285―0999		○		
35	医療法人社団アヴェンティ 岡部歯科医院	飯野3633―1	282―0140		○		
36	金丸歯科医院	下今井274―2	282―1191		○		
37	川手歯科医院	古市場480	282―1023				○
38	さいとう歯科クリニック	沢登863―2	284―0081		○		
39	さくら歯科クリニック	上今諏訪1797―1	280―3315		○		
40	塩高歯科医院	吉田352	282―1772		○		
41	シマハラ歯科医院	六科1186―21	285―2224		○		
42	つちや歯科医院	小笠原518	284―1005			○	
43	中島歯科医院	在家塚1199	284―2029		○		
44	名取歯科医院	沢登922―1	282―1184		○		
45	はせべ歯科医院	上今諏訪1263	282―0101		○		
46	わかくさ歯科	加賀美2626	269―8299		○		
47	ヤマモト歯科クリニック	小笠原763―1	282―8057			○	
48	かえで歯科矯正クリニック	十五所西原746―2	242―8828		○		
49	オリーブ歯科クリニック	在家塚471-3―1	283―4100		○		

○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

(高齢者等福祉施設)

No.	施設の名称	住　所	連 絡 先
1	デイサービスセンターあんず	曲輪田2620	055―288―6111
2	ありがとう	中野486―1	055―284―1604

(保育園等)

No.	施設の名称	住　所	連 絡 先
1	櫛形西保育所	上市之瀬724	055―284―1602
2	芦安児童クラブ	芦安安通327	070―3343―5346
3	櫛形西児童クラブ	上市之瀬725―7	055―282―8124

(学校)

No.	施設の名称	住　所	連 絡 先
1	芦安小学校	芦安安通335	055―288―2006
2	櫛形西小学校	上市之瀬727	055―282―0142
3	芦安中学校	芦安安通350	055―288―2007

「白紙」

〔応援協定等関係〕

○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、山梨県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山梨県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合

(3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

２　応援要請は、山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所及び災害の状況

(3) 災害発生現場の気象状態

(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、消防防災航空隊を派遣するものとする。

２　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（航空隊の隊員の指揮）

第６条　前条第１項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行う

ものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

（消防用無線局の管理及び運用）

第７条　山梨県は、第４条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び消防防災航空隊に消防用無線局を整備するものとする。

２　前項の無線局の管理及び運用については、別に定める山梨県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第８条　応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山梨県常備消防相互応援協定書（昭和61年６月１日施行。以下「相互応援協定」という。）第２条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第９条　この協定に基づき応援に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第６条の規定にかかわらず、山梨県が負担するものとする。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項は、山梨県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第１１条　この協定は、平成７年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ１通を所持する。

平成７年３月20日

甲府市丸の内一丁目６―１

甲　山梨県知事

乙　各 市 町 村
　　消防管理者

○災害時における相互応援に関する協定書

（協定の趣旨）

第１条　中部西関東市町村地域連携軸協議会（以下「協議会」という。）は、協議会構成会員市町村（以下「協定市町村」という。）において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣

(2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣

(3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供

(5) 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供

(6) 被災者を一時収容するための施設の提供

(7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援体制の確保）

第３条　協定市町村は、迅速な応援体制を確保するため、当該地域を３つのブロックに分け、それぞれのブロックにブロック長及び副ブロック長を置くものとする。

（情報の共有）

第４条　協定市町村は、災害時の相互応援に備えるため、防災に関する情報について相互に交換し、共有するものとする。

（応援要請）

第５条　災害を受けた協定市町村が応援の要請をしようとするときは、電話、ファックス等により要請するものとする。

（応援の自主出動）

第６条　報道機関等の情報により、協定市町村に災害が発生したことを知った他の協定市町村は、前条の規定による要請がない場合でも、必要な応援を行うことができるものとする。

（派遣職員の指揮）

第７条　応援のために派遣された職員は、災害を受けた協定市町村の災害対策本部の指揮下に入るものとする。

（経費の負担）

第８条　応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応援のため又は情報収集のために職員等を派遣することに要した経費は、派遣側の協定市町村が負担する。

(2) 救援物資の調達、その他要請による援助に要した経費は、援助を受けた協定市町村が負担する。

（細目協定）

第９条　この協定の実施に関する細目については、別に定める。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成９年８月６日から施行する。

長野県佐久市大字中込3,056
　佐久市長
長野県南佐久郡臼田町大字臼田89―４
　臼田町長
長野県南佐久郡佐久町大字高野町569番地
　佐久町長
長野県南佐久郡小海町大字豊里107―１
　小海町長
長野県南佐久郡川上村大字大深山525
　川上村長
長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口1,051
　南牧村長
長野県南佐久郡南相木村3,525―１
　南相木村長
長野県南佐久郡北相木村2,744番地
　北相木村長
長野県南佐久郡八千穂村大字畑164番地
　八千穂村長
山梨県甲府市丸の内一丁目18番１号
　甲府市長
山梨県韮崎市水神１―３―１
　韮崎市長
山梨県北巨摩郡双葉町下今井171
　双葉町長
山梨県北巨摩郡明野村上手5,219―１
　明野村長
山梨県北巨摩郡須玉町若神子2,155
　須玉町長
山梨県北巨摩郡高根町村山北割3,261番地
　高根町長
山梨県北巨摩郡長坂町長坂上条2,575―19
　長坂町長
山梨県北巨摩郡大泉村谷戸3,025
　大泉村長
山梨県北巨摩郡小淵沢町835
山梨県北巨摩郡白州町白須312
　白州町長
山梨県北巨摩郡武川村牧原931番地
　武川村長
山梨県中巨摩郡竜王町篠原2610
　竜王町長
山梨県中巨摩郡敷島町島上条1248
　敷島町長
山梨県中巨摩郡玉穂町成島2266
　玉穂町長
山梨県中巨摩郡昭和町押越542―２
　昭和町長
山梨県中巨摩郡田富町臼井阿原301―１
　田富町長
山梨県中巨摩郡八田村野牛島2,314―３
　八田村長
山梨県中巨摩郡白根町飯野2,806
　白根町長
山梨県中巨摩郡芦安村芦倉516番地
　芦安村長
山梨県中巨摩郡若草町寺部659
　若草町長
山梨県中巨摩郡櫛形町小笠原376
　櫛形町長
山梨県中巨摩郡甲西町鮎沢1,212番地
　甲西町長
山梨県西八代郡上九一色村古関1,158番地
　上九一色村長
山梨県西八代郡三珠町上野2,714―２
　三珠町長
山梨県西八代郡市川大門町1,733―１
　市川大門町長
山梨県西八代郡六郷町岩間495番地
　六郷町長
山梨県西八代郡下部町常葉1,025番地

小淵沢町長
山梨県南巨摩郡増穂町天神中条1,134番地
増穂町長
山梨県南巨摩郡鰍沢町1,599―５
鰍沢町長
山梨県南巨摩郡中富町切石350番地
中富町長
山梨県南巨摩郡早川町高住758番地
早川町長
山梨県南巨摩郡身延町梅平2,483―36
身延町長
下部町長
山梨県南巨摩郡南部町内船4,473―１
南部町長
山梨県南巨摩郡富沢町福士28505番地の２
富沢町長
静岡県静岡市追手町５番１号
静岡市長
静岡県清水市旭町６番８号
清水市長

○災害時における相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施について必要な事項を定める。

（備蓄リストの整備）

第２条　協定書第４条の規定による情報を共有するために、協定市町村は食糧、その他物資等の備蓄リスト（第１号様式）を整備し、相互に活用する。

（応援要請手続き）

第３条　協定書第５条の規定による応援手続きは、次に掲げる事項を明らかにし、後日、応援要請書（第２号様式）を提出する。

(1) 被害の種類、場所、状況

(2) 物的な応援を要請する場合には、品名、数量等

(3) 人的な応援を要請する場合には、職種、人数及び業務内容

(4) 応援場所及び交通経路並びに応援期間

(5) 被災者の一時収容を要請するときは、世帯数及び人数

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　前項の規定により応援した協定市町村は、速やかに応援通知書（第３号様式）を応援要請した協定市町村へ送付する。

（応援物資等の受領通知）

第４条　応援を受けた協定市町村は、前条第２項の応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援物資等受領書（第４号様式）を応援を要請した協定市町村へ送付する。

（連絡方法）

第５条　災害が発生した場合の協定市町村間における連絡方法については、次のとおりとする。

(1) 災害を受けた協定市町村は、各ブロックのブロック長（災害を受けた協定市町村がブロック長の場合は副ブロック長）へ連絡する。

(2) 前号により連絡を受けた各ブロックのブロック長又は副ブロック長は、同ブロック内協定市町村との連絡・調整を図り、必要な指示・要請を行うものとする。

(3) 応援する協定市町村は、各ブロックのブロック長又は副ブロック長からの指示要請に基づき応援を行う。

（応援終了の報告）

第６条　応援した協定市町村は、応援を終了したときは、応援終了報告書（第５号様式）を災害を受けた協定市町村へ送付する。

（連絡担当部局）

第７条　各応援協定市町村は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、必要な事項について緊密な連絡を行うものとする。

附　則

この実施細目は、平成９年８月６日から施行する。

様式　略

○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書

全国市町村あやめサミット連絡協議会に加盟している自治体（以下「自治体」という。）間において、地震等による大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、自治体の地域で発生した大規模災害に関し、自治体間の相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 災害復旧活動における職員の派遣及び後方支援

(2) 被害状況の把握や救助等の応急活動における職員の派遣及び後方支援

(3) 備蓄物資及び資機材、車両等の提供及びあっせん

(4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の窓口等）

第３条　あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに会長自治体（会長自治体が被災した場合は、名誉会長自治体）に連絡するとともに、必要な情報を随時、相互に交換するものとする。

（応援の手段）

第４条　応援は、情報収集等を行い自治体が被災したと確認又は判断されるときは会長自治体（会長自治体が被災した場合は、名誉会長自治体）と連絡をとり、自主的に応援を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う自治体が負担する。

(2) 援助に要する経費は、援助を行う自治体が負担する。

２　前項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた自治体と応援をした自治体で協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第６条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料の情報交換会（会議）をあやめサミットに併せて行うものとする。

（他の協定との関係）

第７条　この協定は、自治体が既に締結している協定を妨げるものではない。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附　則

1　この協定は、締結の日から施行する。

2　この協定の成立を証するため、本書34通を作成し、その１通に同意書を添付のうえ、名誉会長自治体が保有する。また、その他の自治体は残りの33通にそれぞれ同意書の写しを添付のうえ、その１通を保有する。

平成12年４月26日

全国あやめサミット連絡協議会
会長　佐原市長　鈴　木　　全　一

次の34自治体の長の同意書を添付する。

北海道長万部町、北村、厚岸町　　岩手県東和町
宮城県古川市、多賀城市、一迫町、南方町　　山形県長井市
福島県鏡石町、会津高田町　　新潟県新発田市、栄町　　茨城県潮来町
栃木県高根沢町　　埼玉県北川辺町、菖蒲町、庄和町
千葉県佐原市　　山梨県増穂町、櫛形町　　静岡県伊豆長岡町
長野県明科町　　岐阜県海津町　　愛知県東郷町　　三重県多度町
滋賀県中主町　　兵庫県大河内町　　和歌山県中津村　　鳥取県江府町
広島県上下町　　福岡県瀬高町　　大分県日田市　　宮崎県都城市

○災害時における相互協力に関する覚書

峡西郵便局長及び榊郵便局長（以下「甲」という。）と南アルプス市長（以下「乙」という。）は、南アルプス市内に発生した地震風水害その他の災害時において、南アルプス市及び南アルプス市内郵便局が相互に協力し、必要な活動を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、南アルプス市内に災害が発生したときは、次の各号に掲げる事項について、必要に応じ相互に協力を要請することができる。

(1) 甲は災害時における郵便・為替貯金・簡易保険に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策を行う。

(2) 甲が管理する集配郵便局において、必要に応じて、道路の被災状況等に関する情報提供を行うほか、休憩所としてトイレ、飲料水その他施設の提供

(3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、応急仮設用地等として提供

(4) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を郵便局集積所等として提供

(5) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供

(6) 甲が、必要に応じて行う避難所における郵便差出箱の設置

(7) その他前各号に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

２　前項の規定により難い場合は、別途、甲乙との間において協議するものとする。

（災害対策本部との連絡）

第５条　甲は、乙の災害対策本部へ連絡のため、必要に応じて郵便局職員を派遣することができる。

（防災訓練への参加）

第６条　南アルプス市内の郵便局は、乙が行う防災訓練等に参加することができる。

（協議連絡事項）

第７条　甲及び乙は、この協定の円滑な推進を図るため、必要に応じて次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

(1) 安否情報等の連絡体制の整備に関すること。

(2) 協力要請の円滑化に関すること。

(3) 相互の情報交換に関すること。

（連絡責任者）

第８条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては総務担当副局長、乙については総務課長とする。

（協議）

第９条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、その都度両者が協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保管する。

平成15年７月17日

甲　南アルプス市下宮地563―４
峡西郵便局長　原　憲吾
南アルプス市上宮地366
榊郵便局長　横内俊武
（中巨摩西部会長）

乙　南アルプス市小笠原376
南アルプス市長　石川　豊

○災害時における応急対策業務に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市建設安全協議会（以下「乙」という。）とは、南アルプス市地域防災計画に基づき、地震、風水害、雪害等の災害（以下「災害」いう。）が発生、又はその恐れがある場合において、応急対策業務の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における民間協力の一環として、乙の協力に関し必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に対して次の範囲の協力を要請することができる。

(1) 住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業

(2) 甲が管理する道路、河川等の施設（以下「公共土木施設」という。）の機能確保等、緊急を要する公共土木施設の応急復旧作業

(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（業務の指示等）

第３条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対し業務内容、日時及び場所を指定し、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の事項を明らかにし、文書で要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は、甲から要請があった場合は、最優先して建設資機材等を提供するものとする。

３　乙は、第１項の要請による応急作業を行うにあたり、乙は甲の職員の指示に従うものとする。

４　乙は、第１項に基づき出動したときは、直ちに責任者、出動時間、建設資機材等を甲に対して通知するものとする。また、当該応急対策業務終了後も、速やかに甲に報告するものとする。

５　甲及び乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、各地区の担当区域をあらかじめ協議の上、定めておくものとする。ただし、災害の状況その他やむ得ない事情が発生したときは、担当区域を変更することができる。

（経費の負担）

第４条　この協定に基づき、乙の行った応急対策業務に要した費用については甲が負担する。

２　前項の積算単価は、甲が定める設計単価表によるものとし、甲と乙が協議の上、支払うものとする。

（災害補償）

第５条　第２条の規定により応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、消防団員等公務災害補償共済制度の規定の例による。

（効力）

第６条　この協定の有効期限は、協定締結の日から平成17年３月31日までとする。ただし、期間満了の３箇月前までに、甲乙いずれからの申し出がない限り自動的に継続するものとする。

（協議事項）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成17年２月28日

甲　南アルプス市小笠原376
南アルプス市長
印

乙　南アルプス市西野2229
南アルプス市建設安全協議会長
印

○災害時における物資の供給応援に関する協定書

南アルプス市内に地震、暴風、豪雨、大火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に対処するため、南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市商工会（以下「乙」という。）とは、物資の供給応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、甲から乙に対して行う物資の供給応援の要請に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、南アルプス市内に災害が発生した場合において、物資の調達を必要とするときは、乙に対し、物資の供給応援を要請することができる。

（要請手続）

第３条　甲は、乙に対し、前条の規定により物資の供給応援を要請するものとする。

（物資の供給等）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に関し、積極的に協力するものとする。

（引渡し）

第５条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（価格）

第６条　物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とする。

（支払）

第７条　甲は、乙から供給を受けた物資の代金を支払うものとする。

（情報交換）

第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、適宜情報の交換を行い災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長とし、乙においては南アルプス市商工会事務局長とする。

（有効期限）

第１０条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成17年８月23日

（甲）　山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長　石　川　　豊

（乙）　山梨県南アルプス市飯野2812
南アルプス市商工会
会長　小　林　寛　樹

○災害時非常無線通信の協力に関する協定

南アルプス市（以下「市」という。）と南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、災害情報の収集及び伝達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第４号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び伝達について、市民の安全と生活の早期安定を確保するために行政及び民間がともに協力し、地域の総力をあげて災害対策を進めていくことが大切であるとの共通認識のもとに、市が連絡会議に協力を求める場合の手続きを定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　市は、市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、公衆通信網その他の方法手段による通信連絡困難又は不可能な場合であって、情報の収集及び伝達について、連絡会議の協力を必要とするときは、連絡会議に加入している無線局に協力を要請することができる。

２　前項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

３　市と連絡会議は毎年共同して非常災害時の情報収集伝達訓練を行うものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条第１項の規定により無線局に協力を要請する場合の要請手続は、南アルプス市総務部長が担当する。

（通信統制）

第４条　無線局が第２条第２項及び第３項の規定により通信活動を行う場合は、総務部長が指定する無線局の統制に従うものとする。

２　非常災害時において市は通信設備等の設置場所を上記無線局に指定して提供するものとする。

３　連絡会議の会員は協力要請がなくても必要と思われる災害情報について市に提供することができる。

（補償）

第５条　第２条第２項の規定により通信活動中の連絡会議の会員に人身事故が発生した場合の補償は、消防団員等公務災害補償共済制度の規定及び南アルプス市総合災害補償規定の例による。

（報告）

第６条　連絡会議会長は協力できる無線局の状況について、毎年３月末日までに別に定める様式により市長に報告するものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関して必要な事項は、市と連絡会議とが協議して定める。

第８条　この協定は、平成17年４月17日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため協定書２通を作成し、両者記名押印のうえ各１通保有する。

平成17年４月17日

南アルプス市
市　長　　石　川　　豊

南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議
会　長　　川　﨑　　芳　博

○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、山梨県市長会を構成する市長の協議により、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市及び中央市（以下「都市」という。）において、大規模な災害及び市国民保護計画が対象とする事態（以下「大規模災害等」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合には、被害を受けた若しくは受ける恐れがある都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき都市間の相互応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第２条　都市は、大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙（様式第１号）のとおり相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

(2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(3) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(4) 被災者等を一時受入れるための施設の提供

(5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(6) 前各号に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの

（応援要請の手続）

第４条　被災都市が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第２条の連絡担当部課を通じ別に定める様式（様式第２号）により文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信（ファックス・メール等）などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第１号から第４号及び第６号に掲げるものの品名、規格、数量等

(3) 前条第５号に掲げる職員の職種別及び人員

(4) 応援を受ける場所及びその経路

(5) 応援を受ける期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の掲げるとおりとする。

(1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行う都市が支弁する。

(2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災都市が負担する。

(3) 被災都市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援する協定都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（災害補償等）

第６条　第４条の定めにより派遣された応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う都市が負うものとする。

２　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出動）

第７条　都市は、被災都市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災都市に対し応援を行うことができる。

２　自主出動した都市は、情報収集を行うとともに、被災都市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

３　第１項の規定により職員を派遣した場合には、被災都市から第４条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（資料等の交換）

第８条　都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要な資料等を相互に交換するものとする。

（市町村合併による取扱い）

第９条　構成都市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第11条　この協定は、平成19年１月12日から施行する。

この協定の成立を証するため、都市署名押印のうえそれぞれ一通を保有する。

平成19年１月12日

山梨県甲府市丸の内一丁目18番１号
甲府市長
山梨県富士吉田市下吉田1842番地
富士吉田市長
山梨県都留市上谷一丁目１番１号
都留市長
山梨県大月市大月二丁目６番20号
大月市長

山梨県韮崎市水神一丁目３番１号
韮崎市長
山梨県南アルプス市小笠原376番地
南アルプス市長
山梨県甲斐市篠原2610番地
甲斐市長
山梨県笛吹市石和町市部777番地
笛吹市長
山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地１
北杜市長
山梨県上野原市上野原3832番地
上野原市長
山梨県山梨市小原西955番地
山梨市長
山梨県甲州市塩山上於曽1040番地
甲州市長
山梨県中央市臼井阿原301番地１
中央市長

様式第１号

大規模災害等発生時の連絡担当部課　　（　　市）

<table>
<tr><td colspan="2">連絡部課名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">県防災無線電話番号</td><td>地上</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>衛星</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">衛星携帯電話可搬用電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡担当者</td><td>責任者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>補助者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="12">連絡先電話番号等</td><td rowspan="6">勤務時間内</td><td rowspan="5">責任者</td><td>ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>携　帯
ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td></tr>
<tr><td>e-mail</td></tr>
<tr><td rowspan="5">補助者</td><td>ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>携　帯
ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td></tr>
<tr><td>e-mail</td></tr>
<tr><td rowspan="6">勤務時間外</td><td rowspan="5">責任者</td><td>ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>携　帯
ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td></tr>
<tr><td>e-mail</td></tr>
<tr><td rowspan="5">補助者</td><td>ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>携　帯
ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td></tr>
<tr><td>e-mail</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

様式第２号

号

年　月　日

様

住　所

氏　名

大規模災害等発生による応援要請について

大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書第４条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項　　目	内　　容
(1)　被害状況	
(2)　応援内容の種類	
(3)　応援を要する職種別人員	
(4)　応援場所、到達経路	
(5)　応援を受ける期間	
(6)　その他応援に必要な事項	

○災害時緊急応援対策実施に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市電気設備安全協議会（以下「乙」という。）とは、南アルプス市地域防災計画に基づき、地震、風水害、雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、照明資材の確保、復旧に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における民間協力の一環として、乙の協力に関し必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に復旧資材、技術者応援の確保を図る必要が生じたときは、乙に対して資材の調達、技術者応援等の協力を要請することができる。

２　乙は、甲の要請があったときは、乙に加入している会員（以下「会員」という。）に周知しすみやかに資材の調達、技術者応援等必要な措置を講ずることに協力するものとする。

（協力の方法）

第３条　前条第２項により乙は、会員が保有する資材、技術者を甲に対して優先的に供給するよう措置するものとする。この場合会員が保有する資材のみでは不足すると認められた場合は、県内外に緊急調達の措置を講ずるものとする。

２　甲は、乙の要請があったときは、乙が行なう緊急調達に関して協力を行なうものとする。

（復旧資材の種類）

第４条　復旧資材の種類は次のとおりとする。

(1) 別表に掲げる応急復旧資材、非常用発電機

(2) その他特に必要とする応急復旧資材

（経費の負担）

第５条　この協定に基づき、乙の行った応急対策業務に要した費用については甲が負担する。

２　前項の価格は、災害時発生前における価格を基準とした適正な価格とする。

（協議事項）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、協定締結の日から１年間有効とする。ただし、甲乙双方に異議のない場合には、１年を単位として自動的に継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成18年５月29日

甲　南アルプス市小笠原376
南アルプス市長
石　川　　豊　印

乙　南アルプス市藤田1514―２
南アルプス市電気設備安全協議会長
水　上　俊　彦　印

（別表）

電気関係災害復旧資材

品　名	規　格	備考
電線	Ｆケーブル1.6㎜×２Ｃ、2.0㎜×２Ｃ	
電線	ＤＶ2.0×２Ｃ、2.6×２Ｃ	
ソケット	100Ｖ用15Ａ線付ソケットＥ26	
開閉器	安全ブレーカー２Ｐ20Ａ	
電球	40ｗ～100ｗ　Ｅ26	
平形ガイシ	ＤＶ引き留め用	
ビニールテープ	20m巻き	
露出コンセント	15Ａ　１口～３口用	
エンジン付発電機	100ｖ　１ＫＶＡ～３ＫＶＡ	貸与

○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と“会社名”（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要　　請）

第１条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（１）南アルプス市に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

（２）南アルプス市以外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救護の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第３条　第１条の要請は、別紙１の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

２　前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意志を市の物資調達担当課長に確認するものとする。

３　甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第４条　乙は、甲から前条第１項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙２によりその措置状況を第３条第２項に掲げる者に報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

第５条　物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

２　集積場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

第６条　第２条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

（保有数量等の報告）

第７条　乙は、この協定の成立日及び毎年４月１日現在の物資の保有数量、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙３により甲に報告するものとする。

（細目協定）

第８条　甲は、別紙４により毎年４月１日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、市担当者連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

（県協定との調整）

第９条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

（協　　議）

第１０条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第１１条　この協定は、平成２０年７月２８日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２０年７月２８日

甲　南アルプス市小笠原３７６
南アルプス市長　今沢　忠文

乙　中央市若宮５０－１
株式会社　いちやまマート
代表取締役　三科　雅嗣

甲府市徳行一丁目２－１８
株式会社　オギノ
代表取締役　荻野　寛二

甲府市中小河原一丁目１３－１８
株式会社　くろがねや
代表取締役　堀込　丹

甲府市後屋町４５２
株式会社　クスリのサンロード
代表取締役　樋口　俊英

韮崎市富士見二丁目１２－３６
株式会社　やまと
代表取締役　小林　久

別表

○確保が必要な物資

期　間	発災直後	発災後３～４日まで	３～４日以降
想　定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食　料	（調理不要の食品） おにぎり 弁　　当 パ　　ン 缶　　詰 飲　　料 牛　　乳 粉ミルク	（主食＋副食品） おにぎり 弁　　当 パ　　ン 缶　　詰 カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品 果　　実 飲　　料 牛　　乳 粉ミルク	（自炊のための食材） 米　　穀 野　　菜 果　　実 食　　肉 魚　　類 漬　　物 佃　　煮 味噌醤油 塩 飲　　料 牛　　乳 粉ミルク
物　資	衣　料等：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラシ 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴、ビニールシート 燃　料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ 医薬品等：風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ		

別紙１　物資調達要請文書

第　　号
平成　　年　　月　　日

“会社名”
代表取締役　　様

南アルプス市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、次のとおり要請します。
なお、協定書第４条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月　日 ～ 月　日 まで			

注：要請数量は、１日当たりの数量である。

担　当：　　課
電　話：
ＦＡＸ：

別紙２　措置状況報告書

平成　　年　　月　　日

南アルプス市長　　様

“会社名”
代表取締役

災害救助に必要な物資の措置状況について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第４条により、当社の措置状況を次のとおり報告します。

１　措置状況

措置期間	措置品目	措置数量	搬送場所
月　　日 ～ 月　　日 まで			

注：措置数量は、１日当たりの数量である。

市町への搬入方法（いずれかに○をつける。）

（１）市町指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。
　　搬送方法（　自社車両　・　当社契約運送会社車両　）

（２）搬送不可のため、当社指定場所にて、市町に引き渡す。
　　引き渡し場所（　　）

担　当：
電　話：
ＦＡＸ：

別紙３　物資の保有数量等報告書

平成　　年　　月　　日

南アルプス市長　　様

“会社名”
代表取締役

災害救助に必要な物資の保有数量等について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第７条により、当社の物資の保有数量等を次のとおり報告します。

１　調達可能数量

品　名	保有数量	単　位
おにぎり		個
弁　当		個
パ　ン		個
缶　詰		個
飲料（水）		ﾘｯﾄﾙ
牛　乳		パック
粉ミルク		缶
カップ麺		個
カップみそ汁		個
レトルト食品		個
米　穀		kg
野　菜		kg
果　実		kg
食　肉		kg
魚　類		kg
漬　物		kg
佃　煮		kg
味　噌		kg
醤　油		kg
塩		kg
毛　布		枚
テント		張
シャツ		枚
下着類		着
作業着		着
タオル		枚
軍　手		双
サラシ		反

品　名	保有数量	単　位
雨　具		個
紙おむつ		パック
おむつカバー		枚
生理用品		パック
石けん		個
洗　剤		箱
ﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰ		箱
ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ		ロール
やかん		個
バケツ		個
ポリ袋		袋
皿（紙製）		枚
紙コップ		個
丼（紙製）		個
は　し		個
スプーン		個
哺乳ビン		個
使い捨てﾗｲﾀｰ		個
懐中電灯		個
乾電池		個
運動靴		足
ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ		枚
携帯用ｶﾞｽｺﾝﾛ		個
携帯用ｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ		本
風邪薬		箱
胃腸薬		箱
傷　薬		箱
包　帯		ロール
ガーゼ		枚

注：協定書第７条による報告は、４月１日現在の店頭在庫を含む保有数量の概数を記入する。なお、店頭在庫は時間帯によって変動するため１日の平均数量とする。

2　市町への搬入方法（いずれかに○をつける）

（1）市町指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（　自社車両　・　当社契約運送会社車両　）

（2）搬送不可のため、当社指定場所にて、市町に引き渡す。

引き渡し場所（　　）

3　発災時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する。）

	所　在　地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位（平常時連絡先）				
2				
3				

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4　保有場所（主な倉庫、工場等の場所）

倉庫・工場名	所　在　地	主　要　品　目

5　その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

（　　）

別紙４

第　　号
平成　　年　　月　　日

“会社名”
代表取締役　　様

南アルプス市長

災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第８条により、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

１　緊急輸送道路

番号	路　線　名	番号	路　線　名

※管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

２　物資集積場所

番号	施　設　名	住　所

※管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

３　担当者連絡先

	所　在　地	担当部署	電話番号	Ｅメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位（平常時連絡先）				
2				

物資調達担当課長

3				

○災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社団法人　山梨県トラック協会峡西支部・赤帽山梨県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時の物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の地域防災計画に基づき行う災害応急対策としての物資等の緊急輸送業務が、適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合において必要があると認めたときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

（１）甲の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（２）甲の地域外において災害が発生し、救援の必要があると認められるとき。

（３）その他甲が必要と認めるとき。

（業務の内容）

第３条　甲が乙に協力を要請する輸送業務の内容は、次のとおりとする。

（１）物資等の緊急輸送に関すること。

（２）その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として甲が必要と認めるもの。

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式１）により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等により要請し、事後速やかに文書により要請するものとする。

（１）災害の状況及び輸送業務の要請を必要とする事由

（２）輸送を必要とする車両、人員、期間、輸送先等

（３）輸送物資等の種類（数量）

（４）物資積み込み、取り下ろし場所及び活動内容

（５）その他参考となる事項

（協力の実施）

第５条　乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の努力を行うものとする。

２　甲は、乙が実施する緊急時の輸送業務が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報　告）

第６条　乙は、前条の規定により輸送業務に従事した場合は、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式２）により報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

（１）輸送期日、輸送先、輸送距離、車両数、人員、輸送物資等
（２）事業者名
（３）その他必要な事項

（経費の負担）

第７条　第５条の規定により実施した輸送業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求）

第８条　乙は、会員の輸送活動実績及び経費を集計し、甲に一括請求するものとする。

（費用の支払）

第９条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、災害による混乱が沈静化した後、速やかに払いを行うものとする。

（事故等）

第10条　乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

２　乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償の負担等）

第11条　輸送業務の従業員が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

なお、輸送先において甲からの要請により、災害対策基本法に基づく応急措置の業務に従事し、災害を受けた場合は、甲が「消防団員等の公務災害補償の規定」を適用し補償するものとする。

（連絡責任者等）

第12条　この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡責任者を置くものとする。

２　前項の連絡責任者は、甲については市物資輸送担当課長とし、乙については支部長とする。

３　甲は、毎年４月１日現在の物資の輸送に関する緊急輸送道路、物資集積場所、指定避難所、担当者連絡先等を乙に報告するものとする。

４　乙は、この協定により災害時に協力できる会員の名簿及び提供可能な車両等を、毎年、甲に通知するものとする。

（協　議）

第13条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（適　用）

第14条　この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を

所持する。

平成２０年７月２８日

甲　南アルプス市小笠原３７６
南アルプス市長　今沢　忠文

乙　笛吹市石和町唐柏１０００－７
社団法人　山梨県トラック協会峡西支部
支部長　清水　長守

甲府市徳業一丁目１－２１
赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
理事長　市瀬　貴彦

別表

○緊急輸送が想定される物資

期　間	発災直後	発災後３～４日まで	３～４日以降
想　定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食　料	（調理不要の食品） おにぎり 弁　当 パ　ン 缶　詰 飲　料 牛　乳 粉ミルク	（主食＋副食品） おにぎり 弁　当 パ　ン 缶　詰 カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品 果　実 飲　料 牛　乳 粉ミルク	（自炊のための食材） 米　穀 野　菜 果　実 食　肉 魚　類 漬　物 佃　煮 味噌醤油 塩 飲　料 牛　乳 粉ミルク
物　資	衣　料等：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラシ 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴、ビニールシート 燃　料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ 医薬品等：風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ		

別記様式１

第　　号
平成　　年　　月　　日

社団法人山梨県トラック協会峡西支部
支部長　　殿

南アルプス市長

緊急物資等輸送要請書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり輸送業務を要請します。

1　災害状況及び輸送業務要請を必要とする事由

2　輸送を必要とする車両・輸送内容等

車種（形状）	最大積載量（ｔ）	必要な台数	乗務員数

輸送期間（日時）	輸送先	輸送物資等の種類（数量）

3　物資の積み込み・取り下ろし場所及び活動内容
（１）積み込み
○場　　所 ：
○活動内容 ：
（２）取り下ろし
○場　　所 ：
○活動内容 ：

4　その他参考となる事項

別記様式２

第　　号
平成　　年　　月　　日

南アルプス市長　　殿

社団法人山梨県トラック協会峡西支部
支部長

緊急物資等輸送実施報告書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり緊急物資等を輸送しましたので報告します。

1　輸送結果

輸送月日（期間）	輸送先(区間及び距離)	事業者名	車種（ｔ）台数	乗務員数	物資輸送等の種類（数量）

2　その他必要な事項

別記様式３

第　　号
平成　　年　　月　　日

社団法人山梨県トラック協会峡西支部
支部長　　様

南アルプス市長

災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・指定避難所・担当者連絡先について

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書」に基づき、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・指定避難所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

１　緊急輸送道路

番号	路　線　名	番号	路　線　名

※管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

２　物資集積場所・指定避難所

番号	施　設　名	住　所

※管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

３　担当者連絡先

	所　在　地	担当部署	電話番号	Ｅメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位（平常時連絡先）				
2				

物資輸送担当課長

3				

別記様式４

第　　号
平成　　年　　月　　日

南アルプス市長　　殿

社団法人山梨県トラック協会峡西支部
支部長

連絡責任者等報告書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり連絡責任者等を報告します。

１　発災時の当団体の連絡先（不通の場合を考慮し、３ケースを記入する。）

	所　在　地	職　名	電話番号	Ｅメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位（平常時連絡先）				
２				
３				

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

２　会員名簿（既存の名簿があれば、添付してください。）

会員名	所　在　地	電話番号	車両数

３　その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

（　　）

○特設公衆電話設置に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、甲が管理する広域避難所（以下「本建物」という。）内に、乙が災害発生に伴い一時的な緊急措置として、り災者の通話手段の確保を目的とした特設公衆電話を設置することについて以下のとおり合意し、覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は「本建物」内に乙が設置する「特設公衆電話」についての、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（設置・管理）

第２条　乙は、「本建物」内に、乙の費用負担で「特設公衆電話」及びそれに付随する設備を設置し、資産の帰属は乙とする。

２　「特設公衆電話」及びそれに付随する設備については、甲が責任を持って管理する。

３　「特設公衆電話」には乙以外の設備は設置しないこととする。

（設置場所）

第３条　「特設公衆電話」の設置場所については、別添１とする。

なお、甲は別添１に変更が生じた場合は乙に速やかに通知するものとする。

（「特設公衆電話」の移設等）

第４条　甲・乙いずれかのやむを得ない事由により、「特設公衆電話」を移設または撤去する必要が生じた場合は、乙の責任において移設または撤去するものとする。なお、この工事等に関わる費用が生じた場合は、甲乙協議し解決するものとする。

（設置スペースの提供）

第５条　甲は、乙が「本建物」内に「特設公衆電話」を設置するためのスペースを提供する。

（設置スペースの借用料）

第６条　「本建物」内に設置する「特設公衆電話」の設置に関わるスペースについて、甲は乙に対して無償で提供することとする。

（運用等）

第７条　「特設公衆電話」は、災害救助法が発動された地域又はこれに準じた地域となるときに限り運用開始とする。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りではない。

２　り災者数の減少及び公衆電話、一般加入電話の利用がほぼ可能となった状況に応じて甲・乙協議のうえ運用を停止することとする。

（通信設備の維持）

第８条　通信設備の正常化を確保するため、乙の責において回線試験を行い、異常と認められた場合「本建物」内の入室を含む必要な回復措置を施すこととする。

２　乙は、上記試験回線及び回復措置に伴う工事・点検等が発生した場合は、事前に甲に通知し承諾を得るものとする。

（配管工事、分電盤等）

第９条　「特設公衆電話」を設置するための、配管、分電盤設備は甲の費用にて実施し、資産の帰属は甲とする。

（守秘義務）

第１０条　甲及び乙は、本覚書の履行に際し知り得た業務上、技術上、その他一切の秘密を甲及び乙の責任により適切な管理のもと秘密として取扱い、事前に書面による許諾を得ることなく第三者に開示せず、本覚書の履行以外の目的で使用してはならない。

（覚書の有効期間）

第１１条　本覚書の有効期限は、締結日から平成２１年３月３１日迄とする。

ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、同一の条件を以って更に１年間更新するものとし、以降も同様とする。

（免責）

第１２条　地震、火災、風水害等の災害及び盗難、その他、甲または乙の責に帰することのできない事由により、甲または乙の財産に生じた損害に関しては甲乙それぞれが責を負うものとする。

（協議）

第１３条　本覚書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本覚書に定めのない事項については、法令及び社会の慣行に従い、甲乙は協議して解決にあたるものとする。

（連絡先）

第１４条　本覚書の履行に伴う連絡先については、別添２とする。

なお、別添２に変更が生じた場合は、速やかに甲乙双方が通知するものとする。

（その他）

第１５条　覚書締結の証として、本書２通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各々１通を保有するものとする。

平成２０年１０月３１日

（甲）　山梨県南アルプス市小笠原376
南アルプス市長
今　沢　　忠　文　　印

（乙）　山梨県甲府市青沼１丁目１２番１３号
東日本電信電話株式会社　　山梨支店長
大　坪　　康　郎　　印

別添１

特設公衆電話設置場所（避難所・電話番号一覧）

市町村名	項番	建　物　名	住　　所	電話番号
南アルプス市	1	櫛形中学校	南アルプス市小笠原985	055－282－0449
	2	巨摩高等学校	南アルプス市小笠原1500-2	055－282－0458
	3	白根高等学校	南アルプス市上今諏訪1180	055－282－0465
	4	白根東保育所	南アルプス市西野1394	055－282－0492
	5	落合創造館アミカル	南アルプス市湯沢1035-5	055－282－0549
	6	甲西体育センター	南アルプス市宮沢413-3	055－282－0574
	7	働く婦人の家	南アルプス市吉田753-1	055－282－0592
	8	芦安健康管理センター	南アルプス市芦安芦倉518	055－288－2009
	9	八田小学校 (八田農業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ)	南アルプス市野牛島2222	055－285－5120
	10	八田中学校	南アルプス市榎原620	055－285－6150
	11	白根飯野小学校	南アルプス市飯野1972-1	055－283－5523
	12	白根巨摩中学校	南アルプス市飯野2860-2	055－283－5614
	13	白根東小学校	南アルプス市西野2311	055－283―5634
	14	白根御勅使中学校	南アルプス市百々1990-1	055－285－6631
	15	白根百田小学校	南アルプス市百々2300	055－285－5864
	16	白根源小学校	南アルプス市有野490	055－285－7151
	17	県立わかば支援学校	南アルプス市有野3346-3	055－285－8789
	18	県立育精福祉センター	南アルプス市有野3337	055－285－7180
	19	白根B&G海洋センター	南アルプス市百々3468-65	055－285－5710
	20	芦安小学校	南アルプス市芦安安通335	055－288－2050
	21	芦安山岳館	南アルプス市芦安芦倉1570	055－288－2160
	22	芦安チロル学園	南アルプス市芦安芦倉1008	055－288－2270
	23	若草小学校	南アルプス市寺部740	055－284－5521
	24	若草南小学校	南アルプス市藤田1130-1	055－284－5640
	25	若草中学校	南アルプス市加賀美2943	055－284－5725
	26	鏡中條体育館	南アルプス市鏡中條710-2	055－284－5740
	27	小笠原小学校	南アルプス市小笠原441	055－284－5830
	28	櫛形北小学校	南アルプス市桃園813	055－284－5870
	29	青少年児童センター	南アルプス市山寺258-1	055－284－5900
	30	豊小学校	南アルプス市吉田787	055－283－5836
	31	櫛形西小学校	南アルプス市上市之瀬727	055－284－6512
	32	甲西中学校	南アルプス市古市場150	055－284－6502
	33	落合小学校	南アルプス市落合1092	055－284－5970
	34	大明小学校	南アルプス市古市場181-1	055－284－6505
	35	南湖小学校	南アルプス市西南湖3024-1	055－284－6507
	36	甲西保健福祉センター	南アルプス市古市場323	055－284－6510

○山梨県防災行政無線局に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と　南アルプス市（以下「乙」という。）とは、山梨県防災行政無線局（以下「無線局」という。）の設置・管理・運用について、次のとおり協定する。

（無線局の設置）

第１条　甲と乙は、災害対策基本法に基づき、災害対策に係わる事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊密な連絡を図るため、無線局を設置する。

２　甲は、無線局の設置のため免許人となる。

３　乙は、無線局に必要な無線設備の所有者となり、設置場所を確保する。

（無線設備の内容）

第２条　無線局の無線設備は、別表の機器類を規準とし、必要に応じて関連する装置を含むものとする。

（無線設備等の変更）

第３条　甲又は乙は、無線設備の変更又は廃止、設置場所の変更を必要とするときは、あらかじめ相手方に協議するものとする。

２　前項の規定によって必要とする経費については、その起因者の負担とする。

（無線設備の管理）

第４条　乙は、無線設備が常に良好に作動するよう管理し、点検又は修繕等の必要な保守管理を行う。

２　甲は、乙との無線通信が常に良好に確保されているか管理する。

（通信管理者）

第５条　乙は、無線局を管理するための通信管理者をおく。

２　通信管理者は乙に属する職員のうちから指名する者をもって充てるものとし、甲に届け出ることとする。また、通信管理者を変更した場合も速やかに甲に届け出ることとする。

（無線局の運用）

第６条　甲と乙は、両者間で通信を行う場合以外に無線局を使用してはならない。その他、電波法（昭和25年法律第131号）の定めるところにより運用するものとする。

（費用の負担）

第７条　無線局の設置及び管理・運用に要する費用は、次のとおり分担する。

２　乙は、無線局の設置に要する費用１，９１９千円を負担するものとし、甲の請求により支払うものとする。その後、甲は無線設備を乙に移管する。

３　甲は、第４条第２項に規定する通信管理に要する費用及び電波法に係る免許費用（電波利用料及び手数料）を負担する。

４　乙は、第４条第１項に規定する保守管理に要する費用及び運用に要する費用（電気代及び消耗品等）を負担する。

（協定期間）

第８条　この協定書の有効期間は、平成１９年６月７日から平成２０年３月３１日までとする。

なお、期間満了の３ケ月までに、甲乙いずれからもなんら意思表示が無い場合は、この協定は更に１年延長されるものとし、その後もこの例による。

（疑義の決定）

第９条　この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書２通を作成し双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　１９　年　６　月　７　日

甲　　甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県
山 梨 県 知 事　　横　内　正　明

乙　　南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市役所
南アルプス市長　　今　沢　忠　文

別表（第２条関係）

設　　備	数　　量
無線機	１　台
無停電電源装置	１　台
ＦＡＸ	１　台
ＦＡＸアダプター	１　台
アンテナ	１　基
ケーブル類	１　式

○山梨県防災行政無線局の設置・管理・運用に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と南アルプス市（以下「乙」という。）とは、山梨県防災行政無線局（以下「無線局」という。）の設置・管理・運用について、次のとおり協定する。

（無線局の設置）

第１条　甲は、災害対策基本法に基づき、災害対策に係わる事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊密な連絡を図るため、乙の所有する南アルプス市櫛形総合公園内陸上競技場に無線局を設置する。

２　乙は甲に対し、乙の業務に支障のない範囲内で、無線局に必要な設備の設置場所を無償で使用させるものとする。

（無線設備の内容）

第２条　無線局の無線設備は、別表の機器類を規準とし、必要に応じて関連する装置を含むものとする。

（無線設備等の変更）

第３条　甲又は乙は、無線設備の変更又は廃止、設置場所の変更を必要とするときは、あらかじめ相手方に協議するものとする。

（無線設備の管理）

第４条　乙は、無線設備を善良なる注意をもって管理するものとする。

２　甲は、無線通信が常に良好に作動するよう、点検又は修繕等の必要な保守管理を行う。

３　前項の保守管理のための作業を実施する場合、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

（通信管理者）

第５条　乙は、無線局を管理するための通信管理者をおく。

２　通信管理者は乙に属する職員のうちから指名する者をもって充てるものとし、甲に届け出ることとする。また、通信管理者を変更した場合も速やかに甲に届け出ることとする。

（無線局の運用）

第６条　甲と乙は、両者間で通信を行う場合以外に無線局を使用してはならない。その他、電波法（昭和25年法律第131号）の定めるところにより運用するものとする。

（費用の負担）

第７条　無線局の設置及び管理に要する費用の負担は、甲とする。

２　無線局の運用に要する電気代及び消耗品の負担は、乙とする。

（協定期間）

第８条　この協定書の有効期間は、平成１９年６月２２日から平成２０年３月３１日までとする。

なお、期間満了の３ケ月までに、甲乙いずれからもなんら意思表示が無い場合は、この協定は更に１年延長されるものとし、その後もこの例による。

（疑義の決定）

第９条　この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書２通を作成し双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　１９　年　６　月　２２　日

甲　　甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県
山 梨 県 知 事　　横　内　正　明

乙　　南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市
南アルプス市長　　今　沢　忠　文

別表（第２条関係）

設　　備	数　　量
無線機	１　台
無停電電源装置	１　台
※　ＦＡＸ	１　台
※　ＦＡＸアダプター	１　台
アンテナ	１　基
ケーブル類	１　式

※　ＦＡＸ及びＦＡＸアダプターは、無線局の設置機関区分により、設置しないところがある。

○南アルプス市防災行政無線の使用に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、電力供給に係わる事故停電が派生した場合における、南アルプス市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は甲が所有する防災無線の活用について、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（広報の依頼等）

第２条　乙は、電力供給に係わる事故停電が発生した場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、別記依頼書（「停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて」）により防災無線による広報の依頼を行うものとする。

２　甲は、前項の状況により依頼を受けたときは、防災無線を活用し、速やかに市民等に対して広報を行うものとする。なお、連絡責任者不在時においても、代務者等の判断により速やかに広報を行うものとする。

（広報依頼内容等）

第３条　乙は、前条第１項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

（１）広報依頼者の所属及び氏名
（２）事故の原因（判明している場合）
（３）影響する範囲
（４）復旧の見通し
（５）その他必要な事項

２　乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

（疑義の決定等）

第４条　この覚書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書２通作成し、甲・乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２１年　１０月　７日

（甲）　南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　今　沢　忠　文

（乙）　甲府市住吉５丁目１５番地１号
東京電力株式会社山梨支店
甲府支店長　　望　月　　東

別記依頼書（第２条第１項）

平成　　年　　月　　日

南アルプス市行政防災無線担当　様

東京電力（株）甲府支社

停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて

ただいま下記のとおり、停電が発生しております。
防災行政無線により、地域住民の皆様へ停電情報の周知をお願いいたします。

記

「南アルプス市役所及び東京電力からお知らせいたします。」

「本日＿＿＿＿時＿＿＿＿分頃から、

（原因判明の場合）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の影響により

＿＿＿＿＿＿市・町
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿地域
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿地域
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿地域

が停電しています。」

〈復旧時間が分かる場合〉　「復旧は　　時　　分頃になりますので、
今しばらくお待ちください。」
〈復旧時間が分からない場合〉　「現在、復旧作業に取り組んでおりますので、
今しばらくお待ちください。」

以　上

扱い者：所属　　氏名
電　話：０５５－

別図連絡体制（第３条第１項）

南アルプス市役所　防災危機管理室
電　話：　０５５－２８２－６４９４ ＦＡＸ：　０５５－２８２－１１１２
※　夜間・休祭日連絡先　（宿・日直） ０５５－２８２－１１１１（代表）

↑

東京電力株式会社　山梨支店　甲府支社　総務課
電　話：　０５５－２０７－２４２１ ＦＡＸ：　０５５－２４１－８９４３
※　緊急時連絡先（電話不通時等） 090－2174－1050　櫛形地域お客様サービスグループマネージャー

※夜間・休祭日などの復旧態勢の状況によっては、配電線系統制御機能を持つ「甲府支社」から依頼する場合もあります。

○災害時における救援物資提供に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）とわらべや日洋株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、第２条に定める災害時における乙の甲に対する物資の提供に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲の行政区域内に震度５弱以上の地震若しくは同等以上の災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲が必要と判断した場合に乙に対し物資の提供を要請できるものとする。

（物資の供給）

第３条　甲が乙に供給を要請することができる物資は、乙が現に保有又は製造可能な範囲内のもので、優先して供給が可能なものとする。

２　乙は甲から要請を受けたときは、速やかにフォロー体制を整え、救援物資の供給及び運搬に関し積極的に協力するものとする。ただし、やむを得ない事由により供給、運搬に支障が生じた場合は、甲と協議の上対策を講ずるものとする。

（引渡し）

第４条　引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により甲が確認の上引渡しを受けるものとする。また、物資の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請手続）

第５条　甲は、この協定により要請を行う時は、災害の状況、要請品目、引渡し場所等を記載した救援物資提供要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、１ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（県協定との調整）

第７条　乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年　９月１６日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　今　　沢　　忠　　文

乙　東京都小平市小川東町５丁目７番１０号
わらべや日洋株式会社
代表取締役社長　　妹　　川　　英　　俊

別紙様式

第　　号
平成　　年　　月　　日

わらべや日洋株式会社
代表取締役　　様

南アルプス市長

救援物資提供要請書

災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、次のとおり物資の提供を要請します。

（災害の状況）			
要請品目	要請数量	引渡場所	引渡希望日時

担当　　部　　課
電話
ＦＡＸ

○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と生活協同組合市民生協やまなし（以下「乙」という。）とは、災害時における生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（１）南アルプス市に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

（２）南アルプス市以外の災害救助のため、物資の調達斡旋を要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとし、乙が現に保有しているものとする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条　甲の要請は、文書（別紙「生活必需物資保有数量報告書」を利用）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等で要請できるものとし、後日すみやかに文書を提出するものとする。

２　前項ただし書の場合にあっては、乙は甲の意志を物資調達担当課長に確認するものとする。

（要請事項の措置）

第4条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置状況を物資調達担当課長に連絡するものとする。

（物資の価格）

第5条　物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（引渡し）

第6条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（代金の支払い）

第7条　甲が引き取った物資の代金は、災害による混乱の沈静化後、乙の請求によりすみやかに支払うものとする。

（保有数量の報告）

第8条　乙は、毎年9月1日現在の物資の保有数量を別紙「生活必需物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

（県協定との調整）

第9条　乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲、乙いずれかから文書をもって協定解消の申し出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成２３年１月２７日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　今　　沢　　忠　　文

乙　山梨県甲府市落合町５９－２
生活協同組合市民生協やまなし
理 事 長　大　　塩　　祐　　治

別　表

要　請　物　資

主食	食パン、レトルト食品（ご飯）、レトルト食品（赤飯）、カップ麺
副食	水、飲料（加糖・ジュース類）、飲料（無糖・ウーロン茶）、牛乳、菓子パン ロールパン、マーガリン・バター、餅（個包装餅）、缶詰（魚介類）、 醤油（１リットルパック）、味噌（１キロ袋）
衣料	男子下着上下、女子下着上下、子供下着上下、軍手、靴下
日用品	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ（大人用） 紙おむつ（幼児用）、石けん、洗剤、哺乳ビン、乾電池、ポリ袋、タオル ガムテープ、蚊取り線香（夏季）、カイロ（冬季）、運動靴、コップ（簡易品可）、 スプーン（簡易品可）、割り箸

○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長　菊川滋（以下「甲」という。）と、南アルプス市長　今沢　忠文（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、南アルプス市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

１　南アルプス市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合

２　南アルプス市災害対策本部が設置された場合

３　その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

１　一般被害状況に関すること

２　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること

３　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協　議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成　２３　年　２　月　１　日

甲）　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　　菊　川　　滋

乙）　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　今　沢　　忠　文

○災害時における救援物資提供に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と巨摩野農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、第２条に定める災害時における乙の甲に対する物資の提供に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲の行政区域内に震度５弱以上の地震若しくは同等以上の災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲が必要と判断した場合に乙に対し物資の提供を要請できるものとする。

（物資の供給）

第３条　甲が乙に供給を要請することができる物資は、乙が現に保有又は製造可能な範囲内のもので、優先して供給が可能なものとする。

２　乙は甲から要請を受けたときは、速やかにフォロー体制を整え、救援物資の供給及び運搬に関し積極的に協力するものとする。ただし、やむを得ない事由により供給、運搬に支障が生じた場合は、甲と協議の上対策を講ずるものとする。

（引渡し）

第４条　引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により甲が確認の上引渡しを受けるものとする。また、物資の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請手続）

第５条　甲は、この協定により要請を行う時は、災害の状況、要請品目、引渡し場所等を記載した救援物資提供要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第６条　この協定の有効期間は、本協定締結日から平成２５年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の１か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

３　甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

（県協定との調整）

第７条　乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各１通を保有する。

平成２４年3月９日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　中　込　博　文

乙　山梨県南アルプス市小笠原４５５番地
巨摩野農業協同組合
代表理事組合長　　小　池　通　義

別紙様式

第　　号
平成　　年　　月　　日

巨摩野農業協同組合
代表理事組合長　　様

南アルプス市長

救援物資提供要請書

災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、次のとおり物資の提供を要請します。

（災害の状況）			
要請品目	要請数量	引渡場所	引渡希望日時

担　当　　部　　課
電　話
F A X

○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における被害家屋状況調査（以下「状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

第１条　甲は、南アルプス市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

第２条　状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

（１）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、南アルプス市内の家屋を調査すること。

（２）甲が発行する「り災証明」について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第３条　甲は、第１条第２項の規程により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

第４条　乙は、状況調査に必要な知識を習得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

第５条　乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲又は第三者の情報を第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第６条　乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、本協定締結日から平成２５年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の１か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

３　甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、１通を各自保有する。

平成２４年３月９日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　中　込　博　文

乙　山梨県甲府市国母八丁目１３番３０号
山梨県土地家屋調査士会
会　長　　市　川　哲　郎

山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長　　大　村　義　之

○災害応急復旧工事等に関する業務協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が管理する上水道施設及び甲が相互応援に関する協定を締結している上水道施設について、地震予知情報発令時の安全措置及び地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生時の機能回復のための応援復旧工事を実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の目的を達成するため、安全措置及び応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。

（応急復旧工事施工者）

第３条　乙は、前条の出動要請があった場合は応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者（以下「施工業者」という。）の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむをえない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができるものとする。

２　乙は、前項の規程により工事施工区間及び区域を決定し、又は変更したときは、直ちに甲に通知するものとする。

（要請手続）

第４条　甲は、第２条の規程により乙に出動要請をする場合は、安全措置を必要とする場合又は災害の場所、被害状況、工事内容等を電話により行うものとする。ただし、電話が途絶し、連絡が不可能なときは、職員を派遣し、要請するものとする。

（協力活動）

第５条　施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い、応急復旧工事等を実施するものとする。

２　前項の職員が派遣されていないときは、施工業者は、本協定の趣旨に基づいて応急復旧工事等を実施するものとする。

（着工報告）

第６条　乙は、施工業者が応急復旧工事に着手したときは、その状況をすみやかに甲に報告するものとする。

（費用の立替え）

第７条　第５条の規定により生じた費用は、施工業者が一時立替えておくものとする。

（精算単価）

第８条　前条の規定により施工業者が一時立替えた費用の精算単価は地震予知連絡情報発令又は災害発生時における災害査定設計分掛表又は市が定める設計単価表によるものとする。

（費用の支払）

第９条　甲は、第７条の規定により施工業者が一時立替をした費用については、施工業者と協議の上支払うものとする。

（報告）

第10条　乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するために必要な資機材、人員の把握に努め、甲から要請を受けたときには、速やかに報告するものとする。

（連絡責任者）

第11条　甲及び乙は、要請事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定める。

（疑義等の解決）

第12条　この協定の定める事項に質疑を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上各１通を保有する。

平成２４年３月９日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　中　込　博　文

乙　山梨県南アルプス市飯野３２９２番地の３
南アルプス市管工事協同組合
代表理事　塩谷　宇多和

○大規模地震時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社団法人山梨県建築士会（以下「乙」という。）とは、南アルプス市内において大規模地震が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「震災時」という。）に、相互に協力し、迅速かつ円滑に災害対応を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の地域における震災時に、甲の地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て実施する被災建築物応急危険度判定及び判定コーディネーター業務等（以下「判定等」という。）について、住民の安全を確保し、及び迅速かつ円滑に災害対応を遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、震災時において、判定等を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）応急危険度判定業務の実施内容

（３）判定コーディネーター業務の実施内容

（４）被災建築物の目視による確認の実施内容

（５）その他必要な事項

２　前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない場合には、判定等を実施するものとする。

２　乙は、災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき判定等を実施するものとする。

３　前２項に規定するもののほか、判定等を実施するにあたっては、南アルプス市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。

４　乙は、甲から前条に規定する協力の要請があった場合は、無報酬で協力するものとする。

（事前計画）

第４条　甲は、震災時に判定等を円滑に実施するため、判定する業務行程をあらかじめ定め、乙に文書で報告するものとする。

２　甲は、判定する業務行程を変更したときは、その内容を速やかに乙に報告するものとする。

３　乙は、震災時に判定等を円滑に実施するため、南アルプス市在住及び勤務先となっている判定士及び判定コーディネーターの名簿、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制」という。）をあらかじめ定めて甲に文書で報告するものとする。

４　乙は、組織体制を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第５条　乙は、判定等に従事する場合は、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報を速やかに甲に報告するものとする。

２　乙は、判定等に従事する場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

（１）応急危険度判定業務結果

（２）判定コーディネーター業務の実施状況及び結果
（３）前２号に規定する業務行程中における被災建築物の目視による確認結果
（４）従事した人員及び名簿
（５）その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　この協定に基づき、乙が実施する別表に定める判定等に要した経費は、甲乙協議の上決定する額を甲が負担するものとする。

（災害補償等）

第７条　震災時に判定等に従事した乙の判定士が、当該業務により、死亡し、又は負傷した場合の損害補償は、山梨県が加入する全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度により補償し、その手続きは甲が行うものとする。

（守秘義務）

第８条　乙は、この協定に基づく判定等の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成２５年３月３１日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからも本協定の改廃について申し出がない場合は、更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

平成２４年　３月　９日

甲　　南アルプス市小笠原３７６

南アルプス市長　中　込　博　文

乙　　甲府市丸の内一丁目１４番１９号

社団法人　山梨県建築士会

会　長　　渡　邊　　正

○備蓄用飲料に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と有限会社フジ自販機（以下「乙」という。）は、備蓄用飲料の提供に関して、下記のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　甲および乙は、乙が甲に備蓄用飲料を提供し、甲が当該飲料を備蓄することにより、災害時に甲の職員および地域住民の災害救援物資として使用することを目的とする。

（備蓄用飲料）

第２条　乙が甲に提供する備蓄用飲料は、下記のとおりとする。

備蓄用飲料：（商品名）富士山天然水　（容量）５００ｍｌ

２　乙は、甲に対し前項の備蓄用飲料２００ケースを無償提供する。

（納入）

第３条　乙は、備蓄用飲料を納入する際、甲の指定する場所に納入するものとし、甲は納入確認後、乙指定の納入書類に受領印を押印するものとする。

（維持管理）

第４条　甲は、その責務において援助された備蓄飲料の維持管理に努めなければならない。乙は援助した備蓄飲料について、定期的に入替を行うものとする。

（譲渡等の禁止）

第５条　甲は、災害等で使用する場合を除き、第１条の目的に反して備蓄用飲料を甲の職員または第三者に譲渡、贈与、販売等をしてはならないものとする。

（代替品）

第６条　甲は、第１条の目的のために備蓄用飲料を使用した場合、乙に対し代替品の要請を行うことができるものとし、乙は承諾後、代替品を納入するものとする。

２　乙は、理由の如何によらず、代替品を第２条に記載の備蓄用飲料とおおむね同じ程度の飲料とすることができる。

３　甲および乙は、代替品の取扱いについても、第１条、第３条、第４条および第５条を遵守するものとする。

（期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定締結日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに甲乙ともに異議がない場合は、本協定は１年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

２　甲および乙は、本協定が有効期間中といえども、相手方に対して解除する１ヶ月前までに通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

３　本条第１項により本協定の有効期間が更新された場合、備蓄用飲料は新たに納入せず、第６条をもって運用するものとする。

（協議）

第８条　本協定に定めなき事項が発生した場合は、甲乙誠意をもって協議し解決を図るものとする。

本協定の成立を証するために本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年３月９日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　中　込　博　文

乙　山梨県南アルプス市吉田２１７番地の１
有限会社　フジ自販機
代表取締役　　保　坂　博　巳

○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人八十八会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営する特別養護老人ホーム南岳荘に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

特別養護老人ホーム南岳荘（山梨県南アルプス市徳永４３６番地１）

（受入れの要請）

第３条　甲は、被災した要援護高齢者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護高齢者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

第４条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

第５条　甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（手続等）

第６条　甲は、第３条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護高齢者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

第８条　要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（物資の調達）

第９条　甲は、要援護高齢者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

（費用の負担）

第10条　要援護高齢者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第11条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第12条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月３１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市徳永４３６番地１

社会福祉法人八十八会　理事長　清水禎次郎　印

○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人白根聖明会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営する特別養護老人ホーム白根聖明園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

特別養護老人ホーム白根聖明園（山梨県南アルプス市在家塚１３０５番地）

（受入れの要請）

第３条　甲は、被災した要援護高齢者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護高齢者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

第４条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

第５条　甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（手続等）

第６条　甲は、第３条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護高齢者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

第８条　要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（物資の調達）

第９条　甲は、要援護高齢者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

（費用の負担）

第10条　要援護高齢者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第11条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第12条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月２４日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市在家塚１３０５番地

社会福祉法人白根聖明会　理事長　秋山　仁　印

○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人光明会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営する櫛形荘介護老人福祉施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

櫛形荘介護老人福祉施設（山梨県南アルプス市上宮地１４０８番地）

（受入れの要請）

第３条　甲は、被災した要援護高齢者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護高齢者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

第４条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

第５条　甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（手続等）

第６条　甲は、第３条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護高齢者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

第８条　要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（物資の調達）

第９条　甲は、要援護高齢者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

（費用の負担）

第10条　要援護高齢者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第11条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第12条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月３１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市上宮路１４０８番地

社会福祉法人光明会　理事長　宮川晋爾　印

○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千歳会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営する特別養護老人ホーム花菱荘に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

特別養護老人ホーム花菱荘（山梨県南アルプス市田島１１０８番地）

（受入れの要請）

第３条　甲は、被災した要援護高齢者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護高齢者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

第４条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

第５条　甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（手続等）

第６条　甲は、第３条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護高齢者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

第８条　要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（物資の調達）

第９条　甲は、要援護高齢者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

（費用の負担）

第10条　要援護高齢者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第11条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第12条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月３１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市田島１１０８番地

社会福祉法人千歳会　理事長　小田切千冬　印

○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と医療法人南山会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営する峡西老人保健センターに対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

峡西老人保健センター（山梨県南アルプス市下宮地４２１番地）

（受入れの要請）

第３条　甲は、被災した要援護高齢者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護高齢者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

第４条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

第５条　甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（手続等）

第６条　甲は、第３条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護高齢者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

第８条　要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（物資の調達）

第９条　甲は、要援護高齢者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

（費用の負担）

第10条　要援護高齢者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第11条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第12条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月３１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市下宮地４２１番地

医療法人南山会　理事長　川崎光明　　印

○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と医療法人千歳会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営するケアホーム花菱に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

ケアホーム花菱（山梨県南アルプス市田島１１０５番地）

（受入れの要請）

第３条　甲は、被災した要援護高齢者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護高齢者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

第４条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

第５条　甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（手続等）

第６条　甲は、第３条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護高齢者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

第８条　要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。ただ

し、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（物資の調達）

第９条　甲は、要援護高齢者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

（費用の負担）

第10条　要援護高齢者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第11条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第12条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月３１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市田島１１０５番地

医療法人千歳会　理事長　小田切紀子　印

○災害時等における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県立育精福祉センター（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な障害者（以下「要援護障害者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

県立育精福祉センター（山梨県南アルプス市有野３３０３番地２）

（受入れの要請）

第３条　甲は、被災した要援護障害者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護障害者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

第４条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

第５条　甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（手続等）

第６条　甲は、第３条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　要援護障害者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　要援護障害者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護障害者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を第10条に規定する費用の負担の協議を行う時までに、書面により甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

第８条　要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。

（物資の調達）

第９条　甲は、要援護障害者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

（費用の負担）

第10条　要援護障害者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第11条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第12条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月３１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市有野３３０３番地２

山梨県立育精福祉センター　所長　工藤　昇　印

○災害時等における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県立梨の実寮（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な障害者（以下「要援護障害者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

県立梨の実寮（山梨県南アルプス市有野４３７０番地）

（受入れの要請）

第３条　甲は、被災した要援護障害者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護障害者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

第４条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

第５条　甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（手続等）

第６条　甲は、第３条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　要援護障害者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　要援護障害者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護障害者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を第10条に規定する費用の負担の協議を行う時までに、書面により甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

第８条　要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。

（物資の調達）

第９条　甲は、要援護障害者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

（費用の負担）

第10条　要援護障害者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第11条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第12条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月３１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市有野４３７０番地

社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会
山梨県立梨の実寮　理事長　望　月　雄　三　　印

○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人さかき会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の二次避難所の運営について、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対して災害時要援護者二次避難所の運営について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

２　災害時要援護者二次避難所（以下「二次避難所」という。）とは、南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した災害時要援護者及びその家族を受入れる二次的な避難場所とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

みらいコンパニー（山梨県南アルプス市上宮地１１４３番地）

（開設の要請）

第３条　甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請することができるものとする。

（開設の受諾）

第４条　乙は、前条の規定により開設の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

第５条　甲は、前２条の規定により開設された二次避難所に災害時要援護者の受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　災害時要援護者及びその家族の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等（家族が同行する場合は除く。）

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第６条　乙は、災害時要援護者及びその家族の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（二次避難所の運営）

第７条　乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

２　甲は、災害時要援護者に係る食料品及び生活物資等の調達及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（避難者の移送）

第８条　災害時要援護者の対象施設への移送は、原則として甲又は災害時要援護者の家族等が行う。

ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（費用の負担）

第９条　二次避難所の管理運営に要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第10条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第11条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第12条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月３１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市上宮地１１４３番地

社会福祉法人さかき会　理事長　横内正彦　　印

○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人青い樹の会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の二次避難所の運営について、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対して災害時要援護者二次避難所の運営について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

２　災害時要援護者二次避難所（以下「二次避難所」という。）とは、南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した災害時要援護者及びその家族を受入れる二次的な避難場所とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

ワークハウスみどりの家（山梨県南アルプス市寺部１９９番地）

（開設の要請）

第３条　甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請することができるものとする。

（開設の受諾）

第４条　乙は、前条の規定により開設の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

第５条　甲は、前２条の規定により開設された二次避難所に災害時要援護者の受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　災害時要援護者及びその家族の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等（家族が同行する場合は除く。）

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第６条　乙は、災害時要援護者及びその家族の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（二次避難所の運営）

第７条　乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

２　甲は、災害時要援護者に係る食料品及び生活物資等の調達及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（避難者の移送）

第８条　災害時要援護者の対象施設への移送は、原則として甲又は災害時要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（費用の負担）
第９条　二次避難所の管理運営に要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）
第10条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）
第11条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）
第12条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月３１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市寺部１９９番地

社会福祉法人青い樹の会　理事長　松田　巖　　印

○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人蒼渓会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の二次避難所の運営について、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対して災害時要援護者二次避難所の運営について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

２　災害時要援護者二次避難所（以下「二次避難所」という。）とは、南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した災害時要援護者及びその家族を受入れる二次的な避難場所とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

ケール（山梨県南アルプス市有野３２３６番地２）

（開設の要請）

第３条　甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請することができるものとする。

（開設の受諾）

第４条　乙は、前条の規定により開設の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

第５条　甲は、前２条の規定により開設された二次避難所に災害時要援護者の受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　災害時要援護者及びその家族の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等（家族が同行する場合は除く。）

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第６条　乙は、災害時要援護者及びその家族の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（二次避難所の運営）

第７条　乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

２　甲は、災害時要援護者に係る食料品及び生活物資等の調達及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（避難者の移送）

第８条　災害時要援護者の対象施設への移送は、原則として甲又は災害時要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（費用の負担）
第９条　二次避難所の管理運営に要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）
第10条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）
第11条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）
第12条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月３１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市有野３２３６番地２

社会福祉法人蒼渓会　理事長　有野　文一　　印

○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と医療法人南山会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の二次避難所の運営について、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対して災害時要援護者二次避難所の運営について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

２　災害時要援護者二次避難所（以下「二次避難所」という。）とは、南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した災害時要援護者及びその家族を受入れる二次的な避難場所とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

きがる館（山梨県南アルプス市下宮地４２１番地）

（開設の要請）

第３条　甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請することができるものとする。

（開設の受諾）

第４条　乙は、前条の規定により開設の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

第５条　甲は、前２条の規定により開設された二次避難所に災害時要援護者の受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　災害時要援護者及びその家族の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等（家族が同行する場合は除く。）

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第６条　乙は、災害時要援護者及びその家族の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（二次避難所の運営）

第７条　乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

２　甲は、災害時要援護者に係る食料品及び生活物資等の調達及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（避難者の移送）

第８条　災害時要援護者の対象施設への移送は、原則として甲又は災害時要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（費用の負担）

第９条　二次避難所の管理運営に要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第10条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第11条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第12条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月３１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市下宮地４２１番地

医療法人南山会　理事長　川崎光洋　　印

○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の二次避難所の運営について、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対して災害時要援護者二次避難所の運営について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

２　災害時要援護者二次避難所（以下「二次避難所」という。）とは、南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した災害時要援護者及びその家族を受入れる二次的な避難場所とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

(1)　デイサービスゆうかり（山梨県南アルプス市野牛島２７２７番地）

(2)　デイサービスセンターわかくさ（山梨県南アルプス市鏡中條１６４２番地１）

（開設の要請）

第３条　甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請することができるものとする。

（開設の受諾）

第４条　乙は、前条の規定により開設の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

第５条　甲は、前２条の規定により開設された二次避難所に災害時要援護者の受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　災害時要援護者及びその家族の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等（家族が同行する場合は除く。）

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第６条　乙は、災害時要援護者及びその家族の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（二次避難所の運営）

第７条　乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

２　甲は、災害時要援護者に係る食料品及び生活物資等の調達及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（避難者の移送）

第８条　災害時要援護者の対象施設への移送は、原則として甲又は災害時要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（費用の負担）

第９条　二次避難所の管理運営に要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第10条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第11条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第12条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月３１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市寺部６５９番地

社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会

理事長　　相　原　　豊　　印

○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人深敬園（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の二次避難所の運営について、次の条項により協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対して災害時要援護者二次避難所の運営について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

２　災害時要援護者二次避難所（以下「二次避難所」という。）とは、南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した災害時要援護者及びその家族を受入れる二次的な避難場所とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

ともろうらんど（山梨県南アルプス市飯野２９３９番地１）

（開設の要請）

第３条　甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請することができるものとする。

（開設の受諾）

第４条　乙は、前条の規定により開設の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

第５条　甲は、前２条の規定により開設された二次避難所に災害時要援護者の受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1)　災害時要援護者及びその家族の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)　災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等（家族が同行する場合は除く。）

(3)　受入れ要請期間

（実績報告）

第６条　乙は、災害時要援護者及びその家族の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（二次避難所の運営）

第７条　乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

２　甲は、災害時要援護者に係る食料品及び生活物資等の調達及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（避難者の移送）

第８条　災害時要援護者の対象施設への移送は、原則として甲又は災害時要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（費用の負担）

第９条　二次避難所の管理運営に要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第10条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第11条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第12条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年８月１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　石　川　　豊　　印

乙　山梨県南アルプス市飯野２９３９番地１

社会福祉法人敬会　理事長　中里　悠光　　印

○災害時における応急対策業務に関する協定

（目的）

第１条　南アルプス市(以下「甲」という。)と一般社団法人甲府地区建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、雪害等の災害（以下「災害」という。）により、甲の管理する道路、河川、建物等の施設（以下「公共営造物等」という。）に、被害が発生し、又は派生するおそれがある場合に、公共営造物等の機能の確保及び回復を図ることを目的とする応急対策業務の実施に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の目的のため、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し応急業務要請書により協力を要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話・無線等の通信手段により要請し、後日、遅滞なく応急業務要請書を送付するものとする。

（協力者の報告）

第３条　乙は、協議会員の中から本協定に協力できる者（以下「協力者」という。）を協力者名簿により、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

２　乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を、資機材・編成人員報告書に取りまとめ、前項の規定による名簿とともに、甲に提出するものとする。

３　乙は、協力者名簿及び資機材・編成人員報告書について、毎年度４月１日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

（実施）

第４条　乙は、第２条により要請を受けたときは、甲と協議のうえ、協力者の中から応急対策業務等を実施する者（以下「実施者」という。）を決定し、速やかに応急対策業務に着手するよう指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が実施者を直接決定することができる。

２　前項の応急対策業務の限度は、公共営造物等の機能確保にかかわる必要最小限度とする。

３　実施者は、応急対策業務の実施に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

４　実施者は、業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の実施状況を報告し、業務が完了したときは、速やかに応急業務完了報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第５条　実施者が前条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために要した経費は、甲が負担する。

２　乙の負担により甲に無線機を貸与する。

（効力）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の３０日前までに、甲乙双方に異議の申出のない場合は、更に１年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（協議事項）

第７条　この協定の定めのない事項及びこの協定の実施に際し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２４年８月１７日

甲　　南アルプス市小笠原３７６

南アルプス市長　　中 込　博 文

乙　　甲府市国母８－５－１３

一般社団法人　甲府地区建設業協会
会　長　　佐 々 木 幸 一

○災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に対し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、南アルプス市内で大規模な災害が発生した場合において、南アルプス市地域防災計画に基づき、災害時における甲が行う応急対策等に対する甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力内容）

第３条　甲が、災害発生時に乙に協力要請するボランティア活動（以下「活動」という。）の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 災害時における甲が行う救助及び救護活動の実施への協力に関する事項

(2) 避難所内における避難者の世話及び業務の協力に関する事項

(3) 避難者に対する炊き出し及び救援物資の配分等に関する事項

(4) 高齢者及び障害者等への支援及び介助に関する事項

(5) その他、災害対策業務全般についての協力に関する事項

（協力要請）

第４条　甲及び乙は、南アルプス市内に災害が発生し、次の各号に定める事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1） 乙は、災害時の効果的な活動を推進するため、緊急対応のための活動拠点として災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(2) 甲と乙は、連携及び協力しながらセンターの設置及び運営につき必要な業務を実施する。

(3) 甲はセンターの設置及び運営に必要な備品を供与する。

(4) 被災者の避難先及び被災状況の情報を相互に提供する。

(5) その他前各号に定めのない事項で、相互が必要と認めた事項とする。

２　甲が乙にセンターの設置を要請する場合は、災害ボランティアセンター設置協力要請書（第１号様式）により乙に対して、日時、場所、内容等を明らかにして、協力要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害ボランティアセンター設置協力要請書をもって処理するものとする。

３　乙は、センターを設置したときは、災害ボランティアセンター設置通知書（第２号様式）により甲に報告する。

（協力の実施）

第５条　前条の規定による協力要請を受けたときは、甲及び乙は、その緊急性に鑑み可能な範囲においてこれに協力するものとする。

（活動拠点）

第６条　災害時に乙が行うボランティアの受入れ、派遣等の活動においては、甲が活動拠点を確保するものとする。

（ボランティアの要請・受入れ・派遣等）

第７条　乙は平常時よりボランティアの研修・講習会等を行い、ボランティアの受入れ、派遣等、非常時に備えた態勢づくりを整備するものとする。

２　甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援するものとする。

（関係機関との協力）

第８条　乙は、災害時にどのように活動すべきであるか関係機関と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

（防災訓練等への協力）

第９条　乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

（費用負担）

第１０条　乙が甲の協力要請により活動の実施にあたって支出した費用のうち、センターの設置及び運営、その他甲が認めたものは、活動の終了後、乙の請求により甲が負担するものとする。

（請求及び支払）

第１１条　乙は、前条の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して３０日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（損害補償）

第１２条　災害時における活動に際し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

２　前項のボランティア保険の加入にかかる費用については、ボランティアの自己負担とする。

（報　告）

第１３条　乙は、活動状況について随時又は活動が終了した時は、速やかにその活動状況について災害ボランティアセンター活動状況報告書（第３号様式）により甲に報告するものとする。

（個人情報の取扱い）

第１４条　乙は、本協定にもとづき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会個人情報保護規定にもとづき、適切に管理するものとする。

（協定の有効期間）

第１５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日とし、以後は４月１日より翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲、乙いずれからも解除または変更の申し出がないときは、更に１年延長されたものとみなし、以後この例によるものとす

る。

（協　議）

第１６条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２４年１１月６日

甲　住　所　山梨県南アルプス市小笠原376番地
　　氏　名　南アルプス市長　　中込　博文

乙　住　所　山梨県南アルプス市寺部659番地
　　氏　名　社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会
　　会　　長　　相原　　豊

第１号様式（第４条関係）

南ア危第　－　号
平成　年　月　日

社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会
会長　　様

南アルプス市長

災害ボランティアセンター設置協力要請書

「災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンター設置に対する協力について、下記のとおり要請します。

記

設　置　日　時	平成　　年　　月　　日　　時から
設　置　場　所	
活　動　内　容	
そ　の　他	

※連絡先　　部　　課　担当　　電話

第２号様式（第４条関係）

平成　年　月　日

（あて先）南アルプス市長　　様

社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会

会長

災害ボランティアセンター設置通知書

「災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンターを、下記のとおり設置したことを通知します。

記

設　置　日　時	平成　　年　　月　　日　　時から
設　置　場　所	
活　動　内　容	
そ　の　他	

※連絡先：　　担当　　電話

第３号様式（第１３条関係）

平成　年　月　日

（あて先）南アルプス市長　　様

社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会

会長

災害ボランティアセンター活動状況報告書

「災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンター活動状況を、下記のとおり報告します。

記

設　置　日　時	平成　　年　　月　　日　　時から 平成　　年　　月　　日　　時まで
設　置　場　所	
活　動　内　容	
そ　の　他	

※連絡先：　　担当　　電話

○災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市自動車事業協議会（以下「乙」という。）とは、自主防災組織が所有する資機材の点検整備及び災害時において、地域内で被災した車両の安全点検等の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、南アルプス市地域防災計画に基づき、乙の協力活動に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、乙に対し、次の各号について、協力を要請することができるものとする。

（１）乙の会員事業所が所属する地域の自主防災組織が保有する資機材の保守管理（運転、点検、調整、整備等）への協力を行う。

（２）災害発生時の対応備品として、車載式ジャッキ等の備蓄を希望する自主防災組織へ無償提供する。

（３）災害時、市の公用車を含む被災車両及び被災地域の車両に対し、安全確認のため、車両点検（道路運送車両法に基づく日常点検及び必要整備）を実施する。

（４）災害時、道路上の通行の障害となる被災車両の排除・移動を実施する。

（５）災害時、主要道路の損壊等による通行止め或いは交通機関の途絶により、帰宅困難者が発生した場合、一時的な避難所を提供する。

（協力の要請）

第３条　甲が乙に協力を要請する場合は、協力要請書（第１号様式）により乙に対して、内容等を明らかにして、要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日速やかに協力要請書をもって処理するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第５条　前第２条第３号の規定に基づく協力活動に対して、部品交換等の費用が発生した場合、市の公用車については活動の終了後、乙の請求により甲が負担するものとし、一般車両については、支援を受けたものが負担するものとする。

（請求及び支払い）

第６条　乙は、前条の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して３０日以内に費用を支払うものとする。

（報　告）

第７条　乙は、協力活動が終了したときは、速やかにその活動状況について協力活動作業終了報告書

（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日とし、以後は４月１日より翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲、乙いずれからも解除または変更の申し出がないときは、更に１年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協　議）

第１０条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２４年１１月６日

甲　住　所　山梨県南アルプス市小笠原376番地
　　氏　名　南アルプス市長　中　込　博　文

乙　住　所　山梨県南アルプス市下宮地388番地
　　氏　名　南アルプス市自動車事業協議会
　　会　　長　　高　石　茂　則

第１号様式（第３条関係）

平成　年　月　日

南アルプス市自動車事業協議会
会　長　　様

南アルプス市長

協　力　要　請　書

「災害時における南アルプス市と南アルプス市自動車事業協議会の災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定書」に基づき、下記のとおり緊急応援活動の協力を要請します。

記

実施日時	平成　　年　　月　　日
場　　所	
実施内容	
そ　の　他	

※連絡先　　部　　課　担当　　電話

第２号様式（第７条関係）

平成　年　月　日

（あて先）南アルプス市長　　様

南アルプス市自動車事業協議会
会　長

協力活動作業終了報告書

「災害時における南アルプス市と南アルプス市自動車事業協議会の災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定書」に基づき、協力活動作業が終了したので、下記のとおり報告します。

記

実施期間	平成　　年　　月　　日　から 平成　　年　　月　　日　まで
実施場所	
実施内容	
その他必要事項	

※連絡先：　　担当　　電話

○災害時における支援協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）とイオンビッグ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行なう支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申し出を行ない、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第６条　第２条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第７条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し３０日以内に代金を支払うものとする。ただし期日内における支払いが困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（物資の価格）

第９条　物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（情報交換及び提供）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行ない、災害発生時に備えるものとする。

２　甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理課長、乙においては人事総務部総務担当とする。

（県協定との調整）

第１２条　乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

（協定の期間と効力）

第１３条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２６年３月３１日までとする。

２　有効期間満了の日の前１ヶ月までに甲または乙から何らかの意思表示がないときはこの協定は当該有効期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

３　この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって１ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第１４条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

なお、平成２５年３月２１日付南アルプス市とマックスバリュ東海株式会社で締結した「災害時における支援協力に関する協定書」は廃止する。

令和４年２月２４日

甲：山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金　丸　　一　元

乙：愛知県名古屋市中村区名駅５－２５－８
イオンビッグ株式会社
代表取締役　　小　林　　健太郎

別表（第4条関係）

■　災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 （概ね発災～３日間程度）	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン） 生活必需品 紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、ウェットティッシュ、ゴミ袋、ろうそく、絆創膏、化膿止め、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）	食料品 ご飯パック、食パン、レトルト食品、菓子類 生活必需品 タオル、肌着、靴下、軍手、雑巾、ガムテープ、ビニール紐、カセットボンベ、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、ハンドソープ、下痢止め、胃薬、アルコール消毒液、うがい薬

様式第１号（第5条関係）

年　　月　　日

イオンビッグ株式会社　様

南アルプス市長

災害時における物資出荷の要請について

災害時における支援協力に関する協定書の第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第5条により、本要請に対する実施状況を、物資供給実施状況報告書にて報告願います。

記

１　要請する物資

日　時	要請物資名	要請数量	搬送先	備　考
月　日				

２　特記事項

様式第２号（第6条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　　様

イオンビッグ株式会社

物 資 供 給 実 施 状 況 報 告 書

災害時における支援協力に関する協定書の第6条の規定に基づき、下記のとおり報告致します。

記

１　物資等供給数量

供給物資名	要請数量	供給数量	搬送先	備　考

２　特記事項

○災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、南アルプス市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、又は避難所等における被災地住民のこころのケア（以下「ケア」という。）を図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第１条　甲は、捜索活動のため必要があると認めるとき、又はケアが必要と認めるときは、乙に対して、災害救助犬又はセラピードッグの出動を要請する。

（出　動）

第２条　乙は、前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬又はセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬又はセラピードッグの出動頭数及び出動人数は、災害の種類及び規模等を考慮し、甲と乙が協議のうえ決定する。

（捜索活動の実施）

第３条　乙は、出動した災害現場においては、甲の指定した現場指揮官の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（ケアの実施）

第４条　乙は、出動した避難所においては、甲の指定した現場指揮官の指示に従いセラピー活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第５条　第2条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲の負担とする。

（損害賠償）

第６条　この協定に基づく出動又は活動に伴って乙の出動人員、災害救助犬又はセラピードッグに生じた損害賠償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

第７条　乙は、この協定による捜索活動が円滑に行えるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間終了１か月前までに、甲、乙いずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときには、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年3月２９日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　中　込　　博　文

乙　兵庫県伊丹市下河原二丁目２－１３
認定特定非営利活動法人
日本レスキュー協会
理事長　　伊　藤　　裕　成

○災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、南アルプス市内において、地震、風水害、その他大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、甲が乙に支援協力を要請（以下「支援要請」という。）するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（応援隊の登録）

第２条　乙は、甲の支援要請に備えるため、予めし尿等の収集運搬に出動可能な事業者（以下「応援隊」という。）の登録を行っておくものとする。

（支援協力の要請手続）

第３条　乙は災害が発生した場合において、甲の支援要請があったときは速やかに応援隊の出動態勢を整えるものとする。

２　前項の支援要請は、し尿等収集運搬業務要請書（様式第１号、以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、急を要すると判断した場合は、電話、ファクシミリまたはその他の方法により行い、事後において速やかに要請書を乙に対し送付するものとする。

３　乙は、甲の支援要請があったときは、甲の指示に従いし尿等の収集運搬を行うものとする。

（業務の報告）

第４条　乙は、前条の要請を受けてし尿等の収集運搬を行ったときは、し尿等収集運搬業務報告書（様式第２号）を作成し、甲に提出するものとする。

（情報の提供）

第５条　甲は、し尿等の収集運搬が円滑に行われるよう、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（費用負担）

第６条　この協定に基づき甲の支援要請に応じて乙が行ったし尿等の収集運搬に要する費用は、甲が負担するものとし、その額及び支払い方法については災害発生時のおける地域の通常の取引事例を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては南アルプス市環境課、乙においては（株）櫛形環境とする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１ヶ月前までに、甲又は乙から解除の申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２５年　３月２９日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　中　込　博　文

乙　山梨県都留市四日市場２３－１番地
山梨県環境整備事業協同組合
理 事 長　勝　俣　藤　久

（様式第１号）

年　　月　　日

山梨県環境整備事業協同組合
理　事　長　　様

南アルプス市長

し尿等収集運搬業務要請書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定書」第３条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

１．要請業務に関する事項

業務の内容	
車両台数	
協力場所	
実施期間	
そ　の　他	

２．その他必要な事項

（様式第２号）

年　　月　　日

南アルプス市長　様

山梨県環境整備事業協同組合
理　事　長

し 尿 等 収 集 運 搬 業 務 報 告 書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定書」第４条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

１．要請業務に関する事項

業務の内容	
車 両 台 数	
収集処理量	
協 力 場 所	
実 施 期 間	
そ　の　他	

２．その他必要な事項

○災害時における支援協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行なう支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前２条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について　速やかに対応する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申し出を行ない、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第６条　第２条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第７条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときには、その内容を確認し、速やかに代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第９条　物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（情報交換及び提供）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行ない、災害発生時に備えるものとする。

２　甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理室長、乙においては災害対策センター事務局担当者とする。

（県協定との調整）

第１２条　乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

（協定の期間と効力）

第１３条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第１４条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年２月９日

甲：山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　中　込　博　文

乙：新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
理　事　長　　捧　雄　一　郎

別表（第4条関係）

■　災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、 防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、 ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、 ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、 ラップ、ウェットティシュ、マスク、 衛生用ポリ袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、 デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、
電気用品等	投光機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、 カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

様式第１号（第5条関係）

年　　月　　日

ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
理事長　　様

南アルプス市長

災害時における物資出荷の要請について

災害時における支援協力に関する協定書の第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第６条により、本要請に対する実施状況を、物資供給実施状況報告書にて報告願います。

記

１　要請する物資

日時	要請物資名	要請数量	搬送先	備考
月　日				

２　特記事項

様式第２号（第6条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　　様

ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
理事長

物 資 供 給 実 施 状 況 報 告 書

災害時における支援協力に関する協定書　第6条の規定に基づき、下記のとおり報告致します。

記

1　物資等供給数量

供給物資名	要請数量	供給数量	搬送先	備考

2　特記事項

○災害に係る情報発信等に関する協定

南アルプス市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、南アルプス市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、南アルプス市が南アルプス市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ南アルプス市の行政機能の低下を軽減させるため、南アルプス市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、南アルプス市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) ヤフーが、南アルプス市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、南アルプス市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 南アルプス市が、南アルプス市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 南アルプス市が、南アルプス市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 南アルプス市が、災害発生時の南アルプス市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 南アルプス市が、南アルプス市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて南アルプス市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
   (7) 南アルプス市が、南アルプス市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 南アルプス市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、南アルプス市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく南アルプス市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、南アルプス市から提供を受ける情報について、南アルプス市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、南アルプス市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、南アルプス市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、南アルプス市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成２７年２月１２日

南アルプス市：
山梨県南アルプス市小笠原３７６
南アルプス市長　中　込　博　文

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　学

○災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県エルピーガス協会南アルプス地区（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者及び避難者等を支援するために必要となるＬＰガス等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急用燃料として液化石油ガス等（燃焼器具など必要な設備を含む。以下「ＬＰガス等」という。）の供給等に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、災害時に避難所等からＬＰガス等の供給を求められたとき、又は自らが調達の必要を認めたときは、乙に対しＬＰガス等の供給を要請できるものとする。

２　甲は、前項の要請にあたり、乙に対し口頭で行うものとし、事後に別紙１を提出するものとする。

（実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これを受諾し、速やかに供給を実施するものとする。

２　前項の規定により供給したＬＰガス等について、その使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

３　乙は、本条に基づき供給を開始したときは、甲に口頭で報告し、供給を終了したときは、別紙２を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第４条　前条の協力に要する費用（人件費を除く）は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用については、別紙２に基づき、災害時前における適正価格を基準として甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

（情報交換等）

第５条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びＬＰガスの供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２７年　３月３１日

（甲）　山梨県南アルプス市小笠原３７６

南アルプス市長　　中　　込　　博　　文

（乙）　山梨県南アルプス市上今井１１２

山梨県エルピーガス協会南アルプス地区

地　区　長　　功　　刀　　浩　　司

別紙１

第　　号
年　　月　　日

山梨県エルピーガス協会南アルプス地区長　殿

南アルプス市長

ＬＰガスの供給要請について

このことについて、「災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書」第２条第２項の規程により、以下のとおりＬＰガスの供給を要請します。

項　　目	内　　容
ＬＰガス供給に関する要請内容	
供給開始希望日	年　　月　　日
現地責任者連絡先（施設管理者）	所　　属：
	職・氏名：
	電　　話：
市責任者連絡先	所　　属：
	職・氏名：
	電　　話：

別紙２

南アルプス市長　殿

ＬＰガス供給報告書

項　　目	内　　容
供給場所	
ＬＰガス等設置内容	
供給開始日	年　　月　　日
供給業者(会員)名	販売店名： 担当者名： 電　　話：
備考	

上記のとおり報告します。

年　　月　　日

山梨県エルピーガス協会南アルプス地区

地区長

○災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と南アルプス市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他応急措置ができない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援活動その他の活動に必要な車両の提供

（４）　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ

（６）　前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第４条　被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況及び要請理由

（２）　必要とする資機材の品名及び数量

（３）　必要とする職員の職種別人員

（４）　応援場所及び応援場所への経路

（５）　受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（６）　応援を受ける期間

（７）　前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときには、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

（指揮）

第５条　応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとす

る。

（経費の負担）

第６条　応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　職員の派遣に要した経費は、応援自治体が負担する。

（２）　救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災自治体の負担とする。

（３）　被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災自治体から要請があった場合は、応援自治体は当該経費を一時繰替え支弁する。

（災害保障等）

第７条　応援の業務に従事する職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、応援自治体が負うものとする。

２　応援の業務に従事する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が被災自治体への往復途中に生じたものを除き、被災自治体がその賠償の責めを負うものとする。

（情報交換及び交流）

第８条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

（他の協定等との関係）

第９条　この協定は、両自治体が締結した協定等を排除するものではない。

（協議）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年１０月７日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区長　　西　川　太　一　郎

山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金　丸　　一　　元

○災害時における生活物資の供給協力に関する協定

南アルプス市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（１）日用品等の生活必需品

（２）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第４条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第６条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第８条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとす

る。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年１１月１０日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　金　　丸　　一　　元

乙　埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番１号
株式会社カインズ
代表取締役　　土　　屋　　裕　　雅

様式第１号（第4条関係）

物　資　発　注　書

平成　　年　　月　　日

株式会社　カインズ
代表取締役　　様

南アルプス市長

「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先
担当部署　　課
担 当 者　　担当
電　　話　　－　　－
Ｆ Ａ Ｘ　　－　　－
メ ー ル

様式第２号（第５条関係）

物 資 供 給 報 告 書

平成　　年　　月　　日

南アルプス市長
様

株式会社　カインズ
担当部署　人事部

平成　　年　　月付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品　　目	数　　量	搬入場所	搬入日時・時刻

特記事項

担　　当　　者			
所　属	氏　名	電話・ＦＡＸ	メールアドレス
人事部	藍原崇典	Ｔ：0495－25－1000 Ｆ：0495－25－1001	t-aihara@cainz.co.jo

様式第３号（第９条関係）

連　絡　責　任　者　届

【南アルプス市】

１　連絡責任者

役職・氏名	防災危機管理室長　・　今村繁樹
Ｔ　Ｅ　Ｌ	０５５－２８２－６４９４
携　　帯	０９０－４２０４－８９２６
Ｆ　Ａ　Ｘ	０５５－２８２－１１１２

※勤務時間及び休日

・　勤務時間：８：３０～１７：１５

・　休　　日：土・日曜日、祝祭日

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項　　目	第１連絡先	第2連絡先
役職・氏名	防災危機管理室長 ・今村繁樹	防災危機管理室リーダー ・野田　剛
Ｔ　Ｅ　Ｌ	０５５－２８２－１１１１	０５５－２８２－１１１１
携　　帯	０９０－４２０４－８９２６	０９０－３９１９－８０７７
Ｆ　Ａ　Ｘ	０５５－２８２－１１１２	０５５－２８２－１１１２

【株式会社　カインズ】

１　連絡責任者

役職・氏名	人事部庶務グループ　マネジャー　藍原崇典
Ｔ　Ｅ　Ｌ	０４９５－２５－１０００
携　　帯	０９０－２１６２－８３３３
Ｆ　Ａ　Ｘ	０４９５－２５－１００１

※勤務時間及び休日

・勤務時間：本部　９：５０～１９：１０

・休　　日：日曜日

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項　　目	第１連絡先	第2連絡先
役職・氏名	マネジャー　藍原崇典	お客様相談室長　吉田尚史
Ｔ　Ｅ　Ｌ	0495－88－7100	0495－88－1000
携　　帯	090－2162－8333	090－4925－9160
Ｆ　Ａ　Ｘ	0495－25－1001	0495－88－1001

○災害時における支援協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と、株式会社ヨシカワ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力に関し必要な事項を定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　本協定に定める支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（機材提供要請）

第３条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に機材を調達する必要があると認められるときは、乙の保有する機材の提供を要請することができる。

（機材の範囲）

第４条　甲が乙に要請する機材は、次に掲げるもののうち、乙が保有しているもの又は調達可能なものとする。

（１）別表に掲げる機材

（２）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第５条　甲は、機材の提供を受けようとするときは、乙に対し、機材提供要請書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請した後、速やかに機材提供要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第６条　乙は、第3条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を機材提供実施報告書にて甲に報告するものとする。

（機材の引渡し）

第７条　機材の運搬は、甲が指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引き渡すものとする。ただし、乙が自ら搬送することができない場合は、甲が定める輸送手段により搬送するものとする。

２　甲は、乙が前条の規定により物資を搬送する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が提供した機材の費用及び運送に係る費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第９条　機材の提供に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第１０条　支援協力を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（機材の価格）

第１１条　乙が提供した機材の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（その他の必要な支援）

第１２条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、

支援する内容を決定するものとする。

（有効期間）

第１３条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から１年とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲又は乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第１４条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙二者が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年１１月２７日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
　　南アルプス市長　金　　丸　　一　　元

乙　石川県金沢市北安江３丁目１番３３号
　　株式会社ヨシカワ
　　代表取締役社長　吉　　川　　義　　一

別表（第４条関係）

○ 災害時における提供できる主な機材

協力項目	協力項目詳細
建設重機 資機材 車両	パワーショベル各種　5台 発電機各種　１０台 照明機械・給排水ポンプ各種 エンジンチェンソー・エンジンカッター各５台 ダンプカー・クレーン付きトラック各５台

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

株式会社ヨシカワ
代表取締役社長　　様

南アルプス市長

災害時における機材提供の要請について

災害時における支援協力に関する協定の第３条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第7条の規定により、本要請に関する実施状況を、機材提供実施報告書にて報告願います。

記

１　要請する機材

日　時	機材名	要請数量	搬送先	備　考

２　特記事項

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　　様

株式会社ヨシカワ

機 材 提 供 実 施 報 告 書

災害時における支援協力に関する協定の第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　機材等提供数量

提供機材名	要請数量	提供数量	搬送先	備　考

２　特記事項

○災害時における相互応援に関する協定書

南アルプス市と穴水町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」と言う。）独自では十分に被災者の救援その他応急措置ができない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援活動その他の活動に必要な車両の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ

（６）前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第４条　被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）被害の状況及び要請理由

（２）必要とする資機材の品名及び数量

（３）必要とする職員の職種別人員

（４）応援場所及び応援場所への経路

（５）受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（６）応援を受ける期間

（７）前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときには、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

（指揮）

第５条　応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）職員の派遣に要した経費は、応援自治体が負担する。

（２）救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災自治体の負担とする。

（３）被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災自治体から要請があった場合は、応援自治体は当該経費を一時繰替え支弁する。

（災害保障等）

第７条　応援の業務に従事する職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、応援自治体が負うものとする。

２　応援の業務に従事する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が被災自治体への往復途中に生じたものを除き、被災自治体がその賠償の責めを負うものとする。

（情報交換及び交流）

第８条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

（他の協定等との関係）

第９条　この協定は、両自治体が締結した協定等を排除するものではない。

（協議）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年１２月１３日

山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金　丸　一　元

石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの１７４番地
穴　水　町　長　　石川 宣雄

○災害時における上下水道施設の応急復旧の協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨積水株式会社　（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害等において、上下水道施設等に甚大な被害が生じ又はそのおそれがある場合、応急復旧対策を早急に実施し、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（内　容）

第２条　協力内容は次に掲げるとおりとし、いずれも乙の対応・提供可能な範囲内とする。

（１）応急復旧活動に必要な資材の確保及び供給対応

（２）応急復旧活動中に異常を発見した場合の通報

（３）応急復旧活動に関わる緊急・救援車両等の一時的な駐車場所の提供

（４）市民の帰宅困難時における避難場所としての家屋提供

（５）その他応急復旧活動に必要な事項

２　前項に規定する資材の対象は乙の在庫品とするが、乙は甲の要請に対しその他の上下水道資材の確保にも可能な限り協力するものとする。

（協力の要請）

第３条　甲が乙に応急復旧活動の協力を要請する場合は、協力要請書（第１号様式）により乙に対して、要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日速やかに協力要請書を提出するものとする。

（費用の負担）

第４条　この協定に基づき、乙が行った応急復旧に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が応急復旧に要した費用を請求するものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲から応急復旧活動の要請があった場合、応急復旧活動に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、協力活動報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、応急復旧活動等を円滑に行うため、連絡責任者を定める。

（協定の期間と効力）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。た

だし、有効期間満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、同一の条件を以って更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協　議）

第８条　この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙は協議して解決にあたるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２８年　１月１２日

甲　　南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金丸　一元

乙　　甲府市上条新居町３００番地
山梨積水株式会社
代表取締役社長　　花川　　因

第1号様式（第３条関係）

年　　月　　日

山梨積水株式会社　様

南アルプス市長

応急復旧活動に関する協力要請について

「災害時における上下水道施設の応急復旧の協力に関する協定書」第３条の規定に基づき、下記のとおり応急復旧活動の協力を要請します。

記

開 始 時 期	平成　　年　　月　　日
協 力 内 容	
そ　の　他	

※　連絡先　　部　　課　担当　　電話

第２号様式（第５条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　　様

山梨積水株式会社
代表取締役社長

協力活動報告書

「災害時における上下水道施設の応急復旧の協力に関する協定書」第５条の規定に基づき、協力活動内容を下記のとおり報告します。

記

協　力　活　動 開始可能時期	平成　　年　　月　　日
協力活動内容	
その他必要事項	

※　連絡先　　担当　　電話

○災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市解体工事安全協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南アルプス市内において、災害が発生した場合、障害物の除去等に関し、甲から乙に対し協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第３条　甲が災害発生時に乙に対し、次の各号について、協力を要請することができるものとする。

（１）住居等の建築物の倒壊に伴う人命救助のための障害物の除去、運搬作業

（２）甲が管理する建築物、道路、河川等（以下「公共施設」という。）の機能確保等のため、緊急を要するがれき類等の撤去、運搬作業

（３）その他、甲が必要と認める緊急対応作業

（協力の要請等）

第４条　甲は、前条に掲げる協力を要請するときは、協力要請書（様式第１号）により、協力内容、日時及び場所を指定し、建設機械、運搬車両、労力等（以下「建設機械等」という。）の事項を明らかにして、乙に要請する。ただし、緊急を要する時は、口頭等により要請を行う事ができるものとし、後日速やかに協力要請書を送付するものとする。

２　乙は、甲から要請があった場合は、特別な理由のない限り、速やかに協力活動を実施するものとする。

３　乙は、第１項の要請による協力活動を行うにあたり、甲の職員の指示に従うものとする。

（経費の負担）

第５条　この協定に基づき、乙の行った協力活動に要した費用については甲が負担する。

２　前項の積算単価は、甲が定める設計単価によるものとし、甲と乙が協議の上、速やかに費用を支払うものとする。

（損害補償）

第６条　災害時における活動に際し、乙が被った損害の補償は、乙の加入保険により対応するものとする。

（報告）

第７条　乙は、第４条第１項に基づき出動したときは、出動報告書（様式第２号）により、直ちに責任者、出動時間、建設機械等を甲に対して通知するものとする。又、当該協力活動が終了した場合、速やかに甲に協力活動実施報告書（様式第３号）により報告するものとする。

（情報提供等）
第８条　甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。
２　乙は、災害時における円滑な協力活動が図られるように、乙の会員等に対し、協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
（協定の期間と効力）
第９条　この協定の有効期限は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。
２　有効期間満了の日の１か月前までに甲又は乙いずれからも相手方に対して意思表示がないときは、この協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。
３　この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって１か月前までに相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２８年２月１７日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６
南アルプス市長　金　丸　一　元

乙　山梨県南アルプス市藤田２３５２－４
南アルプス市解体工事
安全協議会会長　深澤 元昭

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

南アルプス市解体工事安全協議会
会　長　　様

南アルプス市長

協　力　要　請　書

「災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書」第４条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

協力内容	
実施日時	平成　　年　　月　　日　　時から
実施場所	
建設機械等	
その他必要な事項	

様式第２号(第７条関係)

年　　月　　日

南 ア ル プ ス 市 長
様

南アルプス市解体工事安全協議会
会　　長

出　動　報　告　書

「災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書」第７条の規定に基づき、出動したことを、下記のとおり報告します。

記

責　任　者	
出 動 日 時	平成　　年　　月　　日　　時
建設機械等	
そ　の　他	

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

南 ア ル プ ス 市 長
様

南アルプス市解体工事安全協議会
会　　長

協 力 活 動 実 施 報 告 書

「災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書」第７条の規定に基づき、出動したことを、下記のとおり報告します。

記

協力実施期間	平成　　年　　日　　時から 平成　　年　　月　　時まで （合計　　日　　時間）
実 施 場 所	
協力活動内容	
そ の 他	

○災害時における応急活動の協力に関する協定書

一般社団法人山梨県トラック協会（以下「甲」という。）と南アルプス市（以下「乙」という。）と設置事業所（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は甲が乙の行う災害時応急活動に対し、協力する事項を定めるものとする。
（協力の内容）
第２条　災害時において甲は丙に備蓄する食料・飲料水等の提供に関して協力を行うものとする。また、乙の指示で倉庫設置場所近隣の住民に提供するものとする。
（要請）
第３条　乙は、災害時において、甲に対して協力が必要なときは、必ず口頭で要請するものとする。
（管理）
第４条　甲及び丙は倉庫内の備蓄物の保守管理をする。倉庫の鍵については甲、丙で保管し、前条に基づき使用できるものとする。
（受入体制）
第５条　乙は、この協定に基づき、甲の備蓄物の提供を受けるときは、甲との間で使用許可及び使用範囲等について確認するものとする。
（費用の負担）
第６条　第２条に基づく協力に関する費用は、無償とする。
（免責）
第７条　甲は乙に対して提供した備蓄物に関して、何らかの事故が起きた場合については、一切の責任は負わないものとする。
（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成２８年３月１１日から平成２９年３月１０日までとする。期間満了の日の３か月前に甲、乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長されたものとし、以後はこの例による。甲、乙はこの協定の有効期間中であっても、協議しこの協定を改定することができる。
（協定の解除）
第９条　甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）
第１０条　この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのな

い事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第１１条　設置場所は別紙にて明記する。

本協定を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年３月１１日

（甲）一般社団法人 山梨県トラック協会
会長　　坂　本　政　彦

（乙）南アルプス市
南アルプス市長　　金　丸　一　元

（丙）設置事業所代表
深澤商事有限会社
代表取締役　　深　澤　　要

別紙（第１１条関係）

会社名　　深澤商事有限会社　本社営業所

住　所　　山梨県南アルプス市在家塚１８１２-３

電　話　　０５５-２８２-５１３９

代表者　　深澤　　要

設置日　　平成２７年１０月１日

○富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書

富士山の噴火及び噴火のおそれ（以下「噴火時」という。）があり、広域避難を要する場合における、富士吉田市から南アルプス市への広域避難に関する事項を次のとおり定め、本覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、噴火時に富士山麓地域の広域にわたって火山被害が見込まれる場合に、災害対策基本法第８６条の８及び第８６条の１０、「富士山火山広域避難計画」（平成２７年３月；富士山火山防災対策協議会）及び「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」(平成１９年１月；山梨県市長会)に基づき、広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（避難の調整等）

第２条　　山梨県は、富士吉田市が噴火時に広域避難の必要がある場合、予め広域避難対象者を把握した上で、南アルプス市における一時集結地、受入避難所(以下「避難所」という。）及び収容可能数の状況を把握し調整を行い、決定事項を富士吉田市、南アルプス市の相互に伝達する。

２　富士吉田市は、第1項の伝達を受け、南アルプス市(災害支援本部等)に職員を派遣する。

３　南アルプス市は、第1項の伝達を受け、一時集結地、避難所の開設準備を行う。また富士吉田市から派遣された職員は避難所開設、避難所運営準備等の業務を行う。

（避難の実施）

第３条　富士吉田市は、前条第３項の開設準備が整い次第、避難対象者に対する避難勧告、避難指示等を発令時に、南アルプス市の一時集結地・避難所を示し、避難対象者は示された施設に避難を開始する。

（避難所の運営主体）

第４条　避難所の運営は、原則として富士吉田市及びその自主防災会、自治会等で行う。なお避難初期において運営体制が整わない場合、南アルプス市が円滑な運営ができるように支援する。

（避難所の開設期間）

第５条　避難所の開設期間は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で定める日数(７日間)を基本とする。ただし災害の状況により開設期間の延長にも対応する必要がある場合、富士吉田市は山梨県及び南アルプス市と協議を行うものとする。

（駐車場の確保）

第６条　避難車両の超過により避難所の駐車区域が不足する場合、山梨県、富士吉田市は、南アルプス市の協力を得て、学校施設のグラウンド、その他の公共施設や民間施設の活用を検討するなど、駐車場の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　避難に要した経費及び避難所の運営経費は、富士吉田市が負担する。
２　富士吉田市が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、南アルプス市は一時繰替支弁するものとする。
（平常時の連携）
第８条　富士吉田市及び南アルプス市は、この覚書に基づいて広域避難が円滑に行われるよう、平素から火山防災に関する情報交換、協働による防災訓練等の相互の連携を平常時より行うように努める。
（その他）
第９条　この覚書の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、富士吉田市及び南アルプス市が協議して定めるものとする。
（効力の発生）
第１０条　この覚書は、締結した日から効力を発生するものとする。

この覚書を証するため、富士吉田市及び南アルプス市が記名・押印のうえ、各１通を保管するものとする。

平成２８年４月６日

山梨県富士吉田市下吉田六丁目１番１号

富士吉田市長　　堀内　茂

（受入市）
山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　金丸　一元

大規模災害時における被災者支援に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、被災者支援のため必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、大規模災害時に被災者の支援を効率的に行う為に、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、大規模災害時に災害対策本部を設置し、かつ、市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士の協力が必要と判断したときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第３条　前条の規定により、甲が乙に要請する行政書士業務は、行政書士法第１条の２及び第１条の３に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

(1) 乙による被災者支援相談窓口の設置。

(2) 罹災証明書の発行等、甲が災害対策として実施する業務につき乙に協力を要請し、乙が要請に応じて行う甲への会員の派遣。

(3) その他甲が必要と認める業務。

（協力要請）

第４条　甲は、第2条による協力要請を行うときは、業務の内容、業務を実施する場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の協力要請を受けたときは、その要請を実施するための体制を速やかに確立し、その状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第５条　乙は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確立できるよう努めるものとする。

２　乙は、第４条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確立するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第６条　第３条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第７条　前条の規定に基づき、乙の会員が行う行政書士業務に関わり、行政書士業務の経費以外に実費が必要となる場合については、その実費は相談者が負担する。

（業務中の災害補償）

第８条　第3条の規定により、甲の要請により乙の会員が業務中に受けた負傷及び死亡した場合の災害補償は、乙の負担とする。

（情報交換及び協議）

第９条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進できるよう平時から情報交換を行うとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（協　議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通

を保有する。

平成２９年２月１３日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６

南アルプス市長

乙　山梨県甲府市丸の内３丁目２７―５

山梨県行政書士会長

（別紙様式）

○○発　第　　号
平成　　年　　月　　日

大規模災害時協力要請書

山梨県行政書士会長　様

南アルプス市長

大規模災害時における被災者支援に関する協定書第２条の協定に基づき、次のとおり協力を要請します。

担当部署名 担当者名等	担当部署名 職名　　氏名 電話　　FAX
要請　日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
業務の内容	
実施　場所	
必要とする 派遣者数 派遣期間	人 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日 実施時間　　時～　　時
備考	

災害時の医療救護に関する協定書

南アルプス市（以下「甲という。」）と中巨摩医師会南アルプス市班（以下「乙」という。）とは、災害が発生した時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、南アルプス市防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、防災計画に基づく活動を行う必要が生じ、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより甲の要請を受けたときは、速やかに、医療救護班を編成し救護所に派遣するものとする。

（医療救護班の任務）

第３条　乙が派遣する医療救護班は、南アルプス市が設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

２　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）　傷病者のトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）

（２）　傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

（３）　後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定

（４）　死亡の確認

（５）　死体の検案

（６）　その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第４条　医療救護班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第５条　乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該の医療救護班が携行するもののほか、甲が必要な措置をとるものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第６条　甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するように努めるものとする。

（医療費）

第７条　医療救護所における医療費は、無料とする。

２　搬送先医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（１）　医療救護班の編成及び派遣に要する経費

（２） 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
（３） 前に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
２　前項の費用弁償の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第９条　甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、南アルプス市総合災害補償規程（平成１７年南アルプス市告示第３２号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（実施細則）

第10条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に　定めるものとする。

（協議）

第11条　この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第12条　この協定の有効期間は、平成29年4月1日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了１箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２９年３月１６日

甲　　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金　丸　一　元

乙　　山梨県南アルプス市在家塚１１８９番地
中巨摩医師会南アルプス市班
代　　表　　斉　藤　和　磨

災害時の歯科医療救護に関する協定書

南アルプス市（以下「甲という。」）と南アルプス市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した時の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、南アルプス市防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第２条　甲は、防災計画に基づく活動を行う必要が生じ、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより甲の要請を受けたときは、速やかに、歯科医療救護班を編成し救護所に派遣するものとする。

（歯科医療救護班の任務）

第３条　乙が派遣する歯科医療救護班は、南アルプス市が設置する救護所等において歯科医療救護活動を行うものとする。

２　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（７）　傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

（８）　後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定

（９）　検死・検案等への協力

（１０）　その他必要な措置

（歯科医療救護班の輸送）

第４条　歯科医療救護班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第５条　乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該の歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が必要な措置をとるものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第６条　甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するように努めるものとする。

（医療費）

第７条　医療救護所における医療費は、無料とする。

２　搬送先医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（４）　歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

（５）　歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（６）　前に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　前項の費用弁償の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第９条　甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療救護班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、南アルプス市総合災害補償規程（平成１７年南アルプス市告示第３２号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（実施細則）

第10条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に　定めるものとする。

（協議）

第11条　この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第12条　この協定の有効期間は、平成29年4月1日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了１箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２９年３月１６日

甲　　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　金　丸　一　元

乙　　山梨県南アルプス市鮎沢１１８２番地

南アルプス市歯科医師会　会長

淡　路　敬　一　郎

災害時の医療救護（薬剤師会）に関する協定書

南アルプス市（以下「甲という。」）と南アルプス市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、南アルプス市防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第２条　甲は、防災計画に基づく活動を行う必要が生じ、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより甲の要請を受けたときは、速やかに、薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

（薬剤師班の任務）

第３条　乙が派遣する薬剤師班は、南アルプス市が設置する救護所及び医薬品等の集積所において医療救護活動を行うものとする。

２　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（１１）傷病者等への調剤及び服薬指導

（１２）救護所及び医薬品集積所等における医薬品の仕分け及び管理

（１３）甲の要請に基づく医薬品の調達

（１４）その他必要な措置

（薬剤師班の輸送）

第４条　薬剤師班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第５条　医療救護活動に必要な医薬品等は、薬剤師班が携行するもののほか、甲が必要な措置をとるものとする。

（調剤費）

第６条　医療救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償）

第７条　甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（７）　薬剤師班の編成及び派遣に要する経費

（８）　薬剤師班が携行したものを含め、乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

（９）　前に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費

２　前項の費用弁償の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した薬剤師班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、南アルプス市総合災害補償規程（平成１７年南アルプス市告示第３２号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（実施細則）

第９条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に　定めるものとする。

（協議）

第10条　この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第11条　この協定の有効期間は、平成29年4月1日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了１箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２９年３月１６日

甲　　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　金　丸　一　元

乙　　山梨県南アルプス市下宮地４６７番地５

南アルプス市薬剤師会　会長

清　水　正　純

災害発生時における南アルプス市と南アルプス市内郵便局の協力に関する協定

山梨県南アルプス市(以下「甲」という。)と南アルプス市内郵便局(以下「乙」という。)は、南アルプス市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第　２２３号)第２条第１号に定める被害をいう。

(協力要請)

第２条　甲及び乙は、南アルプス市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものと し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　南アルプス市 総務部 総務部長

乙　日本郵便株式会社　南アルプス郵便局長

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、２０１７年3月１７日から２０１７年3月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

２０１７年　3月　１７日

甲　住所　南アルプス市小笠原３７６番地

代表　南アルプス市長　　金　丸　一　元　　印

乙　住所　南アルプス市内郵便局

代表　日本郵便株式会社　南アルプス郵便局長

西　山　義　彦　　印

災害時における生活物資等の支援協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社アダストサービス（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における生活物資等の支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行なう生活物資等の支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（支援協力の要請）

第２条　甲は、災害時において、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する生活物資等の供給を要請できるものとする。

（支援協力の実施）

第３条　乙は、甲から前２条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について　速やかに対応する。

（生活物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する生活物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条　甲が前条に掲げる生活物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申し出を行ない、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第6条　第２条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第7条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。

（費用の負担）

第8条　乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときには、その内容を確認し、速やかに代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第9条　物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（情報交換及び提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行ない、災害発生時に備えるものとする。

２　甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理室長、乙においては本社営業部長とする。

（協定の期間と効力）

第12条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第13条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年　７月　５日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金　丸　一　元

乙　山梨県中巨摩郡昭和町築地新居１８８５番地３
株式会社　アダストサービス
代表取締役　　小　田　切　兼　一

別表（第4条関係）

■　災害時における緊急対応可能な生活物資

品　目	品　名
飲料水	自動販売機内飲料（災害ベンダー） 南アルプスの雫（１２ℓ）（手押しポンプ付） 南アルプスミネラル天然水（１２ℓ）（手押しポンプ付） 南アルプス天然水（１２ℓ）（要ボトル回収）
衛生消耗品	紙おしぼり、タオル、おしぼりウェス

様式第１号（第5条関係）

年　　月　　日

株式会社　アダストサービス
代表取締役　　様

南アルプス市長

災害時における物資出荷の要請について

災害時における支援協力に関する協定書の第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定書第６条により、本要請に対する実施状況を、物資供給実施状況報告書にて報告願います。

記

１　要請する物資

日時	要請物資名	要請数量	搬送先	備考
月　日				

２　特記事項

様式第２号（第6条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　　様

株式会社　アダストサービス
代表取締役

物 資 供 給 実 施 状 況 報 告 書

災害時における支援協力に関する協定書　第6条の規定に基づき、下記のとおり報告致します。

記

1　物資等供給数量

供給物資名	要請数量	供給数量	搬送先	備考

2　特記事項

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南アルプス市内において、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲からの要請に基づき乙が行うレンタル機材の提供について必要な事項を定めることにより、市民の安全の確保に資することを目的とする。

（内容）

第２条　甲は、災害時において、乙に対し乙の保有するレンタル機材の提供を要請することができ、乙は、この要請に対し、乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は乙に対し、前条の要請を行う場合、レンタル機材要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（機材等の運搬、引渡し）

第５条　甲の要請により乙が提供するレンタル機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、レンタル機材を確認のうえ引き取るものとする。また、引渡し場所までのレンタル機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬ができない場合は、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

（経費の負担）

第６条　乙が提供したレンタル機材に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を標準とし、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲及び乙は賃貸借契約を交わすものとする。

（代金の支払）

第７条　甲及び乙は、甲がレンタル機材の提供を受けた後、支払いの時期を甲乙協議のうえ決定する。

２　前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は、乙からの請求書を受理した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（報告）

第８条　本協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（協議）

第９条　本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は、締結の日から平成３０年３月３１日までとする。

ただし、この期間満了の１箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年１２月２１日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金　丸　一　元

乙　東京都中央区日本橋３－１２－２
朝日ビルヂング７階
株式会社アクティオ
代表取締役社長　　小　沼　直　人

様式第１号（第３条関係）

南 ア 防 第　　－　　号

平成　　年　　月　　日

株式会社　アクティオ　様

南アルプス市長

レンタル機材要請書

「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」に基づき、次のとおりレンタル機材の供給について、要請します。

引 渡 し 又は 納入品目 数　　量	レンタル機材	品　目　名	数　　量
引 渡 し 又は 納入日時	引渡し ・ 納　入	平成　　年　　月　　日　　時	
引 渡 し 又は 納入場所	引渡し ・ 納　入		
そ の 他			

※連絡先　南アルプス市役所 総務部 防災危機管理室 防災担当

TEL　055－282－6494

FAX　055－282－1112

災害時連絡先確認票

名称	株式会社アクティオ 南アルプス営業所
所在地	山梨県南アルプス市東南湖９５５－１
電話（代）	０５５－２８３－５４２０
FAX	０５５－２８２－８０４１
時間内連絡先	
担当営業所 担当者名 電話	南アルプス営業所 望月（もちづき）フロント ０５５－２８３－５４２０
時間外・休日等連絡先	
担当営業所 担当者名 電話	南アルプス営業所 第一連絡先　仲沢（なかざわ）営業主査　080-6082-5421 第二連絡先　切金（きりがね）所長　090-4820-2127
その他連絡事項	

平成　　年　　月　　日

株 式 会 社　　ア ク テ ィ オ　様

南アルプス市長　　金　丸　一　元

（公 印 省 略）

責　任　者　連　絡　票

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書の規定に基づき、次のとおり連絡責任者を報告いたします。

所属課（室）名	総務部防災危機管理室
担　　当　　名	防災危機管理室長
職　・氏　名	石川　　利夫
電　話　番　号	０５５－２８２－６４９４
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０５５－２８２－１１１２
メールアドレス	ishikawa1040@city.minami-alps.lg.jp
備　　考	

大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

南アルプス市(以下「甲」という。)と山梨県弁護士会(以下「乙」という。)とは、南アルプス市内で地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、市民（市内に避難してきた被災者を含む。以下、同じ）に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協議)

第１条　甲は、大規模災害時において、緊急に法律相談を行う必要が生じたときは、乙と協議の上、法律相談会を開催するものとする。

２　諸般の事情から乙において緊急に法律相談を行う必要が生じたと認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときも、前項の例による。

(相談担当者の連絡)

第２条　乙は、前条記載の協議の結果、法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。ただし、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。

２　法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし、乙は、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合には、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

３　大規模災害時に他の市町村においても被害が発生している場合には、乙は、その被害の状況、山梨県または他の市町村からの法律相談実施の要請の状況、乙の会員の被災状況等から法律相談担当者の体制を決定するものとし、甲は、乙の判断を尊重するものとする。

(相談場所の確保及び広報)

第３条　甲は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。

(報告)

第４条　乙は、実施した法律相談の件数、対象者、相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(経費)

第５条　甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務は、市民に対して無償で提供することを相互に確認する。

２　甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

（平時における準備）

第６条　甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や体制整備等に努めるものとする。

（協議解決）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方またはいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、さらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各１通を保有する。

平成３０年４月１６日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金　丸　一　元

乙　山梨県甲府市中央一丁目８番７号
山梨県弁護士会会長　甲　光　俊　一

○災害時における葬祭資機材の供給等総合的支援に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社ジットセレモニーと南アルプス市農業協同組合との相互（共働）連携チーム（以下「乙」という。）とは、南アルプス市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第２号に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に伴う、火葬資機材等の供給及び遺体の安置等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　南アルプス市における災害発生に際し、甲が乙の協力を得て災害時の市民生活の早期安定を図るために、火葬資機材等の供給等及び遺体の安置等に関する事項について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、協定内容に従って可能な範囲で、南アルプス市内に乙の所有する施設のうち、㈱ジットセレモニーの白根ホール・若草ホール・三郡ホール（以下「白根セレモニーホール」「若草セレモニーホール」「三郡セレモニーホール」という。）と南アルプス市農業協同組合のすずらんホール甲西・すずらんホール桃園（以下「甲西セレモニーホール」「桃園セレモニーホール」という。）において、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

(1) 葬祭に係る火葬資機材及び物資（棺・葬祭用品・ドライアイス・防腐剤・骨壺・骨箱・その他必要な用品）の対応。

(2) 乙の所有する上記５セレモニーホール内施設の開放及び備品や備蓄品の提供（ラジオ・電池・ティッシュ・ミネラルウォーター・プラスチック製バケツなど）。

(3) 遺体安置施設の提供、遺体搬送など。

(4) その他前号に係る役務の提供。

なお、標記第２項セレモニーホール内施設の開放及び第３項遺体安置施設の提供、遺体搬送などについては、その都度協議するものとする。

（要請手続）

第４条　甲は、第３条の規定による要請を行うときは、原則として文書によるものとし、甲から乙への要請は様式第１号により、行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第５条　乙は、甲から前条の規定により協議した内容などの要請を受けたときは、要請された業務を実施するものとする。

２　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲に様式第２号によ

り通知するものとする。

（実施報告）

第６条　乙は、甲から第４条の規定による要請により第３条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲に様式第３号により報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が第３条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発直前にお

２　前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発直前における適正価格を基準に甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の支払い）

第８条　乙が、第３条に規定する業務に要した費用については、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は前条の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第９条　乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（責任者の設置）

第１０条　甲、乙は、この協定を締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。甲より要請を受ける乙の連絡責任者の主責任者を株式会社ジットセレモニー、副責任者を南アルプス市農業協同組合とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協議締結の日から起算して５年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協議解除の申し入れがない限り、有効期間満了日の翌日から起算して１年間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を３通作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各自保有する。

平成３０年１１月２６日

甲　山梨県南アルプス市小笠原　３７６番地

南アルプス市長　　金　丸　　一　元

乙　山梨県甲府市高畑二丁目１９番２号
株式会社　ジットセレモニー

代表取締役　　石　坂　　正　人

山梨県南アルプス市小笠原４５５番地
南アルプス市農業協同組合

代表理事組合長　　小　池　　通　義

様式第１号（第４条関係：南アルプス市から（株）ジットセレモニー／南アルプス市農業協同組合相互（共働）連携チームへの要請）

南ア防第　　－　　号
平成　　年　　月　　日

（株）ジットセレモニー／南アルプス市農業協同組合
相互（共働）連携チーム　殿

南アルプス市長

災害時における葬祭資機材の供給等総合的支援協力要請書

このことについて、葬祭資機材の供給等総合的支援に関する協定第４条の規定により、次のとおり業務の実施を要請します。

南アルプス市　担当者
所　　属：　　部　　課　　係

職・氏名：

連 絡 先：　TEL　　FAX
　　：　E-mail

口頭による要請日時

平成　　年　　月　　日

要請理由

要請内容（品名　規格　数量　役務等）

履行方法及び履行場所

履行期日又は期間

様式第２号（第５条第２項関係：(株）ジットセレモニー／南アルプス市農業協同組合相互（共働）連携チームから南アルプス市への通知）

平成　　年　　月　　日

南アルプス市長　　殿

（株）ジットセレモニー／南アルプス市農業協同組合
相互（共働）連携チーム

災害時における葬祭資機材の供給等総合的支援協力の応諾の可否

平成　　年　　月　　日付、南ア防第　　号において要請のあったこのことについては、次のとおり実施　　可能　・　不可能　　です。

（株）ジットセレモニー担当者
所　　属：　　部　　課　　係
職・氏名：
連 絡 先：TEL　　FAX
：E-mail

南アルプス市農業協同組合担当者
所　　属：　　部　　課　　係
職・氏名：
連 絡 先：TEL　　FAX
：E-mail

実施条件又は実施不可能の理由

要請理由

要請内容（品名　規格　数量　役務等）

履行方法及び履行場所

履行期日又は期間

様式第３号（第６条項関係：(株）ジットセレモニー／南アルプス市農業協同組合 相互（共働）連携チームから南アルプス市への報告）

平成　　年　　月　　日

南アルプス市長　　殿

（株）ジットセレモニー／南アルプス市農業協同組合
相互（共働）連携チーム

災害時における葬祭資機材の供給等総合的支援協力に対する実施状況について

平成　　年　　月　　日付、南ア防第　　号において要請のあったこのことについては、次のとおり実施しましたので報告します。

（株）ジットセレモニー担当者
所　　属：　　部　　課　　係
職・氏名：
連 絡 先：TEL　　FAX
：E-mail

南アルプス市農業協同組合担当者
所　　属：　　部　　課　　係
職・氏名：
連 絡 先：TEL　　FAX
：E-mail

実施条件

要請理由

要請内容（品名　規格　数量　役務等）

履行方法及び履行場所

履行期日又は期間

実施確認者（要請側記入欄）
所　　属：　　部　　課　　係
職・氏名：
連 絡 先：TEL　　FAX
：E-mail

様式４（第１０条関係）

連 絡 担 当 者 一 覧 表

	甲	乙	
名　称	南アルプス市	株式会社 ジットセレモニー	南アルプス市 農業協同組合
住　所	南アルプス市小笠原 ３７６番地	甲府市高畑 二丁目１９番２号	南アルプス市小笠原 ４５５番地
担当者	防災危機管理 防災担当課長	専務取締役　木本正彦	企画管理部 企画管理部長
連絡先	055-282-1111（代） 055-282-6494（直）	フリーダイヤル： 0120-20-5222 055-221-8100(代) 080-3311-6964（専務携帯）	本所企画管理課 055-283-7111（代） すずらんホール 055-283-7146（代）

○災害時における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社サンポー及び株式会社ハヤテ・コンサルタントとの共働連携チーム（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機（以下「機体」という。）に関する必要な操縦技術等を有する民間業者との連携により、災害現場の映像や画像などを撮影し、南アルプス市に速やかに伝送することによって、災害状況を迅速に把握することを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙が甲に協力する内容は、以下のとおりとする。

（１）災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。

（２）その他、必要と認められる事項。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請するものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

２　前項の甲の協力要請は、機体の空撮調査要請書（様式１）によりおこなうものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条に基づく協力要請を受けた場合には、気象条件その他明らかに飛行不能が認められる場合を除き、直ちに協力するものとする。

なお、乙の機体による協力は、原則として日出から日没までとする。

（協力体制）

第５条　災害等により、甲から協力要請を受けた場合には、乙は甲に連絡体制、人員の確保の状況、機体の状況、天候等を含め、実施の可否を速やかに報告するものとする。

（報告）

第６条　乙は、本協定に基づく協力活動（以下「活動」という。）が完了した時は、直ちにその旨を電話、又はメール等にて甲に報告するものとする。

２　乙は、活動の完了後、開始時刻・終了時刻及び人員体制・使用した資機材等の内訳について、協力活動完了報告書（様式２）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が行なった活動に要した費用については、甲が負担するものとする。
２　乙は、活動完了後、当該活動に要した費用の見積書を甲に提出するものとする。
３　甲は、前項の規定による見積書の提出を受けた時は、内容を精査し、その費用を支払うものとする。

（損害の負担）
第８条　活動の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。
２　活動の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした時、又は機体等に損害が生じた時は、乙はその事実を直ちに甲へ電話、又はメール等にて報告するとともに、遅滞なくその状況を書面により報告し、その措置について甲乙協議して対応するものとする。

（保有機体に関する情報の共有）
第９条　乙は、機体の数量等を把握し、甲へ書面にて毎年度初めに報告するものとする。

（飛行管理）
第１０条　乙は、機体の飛行に必要な手続き及び飛行管理について、一切の責任を負うものとする。

（連絡責任者）
第１１条　甲、乙は、この協定を締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡責任　者をそれぞれ設置し、互いに連絡責任者一覧表（様式３）にて報告するものとする。
　なお、甲より要請を受ける乙の連絡責任者のうち、主責任者を株式会社サンポー、副責任者を株式会社ハヤテ・コンサルタントとする。

（安全の確保）
第１２条　乙は、活動に当たっては、労働基準法など関係法令を遵守し、技術者の安全確保に努めなければならないものとする。

（緊急通行車両等事前届出）
第１３条　本協定締結後、乙は本協定に基づき、甲に対して乙が保有している緊急通行車両として登録可能な車両を事前に甲に届け出をするものとする。

（身分証明書の発行）
第１４条　活動を行なう場合は、乙は、甲が発行する「身分証明書」を携行するものとする。

（協議事項）
第１５条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、この協定の有効期間満了日の１か月前までに、甲、乙のいずれからも、書面による解約の申出がない限り、本協定は同一条件でさらに１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の証として、本書３通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３１年　3月　２７日

甲　　南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　金 丸　一 元

乙　　甲斐市竜王新町２２７７番地１５
株式会社　サンポー

代表取締役社長　中　沢　　賢

甲斐市篠原１４３６番地１
株式会社　ハヤテ・コンサルタント

代表取締役社長　石 井　敬 康

様式１（第３条関係：機体の空撮調査要請書）

南ア防第　　－　　号
年　　月　　日

（株）サンポー／
（株）ハヤテ・コンサルタント共働連携チーム　殿

南アルプス市長

災害時等における機体の空撮調査要請書

このことについて、災害時の応急対策活動（撮影等）の協力に関する協定書第３条の規定により、次のとおり協力を要請します。

活動場所	南アルプス市			
活動開始日時	年　　月　　日　　時　　分　～			
南アルプス市 連絡担当者	部	課	氏名	
	TEL		FAX	
	Ｅメール	@		
口頭による 要請日時	年　　月　　日　　時　　分			
要請内容				

様式２（第６条項関係：活動完了報告）

年　　月　　日

南アルプス市長　　殿

（株）サンポー／
（株）ハヤテ・コンサルタント共働連携チーム

協力活動完了報告書

南ア防第　　号（　　年　月　日）において要請のあった協力活動ついては、次のとおり完了しましたので報告します。

活動場所	南アルプス市
活動開始日時 活動終了日時	年　　月　　日　　時　　分　～ 年　　月　　日　　時　　分 合計　　時間　　分
活動に従事した人数	（株）サンポー
	（株）ハヤテ・コンサルタント
使用した資機材の内訳	（株）サンポー
	（株）ハヤテ・コンサルタント

様式３（第１１条関係：連絡責任者）

連 絡 責 任 者 一 覧 表

		甲	乙	
名　称		南アルプス市	株式会社 サンポー	株式会社 ハヤテ・ コンサルタント
住　所		南アルプス市　　小笠原 ３７６番地	甲斐市竜王新町 ２２７７番地１５	甲斐市篠原 １４３６番地１
担当者		防災危機管理課 課　長	取締役技術総括 横内　昌久	設計部部長 梶原　誠
連絡先	平日昼	(代表) 055-282-1111 (直通) 055-282-6494	055-230-6300	055-279-7750
	夜間・休日	(代表) 055-282-1111 (携帯) 090-8777-2415		

○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)　「住宅地図」とは、南アルプス市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)　「広域図」とは、南アルプス市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)　「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。

(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）
第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
(1)　災害対策本部設置期間中の閲覧
(2)　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）
第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

令和元年５月１５日

甲）山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長
金　丸　　一　元

乙）東京都千代田区西神田１－１－１
株式会社ゼンリン　東京第一支社
東　学

○災害時における応急対策業務に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市建設安全協議会（以下「乙」という。）とは、南アルプス市地域防災計画に基づき、地震、風水害、雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生、またはその恐れがある場合において、応急対策業務の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲の管理する道路、河川等の施設（以下（公共土木施設）という。）に、被害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て公共土木施設等の機能を確保及び回復を図ることを目的とする応急対策業務の実施に関し、必要な事項を定める。

（協力要請手続）

第２条　甲は、前条の目的のため、乙に対し協力を要請する場合は、業務内容、日時及び場所を指定するとともに、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の事項を明らかにし、応急対策業務要請書（様式第１号）により要請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は電話等の通信手段又は口頭により応急対策業務を要請することができる。この場合において甲は、事後遅滞なく応急対策業務要請書を送付するものとする。

（応急対策業務協力者）

第３条　乙は、本協議会内の連絡体系図及び乙の構成する会員のうち、本協定に賛同できる応急対策業務協力者（以下（「協力者」という。）を取りまとめた名簿を協定締結後、速やかに様式第２号により、甲に提出するものとする。その際、応急対策業務を円滑に実施するため、各地区の担当区域をあらかじめ定めておくものとする。

２　乙は、前項の名簿等を毎年５月１日までに甲に提出するものとする。

（実施報告）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、ただちに応急対策業務の協力体制を確立し、甲に対し速やかに業務に従事する旨を報告する。

２　乙は、応急対策業務が終了したときは、当該業務に従事した協力者及び資機材等の状況を把握し、速やかに応急対策業務実施報告書（様式第３号）を甲に提出するものとする。その際、極力、実施内容が判断できる記録写真等を添付するものとする。

（経費の負担）

第５条　この協定に基づく応急対策業務に要した費用については、甲が負担する。

２　前項の積算単価は、甲が定める基準により積算した額に基づき内容を精査し、甲乙そ

の都度協議して決定するものとする。

（災害補償）

第６条　第２条の規定により応急対策業務に従事した協力者が、その者の責に帰することができることができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害対策基本法第８４条第１項の規定による南アルプス市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成１５年条例第２２６号）の例により、甲が災害補償を行うものとする。

（協定の効力）

第７条　この協定の有効期限は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の３箇月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がない場合、本協定は更に１年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　元　年　６月　６日

甲　　南アルプス市小笠原３７６
南アルプス市長　　金丸　一元

乙　　南アルプス市戸田２８４
南アルプス市建設安全協議会長　　岩間　　力

○災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と小林建設株式会社、湯澤工業株式会社及び株式会社岩間建設との共働連携チーム（以下「乙」という。）とは、災害時における無人航空機を活用した支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、甲の区域内における災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動）

第２条　乙が甲に支援する活動は、次のとおりとする。

（１）　無人航空機（ドローン）による被災状況の調査

（２）　無人航空機（ドローン）により撮影した情報の甲への提供

（３）　取得した情報を基にした被災状況反映地図の作成

（４）　前各号に定めるもののほか、必要と認められる事項

（支援要請）

第３条　甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請するものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

２　前項の甲の協力要請は、無人航空機の空撮調査要請書（様式１）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条に基づく支援要請を受けた場合には、気象条件その他明らかに飛行不能が認められる場合を除き、直ちに支援するものとする。

なお、乙の無人航空機による支援は、原則として、日出から日没までとする。

（支援体制）

第５条　災害時等により、甲から支援要請を受けた場合には、乙は甲に連絡体制、人員の確保の状況、機体の状況、天候等を含め、実施の可否を速やかに報告するものとする。

（報告）

第６条　乙は、本協定に基づく支援活動（以下「活動」という。）が完了したときは、直ちにその旨を電話、又はメールにて甲に報告するものとする。

２　乙は、活動の完了後、開始時刻・修了時刻及び人員体制・使用した資機材等の内訳について、支援活動完了報告書（様式２）により速やかに甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲及び乙は、この協定締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡責任者をそれぞれ設置し、互いに連絡責任者一覧表（様式３）にて報告するものとする。

なお、甲より要請を受ける乙の連絡責任者のうち、主責任者を小林建設株式会社、副責任者を湯澤工業株式会社及び株式会社岩間建設とする。

（経費の負担）
第８条　第２条に規定する乙の活動に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として乙の負担とする。

（災害補償等）
第９条　本協定に基づき実施した活動により、乙の活動に関与した者及び第三者に生じた災害補償については、乙の責任においてその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結に日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲、乙のいずれからも解約の意思表示がない場合は、更に１年間更新されたものとし、それ以降においても同様とする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を４通作成し、甲乙署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和元年１０月３日

甲　　南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長
金丸　一元

乙　　南アルプス市有野２７２４番地
小林建設(株)代表取締役
小林　正紀

南アルプス市六科１１８６番地
湯澤工業(株)代表取締役
湯沢　　基

南アルプス市戸田２８４番地
(株)岩間建設代表取締役
岩間　　力

様式１（第３条関係：無人航空機の空撮調査要請書）

南ア防第　　－　　号
年　　月　　日

小林建設株式会社／湯澤工業株式会社／
株式会社岩間建設との共同連携チーム　殿

南アルプス市長

災害時等における無人航空機の空撮調査要請書

このことについて、災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書の協力に関する協定書第３条の規定により、次のとおり支援を要請します。

<table>
<tr><td>活　動　場　所</td><td colspan="5">南アルプス市</td></tr>
<tr><td>活動開始日時</td><td colspan="5">年　　月　　日（　　）　　時　　分　～</td></tr>
<tr><td rowspan="3">南アルプス市
連絡担当者</td><td>部</td><td>課</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>TEL</td><td colspan="2"></td><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｅメール</td><td colspan="3">@</td></tr>
<tr><td>口頭による
要請日時</td><td colspan="5">年　　月　　日（　　）　　時　　分</td></tr>
<tr><td>要　請　内　容</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

様式２（第６条項関係：活動完了報告）

年　　月　　日

南アルプス市長　　殿

小林建設株式会社／湯澤工業株式会社／
株式会社岩間建設との共働連携チーム

支援活動完了報告書

南ア防第　　号（　　年　月　日）において要請のあった支援活動ついては、次のとおり完了しましたので報告します。

活　動　場　所	南アルプス市
活動開始日時 活動終了日時	年　　月　　日　　時　　分　～ 年　　月　　日　　時　　分 合計　　時間　　分
活動に従事した人数	小林建設株式会社
	湯澤工業株式会社
	株式会社岩間建設
使用した資機材の内訳	小林建設株式会社
	湯澤工業株式会社
	株式会社岩間建設

様式３（第７条関係：連絡責任者）

連 絡 責 任 者 一 覧 表

		甲	乙		
名　称		南アルプス市	小林建設 株式会社	湯澤工業 株式会社	株式会社 岩間建設
住　所		南アルプス市小笠原 ３７６番地	南アルプス市有野２７２４番地	南アルプス市六科１１８６番地	南アルプス市戸田２８４番地
担当者		道路整備課 課　長	小林正紀	湯沢　信	岩間　力
連絡先	平日昼	（代表） 055-282-1111 （直通） 055-282-6368	055-285-0051	055-285-0041	055-282-1418
	夜間・休日	（代表） 055-282-1111 （携帯） 090-7264-8710	090-7827-1356	090-7406-8626	090-3244-6865

防犯及び防災における協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市を愛する友の会（以下「乙」という。）とは、南アルプス市内の防犯及び防災のため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、平時・災害時を問わず、南アルプス市民の安全と生活の安定確保のための協力活動、及び南アルプス市内で大規模な災害が発生又は発生する恐れがある場合における協力活動に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第２条　甲は、次の各号に掲げる事項について、必要に応じ、乙に協力を要請することができる。

（１）防犯・防災活動

ア　防犯

（ア）積極的な声掛けにより安否の確認及び特殊詐欺、押し売り等の防止

（イ）不審者情報等の発信

（ウ）スクールゾーン等の見守り及び危険個所等の通報

（エ）街灯の故障及び暗く危険な場所等の通報

（オ）不法投棄発見時の通報

（カ）道路やガードレールの破損等発見時の通報

イ　防災

（ア）乙の保有車両を使用し、物資の運搬及び高齢者等の避難支援

（イ）停電時、乙の自宅及び事業所等のソーラー発電を使用した充電支援

（ウ）炊き出し等の援助活動

（エ）必要に応じて道路の被害状況等に関する情報提供及び乙の各社が管理する施設において、休憩所、トイレ、飲料水その他の提供

（オ）人命救助支援

（２）その他前各号に定めのない事項で、協力できる事項

２　甲が乙に前イ項　防災に関する要請を行う場合は、協力要請書（別記様式）により、日時、場所、内容等を明らかにして、要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による協力要請を受けたときは、その重要性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、乙が負担するものとする。

２　前項の規定により難い場合は、別途、甲乙協議の上、決定するものとする。

（訓練への参加）

第５条　乙は、甲が行う防災訓練等に積極的に参加し、常に意思の疎通を図るものとする。

（情報連絡体制の整備）
第６条　甲及び乙は、円滑な情報の連絡体制を図るため、その方策について協議するものとする。

（連絡責任者）
第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　南アルプス市　総務部　防災危機管理課長
乙　株式会社サンミルク諏訪　代表取締役

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議し決定する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、同一の条件を以って更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

令和元年１０月１５日

甲　南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　金丸　一元

乙　南アルプス市小笠原１１７２番地
南アルプス市を愛する友の会
代表　諏訪　修啓

災害時における支援協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市農業協同組合と南アルプス市商工会との相互（共働）連携チーム（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、南アルプス市内において、地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に支援協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請）

第２条　甲は、災害時等における応急処置のため、緊急に支援協力の必要があると認めるときは、乙に対し支援を要請できるものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から第２条の支援要請を受けたときは、速やかに対応するものとする。

（協力の内容）

第４条　甲が乙に要請する支援協力の内容は、次の各号に掲げるもの及び別表に示すもののうち、乙が協力可能な事項とする。

（１）現に保有又は製造可能な範囲内の救援物資の提供

（２）救援物資及び防災資機材等の集積・配送に関わる施設、資機材及び人員の支援

（３）帰宅困難者に対する避難場所としての施設支援

（４）道路・家屋等の被害を発見した場合の情報提供

（５）その他、前各号に掲げるもののほか、甲が支援協力を必要とする事項

（要請の方法）

第５条　甲は、第２条に規定する要請を行うときは、支援協力要請書（様式第１号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で申し出を行い、事後に支援協力要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第６条　第２条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置を取るとともに、第４条（１）の場合の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとする。ただし、乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で対策を講ずるものとする。

（報告）

第７条　乙は、本協定に基づく支援協力が完了した時は、支援協力完了報告書（様式第２号）により速やかに甲に報告するものとする

（費用の負担）

第８条　支援協力のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）乙が提供した救援物資の対価・物資の運搬に要した費用は、甲の負担とし、救援物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（２）人員の支援業務に要した経費は、乙が負担する。

（災害補償等）

第９条　支援業務に従事する人員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、甲が負うものとする。

２　支援業務に従事する人員が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、甲がその

賠償の責めを負うものとする。

（連絡責任者）

第１０条　この協定に関する甲、乙の連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理課長、乙においては、主責任者を南アルプス市農業協同組合企画管理部長、副責任者を、南アルプス市商工会事務局長とする。

（情報交換）

第１１条　甲、乙は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる事項について、毎年４月１日現在の状況に関して情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

（１）乙は甲に別表（第４条関係）の記載内容について報告

（２）甲、乙それぞれの連絡責任者を連絡責任者一覧表により相互に報告

（協定の有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して５年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了日の翌日から起算して１年間は延長され、その後も同様とする。

（県協定との調整）

第１３条　乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を３通作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各自１通を
保有する。

令和２年８月２４日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　金　丸　　一　元

乙　山梨県南アルプス市小笠原４５５番地
南アルプス市農業協同組合
代表理事組合長　　中　澤　　豊　一

山梨県南アルプス市寺部９７１番地
南アルプス市商工会
会長　　新　津　　正　彦

（第４条関係：協力の内容）

支援協力が可能な事項

	ＪＡ南アルプス市	南アルプス市商工会
現に保有又は製造可能な範囲内の救援物資	○各支所（１６拠点） ・飯野支所、在家塚支所、源支所、百田支所、西野支所、八田支所、三恵支所、鏡中条支所、豊支所、小笠原支所、野之瀬支所、櫛形支所、五明支所、落合支所、大井支所、南湖支所 発電機(各１台) ＬＥＤ投光器（各１台） ＡＥＤ(各１台) ○各ガソリンスタンド（８拠点） ・源スタンド、アグリガーデン北部店スタンド、田之岡ＳＳ、西野スタンド、藤田スタンド、曲輪田スタンド、野之瀬スタンド、落合スタンド ガソリン、軽油、灯油等 ※停電時は対応不可 ○購買店舗（４拠点） ・アグリガーデン北部店、アグリガーデン南部店、曲輪田購買、落合購買 プロパンガス、ガスコンロ ※在庫状況に応じて対応 ○Ａコープ白根店・甲西店 米　100ｋｇ ※他は在庫状況に応じて対応	○南アルプス市工業団地連絡協議会 ・(株）内藤電誠町田製作所 水、カンパン等　少量 ・山梨信用金庫小笠原支店 希望に応じて対応できる物資 ・日世（株）南アルプス工場 カンファ水の提供（約1トン） ・富士電機（株）山梨工場 １Dayキット２０名分 １Dayキット内容（保存水３本、バランスクッキー、ウェットタオル、アルミブランケット、簡易トイレ１回分、巾着） ○山梨県板金工業組合西部支部 ・河西板金工業 発電機 ○山梨県瓦工業連合会 ・峡西支部（代表：小野賢吾） ブルーシート（3600×5400）７２０枚 土のう袋　１２００枚
救援物資及び防災資機材等の集積・配送に関し、支援可能な施設、資機材及び人員	○共選所施設（10拠点） ・飯野共選所、源共選所、百田共選所、西野共選所、八田共選所、三恵共選所、豊共選所、大井共選所、落合共選所、南湖共選所 （フォークリフト各1台） ※時期・施設使用状況等により支援可能な施設が変動 ○車両 ・Ａコープ白根店 軽冷蔵車　１台 ・Ａコープ甲西店 ２ｔ箱車　１台 ・育苗センター ユニック付セルフローダー車 （最大積載2.７ｔ）　１台	○南アルプス市工業団地連絡協議会 ・(株）内藤電誠町田製作所 駐車場等 ・田代電化工業 駐車場及びテニスコート(屋根なし) フォークリフト１台 ・三栄精工（株） 掘削工業員３０人程度 ○山梨県板金工業組合西部支部 ・(株）松田 敷地及び倉庫、フォークリフト、倉庫内クレーン ○山梨県瓦工業連合会 ・峡西支部（代表：小野賢吾） 高所作業車１台、フォークリフト、２トン及び３トン車１０台

帰宅困難者に対する避難場所の施設支援	・在家塚支所 ２階ホール（７０名収容） ・百田ふれあいセンター 会議室（３０名収容）	○南アルプス市工業団地連絡協議会 ・山下電気（株）山梨工場 食堂２０～３０名収容 ・（株）内藤電誠町田製作所 別棟の食堂等 ・山梨信用金庫小笠原支店 ２階会議室２０～３０名弱 ・トヨタホーム（株） 山梨事業所研修ｾﾝﾀｰ約３０名収容 ・富士電機（株）山梨工場 工場内建屋管理棟５０名収容

様式第1号（第２条関係：支援協力の要請）

南ア防第　　－　　号
令和　　年　　月　日

南アルプス市農業協同組合／南アルプス市商工会
相互（共働）連携チーム　殿

南アルプス市長

災害時における支援協力要請書

このことについて、災害時における支援協力に関する協定書第２条の規定により、次のとおり支援協力を要請します。

<table>
<tr><td>支援協力の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>活動開始日時</td><td colspan="4">令和　　年　　月　　日　　時　　分　～</td></tr>
<tr><td rowspan="3">南アルプス市
連絡担当者</td><td>部</td><td>課</td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>ＴＥＬ</td><td></td><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｅメール</td><td colspan="3">@</td></tr>
<tr><td>口頭による要請日時</td><td colspan="4">令和　　年　　月　　日　　時　　分　～</td></tr>
<tr><td>内容の内訳</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第２号（第7条関係：支援協力完了報告）

令和　　年　　月　　日

南アルプス市長　　殿

南アルプス市農業協同組合／南アルプス市商工会
相互（共働）連携チーム

支援協力完了報告

南ア防第　　号（令和　年　月　日）において要請のあった支援協力については、次のとおり完了しましたので報告します。

支援協力開始日時	令和　年　月　日　　時　　分
支援協力完了日時	令和　年　月　日　　時　　分
合　計　時　数	日　　時間　　分
支援協力の内容	南アルプス市農業協同組合
	南アルプス市商工会
内容の内訳	南アルプス市農業協同組合
	南アルプス市商工会

（第１１条関係：連絡責任者）

連 絡 責 任 者 一 覧 表

		甲	乙	
名　称		南アルプス市	南アルプス市 農業協同組合	南アルプス市 商工会
住　所		南アルプス市小笠原　３ ７６番地	南アルプス市小笠原　４５ ５番地	南アルプス市寺部 ９７１番地
担当者		防災危機管理課 課　長	企画管理部長	商工会事務局長
連絡先	平日昼	(代表) 055-282-1111 (直通) 055-282-6494	055-283-7114	055－280－3730
	夜間・休日	(代表) 055-282-1111 (携帯) 090-8852-4127	090-1530-6997 (企画管理部長)	055－280－3730

○災害時の避難所の利用に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県立わかば支援学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条　この覚書は、南アルプス市内に地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、南アルプス市地域防災計画に基づく、指定避難所（以下「避難所」という。）とすることについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第２条　本施設の対象施設は、次のとおりとする。

所在地　山梨県南アルプス市有野３３４６番地３

施設名　山梨県立わかば支援学校

指定避難所　１次避難施設：交流会館

２次避難施設：体育館（児童、生徒が在校していない時のみ）

（協力要請）

第３条　甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（協力体制）

第４条　乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議するとともに、「わかば支援学校避難所運営マニュアル」に則り協力するものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第５条　乙は、災害時等において速やかに、避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理は甲の責任において行うものとする。

２　避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、避難所としてその使用を終了する際は、原状に復し乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）
第10条　この覚書に定めのない事項、その他、疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書を２通作成し、甲乙両者記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

令和２年９月８日

甲　住　所　山梨県南アルプス市小笠原376番地
　　氏　名　南アルプス市長　金　丸　一　元

乙　住　所　山梨県南アルプス市有野3346番地3
　　氏　名　山梨県立わかば支援学校
　　校　長　柳　澤　縁

○災害時の避難場所等の利用に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と学校法人武蔵野東学園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条　この覚書は、南アルプス市内に地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、南アルプス市地域防災計画に基づく、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）とすることについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第２条　避難場所等の対象施設は、次のとおりとする。

所在地　山梨県南アルプス市芦安芦倉１００８番地

施設名　南アルプスチロル学園

（協力要請）

第３条　甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難場所等として利用する必要があるときは、避難場所等使用要請書（別記様式）により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日避難場所等使用要請書をもって処理するものとする。

（使用の期間）

第４条　避難場所等としての使用期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により延長する場合、甲は乙と協議の上延長ができるものとする。

（避難場所等の管理）

第５条　避難場所等として使用中の管理は甲の責任において行うものとする。

２　避難場所等管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難場所等の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（避難場所等解消への努力）

第７条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の終了）

第８　甲は、避難場所等としてその使用を終了する際は、原状に復し乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（敷地の借用）

第９条　甲は前第２条に規定する土地の一部を南アルプス市防災行政無線パンザマスト敷地として無償で使用できるものとする。

（覚書の期間と効力）
第１０条　この覚書の有効期間は、締結の日から５年後の年度末の令和８年３月３１日までとする。
２　有効期間満了の日の前１か月までに甲または乙から何らかの意思表示がないときはこの覚書は当該有効期間満了の日の翌日からさらに１年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。
（協議）
第１１条　この覚書に定めのない事項、その他、疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書を２通作成し、甲乙両者記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

令和２年１０月１日

甲　住　所　山梨県南アルプス市小笠原376番地
　　氏　名　南アルプス市長　金　丸　一　元

乙　住　所　東京都武蔵野市緑町２丁目１番１０号
　　氏　名　学校法人武蔵野東学園
　　理事長　　寺　田　欣　司

別記様式（第３条関係）

南ア防第　－　号
令和　年　月　日

学校法人武蔵野東学園
理事長　寺 田　欣 司　様

南アルプス市
市長　金　丸　一　元

災害時避難場所等使用要請書

災害時における避難場所等として「南アルプスチロル学園」の使用に関する南アルプス市と学校法人武蔵野東学園との覚書に基づき、避難所の使用について、下記のとおり要請します。

記

避難場所等の種類	□指定避難所　　□指定緊急避難場所
使用開始日時	令和　　年　　月　　日　　時から
使用終了日時	令和　　年　　月　　日
使　用　施　設	「南アルプスチロル学園」施設のうち、指定された場所
そ　の　他	

※連絡先　　部　　課　　担当　　電話

災害時等における相互協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨トヨタグループ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、南アルプス市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める災害をいう。）が発生、または発生する恐れがあり、かつ災害救助法第２条が適用になる可能性がある場合（以下「災害時等」という。）に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、車両等、市民の安全確保に必要な機材物資等の貸与及び一時避難場所等としての施設の提供について必要な事項を定める。加えて、平常時においても車両等の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙が共に理解醸成に努めるものとする。

（協力の内容）

第２条　災害時において、甲が乙に要請する協力の内容は、次の各号に掲げるもののうち、乙が協力可能な事項とする。

（１）次に掲げる車両・機材物資等の貸与

・プラグインハイブリッド車
・ハイブリット車
・貨物自動車（普通貨物車、小型貨物車）
・その他自動車からの外部給電に必要な機器
・フォークリフト
・冷暖房機器（インスパック、遠赤外線ヒーター等）
・安全確保に向けた資材（カラーコーン等）
・災害用資材（ブランケットレスキューシート、毛布、非常用トイレ、軍手等）
・災害用備蓄品（保存水、保存食、コンロ、カセットボンベ等）
・上記以外に災害時に有効活用が見込まれる物資や敷地

（２）乙が所有し、又は管理する次の施設を一時避難場所及び支援物資の集積場所として提供

・山梨トヨタ八田センター（住所：南アルプス市野牛島４５６－１）

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時等における応急対策のため、前条の規定により乙の協力を必要とする場合、乙に対し口頭および書面により要請内容を連絡し、連絡を受けた乙が貸与可能な車両・物資等を確認し、甲に結果を連絡する。

２　甲は、乙に対し書面（様式１号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

３　乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、優先的に協力するよう努めるものとする。

（車両・物資等の引渡し）

第４条　乙は、第２条の規定による甲からの要請のうち、車両・物資等の貸与の場合は、乙が甲の指定する場所に車両・物資等を運搬し、確認の上、引渡しを行うものとする。

（貸与・提供期間）

第５条　車両・物資等の貸与期間は、引渡し後から１０日間程度及び施設の提供期間は、提供開始から７日間とする。それぞれの期間変更の必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第６条　乙は、第３条の規定による甲からの要請に伴い、車両・物資等を引渡し、或いは施設を提供した場合は、甲に対し口頭により報告するものとし、事後速やかに書面（様式２号）を提出するものとする。

（車両・物資等の返却、施設の返還）

第７条　乙が甲に貸与した車両・物資等の返却及び提供施設の返還要領については、次の要領による。

（１）車両・物資等の返却時期及び場所については、甲乙協議の上、決定する。貸与した物資の中で未使用の保存水、保存食、非常物資等の取扱いについては、甲による買取または乙への返却を含めて、甲乙協議の上、決定する。

（２）一時避難場所或いは、支援物資の集積場所として提供した施設を返還する場合、甲は、施設を原状に復した後、乙の確認の上返還するものとする。

（諸経費の負担）

第８条　本協定に基づく協力のために要した諸経費(電気料金、燃料費、保存水・保存食・カセットボンベなど)については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、甲が負担するものとする。

２　前項の諸経費は、発災直前における適正価格を基礎として、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第９条　車両・物資等の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害

の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙で協議の上、その賠償にあたるものとする。
（2）自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

（保険の扱い）
第１０条　乙は車両等の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び自動車保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。
２　前項の保険の適用を受けるに際しかかる手続きについては、全て乙にて対応を行う。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。尚、乙が加入する保険を使用する事により、将来的にわたっての負担が乙に発生する場合には甲乙が協議し対応方法を決定するものとする。

（費用の支払い）
第１１条　当事者は、この協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、速やかに相手方に対して支払うものとする。

（使用上の留意事項）
第１２条　甲は、貸与を受けた車両・物資等を以下のとおり使用するものとする。
（1）車両・物資等の使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
（2）原則として、山梨県内で使用する。
（3）車両・物資等の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第３項の規定により、乙に速やかに連絡する。

（連絡責任者）
第１３条　甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面（様式３号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（車両等の情報提供）
第１４条　乙は、甲から求められた場合、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供する。
２ 甲は、乙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

３ 甲は貸与期間中、車両等に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議

する。

（訓練）

第１５条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

２　前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（協議）

第１６条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の２ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名の上、各１通を保有するものとする。

令和３年１月２６日

甲　　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　金　丸　一　元

乙　　山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十九号

山梨トヨタグループ代表
山梨トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長
佐々木　宏　明

【山梨トヨタグループ一覧】

◇山梨トヨタ自動車株式会社
〒400-0034　甲府市宝1丁目21-29

◇ネッツトヨタ山梨株式会社
〒400-0043　甲府市国母5丁目6-17

◇株式会社トヨタレンタリース山梨
〒409-3854　中巨摩郡昭和町築地新田98

◇トヨタL&F山梨株式会社
〒409-3853　中巨摩郡昭和町築地新居709-1

◇株式会社湯村自動車学校
〒400-0026　甲府市塩部2丁目2-15

（様式１号）

南ア防第　－　号
年　　月　　日

災害時における車両・物資等の供給要請書

山梨トヨタグループ　様

南アルプス市長

災害時における相互協力支援に関し南アルプス市と山梨トヨタグループとの協定第３条第２項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者		所　属 氏　名 連絡先
口頭、電話等による要請の日時		年　　月　　日　　時　　分
貸与等協力を要請する理由		
車両・機材物資等の貸与	貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種　類 規　格 数　量
	貸与を必要とする場所	住　所
	貸与を必要とする期間	年　月　日　～　年　月　日
施設の提供	提供を必要とする期間	年　月　日　～　年　月　日
その他必要な事項		

（写し送付先）

（様式２号）

第　　号
年　　月　　日

災害時における車両・物資等の供給報告書

南アルプス市長　様

山梨トヨタグループ

災害時における相互協力支援に関し南アルプス市と山梨トヨタグループとの協定第６条の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者		所　属 氏　名 連絡先
車両・機材物資等の貸与	貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種　類 規　格 数　量
	貸与を必要とする場所	住　所
	貸与を必要とする期間	年　月　日　～　年　月　日
施設の提供	提供を必要とする期間	年　月　日　～　年　月　日
その他必要な事項		

（写し送付先）

（様式３号）

第　　号
年　　月　　日

連絡責任者報告書

南アルプス市長　様
（山梨トヨタ自動車株式会社　様）

山梨トヨタ自動車株式会社
（南アルプス市長）

災害時における車両・物資等の支援に関し南アルプス市と山梨トヨタグループとの協定第13条の規定に基づき、次の通り報告します。

	甲	乙
第一順位	所　属　南アルプス市防災危機管理課氏　名 課長　小林　康志 連絡先　０５５－２８２－６４９４ ０９０－８８５２－４１２７	所　属　山梨トヨタ自動車株式会社管理本部 氏　名　管理本部長　高原　健 連絡先　TEL ０５５－２２７－１２５２ FAX ０５５－２２７－１２７１ 携 帯 ０９０－３５７５－３９１８
第二順位	所　属　南アルプス市防災危機管理課 氏　名　防災担当ﾘｰﾀﾞｰ　小林　弘典 連絡先　０５５－２８２－６４９４ ０９０－１６０９－６１５０	所　属　山梨トヨタ自動車株式会社総務部 氏　名　部長　小宮山　稔 連絡先　TEL ０５５－２２７－１２６２ FAX ０５５－２２７－１２７１ 携 帯 ０７０－２９１１-４９８１
第三順位	所　属　南アルプス市防災危機管理課 氏　名　防災担当　塩沢　誠 連絡先　０５５－２８２－６４９４ ０９０－８６４５－６５２６	所　属　山梨トヨタ自動車株式会社バリューチェーン推進室 氏　名　室長　青木　佐保利 連絡先　TEL ０５５－２２７－１２６８ FAX ０５５－２２７－１２７１ 携 帯 ０８０－５５３７－６３０２

災害時等における電力復旧のための連携等に関する基本協定

南アルプス市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の協力関係の構築等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）、南アルプス市地域防災計画及び乙の防災業務計画に基づき、甲は住民の生命、身体及び財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時等における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、平時から災害時等における連携を図るため、連絡体制を構築する。

２　災害時において、停電が長期化することが明らかになり、かつ面的に広がっている場合、乙は甲との協議のうえ、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣し、相互に情報共有する。

３　派遣された乙の職員は、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

（情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害時等における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報連携を行う。

（１）乙は、甲に対して、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供する。

（２）甲は乙に対し、住民が避難している地域及び避難所の情報を提供する。

（３）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等よる道路寸断の情報を共有する。

（４）甲は、乙に対して、甲の管理する道路の復旧見込（仮復旧含む）の情報を提供する。

（相互協力）

第４条　甲及び乙は、災害時等における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

（１）停電復旧に係る応急措置の実施及び電力復旧の支障となる障害物等の除去

（２）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（３）住民への停電情報等の周知のため、甲及び乙が有する広報手段の利用

２　甲及び乙は、前項の協力事項について、相手方に協力を要請するときは、文書

により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

３　第１項の作業に伴い発生した事故への対応は、作業を実施した者が責任を持って行うものとする。

（覚書の締結）

第５条　甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割、具体的な実施事項等について、別に覚書等で定めることができるものとする。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年８月２５日

甲　南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金　丸　　一　元

乙　甲府市丸の内一丁目１０番７号
東京電力パワーグリッド株式会社
山梨総支社長　　大　嶋　　敬　史

災害時の避難場所等の利用に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県立巨摩高等学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条　この覚書は、南アルプス市内に地震、風水害、その他の災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、南アルプス市地域防災計画に基づく、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）とすることについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第２条　本施設の対象施設は、次のとおりとする。

所在地　山梨県南アルプス市小笠原１５００番地２

施設名　山梨県立巨摩高等学校

(1)　指定緊急避難場所

グラウンド、体育館、進修文化創造館及び校舎の一部

(2)　指定避難所

体育館、進修文化創造館、芸術棟、食堂及び校舎の一部

（協力要請）

第３条　甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難場所等として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（協力体制）

第４条　乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第５条　乙は、災害時等において速やかに、避難場所等としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所等の管理）

第６条　避難場所等の管理は甲の責任において行うものとする。

２　避難場所等管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難場所等の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（避難場所等解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の終了）

第９条　甲は、避難場所等としてその使用を終了する際は、原状に復し乙の確認を受けた

後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10条　この覚書に定めのない事項、その他、疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年９月１０日

甲　住　所　山梨県南アルプス市小笠原376番地
　　氏　名　南アルプス市長　　金　丸　一　元

乙　住　所　山梨県南アルプス市小笠原1500番地2
　　氏　名　山梨県立巨摩高等学校
　　校　　長　　横　森　伸　司

災害時の避難場所等の利用に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県立白根高等学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条　この覚書は、南アルプス市内に地震、風水害、その他の災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、南アルプス市地域防災計画に基づく、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）とすることについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第２条　本施設の対象施設は、次のとおりとする。

所在地　山梨県南アルプス市上今諏訪１１８０番地

施設名　山梨県立白根高等学校

(1)　指定緊急避難場所

グラウンド、体育館、格技場、文化創造館及び校舎

(2)　指定避難所

体育館、格技場、文化創造館及び校舎

（協力要請）

第３条　甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難場所等として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（協力体制）

第４条　乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第５条　乙は、災害時等において速やかに、避難場所等としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所等の管理）

第６条　避難場所等の管理は甲の責任において行うものとする。

２　避難場所等管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難場所等の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（避難場所等解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の終了）

第９条　甲は、避難場所等としてその使用を終了する際は、原状に復し乙の確認を受けた

後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10条　この覚書に定めのない事項、その他、疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年９月１０日

甲　住　所　山梨県南アルプス市小笠原376番地
　　氏　名　南アルプス市長　　金　丸　一　元

乙　住　所　山梨県南アルプス市下今諏訪1180番地
　　氏　名　山梨県立白根高等学校
　　校　　長　　中　村　千　尋

災害時における物資（ユニットハウス等）の支援に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、南アルプス市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援物資）

第２条　甲が乙に支援を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第３条　甲は、災害時における応急対策のため、前条の規定により乙の支援を必要とする場合、乙に対し書面（様式第１号）により、要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（供給の実施）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り速やかに業務を実施するものとする。

（引き渡し等）

第５条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第６条　乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式第２号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第７条　物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第８条　物資の供給に要した費用は、乙が第６条に規定する実施状況について甲の

承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする、

（情報交換）

第９条　甲と乙とは、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、連絡責任者（様式第３号）を選任し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは、１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本所２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする

令和３年１０月１５日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金　丸　一　元

乙　千葉県柏市新十余二５番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長　　長　妻　貴　嗣

山梨県における広域避難等に関する協定書

山梨県と山梨県内の各市町村（以下「県内各市町村」という。）は、広域避難（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第61条の4第3項に規定する広域避難をいう。以下同じ。）等の円滑な実施を確保するため必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（基本理念）

第１条　広域避難その他の市町村の区域を越える避難に当たっては、山梨県と県内各市町村は、災対法に定める手続を尊重しつつ、想定される被害の状況又は被害の発生状況に応じ、適切な指定緊急避難場所その他の避難場所（以下単に「避難場所」という。）を提供するために必要な体制を構築するものとする。

２　この協定は、災対法により県内各市町村が他の市町村と個別に広域避難等に係る協議を行うことを妨げるものではない。

（広域避難に係る調整）

第２条　県内各市町村の長は、広域避難の必要があると認める場合であって、自ら災対法第61条の4第1項の協議を行わないときは、知事に対し、要避難者（同条第３項に規定する要避難者をいう。）に提供する避難場所に係る調整を求めることができる。

２　知事は、前項の規定による調整の要求があった場合には、保有する避難場所に関する情報（第４条第1項において「保有避難場所情報」という。）のうちから、当該要求内容に応じた避難場所を選定し、当該避難場所が所在する市町村の長にその利用の可否を確認の上、当該要求をした市町村長に回答するものとする。

（避難場所の情報収集等）

第３条　県内各市町村の長は、知事に対し、あらかじめ、前条の規定による広域避難に係る調整に必要となる避難場所に関する情報を提供するものとする。

２　県内各市町村の長は、前項の規定により提供した情報を修正する必要が生じたときは、知事に対し、速やかに当該修正の内容を報告するものとする。

（都道府県外広域避難に係る調整）

第４条　保有避難場所情報は、知事が他の都道府県の知事から都道府県外広域避難（災対法第61条の5第5項に規定する都道府県外広域避難をいう。）に係る協議があった場合にも利用することができるものとする。

２　知事は、県内各市町村の都道府県外広域避難の円滑な実施を確保するため、他の都道府県に係る避難場所に関する情報の相互提供が可能となるよう努めるものとする。

（広域一時滞在等への準用）

第5条　この協定の規定は、災対法第86条の8第1項の規定による広域一時滞在及び災対法第86条の9第1項の規定による都道府県外広域一時滞在を行おうとする場合に準用する。

（協議）

第６条　この協定に定めるもののほか、広域避難及び都道府県外広域避難並びに広域一時滞在及び都道府県外広域一時滞在の実施に関し必要な事項は、知事と県内各市町村の長とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２８通を作成し、山梨県と県内各市町村が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年５月１９日

山梨県知事　　長崎　幸太郎

甲府市長　　樋口　雄一

富士吉田市長　　堀内　茂

都留市長　　堀内　富久

山梨市長　　高木　晴雄

大月市長　　小林　信保

韮崎市長　　内藤　久夫

南アルプス市長　金丸　一元

北杜市長　　上村　英司

甲斐市長　　保坂　武

笛吹市長　　山下　政樹

上野原市長　　村上　信行

甲州市長　　鈴木　幹夫

中央市長　　望月　智

市川三郷町長	遠藤　浩
早川町長	辻　一幸
身延町長	望月　幹也
南部町長	佐野　和広
富士川町長	望月　利樹
昭和町長	塩澤　浩
道志村長	長田　富也
西桂町長	山崎　泰洋
忍野村長	天野　多喜雄
山中湖村長	高村　正一郎
鳴沢村長	小林　優
富士河口湖町長	渡辺　喜久男
小菅村長	舩木　直美
丹波山村長	岡部　岳志

災害時における仮設建物等の提供に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社内藤ハウス（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、南アルプス市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して市民生活の早期安定を図ることを目的として、仮設建物等の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（要請資機材の品目）

第３条　甲が乙に要請する品目は、仮設建物と乙が保有又は調達できる資機材（以下「仮設建物等」という。）とする。ただし、山梨県がプレハブ建築協会へ斡旋の要請をする応急仮設住宅を除く。

（協力の要請）

第４条　甲は、災害時において仮設建物等を必要とするときは、乙に対して、仮設建物等の提供についての協力を要請するものとする。

２　甲の乙に対する要請の手続きは、仮設建物等提供に関する請求書（別記様式１）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の手段をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、仮設建物等の優先提供をやむを得ない事由のある場合を除き、積極的に努めるものとする。

（引渡し等）

第６条　仮設建物等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬・設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

２　納品確認の必要があれば、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（報告及び承認）

第７条　乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、仮設建物等提供完了報告書（別記様式２）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第８条　乙が提供した仮設建物等に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする

（管理義務等）

第９条　第６条の規定により仮設建物等が引き渡されてから、返還するまでの期間（以下「賃貸借の期間」という。）、仮設建物等の所有権は乙に帰属するものとし、甲は、善良な管理者の注意をもって仮設建物等を使用・管理しなければならない。

２　賃貸借の期間中の仮設建物等の破損及び毀損・滅失についての責は甲に帰属するものとし、修理及び補償並びに損失の補てんに関する費用はすべて甲の負担とする。

（管理義務追加条項）

第１０条　前条の管理義務は、天災（地震・噴火・津波等）及び戦争・暴動を起因とする場合も同様とし、乙は甲の責に帰することができない破損及び毀損・滅失に関しても、修理及び補償並びに損失の補てんに関しての費用を甲へ請求できることとし、甲はその支払い義務を負うこととする。

（連絡責任者）

第１１条　甲及び乙は相手方への回答を円滑に行うため、双方の連絡責任者を定め、連絡責任者票（別記様式３）により通知するものとする。また、連絡責任者の変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、１年間更新されたものと見なし、以後も効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙両名記名押印のう

え、各自その１通を保有する。

令和４年８月１２日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金　丸　一　元

乙　山梨県韮崎市円野町上円井３１３９番地
株式会社内藤ハウス
代表取締役社長　　内　藤　　篤

別記様式１（第４条関係）

年　　月　　日

株式会社内藤ハウス　様

山梨県南アルプス市長

仮設建物等提供に関する要請書

災害時における仮設建物等の提供に関する協定書第４条の規定により、以下の品目の提供を要請します。

１　引渡場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　要請の仮設建物等

品　目	様 式 等	数　量	備　考

南アルプス市　連絡責任者

所　属 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職名・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式２（第７条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　様

株式会社内藤ハウス

仮設建物等提供完了報告書

災害時における仮設建物等の提供に関する協定書第７条の規定により、次のとおり仮設建物等の提供完了を報告します。

１　引渡場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　提供の仮設建物等

品　目	様 式 等	数　量	備　考

株式会社内藤ハウス　連絡責任者

所　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職名・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式３（第１１条関係）

年　　月　　日

連絡責任者確認票

災害時における仮設建物等の提供に関する協定書第１１条の規定により、双方の連絡責任者を定めるものとします。

南アルプス市

所属・氏名	連絡先（電話・ＦＡＸ・ｅ-mail）	緊急連絡先
防災危機管理課 小 松　　治	電話：０５５－２８２－６４９４ FAX：０５５－２８２－１１１２ e-mail：kiki@city.minami-alps.lg.jp	090-2662-1697

株式会社内藤ハウス

所属・氏名	連絡先（電話・ＦＡＸ・ｅ-mail）	緊急連絡先
営業部 課長補佐 横森　成夫	電話：０５５１－２７－２１３１ FAX：０５５１－２７－２２１２ e-mail：yokomori@naitohouse.co.jp	070-6632-3533

双方連絡責任者を変更した場合は、速やかに確認票を更新するものとする。

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）とサン建機リース株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南アルプス市内において、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲からの要請に基づき乙が行うレンタル機材の供給について必要な事項を定めることにより、市民の安全の確保に資することを目的とする。

（内容）

第２条　甲は、災害時において、乙に対し乙の保有するレンタル機材の供給を要請することができ、乙は、この要請に対し、乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は乙に対し、前条の要請を行う場合、レンタル機材要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（レンタル機材の種類）

第４条　レンタル機材の種類は、建設用重機、仮設ハウス、仮設トイレ、事務所備品等、乙が保有又は扱う機材とし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

（機材等の運搬、引渡し）

第５条　甲の要請により乙が供給するレンタル機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、レンタル機材を確認のうえ引き取るものとする。また、引渡し場所までのレンタル機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬ができない場合は、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

（報告）

第６条　乙は、第３条の規定による甲からの要請に伴い、レンタル機材を供給した場合は、甲に対し口頭により報告するものとし、事後速やかにレンタル機材供給報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　乙が供給したレンタル機材に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を標準とし、甲乙協議のうえ決定する。

３　レンタル機材を使用する際に係る燃料費及び破損等した場合の修理等の経費も甲の負担とする。

（代金の支払）

第８条　甲及び乙は、甲がレンタル機材の供給を受けた後、支払いの時期を甲乙協議のうえ決定する。

２　前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は、乙からの請求書を受理した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（報告）

第９条　本協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（連絡責任者）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め連絡責任者報告書（様式第３号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（協議）

第１１条　本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第１２条　本協定の有効期間は、締結の日から令和５年３月３１日までとする。

ただし、この期間満了の１箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和４年９月９日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金　丸　一　元

乙　山梨県南巨摩郡身延町下山２３１番地１０４
サン建機リース株式会社
代表取締役　　市　口　直　樹

様式第１号（第３条関係）

南ア防第　　－　　号
令和　　年　　月　　日

サン建機リース株式会社　様

南アルプス市長

レンタル機材要請書

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書」第３条の規定に基づき、次のとおりレンタル機材の供給について、要請します。

		品　目　名	数　　量
引 渡 し 又は 納入品目 数　　量	レンタル機材		
引 渡 し 又は 納入日時	引渡し ・　　令和　　年　　月　　日　　時 納　入		
引 渡 し 又は 納入場所	引渡し ・ 納　入		
そ の 他			

※連絡先　南アルプス市役所 総務部 防災危機管理室 防災担当

TEL　055－282－6494

FAX　055－282－1112

様式第２号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

南アルプス市長　様

サン建機リース株式会社

レンタル機材供給報告書

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書」第６条の規定に基づき、次のとおり報告します。

引 渡 し 又は 納入品目 数　　量	レンタル機材	品　目　名	数　　量
引 渡 し 又は 納入日時	引渡し ・　　令和　　年　　月　　日　　時 納　入		
引 渡 し 又は 納入場所	引渡し ・ 納　入		
そ の 他			

※連絡先　サン建機リース株式会社　担当

TEL

FAX

様式第３号（第１０条関係）

令和　　年　　月　　日

サン建機リース株式会社　　様

（南アルプス市長）

南アルプス市長

（サン建機リース株式会社）

連絡責任者報告書

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書」第１０条の規定に基づき、次のとおり報告します。

	甲	乙
勤務時間内連絡先		
連絡責任者	所　属　南アルプス市役所 防災危機管理課 氏　名　課長　志　村　　太 連絡先　TEL 055－282－6494 FAX 055－282－1112	所　属 氏　名 連絡先
勤務時間外・休日等連絡先		
連絡責任者	所　属　南アルプス市役所 防災危機管理課 氏　名　防災担当リーダー 小　松　　治 連絡先　TEL 090-2662-1697 FAX 055－282－1112	所　属 氏　名 連絡先

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、南アルプス市内において地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第２条に定める乙の店舗（以下「施設」という。）提供の協力に関して必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第２条　乙の施設は、次のとおりとする。

店　舗　名	株式会社　ダイナム山梨　南アルプス店
所　在　地	山梨県南アルプス市桃園１０７０番地１
店舗責任者	ストアマネジャー
構　造　等	木造構造
一時避難場所	施設駐車場
使用可能施設	トイレ、水道施設他

２　甲は、次の各号において、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（１）乙の施設の駐車場の一部を車中泊者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。

（２）避難してきた車中泊者に対し、乙の施設が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

（３）災害対策関係車両の駐車や資機材の集積など、災害ボランティア関係等で使用すること。

３　前２項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一時利用制限など必要な措置を実施できるものとする。

（要請の方法）

第３条　甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第１号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容に従って可能な範囲で協力に努めるものとする。また、協力に当たっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用等）

第５条　乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えたうえで、甲に対して施設の利用開始可能時間を通知するものとする。

（施設変更の報告）

第６条　乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積や利用可能施設等に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（車中泊者の誘導）

第７条　乙は、乙の施設を利用する車中泊者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第８条　災害時等における施設の利用は無料とする。

２　第２条第２項の協力要請に基づく車中泊者等が乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合には、甲が原状回復を行うものとする。

なお、原因者が不明なときは、甲乙協議のうえ対応するものとする。

（利用期間）

第９条　甲が、乙の施設を利用する期間は、利用開始の日から７日以内とする。ただし、災害状況等により利用期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙の承諾を得たうえで、期間を延長することができる。

（利用の終了）

第１０条　甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第２号）により通知するものとする。

（連絡体制等）

第１１条　この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第３号）を作成し、相互に交換して連絡体制を確立するものとする。

（事故等にかかわる責任）

第１２条　乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定に基づき乙の施設を利用する車中泊者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（備品等の提供）

第１３条　乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

（秘密の保持）

第１４条　甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（協定の有効期間）

第１６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の３０日前までに、甲、乙いずれからも特段の申出がないときは、更に１年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和５年　７月２８日

甲　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長
金　丸　　一　元

乙　東京都荒川区西日暮里二丁目２７番５号
株式会社　ダイナム
代表取締役　　保　　坂　　明

様式第１号（第３条関係）

緊急・重要

年　　月　　日

株式会社ダイナム
店舗責任者　　様

南アルプス市長

施 設 利 用 等 要 請 書

「災害時等における施設利用の協力に関する協定書」第３条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日　時	年　　月　　日（　）　　時　　分から 年　　月　　日（　）　　時　　分まで
場　所	ダイナム山梨　南アルプス店 山梨県南アルプス市桃園１０７０番地１
内　容	・一時避難場所としての施設利用 ・その他（　　）
その他	

※連絡先

担当：　　電話：

様式第２号（第１０条関係）

年　　月　　日

株式会社ダイナム
店舗責任者　　様

南アルプス市長

施 設 利 用 等 終 了 連 絡 書

「災害時等における施設利用の協力に関する協定書」第１０条の規定により、下記のとおり施設利用等の終了について連絡します。

記

利用終了日時	年　　月　　日　　時　　分
場　　所	ダイナム山梨　南アルプス店 山梨県南アルプス市桃園１０７０番地１
内　　容	・一時避難場所の閉鎖 ・その他（　　）
そ の 他	

※連絡先

担当：　　電話：

様式第３号（１１条関係）

連絡担当者名簿

【南アルプス市】

所在地	山梨県南アルプス市小笠原３７６番地		
代表者氏名			
担当部署	防災危機管理課	電話番号	０５５－２８２－６４９４
		ＦＡＸ	０５５－２８２－１１１２
		E-mail	kiki@city.minami-alps.lg.jp

担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）

第１順位者　防災危機管理課長　志　村　　太

~~自宅~~・(携帯)

TEL（勤務時間外　　）090-2252-6560

第２順位者　防災担当リーダー　高　畑　　英　司

~~自宅~~・(携帯)

TEL（勤務時間外）　090-1764-7519

第３順位者　防災担当　深　澤　　俊　哉

~~自宅~~・(携帯)

TEL（勤務時間外）　090-9012-9757

【株式会社ダイナム】

所在地	東京都荒川区西日暮里二丁目２７番５号		
代表者氏名			
ダイナム 担当部署	ダイナム山梨 南アルプス店	電話番号	０５５－２８０－８２５０
		ＦＡＸ	０５５－２８０－８２８５
		E-mail	なし

担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）

第１順位者　ストアマネジャー

~~自宅~~・(携帯)

TEL（勤務時間外）　080-5967-0413

第２順位者　店舗会社携帯

~~自宅~~・(携帯)

TEL（勤務時間外）　080-9866-5022

第３順位者　地域共生担当

~~自宅~~・(携帯)

TEL（勤務時間外）　080-5967-9946

災害時における停電復旧及び道路啓開作業の連携に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社（以下「乙」という。）は、令和３年８月２５日に締結した「災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る応急措置に支障となる電柱・電線に接触している樹木などの障害物の除去、道路啓開に必要な電線等の除去等（以下「停電復旧作業」という。）及び南アルプス市が所管する道路の通行に支障となる障害物の除去等（以下「道路啓開作業」という。）の連携に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害の発生に伴う大規模停電発生時に、住民生活の早期安定を図るため、甲及び乙それぞれがもつ資源を効果的に投入し、甲が行う道路啓開作業及び乙が行う停電復旧作業を連携して実施するための連絡体制を確立することにより、甲は迅速な道路啓開を行い、もって乙は早期の停電復旧を実現することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本覚書は、災害の発生に伴う大規模停電発生時に、甲が行う道路啓開作業及び乙が行う停電復旧作業の連携について適用する。

（対象範囲）

第３条　対象とする区域は、甲が管理する道路区域及び道路法第４４条に基づき指定された沿道区域とする。

（連絡体制）

第４条　甲及び乙は、大規模停電発生時又は発生するおそれがある場合は、早期の道路啓開及び停電復旧に向けた連携等のための連絡体制を確立する。

２　連絡体制の詳細については、別添１「復旧作業および啓開作業における連携フロー」にて定めるものとし、変更が生じた場合、随時更新のうえ、甲及び乙で共有するものとする。

（要請の手続等）

第５条　乙が甲に対して停電復旧作業への協力を要請する場合又は甲が乙に対して道路啓開作業への協力を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載した書面またはメール等電子媒体を提出するものとする。

（１）要請の種別（電力設備の除去／ 障害物の除去作業／両者）

（２）場所（直近の電柱番号、住所、地図、世界測地系の緯度経度座標（度単位））

（３）作業内容

（４）作業希望日時

（５）要請者連絡先

（６）その他必要な事項

２　緊急と判断された場合は、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業実施後、前項に基づく手続きを行う。

（道路区域における作業の実施）

第６条　甲及び乙は要請があった場合、自ら行う業務に支障の無い範囲において、可能な限り協力するものとする。

２　甲は、迅速な道路啓開のために必要と認められるときは、乙に対して道路啓開作業の協力を要請できるものとする。

３　乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、甲に対して停電復旧作業の協力を要請できるものとする。

４　甲は、乙の作業開始が遅れ、迅速な道路啓開に支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、電話等で乙に連絡したうえで、通行の支障となる電力設備の除去を実施することができる。

５　前項による除去作業を甲が実施する際、甲は乙に対し、停電復旧作業に精通し現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請し、同技術員の指示に基づき除去等を実施することとする。

６　乙は、前項により、甲から技術員の派遣の要請を受けたときは、可能な限り迅速に乙の技術員を派遣することとする。

（実施責任）

第７条　甲が行う道路啓開作業及び乙が行う停電復旧作業に係る関係機関への周知及び実施に伴う第三者からの問い合わせ等への対応は、甲及び乙が連携して行うものとする。

２　道路啓開作業及び停電復旧作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（費用の負担）

第８条　基本的に道路啓開作業に係る費用は甲が負担し、停電復旧作業に係る費用は乙が負担することとするが、詳細については甲乙協議にて決定するものとする。

２　前項において甲乙協議する際の考え方については、別添２の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

３　第６条第２項により乙が実施した道路啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。

４　甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

５　第６条第３項により甲が実施した停電復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。

６　乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。

（秘密の保持）

第９条　甲及び乙は、本覚書に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第 10 条　本覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和６年３年３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲及び乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本覚書は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって自動更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 11 条　本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　５ 年　７　月 ２８日

甲　南アルプス市小笠原３７６番地

南アルプス市長　　金　丸　一　元

乙　甲府市丸の内一丁目10番7号
東京電力パワーグリッド株式会社

山梨総支社長　　大　嶋　敬　史

〔様式関係〕

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第１号様式（火災）　　第　　報

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　町　村 （消防本部名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名

※特定の事故を除く。

火災種別	１．建物　２．林野　３．車両　４．船舶　５．航空機　６．その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	月　日　時　分 （　月　日　時　分）
火元の業態・用途		事業所名 （代表者名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

事故名 ｛ １．石油コンビナート等特別防災区域内の事故
２．危険物に係る事故
３．原子力施設等に係る事故
４．その他特定の事故 ｝

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	１．火災　２．爆発　３．漏えい　４．その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種 第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性 5 毒劇物　6 ＲＩ等　7 その他（　　）	物質名	
施設の区分	１．危険物施設　２．高危混在施設　３．高圧ガス施設　４．その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　　人	負傷者等 重症 中等症 軽症	人（　人） 人（　人） 人（　人） 人（　人）

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部（署）		台 人	
	消防団		台 人	
	消防防災ヘリコプター		機 人	
	海上保安庁		人	
	自衛隊		人	
	その他		人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分			
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）　　第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注)　負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注)　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死者		人	重症		人	住家被害	全壊		棟	一部破損		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		（都道府県）			（市町村）								
	消防機関等の活動状況		（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上する事こと。

第４号様式（その１）　別紙

（避難指示等の発令状況）　　　　　　　　　　都道府県名　（　　　　　）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第４号様式（その２）

（被害状況速報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災等害の設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没 ha		公立文教施設	千円			市町村	
				冠水 ha		農林水産業施設	千円				
			畑	流失・埋没 ha		公共土木施設	千円				
				冠水 ha		その他の公共施設	千円				
報告者名			学校	箇所		小計	千円				
			病院	箇所		公共施設被害市町村数	千円				
区分	被害		道路	箇所		その他	農産被害	千円			
人的被害 死者	人		橋りょう	箇所			林産被害	千円			
うち災害関連死者	人		河川	箇所			畜産被害	千円			
行方不明者	人		港湾	箇所			水産被害	千円	災害救助法適用市町村名	計　団体	
負傷者 重症	人		砂防	箇所			商工被害	千円			
負傷者 軽傷	人		清掃施設	箇所							
住家被害 全壊	棟		鉄道不通	箇所							
	世帯		被害船舶	隻			その他	千円			
	人		水道	戸		被害総額		千円	119番通報件数		件
半壊	棟		電話	回線		災害の概況					
	世帯		電気	戸							
	人		ガス	戸							
一部破損	棟		ブロック塀等	箇所							
	世帯										
	人										
床上浸水	棟										
	世帯										
	人										
床下浸水	棟		り災世帯数	世帯							
	世帯		り災者数	人							
	人		火災発生 建物	件							
非住家 公共建物	棟		危険物	件							
その他	棟		その他	件							

応急対策の状況

消防機関等の活動状況（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）

自衛隊の災害派遣	その他

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第１号様式　　災害確定報告

都道府県	山梨県	区分			被害
災害名・確定年月日	月日　時確定	その他	田	流出・埋没	ha	
				冠水	ha	
			畑	流出・埋没	ha	
				冠水	ha	
報告者名			学校	箇所	
			病院	箇所	
			道路	箇所	
			橋りょう		
			河川	箇所	
			港湾	箇所	
			砂防	箇所	
			清掃施設	箇所	
			鉄道不通	箇所	
			被害船舶	隻	
			水道	戸	
			電話	回線	
			電気	戸	
			ガス	戸	
			ブロック塀等	箇所	
		り災世帯数		世帯	
		り災者数		人	
		火災発生	建物	件	
			危険物	件	
			その他	件	

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分			被害
公共文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

都道府県災害対策本部	名称		
	設置	年月日時	
	解散	年月日時	
災害対策本部設置市町村名			
	計	団体	
災害救助法適用市町村名			
	計	団体	
消防職員出動延人数		人	
消防団員出動延人数		人	

災害発生場所

災害発生年月日

災害の概況

消防機関の活動状況

その他（避難指示等の状況）

第2号様式　　災害中間年報　　都道府県名

災害名 / 発生年月日 / 区分								計
人的被害	死者	人						
	うち災害関連死者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者 重症	人						
	負傷者 軽傷	人						
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公共文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
その他の被害		千円						
被害総額		千円						
都道府県災害対策本部	設置		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
	解散		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人						
消防団員出動延人数		人						

第3号様式　　災害年報　　都道府県名

災害名 / 発生年月日 / 区分									計
人的被害	死者		人						
		うち災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重症	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	Ha						
		冠水	Ha						
	畑	流失・埋没	Ha						
		冠水	ha						
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						

都道府県

災害名 / 発生日時								
区分								
電話		回線						
電気		戸						
ガス		戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公共文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小計		千円						
	公共施設被害市町村数	団体						
	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
都道府県災害対策本部	設置		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
	解散		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

○県指定に基づく被害報告様式

ＰＡＧＥ

（様式３―４―２）

市町村被害状況票		市　町　村　名	
集　計 日　時	月　日　時　分 現在	市町村担当者名	
受信番号 （企画振興部）		受信者（企画振興部）	
受　信 日　時	月　日　時　分	受　信　方　法	電話　ＦＡＸ　その他

1　人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明
2　物的被害 （棟）	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下
3　火災（棟）	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数
4　被害概況				
5　道路				
6　橋梁				
7　河川				
8　崖崩れ				
9　電話				
10　電気				
11　ガス				
12　水道				
13　鉄道				
14　バス				
15　避難所				
16　ヘリ関係				
17　教育				
18　農業				
19　応急対策				
20　その他				
21　応援要請	①消防（県内・緊消隊）　②自衛隊　③警察　④物資・資機材　⑤その他			
○要請内容（いつ、どこへ、何を、どの位、手段）				
連絡先（住所等）		電話		担当者
22　避難状況	①勧告　②指示　③自主			
月　日　時　分	避難地域 避難先		世帯　人	
月　日　時　分	避難地域 避難先		世帯　人	

送付先	①総合調整班　②総務班　③情報収集班　④通信班　⑤報道班 ⑥県民相談班　⑦物資調達班　⑧建築物・ガレキ対策班 ⑨その他（　　部　　課）	受信者 日　時	氏名 平成　年　月　日 時　分

※　市町村　→　地方連絡本部（企画振興部）　→　災害対策本部情報収集班

（様式３―４―５）

<table>
<tr><td colspan="2">市町村災害対策本部等設置状況
職員参集状況票</td><td>市　町　村　名</td><td></td></tr>
<tr><td>集　計
時　点</td><td>月　日　時　分
現在</td><td>市町村担当者名</td><td></td></tr>
<tr><td>受信番号
（企画振興部）</td><td></td><td>受信者（企画振興部）</td><td></td></tr>
<tr><td>受　信
日　時</td><td>月　日　時　分</td><td>受　信　方　法</td><td>電話　ＦＡＸ　その他</td></tr>
<tr><td>災害対策本部設置</td><td colspan="3">設　置　　平成　年　月　日　時　分
解　散　　平成　年　月　日　時　分
設置場所
電話　　ＦＡＸ</td></tr>
<tr><td>職員参集状況</td><td colspan="3">人</td></tr>
</table>

※　市町村　→　地域振興局企画振興部（集計）　→　災害対策本部情報収集班

（様式３－４－６）

避難所開設状況一覧表

平成　　年　　月　　日　：　現在

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	避難所名	避難所住所	避難所責任者	避難所連絡者	電話	ＦＡＸ	避難者数									合計
							大人（18歳以上）			子供（３歳～17歳）			乳幼児（０歳～２歳）			
							男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	
市　町　村　合　計																

※　市町村　→　地方連絡本部　→　災害対策本部情報収集班

○「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式

（様式４―３―１）

市町村職員参集状況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年　　月　　日　　：　　現在）

集計時点（○で囲む）

・注意情報（第１・２・３報）発表時点

・注意情報（第１・２・３報）発表後２時間経過時点

・警戒宣言発令時点

・警戒宣言発令後２時間経過時点

・警戒宣言発令後６時間経過時点

職員参集状況（人）

※　市町村　→　地方連絡本部（地域振興局企画振興部）

（様式４－５－１）

市町村別避難所開設状況一覧表

令和　　年　　月　　日　　：　　現在

市町村名

記入者

No.	避難種別	避難所名	避難所住所	避難所責任者	避難所連絡者	電話	ＦＡＸ	避難世帯数	避難に伴い救護が必要な者数			避難者数									合計
									男	女	合計	大人			子供			乳幼児			
												男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	
合　計																					

※　避難種別（勧告・指示・自主）　　※　市町村地震災害警戒本部　→　地方連絡本部

（様式４―６―１）

地震防災応急対策実施等状況票

（第　　報）

市町村名地域 振興局名		報告日時	平成　年　月　日　時　分
実施（集計）時点	注意情報発表　以後 警戒宣言　発令以後	実施（集計）日時	平成　年　月　日　時　分現在

１　人的被害	
２　物的被害(棟)	
３　火災（棟)	
４　被害概況	
５　道路	
６　橋梁	
７　河川	
８　崖崩れ	
９　電話	
10　電気	
11　ガス	
12　水道	
13　鉄道	
14　バス	
15　避難所	
16　ヘリ関係	
17　教育	
18　農業	
19　市町村体制	
20　振興局体制	
21　その他	

※　市町村本部　→　地方連絡本部　→　県本部

報告者

電話　　ＦＡＸ

○各種救助に係る様式

様式１

市町村名		地区別被害状況調査表	地域振興局健康福祉部名	
			調査時刻	平成　年　月　日　時　分
			報告時刻	平成　年　月　日　時　分

区分 地区名	人的被害					住家の被害																		備考
	死亡	行方不明	負傷		計	全壊（焼）			半壊（焼）			床上浸水			一部破損			床下浸水			計			
			重傷	軽傷		棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	

様式２

世帯別被害調査表

災害名		発信地域振興局健康福祉部名	
市町村名		調査時刻	
		報告時刻	

地区名	被災世帯主氏名	世帯主の年齢	世帯主の職業	世帯人員	被害状況									世帯区分								市町村民税課税状況			学童		備考
					人的被害				住家の被害					被保護		身体障害者	高齢者	母子	要保護	その他					中学生徒	小学児童	
					死亡	行方不明	負傷		全壊・焼	半壊・焼	床上浸水	一部破損	床下浸水	生活保護	扶助その他の						非課税	均等割	所得割			
							重傷	軽傷																		

様式３

市町村名		救助活動の種類別実施状況	地域振興局健康福祉部名	
			報告年月日・時刻	平成　年　月　日　時　分

救助の種類	救助の内容等	救助の種類	救助の内容等
(1) 避難所の設置	①設置箇所数　(　箇所) ②避難者数　(　世帯　人) ③避難所別の内訳 (　／　世帯　人) (　／　世帯　人) (　／　世帯　人) (　／　世帯　人) (　／　世帯　人) (　／　世帯　人) (　／　世帯　人)	(5) 死体の捜索	①捜索月日　月　日　時～　月　日　時 ②捜索対象 ③捜索地域 ④捜索方法 (具体的)
(2) 炊き出しその他食品の給与	①　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人) ②　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人) ③　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人) ④　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人) ⑤　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人) ⑥　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人) ⑦　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人)	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	①処理月日　月　日　時～　月　日　時 ②処理件数　大人(12歳以上)　体 子供(12歳未満)　体 ③検案者 ④安置場所　(　)　体 (　)　体 (　)　体
(3) 飲料水の供給	給水車～　台(　月　日　～　月　日)延　L ペットボトル～　本(　月　日　～　月　日)延　L ろ過器～　器(　月　日　～　月　日)延　L	(7) 埋葬	①埋葬月日　月　日　時～　月　日　時 ②埋葬者数　人
(4) 災害を受けた者の救出	①作業月日　月　日　時～　月　日　時 ②地区名 ③救出人員　世帯　名 ④救出方法 (具体的)	(8) 学用品支給	①支給月日　月　日　時～　月　日　時 ②支給状況　中学生　人 小学生　人
		(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日　月　日　時～　月　日　時 ②作業箇所　箇所 ③作業方法
		(10) 家屋の応急修理	①修理月日　月　日　時～　月　日　時 ②修理家屋　箇所 ③修理方法

様式４

被災世帯調査原票

市町村名（　　）
調査責任者職氏名　　印
立会人職氏名　　印

整理番号Ｎｏ.　　年　月　日現在

世帯主氏名		住所		避難先	
被害程度	全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損	状況			

応急救助を必要とする家族の状況	氏名	続柄	性別	年齢	職業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
小計												

被害にあった住家	棟（自家、借家）	被害にあった非住家	棟（自家、借家）

食料、家財等の滅失状況	①食料	②炊事用具	③被服類	④寝具類	⑤その他

課税の状況	非課税 ・ 均等割 ・ 所得割	調査責任者の意見	
世帯類型	被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子（父子） ・ 要保護 ・ その他		

必要な救助	避難所 ・ 応急仮設住宅 ・ 炊き出し ・ 飲料水 ・ 被服寝具 ・ 医療 ・ 助産 ・ 救出 ・ 住宅応急修理 学用品 ・ 埋葬 ・ 死体捜索 ・ 死体処理 ・ 障害物除去 ・ 災害弔慰金等 ・ 災害援護資金 ・ その他（　　）

様式５

救助の種目別物資受払状況

市町村名（　　）

救助の種目別	年　月　日	品　名	単位呼称	摘　要	受	払	残	備　考

注）「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具・燃料・浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料、消耗品用などを記入し、区分する。

様式６

避難所設置及び収容状況

市町村名（　　）

避難所の名称	種　別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備　考
					品　名	数　量		
	既存建物 屋外天幕	月　日 ～ 月　日						
計								

様式７

応急仮設住宅台帳

市町村名（　　）

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人									
計	世帯										

様式８

炊き出し給与状況

市町村名（　　）

炊き出し場の名称	月　日			月　日			月　日			月　日			合計	実支出額　円	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

様式９

飲料水の供給簿

市町村名（　　）

供給月日	対象人員	市販飲料水の供給	給水用機械・器具による給水							燃料費	実支出額
			使用した機械・器具の名称	借上			修繕				
				数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要		
		L 円									

様式10

物資の給与状況

市町村名（　　）

住家被害程度区分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名						実支出額	備考
					布団	毛布	○○	○○	○○	○○		
	全壊	世帯										
	半壊	世帯										

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成　　年　　月　　日

給与責任者　　所属職氏名　　印

様式11

救護班活動状況

○○　救護班

班長：医師　氏名　印

月日	活動した市町村名	診療状況		死体検案数	活動に伴い故障、破損した器具・器材の修繕費	備考
		患者数	措置の概要			
		人		人	円	
計						

様式12

病院診療所医療実施状況

市町村名（　　）

診療機関名	患者氏名	診療期間	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
			入院	通院	入院	通院		
		月日			点	点	円	
計 機関	人							

様式13

助　産　台　帳

市町村名（　　）

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金額	備考
			月　日 ～ 月　日		
			月　日 ～ 月　日		
			月　日 ～ 月　日		
			月　日 ～ 月　日		
			月　日 ～ 月　日		
			月　日 ～ 月　日		
			月　日 ～ 月　日		
			月　日 ～ 月　日		
			月　日 ～ 月　日		
			月　日 ～ 月　日		
			月　日 ～ 月　日		
			月　日 ～ 月　日		

様式14

被災者救出状況記録簿

市町村名（　　）

年月日	救出人員	救出用機械・器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											

様式15

住宅応急修理記録簿

市町村名（　　）

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計　世帯				

様式16

学用品の給与台帳

市町村名（　　）

学校名	学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳							実支出額
					教科書			教材		その他学用品		
					国語	算数	○○	○○	○○	ノート	○○○	
												円

様式17

埋　葬　台　帳

市町村名（　　）

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬をおこなった者		埋葬費			
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺（附属品を含む）	埋葬又火葬料	骨箱	計
計		人							

様式18

死体捜索状況記録簿

市町村名（　　）

年月日	捜索人員	捜索用機械・器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											

様式19

死　体　処　理　台　帳

市町村名（　　）

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理費			死体の一時保存費	検案料	実支出額
			氏名	続柄	品名	数量	金額			
計		人								

様式20

障害物の除去状況

市町村名（　　）

住家被害程度区分		氏名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
計	半壊・焼	世帯				
	床上浸水	世帯				

様式21

輸送記録簿

山　　梨　　県

市町村名（　　）

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上料			修理費					燃料費	実支出額
			使用車両等			故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要		
			種類	台数	金額	登録番号	所有者					
計												

様式22

賃金職員等雇上台帳

（救助種別）

市町村名（　　）

住所	氏名	日額	月　分						基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額	
計													

○自衛隊災害派遣要請依頼書

平成　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

発　信　者　名
（南アルプス市災害対策本部長）

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊の災害派遣を要請します。

1　災害の情況及び派遣要請をする事由
(1) 災害の情況（特に災害派遣を必要とする区域の情況を明らかにする。）
(2) 派遣を要請する事由

2　派遣を希望する期間
自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日

3　派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容

4　要請日時
平成　　年　　月　　日

5　その他参考となるべき事項
(1) 連絡場所及び連絡責任者
・
・
・

○消防防災航空隊出場要請書

直通電話　（0551）20―3601
ＦＡＸ　（0551）20―3603

1	要請団体	発信者
2	災害種別	(1) 救急　(2) 救助　(3) 火災　(4) 自然災害
3	要請内容	(1) 救急　(2) 救助　(3) 消火　(4) 偵察　(5) 物資輸送
4	発生場所 目標	（市・町・村） 目標
5	発生日時	年　月　日　曜日　時　分頃
6	事故概要又は災害概要	
7	気象 （災害現場）	天候　風向　風速　m／s　気温　℃ 視界　m　（　警報・注意報）
8	必要資機材	
9	出場先 臨着場	場所　（市・町　村）　番地 目標（名称） 要請側病院名　病院
10	搬送先 臨着場	場所　（市・町　村）　番地 目標（名称） 搬送先病院名　病院
11	傷病者等	住　所 氏　名　生年月日　年　月　日　歳 傷病名　程　度　重・中・軽　男・女
12	現地搭乗者	（有・無）　職名　氏名
13	地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別（全国波・県内波）コールサイン
14	他の航空機の活動要請	（有・無）機関名　機数　機
15	要請日時	年　月　日　曜日　時　分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。		
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別（全国波・県内波）コールサイン
2	到着予定時間	年　月　日　曜日　時　分
3	活動予定時間	時間　分
※その他の特記事項		

受信者	

○放送要請様式

甲　南アルプス市長
乙　日本放送協会甲府放送局長
　　株式会社　山梨放送社長
　　株式会社　テレビ山梨社長
　　株式会社　エフエム富士社長

放送要請について（放送局あて）
殿 年　月　日 南アルプス市長 災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。 1　要 請 先　　ＮＨＫ・ＹＢＳ・ＵＴＹ・ＦＭ富士 2　緊急警報信号の要否　　要・否 3　要請理由 (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) (4) 4　放送希望日時 (1) 直ちに (2)　月　日　時　分 5　放送事項 (1) 別紙のとおり

受　信　者		発　信　者	

〔条例等関係〕

○南アルプス市防災会議条例

（平成１５年月４月１日
条　例　第　１５　号）

改正　平成２４年９月２８日条例第２８号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、南アルプス市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　南アルプス市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　水防法（昭和２４年法律第１９３号）第３３条の規定により水防計画を調査審議すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員３０人以内をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3)　山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　消防長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

６　前項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年９月２８日条例第２８号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の南アルプス市防災会議条例（以下「新条例」という。）第３条第５項第８号の委員の任期は、新条例第３条第６項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における新条例第３条第５項第７号の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

○南アルプス市災害対策本部条例

（平成15年４月１日
条例第16号）

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第７項の規定に基づき、南アルプス市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

○南アルプス市災害対策本部活動要領

（平成16年８月20日
告示第56号）

（趣旨）

第１条　この告示は、南アルプス市災害対策本部条例（平成15年南アルプス市条例第16号）第５条の規定に基づき、南アルプス市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長）

第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充て、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を助け、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定める順位に従いその職務を代理する。

（災害対策本部員）

第３条　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本市の部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、企業局長、消防長及び危機管理室長をもって充てる。

２　市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、本市の職員のうちから本部員を任命することができる。

（本部員会議）

第４条　災害に関する情報（以下「災害情報」という。）を分析し、及び災害応急対策の基本方針その他の災害に関する重要事項を協議するため、災害対策本部に本部員会議を置く。

２　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

３　本部員会議は、本部長が招集する。

（部及び班）

第５条　災害対策本部に、部及び班を置く。

２　部及び班の名称並びに分掌事務並びに部長、副部長、班長、副班長は、別表第１のとおりとする。

（連絡班長会議）

第６条　災害対策本部に各部の連絡調整のため、連絡班長会議を置く。

２　連絡班長会議は、あらかじめ部長が指名した班長をもって構成する。

３　連絡班長会議は、総務対策部長が招集する。

（災害警戒本部）

第６条の２　市長は、災害対策本部の設置に至らない間に、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局の緊密な連絡及び調整が必要と認める場合は、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

２　第２条及び第３条の規定は、警戒本部について準用する。この場合において、「災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）」とあるのは「災害警戒副本部長」と、「災害対策本部長（以下「本部長」という。）」とあるのは「災害警戒本部長」と、「災害対策本部員（以下「本部員」という。）」とあるのは「災害警戒本部員」と読み替えるものとする。

３　市長は、災害対策本部を設置した場合又は相当規模の災害の発生のおそれがなくなった場合は、警戒本部を廃止する。

（災害時の配備基準）

第７条　災害時の配備基準は、別表第２のとおりとする。

２　部長は、前項の配備基準により、分掌事務についてあらかじめ配備計画をたて、これを所属職員に周知徹底するとともに、当該配備計画を本部長に提出するものとする。配備計画を修正したときも、同様とする。

（第１配備及び第２配備体制）

第８条　本部が設置されていない場合の配備基準は、第１配備及び第２配備体制とする。

２　第１配備下における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 職員は、災害情報の収集に努め、情勢に対応する措置を講ずるものとする。
(2) 部長は、情勢及び災害情報の連絡に即応して、随時所属職員に対し必要な指示を行うものとする。

3　第２配備下における活動の要領は、第１配備体制下における活動を続けるほか、事態の推移に伴い本部を設置できる態勢を確保するものとする。

(第３配備体制)

第９条　本部が設置された場合の配備体制は、第３配備体制とする。

(被害報告)

第１０条　部長は、当該分掌事務に係る被害状況を別記様式により逐次本部長に報告するものとする。

(情報の公表)

第１１条　災害情報は、本部員会議の協議を経て公表するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(その他)

第１２条　この告示に定めるもののほか、災害対策本部の活動に必要な事項は、南アルプス市地域防災計画の定めるところによる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(平成18年２月15日告示第27号)

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(平成19年３月22日告示第26号)

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

附　則(平成21年３月25日告示第37号)

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

附　則(平成21年11月４日告示第150号)

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(平成24年3月27日告示第38号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成25年3月29日告示第56号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成26年3月28日告示第45号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成27年3月24日告示第52号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月22日告示第67号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成29年3月24日告示第46号)抄

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附　則(平成30年3月23日告示第57号)抄

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(平成31年3月22日告示第81号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和2年3月17日告示第69号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表　略

別記様式

南アルプス市災害対策本部　被害状況報告書

発　生 日　時	年　月　日 午前・午後　時　分	発　生 場　所	
報告者 課・氏名		電　話 番号等	
災害等 の概況			
被害等 の状況			
災　害 対　応			
応　急 対策の 状　況			

○南アルプス市地震災害警戒本部条例

（平成15年４月１日
条例第17号）

（趣旨）

第１条　この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第４項の規定に基づき、南アルプス市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

２　警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

３　副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

４　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第２条第７号に規定する指定公共機関又は同条第８号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 消防長又は消防吏員その他の職員のうちから市長が任命する者

６　本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

７　副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が指名する。

８　本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（部）

第３条　本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

４　部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（雑則）

第４条　この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

○南アルプス市地震災害警戒本部活動要領

（平成15年４月１日
告示第４号）

（趣旨）

第１条　この告示は、南アルプス市地震災害警戒本部条例（平成15年南アルプス市条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、南アルプス市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

（地震災害警戒副本部長）

第２条　地震災害警戒副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を助け、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定める順位に従いその職務を代理する。

（本部員）

第３条　条例第２条第５項第１号に定める機関の職員は、所轄警察署長又はその指名する職員のうちから市長が委嘱する者とする。

２　条例第２条第５項第３号に定める職員は、副市長、部長、会計管理者、企業局長及び議会事務局長とする。

３　条例第２条第５項第４号に定める機関の長、役員又はその指名する職員のうちから市長が任命する者とする。

（災害対策本部活動要領の準用）

第４条　本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置き、その名称及び分掌事務に関しては、南アルプス市災害対策本部活動要領（平成16年南アルプス市告示第56号。以下「災対本部要領」という。）第５条第２項の規定を準用する。

２　警戒本部の会議に関しては、災対本部要領第４条の規定を準用する。

３　警戒本部の配備に係る内容等については、災対本部要領第7条に定める別表第2の配備の例による。

（情報の連絡）

第５条　警戒本部に関係する職員は、勤務時間外及び休日においても、警戒宣言の発令等、地震情報を常に知り得るよう努めるものとする。

２　警戒本部との連絡体制は、警戒本部構成機関の指名する連絡員を設け、所定の場所に常駐させるとともに、所属機関との連絡に当たらせるものとする。

（避難状況等の報告）

第６条　大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第28条に定める避難状況等の報告については、南アルプス市地域防災計画の被害状況等報告計画に定めるところにより行うものとする。この場合において、「被害」とあるのは、「避難」と読み替えるものとする。

附　則

この告示は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年８月20日告示第57号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年３月22日告示第28号）

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成21年11月４日告示第151号）

この告示は、公布の日から施行する。

○南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱

（平成15年11月20日
告示第107号）

（目的）

第１条　この告示は、既存木造住宅の所有者が自己の居住する住宅の耐震診断を実施するにあたり、市が予算の範囲内において木造住宅耐震診断技術者（以下「耐震診断技術者」という。）を派遣し耐震診断を行うことにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震診断の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断技術者　山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講修了者をいう。

(2) 既存木造住宅

ア　昭和56年５月31日以前に着工されたもの（昭和56年５月31日以前に着工し建築した住宅、昭和56年６月１日以降に増築工事をしたものを含む。）

イ　木造在来軸組構法及び伝統構法で建築されたもの

(3) 耐震診断　山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断をいう。

（事業対象建築物）

第３条　事業の対象となる建築物は、既存木造住宅で次の各号に該当するものとする。ただし、既に本告示に基づき耐震診断を実施したものは除く。

(1) ２階建て以下のもの

(2) 戸建て住宅で長屋及び共同住宅以外のもの

(3) 延床面積が300㎡以下のもの

(4) 併用住宅の場合は、延べ面積の過半が住宅の用に供されているもの

(5) 耐震診断希望者が所有する木造住宅で、市内に住所を有し、かつ居住しているもの

(6) 複数の住宅及び複数棟の住宅の所有者にかかる耐震診断は、主に居住の用に供している１棟とする。

（事業内容）

第４条　市長は、前条に規定する既存木造住宅に、耐震診断を実施するための、耐震診断技術者の派遣を行うことができる。

２　前項の派遣の費用は、市の負担とする。

（委託業務）

第５条　市長は、前条第１項に規定する事業を外部に委託することができる。

（申込み手続き）

第６条　第４条第１項の規定による耐震診断を申し込もうとする者は、南アルプス市木造住宅耐震診断申込書（以下「診断申込書」という。）（第１号様式）を、市長に提出しなければならない。

（耐震診断技術者の派遣の決定）

第７条　市長は、前条に規定する診断申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断技術者の派遣の可否を決定したときは、速やかに南アルプス市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書（以下「派遣可否決定通知書」という。）（第２号様式）を当該申込者に通知しなければならない。

２　市長は、前項の規定により耐震診断技術者の派遣の決定を通知する場合において、必要があるときは、当該耐震診断技術者の派遣について条件を付すものとする。

３　市長は、第１項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないと決定したときは、同項の規定による派遣可否決定通知書によりその理由を付して、当該申込者に通知しなければならない。

４　市長は、第１項の規定による派遣可否決定通知書の内容に変更が生じたときは、南アルプス市木造住宅耐震診断技術者派遣変更通知書（第３号様式）を当該申込者に通知するものとする。

（耐震診断の中止等）

第８条　耐震診断申込者は、事情により耐震診断を中止し、又は取り止めるときは、速やかに市長にその旨を申出なければならない。

（耐震診断技術者の派遣の取消し）

第９条　市長は、耐震診断技術者の派遣の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、耐震診断技術者の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により耐震診断技術者の派遣決定を受けたとき。

(2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（診断費用の返還）

第１０条　市長は、前条の規定により耐震診断技術者の派遣を取消した場合において、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて、その診断にかかる費用の返還を命じることができる。

（耐震診断申込者に対する指導）

第１１条　市長は、耐震診断申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　　様

申込者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

南アルプス市木造住宅耐震診断申込書

私は、南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱第６条の規定に基づき、次の住宅の耐震診断を実施したいので申し込みます。

住宅の所在地	南アルプス市
建物の種類	□　専用住宅　　□　（　　）併用住宅
構造	木造（瓦／亜鉛鉄板／スレート）　葺　　階建て
床面積	１階　　m^2　　２階　　m^2　　合計　　m^2 （併用部分床面積　　m^2）
建築年次	□　明治 □　大正　　年　　月 □　昭和　　（昭和56年５月31日以前に工事着手したものが対象）
設計図書の有無	□　有　　（□確認申請　□住宅金融公庫　□その他） □　無
その他	

※　受付欄	※　決済欄	※　決定
	課長　　リーダー　　担当者	可　　否

（注）　※印欄は記入しないでください。

第２号様式（第７条関係）

第　―　号
年　月　日

耐震診断申込者　　様

南アルプス市長

南アルプス市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書

年　月　日付けの木造住宅耐震診断申込みについて、内容を審査した結果、次のとおり決定したので、南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱第７条の規定により通知します。

なお、診断日については、派遣する耐震診断技術者より、連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

耐震診断技術者派遣の可否

(1) 派遣します。

ただし、虚偽の申請その他の不正行為等により耐震診断技術者の派遣決定を受けたとき、又はその他市長が不適当と認める事由が生じたときは、耐震診断技術者の派遣及びその耐震診断に係る費用の弁償を請求することがあります。

派遣する耐震診断技術者

登録番号	
氏名	
住所	
電話番号	

(2) 派遣いたしません。

派遣しない理由

第３号様式（第７条関係）

第　―　号
年　月　日

耐震診断申込者　　様

南アルプス市長

南アルプス市木造住宅耐震診断技術者派遣変更通知書

年　月　日付け第　号で通知した南アルプス市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書に、次のとおり変更が生じたので、南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱第７条第４項の規定により通知します。

変更事項

(1) 耐震診断技術者の変更

変　更　前	
登録番号	
氏名	
住所	
電話番号	

変　更　後	
登録番号	
氏名	
住所	
電話番号	

変更理由

(2) その他

○南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

（平成17年８月１日
告示第82号）

（趣旨）

第１条　この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、地域住宅計画、若しくは南アルプス市住宅・建築物耐震化促進計画に基づき既存木造住宅の耐震改修工事又は耐震性向上型改修工事（以下「耐震改修工事等」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市補助金等交付規則（平成15年南アルプス市規則第43号）に規定するもののほか、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅

次の要件を備えていなければならない。

ア　個人が所有する木造在来軸組工法の住宅で、かつ、その個人が居住しているもの

イ　長屋、共同住宅以外のもの

ウ　昭和56年５月31日以前に着工されたものであること。

エ　階数は２階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア　山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断

イ　（財）日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断

(3) 総合評点　木造住宅耐震診断による総合評点をいう。

(4) 耐震改修工事　耐震工事の結果、総合評点1.0以上となるものをいう。

(5) 耐震性向上型改修工事　改修工事の結果、総合評点が0.7以上1.0未満となるものをいう。

(6) 高齢者等世帯　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　65歳以上の者のみで構成される世帯

イ　身体障害者手帳の交付を受けたもので障害の程度が肢体不自由１級若しくは２級である者又は療育手帳の交付を受けたもので障害の程度がＡである者が同居する世帯

(7) ブロック塀等　コンクリートや石等のブロック状の素材を組み合わせて建設した塀をいう。

(8) ブロック塀等の耐震改修　社団法人日本建築学会材料施工委員会及び組積工事運営委員会ブロック塀システム研究小委員会により編集された「安心なブロック塀をめざして」に基づく改修工事をいう。

（補助対象者）

第３条　補助の交付の対象者は、市内に住所を有し、木造住宅耐震診断を行った既存木造住宅を所有するもの。ただし、市税を滞納している者は対象者から除く。

（補助対象工事）

第４条　補助金の対象は、次の各号いずれかに該当するものとする。

(1) 木造住宅耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された既存木造住宅について行う耐震改修工事に係る費用

(2) 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が0.7未満と診断された既存木造住宅のうち、昭和45年12月31日以前に着工された木造住宅について、高齢者等世帯において行う耐震性向上型改修工事に係る費用

２　前項第１号及び第２号の耐震改修工事等の費用には、ブロック塀等の耐震改修のための費用を含むことができるものとする。

（補助対象経費及び補助金額）

第５条　耐震改修工事等に係る１棟当たりの補助金の交付対象経費、耐震改修工事等に対する助成額及び補助金の交付金額は、次の表のとおりとする。

補助金の交付対象経費	既存木造住宅の所有者が行う耐震改修工事等に要する経費（補強工事に係る工事費とする。）
耐震改修工事等に対する助成額	次に掲げる額の合計額 １　対象経費の３分の２以内で、かつ、80万円を限度とする。（助成額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） ２　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の２に規定する所得税額の特別控除の額
補助金の交付金額	助成額から、第２号の額を差し引いた額

（補助金の申請及び交付決定）

第６条　補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（様式第１号）に別に定める関係書類を添え市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を付すことができる。

（計画の変更等）

第７条　申請者は、次に掲げる事項に該当するときは、あらかじめ木造住宅耐震改修補助事業計画変更承認申請書（様式第３号）に別に定める書類を添え市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 耐震改修工事に要する経費の変更

２　市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震改修補助事業計画変更承認通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

３　申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに木造住宅耐震改修補助事業計画遅滞等報告書（様式第５号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

４　市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第６号）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第８条　申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、木造住宅耐震改修補助事業計画廃止（中止）届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（着工の届出）

第９条　申請者は、耐震改修工事に着手したときは、木造住宅耐震改修補助事業着工届（様式第８号）に着工の状態が確認できる写真を添え市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第１０条　申請者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震改修補助事業完了実績報告書（様式第９号）に別に定める書類を添え市長に提出しなければならない。

２　前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第１１条　市長は、前条第２項の規定により完了実績報告書の提出を受けた場合において、申請に係る書類を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を決定し、木造住宅耐震改修事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に木造住宅耐震改修事業費補助金支払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第１３条　市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（書類の整理等）

第１５条　申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、年度終了後５年間保管しなければならない。

（その他）

第１６条　この告示の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示は、平成28年３月31日限りその効力を失う。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　　様

（申請者）　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書

南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第６条第１項に基づき、次のとおり申請します。

なお、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第４条に定める、対象住宅、対象工事を実施することを確認するために南アルプス市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、外国人登録原票、建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

住宅の概要	住宅の所在地				
	住宅の種類	専用住宅　・　（　　）併用住宅			
	建築年次	年　月　着工、　年　月　完成			
	階数		延べ床面積		m^2
	併用住宅の住宅以外の面積				m^2
	住宅の所有者及び同居者	所有者との続柄	氏名	生年月日	年齢
		本人		T・S・H　年　月　日	
				T・S・H　年　月　日	
				T・S・H　年　月　日	
				T・S・H　年　月　日	

工事費等	予定工期	平成　年　月　日～平成　年　月　日
	総工事費	円
	内設計／補強計画費	円
	補助対象工事費	円
	総合評点判定費	円
	補助申請額	円

※　添付書類
(1) 耐震改修工事見積書
(2) 耐震診断結果報告書
(3) 耐震補強計画書
　① 案内図、平面図
　② 補強計画図、その他補強方法を示す図書
　③ 耐震改修後の建物についての耐震診断の総合判定
　　（建築士の記名、捺印のあるものに限る。）
(4) 市税納税証明書

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

南アルプス市長　　印

木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで、申請のあった木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請については、次のとおり決定したので、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

１	交付決定額	円
２	住宅の所在地	
３	住宅の種類	
４	その他	補助金交付申請書のとおり

（注意事項）
・申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
・帳簿及び領収書等関係書類は、年度終了後５年間は保管しなければならない。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　　様

（申請者）住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

木造住宅耐震改修補助事業計画変更承認申請書

年　　月　　日付け第　　―　　号により交付決定を受けた事業計画について、次のとおり変更したいので、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第７条第１項の基準に基づき申請します。

記

１　住宅の所在地

２　住宅の種類

３　変更事項
(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 補助金額の変更

(3) その他

４　添付書類
(1) 耐震改修工事見積書
(2) 変更耐震改修計画書（補強前後の平面図）
(3) その他変更内容が判断できる書類

様式第４号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

南アルプス市長　　印

木造住宅耐震改修補助事業計画変更承認通知書

年　　月　　日付け第　　―　　号で申請のあった木造住宅耐震改修事業計画変更承認申請について、次のとおり承認するので南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

1　住宅の所在地

2　住宅の種類

3　変更後の補助金交付決定額　　円

4　そ　の　他

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　　様

（申請者）住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

木造住宅耐震改修補助事業計画遅滞等報告書

年　　月　　日付け第　　―　　号により補助金交付決定を受けた事業計画について、次の理由により遅滞が生じたので南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第７条第３項の規定により報告します。

1　住宅の所在地

2　住宅の種類

3　遅滞等の内容

4　遅滞等の理由

様式第６号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

南アルプス市長　　印

指　　示　　書

年　　月　　日付けで報告のあった、計画遅滞等報告書について南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第７条第４項の規定により、下記のとおり指示します。

1　住宅の所在地

2　住宅の種類

3　指示の内容

様式第７号（第８条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　　様

（申請者）住　　所
氏　　名　　印
電話番号

木造住宅耐震改修補助事業計画廃止（中止）届

年　　月　　日付け第　　―　　号により補助金交付決定を受けた木造住宅耐震改修補助事業の計画について、次のとおり廃止（中止）したいので、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第８条の規定により届け出ます。

1　住宅の所在地

2　住宅の種類

3　廃止（中止）の理由

様式第８号（第９条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　　様

（申請者）住　　所
氏　　名　　印
電話番号

木造住宅耐震改修補助事業着工届

　　年　　月　　日付け第　　―　　号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修補助事業の計画について、次のとおり着工したので、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第９条の規定により届け出ます。

１　住宅の所在地

２　住宅の種類

３　着工年月日　　年　　月　　日

様式第９号（第10条関係）

年　　月　　日

南アルプス市長　　様

（申請者）住　　所
氏　　名　　印
電話番号

木造住宅耐震改修補助事業完了実績報告書

　　年　　月　　日付け第　　―　　号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修事業の計画について、次のとおり事業が完了したので、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第10条第１項の規定により、報告します。

記

１　住宅の所在地

２　住宅の種類

３　完了の年月日　　年　　月　　日

４　添付書類
(1) 工事契約書及び領収書の写し
(2) 工事写真（施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できるもの）
(3) 山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会を受講した者の確認を証するもの（当該報告書兼用：下段による）
(4) その他、南アルプス市長が必要と認める書類

耐震性能の確認
　本件の木造住宅耐震補強助成事業は、耐震補強計画に基づき工事が完成されたことを確認し、補強後の耐震評点が1.0以上であることを証します。

工事監理者等　氏名　　㊞

様式第10号（第11条関係）

第　　号
年　月　日

様

南アルプス市長　　印

木造住宅耐震改修事業費補助金交付確定通知書

年　月　日付けで決定した補助金の交付について、次のとおり確定したので、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

1　住宅の所在地

2　住宅の種類

3　交付決定額　　円

4　交付確定額　　円

様式第11号（第12条関係）

年　月　日

南アルプス市長　　様

（申請者）住　所
氏　名　　㊞
電話番号

木造住宅耐震改修事業費補助金支払請求書

南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

1　住宅の所在地

2　住宅の種類

3　支払い請求額　　円

4　振込先

振込先金融機関名	金融機関名	銀行　本店（所）
		農協　本店・支店
	預金の種類	普通　・　当座　（該当を○で囲む）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

○南アルプス市花壇・生け垣推進に関する補助金交付要綱

（平成15年４月１日 告示第72号）

（目的）

第１条　この告示は、市内を潤いと安らぎを与えてくれる住環境にするため、花壇と生け垣の推進を積極的に行い、緑豊かな街並み形成を図り、もって健康で文化的な生活の確保を寄与することを目的とする。

（補助基準）

第２条　この告示において補助の対象とする花壇又は生け垣（以下「花壇等」という。）とは、個人が居住するために所有し、又は管理する宅地（同一敷地内で畑として使用している部分を含む。）の公道（幅員が４メートル未満の公道の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第２項に規定する道路の境界線をいう。）に面した部分に設置するもので、別表に定める基準に該当するものとする。なお、花壇等を新設するため、既存ブロック塀等の取壊しを行うものについても、同様とする。

（補助金額）

第３条　補助金額は、次項の表の区分により算出した額を合計し、1,000円未満を切り捨てた額とする。

花壇・生け垣推進事業		補助対象基本額	補助率 補助限度額
花壇の新設	花壇整備費	１メートル当たり9,000円	2/3 180,000円
	植栽及び種苗代	１平方メートル当たり500円	1/1 10,000円
生け垣の新設	植栽樹木費	１メートル当たり7,500円	2/3 150,000円
支柱の購入	支柱の購入費	１メートル当たり1,500円	2/3 30,000円
ブロック塀等	取壊し費	１平方メートル当たり7,500円	2/3 150,000円

算出式

対象実施経費の単価又は補助対象基本額のいずれか低い方×対象の延長又は面積×補助率＝算出額

ただし、算出額が補助限度額を超えている場合は、算出額を補助限度額とする。

（注）植栽及び種苗代については、実施経費にかかわらず、当該補助対象基本額を用いる。

（補助金交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、花壇・生け垣設置補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定）

第５条　市長は、補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る事項を審査し、現地調査を行い、適正と認めたときは、補助金交付を決定する。

２　市長は、補助金交付を決定する場合、必要と認めるときは、条件を付して決定することができる。

３　市長は、補助金交付の予算範囲を超えると判断した場合は、決定を延期することができる。

（補助金交付決定の通知）

第６条　市長は、前条の規定により補助金交付の決定をした場合は、花壇・生け垣設置補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者にその旨を通知するものとする。

（工事の着手）

第７条　申請者は、補助金交付決定の通知を受けた後、工事に着手するものとする。

（申請事項の変更届）

第８条　補助金交付の決定後、第４条の規定による申請事項に変更を生じたときは、花壇・生け垣設置補助金申請事項変更届（様式第３号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、市長は、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（完了及び検査）

第９条　申請者は、花壇等の設置が終わったときは、速やかに完了届（様式第４号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

（補助金額確定の通知）

第１０条　市長は、検査により適正と認めたときは、補助金額を確定し、花壇・生け垣設置補助金に係る補助金額確定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付）

第１１条　市長は、確定した補助金額の請求を申請者から受けたときは、補助金を交付するものとする。

（遵守事項）

第１２条　花壇等の持つ特性を生かすため、花壇等を設置した者は、適正な維持管理を行い、優れた景観形成に努めるものとする。

２　生け垣は、その高さを２メートル以下、葉張り１メートル以内となるよう管理するものとする。

３　補助対象となった花壇等は、設置後５年間は原則として除去することができないものとする。

（協議）

第１３条　補助金交付を受けた者は、積極的に生け垣の育成と保護に努めるとともに、花壇等の設置後に形状の変更をする場合は、市と協議するものとする。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 申請事項に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、義務違反があったとき。

（その他）

第１５条　この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成22年２月26日告示第26号）

この告示は、平成22年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

１　花壇

区　　分	基　　準
花壇奥行き	道路・水路の境界線から最低0.7メートルを確保する。（縁石部分を含む。）
花壇延長	５メートル以上とする（縁石部分を含む。）。
花壇面積	3.5平方メートル以上とする（縁石部分を含む。）。
花壇の土留等の高さ	道路面等から0.3メートルを基準とする。

２　生け垣

区　　分	基　　準
延長	５メートル以上とする。
樹木の規格	樹高（植栽後の宅地面から）1.2メートル以上、葉張り0.3メートル以上とする。
樹木の間隔	１メートルごとに２本以上とする。
道路・水路からの後退距離	幹を境界線から0.6メートル以上離す。
交差点の安全対策	交差点に面した部分の樹高（植栽後の道路面から）を斜辺３メートルの角切りに相当する部分を道路面から0.8メートル以下にする。
その他	１　宅地には、これと隣接した畑を含む。 ２　植栽地の盛土をブロック等で囲む場合は、その高さを道路面から0.5メートル以下とする。 （ただし、傾斜地の宅地で道路に面して土留の擁壁がある場合は、宅地面から0.5メートル以下とする。） ３　見通しのある金網フェンス等の内側（1.2メートル以内）への生け垣設置は、補助対象とする。
対象樹種	レッドロビン　カナメモチ　サンゴジュ　ネズミモチ　ドウダンツツジ　キンモクセイ　ゲッケイジュ　イヌツゲ　イチイ　サザンカ　シラカシ　サカキ　コウヤマキ　チャボヒバ　ウバメガシ　等

様式　略

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正　令和４年６月２４日規則第36号

第１　救助の程度、方法及び期間

１　避難所及び応急仮設住宅の供与

１　避難所

(一)　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

(二)　避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。

(三)　避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、１人１日当たり330円以内の額とする。

(四)　福祉避難所（高齢者、障害者等（２の(四)において「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(三)の金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

(五)　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊料金の借上げを実施し、これを供与することができる。

(六)　法第四条第一項第一号の避難所を開設することができる期間は災害発生の日から７日以内とし、同条第二項の避難所を開設することができる期間は法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったことが判明し、かつ、現に救助の必要がなくなった日までの期間とする。

２　応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他の適切な方法により供与する住宅とする。

(一)　建設型応急住宅

(1)　建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当は公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(2)　建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし

て6,285,000円以内の額とする。

(3)　建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合にあっては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に50個未満設置した場合にあっては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。

(4)　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

(5)　建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(6)　建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第３項又は第４項に規定する期限までとする。

(7)　建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の現状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

（二）　賃貸型応急住宅

(1)　賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて（一）の(2)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

(2)　賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供するものとする。

(3)　賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日から（一）の(6)に規定する期限までとする。

二　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1　炊き出しその他による食品の給与

（一）　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。

（二）　炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

（三）　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、１人１日当たり1,180円以内の額とする。

（四）　炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

2　飲料水の供給

（一）　飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

（二）　飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

(三)　飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(一)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。(三)の(2)及び八の(一)において同じ。）、全島遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(二)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

(1)　被服、寝具及び身の回り品

(2)　日用品

(3)　炊事用具及び食器

(4)　光熱材料

(三)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により１世帯当たり次の額の範囲内とする。

(1)　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分／季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算する額
夏季 4月から9月まで	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
冬季 10月から3月まで	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円

(2)　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分／季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算する額
夏季 4月から9月まで	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬季 10月から3月まで	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円

(四)　三の(三)の季別区分は、災害発生の日をもつて決定する。

(五)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

四　医療及び助産

１　医療

(一)　医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下この(一)及び(三)において「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

(二)　医療は、次の範囲内において行う。

(1)　診療

(2)　薬剤又は治療材料の支給

(3)　処置、手術その他の治療及び施術

(4)　病院又は診療所への収容

(5)　看護

(三)　医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(四)　医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2　助産

(一)　助産は、災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行う。

(二)　助産は、次の範囲内において行う。

(1)　分べんの介助

(2)　分べん前及び分べん後の処置

(3)　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(三)　助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

(四)　助産を実施することのできる期間は、分べんした日から７日以内とする。

五　被災者の救出

(一)　被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

(二)　被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三)　被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から３日以内とする。

六　被災した住宅の応急修理

(一)　住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(二)　住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

(1)　半壊又は半焼した世帯　一世帯当たり655,000円

(2)　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　一世帯当たり318,000円

(三)　住宅の応急修理は、災害発生の日から３箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６箇月以内）に完了しなければならない。

七　生業に必要な資金の貸与

(一)　生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行う。

(二)　生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。

(三)　生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の額以内とする。

(1)　生　業　費　　１件当たり　　30,000円

(2)　就職支度金　　１件当たり　　15,000円

(四)　生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

(1)　貸与期間　　２年以内

(2)　利　　子　　無利子

(五)　生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から１箇月以内に完了しなければならない。

八　学用品の給与

(一)　学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。(三)において同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(三)において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(三)において同じ。）に対して行う。

(二)　学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

(1)　教科書

(2)　文房具

(3)　通学用品

(三)　学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

(1)　教科書代

（イ）小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（ロ）高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2)　文房具費及び通学用品費

（イ）小学校児童　１人当たり4,700円

（ロ）中学校生徒　１人当たり5,000円

（ハ）高等学校等生徒　１人当たり5,500円

(四)　学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、１箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

九　埋葬

（一）　埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。

（二）　埋葬は、原則として、棺又は棺材等の現物をもつて、次の範囲内において行う。

(1)　棺（附属品を含む。）

(2)　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(3)　骨つぼ及び骨箱

（三）　埋葬のため支出することができる費用は、１体当たり213,800円以内の額（死亡時において12歳未満であつた者にあっては、170,900円以内の額）とする。

（四）埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

十　死体の捜索

（一）　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

（二）　死体の捜索のため支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

（三）　死体の捜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

十一　死体の処理

（一）　死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

（二）　死体の処理は、次の範囲内において行う。

(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2)　死体の一時保存

(3)　検案

（三）　検案は、原則として救護班によって行う。

（四）　死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、１体当たり3,500円以内とする。

(2)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、１体当たり5,400円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

(3)　救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(4)　死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

十二　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下この十二において「障害物」という。）の除去

（一）　障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

（二）　障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費とする。この場合において、一の市町村における障害物の除去を行った１世帯当たりの費用の平均額は、138,300円以内の額とする。

（三）　障害物の除去のできる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

十三　救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

（一）　救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

(1)　被災者（法第4条第2項の救助にあっては、避難者）の避難に係る支援

(2)　医療及び助産

(3)　被災者の救出

(4)　飲料水の供給

(5)　死体の捜索

(6)　死体の処理

(7)　救済用物資の整理配分

（二）　救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

（三）　救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第二　実費弁償

令第５条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

（一）　令第４条第１号から第４号までに規定する者

１　日当

(1)　医師及び歯科医師　１人１日当たり25,400円

(2)　薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士　１人１日当たり16,300円

(3)　保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士　１人１日当たり16,100円

(4)　救急救命士　１人１日当たり14,600円

(5)　土木技術者及び建築技術者　１人１日当たり16,800円

(6)　大工　１人１日当たり25,700円

(7)　左官　１人１日当たり27,000円

(8)　とび職　１人１日当たり24,900円

２　時間外勤務手当

職種ごとに１の(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

３　旅費

一般職の職員の旅費の例による。

（二）　令第４条第５号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の３の額を加算した額

第１号様式　削除

〔そ　の　他〕

○「東海地震に関連する情報」に関する知事の放送文例

例文１

「注意情報発表時の知事の県民への呼びかけ」の放送文

県民のみなさん、私は、山梨県知事　○○○○です。

先程、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。

この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地域を震源とする大きな地震の発生する可能性が高まったことを意味する情報です。

「東海地震注意情報」の発表を受けて、国、県、市町村や防災関係機関では、地震の被害を、できる限り少なく抑える措置や防災応急対策活動の準備を始めています。

県民のみなさんも、今後のテレビ・ラジオの情報や市町村の広報に十分注意し、正確な情報を把握してください。

また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。

今後の観測の結果、地震が発生する恐れがある、と判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることになります。

従って、県民のみなさんは、今後の情報に十分注意し、どうか落ち着いて行動してください。

例文２

「警戒宣言時の知事の県民への呼びかけ」放送文

県民のみなさん、私は、山梨県知事　○○○○です。

先程、内閣総理大臣から、東海地震に対する警戒宣言が発せられました。

この地震が発生すると、本県の地震防災対策強化地域内では「震度６弱」以上、その隣接地域では「震度５強」程度の強い揺れに見舞われることが予想されますので、厳重な注意をしてください。

既に、県・市町村・防災関係機関においては、県民のみなさんの、生命、身体、財産を守るため、地震災害警戒本部を設置し、応急対策を実施中でありますが、地震の被害を最小限にくいとめるためには、県民のみなさんの冷静沈着な行動が大切であります。

まず、身の回りの点検をしてください。

火元や、破損、転倒しやすいものの点検をするとともに、自動車の使用、危険な作業は控えてください。

また、飲料水を貯え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオなどの非常持ち出し品の確認してください。

今後のテレビ、ラジオの情報、市町村の広報などに十分注意し、日頃の防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて行動してください。

○防災の心得

（人命の保護を第一に考えましょう）

◎大地震

1　まず我が身の安全を図ること。
2　正しい情報をつかみ、余震を恐れないこと。
3　すばやく火の始末をすること。
4　火が出たらまず消火すること。
5　慌てて戸外に飛び出さないこと。
6　狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らないこと。
7　山崩れ、崖崩れ、浸水に注意すること。
8　避難は徒歩で持物は最小限にとどめること。
9　協力しあって応急救護に当たること。
10　秩序を守り、衛生に注意すること。

◎台　風

1　ラジオ・テレビ等の気象情報に注意すること。
2　窓・屋根・雨樋など家屋の補強を行うこと。
3　排水溝等の清掃を行い、流れをよくすること。
4　停電に備えて、懐中電灯・トランジスターラジオ等を用意すること。
5　垂れ下がった電線には近寄らないこと。

◎豪　雨

1　大雨、洪水注意報・警報などの気象情報に注意すること。
2　局地的な大雨に特に注意すること。
3　河川の増水に注意し、早めに避難すること。
4　山津波、山崩れ、崖崩れを警戒すること。

◎避　難

1　日頃から避難場所と安全な道順を良く覚えておくこと。
2　避難の勧告、指示があったら何時でも避難できるように準備しておくこと。
3　女子、子供、老人、病弱者は早目に避難させること。
4　避難命令がでたら、まず火を始末し戸締りを安全にすること。
5　単独行動は避け、家族又は隣り近所そろって避難すること。
6　警察官、避難誘導員の指示に従って行動すること。

◎家庭用防災器具

照　明　器　具	ヒモをつけた懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター等
大　工　道　具	金ヅチ、ノコギリ、ロープ、針金、ナイフ、ペンチ、クギ、補強用資材等
食　　料　　等	飲み水、水筒、パン類、缶詰等

炊　事　道　具	食器、コンロ等
応　急　医　薬　品	脱脂綿、包帯、バンソウ膏、頭痛・胃腸薬等
容　　器　　類	風呂敷、リュック、ビニール袋等
情　報　手　段	トランジスターラジオ、地図、鉛筆等
そ　　の　　他	ヘルメット、ズキン、座布団、貴重品類、雨ガッパ等

○災害用伝言ダイヤルの利用方法

地震など大規模災害発生時には、安否確認、見舞い、問い合わせ等の電話が殺到し、電話がつながりにくくなる。

このような状況を緩和するため、大規模災害発生時には被災地域内やその他の地域の人との間で「声の伝言板」の役割を果たす「災害用伝言ダイヤル」がＮＴＴにより提供される。

※「災害用伝言ダイヤル」とは、被災地の人が録音した安否情報などを、その他の地域の親戚や友人が、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができるシステム

提供の条件

○利用できる電話……一般加入電話（プッシュ回線・ダイヤル回線とも）、公衆電話、ＩＮＳネット64・1500、メンバーズネット、またＮＴＴが被災地に設置する特設公衆電話

○提供開始時期……災害が発生し、安否確認のための通話が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になっている場合

○伝言録音時間……１伝言あたり30秒以内

○伝言保存期間……録音してから２日（48時間）。保存期間終了時には自動消去

○利用料金……伝言の録音・再生時の通話料のみ必要。ただし、被災地に設置する特設公衆電話及び被災地内の公衆電話を無料化したときは、利用は無料

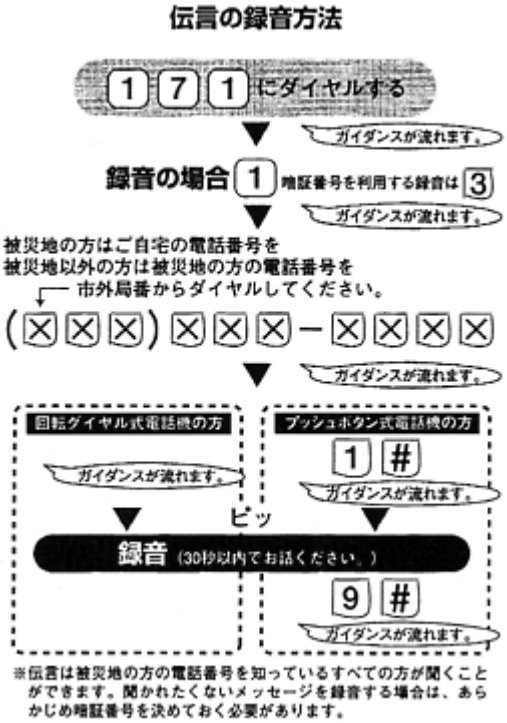

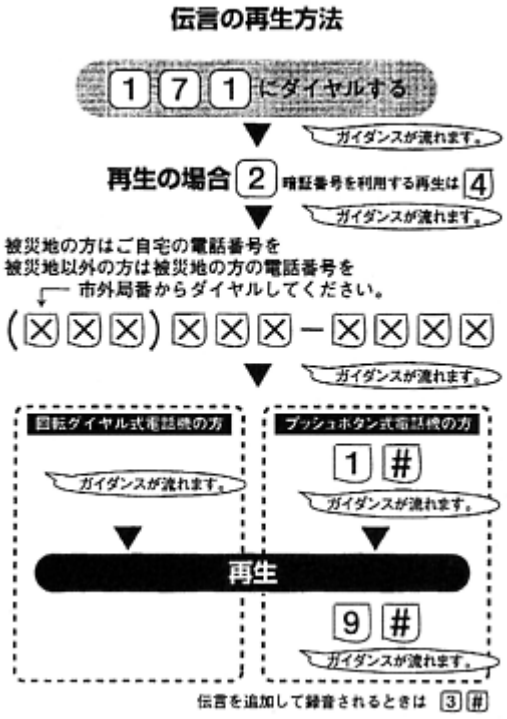

○災害時優先電話設置場所

設　置　場　所		電話番号
南アルプス市役所	３階大会議室	055－283－0100
	ＦＡＸ	055－282－1112
西別館	建設部長席	055－282－5928
八田支所	窓口サービスセンター長席	055－285－2159
白根支所	窓口サービスセンター長席	055－283－2981
芦安支所	窓口サービスセンター長席	055－288－2110
若草支所	窓口サービスセンター長席	055－282－3977
南アルプス市社会福祉協議会	総務課	055－280－3112
甲西支所	窓口サービスセンター長席	055－282－2931
教育委員会	教育総務課（ＦＡＸ）	055－282－6427
南アルプス市消防本部	代　表	055－283－0119
	本部代表（ＦＡＸ）	055－284－6071
	八田消防署	055－285－0119
	八田消防署（ＦＡＸ）	055－283－6645
	甲西分遣所	055－284－0119
	管理課（ＦＡＸ）	055－283－0237
企業局	総務課（ＦＡＸ兼用）	055－284－4889
	駒場浄水場	055－285－2778
八田地区	八田小学校	055－285－0035
	八田中学校	055－285－5252
	八田保育所	055－285－0471
白根地区	白根東小学校	055－283－1361
	白根飯野小学校	055－283－1362
	白根源小学校	055－285－1128
	白根百田小学校	055－285－3766
	白根巨摩中学校	055－282－2051
	白根御勅使中学校	055－285－0330
	白根保育所	055－285－3603
	巨摩保育所	055－283－4251
	白根東保育所	055－283－4271
	百田保育所	055－285－3602
	白根高等学校	055－284－3056
	山梨県立わかば支援学校	055－285－1750

	県立育精福祉センター	055－285－0615
芦安地区	芦安小学校	055－288－2006
	芦安チロル学園	055－288－2711
	芦安山岳館	055－288－2125
	芦安保育所	055－288－2031
	芦安中学校	055－288－2007
若草地区	若草小学校	055－282－1527
	若草南小学校	055－282－6500
	若草中学校	055－282－0211
	若草保育所	055－282－2730
櫛形地区	小笠原小学校	055－282－0116
	櫛形西小学校	055－282－0142
	櫛形北小学校	055－282－2427
	豊小学校	055－283－5115
	櫛形中学校	055－282－0056
	櫛形北保育所	055－283－1262
	櫛形中央保育所	055－282－2463
	青少年児童センター（ＦＡＸ）	055－282－8415
	巨摩高等学校	055－282－1164
	豊保育所	055－282－0189
	櫛形西保育所	055－284－1602
甲西地区	落合小学校	055－282－1429
	大明小学校	055－282－3113
	南湖小学校	055－284－0140
	甲西中学校	055－282－1052
	甲西保健福祉センター	055－283－5800
	大明保育所	055－282－1307
	落合保育所	055－282－1079
	南湖保育所	055－284－0409

○地区別指定文化財一覧表

地区名	名称（指定時の正式名称）	種　別	所　在　地	所有者／管理者
若草地区	紙本墨書大般若経	書跡	加賀美3509	法善寺
	版本大毘盧遮那成仏教疏	書跡	加賀美3509	法善寺
	紙本墨書金光明最勝王経	書跡	加賀美3509	法善寺
	法善寺伝承本真言宗諸流聖教類	書跡	加賀美3509	法善寺
	三恵の大ケヤキ	天然記念物	寺部1509	南アルプス市
	鏡中条のゴヨウ松	天然記念物	鏡中条461	斉藤敏雄
	十日市場の大ケヤキ	天然記念物	十日市場1959	石動神社
	法善寺のサルスベリ	天然記念物	加賀美3509	法善寺
	板絵僧形八幡神像	絵画	加賀美3509	法善寺
	加賀美遠光館跡	史跡	加賀美3509	法善寺
	法善寺鐘楼	建造物	加賀美3509	法善寺
	大薙刀銘備州長船兼光	歴史資料	加賀美3509	法善寺
	絹本著色十六善神像図	絵画	加賀美3509	法善寺
	絹本著色釈迦涅槃像図	絵画	加賀美3509	法善寺
	絹本著色弘法大師像図	絵画	加賀美3509	法善寺
	八幡神本地仏鏡像	工芸品	加賀美3509	法善寺
	掛絵六地蔵菩薩像	絵画	十日市場1841	安養寺
	木造寄木地蔵菩薩立像	彫刻	十日市場1841	安養寺
	十日市跡	史跡	十日市場	（安養寺）
	宝筐印塔群	史跡	鏡中条700	長遠寺
	木造釈迦如来坐像	彫刻	鏡中条700	長遠寺
	木造日蓮上人坐像	彫刻	鏡中条747	妙蓮寺
	木造僧形八幡菩薩像	彫刻	鏡中条747	妙蓮寺
	木造神功皇后坐像	彫刻	鏡中条747	妙蓮寺
	五味国鼎の墓	史跡	藤田410	泉能寺
	広瀬中庵の墓	史跡	藤田304	明行寺
	五味可都里の墓跡	史跡	藤田410	泉能寺
	巨摩八幡宮の太々神楽	無形民俗文化財	鏡中条469	巨摩八幡宮
	木造阿弥陀如来坐像	彫刻	下今井841	隆円寺
	木造十一面観音及毘沙門天、不動明王立像	彫刻	下今井841	隆円寺
	木造厨子入り地蔵菩薩坐像	彫刻	十日市場1929	法憧院
甲西地区	安藤家住宅	建/造物	西南湖4302	山梨県／南アルプス市
	夢窓国師坐像	彫刻	鮎沢505	古長禅寺
	古長禅寺のビャクシン	天然記念物	鮎沢509	古長禅寺
	古長禅寺	史跡	鮎沢505	古長禅寺
	深向院の釈迦如来像	彫刻	大師596	深向院
	湯沢の思い杉	天然記念物	湯沢2248	
	湯沢のサイカチ	天然記念物	湯沢113-1	
	秋山太郎光朝供養の経筒及び付属品	工芸品	秋山596	
	八王子権現の剣	工芸品	落合	落合八王子社
	俳諧白根嶽外俳書35種並びに上矢敲氷自筆俳文28種と俳人等の書簡169通	書籍	荊沢387	
	江原浅間神社本殿	建造物	江原1302	江原浅間神社
	遠光・光朝の木造	彫刻	秋山567	秋山光朝公奉賛会

	奈胡十郎義行の墓	史跡	東南湖55	東南湖区
	遠光・光朝及び夫人の墓	史跡	秋山567	秋山光朝公奉賛会
	秋山光朝館跡	史跡	秋山603	秋山光朝公奉賛会
	辻嵐外の墓	史跡	落合150	成妙寺
	塚原上村古墳	史跡	塚原272	
	懸腰山	名勝	湯沢1345	本清寺
	清水八幡の夫婦ケヤキ	天然記念物	清水92	清水区
	秋山の多羅葉樹	天然記念物	秋山596	
	広誓院のカヤの木	天然記念物	湯沢1826	広誓院
	安藤家避雷針の松	天然記念物	西南湖4302	山梨県
	不動寺の菩提樹	天然記念物	古市場180	不動寺
	法音寺の多羅葉樹	天然記念物	江原1587	法音寺
	成妙寺の松	天然記念物	落合150	成妙寺
	鮎沢の御崎ビャクシン	天然記念物	鮎沢754	鮎沢区1組
	本清寺のカヤの木	天然記念物	湯沢913	本清寺
	隆昌院の多羅葉樹	天然記念物	江原1550	隆昌院
	若宮八幡の神楽	無形民俗文化財	古市場238	古市場敬神会
	西南湖の獅子舞	無形民俗文化財		西南湖獅子舞保存会
	神部神社曳舟神事	無形民俗文化財	下宮地563	神部神社
	隆昌院の桟唐戸	工芸品	江原1550	隆昌院
	東南湖八幡の御輿と神鈴	工芸品	東南湖3282	東南湖八幡社
	神部神社の算額	工芸品	下宮地563	神部神社
	西川家土蔵の戸前口	工芸品	大師665	
	隆昌院の釈迦涅槃図	絵画	江原1550	隆昌院
	隆昌院の飯縄権現図	絵画	江原1550	隆昌院
	松寿軒長崎	建造物	荊沢319	内藤守房
芦安地区	甲斐犬	特別天然記念物		
	ニホンカモシカ	特別天然記念物		
	ライチョウ	特別天然記念物		
	ヤマネ	天然記念物		
	大日如来像	工芸品	芦安芦倉960-1	諏訪神社
	伝曽我十郎木像伝虎御前木像	彫刻	芦安芦倉960-11142	諏訪神社
	沓沢山の神大栂	天然記念物	芦安芦倉1290-1	南アルプス市
	芦安堰堤	建造物	芦安村芦倉字大曽利	山梨県
白根地区	木造獅子頭	彫刻	百々1537	諏訪神社
	木造薬師如来像	彫刻	上今諏訪1783	慈眼寺
	木造阿弥陀如来立像	彫刻	飯野1065	常楽寺
	木造菩薩形立像	彫刻	上今諏訪1778	諏訪神社
	鰐口	工芸品	下今諏訪556	久本寺
	伝保昌の刀	工芸品	下今諏訪498	
	白根町のカエデ	天然記念物	百々3187	
	大嵐ビャクシン	天然記念物	大嵐123	善応寺
	善応寺宝篋印塔	建造物	大嵐123	善応寺
	松声堂址	史跡	西野2783	南アルプス市
	須沢城跡	史跡	大嵐	西区
	御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）	史跡	山梨県韮崎市竜岡町下條南割字西原、同南アルプス市大字有野字北新田	南アルプス市

	矢崎家住宅	建造物	有野1204	矢崎徹之助
	若宮神社本殿	建造物	飯野2175	若宮神社
	大城寺のケヤキ	天然記念物	在家塚御堂347	大城寺
	白根町のゴヨウマツ	天然記念物	西野1498	
	水宮神社の社叢	天然記念物	有野1298	水宮神社
	白山神社	史跡	築山	白山神社
	おつき穴古墳	史跡	上今諏訪1330-1	白根町
	ロタコ（御勅使河原飛行場）跡３号掩体壕	史跡	飯野4182-2	
	芦澤家住宅主屋	建造物	山梨県南アルプス市西野97-1	芦澤桂子
	芦澤家住宅座敷蔵	建造物	山梨県南アルプス市西野97-1	芦澤桂子
八田地区	長谷寺本堂	建造物	榎原442	長谷寺
	野牛島のビャクシン	天然記念物	野牛島2076	野牛島区
	西の神地蔵	彫刻	野牛島2616	野牛島区
	石丸地蔵	彫刻	榎原521	榎原区
	能蔵の石幢	彫刻	野牛島2704	野牛島区
	紙本墨書長盛院の大般若経	書跡	徳永1678	長盛院
	鎌倉御所五郎丸の墓	史跡	野牛島2076	野牛島区
	五百住巨川の墓	史跡	上高砂986	豊光院
	土屋惣蔵の墓	史跡	徳永1683	長盛院
	能蔵のエドヒガンザクラ	天然記念物	野牛島2704	野牛島区
	能蔵池の碑	彫刻	野牛島2716	野牛島区
	長盛院の絹本著色仏涅槃図	絵画	徳永1678	長盛院
	江戸小紋染師　内田一雄	無形文化財	下高砂133-2	
	鋳造の金灯籠	工芸品	野牛島2727	南アルプス市
	木造十一面観音立像	彫刻	榎原442	長谷寺
	神明神社正徳四年再興棟札	歴史資料	上高砂958-1	神明神社
櫛形地区	木造大日如来及四波羅蜜菩薩坐像	彫刻	山寺950	宝珠寺
	鋳物師屋遺跡出土品	考古資料	野牛島2727	南アルプス市
	中野のカキ	天然記念物	中野207	
	宝珠寺のマツ	天然記念物	山寺950	宝珠寺
	穂見神社　銅製懸仏（御正躰）	工芸品	高尾485	穂見神社
	木造諏訪神社神像	彫刻	曲輪田1077	諏訪神社
	伝嗣院紙本墨書大般若経	書跡	上宮地1424	伝嗣院
	穂見神社本殿	建造物	高尾485	穂見神社
	桜田家　鰐口	工芸品	下市之瀬872	
	蔵珠院　六地蔵幢	建造物	桃園740	蔵珠院
	ミヤマシロチョウ（Aporia hippia）	天然記念物	丸山林道お池付近	
	物見塚古墳	史跡	下市之瀬954－1	南アルプス市／長沼庚三
	沢登六角堂の切子	無形民俗文化財	沢登	沢登区
	木造毘沙門天立像	彫刻	山寺950	宝珠寺
	上市之瀬のイトザクラ	天然記念物	上市之瀬1436	上市之瀬イトザクラ保存会
	下市之瀬の獅子舞	無形民俗文化財	下市之瀬	下市之瀬獅子舞保存会
	本重寺　板本尊	彫刻	上野347	本重寺
	七面明神社本殿	建造物	下市之瀬240	宗林寺
	木造野中地蔵菩薩坐像	彫刻	山寺92	野中恵治
	山寺八幡神社シラカシ林	天然記念物	下宮地470	山寺八幡神社

	十五所の甲州囃子	無形民俗文化財	十五所	十五所甲州囃子保存会
	椿城跡	史跡	上野	上野区
	六科丘古墳	史跡	あやめが丘1930－7他	南アルプス市（櫛形支所地域振興課）
	平岡諏訪神社の石鳥居	建造物	平岡1611	平岡区
	平岡のヤシャブシ	天然記念物	平岡2910	平岡区
	山寺八幡神社の太太神楽	無形民俗文化財	山寺	山寺八幡神社神楽部
	高尾穂見神社の太太神楽	無形民俗文化財	高尾485	高尾穂見神社神楽会
	小笠原長清公館跡	史跡	小笠原	
	曲輪田諏訪神社のエドヒガン	天然記念物	曲輪田1077－2	曲輪田諏訪神社
	宗林寺のイロハモミジ	天然記念物	下市之瀬240	宗林寺
	伝嗣院の大日如来坐像	彫刻	上宮地1408-1	伝嗣院
	上市之瀬八幡神社本殿	建造物	上市之瀬1029	上市之瀬区
	曲輪田峰村小路の獅子舞	無形民俗文化財	曲輪田峰村小路	曲輪田峰村小路獅子舞保存会
	高尾穂見神社神楽殿	建造物	高尾485	穂見神社
	高尾穂見神社の大スギ	天然記念物	高尾485	穂見神社
	妙行寺の宝篋印塔	建造物	中野1664-1	体顕山妙行寺
	沢登六角堂	建造物	沢登663	沢登区
	長昌院の六地蔵幢	建造物	上宮地1140	長昌院
	妙了寺　経堂及び輪蔵・傳大士像	建造物	上市之瀬724	高峯山　妙了寺
	山県大弐作「熱海浴泉歌」	書跡	桃園883	桃園神社
	村松家住宅主屋	建造物	山梨県中巨摩郡櫛形町桃園六一五-一	村松映子
	村松家住宅商家蔵	建造物	山梨県中巨摩郡櫛形町桃園六一五-一	村松映子
	村松家住宅文庫蔵	建造物	山梨県中巨摩郡櫛形町桃園六一五-一	村松映子
	村松家住宅厠	建造物	山梨県中巨摩郡櫛形町桃園六一五-一	村松映子

○気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

1　気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。

2　震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

3　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なる事があります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。

4　大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。

5　この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることもある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。				
4.5								

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
4.5								
	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。［停電する家庭もある。］	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0								
	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなどの重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスなどを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。［一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。］	
5.5								
	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂を生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。［一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。］	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0								
	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがかなりある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水設備に被害が発生することがある。［一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。］	
6.5								
	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	［広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。］	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

※　ライフラインの［　］内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

（注）　計測震度とは、その地点における揺れの強さの程度を数値化したもので、震度計により計測されます。一般に発表される震度階級は、計測震度から換算されます。

南アルプス市地域防災計画

平成17年３月23日発行
令和 5年12月14日改正
編　集　　南アルプス市防災会議
（山梨県）

事務局　山梨県南アルプス市小笠原376（〒400-0395）
南アルプス市役所　総務部　防災危機管理課
電　話　055―282―1111